

土木設計(測量、調査)業務等共通仕様書

令和 7 年 4 月

長 崎 県 土 木 部

第1部 設計業務等共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

第1101条	適用	設一	1
第1102条	用語の定義	設一	1
第1103条	受発注者の責務	設一	3
第1104条	業務の着手	設一	3
第1105条	設計図書の支給および点検	設一	3
第1106条	監督職員	設一	3
第1107条	管理技術者	設一	3
第1108条	照査技術者および照査の実施	設一	4
第1109条	担当技術者	設一	4
第1110条	提出書類	設一	4
第1111条	打合せ等	設一	5
第1112条	業務計画書	設一	5
第1113条	資料の貸与および返却	設一	6
第1114条	関係官公庁への手続き等	設一	6
第1115条	地元関係者との交渉等	設一	6
第1116条	土地又は水面への立入り等	設一	6
第1117条	成果物の提出	設一	7
第1118条	関連法令および条例の遵守	設一	7
第1119条	検査	設一	7
第1120条	修補	設一	7
第1121条	条件変更等	設一	7
第1122条	契約変更	設一	7
第1123条	履行期間の変更	設一	8
第1124条	一時中止	設一	8
第1125条	発注者の賠償責任	設一	8
第1126条	受注者の賠償責任等	設一	8
第1127条	部分使用	設一	8
第1128条	再委託	設一	8
第1129条	成果物の使用等	設一	9
第1130条	守秘義務	設一	9
第1131条	安全等の確保	設一	9
第1132条	臨機の措置	設一	10
第1133条	履行報告	設一	10
第1134条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	設一	11
第1135条	業務管理	設一	11
第1136条	行政情報流出防止対策の強化	設一	11

第1137条	県内企業の優先活用について	設一	12
第1138条	暴力団等による不当要求の排除対策	設一	12
第1139条	保険加入の義務	設一	12
第1140条	新技術の活用について	設一	12
第1150条	支障物件（地下埋設物等）調査	設一	12

第2章 設計業務等一般

第1201条	使用する技術基準等	設一	13
第1202条	現地踏査	設一	13
第1203条	設計業務等の種類	設一	13
第1204条	調査業務の内容	設一	13
第1205条	計画業務の内容	設一	13
第1206条	設計業務の内容	設一	13
第1207条	調査業務の条件	設一	14
第1208条	計画業務の条件	設一	14
第1209条	設計業務の条件	設一	14
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	設一	15
第1211条	設計業務の成果	設一	15
第1212条	三者会議への協力	設一	16
第1213条	維持管理への配慮	設一	16
(参考)	様式等	設一	17
(参考)	主要技術基準及び参考図書	設一	21

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節 河川環境調査の種類

第2101条	河川環境調査の種類	設一	34
--------	-----------	----	----

第2節 環境影響評価

第2102条	環境影響評価の区分	設一	34
第2103条	計画段階配慮書（案）の作成	設一	34
第2104条	方法書（案）の作成	設一	35
第2105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	設一	36
第2106条	調査	設一	36
第2107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	設一	37
第2108条	準備書（案）の作成	設一	37
第2109条	評価書（案）の作成	設一	38
第2110条	評価書の補正等	設一	38

第3節 河川水辺環境調査

第2111条	河川水辺環境調査の区分	設一	39
第2112条	魚類調査	設一	39
第2113条	底生動物調査	設一	40
第2114条	植物調査	設一	40

第2115条	鳥類調査	設一	40
第2116条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	設一	41
第2117条	陸上昆虫類等調査	設一	41
第2118条	河川環境基図作成調査	設一	41
第2119条	河川空間利用実態調査	設一	42
第2120条	河川水辺総括資料作成調査	設一	42
第4節 成果物			
第2121条	成果物	設一	42
 第2章 河川調査・計画			
第1節 河川調査・計画の種類			
第2201条	河川調査・計画の種類	設一	44
第2節 洪水痕跡調査			
第2202条	洪水痕跡調査	設一	44
第3節 計画降雨検討			
第2203条	計画降雨検討の区分	設一	45
第2204条	ティーセン法による検討	設一	45
第2205条	降雨強度曲線による検討	設一	45
第4節 基本高水・計画高水流量検討			
第2206条	基本高水・計画高水流量検討の区分	設一	46
第2207条	貯留関数法による検討	設一	46
第2208条	準線形貯留型モデルによる検討	設一	47
第2209条	雨量確率手法による検討	設一	48
第2210条	流量確率手法による検討	設一	49
第5節 低水流出解析			
第2211条	低水流出解析	設一	49
第6節 河道計画			
第2212条	河道計画（大規模河川）	設一	51
第2213条	河道計画（中小河川）	設一	53
第7節 内水処理計画			
第2214条	内水処理計画	設一	53
第8節 利水計画			
第2215条	利水計画検討	設一	55
第9節 正常流量検討			
第2216条	正常流量検討（大規模河川）	設一	57
第2217条	正常流量検討（中小河川）	設一	59
第10節 氾濫水理解析			
第2218条	氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	設一	60
第11節 総合治水対策調査			
第2219条	総合治水対策調査	設一	62

第12節 洪水予測システム検討

第2220条	洪水予測システム検討	設一	68
--------	------------	----	----

第13節 成果物

第2221条	成果物	設一	71
--------	-----	----	----

第3章 河川構造物設計

第1節 河川構造物設計の種類

第2301条	河川構造物設計の種類	設一	72
--------	------------	----	----

第2節 築堤設計

第2302条	築堤設計区分	設一	72
第2303条	築堤予備設計	設一	72
第2304条	築堤詳細設計	設一	74

第3節 護岸設計

第2305条	護岸設計の区分	設一	75
第2306条	護岸予備設計	設一	76
第2307条	護岸詳細設計	設一	78

第4節 樋門設計

第2308条	樋門設計の区分	設一	80
第2309条	樋門予備設計	設一	80
第2310条	樋門詳細設計	設一	82

第5節 床止め設計

第2311条	床止め設計の区分	設一	84
第2312条	床止め予備設計	設一	84
第2313条	床止め詳細設計	設一	86

第6節 堰設計

第2314条	堰設計の区分	設一	88
第2315条	堰予備設計	設一	88
第2316条	堰詳細設計	設一	91

第7節 水門設計

第2317条	水門設計の区分	設一	94
第2318条	水門予備設計	設一	94
第2319条	水門詳細設計	設一	95

第8節 排水機場設計

第2320条	排水機場設計の区分	設一	97
第2321条	排水機場予備設計	設一	97
第2322条	排水機場詳細設計	設一	99

第9節 成果物

第2323条	成果物	設一	101
--------	-----	----	-----

第4章 水文観測業務

第1節 総則

第2401条	水文観測業務の種類	設-104
第2402条	対象観測所	設-104
第2403条	業務の実施基準	設-104

第2節 水文観測所保守点検

第2404条	水文観測所保守点検の目的	設-104
第2405条	水文観測所保守点検の内容	設-104
第2406条	観測所整備	設-105
第2407条	水文観測所保守点検の成果物	設-105

第3節 流量観測

第2408条	流量観測の目的	設-105
第2409条	作業確認	設-105
第2410条	観測班の編成	設-105
第2411条	流量観測所整備	設-105
第2412条	流速計の検定	設-106
第2413条	現地調査	設-106
第2414条	低水流量観測の方法	設-106
第2415条	低水流量観測の成果物	設-106
第2416条	高水流量観測の方法	設-106
第2417条	作業確認指示事項及び連絡事項の定義	設-106
第2418条	高水流量観測の成果物	設-106
第2419条	A D C Pによる流量観測の方法	設-107
第2420条	A D C Pによる流量観測成果物	設-107
第2421条	電波式流速計による流量観測の方法	設-107
第2422条	電波式流速計による流量観測成果物	設-107
第2423条	画像解析による流量観測の方法	設-107
第2424条	標定点の設置・座標の測量	設-107
第2425条	画像解析による流量観測成果物	設-107

第4節 水位流量曲線作成

第2426条	水位流量曲線作成の目的	設-108
第2427条	水位流量曲線作成の方法	設-108
第2428条	水位流量曲線作成の成果物	設-108

第5節 水文資料整理

第2429条	水文資料の定義	設-108
第2430条	水文資料整理の目的	設-108
第2431条	水文資料整理の方法	設-108
第2432条	水文資料整理の成果物	設-108

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第1節 海岸構造物設計の種類

第3101条	海岸構造物設計の種類	設-109
--------	------------	-------

第2節 堤防、護岸設計

第3102条	堤防、護岸設計の区分	設-109
第3103条	堤防、護岸予備設計	設-109
第3104条	堤防、護岸詳細設計	設-111

第3節 胸壁設計

第3105条	胸壁設計の区分	設-112
第3106条	胸壁予備設計	設-112
第3107条	胸壁詳細設計	設-114

第4節 突堤設計

第3108条	突堤設計の区分	設-115
第3109条	突堤予備設計	設-115
第3110条	突堤詳細設計	設-116

第5節 離岸堤設計

第3111条	離岸堤設計の区分	設-117
第3112条	離岸堤予備設計	設-118
第3113条	離岸堤詳細設計	設-119

第6節 潜堤・人工リーフ設計

第3114条	潜堤・人工リーフ設計の区分	設-120
第3115条	潜堤・人工リーフ予備設計	設-120
第3116条	潜堤・人工リーフ詳細設計	設-121

第7節 消波堤設計

第3117条	消波堤設計の区分	設-122
第3118条	消波堤予備設計	設-123
第3119条	消波堤詳細設計	設-124

第8節 津波防波堤設計

第3120条	津波防波堤設計の区分	設-125
第3121条	津波防波堤予備設計	設-125
第3122条	津波防波堤詳細設計	設-126

第9節 砂浜設計

第3123条	砂浜設計の区分	設-127
第3124条	砂浜予備設計	設-127
第3125条	砂浜詳細設計	設-129

第10節 附帯設備設計

第3126条	附帯設備設計の種類	設-130
第3127条	水門及び樋門設計の区分	設-130
第3128条	水門及び樋門予備設計	設-130

第3129条	水門及び樋門詳細設計	設－132
第3130条	排水機場設計の区分	設－133
第3131条	排水機場予備設計	設－133
第3132条	排水機場詳細設計	設－135
第3133条	陸閘設計の区分	設－137
第3134条	陸閘予備設計	設－137
第3135条	陸閘詳細設計	設－139

第11節 成果物

第3136条	成果物	設－141
--------	-----	-------

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査

第1節 砂防環境調査の種類

第4101条	砂防環境調査の種類	設－143
--------	-----------	-------

第2節 自然環境調査

第4102条	自然環境調査の区分	設－143
第4103条	魚類調査	設－143
第4104条	植物調査	設－144
第4105条	鳥類調査	設－144
第4106条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	設－144
第4107条	陸上昆虫類調査	設－144
第4108条	底生動物調査	設－145

第3節 景観調査

第4109条	景観調査	設－145
--------	------	-------

第4節 溪流空間利用実態調査

第4110条	溪流空間利用実態調査	設－146
--------	------------	-------

第5節 成果物及び貸与資料

第4111条	成果物	設－146
第4112条	貸与資料	設－146

第2章 砂防調査・計画

第1節 砂防調査・計画

第4201条	砂防調査・計画の種類	設－147
--------	------------	-------

第2節 砂防調査

第4202条	砂防調査の区分	設－147
第4203条	土砂・洪水氾濫対策調査	設－147
第4204条	土石流対策調査	設－149
第4205条	流木対策調査	設－150
第4206条	火山砂防調査	設－151

第3節 砂防計画

第4207条	砂防計画の区分	設－152
第4208条	土砂・洪水氾濫対策計画	設－152
第4209条	土石流対策計画	設－153
第4210条	流木対策計画	設－154
第4211条	火山砂防計画	設－155
第4節 成果物		
第4212条	成果物	設－157

第3章 砂防構造物設計

第1節 砂防構造物設計

第4301条	砂防構造物設計の種類	設－160
--------	------------	-------

第2節 砂防堰堤及び床固工の設計

第4302条	砂防堰堤及び床固工設計の区分	設－160
第4303条	砂防堰堤及び床固工予備設計	設－160
第4304条	砂防堰堤及び床固工詳細設計	設－161

第3節 溪流保全工の設計

第4305条	溪流保全工設計の区分	設－163
第4306条	溪流保全工予備設計	設－163
第4307条	溪流保全工詳細設計	設－165

第4節 土石流対策工及び流木対策工の設計

第4308条	土石流対策工及び流木対策工設計の区分	設－166
第4309条	土石流対策工予備設計	設－166
第4310条	土石流対策工詳細設計	設－168
第4311条	流木対策工予備設計	設－169
第4312条	流木対策工詳細設計	設－171

第5節 護岸工の設計

第4313条	護岸工設計の区分	設－173
第4314条	護岸工予備設計	設－173
第4315条	護岸工詳細設計	設－174

第6節 山腹工の設計

第4316条	山腹工設計の区分	設－175
第4317条	山腹工予備設計	設－175
第4318条	山腹工詳細設計	設－177

第7節 成果物

第4319条	成果物	設－179
--------	-----	-------

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第1節 地すべり対策調査・計画・設計

第4401条	地すべり対策調査・計画・設計の種類	設－191
--------	-------------------	-------

第2節 地すべり調査

第4402条	地すべり調査の区分	設－191
第4403条	地すべり予備調査	設－191
第4404条	地すべり概査	設－192
第4405条	地すべり機構解析	設－192
第3節 地すべり対策計画		
第4406条	地すべり対策計画	設－194
第4節 地すべり防止施設設計		
第4407条	地すべり防止施設設計の区分	設－195
第4408条	地すべり防止施設予備設計	設－195
第4409条	地すべり防止施設詳細設計	設－196
第5節 成果物		
第4410条	成果物	設－198

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計

第4501条	急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	設－201
--------	-------------------	-------

第2節 急傾斜地調査

第4502条	急傾斜地調査の区分	設－201
第4503条	急傾斜地予備調査	設－201
第4504条	急傾斜地概査	設－202
第4505条	急傾斜地機構解析	設－203

第3節 急傾斜地崩壊対策計画

第4506条	急傾斜地崩壊対策計画	設－204
--------	------------	-------

第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計

第4507条	急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	設－205
第4508条	急傾斜地崩壊防止施設予備設計	設－205
第4509条	急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	設－207

第5節 成果物

第4510条	成果物	設－209
--------	-----	-------

第5編 ダム編

第1章 ダム環境調査

第1節 ダム環境調査の種類

第5101条	ダム環境調査の種類	設－212
--------	-----------	-------

第2節 環境影響評価

第5102条	環境影響評価の区分	設－212
第5103条	計画段階配慮書（案）の作成	設－212
第5104条	方法書（案）の作成	設－213
第5105条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	設－214
第5106条	調査	設－214

第5107条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	設－215
第5108条	準備書（案）の作成	設－215
第5109条	評価書（案）の作成	設－216
第5110条	評価書の補正等	設－216
第3節 ダム湖環境調査		
第5111条	ダム湖環境調査の区分	設－217
第5112条	魚介類調査	設－217
第5113条	底生動物調査	設－218
第5114条	動植物プランクトン調査	設－218
第5115条	植物調査	設－218
第5116条	鳥類調査	設－219
第5117条	両生類・爬虫類・哺乳類調査	設－219
第5118条	陸上昆虫類等調査	設－220
第5119条	ダム湖利用実態調査	設－220
第4節 成果物		
第5120条	成果物	設－221
 第2章 ダム治水利水計画		
第1節 ダム治水利水計画の種類		
第5201条	ダム治水利水計画の種類	設－221
第2節 治水計画		
第5202条	治水計画の区分	設－221
第5203条	洪水調節計画	設－221
第5204条	正常流量確保計画	設－223
第3節 利水計画		
第5205条	利水計画の区分	設－224
第5206条	低水流出解析	設－224
第5207条	利水計画	設－224
第4節 成果物		
第5208条	成果物	設－225
 第3章 ダム地質調査		
第1節 地質調査の種類		
第5301条	地質調査の種類	設－226
第2節 地形調査		
第5302条	地形調査	設－226
第3節 広域調査		
第5303条	広域調査	設－227
第4節 地表地質踏査		
第5304条	地表地質踏査の基本的事項	設－228

第5305条	ダムサイト候補地選定地表地質概査(1/5,000)	設-228
第5306条	ダムサイト地表地質概査(1/2,500)	設-229
第5307条	ダムサイト地表地質調査(1/500)	設-230
第5308条	堤体材料採取候補地選定地表地質概査(1/5,000)	設-231
第5309条	堤体材料採取候補地地表地質概査(1/2,500)	設-232
第5310条	堤体材料採取候補地地表地質調査(1/1,000)	設-233
第5311条	貯水池周辺地表地質概査(1/2,500)	設-234
第5312条	貯水池周辺地表地質調査(1/1,000)	設-235
第5節 物理探査		
第5313条	物理探査の基本的事項	設-236
第5314条	物理探査	設-236
第6節 透水試験		
第5315条	ルジオンテストの基本的事項	設-237
第5316条	ルジオンテスト及び考察	設-237
第7節 横坑調査		
第5317条	横坑調査の基本的事項	設-238
第5318条	横坑観察	設-238
第8節 岩盤試験		
第5319条	岩盤試験の基本的事項	設-238
第5320条	岩盤直接せん断試験	設-239
第5321条	岩盤変形試験	設-239
第9節 孔内観察		
第5322条	孔内観察	設-240
第10節 地質解析		
第5323条	地質解析の基本的事項	設-241
第5324条	ダムサイト地質比較検討(1/5,000)	設-241
第5325条	堤体材料採取候補地地質比較検討(1/5,000)	設-242
第5326条	ダムサイト地質解析(1/2,500)	設-243
第5327条	ダムサイト地質解析(1/500)	設-244
第5328条	堤体材料採取候補地地質解析(1/2,500)	設-245
第5329条	堤体材料採取候補地地質解析(1/1,000)	設-246
第5330条	地質考察の基本的事項	設-246
第5331条	ダムサイト地質考察	設-247
第5332条	堤体材料採取候補地地質考察	設-247
第5333条	貯水池周辺地質考察	設-248
第5334条	ダムサイト地質総合解析(概略設計段階)(1/500)	設-249
第5335条	ダムサイト地質総合解析(実施設計段階)(1/500)	設-250
第5336条	堤体材料採取候補地地質総合解析(1/1,000)	設-251
第11節 岩盤掘削面スケッチ		
第5337条	ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ(縮尺各種)	設-252

第5338条	堤体材料採取地掘削時材料評価	設－253
第5339条	堤体材料採取地掘削面スケッチ	設－253
第12節 第四紀断層調査		
第5340条	第四紀断層調査の基本的事項	設－254
第5341条	第四紀断層調査（一次調査その1）	設－254
第13節 成果物		
第5342条	成果物	設－256

第4章 ダム本体設計

第1節 ダム本体設計の種類

第5401条	ダム本体設計の種類	設－261
--------	-----------------	-------

第2節 重力式コンクリートダム本体設計

第5402条	重力式コンクリートダム本体設計の区分	設－261
第5403条	計画設計	設－261
第5404条	概略設計	設－262
第5405条	実施設計	設－264

第3節 ゾーン型フィルダム本体設計

第5406条	ゾーン型フィルダム本体設計の区分	設－267
第5407条	計画設計	設－267
第5408条	概略設計	設－269
第5409条	実施設計	設－271

第4節 成果物

第5410条	成果物	設－274
--------	-----------	-------

第5章 ダム附帯施設設計

第1節 ダム附帯施設設計の種類

第5501条	ダム附帯施設設計の種類	設－280
--------	-------------------	-------

第2節 ダム管理用発電設計

第5502条	ダム管理用発電設計の区分	設－280
第5503条	可能性調査	設－280
第5504条	実施設計	設－281

第3節 附帯施設設計

第5505条	附帯施設設計の区分	設－282
第5506条	概略設計	設－282
第5507条	実施計画	設－282

第4節 成果物

第5508条	成果物	設－284
--------	-----------	-------

第6章 施工計画及び施工設備計画

第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類

第5601条	ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類	設－285
第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計		
第5602条	コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分	設－285
第5603条	概略設計	設－285
第5604条	実施設計	設－287
第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計		
第5605条	施工計画・仮設備設計の区分	設－290
第5606条	概略設計	設－290
第5607条	実施設計	設－292
第4節 成果物		
第5608条	成果物	設－296
 第7章 ダム点検		
第1節 ダム点検		
第5701条	ダム総合点検	設－300
 第8章 その他		
第1節 背水計算		
第5801条	背水計算	設－301
第2節 水理模型実験		
第5802条	水理模型実験の種類と範囲及び条件	設－302
第5803条	重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	設－302
第5804条	フィルダム洪水吐き水理模型実験	設－303
第5805条	放流管抽出水理模型実験	設－304
第3節 骨材破碎試験・解析		
第5806条	骨材破碎試験・解析の種類	設－305
第5807条	骨材破碎試験・解析	設－305
第4節 コンクリート配合試験・解析		
第5808条	コンクリート配合試験・解析の種類	設－306
第5809条	コンクリート配合試験・解析	設－306
第5節 グラウチング試験・解析		
第5810条	グラウチング試験・解析	設－307
第6節 グラウチングデータ整理・解析		
第5811条	グラウチングデータ整理・解析	設－307
第7節 成果物		
第5812条	成果物	設－309

第6編 道路編

第1章 道路環境調査

第1節 環境影響評価

第6101条	環境影響評価の区分	設－310
第6102条	計画段階配慮書（案）の作成	設－310
第6103条	方法書（案）の作成	設－311
第6104条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	設－311
第6105条	調査	設－312
第6106条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	設－312
第6107条	準備書（案）の作成	設－313
第6108条	評価書（案）の作成	設－314
第6109条	評価書の補正等	設－314

第2節 成果物

第6110条	成果物	設－314
--------	-----	-------

第2章 交通現況調査

第1節 交通現況調査

第6201条	交通現況調査の種類	設－315
--------	-----------	-------

第2節 交通量調査

第6202条	交通量調査の区分	設－315
第6203条	単路部交通量調査	設－315
第6204条	交差点部交通量調査	設－316

第3節 速度調査

第6205条	速度調査の区分	設－316
第6206条	走行速度調査	設－316
第6207条	旅行速度調査	設－317

第4節 起終点調査

第6208条	起終点調査の種類	設－317
第6209条	路側OD調査	設－317
第6210条	オーナーインタビューOD調査	設－318

第5節 交通渋滞調査

第6211条	交通渋滞調査	設－319
--------	--------	-------

第6節 駐車場調査

第6212条	駐車場調査の区分	設－319
第6213条	駐車場施設実態調査	設－320
第6214条	駐車原単位調査	設－320

第7節 成果物

第6215条	成果物	設－321
--------	-----	-------

第3章 道路網・路線計画

第1節 道路網・路線計画の種類

第6301条	道路網・路線計画の種類	設－321
--------	-------------	-------

第2節 現況調査

第6302条	現況調査	設－321
第3節 交通量推計調査		
第6303条	交通量推計調査	設－322
第4節 道路網・路線計画		
第6304条	道路網・路線計画	設－323
第5節 成果物		
第6305条	成果物	設－324

第4章 道路設計

第1節 道路設計の種類

第6401条	道路設計の種類	設－325
--------	---------	-------

第2節 道路設計

第6402条	道路設計の区分	設－325
第6403条	道路概略設計	設－325
第6404条	道路予備設計（A）	設－326
第6405条	道路予備修正設計（A）	設－328
第6406条	道路予備設計（B）	設－328
第6407条	道路予備修正設計（B）	設－329
第6408条	道路詳細設計	設－330

第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）

第6409条	歩道設計の区分	設－332
第6410条	歩道詳細設計	設－332

第4節 平面交差点設計

第6411条	平面交差点設計の区分	設－333
第6412条	平面交差点予備設計	設－333
第6413条	平面交差点詳細設計	設－334

第5節 立体交差設計

第6414条	立体交差設計の区分	設－335
第6415条	ダイヤモンド型 I C 予備設計	設－336
第6416条	ダイヤモンド型 I C 詳細設計	設－337
第6417条	トランペット・クローバー型 I C 予備設計	設－338
第6418条	トランペット・クローバー型 I C 詳細設計	設－339

第6節 道路休憩施設設計

第6419条	道路休憩施設設計の区分	設－340
第6420条	道路休憩施設予備設計	設－340
第6421条	道路休憩施設詳細設計	設－341

第7節 一般構造物設計

第6422条	一般構造物の区分	設－342
第6423条	一般構造物予備設計	設－343
第6424条	一般構造物詳細設計	設－344

第6425条	落石防護柵詳細設計	設－346
第6426条	一般構造物基礎工詳細設計	設－346
第8節 盛土・切土設計		
第6427条	盛土・切土設計の区分	設－347
第6428条	盛土・切土予備設計	設－347
第6429条	盛土・切土詳細設計	設－348
第9節 調整池設計		
第6430条	調整池設計の区分	設－349
第6431条	調整池予備設計	設－349
第6432条	調整池詳細設計	設－351
第10節 成果物		
第6433条	成果物	設－353

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類

第6501条	地下構造物設計の種類	設－361
--------	------------	-------

第2節 地下横断歩道等設計

第6502条	地下横断歩道等設計の区分	設－361
第6503条	地下横断歩道等基本計画	設－361
第6504条	地下横断歩道等予備設計	設－362
第6505条	地下横断歩道等詳細設計	設－364

第3節 共同溝設計

第6506条	共同溝設計の区分	設－366
第6507条	共同溝基本検討	設－367
第6508条	開削共同溝予備設計	設－368
第6509条	開削共同溝詳細設計	設－370
第6510条	シールド共同溝予備設計	設－372
第6511条	シールド共同溝立坑予備設計	設－374
第6512条	シールド共同溝詳細設計	設－376
第6513条	シールド共同溝立坑詳細設計	設－379

第4節 電線共同溝設計

第6514条	電線共同溝設計の区分	設－381
第6515条	電線共同溝予備設計	設－381
第6516条	電線共同溝詳細設計	設－383

第5節 成果物

第6517条	成果物	設－386
--------	-----	-------

第6章 地下駐車場計画・設計

第1節 地下駐車場計画・設計の種類

第6601条	地下駐車場計画・設計の種類	設－393
--------	---------------	-------

第2節 地下駐車場基本計画

第6602条	地下駐車場基本計画の区分	設-393
第6603条	基本調査	設-393
第6604条	基本計画	設-394

第3節 地下駐車場予備設計

第6605条	地下駐車場予備設計の区分	設-396
第6606条	地下駐車場本体予備設計	設-396
第6607条	地下駐車場設備予備設計	設-397

第4節 地下駐車場詳細設計

第6608条	地下駐車場詳細設計の区分	設-398
第6609条	地下駐車場本体詳細設計	設-399
第6610条	地下駐車場設備詳細設計	設-401

第5節 成果物

第6611条	成果物	設-402
--------	-----	-------

第7章 トンネル設計

第1節 トンネル設計の種類

第6701条	トンネル設計の種類	設-404
--------	-----------	-------

第2節 トンネル設計

第6702条	山岳トンネル設計の区分	設-404
第6703条	山岳トンネル予備設計	設-404
第6704条	山岳トンネル詳細設計	設-406

第3節 シールドトンネル設計

第6705条	シールドトンネル設計の区分	設-409
第6706条	シールドトンネル予備設計	設-409
第6707条	シールドトンネル詳細設計	設-411
第6708条	立坑予備設計	設-414
第6709条	立坑詳細設計	設-416

第4節 開削トンネル設計

第6710条	開削トンネル設計の区分	設-418
第6711条	開削トンネル予備設計	設-418
第6712条	開削トンネル詳細設計	設-420

第5節 トンネル設備設計

第6713条	トンネル設備設計の区分	設-422
第6714条	トンネル設備予備設計	設-422
第6715条	トンネル設備詳細設計	設-424

第6節 成果物

第6716条	成果物	設-428
--------	-----	-------

第8章 橋梁設計

第1節 橋梁設計の種類

第6801条	橋梁設計の種類	設-434
--------	---------	-------

第2節 橋梁設計

第6802条	橋梁設計の区分	設-434
第6803条	橋梁予備設計	設-434
第6804条	橋梁詳細設計	設-436

第3節 橋梁拡幅設計

第6805条	橋梁拡幅設計の区分	設-438
第6806条	橋梁拡幅予備設計	設-438
第6807条	橋梁拡幅詳細設計	設-439

第4節 橋梁補強設計

第6808条	橋梁補強設計の区分	設-441
第6809条	橋梁補強予備設計	設-441
第6810条	橋梁補強詳細設計	設-442

第5節 成果物

第6811条	成果物	設-444
--------	-----	-------

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第6901条	道路施設点検の種類	設-446
--------	-----------	-------

第2節 道路防災カルテ点検

第6902条	道路防災カルテ点検	設-446
--------	-----------	-------

第3節 橋梁定期点検

第6903条	橋梁定期点検	設-446
--------	--------	-------

第4節 成果物

第6904条	成果物	設-448
--------	-----	-------

第7編 港湾編

第1章 港湾調査

第1節 流況調査

第7101条	適用の範囲	設-449
第7102条	調査準備	設-449
第7103条	位置測量	設-449
第7104条	流況観測	設-449
第7105条	解析	設-449
第7106条	成果物	設-449
第7107条	照査	設-449

第2節 水質調査

第7108条	適用の範囲	設-450
第7109条	調査準備	設-450

第7110条	位置測量	設－450
第7111条	水質調査	設－450
第7112条	分析	設－450
第7113条	成果物	設－453
第7114条	照査	設－453
第3節 底質調査		
第7115条	適用の範囲	設－453
第7116条	調査準備	設－453
第7117条	位置測量	設－453
第7118条	底質調査	設－453
第7119条	分析	設－453
第7120条	成果物	設－453
第7121条	照査	設－454
第4節 騒音調査		
第7122条	適用の範囲	設－456
第7123条	調査準備	設－456
第7124条	資料収集整理	設－456
第7125条	騒音調査	設－456
第7126条	解析・検討	設－456
第7127条	成果物	設－456
第7128条	協議・報告	設－456
第7129条	照査	設－456
第5節 振動調査		
第7130条	適用の範囲	設－457
第7131条	調査準備	設－457
第7132条	資料収集整理	設－457
第7133条	振動調査	設－457
第7134条	解析・検討	設－457
第7135条	成果物	設－457
第7136条	協議・報告	設－457
第7137条	照査	設－457
第6節 悪臭調査		
第7138条	適用の範囲	設－457
第7139条	調査準備	設－457
第7140条	資料収集整理	設－457
第7141条	悪臭調査	設－457
第7142条	解析・検討	設－459
第7143条	成果物	設－459
第7144条	協議・報告	設－459
第7145条	照査	設－459

第7節 プランクトン調査

第7146条	適用の範囲	設-459
第7147条	調査準備	設-459
第7148条	位置測量	設-459
第7149条	プランクトン調査	設-459
第7150条	分析、解析・考察	設-459
第7151条	成果物	設-460
第7152条	照査	設-460

第8節 卵・稚仔調査

第7153条	適用の範囲	設-460
第7154条	調査準備	設-460
第7155条	位置測量	設-460
第7156条	卵・稚仔調査	設-460
第7157条	分析、解析・考察	設-460
第7158条	成果物	設-460
第7159条	照査	設-461

第9節 底生生物調査

第7160条	適用の範囲	設-461
第7161条	調査準備	設-461
第7162条	位置測量	設-461
第7163条	底生生物調査	設-461
第7164条	分析、解析・考察	設-461
第7165条	成果物	設-461
第7166条	照査	設-461

第10節 付着生物調査

第7167条	適用の範囲	設-461
第7168条	調査準備	設-461
第7169条	位置測量	設-461
第7170条	付着生物調査	設-461
第7171条	分析、解析・考察	設-462
第7172条	成果物	設-462
第7173条	照査	設-462

第11節 藻場調査

第7174条	適用の範囲	設-462
第7175条	調査準備	設-462
第7176条	位置測量	設-462
第7177条	藻場調査	設-462
第7178条	分析、解析・考察	設-462
第7179条	成果物	設-462
第7180条	照査	設-462

第12節 魚介類調査

第7181条	適用の範囲	設-462
第7182条	調査準備	設-463
第7183条	位置測量	設-463
第7184条	魚介類調査	設-463
第7185条	分析、解析・考察	設-463
第7186条	成果物	設-463
第7187条	照査	設-463

第13節 気象調査

第7188条	適用の範囲	設-463
第7189条	調査準備	設-463
第7190条	風向・風速観測	設-463
第7191条	整理	設-463
第7192条	成果物	設-463
第7193条	照査	設-464

第14節 波浪調査

第7194条	適用の範囲	設-464
第7195条	調査準備	設-464
第7196条	波高・波向調査	設-464
第7197条	整理	設-464
第7198条	成果物	設-464
第7199条	照査	設-464

第15節 潮位調査

第7200条	適用の範囲	設-464
第7201条	調査準備	設-465
第7202条	潮位観測	設-465
第7203条	整理	設-465
第7204条	成果物	設-465
第7205条	照査	設-465

第16節 磁気探査

第7206条	適用の範囲	設-465
第7207条	探査準備	設-465
第7208条	基準点測量	設-465
第7209条	磁気探査	設-465
第7210条	解析	設-466
第7211条	成果物	設-466
第7212条	照査	設-466

第17節 潜水探査

第7213条	適用の範囲	設-466
第7214条	探査準備	設-466

第7215条	設標	設－467
第7216条	潜水探査	設－467
第7217条	成果物	設－467
第18節 水理模型実験		
第7218条	適用の範囲	設－467
第7219条	実験準備	設－467
第7220条	実験	設－467
第7221条	整理・解析	設－468
第7222条	成果物	設－468
第7223条	協議・報告	設－468
第7224条	照査	設－468
第19節 港湾計画調査		
第7225条	適用の範囲	設－468
第7226条	計画準備	設－469
第7227条	現況特性の把握	設－469
第7228条	基本的方針の策定	設－472
第7229条	港湾利用の将来推計	設－473
第7230条	施設計画及び土地利用計画	設－473
第7231条	計画関連検討事項	設－475
第7232条	成果物	設－476
第7233条	協議・報告	設－476
第7234条	照査	設－476
第20節 環境影響評価調査		
第7235条	適用の範囲	設－476
第7236条	計画準備	設－477
第7237条	自然条件・社会条件の把握	設－477
第7238条	環境に関する現況把握	設－478
第7239条	環境保全目標の検討	設－479
第7240条	環境予測及び影響評価	設－479
第7241条	成果物	設－480
第7242条	協議・報告	設－481
第7243条	照査	設－481

第2章 設計

第1節 予備・基本設計

第7301条	適用の範囲	設－481
第7302条	設計計画及び資料収集・整理	設－481
第7303条	設計条件	設－482
第7304条	構造形式の選定	設－482
第7305条	構造諸元の決定	設－482

第7306条	図面作成	設－482
第7307条	成果物	設－482
第7308条	協議・報告	設－483
第7309条	照査	設－483
第2節 細部設計		
第7310条	適用の範囲	設－483
第7311条	設計計画	設－483
第7312条	設計波の算定	設－483
第7313条	配筋計算	設－483
第7314条	数量計算	設－484
第7315条	図面作成	設－484
第7316条	附帯施設	設－484
第7317条	成果物	設－484
第7318条	協議・報告	設－484
第7319条	照査	設－484
第3節 実施設計		
第7320条	適用の範囲	設－484
第7321条	設計計画	設－485
第7322条	図面作成	設－485
第7323条	数量計算	設－485
第7324条	成果物	設－485
第7325条	協議・報告	設－485
第7326条	照査	設－485

第8編 下水道

第1章 管路施設実施設計業務

第1節 調査

第8101条	資料の収集	設－486
第8102条	現地踏査	設－486
第8103条	地下埋設物調査	設－486
第8104条	公私道調査	設－486
第8105条	在来管調査	設－486
第8106条	既設管調査	設－486
第8107条	現場環境調査	設－486

第2節 設計一般

第8131条	設計の資料	設－486
第8132条	事業計画書の確認	設－486
第8133条	参考資料の貸与	設－486
第8134条	参考文献等の明記	設－486

第3節 設計細則（基本設計）

第8151条	設計図の作成	設－487
第8152条	概略工法検討	設－487
第8153条	報告書	設－487
第4節 設計細則（新設及び改築・詳細設計）		
第8160条	設計図の作成	設－487
第8161条	各種計算	設－488
第8162条	数量計算	設－488
第8163条	報告書	設－488
第5節 照査		
第8170条	照査の目的	設－488
第8171条	照査の体制	設－488
第8172条	照査事項	設－488
第6節 成果物		
第8180条	成果物の提出	設－488
第8181条	基本設計の成果物	設－489
第8182条	詳細設計の成果物	設－489
第7節 参考図書		
第8190条	参考図書	設－489

第2章 ポンプ場・終末処理場実施設計の業務

第1節 設計一般

第8201条	設計の資料	設－491
第8202条	参考資料の貸与	設－491
第8203条	参考文献等の明記	設－491
第8204条	現地調査	設－491
第8205条	実施設計（基本設計）、実施設計（詳細設計）及び増設実施設計（基本設計・詳細設計）	設－491

第2節 実施設計（基本設計）

第8210条	実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業	設－491
--------	-----------------------	-------

第3節 実施設計（詳細設計）

第8211条	実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業	設－494
--------	-----------------------	-------

第4節 増設実施設計（基本設計・詳細設計）

第8221条	増設実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業	設－496
第8222条	増設実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業	設－496

第5節 改築実施設計（基本設計・詳細設計）

第8231条	改築実施設計（基本設計）図書等の作成に関する作業	設－496
第8232条	改築実施設計（詳細設計）図書等の作成に関する作業	設－498

第6節 照査

第8241条	照査の目的	設－500
第8242条	照査の体制	設－500

第8243条	照査事項	設—500
第7節 成果物		
第8251条	成果物の提出	設—500
第8252条	実施設計（基本設計）の成果物	設—500
第8253条	実施設計（詳細設計）の成果物	設—500
第8節 参考図書		
第8290条	参考図書	設—501

第2部 測量業務共通仕様書

第1編 総則

第1章 総則

第 11001 条	適用範囲	測－	1
第 11002 条	用語の定義	測－	1
第 11003 条	受発注者の責務	測－	3
第 11004 条	業務の着手	測－	3
第 11005 条	測定の基準	測－	3
第 11006 条	業務の実施	測－	3
第 11007 条	設計図書の支給及び点検	測－	3
第 11008 条	監督職員	測－	3
第 11009 条	管理技術者	測－	3
第 11010 条	担当技術者	測－	4
第 11011 条	提出書類	測－	4
第 11012 条	打合せ等	測－	4
第 11013 条	業務計画書	測－	4
第 11014 条	資料等の貸与及び返却	測－	5
第 11015 条	関係官公庁への手続き等	測－	5
第 11016 条	地元関係者との交渉等	測－	5
第 11017 条	土地又は水面への立入り等	測－	6
第 11018 条	成果物の提出	測－	6
第 11019 条	関係法令及び条例の遵守	測－	6
第 11020 条	検査	測－	6
第 11021 条	修補	測－	6
第 11022 条	条件変更等	測－	7
第 11023 条	契約変更	測－	7
第 11024 条	履行期間の変更	測－	7
第 11025 条	一時中止	測－	7
第 11026 条	発注者の賠償責任	測－	8
第 11027 条	受注者の賠償責任等	測－	8
第 11028 条	部分使用	測－	8
第 11029 条	再委託	測－	8
第 11030 条	成果物の使用等	測－	8
第 11031 条	守秘義務	測－	8
第 11032 条	安全等の確保	測－	9
第 11033 条	臨機の措置	測－	10
第 11034 条	履行報告	測－	10
第 11035 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	測－	10
第 11036 条	業務管理	測－	10

第 11037 条	行政情報流出防止対策の強化	測－ 11
第 11038 条	暴力団等による不当要求の排除対策	測－ 11
第 11039 条	保険加入の義務	測－ 12
第 11040 条	新技術の活用について	測－ 12

第 2 編 用地部門

第 1 節 総則

第 12001 条	適用範囲	測－ 13
第 12002 条	施行上の義務及び心得	測－ 13

第 2 節 資料調査

第 12003 条	資料図の調査	測－ 13
第 12004 条	公図等の転写	測－ 13
第 12005 条	公図等転写連続図の作成	測－ 13
第 12006 条	土地の登記記録等の調査	測－ 13
第 12007 条	建物の登記記録の調査	測－ 14
第 12008 条	権利者の確認調査	測－ 14
第 12009 条	調査書の作成	測－ 14

第 3 節 境界確認

第 12010 条	立会い準備	測－ 14
第 12011 条	境界立会い画地及び範囲	測－ 15
第 12012 条	境界立会い	測－ 15
第 12013 条	公共用地境界確定協議	測－ 15

第 4 節 境界測量

第 12014 条	用地測量の基準点	測－ 16
第 12015 条	補助基準点の設置	測－ 16
第 12016 条	用地幅杭設置測量	測－ 16
第 12017 条	用地幅杭点間測量	測－ 16
第 12018 条	境界測量	測－ 16
第 12019 条	用地境界仮杭設置	測－ 16
第 12020 条	用地境界杭設置	測－ 16
第 12021 条	境界点間測量	測－ 17
第 12022 条	用地現況測量	測－ 17

第 5 節 面積計算

第 12023 条	面積計算の範囲	測－ 17
第 12024 条	面積計算の方法	測－ 17
第 12025 条	計算数値の取扱	測－ 17
第 12026 条	現況地目別の求積	測－ 17

第 6 節 用地実測図原図等の作成

第 12027 条	用地実測図原図等の作成	測－ 18
-----------	-------------	-------

第 7 節 土地実地調査書の修正

第 12028 条	土地実地調査書の修正	測一	18
第 8 節 土地調書の作成			
第 12029 条	土地調書（地積集計表）の作成	測一	18
第 9 節 国公有地の測量調査			
第 12030 条	国公有地の測量調査	測一	18
第 10 節 成果等			
第 12031 条	成果等	測一	18

第 3 編 深淺測量（港湾区域）

第13001条	適用の範囲	測一	52
第13002条	測量準備	測一	52
第13003条	基準点測量	測一	52
第13004条	簡易検潮等	測一	52
第13005条	水深測量	測一	52
第13006条	成果物	測一	54
第13007条	照査	測一	55

第 4 編 水路測量（港湾区域）

第14001条	適用の範囲	測一	56
第14002条	測量準備	測一	56
第14003条	測量点基準	測一	56
第14004条	簡易検潮等	測一	56
第14005条	水深測量	測一	56
第14006条	関連調査	測一	58
第14007条	成果物	測一	58
第14008条	照査	測一	59

第3部 地質・土質調査業務共通仕様書

第1編 総則

第 30101 条	適用範囲	地－	1
第 30102 条	用語の定義	地－	1
第 30103 条	受発注者の責務	地－	3
第 30104 条	業務の着手	地－	3
第 30105 条	調査地点の確認	地－	3
第 30106 条	設計図書の支給及び点検	地－	3
第 30107 条	監督職員	地－	3
第 30108 条	管理技術者	地－	3
第 30109 条	照査技術者及び照査の実施	地－	4
第 30110 条	担当技術者	地－	4
第 30111 条	提出書類	地－	4
第 30112 条	打合せ等	地－	4
第 30113 条	業務計画書	地－	5
第 30114 条	資料等の貸与及び返却	地－	5
第 30115 条	関係官公庁への手続き等	地－	5
第 30116 条	地元関係者との交渉等	地－	6
第 30117 条	土地又は水面への立入り等	地－	6
第 30118 条	成果物の提出	地－	6
第 30119 条	関係法令及び条例の遵守	地－	6
第 30120 条	検査	地－	6
第 30121 条	修補	地－	7
第 30122 条	条件変更等	地－	7
第 30123 条	契約変更	地－	7
第 30124 条	履行期間の変更	地－	7
第 30125 条	一時中止	地－	8
第 30126 条	発注者の賠償責任	地－	8
第 30127 条	受注者の賠償責任	地－	8
第 30128 条	部分使用	地－	8
第 30129 条	再委託	地－	8
第 30130 条	成果物の使用等	地－	9
第 30131 条	守秘義務	地－	9
第 30132 条	安全等の確保	地－	9
第 30133 条	臨機の措置	地－	10
第 30134 条	履行報告	地－	11
第 30135 条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	地－	11
第 30136 条	業務管理	地－	11
第 30137 条	県の情報資産を取り扱う際の遵守事項	地－	11

第 30138 条	暴力団等による不当要求の排除対策	地— 12
第 30139 条	保険加入の義務	地— 12
第 30140 条	新技術の活用について	地— 12
第 30141 条	地盤情報の取扱いについて	地— 13
第 30149 条	支障物件（地下埋設物等）調査	地— 13
第 30150 条	地下埋設物件の事故防止について	地— 13

第 2 編 機械ボーリング

第 30201 条	目的	地— 15
第 30202 条	土質・岩の分類	地— 15
第 30203 条	調査等	地— 15
第 30204 条	成果物	地— 16

第 3 編 サンプルング

第 30301 条	目的	地— 17
第 30302 条	採取方法	地— 17
第 30303 条	試料の取扱い	地— 17
第 30304 条	成果物	地— 17

第 4 編 サウンディング

第 1 節 標準貫入試験

第 30401 条	目的	地— 18
第 30402 条	試験等	地— 18
第 30403 条	成果物	地— 18

第 2 節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）

第 30404 条	目的	地— 18
第 30405 条	試験等	地— 18
第 30406 条	成果物	地— 18

第 3 節 オランダ式二重管コーン貫入試験

第 30407 条	目的	地— 18
第 30408 条	試験等	地— 18
第 30409 条	成果物	地— 19

第 4 節 ポータブルコーン貫入試験

第 30410 条	目的	地— 19
第 30411 条	試験等	地— 19
第 30412 条	成果物	地— 19

第 5 節 簡易動的コーン貫入試験

第 30413 条	目的	地— 19
第 30414 条	試験等	地— 19
第 30415 条	成果物	地— 19

第5編 原位置試験

第1節 孔内水平載荷試験

第30501条	目的	地—	20
第30502条	試験等	地—	20
第30503条	成果物	地—	20

第2節 地盤の平板載荷試験

第30504条	目的	地—	20
第30505条	試験等	地—	20
第30506条	成果物	地—	20

第3節 現場密度測定（砂置換法）

第30507条	目的	地—	21
第30508条	試験等	地—	21
第30509条	成果物	地—	21

第4節 現場密度測定（R I 法）

第30510条	目的	地—	21
第30511条	試験等	地—	21
第30512条	成果物	地—	21

第5節 現場透水試験

第30513条	目的	地—	21
第30514条	試験等	地—	21
第30515条	成果物	地—	21

第6節 ルジオン試験

第30516条	目的	地—	21
第30517条	試験等	地—	21
第30518条	成果物	地—	22

第7節 速度検層

第30519条	目的	地—	22
第30520条	試験等	地—	22
第30521条	成果物	地—	22

第8節 電気検層

第30522条	目的	地—	22
第30523条	試験等	地—	22
第30524条	成果物	地—	22

第6編 解析等調査業務

第30601条	目的	地—	23
第30602条	業務内容	地—	23
第30603条	成果物	地—	23

第7編 軟弱地盤技術解析

第30701条	目的	地—	24
第30702条	業務内容	地—	24
第30703条	成果物	地—	24

第8編 物理探査

第1節 弾性波探査

第30801条	目的	地—	25
第30802条	業務内容	地—	25

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第30803条	目的	地—	25
第30804条	業務内容	地—	25

第3節 磁気探査

第30805条	適用の範囲	地—	26
第30806条	探査準備	地—	26
第30807条	基準点測量	地—	26
第30808条	磁気探査	地—	26
第30809条	解析	地—	26
第30810条	成果物	地—	26
第30811条	照査	地—	27

第4節 潜水探査

第30812条	適用の範囲	地—	27
第30813条	探査準備	地—	27
第30814条	設標	地—	27
第30815条	潜水探査	地—	27
第30816条	成果物	地—	28

第5節 音波探査

第30817条	適用の範囲	地—	28
第30818条	探査準備	地—	28
第30819条	位置測量	地—	28
第30820条	音波探査	地—	28
第30821条	解析	地—	28
第30822条	成果物	地—	28
第30823条	照査	地—	29

第9編 地すべり調査

第30901条	目的	地—	30
第30902条	計画準備	地—	30

第 30903 条	地下水調査	地－ 30
第 30904 条	移動変形調査	地－ 30
第 30905 条	雨量観測	地－ 31
第 30906 条	解析	地－ 31
第 30907 条	対策工法選定	地－ 31
第 30908 条	報告書作成	地－ 31

第 10 編 地形・地表地質調査

第 31001 条	目的	地－ 32
第 31002 条	業務内容	地－ 32
第 31003 条	成果物	地－ 32

第 11 編 土質調査（港湾・漁港）

第 31101 条	適用の範囲	地－ 32
第 31102 条	準備	地－ 32
第 31103 条	位置測量	地－ 33
第 31104 条	足場	地－ 33
第 31105 条	ボーリング	地－ 33
第 31106 条	台船方式ボーリング	地－ 33
第 31107 条	原位置試験	地－ 33
第 31108 条	台船方式原位置試験	地－ 34
第 31109 条	乱れの少ない試料採取	地－ 35
第 31110 条	岩盤試料採取	地－ 37
第 31111 条	土質試験	地－ 37
第 31112 条	成果物	地－ 37
第 31113 条	照査	地－ 37
(参考)	様式等	地－ 38

第1部 設計業務等共通仕様書

第1部 設計業務等共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

第1101条 適用

1. 設計業務等共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、長崎県土木部の発注する土木工事に係る設計、及び計画業務（以下、「設計業務等」という。）に係る土木設計（測量、調査）業務等委託契約書および設計図書の内容について、統一的な解釈および運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが予想される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出命令者若しくは契約担任者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担任者に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行なう者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理および統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
12. 「契約図書」とは、契約書および設計図書をいう。
13. 「契約書」とは、「土木設計（測量、調査）業務等委託契約書について」（平成11年4月1日施行）および別冊土木設計（測量、調査）業務等委託契約書をいう。

14. 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、数量総括表、共通仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答書及び監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面をいう。
15. 「仕様書」とは、共通仕様書および特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面および発注者から変更又は追加された図面および図面のもとになる計算書等をいう。
22. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
24. 「通知」とは、発注者もしくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者もしくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
25. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について知らせることをいう。
26. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
27. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
32. 「提示」とは、受注者が監督職員又は検査職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
33. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
35. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
36. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。
38. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
39. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針および条件等の疑義を正すことをいう。
40. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
41. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。

42. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
43. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 1103 条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行にあたって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第 1104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第 1105 条 設計図書の支給および点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要とみとめたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 1106 条 監督職員

1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員はその口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第 1107 条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
なお、管理技術者を変更する場合も同様とする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等一業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者および監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業

務を実施しなければならない。

6. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務等では、協力者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導および教育を行うものとする。また、設計業務等が適正に遂行されるように管理および監督するものとする。
7. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。
8. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1108 条 照査技術者および照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という）を原則として実施する。
なお、赤黄チェックの資料は、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、RCCM（業務に該当する登録技術部門）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は 1 級土木技術者）等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る）。
 - (6) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名又は押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
 - (7) 以下に定める詳細設計における基本事項の照査は「詳細設計照査要領」に基づき実施するものとする。
 - I 樋門・樋管詳細設計
 - II 排水機場詳細設計
 - III 築堤護岸詳細設計
 - IV 道路詳細設計（平面交差点を含む）
 - V 橋梁詳細設計
 - VI 山岳トンネル詳細設計
 - VII 共同溝詳細設計
 - VIII 仮設構造物詳細設計
3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 1109 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8 名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第 1110 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類およびその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。
4. 受注者は、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、契約金額のみの変更の場合は原則として登録申請を必要としない。

なお、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するものとする。

（参照：H30.1.31 付 29 建企第 579 号 コリンズ・テクリスの登録システムの運用の改訂について）

第 1111 条 打合せ等

1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針および条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2. 設計業務等着手時および設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。

第 1112 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 業務概要 | (2) 実施方針 |
| (3) 業務工程 | (4) 業務組織計画 |
| (5) 打合せ計画 | (6) 成果物の品質を確保するための計画 |
| (7) 成果物の内容、部数 | (8) 使用する主な図書および基準 |
| (9) 連絡体制（緊急時含む） | (10) 主要機器・主要船舶・機械等 |
| (11) 施設（検潮所、試験室等） | (12) 安全管理 |
| (13) 環境保全対策 | (14) 保険加入状況（保険加入状況一覧表） |
| (15) その他 | |

(2) 実施方針又は (15) その他には、第 1131 条安全等の確保及び第 1136 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、個人情報の取扱いについて、個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定めら

れている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 1113 条 資料の貸与および返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書およびその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書および関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書およびその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第 1114 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。手続きに許可書等が発行された場合、その写しを監督職員に提出するものとする。
2. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。
なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。
3. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第 1115 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調査設計業務等の実施に関して苦情があった場合、ただちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
5. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料および記録の作成を行うものとする。
6. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間および経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 1116 条 土地又は水面への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地等に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、監督職員および関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。
なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地等もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者および占有者の許可

を得るものとする。

なお、第三者の土地等への立入りについて、当該土地等占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、立入り作業完了後10日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 1117 条 成果物の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
5. 受注者は、成果物において使用する CAD の形式は、原則 SFC 形式とする。

第 1118 条 関連法令および条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施にあたっては、関連する関係諸法令および条例等を遵守しなければならない。

第 1119 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って、受注者に対して検査日を報告するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会いの上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務等成果物の検査
 - (2) 設計業務等管理状況の検査設計業務等の状況について、書類、記録および写真等により検査を行う。
4. 完成検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。

ただし、やむをえない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。

第 1120 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 1121 条 条件変更等

1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条および第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は打合せ簿によるものとする。

第 1122 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合

- (4) 契約書第 31 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 1121 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用および履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 1123 条 履行期間の変更

- 1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 1124 条 一時中止

- 1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第 1132 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地等への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の設計業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
- 2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第 1125 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 1126 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 45 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 1127 条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合

2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 1128 条 再委託

1. 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解折業務における手法の決定および技術的判断
2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項および第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき契約の性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。
なお、協力者は、土木設計（測量、調査）業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第 1129 条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 発注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 1130 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等も含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1112条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 1131 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、交通車両、船舶等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を

図り、指導、監督に努めなければならない。

4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷、波浪等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。また、異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための緊急措置を行った後、注意して行うものとする。
8. 受注者は、海上もしくは海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
9. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
 - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちにその物体を取り除くものとする。

なお、ただちにに取り除けない場合は、ただちに標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員および関係官公庁に通知するものとする。
11. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員および関係官公庁に通知するものとする。
12. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員および関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
13. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、ただちに監督職員および関係官公庁に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員および関係官公庁から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
14. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、交通誘導警備の実施を行う場合、配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（１級または２級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾した者については、この限りではない。

なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（１級または２級）の配置が必要である。

資 格	資 格 要 件
１・２級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における特別講習を修了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第 1132 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響が認められるときは、受注者

に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 1133 条 履行報告

受注者は、監督職員が求める場合、契約書第 15 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 1134 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を監督職員に提出しなければならない。

第 1135 条 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い設計業務等を実施するものとする。
2. 受注者は、当該設計業務等の現場と隣接又は区域を同じくする他の設計業務等もしくは工事と、常に相互協調して設計業務等を行うものとする。
3. 受注者は、設計業務等の実施状況を適切に記録するものとする。
4. 受注者は、設計業務等に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容ならびに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水士を配置するものとする。
6. 受注者は、設計業務等が完了した場合、設計業務等のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

第 1136 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 1112 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。また、受注者の端末のハードディスク等に発注者の情報資産が存在する場合には、完全に削除（ゴミ箱からも削除）するものとする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 1112 条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 1137 条 県内企業の優先活用について

受注者は選定工法において、長崎県内で製造した資材を用いた設計を行うことを原則とする。

第 1138 条 暴力団等による不当要求の排除対策

受注者は、当該業務にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成 24 年 4 月 25 日別表 1 改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

1. 不当要求を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
2. 不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合（再委託業務者が受けた場合も含む）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
3. 上記 1、2 の排除対策を講じたにもかかわらず、上記 2 の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第 1139 条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、業務計画書に保険加入状況（保険加入状況一覧表）について記載し、保険加入を証明する書類（写し等）を提示すること。（平成 30 年 7 月 13 日 30 建企第 229 号通知参照）
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 1140 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国官施第 17 号、国総施第 141 号）による必要な措置をとるものとする。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第 1150 条 支障物件（地下埋設物等）調査

1. 受注者は、現地踏査を実施する場合、支障物件（電気、通信、ガス、水道施設等の埋設物）の有無について各埋設物管理者に確認を行い、地下埋設物確認書（様式一イ）、地下埋設物調査範囲平面図（様式一口）及び地下埋設物物件事前確認簿（様式一ハ）を監督職員に提出するものとする。また、さらに確認が必要と判断される場合は、その旨を上記様式に明記するものとする。
2. 前項の調査において、さらに確認が必要と判断された場合は、監督職員と協議の上、探査や試掘の調査を実施するものとする。なお、試掘等を実施する場合は、第 30150 条 地下埋設物件の事故防止に関する事項についてによるものとする。（平成 28 年 11 月 11 日 H28-08080-00918（技術情報班通知参照））

第 2 章 設計業務等一般

第 1201 条 使用する技術基準等

受注者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書ならびに特記仕様書に基づいて行うものとする。なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

第 1202 条 現地踏査

1. 受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地踏査を行い設計等に必要な現地の状況を把握するものとする。
2. 受注者は、発注者と合同で現地踏査を実施する場合は、実施後に確認した事項について整理し、提出しなければならない。なお、適用及び実施回数は特記仕様書又は数量総括表による。

第 1203 条 設計業務等の種類

1. 設計業務とは、調査業務、計画業務、設計業務をいう。
2. この共通仕様書で規定する設計業務等は、新たに設ける各種施設物を対象とするが、供用後における改築又は修繕が必要となる各種施設物についても、これを準用するものとする。

第 1204 条 調査業務の内容

調査業務とは、第 1202 条の現地踏査、文献等の資料収集、現地における観測・測定等の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。

なお、同一の業務として、この調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを調査業務とする。

第 1205 条 計画業務の内容

計画業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて解析、検討を行い、各種計画の立案を行うことをいう。

なお、同一の業務として解析、検討を行うための資料収集等を行うことについても、これを計画業務とする。

第 1206 条 設計業務の内容

1. 設計業務とは、第 1113 条に定める貸与資料及び第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等を用いて、原則として概略設計、予備設計又は詳細設計を行うことをいう。

ただし、港湾構造物設計では、基本設計、細部設計、実施設計を行うことをいう。

2. 概略設計とは、地形図、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等に基づき目的構造物の比較案又は最適案を提案し、各種施設物の基礎的諸元を設定するものをいう。
3. 予備設計とは、空中写真図又は実測図、地質資料、現地踏査結果、文献、概略設計等の成果物及び設計条件に基づき、目的構造物の比較案について技術的、社会的、経済的な側面からの評価、検討を加え、最適案を選定した上で、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、計画概要書、概略数量計算書、概算工事費等を作成するものをいう。

なお、同一の業務として目的構造物の比較案を提出することについてもこれを、予備設計とする。

4. 詳細設計とは、実測平面図（空中写真図を含む）、縦横断面図、予備設計等の成果物、地質資料、現地踏査結果及び設計条件等に基づき工事発注に必要な平面図、縦横断面図、構造物等の詳細設計図、設計計算書、工種別数量計算書、施工計画書等を作成するものをいう。

第1207条 調査業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に調査条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない調査条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す調査事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業した結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める諸基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

第1208条 計画業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める適用基準等及び設計図書を基に計画条件を確認する。受注者は、これらの図書等に示されていない計画条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す計画事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項に基づき作業を行った結果と、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。

第1209条 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手にあたり、第1113条に定める貸与資料、第1201条に定める技術基準等及び設計図書を基に設計条件を設定し、監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、これらの図書等に示されていない設計条件を設定する必要がある場合は、事前に監督職員の指示又は承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、現地踏査あるいは資料収集を実施する場合に、第1113条に定める貸与資料等及び設計図書に示す設計事項と照合して、現地踏査による調査対象項目あるいは資料収集対象項目を整理し、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、本条2項において、第1113条の貸与資料と相違する事項が生じた場合に、調査対象項目あるいは資料収集対象項目を監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、設計図書及び第1201条に定める技術基準等に示された以外の解析方法等を用いる場合に、使用する理論、公式等について、その理由を付して監督職員の承諾を得るものとする。
5. 受注者は、設計にあたって特許工法等特殊な工法を使用する場合には、監督職員の承諾を得るものとする。
6. 設計に採用する材料、製品は原則としてJIS、JASの規格品及びこれと同等品以上とするものとする。
7. 設計において、土木構造物標準設計図集（建設省（国土交通省））に集録されている構造物については、受注者は、採用構造物名の呼び名を設計図書に明示し、受注者はこれを遵守するものとする。電気通信設備据付標準図集及び電気設備工事標準図に収録されている設備を採用するものについても同様とする。なおこれ

- らに定められた数量計算は単位あたり数量をもととして行うものとする。
8. 受注者は、設計計算の計算に使用した理論、公式の引用、文献等ならびにその計算過程を明記するものとする。
 9. 受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行うものとする。また、副産物の検討成果として、長崎県建設リサイクルガイドラインに基づき、リサイクル計画書を作成するものとする。
 10. 電子計算機によって設計計算を行う場合は、プログラムと使用機種について事前に監督職員と協議するものとする。
 11. 受注者は、概略設計又は予備設計を行った結果、後段階の設計において一層の生産性向上の検討の余地が残されている場合は、最適案として選定された1ケースについて生産性向上の観点より、形状、構造、使用材料、施工方法等について、後設計時に検討すべき生産性向上提案を行うものとする。この提案は概略設計又は予備設計を実施した受注者がその設計を通じて得た着目点・留意事項等（生産性向上の観点から後設計時に一層の検討を行うべき事項等）について、後設計を実施する技術者に情報を適切に引き継ぐためのものであり、本提案のために新たな計算等の作業を行う必要はない。
 12. 受注者は、概略設計又は予備設計における比較案の提案、評価及び検討をする場合には、従来技術に加えて、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用し、新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。
- なお、従来技術の検討においては、NETIS 掲載期間終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。
- また、受注者は、詳細設計における工法等の選定においては、従来技術（NETIS 掲載期間終了技術を含む）に加えて、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行い、監督職員と協議のうえ、採用する工法を決定した後に設計を行うものとする。

第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果

1. 調査業務及び計画業務の成果は、特記仕様書に定めのない限り第2編以降の各調査業務及び計画業務の内容を定めた各章の該当条文中に定めたものとする。
2. 受注者は、業務報告書の作成にあたって、その検討・解析結果等を特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、その検討・解析等の過程と共にとりまとめるものとする。
3. 受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめるものとする。
4. 受注者は、検討、解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
5. 受注者は、成果物の作成にあたって、成果物一覧表又は特記仕様書によるものとする。

第 1211 条 設計業務の成果

成果の内容については、次の各号についてとりまとめるものとする。

- (1) 設計業務成果概要書
設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し、取りまとめるものとする。
- (2) 設計計算書等
計算事項は、この共通仕様書及び特記仕様書によるものとする。
- (3) 設計図面
設計図面は、特記仕様書に示す方法により作成するものとする。
- (4) 数量計算書
数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省・最新版）、「港湾・漁港工事数量算出マニュアル」、「電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領」又は特記仕様書に示す方法により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」（国土交通省・最新版）を参考とし、工種別、区間別に取りまとめるものとする。
ただし、概略設計及び予備設計については、特記仕様書に定めのある場合を除き、一般図等に基づいて概略数量を算出するものとする。
- (5) 概算工事費

受注者は、概算工事費を算定する場合には、監督職員と協議した単価と、前号ただし書きに従って算出した概略数量を基に算定するものとする。

(6) 施工計画書

1) 施工計画書は、工事施工にあたって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- (イ) 計画工程表 (ロ) 使用機械 (ハ) 施工方法
- (ニ) 施工管理 (ホ) 仮設備計画 (ヘ) 特記事項その他

2) 特殊な構造あるいは特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載するものとする。

(7) 現地踏査結果

受注者は、現地踏査を実施した場合には、現地の状況を示す写真と共にその結果をとりまとめることとする。

第 1212 条 三者会議への協力

業務完了後、設計業務の成果に対し、『工事実施段階における「三者会議」の実施要領〔長崎県土木部〕』に基づく三者会議を実施する場合があります、発注者より要請を受けた受注者は、これに協力するものとする。

第 1213 条 維持管理への配慮

1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。

地下埋設物確認書(例)

様式ーイ No.1

下記工事を施工するので地下埋設物件について確認をお願いします。

●照会元記入

確認申告者名(業務受注者):		(TEL: - -)
		(FAX: - -)
1. 照会年・月・日	: 令和 年 月 日	
2. 業 務 名	:	
3. 路 線 名	:	
4. 施 工 場 所	:	(別添図)
5. 施 工 時 期	: 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

●照会先記入

占有物件 管理者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	埋設されております。	埋設されていません。	
上水道	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	埋設物: なし 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
下水道	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	埋設物: なし 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
電力	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	埋設物: なし 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
ガス	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	埋設物: なし 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
NTT	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	埋設物: なし 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
光ケーブル	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	埋設物: なし 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
電線共同溝	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	埋設物: なし 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	
農業用水	埋設物: 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	埋設物: なし 所 属: 確認者: (TEL: - -) 確認日: 令和 年 月 日	

1. 地下埋設物の確認: 占有物件管理者として、施工区間(場所)が既占有物件に影響を与えるか否かを明確にする。
2. 埋 設 物: 既占有物件である管路またはマンホール等と明記する。(深度・条数・個数等は省略)
3. 確 認 者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記(簡略)する。
4. 特 記 事 項: 占有物件管理者として、施工者等に対して要請(要望)等すべき事項を明記する。

地下埋設物調査範囲平面図

※様式はA3版で作成すること。 様式一口

主任監督員	監督員	管理技術者	照査技術者

業務名：
 受注者：
 提出日：

- ※1：平面図は工事用平面図を使用すること。
- ※2：各埋設物件毎に色分けし判別しやすいように作成のこと。
- ※3：その他、作業上留意すべき点は遺漏無く記載すること。

NTT 例	
上水道	—
下水道	—
情報BOX	—
〇	—
△	—
■	—

地下埋設物件事前確認簿

※様式はA3版で作成すること。 様式ーハ

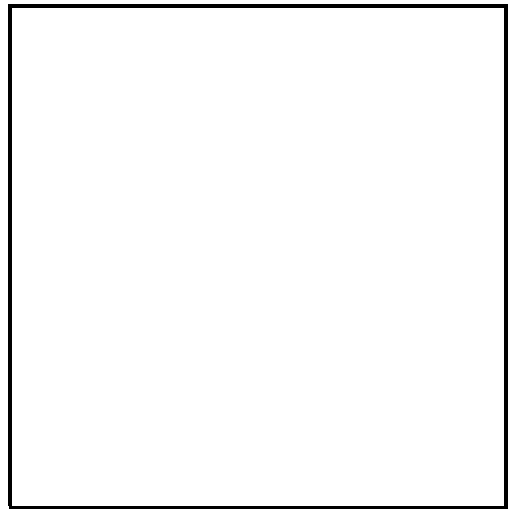
主任監督員	監督員	管理技術者	照査技術者

業務名：
受注者：
提出日：

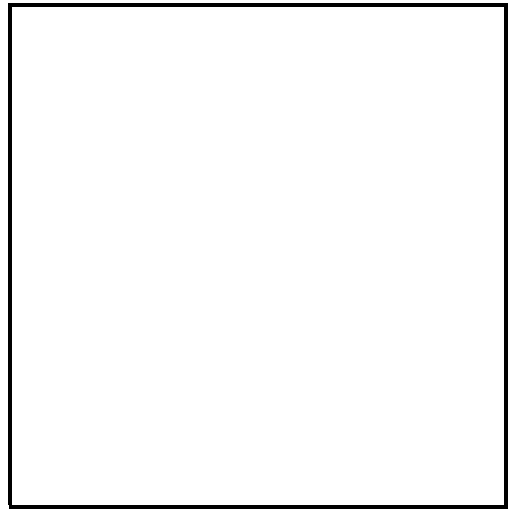
工事影響範囲	調査日	位置確認の根拠	地下埋設物件の有無	地下埋設物件名
00k000~00k000	00月00日	[資料名] 占用台帳	有	NTT管 ガス管

※地下埋設物件無しの場合は、「試掘方法計画書（様式ー3）」以降の書類は不要

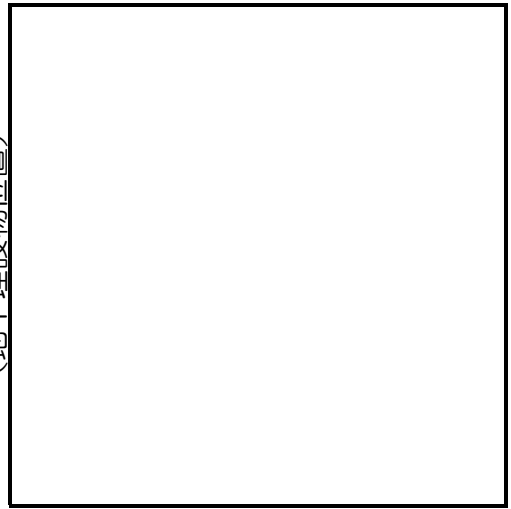
概略平面図



概略断面図



概略縦断面図
(地下埋設物位置)



令和 年 月 日

契約担任者

様

受注者又は管理技術者

(印)

身 分 証 明 書 交 付 願

委 託 番 号 令和 年度(年災) 第 号

委託業務の名称

上記の業務について、下記のとおり身分証明書の交付をお願いします。

作業予定期間	令和	年	月	日	から
	令和	年	月	日	まで

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
〔1〕共 通		
1	国土交通省制定 土木構造物標準設計	全日本建設技術協会
2	土木製図基準[2009年改訂版]	土木学会
3	水理公式集 平成11年版	土木学会
4	JISハンドブック	日本規格協会
5	土木工事安全施工技術指針	国土交通省
6	建設工事公衆災害防止対策要綱の解説(土木工事編)	国土交通省
7	建設機械施工安全技術指針	国土交通省
8	建設機械施工安全技術指針 指針本文とその解説	日本建設機械施工協会
9	移動式クレーン、杭打機等の支持地盤養生マニュアル	日本建設機械施工協会
10	土木工事共通仕様書	国土交通省
11	地盤調査の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会
12	地盤材料試験の方法と解説(2 分冊)	地盤工学会
13	地質・土質調査成果電子納品要領	国土交通省
14	公共測量 作業規程の準則	国土交通省
15	公共測量 作業規程の準則 基準点測量記載要領	日本測量協会
16	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 基準点測量、応用測量編	日本測量協会
17	公共測量 作業規程の準則(平成28年3月31日改正版) 解説と運用 地形測量及び写真測量編	日本測量協会
18	測量成果電子納品要領	国土交通省
19	測地成果2000導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル	国土地理院
20	基本水準点の2000年度平均成果改定に伴う公共水準点成果改訂 マニュアル(案)	国土地理院
21	公共測量成果改定マニュアル	国土地理院
22	電子納品運用ガイドライン【業務編】	国土交通省
23	電子納品運用ガイドライン【測量編】	国土交通省
24	電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】	国土交通省
25	2017年制定 コンクリート標準示方書【設計編】	土木学会
26	2014年制定 舗装標準示方書	土木学会
27	2013年制定 コンクリート標準示方書【ダムコンクリート編】	土木学会
28	2018年制定 コンクリート標準示方書【土木学会規準および関連規準】+【JIS規格集】	土木学会
29	2018年制定 コンクリート標準示方書【維持管理編】	土木学会
30	2017年制定 コンクリート標準示方書【施工編】	土木学会
31	2012年制定 コンクリート標準示方書【基本原則編】	土木学会
32	土木設計業務等の電子納品要領	国土交通省
33	CAD製図基準	国土交通省
34	CAD製図基準に関する運用ガイドライン	国土交通省
35	デジタル写真管理情報基準	国土交通省

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
36	ボーリング柱状図作成及び ボーリングコア取扱い・保管要領(案)・同解説	一般社団法人全国地質調査業協会/社会基盤情報標準化委員会
37	コンクリートライブラリー66号 プレストレストコンクリート工法設計施工指針	土木学会
38	2016年制定 トネル標準示方書〔共通編〕・同解説/[山岳工法編]・同解説	土木学会
39	2016年制定 トネル標準示方書〔共通編〕・同解説/[シールド工法編]・同解説	土木学会
40	2016年制定 トネル標準示方書〔共通編〕・同解説/[開削工法編]・同解説	土木学会
41	地中送電用深部立坑、洞道の調査・設計・施工・計測指針	日本トンネル技術協会
42	地中構造物の建設に伴う近接施工指針(改訂版)	日本トンネル技術協会
43	日本下水道協会規格(JSWAS) シールド工事用標準セグメント(A-3, 4)	日本下水道協会
44	除雪・防雪ハンドブック(除雪編)、(防雪編)	日本建設機械施工協会
45	軟岩評価－調査・設計・施工への適用	土木学会
46	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	地盤工学会
47	グラウンドアンカー施工のための手引書	日本アンカー協会
48	ジェットグラウト工法技術資料	日本ジェットグラウト協会
49	ジェットグラウト工法(積算資料)	日本ジェットグラウト協会
50	大深度土留め設計・施工指針(案)	先端建設技術センター
51	土木研究所資料 大規模地下構造物の耐震設計法、ガイドライン	建設省土木研究所
52	薬液注入工法の設計施工指針	日本グラウト協会
53	薬液注入工法設計資料	日本グラウト協会
54	薬液注入工法積算資料	日本グラウト協会
55	近接基礎設計施工要領(案)	建設省土木研究所
56	煙・熱感知連動機構・装置等の設置及び維持に関する運用指針	日本火災報知器工業会
57	高圧受電設備規程	日本電気協会
58	防災設備に関する指針 －電源と配線及び非常用の照明装置-2004年版	日本電設工業協会
59	昇降機設計・施工上の指導指針	日本建築設備・昇降機センター
60	日本建設機械要覧 2016年版	日本建設機械施工協会
61	建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック(第3版)	日本建設機械施工協会
62	建設発生土利用技術マニュアル第4版	土木研究センター
63	[新訂]建設副産物適正処理推進要綱の解説	建設副産物リサイクル広報推進会議
64	災害復旧工事の設計要領	全国防災協会
65	製品仕様による数値地形図データ作成ガイドライン改訂版(案)	国土地理院
66	基盤地図情報原型データベース地理空間データ製品仕様書(案) 【数値地形図編】第2.3版	国土地理院
67	地すべり観測便覧	斜面防災対策技術協会
68	地すべり対策技術設計実施要領 H19年度版	斜面防災対策技術協会
69	「猛禽類保護の進め方(改訂版)－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカ－」	環境省
70	環境大気常時監視マニュアル 第6版	環境省 水・大気環境局
71	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅠ．基本評価編	環境庁

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
72	騒音に係わる環境基準の評価マニュアルⅡ．地域評価編(道路に面する地域)	環境庁
73	面的評価支援システム操作マニュアル(本編) Ver.4.0.1	環境省 水・大気環境局
74	改訂解説・工作物設置許可基準	国土技術研究センター
75	地理空間データ製品仕様書作成マニュアル	国土地理院
76	製品仕様書等サンプル 基準点測量	国土地理院
77	製品仕様書等サンプル 水準測量	国土地理院
78	製品仕様書等サンプル 数値地形図	国土地理院
79	製品仕様書等サンプル 撮影(標定点の設置、撮影、同時調整)	国土地理院
80	製品仕様書等サンプル 写真地図作成	国土地理院
81	製品仕様書等サンプル 航空レーザ測量	国土地理院
82	製品仕様書等サンプル 応用測量	国土地理院
83	製品仕様書等サンプル 三次元点群データ作成	国土地理院
84	土木工事数量算出要領(案)	国土交通省
85	土木工事数量算出要領 数量集計表様式(案)	国土交通省
86	移動計測車両による測量システムを用いる数値地形図データ作成マニュアル(案)	国土地理院
87	GNSS測量による標高の測量マニュアル	国土地理院
88	電子基準点のみを既知点とした基準点測量マニュアル	国土地理院
89	マルチ GNSS 測量マニュアル(案) 近代化 GPS、Galileo 等の活用	国土地理院
90	公共測量におけるセミ・ダイナミック補正マニュアル	国土地理院
91	公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン	国土交通省
92	国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)	国土交通省
93	斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン	厚生労働省
94	土木工事に関するプレキャストコンクリート製品の設計条件明示要領(案)	国土交通省
95	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン	機械式鉄筋定着工法技術検討委員会
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会
98	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会
99	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル(改定版)	土木研究所(編集) 地盤汚染対応技術検討委員会
100	建設工事で遭遇するダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所(編集)
101	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所(監修) 土木研究センター(編集)
102	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会
103	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会
104	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員
105	UAVを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院
106	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院
107	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル(案)	国土地理院

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
108	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）	国土地理院
109	航空レーザ測深機を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院
110	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）	国土地理院
111	土木工事設計要領 第Ⅰ編 共通編	九州地方整備局
112	土木工事設計要領 第Ⅱ編 河川編	九州地方整備局
113	土木工事設計要領 第Ⅲ編 道路編	九州地方整備局
114	設計要領	NEXCO
〔2〕河川・海岸・砂防・ダム関係		
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター
4	放水路事業における環境影響評価の考え方	リバーフロント整備センター
5	改訂河川計画業務ガイドライン	日本河川協会
6	国土交通省 河川砂防技術基準 調査編	国土交通省
7	国土交通省 河川砂防技術基準 計画編	国土交通省
8	建設省河川砂防技術基準(案)設計編(Ⅰ・Ⅱ)	建設省
9	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(河川編)	国土交通省
10	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(ダム編)	国土交通省
11	国土交通省河川砂防技術基準 維持管理編(砂防編)	国土交通省
12	改訂 解説・河川管理施設等構造令	日本河川協会
13	増補改訂(一部修正)版 防災調節池等技術基準(案) 解説と設計実例	日本河川協会
14	流域貯留施設等技術指針(案)-増補改訂版-	雨水貯留浸透技術協会
15	港湾の施設の技術上の基準・同解説	日本港湾協会
16	数字で見る港湾2020	日本港湾協会
17	水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版(水門扉編)-付解説- ・第5回改訂版(水圧鉄管・鉄鋼構造物、溶接・接合編)-付解説- ・FRP(M)水圧管編	電力土木技術協会
18	柔構造樋門設計の手引き	国土開発技術研究センター
19	河川土工マニュアル	国土技術研究センター
20	ダム・堰施設技術基準(案)	国土交通省
21	ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)	ダム・堰施設技術協会
22	水門・樋門ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会
23	鋼製起伏ゲート設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会
24	ゲート用開閉装置(機械式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会
25	ゲート用開閉装置(油圧式)設計要領(案)	ダム・堰施設技術協会
26	防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例 増補改訂(一部修正版)	日本河川協会
27	揚排水ポンプ設備技術基準	国土交通省

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
28	揚排水ポンプ設備技術基準(案)同解説	河川ポンプ施設技術協会
29	海岸保全施設の技術上の基準・同解説	全国海岸協会
30	海岸便覧	全国海岸協会
31	(第2次改訂)ダム設計基準	日本大ダム会議
32	仮締切堤設置基準(案)	国土交通省河川局治水課
33	鋼矢板二重式仮締切設計マニュアル	国土技術研究センター
34	堤防余盛基準について	建設省河川局治水課
35	ダム基礎地質調査基準	日本大ダム会議
36	ダム構造物管理基準 改訂	日本大ダム会議
37	水管橋設計基準	日本水道鋼管協会
38	河川事業関係例規集	日本河川協会
39	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課
40	平成28年度版 河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】	国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課
41	河川関係法令例規集(加除式)	第1法規
42	護岸の力学設計法 改訂	国土技術研究センター
43	海岸保全施設構造例集	全国海岸協会
44	漁港・漁場の施設の設計参考図書2015年版	全国漁港漁場協会
45	ジャケット式鋼製護岸設計指針(案)	日本港湾協会
46	砂防関係法令例規集	全国治水砂防協会
47	砂防指定地実務ハンドブック	全国治水砂防協会
48	河岸等の植樹基準(案)	建設省河川局治水課
49	河川における樹木管理の手引き	リバーフロント整備センター
50	都市河川計画の手引き(洪水防御計画編)	国土開発技術研究センター
51	河川構造物設計業務ガイドライン(護岸設計業務)	国土開発技術研究センター
52	河川構造物設計業務ガイドライン(樋門・樋管設計業務)	国土開発技術研究センター
53	河川構造物設計業務ガイドライン(堰・床止め設計業務)	国土開発技術研究センター
54	土木構造物設計マニュアル(案) 一樋門編一	全日本建設技術協会
55	床止めの構造設計手引き	国土開発技術研究センター
56	海岸保全計画の手引き	全国海岸協会
57	緩傾斜堤の設計の手引き 改訂版	全国海岸協会
58	人工リーフの設計の手引き(改訂版)の一部改訂	全国海岸協会
59	治水経済調査マニュアル(案)	国土交通省河川局
60	面的な海岸防護方式の計画・設計マニュアル	日本港湾協会
61	ビーチ計画・設計マニュアル(改訂版)	日本マリーナビーチ協会
62	港湾環境整備施設技術マニュアル	沿岸開発技術研究センター
63	農地防災事業便覧 平成10年度版	農地防災事業研究会
64	漁港計画の手引 平成4年度改訂版	全国漁港協会

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
65	漁港海岸事業設計の手引	全国漁港漁場協会
66	水と緑の溪流づくり調査	建設省河川局砂防部
67	溪流環境整備計画策定マニュアル(案)	建設省河川局砂防部
68	砂防における自然環境調査マニュアル(案)	建設省河川局砂防部
69	ダム貯水池水質調査要領	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
70	グラウチング技術指針・同解説	国土技術研究センター
71	新編・鋼製砂防構造物設計便覧(令和3年版)	砂防・地すべり技術センター
72	総合土石流対策基本計画作成マニュアル(案)	総合土石流対策基本計画検討委員会
73	土石流危険溪流および土石流危険区域調査要領(案)	建設省河川局砂防部
74	新版地すべり鋼管杭設計要領	斜面防災対策技術協会
75	新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 -急傾斜地崩壊防止工事技術指針-	全国治水砂防協会
76	ダム事業の手引き(平成元年度版)	ダム技術センター
77	フィルダムの耐震設計指針(案)	国土開発技術研究センター
78	多目的ダムの建設	ダム技術センター
79	改訂3版 コンクリートダムの細部技術	ダム技術センター
80	ルシオンテスト技術指針・同解説	国土技術研究センター
81	発電用水力設備の技術基準と官庁手続き(平成23年改訂版)	電力土木技術協会
82	ダムの地質調査	土木学会
83	ダムの岩盤掘削	土木学会
84	原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法- -せん断試験法- -孔内載荷試験法-	土木学会
85	軟岩の調査・試験の指針(案) ～1991年版～	土木学会
86	河川定期縦横断データ作成ガイドライン	国土交通省河川局
87	河川景観の形成と保全の考え方	国土交通省河川局
88	河川の景観形成に資する石積み構造物の整備に関する資料	国土交通省河川局河川環境課
89	多自然川づくりポイントブック 河川改修の課題と留意点	リバーフロント整備センター
90	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部
91	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局、水産庁
92	美しい山河を守る災害復旧基本方針	国土交通省
93	河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)	リバーフロント整備センター
94	河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)	国土交通省
95	ダム湖利用実態調査 調査マニュアル (案)	建設省河川局
96	試験湛水実施要領 (案)	国土交通省
97	台形CSGダム設計・施工・品質管理技術資料	ダム技術センター
98	改訂版 巡航RCD工法施工技術資料	ダム技術センター
99	貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針 (案)	国土交通省
100	活断層地形要素判読マニュアル	(独)土木研究所材料地盤研究グループ(地質)他
101	正常流量検討の手引き (案)	国土交通省

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
102	洪水予測システムチェックリスト (案)	国土技術政策総合研究所
103	洪水浸水想定区域図作成マニュアル (第4 版)	国土交通省
104	浸水想定区域図データ電子化ガイドライン (第3 版)	国土交通省
105	水害ハザードマップ作成の手引き	国土交通省
106	砂防基本計画策定指針 (土石流・流木対策編) 解説	国土技術政策総合研究所
107	土石流・流木対策設計技術指針解説	国土技術政策総合研究所
108	多自然川づくりポ ントブックⅡ 川の営力を活かした川づくり	リバーフロント整備センター
109	多自然川づくりポ ントブックⅢ 中小河川に関する河道計画の技術基準 ; 解説	リバーフロント整備センター
110	リアルタイム浸水予測シミュレーションの手引き (案)	国土交通省
111	中小河川浸水想定区域図作成の手引き	国土交通省
112	河道計画検討の手引き	国土技術研究センター
113	海岸施設設計便覧2000 年版	土木学会
114	自然共生型海岸づくりの進め方	全国海岸協会
115	海岸事業の費用便益分析指針【改訂版】	農林水産省農村振興局・水産庁 国土交通省
116	津波浸水想定の設定の手引きVer. 2. 10	国土交通省、国土技術政策総合 研究所河川研究部海岸研究室
117	津波の河川遡上解析の手引き (案)	国土技術研究センター
118	津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン (Ver3. 1)	農林水産省農村振興局・水産庁 国土交通省
119	海岸における水防警報の手引き (案)	国土交通省
120	海岸漂着危険物対応ガイドライン	農林水産省農村振興局・水産庁 国土交通省
121	海岸保全施設維持管理マニュアル	農林水産省農村振興局、水産 庁、国土交通省
122	砂防事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省
123	土石流対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省
124	地すべり対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省
125	急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル(案)	国土交通省
126	砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)	国土交通省
127	都道府県と気象庁が共同して土砂災害警戒情報を作成・発表するための手引き	国土交通省水管理・国土 保全局砂防部、気象庁予報部
128	土砂災害警戒情報の基準設定・検証の考え方	国土交通省水管理・国土保全局 砂防部、気象庁大気海洋部、国 土交通省国土技術政策総合研 究所
129	土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン	国土交通省
130	土砂災害警戒避難ガイドライン	国土交通省
131	火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	国土交通省
132	火山噴火に起因下土砂災害予想区域図作成の手引き (案)	国土交通省
133	「地すべり防止技術指針」並びに「地すべり防止技術指針解説」	国土交通省
134	既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン (案)	国土交通省
135	山地河道における流砂水文観測の手引き (案)	国土交通省
136	深層崩壊に起因する土石流の流下・氾濫計算マニュアル(案)	土木研究所

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
137	大規模土移動検知システムにおけるセンサー設置マニュアル (案)	土木研究所
138	表層崩壊に起因する土石流の発生危険度評価マニュアル(案)	土木研究所
139	天然ダム監視技術マニュアル(案)	土木研究所
140	深層崩壊の発生の恐れのある溪流抽出マニュアル(案)	土木研究所
141	振動検知式土石流センサー設置マニュアル(案)	土木研究所
142	砂防ソイルセメント設計・施工便覧	砂防・地すべり技術センター
143	火山砂防計画策定指針	国土交通省水管理・国土保全局砂防部
144	深層崩壊対策技術に関する基本的事項	国土交通省国土技術政策総合研究所
145	河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き	国土交通省水管理・国土保全局
146	砂防関係施設点検要領(案)	国土交通省砂防部保全課
147	海岸施設設計便覧 (2000 年版)	土木学会
148	海岸保全施設耐震点検マニュアル	国土交通省農林水産省・水産庁・運輸省・建設省
149	河川堤防設計指針	国土交通省河川局
150	河川堤防構造検討の手引き	(財)国土技術研究センター
151	ドレーン工設計マニュアル	国土交通省水管理・国土保全局
152	ゴム袋体をゲート又は起伏装置に用いる堰のゴム袋体に関する基準 (案)	国土交通省
153	水文観測業務規程	国土交通省
154	水文観測業務規程細則	国土交通省 水管理・国土保全局
155	水文観測データ統計処理要領	国土交通省 水管理・国土保全局
156	水文観測データ品質照査要領	国土交通省 水管理・国土保全局
157	水文観測	全日本建設技術協会
158	絵でみる水文観測	中部建設協会
159	流量観測の高度化マニュアル (高水流量観測編)	土木研究所
160	河川結氷時の流量推定手法マニュアル (案)	寒地土木研究所
161	河川構造物の耐震性能照査指針・解説	国土交通省水管理・国土保全局治水課
162	高規格堤防盛土設計・施工マニュアル	(財)リバーフロント整備センター
163	多自然川づくり基本指針	国土交通省河川局
164	中小河川に関する河道計画の技術基準	国土交通省河川局 河川環境課・治水課・防災課
165	大河川における多自然川づくり -Q&A形式で理解を深める-	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
166	実践的な河川環境の評価・改善の手引き (案)	(財)リバーフロント研究所
167	ダム貯水池水質改善の手引き	国土交通省水管理・国土保全局河川環境課
168	高潮浸水想定区域図作成の手引きVer. 2. 10	農林水産省農村振興局整備部防災課、農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課
169	小規模河川の氾濫推定図作成の手引き	国土交通省
170	ダム事業における環境影響評価配慮書作成の手引き (案)	国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
171	豪雨時の土砂生産をとまなう土砂動態解析に関する留意点	国土交通省国土技術政策総合研究所
172	河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置検討の手引き（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所
173	大規模土砂生産後に生じる活発な土砂流出に関する対策の基本的考え方（案）	国土交通省国土技術政策総合研究所
174	高潮特別警戒水位の設定の手引き	国土交通省、国土技術政策総合研究所
〔3〕道路関係		
1	建設省所管道路事業影響評価技術指針	建設省
2	道路環境影響評価要覧(1992年版)	道路環境研究所
3	道路構造令の解説と運用	日本道路協会
4	第7次改訂 道路技術基準通達集-基準の変遷と通達-	ぎょうせい
5	林道規程－運用と解説－	日本林道協会
6	交通渋滞実態調査マニュアル	建設省土木研究所
7	自転車道等の設計基準解説	日本道路協会
8	自転車道必携	自転車道路協会
9	自転車利用環境整備のためのキーポイント	日本道路協会
10	交通工学ハンドブック2014	交通工学研究会
11	クロソイトポケットブック(改訂版)	日本道路協会
12	道路の交通容量	日本道路協会
13	道路の交通容量1985	交通工学研究会
14	HIGHWAY CAPACITY MANUAL 7th Edition	Transportation Research Board
15	平面交差の計画と設計 基礎編－計画・設計・交通信号制御の手引き－	交通工学研究会
16	平面交差の計画と設計－応用編－2007	交通工学研究会
17	路面標示設置マニュアル	交通工学研究会
18	交通工学実務双書第4巻 市街地道路の計画と設計	交通工学研究会
19	生活道路のゾーン対策マニュアル	交通工学研究会
20	道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)及び道路環境影響評価の技術手法 4.騒音 4.1 自動車の走行にかかる騒音(令和2年度版)	国土技術政策総合研究所、土木研究所
21	道路土工要綱	日本道路協会
22	道路土工－切土工・斜面安定工指針(平成21年度版)	日本道路協会
23	道路土工－盛土工指針(平成22年度版)	日本道路協会
24	道路土工－軟弱地盤対策工指針(平成24年度版)	日本道路協会
25	道路土工－仮設構造物工指針	日本道路協会
26	道路土工－擁壁工指針(平成24年度版)	日本道路協会
27	道路土工－カルバート工指針(平成21年度版)	日本道路協会
28	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 第3版	土木研究センター
29	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル 第3回改訂版	土木研究センター
30	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計・施工マニュアル 改訂版	土木研究センター
31	アダムウォール(補強土壁)工法設計・施工マニュアル	土木研究センター
32	プレキャストボックスカルバート設計・施工マニュアル(鉄筋コンクリート製・プレストレストコンクリート製)	全国PCボックスカルバート協会

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
33	下水道用強化プラスチック複合管道路埋設指針(平成11年改訂)	強化プラスチック複合管協会
34	下水道用硬質塩化ビニル管道路埋設指針	塩化ビニル管継手協会
35	プレキャストボックスカルバート設計施工要領・同解説	日本PCボックスカルバート製品協会
36	のり枠工の設計・施工指針	全国特定法面保護協会
37	道路橋示方書・同解説(Ⅰ 共通編)	日本道路協会
38	道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼橋・鋼部材編)	日本道路協会
39	道路橋示方書・同解説(Ⅲ コンクリート橋・コンクリート部材編)	日本道路協会
40	道路橋示方書・同解説(Ⅳ 下部構造編)	日本道路協会
41	道路橋示方書・同解説(Ⅴ 耐震設計編)	日本道路協会
42	鋼道路橋疲労設計便覧	日本道路協会
43	鋼道路橋設計便覧	日本道路協会
44	鋼道路橋施工便覧(改訂版)	日本道路協会
45	道路橋耐風設計便覧	日本道路協会
46	杭基礎設計便覧	日本道路協会
47	杭基礎施工便覧	日本道路協会
48	鋼管矢板基礎設計施工便覧	日本道路協会
49	斜面上の深礎基礎設計施工便覧	日本道路協会
50	立体横断施設技術基準・同解説	日本道路協会
51	コンクリート道路橋設計便覧	日本道路協会
52	コンクリート道路橋施工便覧	日本道路協会
53	道路橋伸縮装置便覧	日本道路協会
54	道路橋支承便覧	日本道路協会
55	鋼道路橋防食便覧	日本道路協会
56	道路橋補修便覧	日本道路協会
57	小規模吊橋指針・同解説	日本道路協会
58	道路橋床版防水便覧	日本道路協会
59	鋼構造架設設計施工指針[2012年版]	土木学会
60	美しい橋のデザインマニュアル 第1集	土木学会
61	美しい橋のデザインマニュアル 第2集	土木学会
62	・橋の美Ⅰ－道路橋景観便覧 ・橋の美Ⅱ－道路橋景観便覧 ・橋の美Ⅲ－橋梁デザインノート	日本道路協会
63	道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 平成20年改訂版	日本道路協会
64	道路トンネル技術基準(構造編)・同解説	日本道路協会
65	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会
66	道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(令和2年版)	日本道路協会
67	道路トンネル維持管理便覧【付属施設編】(改訂版)	日本道路協会
68	道路トンネル観察・計測指針 平成21年改訂版	日本道路協会

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
69	道路トンネル安全施工技術指針	日本道路協会
70	シールドトンネル設計・施工指針	日本道路協会
71	舗装の構造に関する技術基準・同解説	日本道路協会
72	舗装設計施工指針 平成18年版	日本道路協会
73	アスファルト舗装工事共通仕様書解説(改訂版)	日本道路協会
74	舗装設計便覧 平成18年版	日本道路協会
75	舗装施工便覧 平成18年版	日本道路協会
76	アスファルト混合所便覧(平成8年版)	日本道路協会
77	舗装再生便覧 平成22年版	日本道路協会
78	砂利道の瀝青路面処理指針	日本アスファルト協会
79	フルデプス・アスファルト舗装設計施工指針(案)	日本アスファルト協会
80	製鋼スラグを用いたアスファルト舗装設計施工指針	鐵鋼スラグ協会
81	鐵鋼スラグ路盤設計施工指針	編集:鐵鋼スラグ路盤設計施工指針作成委員会 発行:土木研究センター
82	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	インターロッキングブロック舗装技術協会
83	設計要領第一集 舗装編	NEXCO
84	構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成27年版	国土交通省
85	併用軌道構造設計指針	日本道路協会
86	舗装性能評価法ー必須および主要な性能指標の評価法編ー	日本道路協会
87	舗装性能評価法 別冊ー必要に応じ定める性能指標の評価法編ー	日本道路協会
88	道路維持修繕要綱(改訂版)	日本道路協会
89	舗装調査・試験法便覧(平成31年度版)(全4分冊)	日本道路協会
90	道路震災対策便覧(震前対策編) 平成18年度改訂版	日本道路協会
91	道路震災対策便覧(震災復旧編) 平成18年度改訂版	日本道路協会
92	道路震災対策便覧(震災危機管理編)	日本道路協会
93	落石対策便覧	日本道路協会
94	道路緑化技術基準・同解説	日本道路協会
95	道路土工構造物技術基準・同解説	日本道路協会
96	道路防雪便覧	日本道路協会
97	共同溝設計指針	日本道路協会
98	プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)	道路保全技術センター
99	共同溝耐震設計要領(案)	建設省土木研究所
100	キャブシステム技術マニュアル(案)解説	開発問題研究所
101	防護柵の設置基準・同解説(改訂版)/ボラード設置便覧	日本道路協会
102	車両用防護柵標準仕様・同解説	日本道路協会
103	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会
104	道路標識構造便覧	日本道路協会

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
105	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会
106	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会
107	道路・トンネル照明器材仕様書	建設電気技術協会
108	LED道路・トンネル照明導入ガイドライン(案)	国土交通省
109	道路反射鏡設置指針	日本道路協会
110	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	日本道路協会
111	道路標識ハンドブック(2021年度版) 道路標識ハンドブックⅡ(2021年度版) 道路標識ハンドブックⅢ(2020年度版)	全国道路標識・標示業協会編
112	路面標示ハンドブック第5版	全国道路標識・標示業協会編
113	駐車場設計・施工指針 同解説	日本道路協会
114	料金徴収施設設置基準(案)・同解説	日本道路協会
115	(補訂版)道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説	日本みち研究所
116	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	日本みち研究所
117	路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針・同解説	日本道路協会
118	道路防災総点検要領[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター
119	道路防災総点検要領[地震]	道路保全技術センター
120	防災カルテ作成・運用要領	道路保全技術センター
121	道路防災点検の手引[豪雨・豪雪等]	道路保全技術センター
122	橋梁の維持管理の体系と橋梁管理カルテ作成要領(案)	国土交通省道路局国道・防災課
123	橋梁定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
124	鋼製橋脚隅角部の疲労損傷臨時点検要領	国道課長
125	道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)	高速国道課長、国道課長、有料道路課長
126	PCT桁橋の間詰めコンクリート点検要領(案)	国道課長
127	橋梁における第三者被害予防措置要領(案)	国道・防災課長
128	コンクリート橋の塩害に関する特定点検要領(案)	国道・防災課長
129	道路土工構造物点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
130	舗装点検要領	国土交通省道路局国道・防災課
131	道路トンネル定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
132	シェッド・大型カルバート等定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
133	歩道橋定期点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
134	附属物(標識、照明施設等)点検要領	国土交通省道路局国道・技術課
135	舗装点検要領に基づく舗装マネジメント指針	日本道路協会
136	舗装性能評価法 -必須および主要な性能指標編-(平成25年版)	日本道路協会
137	舗装性能評価法 -必要に応じ定める性能指標の評価法編-	日本道路協会
138	ずい道等建設工事における換気技術指針	建設業労働災害防止協会
139	道路管理施設等設計指針(案)・道路管理施設等設計要領(案)	日本建設機械施工協会
140	構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	国土交通省道路局

(参考)主要技術基準及び参考図書

No.	名 称	編集又は発行所名
141	凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準	国土交通省都市局・道路局
142	ラウンドアバウトマニュアル2021	交通工学研究会
143	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	国土交通省道路局 警察庁交通局
144	道路橋ケーブル構造便覧	日本道路協会
145	舗装種別選定の手引き	日本道路協会
146	PCコンボ橋の設計計算例	プレストレスト・コンクリート建設業協会
147	アスファルト舗装の詳細調査・修繕設計便覧	日本道路協会
148	三次元点群データを活用した道路斜面災害リスク箇所の抽出要領(案)	国道・技術課、環境安全・防災課、高速道路課 課長補佐
〔4〕電気・機械・設備等		
1	日本電機工業会(JEM)規格	日本電機工業会
2	解説 電気設備の技術基準	経済産業省原子力安全・保安院
3	内線規程 JEAC 8001-2018	日本電気協会
4	電気通信設備工事共通仕様書 平成31年版	国土交通省
5	電気通信設備施工管理の手引き 平成30年版	建設電気技術協会
6	建築設備設計基準 平成30年版	国土交通省
7	公共建築工事標準仕様書〔電気設備工事編〕平成31年版	国土交通省
8	公共建築工事標準仕様書〔機械設備工事編〕平成31年版	国土交通省
9	公共建築設備工事標準図〔電気設備工事編〕平成31年版	国土交通省
10	公共建築設備工事標準図〔機械設備工事編〕平成31年版	国土交通省
11	電気設備工事監理指針	公共建築協会
12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会
13	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会
14	通信鉄塔・局舎耐震診断基準(案)・同解説	建設電気技術協会
15	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会
16	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会
17	電気通信施設設計要領・同解説(通信編)	建設電気技術協会
18	電気通信施設設計要領・同解説(情報通信システム編)	建設電気技術協会
19	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会
20	電気通信施設劣化診断要領・同解説(電力設備編)	建設電気技術協会
21	機械工事塗装要領(案)・同解説	国土交通省
22	機械工事共通仕様書(案)	国土交通省
23	機械工事管理基準(案)	国土交通省
24	河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省
25	河川ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省
26	ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討マニュアル(案)	国土交通省
27	道路機械設備点検・整備・更新マニュアル(案)	国土交通省

第 2 編 河川編

第 1 章 河川環境調査

第 1 節 河川環境調査の種類

第 2101 条 河川環境調査の種類

河川環境調査の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 環境影響評価
- (2) 河川水辺環境調査

第 2 節 環境影響評価

本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成 27 年 6 月 1 日国土交通省令第 4 号、43 号(以下この節において「技術指針省令」という))に準拠して実施するものとする。

第 2102 条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書(案)の作成
- (2) 方法書(案)の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書(案)の作成
- (7) 評価書(案)の作成
- (8) 評価書の補正等

第 2103 条 計画段階配慮書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容(事業特性)の把握

受注者は、技術指針省令第四条第 1 項第一号に規定された対象事業の内容(以下この節において「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この節において「地域特性」という)を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書(案)の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書(案)を作成するものとする。また、配慮書(案)を要約した要約書(案)を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第2104条 方法書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される方法書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容(事業特性)の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第1項第一号に規定された対象事業の内容(以下この節において「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この節において「地域特性」という)を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書(案)の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に従い、方法書(案)を作成するものとする。また、方法書(案)を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2105 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。

なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2106 条 調査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 調査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2107 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九条～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

(5) 評価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2108 条 準備書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書（案）要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 準備書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）

を作成するものとする。

(3)要約書（案）の作成

受注者は、準備書（案）を要約した書類としての要約書（案）を作成するものとする。

(4)環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2109 条 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

(3)要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2110 条 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3)要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 3 節 河川水辺環境調査

本調査は、河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省・平成 28 年 1 月)及び河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)(リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月)に準拠して、実施するものとする。

第 2111 条 河川水辺環境調査の区分

河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

- (1)基本調査
 - 1) 魚類調査
 - 2) 底生動物調査
 - 3) 植物調査
 - 4) 鳥類調査
 - 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査
 - 6) 陸上昆虫類等調査
 - 7) 河川環境基図作成調査
- (2)河川空間利用実態調査
- (3)河川水辺総括資料作成調査

第 2112 条 魚類調査

1. 業務目的

本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。
なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省・平成 28 年 1 月)」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(3)現地調査計画策定

受注者は、全体調査計画書及び事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督職員の承諾を得るものとする。
なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省・平成 28 年 1 月)」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。

(4)現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5)調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。

1) 考察・評価

受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省・平成 28 年 1 月)」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。

2) データの入力

受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】(Ver.3.90)(リバーフロント整備センター・平成 27 年度版)」に基づき調査データの入力を行う。

(6)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2113 条 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2112 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省・平成 28 年 1 月)」にもとづき標本作製するものとする。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2112 条魚類調査第 2 項(5) に準ずるものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2114 条 植物調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における植物に関する植生調査等の生育状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2112 条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2115 条 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2112 条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

する。

第 2116 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査、(5) 調査成果のとりまとめについては、第 2112 条魚類調査に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2117 条 陸上昆虫类等調査

1. 業務目的

本調査は、河川内における陸上昆虫类等の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 2112 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫类等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】(国土交通省・平成 28 年 1 月)」にもとづき標本を作製するものとする。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果のとりまとめについて、第 2112 条魚類調査第 2 項(5) に準ずるものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2118 条 河川環境基図作成調査

1. 業務目的

河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。

(4)調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。

(5)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2119 条 河川空間利用実態調査

1. 業務目的

河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)河川空間利用実態調査

受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)(国土交通省平成 16 年 3 月)」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。

(3)川の通信簿

受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。

(4)調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。

(5)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2120 条 河川水辺総括資料作成調査

1. 業務目的

河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)資料調査

受注者は、設計図書及び「河川水辺総括資料作成調査の手引き(案)(リバーフロント整備センター・平成 13 年 8 月)」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集・整理し、総括的な考察検討を行うものとする。

(3)調査成果のとりまとめ

受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。

(4)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 成果物

第 2121 条 成果物

1. 環境影響評価

受注者は、表 2-1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 2-1 成 果 物 一 覧 表

成果物項目	摘要
環境影響評価報告書一式	1
方法書（案）	
準備書（案）	2
評価書（案）	2

- 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。
- 2 要約書（案）を含むものとする。

2. 河川水辺環境調査

受注者は、報告書を成果物として発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

第2章 河川調査・計画

第1節 河川調査・計画の種類

第2201条 河川調査・計画の種類

河川調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1)洪水痕跡調査
- (2)計画降雨検討
- (3)基本高水・計画高水流量検討
- (4)低水流出解析
- (5)河道計画
- (6)内水処理計画
- (7)利水計画
- (8)正常流量検討
- (9)氾濫水理解析
- (10)総合治水対策調査
- (11)洪水予測システム検討

第2節 洪水痕跡調査

第2202条 洪水痕跡調査

1. 業務目的

本業務は、河道計画等の基礎として洪水流の流下に係わる特性分析を行うための基礎情報を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)現地踏査

受注者は、洪水の痕跡状況の把握、測量作業計画等のための現地踏査を行うものとする。また、現地踏査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、工程計画等を検討し、調査結果を取りまとめるものとする。

(3)現地確認作業

受注者は、洪水の痕跡位置の確認調査（聞き込み等による方法を含む）を行い、痕跡状況写真の撮影を行うとともに、確認された痕跡位置にマーキングを行い、貸与された平面図に痕跡位置を記入するものとする。

(4)痕跡測量

受注者は、堤外側における左右岸の痕跡位置、各1点の測量（高さ、位置）を直接測量により行うものとする。

なお、測点間隔は200mを標準とする。また直接測量が実施できない場合、間接測量により同様の作業を行うものとする。

(5)痕跡図及び写真集の作成

受注者は、貸与された図面に痕跡測量で得られた結果を記入し、下記の痕跡図面を作成するものとする。また、現地確認作業の結果を基に痕跡状況写真集を作成するものとする。

- 1) 河川平面図
- 2) 河川縦断図
- 3) 河川横断図
- 4) 痕跡状況写真集

(6)照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 痕跡測量についての計算点検、作図点検、作業実施報告書、社内点検、校正直し等を行うものとする。

第 3 節 計画降雨検討

第 2203 条 計画降雨検討の区分

計画降雨検討には種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の 2 種類の手法による場合を示すものとする。

- (1) ティーセン法による検討
- (2) 降雨強度曲線による検討

第 2204 条 ティーセン法による検討

1. 業務目的

本業務は、高水流出解析の前提としてティーセン法を用いた降雨解析を行い、その基本となる対象降雨を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデータについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

(3) 統計解析

受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティ - セン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い（ただし、欠損観測所を除く）、データ登録を行うものとする。また、河川の水利水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティ - セン法により分割流域及び各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティ - セン分割図及びティ - セン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより計画規模に対する確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

(4) 降雨特性検討

受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。

(5) 対象降雨の作成

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点上流域の対象降雨の波形作成を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2205 条 降雨強度曲線による検討

1. 業務目的

本業務は、高水流出解析の前提として代表観測所のデータから降雨強度曲線を求め、その基本となる対象降雨を作成する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを

行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 雨量資料の収集・整理

受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所 1 箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集・整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読取り最大値を算出し、日雨量デ - タ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、デ - タ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。

なお、記憶媒体にデ - タ登録を行うものとする。

(3) 確率処理

受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

(4) 降雨強度曲線の作成

受注者は、各確率別の雨量強度を基に、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。

(5) 対象降雨の作成

受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨の波形を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 基本高水・計画高水流量検討

第 2206 条 基本高水・計画高水流量検討の区分

降雨から洪水流出量を算定するには種々の手法が採用されているが、本仕様書は次の 4 種類の手法による場合を示すものとする。

(1) 貯留関数法による検討

(2) 準線形貯留型モデルによる検討

(3) 雨量確率手法による検討

(4) 流量確率手法による検討

第 2207 条 貯留関数法による検討

1. 業務目的

本業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求めることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 文献調査

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 関連資料の収集

受注者は、以下の検討に必要な資料を収集し、整理するものとする。なお、収集デ - タは記憶媒体にデ

- 夕登録を行うものとする。

(3) 現地調査

1) 行程計画

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地において、水位・流量観測所、地形的特異点（狭窄部、氾濫、内水箇所等）、大規模工事、重要構造物箇所（堰、水門、樋門、ポンプ等を含む）、ダム（既設・新設）等の調査が必要な箇所について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。

(4) 流出解析

1) 流域・河道の分割

受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。

2) 対象洪水の選定

受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。

3) 水理資料の整理検討

受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。

4) 流域・河道モデル定数の解析

受注者は、貯留関数法における定数（流域定数、河道定数）について、解析対象洪水のハイドログラフを再現し得るよう試算により決定するものとする。

なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。

(5) 流量検討

1) 基本高水の検討

受注者は、計画基準点を考慮し、計画雨量と(4) で得られた流出モデルにより基本高水のハイドログラフを算定するものとする。

2) 計画高水流量の検討

受注者は、基本高水として算定されたハイドログラフを計画上のダムや遊水施設等の洪水調節施設によって調節した計画高水流量を算出するものとする。

3) 基本高水・計画高水流量の決定

受注者は、既往主要洪水、対象計画降雨の妥当性、近隣他河川との比較、河道改修・ダムや遊水施設等の洪水調節施設の実現可能性、経済性（費用対効果）等を検討し、妥当な確率手法（雨量確率手法、流量確率手法）を採用して、基本高水・計画高水流量を決定するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2208 条 準線形貯留型モデルによる検討

1. 業務目的

本業務は、準線形貯留型モデルを用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 文献調査

受注者は、文献調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(3) に準ずるものとする。

(4) 流出解析

1) 流域・河道の分割

受注者は、地形図・航空写真・文献調査・現地調査結果・既存資料等を参考にし、計画の基準点、水位流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要河川合流点等を勘案して、流域・河道の分割を行うものとする。

2) 対象洪水の選定

受注者は、洪水モデルの定数同定を行うための解析対象洪水を選定するものとする。

3) 水理資料の整理検討

受注者は、解析対象洪水の水位・流量資料の精度をチェックしたうえで、妥当な水位～流量曲線で流量を推算し、流量ハイドログラフの精度を、他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討し、解析対象洪水のハイドログラフを作成するものとする。

4) 流域・河道モデル定数の解析

受注者は、準線形貯留型モデルの定数(流域定数、河道定数)について解析対象洪水のハイドログラフを再現し得よう試算により決定するものとする。

なお、河道定数については不等流計算等の結果より決定するものとする。

(5) 流量検討

受注者は、流量検討について、第 2207 条貯留関数法による検討第 2 項(5) に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2209 条 雨量確率手法による検討

1. 業務目的

本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、流出解析や流量検討によって所定の安全度を雨量から求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 基準地点等の設定

受注者は、計画流量配分を検討するための水系基準点、副基準点並びに主要地点を、河川の規模による洪水特性、上下流のバランス、ダム等洪水調節計画等を考慮して設定するものとする。

(3) 水文資料の収集・整理

受注者は、雨量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の流域平均雨量を算定し年最大値等の一覧表に整理するものとする。

なお、収集したデ・タは記憶媒体にデ・タ登録を行うものとする。

(4) 洪水流出特性の検討

受注者は、適切な流出計算手法及び流出解析手法等を選定して流出モデルを検討し、定数解析を実施するものとする。

(5) 雨量確率手法による高水検討

受注者は、洪水到達時間・計画降雨継続時間を検討し、所定の計画降雨継続時間における年最大流域平均雨量に対し適切な方法で確率分布を評価し、その結果を基に所定の安全度に対応する降雨群と(4) で検討した流出モデルを用いて、基準地点等のハイドログラフ群を算定するものとする。

(6) 基本高水の設定検討

受注者は、必要に応じて実績流量群及び実績降雨等を用いて算定した流量群から求めた所定の安全度の

流量（第 2210 条流量確率手法による検討参照）と(5) で得られた所定の安全度の流量との対応などを基に、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。

(7)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2210 条 流量確率手法による検討

1. 業務目的

本業務は、河川の計画基準点などにおける基本高水を第 2207 条貯留関数法による検討、第 2208 条準線形貯留型モデルによる検討の結果を踏まえて、所定の安全度を流量から求める事を目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)基準地点等の設定

受注者は、基準地点等の設定について、第 2209 条雨量確率手法による検討第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3)水文資料の収集・整理

受注者は、流量確率評価を行うための水理・水文資料を収集し、その妥当性をチェックし、基準地点等の年最大実績流量、年最大から第 3 位程度の流域平均雨量を算定し、一覧表に整理し、収集した水理・水文資料は記憶媒体にデ - タ登録しておくものとする。

(4)洪水流出特性の検討

受注者は、洪水流出特性の検討について、第 2209 条雨量確率手法による検討第 2 項(4) に準ずるものとする。

(5)流量確率手法による高水検討

受注者は、(3) で整理した基準地点における年最大実績流量、年最大から第 3 位程度までの実績流域平均雨量と(4) の流出モデルからピーク流量値を算定し、基準点における年最大流量などを基に、適切な方法で確率分布を評価し、所定の安全度に対する流量範囲を検討するものとする。

(6)基本高水の設定検討

受注者は、必要に応じて雨量確率から算定された所定の安全度の流量（第 2209 条雨量確率手法による検討参照）と(5) で得られた所定の安全度の流量との対応などを基に、総合的に判断して基本高水を設定し、検討するものとする。

(7)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8)報告書の作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5 節 低水流出解析

第 2211 条 低水流出解析

1. 業務目的

本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長期間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

1) 行程計画

受注者は、現地調査にあたり、検討する際の必要な項目について事前に図上で予備的な調査を行い、行程計画を立案するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地において、河川及び流域の現状を把握するため、業務実施に必要となる事柄について現状を確認し、必要に応じて写真撮影を行い、結果をとりまとめるものとする。

(4) 資料収集整理

1) 雨量資料収集・整理

受注者は、対象年間の各観測所における日雨量（降雪量含む）及び月別蒸発量（又は気温）を収集・整理し、日界修正、記入ミス、欠落等の点検・補正を行い、日雨量年表を作成するものとする。また、収集データは記憶媒体にデータ登録を行うものとする。

2) 水理資料の整理

受注者は、年流量の経年傾向及び、流量、取水量の資料の存在状況等により、定数解析対象期間を選定した上で、当該年における下記事項について整理し、精度の検討を加え適正な日流量年表を作成するものとする。

日水位（流量）資料のチェック

水位流量曲線の検討

3) 水収支実態の把握

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の水収支実態を把握し、整理するものとする。

(5) モデルの検討

受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。

(6) 降雨解析

1) 欠測補填

受注者は、必要に応じて日雨量による相関解析を行い、回帰式及び相関係数を求めると共に、欠測データの補填を行うものとする。

2) 流域平均日雨量の算出

受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティ・セン法により流域平均日雨量を算定するものとする。

(7) 定数解析

1) 水収支解析

受注者は、年及びかんがい期別に降雨量、流出量を集計し、流出率の面から水収支状況について分析し、蒸発散等による損失の割合、還元量等を定量化するものとする。

2) 定数解析

受注者は、タンクモデルの定数を下記の試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。なお、試算の単位は、日とするものとする。

定数の一次仮定

定数の検討

最適定数の決定

(8) 流量計算

受注者は、(7) の定数解析で決定したタンクモデルを使用して、設計図書に示す流量計算対象期間に対し日流量を算出し、年表、流況表、日流量ハイドログラフとして、年毎にとりまとめるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6 節 河道計画

第 2212 条 河道計画（大規模河川）

1. 業務目的

本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「直轄管理の大規模河川」等を対象とした、河道の平面形、縦断面形、横断面形等を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1)計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)文献調査

受注者は、文献調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3)現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3) に準ずるものとする。

(4)資料収集・整理

受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理するものとする。

なお、整理した資料は、記憶媒体にデ・タ登録するものとする。

(5)河川特性の把握

1) 計画対象河川のセグメント分割

受注者は、既往調査、既存資料等から計画対象河川のセグメント分割を行うものとする。

2) 現況河道特性の検討

受注者は、現況河道の基礎的情報である河床勾配・代表粒径・低水路内平均水深・エネルギー・勾配・摩擦速度・無次元掃流力・川幅水深比・水深粒径比等を整理するものとする。

3) 河道の安定性の確認

受注者は、過去 10 年間程度の河道縦横断測量資料と砂利採取等の資料及び河川横断工作物の建設状況を基に実証的に安定性の確認を行うものとする。又は、平均年最大流量時の水理諸元を基に、セグメントごとに算定した摩擦速度や無次元掃流力を基に安定性の確認を行うものとする。

4) 河川環境特性の把握・整理

受注者は、河川水辺の国勢調査、河川環境管理基本計画、環境調査及び周辺住民等の要望等を勘案し、河道計画検討に必要な河川環境特性の整理を行うものとする。

5) セグメント別河道変化に対する対応方法の検討

受注者は、河道縦断面形、河道横断面形、河口砂州等の変化により生ずる河道の応答等の影響に対し、この影響（変化）に対する河川管理上の管理者の意思・取り扱いを勘案し、基本的対応方針を検討するものとする。

6) 現況流下能力の把握

受注者は、流量配分、出発水位、（セグメント別）粗度係数、死水域、境界混合係数等を設定し、現況河道を対象に支川合流・構造物・樹木群によるせき上げを取り込んだ準二次元不等流計算から得た計算水位に、湾曲・砂州等による水理的上昇要因を加えた水位を用いて各断面の計画高水位相当の流下能力を算定するものとする。なお、計算モデルについては洪水痕跡等から妥当性を検証するものとする。

7) 現況河道の課題の整理

受注者は、現況河道の流下能力、河道の特性諸量、既設の河川横断構造物及び護岸等の状況や平均河床高及び最深河床高の変化等を考慮した現況河道の安定性、自然環境及び河川空間利用等に係る現況河道の課題を整理するものとする。

(6)河道の縦横断面形状の一次設定

1) 流下能力確保の基本方針設定

受注者は、流下能力、セグメント分割、支川の合流、横断構造物等を考慮し、安定した河道になること

を予想した横断面形状を設定するものとする。

2) 流下能力のチェック

受注者は、流下能力確保の基本方針で設定された横断面形状を対象として、計画上の粗度係数を設定し、流下能力のチェックを行うものとする。

3) 河床変化のチェック

受注者は、流下能力を有すると判断された横断面形状を対象として、河床変化のチェックを行うものとする。

4) 河道縦横断面形状の一次設定

受注者は、所定の流下能力を確保し、河床の安定する河道の縦横断面形状を設定するものとする。

(7) 河岸侵食防止必要箇所の一次設定

1) 堤防防護ラインの設定

受注者は、侵食・洗掘に対して、堤脚保護の観点から所要の高水敷幅の確保により堤防の防護を図るためのラインを設定するものとする。

2) 低水路河岸管理ラインの設定

受注者は、低水路平面形状、低水路平均河床の安定化及び水衝部の固定等を図るために低水路形状を制限する必要がある箇所・区間について低水路河岸管理ラインを設定するものとする。

3) 河岸侵食防止必要箇所の一次設定

受注者は、堤防防護ライン及び低水路河岸管理ラインから河岸侵食防止必要箇所の一次設定を行うものとする。

4) 問題点と対応方針の検討

問題点の抽出

受注者は、堤防防護、河岸防護、流下能力確保のための河川形状の変更に対する多様な問題点を抽出し、河岸防護対象区間相互の重要度による比較を行い、当該地区の河岸防護等の必要性について検討するものとする。

対応方針の検討

受注者は、一次設定した河岸侵食防止必要箇所の問題点解決の代替案を比較検討し、箇所ごとの適切な対応方針を設定し、河岸防護の重要度を区分してラインを表示するものとする。

(8) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の二次設定

1) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の二次設定

受注者は、対応方針の検討結果を踏まえ、河道形状（縦横断、平面形状）と河岸侵食防止必要箇所の二次設定を行うものとする。

2) 河道の全川的なチェック

受注者は、二次設定した河道形状を対象とした流下能力の再チェックを行い、二次設定後の河道形状及び河岸侵食防止必要箇所設定の全川的な整合性と河川環境の観点からチェックするものとする。

3) 河道形状と河岸侵食防止必要箇所の最終設定

受注者は、全川的な整合を図った河道形状と河岸侵食防止必要箇所を最終設定するものとする。

(9) 河道平面図・横断面図作成

受注者は、最終的に設定した河道横断面形状、河岸侵食防止必要箇所、地被状況等を平面図及び横断面図に整理するものとする。

(10) 河道維持管理の方針検討

受注者は、流下能力確保の観点から低水路・高水敷の維持管理方針、環境の観点から生物の生息・生育環境に関する維持管理方針、景観の観点から維持管理方針を検討するものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2213 条 河道計画（中小河川）

1. 業務目的

本業務は、計画高水流量を安全に流下させるとともに、安定した河道となるよう、「中小河川（直轄管理の大規模河川以外の河川）」を対象とした、河道の平面形、縦断形、横断形等を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料収集・整理

受注者は、貸与された定期縦横断測量図、ダム堆砂量、水位・流量観測記録、洪水痕跡資料、河床材料及び砂利採取資料、河川工作物台帳、水利台帳、堤防台帳等の資料を整理し、検討するものとする。

なお、整理した資料は、記憶媒体にデ・タ登録するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3) に準ずるものとする。

(4) 河川特性の把握

受注者は、各河川の状況に応じて河川工作物調査、災害特性調査、河道断面特性の検討、河床高経年変化調査、洗掘堆積量経年変化調査、ダム堆砂量調査、蛇行特性の検討、河床材料調査、粗度係数の検討、現況河道の流下能力検討、堤防の安全水位による流下能力検討、現況河道の流砂特性検討、支川流入状況の実態把握等の調査項目を行い、河川特性を把握するものとする。

(5) 計画河道の検討

受注者は、基本方針を検討し、河道計画に必要となる下流端水位、計画河道の粗度係数を決定し、計画平面形状、計画高水位、計画縦断形状、計画横断形状を定めるものとする。また、床止めの位置及び高さについて水理的に検討し、計画上必要な構造物について特に留意する点を検討するとともに計画平面形状、縦断形状、横断形状の妥当性を水理計算によって検討し、最良案を設定するものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、計画河道について計画横断面図、計画平面図等により、概算工事費を算定するものとする。各工事費及び補償費の単価は、発注者と受注者が協議して設定するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 7 節 内水処理計画

第 2214 条 内水処理計画

1. 業務目的

本業務は、内水の発生する地区において、その内水特性を踏まえた適切な内水処理方式と施設規模を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3) に準ずるものとする。

(3)基礎調査

1) 水文資料の収集・整理

受注者は、既往の内水状況の把握、内水の確率規模検討等のために必要とされる雨量、水位、流量資料を収集・整理するものとする。また、必要と考えられる場合は、発注者と協議の上、新たに水文観測所を設置し、観測を行うものとする。

2) 計画対象河川調査

受注者は、計画の対象とする内水河川及びその河川が合流する本川について、これまでの治水事業の実施経過、今後の事業予定などを調査するものとする。

3) 内水被害調査

受注者は、内水被害時の湛水状況、被害状況及び内水処理施設の運用状況について、資料を収集・整理するものとする。

なお、必要に応じて聞き込み調査、痕跡調査を行い、被害状況を把握するものとする。

4) 地形調査

受注者は、調査対象内水河川流域の流域界、流域面積、河床勾配、流路長など全体の地形条件を把握すると共に、内水被害調査の結果とあわせて想定湛水区域を設定するものとする。

5) 流域状況調査

受注者は、流出モデルを作成するための基礎資料として、土地利用と排水状況などを調査するものとする。

6) 想定湛水区域状況調査

受注者は、内水モデルの作成や想定湛水区域内の資産算出及び内水処理方式の検討のための資料として、想定湛水区域の地盤高、土地利用、資産を調査するものとする。

7) 関連諸事業調査

受注者は、調査対象内水河川流域に係わる都市計画、地域計画、下水道計画、用排水計画及びこれらに関連した事業計画の情報を収集するものとする。

(4)内水特性の把握

受注者は、調査対象地域における下記の特性について把握するものとする。

1) 内水湛水特性

内水湛水現象の特性や内水湛水原因の推定及び内水湛水現象の時系列変化について把握するものとする。

2) 内水被害特性

内水被害発生状況の特性や内水被害特性の時系列変化及び資産分布の時系列変化について把握するものとする。

(5)内水処理方式の一次選定

受注者は、対象内水河川の内水特性を考慮し、効果が見込め、かつ実現性のある処理方式を複数選定するものとする。

(6)検討対象内水の選定

受注者は、過去の降雨実績、外水位及び湛水状況を考慮して、検討対象内水を複数選定するものとする。

(7)内水解析モデルの検討

受注者は、対象内水河川流域における過去の内水現象の再現、及び将来の内水現象の予測をするための内水解析モデル（内水モデル、流出モデル、外水位曲線の作成・検証等を含む）を検討するものとする。

(8)確率評価手法の検討

受注者は、内水規模の年超過確率を評価するために、対象内水河川流域の特性を踏まえた手法により、検討対象内水の確率評価を行うものとする。

(9)内水処理施設計画の検討

1) 許容湛水位の設定

受注者は、内水区域の宅地、重要施設、農地などの状況に応じて許容湛水位を設定するものとする。

2) 内水処理施設の計画規模の設定

受注者は、内水区域の重要度、既往内水による被害の実態、経済効果、本川の計画規模とのバランス、近傍内水地域の計画規模とのバランス等を総合的に考慮し、内水処理施設の計画規模を設定するものとする。

3) 河道及び流域条件の設定

受注者は、内水河川及び本川の改修状況、関連事業の実施状況、土地利用状況などを考慮し、河道及び流域条件を設定するものとする。

4) 内水処理施設計画の検討

受注者は、1)許容湛水位、2)計画規模、3)河道及び流域条件の設定等の計画条件を基に、内水処理施設の施設規模を決定するものとする。

5) 本川安全度との整合性の検討

受注者は、本川安全度へ及ぼす影響を検討し、必要に応じて安全度を低下させない対策を検討するものとする。

(10) 経済効果の検討

受注者は、内水計算によって得られた浸水深、浸水時間から想定被害額を算出し、内水処理施設規模別に評価期間における総便益を算定するものとする。また、内水処理施設の規模毎に総費用を算出し、総便益と比較することにより費用対効果分析を行なうものとする。

(11) 施設配置計画

受注者は、内水施設の基本的な構造を定め、管理運用面にも配慮した施設配置計画を行なうものとする。

(12) 内水処理方式の選定

受注者は、一次選定された処理方式について経済性、実現の可能性、施設の維持管理、超過洪水に対する効果等を総合的に比較して採用する内水処理方式を決定するものとする。

(13) 段階的整備計画の検討

受注者は、本川安全度との整合、近傍内水区域との安全度のバランス、財政上の制約等から段階的な施設整備計画を策定するものとする。

(14) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 8 節 利水計画

第 2215 条 利水計画検討

1. 業務目的

本業務は、各種用水の需要に応じて、河川水の配分及びダムによる補給の計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3) に準ずるものとする。

(3) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 雨量資料

受注者は、業務を遂行するにあたり必要となる雨量観測所について、日雨量資料を収集・整理するものとする。

3) 河川利用現況

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水・排水（還元）地点、取水量及び用水系統等の河川利用現況に関する資料を収集・整理するものとする。

4) 正常流量検討結果

受注者は、正常流量に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。

5) 低水流出解析結果

受注者は、当該河川及び近傍河川の低水流出解析に関する既往検討資料を収集・整理するものとする。

6) 新規水需要計画関係資料

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道用水等の新規水需要に関する資料を整理するものとする。

(4) 自然流況の作成

1) 資料収集・整理

受注者は、貸与する日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。

2) 水収支解析

受注者は、貸与する資料により、同時流観による水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。

3) 自然流況の推算

受注者は、水収支解析の結果を踏まえ、自然流況推算方法を検討し、モデル化を行って、自然流況の推算を行うものとする。

(5) 利水計算モデルの検討

1) 利水計算系統図の作成

受注者は、農業用水、工業用水、発電用水、上水道、下水道等の取水、排水（還元）地点、取水量等を取りまとめた系統図を作成するものとする。

2) 基準地点の設定

受注者は、大きな取水地点や、支川の合流点又は分派点、新規用水取水地点、及び流量観測所の位置、利水計算系統図等を基に基準地点を設定するものとする。

3) 利水計算条件整理

受注者は、正常流量及び新規用水取水量を合わせた基準地点ごとの確保流量、還元量、計算時間等の利水計算条件を整理するものとする。

4) 計算モデル作成

受注者は、利水計算系統図、基準地点及び利水計算条件を基に利水モデルを作成するものとする。

(6) 利水計算

1) データ登録

受注者は、雨量、流量、確保流量等のデータを利水計算に使用し易いよう、記憶媒体に登録するものとする。

なお、計算モデルへのデータの適用に際し、実測データを基に加工、作成したデータを用いる場合は、その過程の再現に必要な情報についても合わせて登録するものとする。

2) 渇水基準年及びダム容量の検討

受注者は、利水計算を行い、その結果より渇水基準年を設定して、マスカーブ等によりダム容量の検討を行うものとする。

3) ダム運用計算

受注者は、設定されたダム容量に基づき、計算対象全期間のダム運用計算を行いその結果を貯水池運用曲線図、ダム地点及び基準地点の流況図・流況表に整理するものとする。

(7) 確保容量検討

受注者は、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、期別の不特定容量、新規用水容量、利水（不特定＋新規用水）容量の検討を行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 9 節 正常流量検討

第 2216 条 正常流量検討（大規模河川）

1. 業務目的

本業務は、低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3) に準ずるものとする。

(3) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料の収集

受注者は、設計図書に示す河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断面図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。

(4) 現況調査

受注者は、収集した資料を基に下記の項目に係る河川環境の実態と特性について把握するものとする。

1) 河川流況

流量観測地点、地点別流況、水質その他

2) 河川への流入量、河川からの取水量等利水現況

支川流入量、水利流量、農水還元量、その他（用排水系統など）

3) 河道状況

周辺地形、河床勾配、河床材料、瀬・淵等、主要横断構造物、河口閉塞、その他

4) 自然環境

河川水質、貴重動植物、生息魚類、その他

5) 社会環境

観光・景勝地、イベント・親水活動、漁業、舟運、塩害、地下水利用、その他

6) 既存の関連計画

工事実施基本計画、河川環境管理基本計画、水資源開発計画、下水道関連計画、都市計画、公園計画、多自然型川づくり計画、河道計画、浄化事業計画、その他関連する他省庁の計画

7) 既往の湯水状況

期間、場所、影響、その他

(5) 河川区分と代表地点の設定

1) 河川区分

受注者は、当該河川の河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分を行うものとする。区分にあたっては、本・支川、河川形態、水循環への配慮、流量観測状況、その他自然・社会環境による区分に配慮するものとする。

2) 代表地点の設定

受注者は、当該河川の低水管理を適切に行うために本川及び主要な支川に 1 ないし複数代表地点として設定するものとする。

(6) 項目別必要流量の検討

1) 動植物の生息又は生育からの必要流量

受注者は、魚類の生息・生育のために河川が確保すべき水理的条件(水深、流速等)を満足し得る流量として、代表魚種、検討箇所、評価基準を設定し期別に検討するものとする。また、必要に応じて魚類以外についても対象とするものとする。

2) 観光(景観)からの必要流量

受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

3) 流水の清潔の保持からの必要流量

受注者は、当該河川において、流量が減少した場合に動植物の生息・生育環境の確保をはじめ、河川環境や用水の面から流域対策等と関連して必要とされる水質を確保するための流量を水質項目、評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

4) 舟運からの必要流量

受注者は、人や物資の輸送或いは観光を目的とした舟運を維持するために水面幅や吃水深を保つための流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。

5) 漁業からの必要流量

受注者は、設定されている漁業権魚種を対象に「動植物の生息又は生育からの必要流量」と同様な方法で検討を行うものとする。

6) 塩害の防止からの必要流量

受注者は、塩水の遡上によって用水や地下水の塩分濃度が上昇し、水道やかんがい用水への利用、或いは漁業等や動植物の生息・生育環境に重大な影響を及ぼすことのない流量を評価基準、検討箇所を設定し検討するものとする。また、塩止堰の設置や取水施設の改良等を併せて検討するものとする。

7) 河口閉塞の防止からの必要流量

受注者は、流量が減少した場合に土砂の堆積によって河口が閉塞することを避けるため、当該河川における河口閉塞の特性や他の代替手段を十分考慮して設定するものとする。

8) 河川管理施設の保護からの必要流量

受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて河川管理施設の保護に重大な支障がないことを確認するものとする。

9) 地下水位の維持からの必要流量

受注者は、他の項目から求まる必要流量からみて地下水の上昇に重大な支障がないことを確認するものとする。

なお、必要に応じて地下水位と河川流量との関係を調査・解析し、地下水の適性利用等と併せて対策を検討するものとする。

10) 水利流量

受注者は、水利流量(許可・慣行)の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、河川に確保する水利流量の期別設定を行うものとする。

(7) 維持流量及び正常流量の設定

1) 期間区分

受注者は、維持流量及び正常流量の設定にあたって、動植物の生息・生育状況や水利用等を勘案し、期間区分を行うものとする。

2) 河川への流入量、河川からの取水量等の設定

受注者は、渇水時における河川への流入量、河川からの取水量等を縦断的に整理し水収支を設定するものとする。

なお、伏没・還元量についても適宜設定するものとする。

3) 区間別維持流量の設定

受注者は、各区間毎に水利流量を除く正常流量に係る検討箇所別の必要流量を満足する流量を区間別維持流量として設定するものとする。

なお、各期間区分毎に設定するものとする。

(8) 正常流量の設定

1) 代表地点における正常流量の一次設定

受注者は、設定した区間別維持流量と代表地点間の支川流入量及び水利流量等を考慮し、すべての区間別維持流量を満足する流量を正常流量として一次設定するものとする。

また、一次設定した正常流量については、各代表地点毎の現況流況等との比較検討を行うものとする。

なお、各期間区分毎に設定するものとする。

2) 安全度の評価

受注者は、代表地点において一次設定した正常流量について、ダム等による補給を考える場合には、

施設水運用計算を行って所定の安全度が達成するよう計画するものとする。

なお、正常流量確保のための施設を考えない場合は、現況流況での安全度を評価するものとする。

3) 正常流量の設定

受注者は、維持流量及び正常流量の設定の検討結果に基づき、維持流量及び正常流量を設定するものとする。また、必要に応じて今後のモニタリングの方針を示すものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2217 条 正常流量検討（中小河川）

1. 業務目的

本業務は、「中小河川（観測資料等が十分に整備されていない河川）」の低水時の河川の総合的管理を適正に行うため流水の正常な機能を維持するために必要な流量を設定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3) に準ずるものとする。

(3) 資料収集・整理

受注者は、資料収集・整理について、第 2216 条正常流量検討（大規模河川）第 2 項(3) に準ずるものとする。

(4) 現況調査

受注者は、収集した資料を基に必要なに応じて下記の項目について現況・特性を把握するものとする。

- ・ 流況及び流量確率の検討
- ・ 利水現況
- ・ 用排水系統の検討
- ・ 渇水被害状況
- ・ 水質現況
- ・ 河道特性(河道断面特性の作成)
- ・ 河道特性(流量・水深・水面幅の検討)
- ・ 自然環境(漁業)
- ・ 自然環境(動植物)
- ・ 社会環境(観光、親水活動等)
- ・ 社会環境(舟運)
- ・ 社会環境(塩害)
- ・ 社会環境(河口閉塞)
- ・ 社会環境(河川管理施設)
- ・ 社会環境(地下水)

(5) 河川区分と代表地点の設定

1) 河川区分

受注者は、当該河川における河川環境の縦断的特性を踏まえ、複数の区間にあらかじめ区分しておくものとする。

2) 代表地点の設定

受注者は、当該河川の低水管理を適正に行うための基準地点及び補助基準地点を本川及び主要な支川に設定するものとする。

(6) 項目別必要流量の検討

1) 河川特性からの維持流量

受注者は、基準地点及び補助基準地点における維持流量の概略規模を推定式により求めるものとする。
なお、流量観測データがある場合は、規模推定の目安に用いるものとする。

2) 生態系からの必要流量

受注者は、魚類生息のために河川が確保すべき水理的条件(水深、流速等)を満足し得る必要な流量を、対象魚種、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。

3) 景観からの必要流量

受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。

4) 水質からの必要流量

受注者は、当該河川における水質からの必要流量は、流域対策等を最大限考慮し、水質基準点、検討箇所を設定し、汚濁負荷量等を基に検討するものとする。

5) その他政令5 項目からの必要流量

受注者は、正常流量検討の手引き(案)(国土交通省・平成19年9月)に基づき、下記の5 項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。

舟運

既往調査等から就航船舶についての必要な水深、水面幅を確保するのに必要な流量を検討する。

塩害の防止

既往調査等から検討する。

河口閉塞の防止

既往調査等から検討する。

河川管理施設の保護

既往調査等から検討する

地下水位の維持

既往調査等から地盤沈下、地下水の水質の悪化が生じない地下水位を維持するための流量を検討するものとする。

6) 水利流量

受注者は、当該河川の水利流量(許可・慣行)の実態を踏まえ、年間の水利使用状況を検討し、必要に応じて河川が確保すべき水利流量の期別設定を行うものとする。

(7) 水収支解析

受注者は、同時流量観測資料による支川流入量、取水量、伏没、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。

(8) 基準地点における正常流量の検討

1) 区間別必要流量の設定

受注者は、水収支を検討のうえで項目別必要流量の結果を考慮し、各区間別に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定するものとする。

2) 正常流量の設定

受注者は、代表地点(基準地点及び補助基準地点)間の水収支を考慮して各代表地点毎に流水の正常な機能を維持するための必要流量を算定し、全代表地点の必要流量を満足する流量として基準地点における正常流量を設定するものとする。

なお、必要流量を期別設定している場合は、正常流量も期別設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第10節 氾濫水理解析

第2218条 氾濫水理解析(二次元モデルを用いる場合)

1. 業務目的

本業務は、洪水が破堤等により氾濫した場合の氾濫流に伴う水理的な諸元を、二次元モデルを用いて算定する事を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流解析第 2 項(3) に準ずるものとする。

(3) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 資料収集・整理

受注者は、工事実施基本計画及び河川整備基本方針、河道の平面・縦断・横断図、既往浸水実績図、治水地形分類図、地形図、土地利用図、氾濫域内連続盛土、排水施設、氾濫域内河川・水路縦断図、LP地盤高データ、国土数値情報等の貸与された又は他機関等より収集した資料を整理するものとする。

(4) 氾濫形態と解析手法の検討

1) 災害特性調査

受注者は、氾濫実績の資料を基に氾濫状況の分析及び被害実態の整理を行うものとする。

2) 氾濫形態の把握

受注者は、災害特性を把握するとともに、解析対象区域の地形特性を把握し、想定氾濫域の設定及び氾濫状況の推定を行うものとする。

3) 氾濫解析手法の選定

受注者は、解析目的、再現性、演算能力等を考慮して氾濫解析手法（氾濫水理モデル）を選定するものとする。

(5) 調査対象洪水の設定

1) 現況河道断面特性の把握

受注者は、横断測量図より河道断面特性を把握するものとする。

2) 河道の流下能力の算定

受注者は、現況河道断面を用いて不等流計算により河道の流下能力、無害流量を設定するものとする。

3) 計算対象洪水の設定

受注者は、氾濫水理解析を行うための計算対象洪水を設定、流量ハイドログラフを作成するものとする。

4) 検証対象洪水の選定

受注者は、氾濫水理モデルの検証に用いるための検証対象洪水を選定するものとする。

(6) 氾濫水理解析

1) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫域ブロック分割を行い、設計図書に示す破堤地点既知数を基に、ブロック分割された氾濫域に対し、破堤実績、流下能力等を考慮して破堤地点を選定するものとする。

2) 氾濫水理モデルの作成

受注者は、氾濫現象を検証するための検証用水理モデル及び氾濫計算を行うための水理モデルを作成するものとする。

3) 氾濫水理モデルの検証

受注者は、検証対象洪水に対し検証用水理モデルを用いて実績の浸水範囲等より氾濫流の再現計算を行い、氾濫水理モデルの検証を行うものとする。

4) 氾濫計算

受注者は、氾濫計算を行い、氾濫域の分析を行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 11 節 総合治水対策調査

第 2219 条 総合治水対策調査

1. 業務目的

本業務は、流域の治水安全度を確保するための長期整備計画及び長期整備計画達成に至るまでの段階的な整備水準や施設計画を定めた暫定計画を策定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、現地調査について、第 2211 条低水流出解析第 2 項(3) に準ずるものとする。

(3) 文献調査

受注者は、既往の類似調査報告書、流域の自然条件に関する文献（気象、地形・地質、林相等）、流域の社会条件に関する文献（人口、産業、資産、歴史、土地利用の変遷及び将来予測等）及びその他業務に必要な文献の収集・整理を行うものとする。

(4) 流域調査

1) 関連自治体の資料収集

受注者は、自治体各部門別の必要資料リストと収集スケジュールを作成し、下記の項目に関連する各種資料の収集を行うものとする。

- 土地利用の変遷と計画
- 大規模宅地開発の動向と附帯条件
- 人口・世帯数の変遷と計画
- 主要洪水水水量等
- 洪水被害と氾濫実態
- 流域内貯留浸透施設設置の変遷と計画
- 下水道雨水整備の変遷と計画
- 内水排除事業の変遷と計画
- 農地湛水防除事業の変遷と計画
- その他必要と思われるもの

2) 流域の自然環境調査

受注者は、治水対策に関連する流域の自然環境について調査するものとする。

- 流域の地形区分調査
- 流域の地質分類調査
- 河川の現況調査

3) 流域の社会環境調査

受注者は、治水対策に関連する流域の社会環境の内、特に土地利用に関する環境を調査するものとする。

- 土地利用の変遷と計画調査
- 流域内低地の宅造に伴う盛土調査
- 大規模宅地開発等の動向調査
- 土地利用の将来推定
- 人口の動向調査

4) 流域内の貯留・浸透施設調査

受注者は、治水対策に関連する流域内の貯留浸透施設の実施状況について調査するものとする。

- 貯留・浸透施設設置の指導調査
- 施設の実態調査
- 恒久施設の検討

5) 洪水被害及び氾濫実態調査

受注者は、既応の洪水氾濫事例について、その時の被害の状態（写真・報道記事）、被害原因、氾濫浸水域湛水深などの氾濫実態を調査分析するものとする。

過去の出水及び被害状況

近年の出水状況

近年の出水について下記の項目で実態把握を行うものとする。

- ・河川調査
- ・氾濫調査
- ・災害分析調査

浸水実績図の作成

、 の調査を基に浸水実績図を作成するものとする。

6) 関連排水事業調査

受注者は、流域の水文流出特性は、流域内の排水施設の整備状況により変化するので、事業計画を含め、整備状況を時系列的に調査し、とりまとめるものとする。

下水道（雨水）事業

内水排水施設

圃場整備事業

(5) 水理・水文解析

1) 水理・水文資料収集整理

受注者は、水理・水文資料を収集するとともに対象洪水選定のための一覧表を作成するものとする。

水理・水文資料収集

- ・降雨資料
- ・流量資料
- ・水位資料

水理・水文資料一覧表の作成

2) 降雨解析

受注者は、高水流出解析の前提として、その基本となる計画降雨（確率雨量、計画降雨パターン）を作成するものとする。基本的には既存のものを用いるものとする。

3) 流出・氾濫解析（対象洪水の選定）

受注者は、洪水一覧表を基に対象洪水を選定するものとする。

4) 流出・氾濫解析（水理資料の整理）

受注者は、解析対象洪水の全水位流量資料の精度をチェックしたうえで最も適切なる水位～流量曲線（H～Q曲線）で水位を流量に換算し、流量ハイドログラフを作成するものとする。また、この精度を他出水との比較、上下流との比較、降雨との比較の面から検討するものとし、定数同定の検討資料とする。

水位ハイドログラフの検討

主要地点における解析対象洪水の水位ハイドログラフを図化し、その精度をチェックするものとする。

H～Q曲線の作成

主要地点におけるH～Q曲線の作成とチェックを行うものとする。

流量ハイドログラフの作成とチェック

以下の手順で本検討の対象とする流量ハイドログラフを作成するものとする。

H～Q式による水位から流量への変換、流量ハイドログラフの作成・図化、流量ハイドログラフのチェックの順である。

主要地点相互間の流出量と雨量による収支、ピーク流量の逆転（河道低減を除く）、ピーク伝播時間等をチェックする。

5) 流出・氾濫解析（流出・氾濫モデルの選定）

流出・氾濫解析モデルの選定

受注者は、種々の流出モデル、河道及び氾濫流下を表すモデルより、土地利用の変化及び河道の整備による流下現象の変化、及び流域対策による流出抑止効果量を表現するモデルを選定するものとする。

る。

流出・氾濫モデルの作成

受注者は、選定されたモデルを、流出域においては下水道事業等の排水区域及び流出抑制施設、治水施設位置との整合、氾濫域においては地形及び内水排水区域等の整合をはかり、当該流域の流出・氾濫の計算モデルを作成するものとする。あわせて、流域分割図を作成するものとする。

流出抑制施設、治水施設のモデル化

受注者は、各種流出抑制施設による流出量の変化が表現できる計算手法を検討するものとする。

6) 流出・氾濫解析（流域・河道モデル定数の解析）

受注者は、氾濫の起こらない出水を対象に、当該流域の流出特性に応じた計算モデルを作成するものとする。流域が準線形貯留型モデル、河道が貯留関数法の場合には、以下の検討を行うものとする。

準線形貯留型モデル（流域）及び貯留関数法（河道）における定数のうち、次のものについて解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。

- ・流域定数・・・C、Rsa、f1、fsa

- ・河道定数・・・K、P、TL

但し、河道定数については、不等流計算等の結果により決定するものとする。

現況河道定数の決定

現況流域定数の決定

現況河道及び流域定数の妥当性の検討

7) 流出・氾濫解析（氾濫モデル定数の解析）

受注者は、氾濫の生じている出水を対象に、氾濫原のH～V、氾濫が生じている河道の越流高等の諸元を決定するものとする。

氾濫原のH～Vの検討

氾濫部の越流高等の諸元の検討

氾濫モデルの妥当性の検討

、で設定した諸元で、流出・氾濫計算を行い、実績の氾濫区域及び浸水深等の比較によりモデルの妥当性の検証を行うものとする。

8) 流出・氾濫解析（流域・流出抑制施設の変化によるシミュレーション）

受注者は、以降の検討の基礎資料として、流域の土地利用の変化に伴う流出量の変化、流出抑制施設の変化に伴う流出量の変化をシミュレーションで大略を把握するものとする。

なお、モデルは、状況に応じて設定を変えて行うものとする。

土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション

流出抑制施設の変化に伴うシミュレーション

想定氾濫区域のシミュレーション

治水代替案による状況変化シミュレーション

9) 現況河道の治水安全度の解析

受注者は、現況河道の流下能力を基に、流域が開発された場合の治水安全度の変化を検討するものとする。

現況河道の流下能力の検討

現況河道の流下能力を不等流計算結果から計画高水位、堤防の余裕高等を勘案して算定するものとする。基本的には既存のものをを用いるものとする。

治水安全度解析

の流下能力と、土地利用の変化、降雨規模の変化に伴うシミュレーション結果を用い治水安全度の解析を行うものとする。

(6) 治水機能による治水区分の設定

1) 三地域区分の設定

受注者は、流域での総合的な治水対策を行うため、流域を三地域及び地域地区に区分するものとする。

浸水実績、土地利用計画、治水機能を参考に、流域を以下のような地域に分類するものとする。

保水地域

遊水地域

低地地域

2) 地域地区区分の設定

受注者は、上記 1) で設定した三地域を、さらに治水特性、地域特性から地区の細分化を行うものとする。

浸透マップの作成

市街地類型区分図の作成

地域地区区分の設定

- ・保水地区
 - イ) 自然地保全地区
 - ロ) 貯留増進地区
 - ハ) 浸透対策併用地区
- ・遊水地域
 - イ) 盛土等規制地区
- ・低地地域
 - イ) 耐水化促進地区
 - ロ) 浸水対策地区
 - ハ) 自然地保全地区

(7) 総合治水対策案検討（長期整備計画検討）

1) 基本条件設定

受注者は、長期的な整備方針を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。

目標年次及び整備水準の設定

流域将来像の設定

恒久対策量の設定

2) 流域基本高水流量の検討・計画流域定数の検討

受注者は、将来の流域の開発計画等を考慮し、計画流域定数を決定するものとする。

3) 流域基本高水流量の検討・計画河道定数の検討

受注者は、計画河道の不等流計算等の結果より計画河道定数を決定するものとする。

4) 流域基本高水流量の検討・流出量の計算

受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

5) 洪水処理計画

受注者は、流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。

保水地域処理流量の検討

長期的に流出抑制施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。

低地地域処理流量の検討

低地地域での保水性・遊水性の確保によって処理される流量及び下水道等の内水排除施設によって河川へ排水することができない流量を算定するものとする。

河川処理流量の検討

上記 及び の保水・低地地域の処理流量を基に河川の処理流量を検討するものとする。

6) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の整備水準の設定

受注者は、外水と内水による被害形態の違い、他事業との調整等から低地地域の整備水準を検討するものとする。

7) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の流出量の算定

受注者は、代表降雨を低地地域の計画雨量にまで引き伸ばし、流出モデルにインプットして、流出量を算定するものとする。

8) 低地地域の洪水処理計画検討・低地地域の洪水処理分担の検討

受注者は、下水道をはじめとする他事業の将来計画、低地地域の流域対策量等から、低地地域の洪水処理分担を検討するものとする。

9) 河川の整備計画検討・調節方式等の検討

受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。

10) 河川の整備計画検討・洪水調節計算

受注者は、設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。

11) 河川の整備計画検討・河川の整備計画検討

受注者は、洪水調節計算結果を基に、洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。

12) 地域毎の整備計画検討

受注者は、保水・低地地域において、長期的に各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。

保水地域の整備計画検討

長期的に保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

・地区毎の保水機能保全対策の検討

・市町村毎の長期的な流域対策量の算定

低地地域の整備計画検討

低地地域において長期的に実施しなければならない耐水化方策を地区毎に検討するものとする。

(8) 総合治水対策案検討（暫定計画検討）

1) 基本条件設定

受注者は、暫定計画を検討するにあたっての基本条件を設定するものとする。

目標年次及び整備水準の設定

流域将来像の設定

暫定流域対策量の設定

2) 暫定基本高水流量・暫定計画流域定数の検討

受注者は、暫定計画流域の開発計画等を考慮し、暫定計画河道定数を決定するものとする。

3) 暫定基本高水流量・暫定計画河道定数の検討

受注者は、暫定計画河道の不等流計算等の結果より、暫定計画河道定数を決定するものとする。

4) 暫定基本高水流量・流出量の計算

受注者は、流出量の計算を行い、ピーク流量等の計算結果を整理するものとする。また、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

5) 暫定洪水処理計画検討

受注者は、暫定流域基本高水の処理分担量を検討するものとする。

保水地域処理流量の検討

既設の流出抑制施設及び新たに開発に伴って設置される施設によって処理することができる対策量を算定するものとする。

遊水地域処理流量の検討

遊水地域の遊水機能によって処理することができる対策量を算定するものとする。

低地地域処理流量の検討

他事業の内水排除施設で排水できない流量及び内水排除施設の運転調整によって流出することができない流量を算定するものとする。

河川処理流量の検討

先の保水・遊水・低地地域の処理流量を基に河川の処理流量の算定を行うものとする。

6) 低地地域の暫定洪水処理計画検討

受注者は、低地地域において流出することができない容量を施設毎に算定するものとする。

内水排除施設の超過量の算定

内水排除施設によって排水することができない超過量を施設毎に算定するものとする。

内水排除施設の運転調整時間及び運転調整容量の算定

内水排除施設の運転調整時間及び運転調整容量を施設毎に算定するものとする。

7) 河川の暫定整備計画検討・調整方式等の検討

受注者は、調節池下流の流下能力等を考慮し、放流量、調節方式の検討を行うものとする。

8) 河川の暫定整備計画検討・洪水調節計算

受注者は、上記で設定した洪水調節方式に基づく調節計算を行い、流出量を算定するものとする。

9) 河川の暫定整備計画検討・河川の暫定整備計画検討

受注者は、上記の洪水調節計算結果を基に、暫定洪水調節施設と河道との処理分担を検討するものとする。

10) 地域毎の暫定整備計画検討

受注者は、保水・遊水・低地地域において、目標年次までに各地域毎の処理流量を保持することができる方策を検討するものとする。

保水地域の暫定整備計画検討

保水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

・地区毎の保水機能保全対策の検討

・市町村毎の流域対策量の算定

遊水地域の暫定整備計画検討

遊水機能を保持することができる方策を地区毎に検討するものとする。

低地地域の暫定整備計画検討

低地地域において、実施すべき耐水化方策を地区毎に検討するものとする。

11) 総合治水対策効果図の作成・現況河道の堤防天端高の設定

受注者は、分割されたブロック毎に堤防天端高を設定するものとする。

12) 総合治水対策効果図の作成・氾濫水理解析

受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し総合治水対策前と対策後の氾濫計算を行うものとする。

総合治水対策前の氾濫水理解析

総合治水対策後の氾濫水理解析

氾濫計算結果を基に総合治水対策図を作成

13) 総合治水対策効果図の作成・総合治水対策効果図の作成

受注者は、総合治水対策の氾濫水理解析結果に基づき効果図を作成するものとする。

(9) 流域整備計画案の作成

受注者は、総合治水対策案の検討成果を基に、以下の項目に従って流域整備計画案を作成するものとする。

1) 総説

2) 流域の現況

3) 新流域整備計画の基本概念

4) 新流域整備計画の基本方針

5) 河川の整備計画

6) 流域の整備計画

7) その他

(10) 段階的な実施計画案の作成

受注者は、暫定計画から長期計画に達成するための河川、流域及び低地地域の段階的な実施計画案を作成するものとする。

1) 河川の段階的な実施計画

受注者は、対象河川の現況流下能力、河川改修のための事業費及び想定される予算等から河川の段階的な実施計画案を作成するものとする。

2) 流域の段階的な実施計画

受注者は、河川改修の進捗状況に応じ、流域の流出抑制施設の段階的な実施計画案を作成するものとする。

施設の設置

施設の撤去

恒久調整池の設置

3) 低地地域の段階的な実施計画

受注者は、低地地域の対策量に対応した施設(下水道・河川貯留施設等)について処理区毎の段階的な実施計画案を作成するものとする。

(11) 浸水予想区域図の作成

1) 調査対象洪水の選定

受注者は、河道の流下能力を基に、氾濫水理解析を行う調査対象洪水を選定し、主要地点における流量ハイドログラフを作成するものとする。

2) 破堤地点の検討

受注者は、破堤条件を設定し、氾濫形態に基づき分割されたブロック毎に、破堤地点を選定するものとする。

3) 氾濫水理解析

受注者は、氾濫水理モデルにより、対象洪水に対し氾濫計算を行うものとする。

氾濫水理モデル図の作成

計算ブロックの平均地盤高の算出

連続盛土構造物の整理

排水条件の設定

モデル定数の設定

氾濫計算

浸水深別氾濫区域図

氾濫域伝搬状況図

計算ブロック毎の氾濫状況図（浸水区域、浸水面積、浸水時間）

4) 浸水予想区域図の作成

受注者は、土地の形成要因及び氾濫計算結果等を基に、それらを包絡した浸水予想区域図を作成するものとする。

土地の形成要因から見て浸水する可能性のある区域の検討

地域防災計画指定、避難場所の整理

浸水予想区域図の作成

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 12 節 洪水予測システム検討

第 2220 条 洪水予測システム検討

1. 業務目的

本業務は、流出予測モデル及び相関予測モデルを用いて洪水予測システムの検討を行うことを目的とするものとする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集・整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 水位・流量資料収集・整理

受注者は、比較的近年の洪水資料の中から、資料収集する洪水を選定し、洪水時時刻水位・流量資料を収集・整理するものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。

3) 雨量資料収集・整理

受注者は、選定した資料収集する洪水について、雨量資料の収集・整理を行うものとする。収集データは記憶媒体に登録するものとする。

(3) 流出予測モデルの検討

1) 予測時間、目標精度の検討

受注者は、流出予測モデルにおける、予測時間・目標精度を検討するものとする。

2) 流出計算法の選定

- 受注者は、流出予測モデルの流出計算法を選定するものとする。
- 3) 降雨特性、流出特性の把握
受注者は、流出予測モデルで対象とする流域の、降雨特性・流出特性を把握するものとする。
- 4) 予測地点の選定
受注者は、流出予測モデルの予測地点を選定するものとする。
- 5) 流域、河道の分割
受注者は、計画の基準点、水位・流量観測所及び水文特性、ダム地点、主要支川合流点、並びに予測モデル等を勘案して、流域の分割及び河道の分割を行うものとする。
分割地点の検討
流域分割図、流出系統図の作成
流域・河道諸元の検討
- 6) 検討対象洪水の選定
受注者は、流出予測モデルの検討対象洪水を選定するものとする。
- 7) 流域平均雨量の算定（代表係数法による場合）
受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。なお、対象観測所は分割流域ごとに 5 観測所以内とするものとする。
全雨量計による流域平均雨量（真値）の算定
代表係数法による流域平均雨量の算定
流域平均雨量の精度確認
- 8) 流域平均雨量の算定（ティ - セン法による場合）
受注者は、流出予測モデルの流域平均雨量を算定するものとする。
テレメ - タ - 雨量計によるティ - セン分割図の作成
流域平均雨量の算定
流域平均雨量の精度確認
欠測補填方法の検討
- 9) 流域、河道モデル定数の検討
受注者は、流出予測モデル定数のうち、下記の定数について解析対象洪水を再現し得るよう試算により決定するものとする。但し、河道定数については、不等流計算等の結果より決定するものとする。
流域定数
河道定数
- 10) ダム操作モデルの検討
受注者は、流域内に洪水調節機能を有するダムがある場合、流出予測モデルのダム操作モデルを検討するものとする。
対象ダムの選定
ダム操作規則等、実績操作の把握
ダム操作モデルの検討
- 11) 簡易降雨予測モデルの検討
受注者は、流出予測モデルの簡易降雨予測モデルを検討するものとする。
予測モデルの方針検討
簡易法による予測モデルの検討
気象庁の予測降雨の検討・活用
- 12) フィ - ドバックシステムの検討
受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成 22 年 5 月）に基づき、流出予測モデルのフィ - ドバックシステムを検討するものとする。フィ - ドバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。
- 13) 洪水予測シミュレーション
受注者は、流出予測モデルの洪水予測シミュレーションを行うものとする。
シミュレーション用のプログラムの作成
シミュレーションの実施
精度の確認

(4) 相関予測モデルの検討

1) 予測地点の設定

受注者は、相関予測モデルの予測地点を設定するものとする。

2) 検討対象洪水の選定

受注者は、相関予測モデルの検討対象洪水を選定し、雨量資料、水位、流量資料を整理するものとする。

3) 到達時間の検討

受注者は、相関予測モデルの到達時間を検討するものとする。

4) 相関予測式の検討

受注者は、相関予測モデルの相関予測式を検討するものとする。

相関予測の方針検討

雨量 - 流量相関の検討

流量 - 流量 (水位 - 水位) 相関の検討

5) 洪水予測シミュレ - ション

受注者は、相関予測モデルの洪水予測シミュレ - ションを行うものとする。

シミュレ - ション用のプログラムの作成

シミュレ - ションの実施

精度の確認

(5) 洪水予測システムの設計

1) 予測システムの基本構成、条件等の整理

受注者は、洪水予測システムの基本構成、条件等を整理するものとする。

2) 予測システムの機器選定、機器構成の検討

受注者は、洪水予測システムの機器選定、機器構成を検討するものとする。

3) デ - タ入力システムの検討

受注者は、洪水予測システムのデ - タ入力システムを検討するものとする。

デ - タ入力の方針検討

必要入力デ - タの設定

デ - タ入力システムの検討

4) 入力機器等のハ - ド面の検討

受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハ - ド面について検討するものとする。

5) 流出予測システムのまとめ

受注者は、洪水予測システムの流出予測システムをとりまとめるものとする。

デ - タ加工計算式

流出モデル

ダム操作モデル

降雨予測モデル

フィ - ドバックシステム

6) 相関予測システムのまとめ

受注者は、洪水予測システムの相関予測システムをとりまとめるものとする。

デ - タ加工計算式

相関予測式

7) 予測デ - タ出力システムの検討

受注者は、洪水予測システムの予測デ - タ出力システムについて検討するものとする。

デ - タ出力の方針検討

画面表示の検討

印刷出力の検討

デ - タ伝送の検討

8) 出力機器等のハ - ド面の検討

受注者は、洪水予測システムの入力機器等のハ - ド面について検討するものとする。

(6) 予測プログラム作成

1) プログラム条件設定

受注者は、予測プログラムの条件設定を行うものとする。

使用機器の設定

使用言語の設定

その他条件設定

2) プログラム構成検討

受注者は、予測プログラムの構成を検討し、フロ - チャ - トにとりまとめるものとする。

3) プログラム作成

受注者は、設定された機種に対する予測プログラムを作成するものとする。作成したプログラムは、記憶媒体に登録するものとする。

4) テストラン

受注者は、テスト用のデ - タを作成し、予測プログラムのテストランを行うものとする。

5) プログラムのインスト - ル

受注者は、予測プログラムをインスト - ルし、動作確認するものとする。

6) システム操作マニュアルの作成

受注者は、システム操作マニュアルを作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 13 節 成果物

第 2221 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

- 1 . 本報告書
- 2 . 概要版
- 3 . 付属資料とりまとめ（計算結果、収集資料等）

第3章 河川構造物設計

第1節 河川構造物設計の種類

第2301条 河川構造物設計の種類

河川構造物設計の種類は、以下のとおりとするが、その他類似の構造物の設計がある場合は、この項目に準拠することとする。

- (1) 築堤設計
- (2) 護岸設計
- (3) 樋門設計
- (4) 床止め設計
- (5) 堰設計
- (6) 水門設計
- (7) 排水機場設計

第2節 築堤設計

築堤設計は、盛土により築造される堤防の新規築堤、現況堤防の改築等を計画するに際して実施する河川堤防の設計に適用する。ただし、高潮区間の堤防、高規格堤防、越流堤、自立式特殊堤については適用しない。

第2302条 築堤設計区分

築堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第2303条 築堤予備設計

1. 業務目的

築堤予備設計は、当該区間全体の法線形、堤防形状、基本断面形状についての検討を行い、対象地域における最適な堤防の基本諸元を選定することを目的とする。

2. 業務内容

堤防予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、新規築堤に伴う排水系統の見直し等を要する場合は別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、河道特性、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に堤防の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性検討において特に注意すべき点を明確にするものとする。

法線形

基本断面形状（天端高、天端幅、法勾配、小段等）

環境

2) 法覆工の検討

受注者は、河道特性、既往の被災箇所、既設護岸の有無等を整理し、洪水時の流速等の外力条件に基づいて法覆工の必要性、必要範囲について検討する。

3) 関連構造物の検討

受注者は、堤防改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、距離標、光ケーブル等の埋設物）、堤防坂路、堤内道路、堤防天端道路等について対象位置・範囲を設定し、改修方針を立案するものとする。また、現況排水系統を踏まえた堤脚水路の縦横断計画を立案する。

(4) 図面作成

受注者は、下記の図面を作成するものとする。

1) 平面図（1/500～1/1,000）

上記の測量精度の平面図に堤防法線と法尻法線を描くと共に補償施設及び用地、家屋、付け替え道路の範囲を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

2) 縦断図（1/500～1/1,000）

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

3) 標準横断図

基本事項で検討された断面毎に、堤防標準横断図を作成するものとする。

4) 小規模構造物

小規模施設は、代表地点の改築一般図を1ヶ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表などにまとめるものとする。

(5) 施工計画書の検討

受注者は、選定された堤防形状、対策工法について下記について検討を行い、最適な施工計画書を策定するものとする。

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において選定された堤防形状、対策工法を基に該当区間の堤防工事の施工計画書（施工方針、仮設工、施工順序及び施工機械等）を立てるものとする。

2) 仮設計書の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された仮設工の必要性及び規模諸元の検討を行って仮設計書を立てるものとする。

3) 全体施工計画の検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、標準横断図を基に第1211条設計業務の成果第5項に基づき、概算工事費を算定するものとする。なお、仮設工に関しては、主要工法について算定するものとする。

(7) 考察

受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目ごとに列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式が河道特性との整合が適切にとられているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計条件に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針、設計手法及び設計外力が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) パース作成

受注者は、代表断面について着色パース（A3版）を1枚作成するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河川計画調査報告書
- (2) 当該区間の測量成果（河道変遷図等を含む）
- (3) 当該区間の地質調査報告書
- (4) 河川環境調査資料
- (5) 既設構造物調査資料
- (6) 当該区間の流況解析結果資料
- (7) その他必要と認めたもの

第 2304 条 築堤詳細設計

1. 業務目的

築堤詳細設計は、予備設計によって決定された堤防形状、法覆工の検討に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

堤防詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、堤防の圧密沈下・浸透対策が必要な場合や、道路設計及び排水系統の見直しに伴う排水施設設計を要する場合は、別途設計図書に示される業務内容に準じることとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本事項を確認するものとする。

1) 法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。

2) 施設配置計画

坂路、堤脚水路、階段等の施設の配置を新規図面にて確認するものとする。

3) 構造物との取付け検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付け計画を行うものとする。

(4) 構造設計

1) 堤防設計

受注者は、決定された堤防断面に対して、余盛り形状等を決定し、標準断面図等の構造一般図を作成するものとする。

2) 法覆工設計

護岸工が必要な箇所は、第 2307 条護岸詳細設計第 2 項（4）に準ずるものとする。

3) 附帯施設設計

受注者は、堤脚水路、天端工、裏法階段工、坂路その他の附帯施設の一般構造図を作成するものとする。

(5) 施工計画

1) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる本提築造等の工事の順序、施工方法、運土計画等を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容

は下記に示すものとする。

施工条件
施工方法
土工計画
工程計画
動態観測の方法（計測が必要な場合）
工事機械、仮設備とその配置
環境保全対策
安全対策

2）仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

（6）図面作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準断面図、横断面図及び附帯施設構造図、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

（7）数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（8）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1）設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に河道特性については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2）一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切に取られているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う

3）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4）安全性照査結果、設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

（9）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3．貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- （1）堤防の予備設計報告書
- （2）対象河川の計画河道諸元
- （3）設計範囲の測量成果
- （4）設計範囲の地質調査報告書
- （5）当該区間の流況解析結果資料
- （6）その他必要と認めたもの

第 3 節 護岸設計

護岸設計は、新規に護岸を計画するに際して実施する護岸の設計に適用する。

第 2305 条 護岸設計の区分

護岸設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 2306 条 護岸予備設計

1. 業務目的

護岸予備設計は、当該区間全体の法線形、法覆工、基礎工、根固工、環境護岸（親水護岸等）の形式、配置について比較検討を行い、対象地域に対する最適護岸形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

護岸予備設計の業務内容は下記のとおりとするが、環境護岸のうち多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料（カゴ、覆土、捨石等）を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計及び検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 基礎検討

受注者は、対象範囲の区間毎に護岸の主要課題である次の事項を検討及び決定し、安全性について特に注意すべき点を明確にするものとする。

法線形（3 案程度）

護岸の根入れ（洗掘深の検討）

環境

2) 法覆工法検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて洪水時の流速、土圧、地下水圧等に対して十分な強度を有し、施工性及び経済性等に優れる法覆工について 3 案程度提案して各々について検討を行うものとする。

3) 基礎工法の検討

一般地盤の場合

受注者は、「基礎検討」に基づいて、現地の状況、経年変化の調査結果を考慮して安全で施工性に優れた護岸基礎工法を 3 案程度提案し、検討するものとする。

軟弱地盤の場合

受注者は、対象範囲の地盤が特に軟弱な場合、上記一般地盤に対して特に下記の検討を行うものとする。

イ) 土質性状を整理・分析し、該当地盤の軟弱程度と範囲を把握する。

ロ) 現状護岸のタイプ・構造について、安全上、特に問題がないか、現地性状を主体にその程度をまとめ、問題点を整理する。

ハ) 改修護岸としての対策案を選定し、大略的な工法、安全度、工期及び工費等を含む比較検討を行う。

4) 関連構造物の検討

受注者は、河川改修に伴う影響構造物の内、小規模施設（管渠、用排水施設等）及び取付道路等の背景、現状等を調べ改修方針を立てるものとする。

5) 環境護岸検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、検討対象護岸のうち、環境護岸（親水護岸等）として計画する位置、タイプ及び構造等、基本的な計画案を 3 案程度提案して各々について検討を行うものとする。

6) 根固め工の検討

受注者は、「基礎検討」に基づいて、根固め工の必要性、形式及び設置範囲について検討を行う。

(4) 基本ケースの選定

1) 基本事項要因の比較検討

受注者は、(3) において検討された各要因の各案を対象区間に選定するための比較（根拠）検討を行

う。

2) 基本ケースの選定

受注者は、比較検討の結果を概略図として、平面（法線、環境等）縦断（根入れ、構造物）及び断面（構造）等を整理し、当該区間全体に亘る護岸形式として河川特性を十分に考慮した 6 ケース程度を選定する。

(5) 図面作成

受注者は、下記の図面（縦断図を除く）について基本ケース（(4) で選定したケース）を作成するものとする。

1) 平面図

上記の測量精度の平面図に護岸法線（堤防法線）と法尻計画線を描くと共に、補償施設及び用地、家屋を明示し、詳細設計にスムーズに移行できる図面を作成するものとする。

2) 縦断図

平面図と同縮尺の規模で現況状況に対して計画河床、堤防高、関連施設等の挿入を計り、適切な縦断計画図を作成するものとする。

なお、作成図面は原則として基本ケースを代表する 1 ルートとするが、法線が著しく異なる場合は別途作成するものとする。

3) 標準構造図

基本事項の検討にて作成された一般護岸及び環境護岸部の標準構造図を作成するものとする。

4) 標準横断図

検討区間について、代表タイプ又は地形の変化の大きく異なる断面を選定し、標準横断図を作成するものとする。

5) 小規模構造物

小規模施設は、代表的な地点の改築一般図を 1 ヶ所作成し、複数の場合その他は基本諸元を表にまとめるものとする。

(6) 施工計画（案）の比較検討

受注者は、選定された最適護岸形式について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画（案）を策定するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が把握できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法の検討

基本事項の検討において決定された護岸タイプを基に該当区間護岸工事の施工計画案（施工方針、施工順序及び施工機械等）を 3 案程度立てるものとする。

2) 仮設計画の検討

受注者は、施工方法の検討で立案された 3 案程度について仮設工の必要性及び規模諸元を水力計算等により求め、仮設計画を立てるものとする。

3) 全体施工計画の比較検討

受注者は、上記の検討を踏まえ、基本ケースのうち、施工方針の異なる代表 3 案程度を対象に、対象区間全体の平面、工程計画を立て、施工性、安全性、経済性等の比較検討を行うものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5) に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) 総合評価

受注者は、(4) において選定された基本ケース（6 ケース程度）について、安全性、経済性、施工性及び環境等を総合的に評価し、技術的面から優劣を検討し、最適の護岸タイプを提案するものとする。

(9) 考察

受注者は、本設計において、解決されなかった問題点を項目毎に列記し、今後行われる詳細設計までに、調査又は特別に検討しておく事項を整理すると共にその方針又は方法についてまとめるものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得

られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(11) パース作成

受注者は、基本ケースの内、護岸構造の設計方針がわかる様に、標準区間及び特殊区間等をそれぞれ 3 タイプについて着色パース (A3 版) を各 1 枚ずつ作成するものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 河川計画調査報告書

(2) 当該区間の測量成果 (河道変遷図等を含む)

(3) 当該区間の地質調査報告書

(4) 河川環境調査資料

(5) 既設構造物調査資料

(6) 当該区間の流況解析結果資料

(7) その他必要と認めたもの

第 2307 条 護岸詳細設計

1. 業務目的

護岸詳細設計は、予備設計によって選定された護岸又は設計図書に示された護岸のタイプ、配置に対して、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

護岸詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、多自然型護岸に関しては、法覆工、基礎工、根固工に自然材料を用いる範囲において、当該仕様書を適用し、それ以外の工種の設計及び検討を要する場合には、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。

1) 法線等の見直し検討

精度の高い地形図を基に計画堤防法線等を描き、民地境界等部分的に詳細な検討を行い、基本方針を確認するものとする。

2) 護岸の配置計画

予備設計で決定された護岸タイプ (環境護岸を含め) の具体的な配置を新規図面にて確認するものとする。

3) 構造物との取付検討

大規模施設との工事境界、小構造物の取り扱い等を検討し、関連構造物との取付計画を行うものとする。

(4) 本体設計

1) 一般地盤の場合

基礎工検討諸元の整理

受注者は、護岸断面の安定検討を行うにあたり、新しいデータを含め当該範囲の地質、地下水等を

河川の縦断的に整理し、計算断面の選定と土質の定数等の決定及び基礎工法の適正を決定するものとする。

安定計算

受注者は、基礎工法の検討結果を基に、代表箇所 3 断面程度について安定計算を行い、安全度を確認するものとする。

2) 軟弱地盤の場合

土質性状、定数の整理

受注者は、土質性状分布を作成し、軟弱地盤としての範囲を定め、地下水位の状況、物性値、力学値を整理するものとする。

現況護岸の安定計算

受注者は、現況護岸の工法及び断面がどの程度の安全度を保っているか、上記の定数を用いて代表 3 断面の安定計算を行うものとする。

対策工法の比較検討

受注者は、現況護岸の安全度より、新設護岸としての軟弱地盤における護岸基礎工法を安全度、経済性、施工性より比較、検討するものとする。

対策工法の安定計算

受注者は、上記の比較案を対象に各々について安定計算を行い、詳細設計としての最終断面を決定するものとする。

(5) 附帯施設設計

1) 階段工等

受注者は、護岸に設けられる昇降用階段並びに修景用として計画された階段工等の設計を行うものとする。

2) 排水管渠

受注者は、 $\phi 600$ 以下の管渠を規模毎に数ランクに分類し、それぞれの代表として一般構造図を作成するものとする。

3) その他施設

受注者は、管渠以外 (ex 取付道路、利水施設等) の種々の改築施設に対して各々代表的な一般構造図を作成するものとする。

(6) 施工計画

1) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事が必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

施工条件

施工方法

土工計画

工程計画

動態観測の方法 (計測が必要な場合)

工事機械、仮設備とその配置

環境保全対策

安全対策

2) 仮設計画

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物 (仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等) の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水力計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(7) 図面作成

受注者は、一般平面図、縦断面図、標準横断面図、護岸構造図、護岸展開図、土工横断面図、場所打 R C 部の配筋図等を作成するものとする。また、環境護岸平面図、環境護岸標準横断面図、環境護岸構造図等を作成し、仮設平面図、切廻し水路設計図、工事用道路設計図、仮締切設計図等を作成するものとする。

なお、決定した護岸形式を基に周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成する。

(8)数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況ほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取合いについて整合性の照査を行う。

(10)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1)護岸の予備設計報告書

(2)対象河川の流出、計画河道諸元

(3)設計範囲の測量成果

(4)設計範囲の地質調査報告書

(5)当該区間の流況解析結果資料（力学的安定性の照査の為）

(6)その他必要と認めたもの

第 4 節 樋門設計

樋門設計は、新規に樋門を計画するに際して実施する樋門の設計に適用する。

第 2308 条 樋門設計の区分

樋門設計は、以下の区分により行うものとする。

(1)予備設計

(2)詳細設計

第 2309 条 樋門予備設計

1. 業務目的

樋門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、地質、流量等から樋門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な樋門の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

樋門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル 2）地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1)設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3)基本事項の検討

1) 基本条件の確認

受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料及び現地踏査の整理結果を基に、予備設計を行うために必要な諸条件について確認し、整理するものとする。

2) 基本諸元の検討

受注者は樋門の計画流量、位置、敷高、必要断面、断面形状、長さ、樋門及びゲート形式について検討を行うものとする。

3) 設計条件の設定

受注者は、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件などの設計条件を設定する。

4) 構造検討

受注者は、基本諸元の検討結果を基に、以下の項目に関して検討するものとする。

基礎工

基礎地盤の性状による沈下・変位、地盤対策工について検討を行うものとする。

本体工

管材、基礎形式、構造形式の比較検討を行うものとする。

ゲート

ゲート扉体、ゲート開閉機設置の構造形式を検討するものとする。

操作室

操作室の構造形式及びデザインを検討するものとする。

管理橋

管理橋の構造形式及び基本寸法を検討するものとする。

(4) 景観検討

受注者は、樋門の門柱、巻上機室及び管理橋等について、周辺の環境に配慮して調和を考慮した素材・デザインの検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記の全体図及び計画一般図について作成するものとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が、本川と合流する地点まで記入したものとする。

2) 計画一般図

樋門本体、翼壁、基礎、上屋、管理橋等の主要施設と施工計画のほかに発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）

2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）

3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

(7) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5) に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか

の照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河川計画調査
- (2) 周辺環境調査
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第 2310 条 樋門詳細設計

1. 業務目的

樋門詳細設計は、予備設計によって選定された樋門形式及び設計図書に示された樋門形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、函渠縦断方向の耐震設計（レベル 2）、地震時保有水平耐力法を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 樋門断面（断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

(4) 景観設計

受注者は、景観について下記の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。

1) 普通の検討

周辺との調和を考慮した素材・デザインを決定し、詳細設計を行う。なお、デザイン決定においては、イメージパースを 2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。

2) 特別の検討

河川景観、周辺整備計画を基に、地域の特性（歴史的・文化的）背景を整理し、景観のデザインテーマを基に、3 案程度のイメージパースを作成し、計画案を設定するとともに、使用する素材について美観性、耐候性、加工性、経済性について比較検討を行い、決定された最終案に対し詳細設計を行うものとする。

(5) 構造設計

1) 設計条件の確認

受注者は、構造設計に必要な設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、荷重条件、函体構造形式、地盤対策工等に基づき基礎地盤の沈下を考慮した「弾性床上の梁」の解析等により、相対沈下量、地盤の降伏変位量等について照査し、函体構造及び地盤改良工の仕様を検討するものとする。

なお、柔構造の場合は、相対沈下量、地盤の降伏変位量などを算定した上で地盤処理工の仕様を決定するものとする。

3) 地盤処理工（置換基礎）の設計

受注者は、地盤条件、施工条件、周辺に及ぼす影響、経済性等の諸条件を考慮して設計を行うものとする。

4) 本体工の設計

受注者は、躯体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び沈下・変位・部材応力等の計測工について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、標準設計を採用する場合は、設計図面は標準設計図集より設計条件の該当する設計図を選定し、その図面上に必要な寸法及び数量等を追加又は訂正記入し、成果図面とするものとする。

5) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し参考図としてまとめるものとする。なお、操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等については別途設計図書に示される業務内容として行うものとする。

操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

管理橋

管理橋の仕様、形状寸法、設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

6) 高水護岸・低水護岸及び土工等の設計

受注者は、高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、予備設計の検討結果及びその後の新条件に基づき、当該工事で必要となる堤防開削、本堤築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとし、その主な内容は、下記に示すものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

- 1) 施工条件
- 2) 施工方法
- 3) 掘削計画
- 4) 工程計画
- 5) 動態観測の方法（計測が必要な場合）
- 6) 工事機械、仮設備とその配置
- 7) 環境保全対策
- 8) 安全対策

(7) 施工計画（地盤処理工、置換基礎）

受注者は、地盤処理工、置換基礎の工事順序と施工方法を検討するものとする。また、樋門が完成した後も地盤沈下や函体応力について計測が必要な場合に監督職員と協議し、計測項目の抽出、計器の選定・配置、管理基準値の設定、データ処理の方法等の計測計画を立案するものとする。

(8) 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(8) に準ずるものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第 5 節 床止め設計

床止め設計は、新規に床止めを計画するに際して実施する床止めの設計に適用する。

第 2311 条 床止め設計の区分

床止め設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 2312 条 床止め予備設計

1. 業務目的

床止め予備設計は、計画地点の河状、近隣構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から床止めの位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な床止めの形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地踏査の整理結果から既存調査資料(設計と条件)の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 位置の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘察し、治水及び利水計画の必要条件を満足する床止め位置を2案程度比較の上決定するものとする。

3) 構造の検討

受注者は、計画河道の計画流量や落差を基に河床状況(底質材料、地質状況)や河道状況等を勘察し、本体工の構造型式(コンクリート構造・屈撓性構造)の検討を行うものとする。

4) 水理検討

受注者は、床止め下流の水位状況から跳水状況を把握し、減勢方式を選定するものとする。また、減勢工の必要性がある場合は、減勢工の形状(水叩き長、水叩き敷高)の検討を行うものとする。

5) 本体形状の検討

受注者は、地質状況や構造形式から基礎工の検討を行うとともに、概略の水理計算や実績例等を参考に安定計算を行い、本体の形状、水叩き、護床工長さ、厚さを検討するものとする。また、地質、水位条件に基づいて、概略計算を行い、遮水工の形式や規模を検討するものとする。

6) 魚道の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性の検討を行うものとする。また、対象魚及び魚道形式の設定を行い、主要寸法等を検討するものとする。

7) 護岸工の検討

受注者は、護岸工の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。

8) 取付擁壁の検討

受注者は、取付擁壁の構造形式及び施工範囲を検討するものとする。

9) 附帯工の検討

受注者は、流水の作用による洗掘の可能性を検討し、高水敷保護工の施工範囲を検討するものとする。また、本体工、魚道、護岸工、取付擁壁工、高水敷保護工等の掘削、盛土、埋戻し等の土工計画を行うものとする。

(4) 景観検討

受注者は、本体工及び附帯施設工等について、河川構成条件、周辺環境との調和を考え全体景観の基本形を選定し、検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記の床止め全体図と計画一般図について作成するものとする。

1) 床止め全体図

床止め計画全体が把握できるように平面・横断・縦断図を作成し、地形図に上下流護岸取付範囲までを記入したものとする。

2) 計画一般図

計画一般図(平面、縦断、横断)、主要部構造図(本体工、水叩き工、護床工)、魚道構造図、附帯工構造図(護岸工、取付擁壁工、高水敷保護工、土工)及び施工計画図を作成し、発注者から貸与された資料(堤防諸元、土質柱状図等)をこれら図面に表示するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 周辺環境整備工

受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、全体景観検討を前提とした、床止め周辺の環境整備について検討を行うものとする。

(8) 水理実験

受注者は、必要に応じて、河道の全体流況及び魚道に関する各種水理実験を行うものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第2306条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(11) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実

施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。

また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 河道計画調査

(2) 利水調査

(3) 環境調査

(4) 測量成果

(5) 地質調査報告書

(6) その他必要と認めたもの

第 2313 条 床止め詳細設計

1. 業務目的

床止め詳細設計は、予備設計によって選定された床止め又は、設計図書に示された床止め形式に対して詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

1) 配置計画（位置、施設配置等）

2) 基本構造諸元（断面形状、構造形式、基礎形式等）

3) 減勢方式（減勢工の形状等）

4) 附帯工諸元

5) 景観設計方針

(4) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、構造設計に必要な下記の条件等について必要項目を設定するものとする。

設計・荷重条件

床止め構造各部細部構造諸元を決定する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。また、床止め構造各部に作用させる設計荷重項目を整理し、構造部材ごとに作用すべき荷重一覧表を整理するものとする。

自然・地盤条件

設計に必要な自然・地盤条件について具体的な数値を検討し、設計値として決定するものとする。

魚道条件

魚道に関する設計条件項目とその基準設定値を定めるものとする。

施工条件

工事期間、仮締切、施工時対象流量等、設計に必要な施工条件について具体的に検討し、設計値として決定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。また、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討及び基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、本体工、水叩き工、護床工及び遮水工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) 魚道の設計

受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

5) 護岸工の設計

受注者は、地質状況、計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

6) 取付擁壁工の設計

受注者は、施工範囲に対する構造形状を決定し、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

7) 附帯工の設計

受注者は、附帯工である高水敷保護工を施工する範囲を決定し、洗掘防止、粗度の観点から使用材料を決定し、平面図、横断面図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(5) 景観検討

受注者は、予備設計の内容を確認し、本体工及び附帯施設工等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザインについて2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取合いについて整合性の照査を行う。

(11)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1)予備設計報告書
- (2)設計地点の本川の河道基本諸元
- (3)測量成果
- (4)地質調査報告書
- (5)利水調査資料
- (6)環境調査資料
- (7)その他必要と認めたもの

第 6 節 堰設計

堰設計は、新規に堰を計画するに際して実施する堰の設計に適用する。

第 2314 条 堰設計の区分

堰設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1)予備設計
- (2)詳細設計

第 2315 条 堰予備設計

1. 業務目的

堰予備設計は、計画地点の河状、近接構造物・土地利用状況、地形、地質、流量等から堰の位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について、比較検討を行い、最適な堰の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

堰予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1)設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3)基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地調査の結果から既存調査資料（設計と条件）の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 堰位置、堰軸の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、取水口位置、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する堰位置と堰軸を 2 案程度比較の上決定するものとする。

3) 河道横断形状の検討

受注者は、堰位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、低水路高、堤防天端高を設定するものとする。

4) 径間割りの検討

受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを 2 案程度比較の上決定するものとする。

5) ゲート形式の検討

受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式（引上げ式、転倒式、ゴム引き布製起伏式等）を決定するものとする。

6) 本体構造形式の検討

受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定する

ものとする。また、平面図、縦横断図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。

7) 附帯施設の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、魚道の必要性、対象魚の設定、舟通し、土砂吐き、管理橋の必要性及び能力の条件を設定するものとする。

(4) 景観検討

1) 全体景観の検討

受注者は、河川構成条件、周辺環境との調和を考え、堰全体の景観の基本形を選定するものとし、選定の補助手段は、3案の概略デッサンを用いるものとする。

2) 操作室デザイン検討

受注者は、全体景観の検討結果を踏まえ、操作室、門柱、管理橋の意匠を安定感、視覚求心性、形状バランスから形状を検討するものとする。

(5) 設計図

1) 設計条件と構造諸元の設定

設計条件の設定

受注者は、準拠すべき規則、基準、示方書、通達あるいは、参考図書を整理し、各設計条件項目毎に適応性を検討設定するものとする。

基本構造諸元の設定

受注者は、計画条件及び基本事項に基づき、堰の各部構造の基本構造諸元を整理し、最終決定するものとする。

- ・堰地点
- ・堰形式
- ・堰径間長
- ・堰径間数
- ・堰天端高
- ・堰敷高
- ・ゲート形式
- ・ゲート高
- ・魚道、土砂吐き
- ・計画取水位
- ・計画取水量

2) 基礎工及び本体工の検討

基礎工

受注者は、堰柱本体、戸当り床版、水叩き床版の基礎工は、概略の安定計算より基礎反力を求め、これに対する基礎形式の比較検討を行い、配置、規模を決定するものとする。

また、基礎形式は、直接基礎、杭基礎を標準とし、杭基礎の場合は杭種、杭径の概略決定をするものとする。

本体工

受注者は、ゲート操作台、門柱、堰柱、戸当り床版の各部材の概略構造計算を行い、主要寸法を決定するものとする。

水叩き工、護床工

受注者は、放流水流、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力を総合判断し、既往事例を参考に、長さ、厚さ、幅の主要寸法を決定するものとする。

遮水工

受注者は、遮水工の設置箇所を確認し、必要根入長の概略計算をし、構造の形式を比較検討するものとする。

3) 操作室の検討

受注者は、開閉機の設置構造から必要スペースを定め、操作室の必要形状寸法を決定するものとする。また、操作室の意匠は、決定されたデザインについて形状寸法、材質を3案程度のパース（無着色、鉛筆仕上げ）にて比較検討するものとする。

なお、操作室照明、昇降設備等について基本条件を検討するものとする。

4) ゲート工の検討

ゲート扉体

受注者は、ゲート形式(支承形式、扉体構造形式)について操作性、水理性、維持管理性、経済性、施工性の観点から3~4案程度を比較検討し、基本形状寸法を決定するものとする。

ゲート開閉機設備

受注者は、扉体に対応する開閉機の形式(手動、電動、油圧)を選定し、概略の寸法形状規模、必要スペースを決定するものとする。

5) 管理橋の検討

受注者は、設置位置、幅員、荷重条件、維持管理性から上部工の構造形式を選定し、基本寸法を決定するものとする。また、下部工は、逆T型、重力型について比較検討し、基本寸法を決定するものとする。

6) 魚道の検討

魚道形式の選定

受注者は、対象魚種を設定し、魚道形式を階段式(切欠き、潜孔なしの基本形)、導流壁式、バーチカルスロット式等の中から形式選定するものとする。

基本構造寸法の決定

受注者は、選定された形式に基づき魚道勾配、水位条件から水理計算を行い、流量、形式を検討し構造寸法を決定するものとする。

7) 附帯工の検討

護岸工

受注者は、護岸工構造形式及び範囲を決定するものとする。

取付擁壁工

受注者は、取付擁壁(翼壁)の構造形式及び範囲を決定するものとする。

8) 基本図面の作成

受注者は、下記の全体図と計画一般図を作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

全体図

測量図をベースに全体平面図、縦横断面図を作成し、発注者から貸与された資料(堤防諸元、土質柱状図等)をこれらの図面に表示するものとする。

なお、縦断面図には、地質情報を記入するものとする。

一般構造図

一般図(平面、縦断、横断)及び主要部構造図、縦横断面図を作成し、発注者から貸与された資料(堤防諸元、土質柱状図等)をこれらの図面に表示するものとする。

なお、縦断面図には、地質情報を記入するものとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第2309条樋門予備設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第2309条樋門予備設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 河道計画調査
- (2) 利水計画調査
- (3) 周辺環境調査
- (4) 測量成果
- (5) 地質調査報告書
- (6) その他必要と認めたもの

第 2316 条 堰詳細設計

1. 業務目的

堰詳細設計は、予備設計によって選定された堰形式に対して、詳細設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

堰詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3) 基本事項の決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 堰断面（径間割り、断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

(4) 景観検討

受注者は、操作室外壁意匠、管理橋の高欄意匠、及び主桁スカート意匠の 3 ヶ所を標準とし、景観について検討を行い、施設設計に反映させるものとする。また、操作室は、巻上機、操作盤等を考慮して予備設計での構造諸元を確認し、外観デザインを検討し、管理橋は、操作室を含む堰全体の周辺との調和を検討するものとする。

なお、全体で 2 案程度のイメージパースから使用すべき素材及び色調を決定し、景観検討を行い、最適案を決定するものとする。

(5) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な下記条件等について必要項目を設定するものとする。

設計条件の設定

堰各部の詳細部構造諸元を決定するための条件項目とその規準値を下記について設定するものとする。

- ・材料単価重量
- ・堆積土砂
- ・地盤定数
- ・許容変位
- ・設計水位条件
- ・載荷重

- ・設計波高
- ・風荷重
- ・腐食代
- ・地震係数
- ・安全率
- ・弾性係数
- ・許容応力
- ・温度荷重
- ・部材最小寸法
- ・その他構造細目

設計荷重条件の設定

堰の構造各部に併用させる設計荷重項目を整理し、構造部材毎に作用すべき荷重一覧を下記により整理するものとする。

- ・自重
- ・静水圧
- ・地震慣性力
- ・土圧、泥圧
- ・土砂重、堆泥重
- ・波圧
- ・載荷重
- ・ゲート荷重
- ・流水力
- ・揚圧力
- ・温度荷重
- ・動水圧
- ・風荷重
- ・雪荷重
- ・その他特殊荷重

自然、地盤条件の設定

塩害等の耐候性条件及び地盤の支持層、中間層の位置、強度条件、あるいは、地下水条件等の特殊要件を設計条件としてまとめるものとする。

施工条件の設定

工事期間、仮設道路、仮締切り、施工空間環境等について整理し、まとめるものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、基礎地盤条件、荷重条件、反力度計算を行い、基礎工の詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、門柱、堰柱、本体床版の各部について検討し、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、水叩き工・護床工については、放流水流量、流速、河床材料、河道形状、河床勾配、揚圧力等を総合判断し、水理計算を行い、事例等も考慮して構造図、配筋図等の詳細図を作成し、遮水工については、設置箇所を確認し、必要根入れ長の決定及び使用材の選定を行い、詳細図を作成するものとする。

4) 操作室の設計

受注者は、景観設計で決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機操作盤、照明）の寸法、配置を決定して土木構造上必要な諸元を明らかにし、構造計算から構造詳細図を作成するものとする。

なお、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) ゲート工の設計

ゲート扉体

受注者は、ゲート形式の基本形状寸法を確定し、ゲート荷重を決定して、戸当たり部の寸法形状の詳細を決定するものとする。また、ゲート扉体構造を参考図としてとりまとめるものとする。

ゲート開閉機設備

受注者は、開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し標準図として取りまとめるものとする。また、その他開閉機に関する機械備品及び戸当たり金物等は、標準図として取りまとめるものとする。

6) 管理橋の設計

受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき、構造計算を行い、主要部材の断面を決定し、高欄、舗装、継手を含めた詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式に基づき、安定計算から寸法を定め構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

7) 魚道の設計

受注者は、魚道の設計に際し、設計条件、既存資料及び実績例を参考にして、構造形式や配置の検討を行い、主要寸法を決定し、安定計算及び構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

8) 附帯工の設計

護岸工

受注者は、決定された護岸形式について、詳細図を作成するものとする。

取付擁壁工

受注者は、安定計算、構造計算（応力計算、断面計算）を行い、構造図配筋図等の詳細図を作成するものとする。

高水敷保護工

受注者は、保護工の範囲を協議の上決定し、洗掘防止、景観性、粗度の観点から使用材料を吟味選定し、詳細図を作成するものとする。

土工

受注者は、掘削、盛土及び埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(6) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項(6) に準ずるものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項(8) に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(8) に準ずるものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

- (2)設計地点の本川の河道基本諸元
- (3)測量成果
- (4)地質調査報告書
- (5)利水調査資料
- (6)環境調査資料
- (7)その他必要と認めたもの

第 7 節 水門設計

水門設計は、新規に水門を計画するに際して実施する水門の設計に適用する。

第 2317 条 水門設計の区分

水門設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1)予備設計
- (2)詳細設計

第 2318 条 水門予備設計

1. 業務目的

水門予備設計は、計画地点の河川状況、地形、近隣構造物、土地利用状況、地質、流量等から、水門の設置位置、断面形状、構造形式、基礎形式等について比較検討を行い、最適な水門の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

水門予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計(レベル2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1)設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3)基本事項の検討

1) 設計と条件の確認

受注者は、現地調査の結果から既存調査資料(設計と条件)の再確認を行い、制約条件、留意点を検討するものとする。

2) 水門位置、堰軸の検討

受注者は、現況及び河道計画の河道断面形状、基礎地盤条件、周辺環境条件を勘案し、治水及び利水計画の必要条件を満足する水門位置と堰軸を 2 案程度比較の上決定するものとする。

3) 河道横断形状の検討

受注者は、水門位置の河道横断形状として、計画の河床高、高水敷高、高水位、堤防高、河道幅、堤防天端高を設定するものとする。

4) 径間割りの検討

受注者は、計画規模に対し、構造令、水理性、操作性、安全性、経済性等から径間割りを 2 案程度比較の上決定するものとする。

5) ゲート形式の検討

受注者は、治水、利水計画の必要と条件からゲート形式(引上げ式、ライジングセクタゲート等)を決定するものとする。

6) 本体構造形式の検討

受注者は、決定したゲート形式、径間割りに対応した全体構造について検討し、構造形式を決定するものとする。また、平面図、縦横断面図の一般図を作成し設計方針、構造物全体配置、形状の検討をするものとする。

7) 附帯施設の検討

受注者は、与条件の調査結果に基づき、舟通し、管理橋、付属設備等の必要性及び規格等の条件を設定

するものとする。

(4) 景観検討

受注者は、本土工及び附帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、下記のとおり水門全体図及び計画一般図を作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）が本川と合流する地点までを記入したものとする。

2) 計画一般図

水門本体、翼壁、基礎、門扉及び巻上機、操作室、管理橋等の主要施設と施工計画のほかに、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

(6) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(6) に準ずるものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5) に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(8) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(8) に準ずるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況ほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 設計地点の本川・支川の計画河道基本諸元

(2) 周辺環境調査

(3) 測量成果

(4) 地質調査報告書

(5) その他必要と認めたもの

第 2319 条 水門詳細設計

1. 業務目的

水門詳細設計は、予備設計によって選定された水門形式に対して、詳細な設計を行い、工事実施に必要な資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

水門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や動的解析に用いる耐震設計(レベル 2)については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3)基本事項の決定

受注者は予備設計成果等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき下記の基本条件を確認するものとする。

- 1) 配置計画（配置及び施設配置等）
- 2) 水門断面（断面及び敷高等）
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法、ゲート形式等）
- 4) 操作室形式（構造形式及び主要寸法、景観設計方針等）

(4)景観検討

受注者は、本体工及び附帯施設工等について、周辺の環境に配慮して景観の検討を行い、構造設計に反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(5)構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、躯体、門柱、堰柱、床版、操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工の各部について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、構造図を作成するものとする。

ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、参考図として取りまとめるものとする。

操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

また、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) 管理橋の設計

受注者は、上部工の構造形式、基本寸法に基づき構造計算を行い主要部材の断面を決定し、詳細図を作成するものとする。また、下部工は、決定された形式について安定計算・構造計算を行い、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

6) 護岸工・取付擁壁工の設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

7) 附帯工の設計（法面保護工及び土工等）

受注者は、法面保護工の構造形式及び使用すべき材料の選定を行い、平面図、横断面図、構造図等の詳細図を作成するものとする。また、土工について、掘削、盛土、埋戻し等の土工図を作成するものとする。

(6)施工計画

受注者は、施工計画について、第2310条樋門詳細設計第2項(6)に準ずるものとする。

(7)仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第2310条樋門詳細設計第2項(8)に準ずるものとする。

(8)数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9)パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(8) に準ずるものとする。

(10)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

(11)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1)予備設計報告書
- (2)設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3)測量成果
- (4)地質調査報告書
- (5)その他必要と認めたもの

第 8 節 排水機場設計

排水機場設計は、新規に排水機場を計画するに際して実施する排水機場の設計に適用する。

第 2320 条 排水機場設計の区分

排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1)予備設計
- (2)詳細設計

第 2321 条 排水機場予備設計

1. 業務目的

排水機場予備設計は、計画地点の水理検討によって決定されたポンプ排水容量に基づき、河川状況、地形、地質、流量等から排水機場の位置、ポンプ型式、ポンプ台数、基礎形式等について比較検討を行い、排水機場の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1)設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3)基本事項の検討

受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料及び現地踏査の整理結果を基に、予備設計を行うために必要な諸条件（設置目的、必要とする機能条件等）について確認するものとし、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等についても設定するものとする。また、ポンプの台数割、ポンプ形式の比較検討を行

い、機場を構成する吸水槽、吐出水槽、吐出樋門、機場建屋等についての基本諸元を検討及び概略構造計算を行うものとする。

なお、決定された主要寸法を基に、施設全体の配置計画の検討（必要敷地面積の検討を含む）を行うものとする。

(4) 景観検討

受注者は、機場及び導水路、沈砂池、吐出水槽、吐出樋門等について、周辺の環境に配慮した景観の検討を行うものとする。

(5) 設計図

受注者は、基本事項の検討結果を基に全体図と計画一般図について下記のとおり作成するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏取付水路から川表取付水路が本川と合流する地点まで記入したものとする。

2) 計画一般図

基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等（堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等）をこれら図面に表示するものとする。

(6) 機場上屋

1) 規模及び構造検討

受注者は、機場上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。

2) 意匠計画

受注者は、機場上屋の意匠について比較検討し、意匠図を作成するものとする。

(7) 機電設備計画

受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。

1) ポンプ設備計画検討書

2) 自家発電設備計画検討書

3) 除塵設備計画検討書

4) 吐出樋門ゲート設備計画検討書

また、ポンプの運転管理に必要な維持管理方法、及び管理運転方式について検討するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、施工計画検討について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(6) に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5) に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(10) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(8) に準ずるものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 現況河川に関しては検討された報告書

- (2)河道計画調査
- (3)測量成果
- (4)地質調査報告書
- (5)環境調査資料、地域開発計画策定資料
- (6)その他必要と認めたもの

第 2322 条 排水機場詳細設計

1. 業務目的

排水機場詳細設計は、予備設計によって選定された排水機場形式に対して詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な工事实施に必要な資料を作成することを目的とする

2. 業務内容

排水機場詳細設計の業務内容は、下記のとおりとするが、地震時保有水平耐力法や有限要素法を用いる耐震設計（レベル2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1)設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2)現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 2306 条護岸予備設計第 2 項(2) に準ずるものとする。

(3)基本事項の決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- 1) 配置計画（位置及び施設配置等）
- 2) 計画実揚程、ポンプ形式、台数割、ゲート形式
- 3) 基本構造諸元（基礎形式、主要寸法）
- 4) 上屋形式（構造形式及び規模、意匠）
- 5) 施工基本条件（荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等）

(4)景観検討

受注者は、景観について検討を行い、施設設計にこれを反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について、2 案程度提案し、最適案を決定するものとする。

(5)構造設計

受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

1) 基礎工（吸水槽、沈砂池、吐出水槽等）

決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。

なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

2) 機場設計

吸水槽、スクリーン受け、排水槽について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

3) 導水路、沈砂池

導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

4) 吐出樋門設計

第 2310 条樋門詳細設計に準拠し、設計を行うものとする。

5) 川表取付水路設計

川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

6) 護岸・取付擁壁

護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行

って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

7) 土工設計

掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工図を作成するものとする。

(6) 機场上屋及び外構設計

受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。

1) 構造設計

機场上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い構造図を作成するものとする。

2) 意匠計画及び内外装設計

機场上屋の配置、規模について検討し、意匠について詳細仕様を決定し、意匠図を作成するものとする。

なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上について詳細仕様を決定し、仕上表を作成するものとする。

3) 設備設計

機场上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い、設計図を作成するものとする。

4) 外構設計

機場敷地内の外構について詳細仕様を決定し、外構図を作成するものとする。

(7) ポンプ機電設備計画

受注者は、機場の土木施設(吸水槽、スクリーン受、吐出水槽等) 機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成するものとする。

1) ポンプ設備計画

ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定するものとする。

2) 自家発電設備計画

ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。

3) 受配電設備計画

受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備(照明、空調、保安電気等)容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。

4) 除塵設備計画

機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

(8) ゲート設備計画

受注者は、吐出樋門に設けるゲート設備について、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとするものとする。

(9) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項(6) に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 2310 条樋門詳細設計第 2 項(8) に準ずるものとする。

(11) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(12) パース作成

受注者は、パース作成について、第 2309 条樋門予備設計第 2 項(8) に準ずるものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれている

かの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取合いについて整合性の照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査報告書
- (5) その他必要と認めたもの

第 9 節 成果物

第 2323 条 成果物

受注者は、表 2-2、表 2-3 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 2-2 予備設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮尺	種類			摘要
				護岸	樋門・水 堰・排水 機場	床止 め	
予 備 設 計	設計図	位置図	1:2500～1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500～1:1000	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50～1:100 H=1:200～1:1000	○	○	○	
		横断面図	1:100～1:500	○	○	○	
		本体工一般図	1:100～1:1000	○	○	○	
		附帯工一般図	1:100～1:1000	○	○	○	取付護岸、階段、魚 道、管理橋等
		機電設備工一般図	1:100～1:1000	-	○	-	ゲート・ポンプ 等の機電設備
		施工計画図	1:20～1:1000	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	-	○	○	○	基本諸元の検討 構造型式の検討
		施工計画書	-	○	○	○	施工法の検討 仮締切計画の検討 全体計画の検討
		概算工事費	-	○	○	○	概算数量 概算工事費
		考察	-	○	○	○	課題整理 今後の調査事項
	パース		-	○	○	○	A - 3 版の着色

表 2-3 詳細設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮尺	種類			摘要
				護岸	樋門・ 堰・水 門・排水 機場	床止 め	
詳細設計	設計図	位置図	1:2500~1:50,000	○	○	○	
		平面図	1:500~1:1000	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50 ~ 1:100 H=1:200 ~ 1:1000	○	○	○	
		標準横断面図	1:50 ~ 1:100	○	○	○	
		横断面図	1:50 ~ 1:200	○	○	○	
		本体工一般図	1:100 ~ 1:1000	○	○	○	
		本体工構造詳細図	1:20 ~ 1:100	○	○	○	
		基礎工一般図	1:100 ~ 1:1000	○	○	○	
		基礎工詳細図	1:20 ~ 1:200	○	○	○	杭、遮水矢板
		機電設備詳細図	1:20 ~ 1:100	-	○	-	ゲート・ポンプ等の 機電設備
		附帯工一般図	1:100 ~ 1:1000	○	○	○	
		附帯工詳細図	1:20 ~ 1:100	○	○	○	取付護岸、階段、魚 道、管理橋等
		建屋構造詳細図	1:20 ~ 1:100	-	○	-	上屋構造、意匠図
		配筋図	1:50 ~ 1:100	○	○	○	
		土工図	1:100 ~ 1:200	○	○	○	
		仮設構造物詳細図	1:100 ~ 1:200	○	○	○	仮締切、工事用道路 等
	数量計算書	数量計算	-	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	-	○	○	○	基本諸元の決定・整 理
		構造計算書	-	○	○	○	基礎工、本体工等
		景観検討書	-	○	○	○	基本条件、詳細デザ イン
		施工計画書	-	○	○	○	施工計画、仮設計画
	パース		-	○	○	○	A - 3 版の着色

第4章 水文観測業務

第1節 総則

第2401条 水文観測業務の種類

水文観測業務は「水文観測所保守点検」、「流量観測」、「水位流量曲線作成」及び「水文資料整理」をいう。

第2402条 対象観測所

水文観測業務で取り扱う観測所については、水文観測業務規程第3条に定めのある観測所のうち下記のものとする。

1. 雨量観測所
2. 水位観測所
3. 水位流量観測所
4. 地下水位観測所

第2403条 業務の実施基準

受注者は、水文観測業務の実施にあたっては、最新の技術基準及び参考図書並びに特記仕様書に基づいて行うものとする。

なお、使用にあたっては、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

第2節 水文観測所保守点検

第2404条 水文観測所保守点検の目的

水文観測業務規程に基づく観測が適切に行われるよう、観測所、観測機器及び観測施設を維持及び管理するため、定期的にこれらの保守点検を実施し、また、必要に応じ、観測所等の整備、補修等を行うことを目的とする。

第2405条 水文観測所保守点検の内容

1. 水文観測所の保守点検における作業の内容は以下のとおりとする。

(1) 現地調査

保守点検観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。

(2) 定期点検

観測所に対して、毎月1回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に対して目視による点検を基本とする。

(3) 総合点検

観測所に対して、年1回以上実施する点検。観測所、観測機器及び観測施設に対して詳細な点検を実施し、疑似テスト等による点検を含めた総合的な点検をいう。

(4) 臨時点検

観測所に対して、監督職員からの指示があった場合に実施する点検。実施内容については、監督職員との協議による。

(5) データ等の回収

点検の際に自記紙、電子ロガーデータを回収する。自記紙の回収の際には現地に於て記録に欠測や不審な点がないか点検を行う。

(6) 消耗品の交換

点検の際に必要なに応じて消耗品（自記紙、ペン及び電池等）を交換する。

(7) 観測所の整備

点検時において不良箇所が見つかった場合、その都度修繕等必要な作業を行う。ただし、軽微でない整備の必要が生じた場合には、速やかに監督職員に報告する。

軽微な整備項目については、第2406条に記載の通りとする。

(8) 点検報告書の作成・提出

点検終了後、直ちに点検結果及び自記紙等の点検報告書を監督職員に提出すること。点検報告書には、点検

結果（写真、野帳）の整理、障害のあった観測所と障害内容も整理すること。

(9) 観測所台帳の更新

観測所の現況を常に正確に把握出来る写真に更新する。

観測機器等が更新された場合、更新年月、型式、機器費用等の情報を収集し、水文観測業務規程細則に基づく観測所台帳に反映する。

観測機器等について、過去の更新履歴が削除されないよう留意する。更新記録を記入する欄が不足する場合は新しい様式を台帳に追加して使用する。

第 2406 条 観測所整備

観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。

1. 軽微な作業は、以下に示すものをいう。

(1) 雨量観測所

イ 受水器や濾水器に貯まったゴミや落葉、生物等の除去。

ロ 転倒ます軸受部に付着したゴミや転倒ます底部に貯まったゴミや砂の除去。

(2) 水位観測所

イ 船による移動を必要としない人力による水位標の清掃。

(3) 地下水位計

イ 地下水位計に付着したゴミ等の除去。

ロ 観測孔周辺の人力による清掃。

(4) その他観測機器

イ その他観測機器周辺の人力による清掃。

2. 1.に示した項目についても現地状況の調査の結果、軽微な作業でないと判断される場合には、監督職員と協議する。

第 2407 条 水文観測所保守点検の成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載されている成果物について報告書としてとりまとめ提出する。

(1) 保守点検報告書(点検記録及び現地写真含む)

(2) 自記紙等の観測成果

(3) 観測所台帳

第 3 節 流量観測

第 2408 条 流量観測の目的

水文観測業務規程に基づき、定期及び臨時に河川流量の観測を実施する事を目的とする。

第 2409 条 作業確認

1. 受注者は、流量観測作業実施日について、作業着手前に監督職員に承諾を得なければならない。

2. 監督職員は必要に応じて流量観測状況について現地で確認するものとする。その際には、受注者は監督職員に作業内容の説明や、検測を求められた場合には協力しなければならない。

3. 受注者は、監督職員が観測結果等の提出を指示した場合すみやかに提出しなければならない。

第 2410 条 観測班の編成

河川の条件に応じ、水文観測業務規程に定める河川の流量の観測が確実かつ安全に実施できる観測班を編成しなければならない。

第 2411 条 流量観測所整備

流量観測が適切に実施できるよう、軽微な作業による観測所の整備を行う。

1. 軽微な作業は、以下に示すものをいう。

イ 船による移動を必要としない人力による水位標の清掃

2. 1.についても現地状況の調査の結果、作業内容が軽微でないと判断される場合には、監督職員と協議の上

実施するものとする。

第 2412 条 流速計の検定

1. 受注者は観測に使用する流速計の検定等については、『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。
2. 必要な精度の確保が確認できた流速範囲外での計測を行ってはならない。

第 2413 条 現地調査

流量観測所の状況等を把握するため、業務の実施にあたり、現地調査を行い必要な現地の状況を把握するものとする。

第 2414 条 低水流量観測の方法

1. 低水流量観測は可搬式流速計により行うものとする。
2. 低水流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

第 2415 条 低水流量観測の成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 精度管理図

第 2416 条 高水流量観測の方法

1. 高水流量観測は浮子測法により行うものとする。
2. 高水流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

第 2417 条 作業確認指示事項及び連絡事項の定義

1. 流量観測作業にあたっての監督職員の指示事項及び指示事項に対する受注者の連絡事項とは下記のほか特記仕様書に記載した事項とする。
2. 指示事項とは、下記のとおりとする。
 - (1) 「待機指示」とは、台風、集中豪雨等による河川の増水の場合又は、増水が予想される場合、観測に必要な人員を受注者が定める基地等に集合するよう指示することをいう。
 - (2) 「現地出動指示」とは、流量観測実施のために現地（観測地点）に出動するよう指示することをいう。
 - (3) 「待機解除指示」とは、受注者の定める基地等での待機を解除するよう指示することをいう。
 - (4) 「観測指示」とは、現地（観測地点）における流量観測作業を実施するよう指示することをいう。
 - (5) 「最終観測時刻指示」とは、現地（観測地点）における最終の観測時刻を指示することをいう。
3. 連絡事項とは、下記のとおりとする。
 - (1) 「準備完了連絡」とは、待機指示に対して観測に必要な人員を確保し、観測用資機材の準備が完了したことを監督職員に連絡することをいう。
 - (2) 「現地到着連絡」とは、出動指示を受け現地に到着したことを監督職員に連絡することをいう。
 - (3) 「観測開始連絡」とは、観測指示を受け観測開始したことを監督職員に連絡することをいう。
 - (4) 「最終観測終了連絡」とは、最終観測時刻指示に対して最終観測が終了したことを監督職員に連絡することをいう。
4. 受注者は、第2項(1)～(5)を監督職員より受けた時刻、第3項(1)～(4)を監督職員へ送った時刻は全て記録し、流量観測終了後速やかに監督職員へ報告する。

第 2418 条 高水流量観測の成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 横断（深浅）測量野帳

- (3) 観測流量表
- (4) 流量計算資料
- (5) 精度管理図

第 2419 条 A D C P による流量観測の方法

A D C P による流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

第 2420 条 A D C P による流量観測成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 断面内流速分布図
- (4) 航跡図
- (5) A D C P 生データ

第 2421 条 電波式流速計による流量観測の方法

電波式流速計による流量観測は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

第 2422 条 電波式流速計による流量観測成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 横断（深浅）測量野帳
- (4) 精度管理図
- (5) 電波式流速計の生データ

第 2423 条 画像解析による流量観測の方法

画像解析による流量観測は、現場で撮影した動画像を解析することで流速を計測し、流量を算出するものとする。

第 2424 条 高水流量観測の方法

1. 新規の観測の場合は、画像解析のために現地に標定点を必要数設置し、それらの標定点とビデオカメラの物理座標を測量する。
2. 継続した観測の場合は、既設の標定点を利用できる。ただし、事前に物理座標の再測量を実施する。

第 2425 条 画像解析による流量観測成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 流量観測野帳
- (2) 観測流量表
- (3) 横断（深浅）測量野帳
- (4) 精度管理図
- (5) ビデオカメラ位置図及び位置図座標測量データ
- (6) 標定点位置図及び位置座標測量データ
- (7) 動画像データ

第 4 節 水位流量曲線作成

第 2426 条 水位流量曲線作成の目的

水位流量曲線作成は、下記を目的とする。

1. 流量観測により得られた観測データを基に、水位流量曲線を作成する。
2. 作成した水位流量曲線を用いて、確定値化した前年の水位の毎正時データから、前年の流量の毎正時データを算出し、統計処理を行った上で、指定された様式に整理する。

第 2427 条 水位流量曲線作成の方法

水位流量曲線作成は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

第 2428 条 水位流量曲線作成の成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 水位流量曲線図
- (2) 統計資料
- (3) 水位流量曲線検討資料

第 5 節 水文資料整理

第 2429 条 水文資料の定義

水文資料とは、水文観測所において観測機器により観測された水文観測データで、テレメータのデータ、自記紙や電子データロガーに記録されたデータの総称とする。

第 2430 条 水文資料整理の目的

水文観測データに対して標準照査を実施し、統計処理を行った上で、指定された様式の水文資料に整理する事を目的とする。

第 2431 条 水文資料整理の方法

水文資料整理は『河川砂防技術基準 調査編』によるものとする。

第 2432 条 水文資料整理の成果物

受注者は、以下に記載した成果物のほか、特記仕様書に記載された成果物について報告書としてとりまとめて提出する。

- (1) 統計資料
- (2) 標準照査記録

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第1節 海岸構造物設計の種類

第3101条 海岸構造物設計の種類

海岸構造物設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 堤防、護岸
- (2) 胸壁
- (3) 突堤
- (4) 離岸堤
- (5) 潜堤・人工リーフ
- (6) 消波堤
- (7) 津波防波堤
- (8) 砂浜
- (9) 附帯設備

第2節 堤防、護岸設計

第3102条 堤防、護岸設計の区分

海岸堤防、護岸設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第3103条 堤防、護岸予備設計

1. 業務目的

堤防及び護岸は、海岸背後にある人命、資産を高潮、波浪及び津波から防護するとともに、陸域の侵食を防止することを目的として設置される海岸保全施設である。堤防及び護岸は、高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能、若しくは海水による侵食を防止する機能のいずれかの機能又は全ての機能を有するものとする。堤防、護岸予備設計は設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

堤防、護岸の予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づき、照査において考慮すべき条件を把握し、整理するものとする。なお現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 施設配置の検討

受注者は、海岸保全施設の設計にあたり、施設の機能が十分に発揮されるように効果的に配置するように努めるものとし、また、可能な場合には、複数の海岸保全施設を組み合わせることにより海岸を保全する面的防護方式を採用するものとする。

(4) 環境の配慮

受注者は、海岸保全施設の設計にあたり、自然環境の保全及び景観に留意し、また、できるだけ海岸の水質保全機能、生態系保全機能及び底質保全機能に配慮するものとする。

(5) 利用の配慮

受注者は、海岸保全施設の設計にあたり、海岸の利用に配慮した工法を選択するものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

受注者は、利用を前提とする海岸保全施設については、利用者の安全に留意して適切に設計するものとする。

(7) 設計方針の検討

受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防・護岸の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。

(8) 要求性能の検討

受注者は、堤防及び護岸が所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造を整理し、評価を加えて、比較案3案を選定するものとする。

(9) 最適案の選定

受注者は、監督職員と協議のうえ、立案された3案から最適案を選定するものとする。なお、設計VEを必要とする場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(10) 設計図

受注者は、選定された最適案について、設計図書に基づき図面を作成するものとする。図面としては平面図、縦断面図、標準構造図、標準横断面図及び小規模構造の一般図を基本とする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

受注者は、選定された最適案について、下記の検討を行うものとする。

- 1) 施工法の検討（施工方針、施工順序及び施工機械等）
- 2) 仮設計書の検討（必要性、規模、諸元等）
- 3) 全体施工計画の検討（施工平面、工程計画等）

(13) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3タイプについてパース（A3版、着色）を作成するものとする。

(15) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 構造形式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、津波、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤、地震

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

- 2) 堤防の設置目的を達成するための性能は、原則として天端高、表法勾配、天端幅、裏法勾配の組み合わせにより評価するものとする。性能の照査にあたっては、該当海岸における設計潮位、設計波等を適切に設定し、波のうちあげ高又は越波流量が所定の値を上回らないことを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
- 3) 堤防及び護岸は、波力、地震力、土圧、洗掘等の作用に対して安全な構造とするものとするとともに透水をできるだけ抑制し得るものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。ただし、構造の細目については実績のある適切な例を参考にして設定することができるものとする。
- 4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 海岸保全基本計画
- (2) 海岸調査報告書（被災実態、地形変化、環境・利用実態）
- (3) 地質調査報告書
- (4) 実測等深浅図
- (5) 実測縦横断面図
- (6) その他設計に必要な資料

第 3104 条 堤防、護岸詳細設計

1. 業務目的

堤防、護岸詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

堤防、護岸の詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

受注者は、所定の機能が発揮されるよう、堤防、護岸の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討する。

(8) 要求性能の検討

受注者は、堤防、護岸が所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とする。

(9) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果、設計図書及び指示事項等の貸与資料を基に、詳細設計を行うのに必要な下記の基本事項を決定するものとする。

- 1) 平面図（法線配置等）
- 2) 標準断面
- 3) 附帯施設
- 4) 構造物との取付

(10) 設計図

受注者は、予備設計で選定された構造形式に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、堤防、護岸の構造詳細設計図を作成するものとする。

- 1) 堤体材料と表のり面被覆工
- 2) 基礎工
- 3) 止水工
- 4) 根固工
- 5) 波返工
- 6) 天端被覆工
- 7) 裏のり面被覆工

- 8) 根留工及び排水工
 - 9) 消波工
 - (11) 全体平面図、縦横断図及び土工図
受注者は、堤防、護岸の計画地の測量図面を基に、全体平面図、縦横断図及び土工図を作成するものとする。
 - (12) 仮設構造物設計
受注者は、工事用道路、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。
 - (13) 施工計画
受注者は、施工順序、施工方法、施工機械、仮設備計画、その他設計等工事費の積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。なお、施工計画書には施工上の留意点について取りまとめ記載するものとする。
 - (14) 数量計算
受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
 - (15) パース作成
受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、構造物の周辺を含めたパース（A3 版、着色）を作成するものとする。
 - (16) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
 - 1) 第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(15)1)に準ずるものとする。
 - 2) 第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(15)2)に準ずるものとする。
 - 3) 第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(15)3)に準ずるものとする。
 - 4) 施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
 - 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。
 - (17) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
3. 貸与資料
- 発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
- (1) 予備設計成果
 - (2) 海岸保全基本計画
 - (3) 海岸調査報告書
 - (4) 地質調査報告書
 - (5) 実測等深浅図
 - (6) 実測縦横断図
 - (7) その他設計に必要な資料

第 3 節 胸壁設計

第 3105 条 胸壁設計の区分

胸壁設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3106 条 胸壁予備設計

1. 業務目的

胸壁は、海岸線に漁港や港湾等の施設が存在し、利用の面から海岸線付近に堤防、護岸等を設置することが困難な場合において、海岸背後にある人命、資産を高潮、波浪及び津波から防護することを目的として設置される海岸保全施設である。胸壁は、高潮若しくは津波による海水の侵入を防止する機能、波浪による越波を減少させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有するものとする。胸壁予備設計は設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的

とする。

2. 業務内容

胸壁の予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

受注者は、所定の機能が発揮されるよう、胸壁の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。

(8) 要求性能の検討

受注者は、胸壁が所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有し、また、高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造を整理し、評価を加えて、比較案 3 案を選定するものとする。

(9) 最適案の選定

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(10) 設計図

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(13) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

受注者は、必要に応じて、設計図書に基づき、設計方針がわかるように、3 タイプについてパース(A3 版、着色)を作成するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 構造形式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、津波、地盤、地震

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、施工条件

2) 胸壁の設置目的を達成するための性能は、原則として天端高、表法勾配、天端幅、裏法勾配の組み合わせにより評価するものとする。性能の照査にあたっては、該当海岸における設計潮位、設計波等を適切に設定し、波のうちあげ高又は越波流量が所定の値を上回らないことを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 胸壁は、波力、地震力、土圧等の作用に対して安全な構造とするものとするとともに透水をできるだけ抑制し得るものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。ただし、構造の細目については実績のある適切な例を参考にして設定することができるものとする。

- 4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。
 - 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (16) 報告書作成
受注者は、業務の成果として第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
3. 貸与資料
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 3 項に準ずるものとする。

第 3107 条 胸壁詳細設計

1. 業務目的
胸壁詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。
2. 業務内容
胸壁の詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。
 - (1) 設計計画
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 現地踏査
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。
 - (3) 施設配置の配慮
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。
 - (4) 環境の配慮
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。
 - (5) 利用の配慮
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。
 - (6) 利用者の安全の考慮
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。
 - (7) 設計方針の検討
受注者は、胸壁が所定の機能を発揮するよう、胸壁の型式、天端高、天端幅、法勾配及び法線を検討するものとする。
 - (8) 要求性能の検討
受注者は、胸壁が所定の機能を発揮し、適切な性能を有し、また高潮、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。
 - (9) 基本事項の決定
第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。
 - (10) 設計図
受注者は、予備設計で選定された構造形式に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、胸壁の構造詳細設計図を作成するものとする。
 - 1) 堤体工
 - 2) 基礎工
 - 3) 根固工
 - 4) 排水工
 - (11) 全体平面図、縦横断面図及び土工図
受注者は、胸壁の計画地の測量図面を基に、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。
 - (12) 仮設構造物設計
受注者は、工事用道路、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。
 - (13) 施工計画
第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。
 - (14) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(15) パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(16) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第 3106 条胸壁予備設計第 2 項の(15)1)に準ずるものとする。
- 2) 第 3106 条胸壁予備設計第 2 項の(15)2)に準ずるものとする。
- 3) 第 3106 条胸壁予備設計第 2 項の(15)3)に準ずるものとする。
- 4) 第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(16)4)に準ずるものとする。
- 5) 第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(16)5)に準ずるものとする。

(17) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果
- (2) 海岸保全基本計画
- (3) 海岸調査報告書
- (4) 地質調査報告書
- (5) 実測等深浅図
- (6) 実測縦横断面図
- (7) その他設計に必要な資料

第 4 節 突堤設計

第 3108 条 突堤設計の区分

突堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3109 条 突堤予備設計

1. 業務目的

突堤は、海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ることを目的として設置される陸上から沖方向に細長く突出した海岸保全施設である。突堤は、漂砂を制御することにより汀線を維持し、又は養浜との組み合わせにより汀線を回復させる機能を有するものとする。突堤の予備設計は、設計図書に基づき上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

突堤予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、突堤の型式、天端高、天端幅、長さ及び方向並びに突堤相互の間隔を定めるものとする。

(8) 要求性能の検討

突堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、突堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。

(9) 最適案の選定

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(10) 設計図

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(13) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 突堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

2) 突堤の設置目的を達成するための性能は、原則として堤長、天端高、方向及び構造の組合せにより評価するものとする。突堤群として機能させる場合には設置間隔を加えるものとする。性能の照査にあたっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、浜幅が所定の幅を満たしていることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 突堤は、波力及び土圧の作用並びに洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 3 項に準ずるものとする。

第 3110 条 突堤詳細設計

1. 業務目的

突堤詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算出するための資料を作成するものとする。

2. 業務内容

突堤詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

- (2) 現地踏査
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。
 - (3) 施設配置の配慮
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。
 - (4) 環境の配慮
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。
 - (5) 利用の配慮
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。
 - (6) 利用者の安全の考慮
第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。
 - (7) 設計方針の検討
受注者は、突堤が所定の機能を発揮するよう、突堤の型式、天端高、天端幅、長さ及び方向並びに突堤相互の間隔を定めるものとする。
 - (8) 要求性能の検討
受注者は、所定の機能を発揮するよう、突堤を適切な性能を有するものとする。また、突堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。
 - (9) 設計図
受注者は、予備設計で選定された標準断面に対して、それぞれ必要な以下の設計検討を加え、突堤の詳細設計図を作成する。
 - 1) 堤体材料と法面被覆工
 - 2) 基礎工
 - 3) 根固工
 - 4) 天端被覆工
 - 5) 消波工
 - (10) 全体平面図、縦横断面図及び土工図
受注者は、突堤計画地の測量図面を基に、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。
 - (11) 仮設構造物設計
第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。
 - (12) 施工計画
第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。
 - (13) 数量計算
受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
 - (14) パース作成
第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。
 - (15) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
 - 1) 第 3109 条突堤予備設計第 2 項の(15)1)に準ずるものとする。
 - 2) 第 3109 条突堤予備設計第 2 項の(15)2)に準ずるものとする。
 - 3) 第 3109 条突堤予備設計第 2 項の(15)3)に準ずるものとする。
 - 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
 - 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。
 - (16) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
3. 貸与資料
第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 3 項に準ずるものとする。

第 5 節 離岸堤設計

第 3111 条 離岸堤設計の区分

離岸堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3112 条 離岸堤予備設計

1. 業務目的

離岸堤は、海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護すること若しくは海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ること又はその両方を目的とし、汀線の沖側に設置される天端高が海面よりも高い海岸保全施設である。離岸堤は、消波することにより越波を減少させる機能、漂砂を制御することにより汀線を維持し若しくは回復させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有するものとする。離岸堤の予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を決定することを目的とする。

2. 業務内容

離岸堤予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、離岸堤の型式、天端高、天端幅、長さ及び汀線からの距離並びに離岸堤相互の間隔を定めるものとする。

(7) 要求性能の検討

離岸堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、離岸堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造を整理し、評価を加えて比較案 3 案を選定するものとする。

(8) 最適案の選定

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(9) 設計図

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(11) 施工計画案の比較検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(13) パース作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(14) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 離岸堤の構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

- 2) 離岸堤の設置目的を達成するための性能は、原則として堤長、天端高、天端幅、離岸距離、構造型式の組合せにより評価するものとする。離岸堤群として機能させる場合には離岸堤相互の間隔を加えるものとする。性能の照査にあたっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、波のうちあげ高若しくは越波流量が所定の値を上回らないこと若しくは浜幅が所定の幅を満たしていること又はその両方を確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
- 3) 離岸堤は、波力等の作用や洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性における適切な手法を用いるものとする。
- 4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 3 項に準ずるものとする。

第 3113 条 離岸堤詳細設計

1. 業務目的

離岸堤の詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

離岸堤詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の決定

受注者は、予備設計成果、設計図書及び指示事項等の貸与資料を基に、詳細設計を行うのに必要な下記の事項を決定するものとする。

1) 平面配置

2) 標準断面

3) 附帯施設

(5) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(6) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(8) 要求性能の検討

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、予備設計で選定された構造形式、標準断面に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、離岸堤の構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 堤体材料と法面被覆工

2) 基礎工

- 3) 根固工
- 4) 天端被覆工

(10) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

受注者は、離岸堤計画地の測量図面を基に、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。

(11) 仮設構造物設計

受注者は、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。

(12) 施工計画

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(13) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14) パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(14)1)に準ずるものとする。
- 2) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(14)2)に準ずるものとする。
- 3) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(14)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 3 項に準ずるものとする。

第 6 節 潜堤・人工リーフ設計

第 3114 条 潜堤・人工リーフ設計の区分

潜堤・人工リーフは、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3115 条 潜堤・人工リーフ予備設計

1. 業務目的

潜堤・人工リーフは、海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護すること若しくは海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ること又はその両方を目的とし、汀線の沖側に設置される天端高が海面よりも低い海岸保全施設である。潜堤・人工リーフは、消波することにより越波を減少させる機能、漂砂を制御することにより汀線を維持し若しくは回復させる機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有するものとする。潜堤・人工リーフの予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を決定することを目的とする。

2. 業務内容

潜堤・人工リーフ予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

潜堤・人工リーフは、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、潜堤・人工リーフは、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とし、評価を加えて、比較案 3 案を選定するものとする。

(8) 最適案の選定

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(9) 設計図

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(10)関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(11)施工計画案の比較検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12)概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(13)パース作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(14)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 潜堤・人工リーフの構造型式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

- 2) 潜堤・人工リーフの設置目的を達成するための性能は、原則として長さ、天端高、天端幅、離岸距離、構造型式の組合せにより評価するものとする。潜堤・人工リーフ群として機能させる場合には開口幅を加えるものとする。性能の照査にあたっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、波のうちあげ高若しくは越波流量が所定の値を上回らないこと若しくは浜幅が所定の幅を満たしていること又はその両方を確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
- 3) 潜堤・人工リーフは、波力等の作用や洗掘に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性における適切な手法を用いるものとする。
- 4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(15)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 3 項に準ずるものとする。

第 3116 条 潜堤・人工リーフ詳細設計

1. 業務目的

潜堤・人工リーフの詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

潜堤・人工リーフ詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(8) 設計図

受注者は、予備設計で選定された構造形式、標準断面に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、潜堤・人工リーフの構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 堤体材料と法面被覆工

2) 基礎工

3) 根固工

4) 天端被覆工

(9) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

受注者は、潜堤・人工リーフ計画地の測量図面を基に、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。

(11) 施工計画

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(12) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第 3115 条潜堤・人工リーフ予備設計第 2 項の(14)1)に準ずるものとする。

2) 第 3115 条潜堤・人工リーフ予備設計第 2 項の(14)2)に準ずるものとする。

3) 第 3115 条潜堤・人工リーフ予備設計第 2 項の(14)3)に準ずるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 3 項に準ずるものとする。

第 7 節 消波堤設計

第 3117 条 消波堤設計の区分

消波堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3118 条 消波堤予備設計

1. 業務目的

消波堤は、海岸侵食の防止、軽減及び海浜の安定化を図ることを目的として汀線近傍に汀線と平行に設置される海岸保全施設である。消波堤は、消波することにより汀線を維持する機能を有するものとする。消波堤の予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を決定することを目的とする。

2. 業務内容

消波堤予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

消波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、消波堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とし、評価を加えて、比較案 3 案を選定するものとする。

(8) 最適案の選定

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(9) 設計図

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(11) 施工計画案の比較検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(13) パース作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(14) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(14)1)に準ずるものとする。

2) 消波堤の設置目的を達成するための性能は、原則として型式、天端高、天端幅及び法線の組合せにより評価するものとする。性能の照査にあたっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、汀線が維持されることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(14)3)に準ずるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構

造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 3 項に準ずるものとする。

第 3119 条 消波堤詳細設計

1. 業務目的

消波堤の詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

消波堤詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

消波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、消波堤は、波浪及びその他の作用に対して安全な構造とする。

(8) 設計図

受注者は、予備設計で選定された構造形式、標準断面に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、消波堤の構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 堤体材料と法面被覆工

2) 基礎工

3) 根固工

4) 天端被覆工

(9) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

受注者は、消波堤計画地の測量図面を基に、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、施工ヤード、必要な仮設構造物等の設計を行うものとする。

(11) 施工計画

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(12) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(14)1)に準ずるものとする。
- 2) 第 3118 条消波堤予備設計第 2 項の(14)2)に準ずるものとする。
- 3) 第 3112 条離岸堤予備設計第 2 項の(14)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(15)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 3 項に準ずるものとする。

第 8 節 津波防波堤設計

第 3120 条 津波防波堤設計の区分

津波防波堤設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3121 条 津波防波堤予備設計

1. 業務目的

津波防波堤は、当該津波防波堤内の人命、資産を津波から防護することを目的として設置される海岸保全施設である。津波防波堤は、津波による堤内の水位上昇を抑制する機能を有するものとする。津波防波堤の予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を決定することを目的とする。

2. 業務内容

津波防波堤予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、津波防波堤の型式、天端高、天端幅、法線並びに開口部の水深及び幅を定めるものとする。

(8) 要求性能の検討

津波防波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、津波防波堤は、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とし、評価を加えて、比較案 3 案を選定するものとする。

(9) 最適案の選定

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(10) 設計図

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(13) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 津波防波堤の構造型式、法線、構造諸元等の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、津波、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤、地震

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

- 2) 津波防波堤の設置目的を達成するための性能は、原則として、型式、天端高、天端幅、開口部の水深及び幅の組合せにより評価するものとする。性能の照査にあたっては、当該海岸において想定される潮位条件及び津波条件を設定し、津波防波堤内側における津波の高さが堤防等の天端高等を勘案して設定された海水面の高さを上回らないことを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
- 3) 津波防波堤は、波力、津波、地震等の作用に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
- 4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 3 項に準ずるものとする。

第 3122 条 津波防波堤詳細設計

1. 業務目的

津波防波堤の詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成するものとする。

2. 業務内容

津波防波堤詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

第 3121 条津波防波堤予備設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

(8) 要求性能の検討

津波防波堤は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、津波防波堤は、津波、波浪、地震及びその他の作用に対して安全な構造とする。

(9) 設計図

受注者は、予備設計で選定された構造形式、標準断面に対して、それぞれの必要な以下の設計検討を加え、津波防波堤の構造詳細設計図を作成するものとする。

- 1) 上部工、パラペット
- 2) 側壁
- 3) 隔壁
- 4) 根固工、被覆工（又は消波工）
- 5) 基礎工

(10) 全体平面図、縦横断図及び土工図

受注者は、津波防波堤計画地の測量図面を基に、全体平面図、縦横断図及び土工図を作成するものとする。

(11) 仮設構造物設計

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12) 施工計画

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(13) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14) パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第 3121 条津波防波堤予備設計第 2 項の(15)1)に準ずるものとする。
- 2) 第 3121 条津波防波堤予備設計第 2 項の(15)2)に準ずるものとする。
- 3) 第 3121 条津波防波堤予備設計第 2 項の(15)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 3 項に準ずるものとする。

第 9 節 砂浜設計

第 3123 条 砂浜設計の区分

砂浜設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3124 条 砂浜予備設計

1. 業務目的

砂浜は、海岸背後にある人命、資産を高潮及び波浪から防護すること、若しくは堤防等の洗掘を防止すること又はその両方を目的として設けたもので、海岸保全施設として指定されたものである。砂浜は、消波することにより越波を減少させる機能、堤防等の洗掘を防止する機能のいずれかの機能又はその両方の機能を有するものとする。砂浜の予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

砂浜予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、砂浜の幅、高さ、長さを定めるものとする。また、養浜を行う場合には材質を定めるものとする。

(8) 要求性能の検討

砂浜は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、砂浜は、数時間から数ヶ月の時間スケールの海浜変形及び数十年の期間での海浜変形に対して適切な安定性を有するものとし、評価を加えて比較案 3 案を選定する。

(9) 最適案の選定

提案された 3 案から監督職員と協議のうえ、最適案を選定する。

(10) 設計図

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(12) 施工計画案の比較検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(13) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 砂浜の幅、高さ、長さ及び養浜する場合の材質等の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤

その他の条件

波浪制御施設、漂砂制御施設、動的養浜、背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、船舶航行条件、施工条件

- 2) 砂浜の設置及び指定目的を達成するための性能は、原則として、砂浜の形状（幅、高さ及び長さ）及び粒径の組合せにより評価するものとする。性能の照査にあたっては、当該海岸における潮位及び波浪条件等を適切に設定し、波のうちあげ高若しくは越波流量が所定の値を上回らないこと若しくは堤防等の洗掘深が所定の値を上回らないこと又はその両方を確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

- 3) 砂浜は、数時間から数ヶ月の期間の海浜変形及び数十年の期間の海浜変形に対して適切な安定性を

有するものとする。安定性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 3 項に準ずるものとする。

第 3125 条 砂浜詳細設計

1. 業務目的

砂浜詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細な構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成するものとする。

2. 業務内容

砂浜詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 利用者の安全の考慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計方針の検討

第 3124 条砂浜予備設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

(8) 要求性能の検討

第 3124 条砂浜予備設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、予備設計で選定された標準断面に対して、それぞれ必要な以下の設計検討を加え、砂浜の構造詳細設計図を作成するものとする。

1) 養浜材料

2) 砂浜の高さとのり勾配

3) 砂止工

(10) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

受注者は、砂浜計画地の測量図面を基に、全体平面図、縦横断面図及び土工図を作成するものとする。

(11) 仮設構造物設計

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12) 施工計画

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(13) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14) パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第 3124 条砂浜予備設計第 2 項の(15)1)に準ずるものとする。
- 2) 第 3124 条砂浜予備設計第 2 項の(15)2)に準ずるものとする。
- 3) 第 3124 条砂浜予備設計第 2 項の(15)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(16)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 3 項に準ずるものとする。

第 10 節 附帯設備設計

第 3126 条 附帯設備設計の種類

附帯設備設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 水門及び樋門
- (2) 排水機場
- (3) 陸閘

第 3127 条 水門及び樋門設計の区分

水門及び樋門設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3128 条 水門及び樋門予備設計

1. 業務目的

水門及び樋門は、海水等の外水の侵入を抑えながら不要な内水を排除し、海岸背後にある人命及び資産を湛水の被害から防護することを目的として設置される海岸保全施設である。水門及び樋門は、内水位を計画水位以下に維持する機能を有するものとする。水門及び樋門予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本的事項を決定し、最適構造型式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

水門、樋門予備設計の業務内容は、下記の通りとするが、水門の地震時水平保有耐力法や動的解析に用いる耐震設計（レベル 2）については、別途設計図書に示される業務内容とする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、水門及び樋門の設置位置、敷高及び通水断面を定めるものとする。

(7) 要求性能の検討

水門及び樋門は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、水門及び樋門は、高潮、波浪、津波、地震、漂砂及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。さらに、十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案 3 案を選定する。

(8) 最適案の選定

提案された3案から監督職員と協議のうえ、最適案を選定する。

(9) 設計図

受注者は、下記のとおり水門全体図及び計画一般図を作成するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏側の流入河川（取付水路を含む）から川表側取付水路が海洋と合流する地点までを記入したものとする。

2) 計画一般図

水門本体、翼壁、基礎、ゲート及び巻上機、操作室、管理橋等の主要施設と施工計画のほかに、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

第3103条堤防、護岸予備設計第2項の(11)に準ずるものとする。

(11) 施工計画検討

受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）

2) 仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）

3) 全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

(12) 概算工事費

受注者は、第1211条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(13) パース作成

第3104条堤防、護岸詳細設計第2項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 水門及び樋門の型式、構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。流域からの流入量、計画内水位、計画外水位及び計画外水位曲線、波浪、漂砂、地盤、地域内標高、地震、海岸の利用及び利用者の安全、流域及び外水域の環境、船舶航行条件等

2) 水門及び樋門の設置目的を達成するための性能は、原則として、施設位置、敷高及び通水断面の組合せにより評価するものとする。性能の照査にあたっては、流域からの流入量、外水位等を適切に設定し、内水位が計画水位以下に維持されることを認めるものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

3) 水門及び樋門は、波力、土圧、水圧及び地震力等の作用に対して安全な構造とするものとする。安全性能の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。

4) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 海岸保全基本計画

(2) 河川計画書

(3) 海岸調査報告書

(4) 周辺環境調査報告書

(5) 地質調査報告書

(6) 実測等深浅図

(7) 実測縦横断面図

(8) その他設計に必要な資料

第 3129 条 水門及び樋門詳細設計

1. 業務目的

水門及び樋門詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的な施設の施工を行うとともに、工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

水門及び樋門詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 施設配置の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計方針の検討

第 3128 条水門及び樋門予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 要求性能の検討

第 3128 条水門及び樋門予備設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

(8) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

受注者は、決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。また、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、駆体、門柱・操作台、胸壁、翼壁、水叩き、護床工及び法覆工並びに仮締切、土留工等について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

4) ゲート工及び操作室の設計

受注者は、ゲート工及び操作室について下記事項を決定するものとする。

ゲート扉体

荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、構造図を作成するものとする。

ゲート開閉機設備

開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整理し、参考図として取りまとめるものとする。

操作室

決定されたデザインに基づき、関連設備（開閉機、操作盤、照明）の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。また、外部意匠については、使用素材を決定し、詳細意匠図を作成するものとする。

5) 護岸工・取付擁壁工の設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って、構造図、配筋図等の詳細図を作成するものとする。

6) 附帯工の設計（法面保護工及び土工等）

受注者は、法面保護工の構造形式及び使用すべき材料の選定を行い、平面図、横断面図、構造図等の詳細図を作成するものとする。また、土工について、掘削、盛土、埋戻し等の土工図を作成するものとする。

る。

(9) 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設備（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留め工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(10) 施工計画

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(11) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(12) パース作成

受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第 3128 条水門及び樋門予備設計第 2 項の(14)1)に準ずるものとする。
- 2) 第 3128 条水門及び樋門予備設計第 2 項の(14)2)に準ずるものとする。
- 3) 第 3128 条水門及び樋門予備設計第 2 項の(14)3)に準ずるものとする。
- 4) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計報告書
- (2) 設計地点の河川の計画河道基本諸元
- (3) 海岸保全基本計画
- (4) 海岸調査報告書
- (5) 地質調査報告書
- (6) 測量調査成果
- (7) 実測等深浅図
- (8) 実測縦横断面図
- (9) その他設計に必要な資料

第 3130 条 排水機場設計の区分

排水機場設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 3131 条 排水機場予備設計

1. 業務目的

排水機場は、自然排水が不可能な場合又は不足する場合に、不要な内水を機械排水により排除し、海岸背後にある人命及び資産を湛水の被害から防護することを目的として設置される海岸保全施設である。排水機場は、海水等の外水の侵入を防止するとともに、不要な内水を排除する機能を有するものとする。排水機場予備設計は、設計図書に基づき、上記の目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造型式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

排水機場予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(4) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(5) 設計方針の検討

所定の機能が発揮されるよう、排水機場の設置位置、施設能力等を定めるものとする。

(6) 要求性能の検討

排水機場は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、排水機場は、高潮、波浪、津波、地震及びその他の作用に対して安全な構造とするものとする。さらに、排水機場は地盤沈下の影響や排水口への土砂の堆積等により、排水機場の操作、運転ができなくなるようなことがないよう十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案 3 案を選定する。

(7) 最適案の選定

提案された 3 案から監督職員と協議のうえ、最適案を選定する。

(8) 設計図

受注者は、基本事項の検討結果を基に全体図と計画一般図について下記のとおり作成するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1) 全体図（平面・縦断）

地形図に川裏取付水路から川表取付水路が海洋と合流する地点まで記入したものとする。

2) 計画一般図

基礎工、吸水槽、上屋、ポンプ機電設備、据付図、吐出水槽、吐出樋門等であり、発注者から貸与された資料等（堤防諸元、土質柱状図等、内外水位・潮位等）をこれら図面に表示するものとする。

(9) 機场上屋

1) 規模及び構造設計検討

受注者は、機场上屋の配置、構造、設備について検討し、上屋規模、構造等を決定するものとする。

2) 意匠計画

受注者は、機场上屋の意匠について比較検討し、意匠図を作成するものとする。

(10)関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(11)機電設備計画

受注者は、排水機場・吐出樋門の計画に必要なポンプ設備・ゲート設備について検討し、設備配置を決定し、下記の設備検討書を作成するものとする。

1) ポンプ設備計画検討書

2) 自家発電設備計画検討書

3) 除塵設備計画検討書

4) 吐出樋門ゲート設備計画検討書

また、ポンプの運転管理に必要な維持管理方法、及び管理運転方式について検討するものとする。

(12)施工計画案の比較検討

受注者は、検討された施設計画について下記項目等の比較検討を行い、最適な施工計画案を策定するものとする。なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

1)施工方法（施工方針、施工順序及び施工機械等）

2)仮設計画（主要仮設構造物の規模と諸元）

3)全体計画（全体平面、掘削断面、工程計画）

(13)概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(14) パース作成

受注者は、必要に応じて、決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース（A3 版）を 1 タイプについて作成するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 排水機場の型式、構造諸元等の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。流域からの流入量、計画内水位、計画外水位及び計画外水位曲線、計画排水量、波浪、地盤、地震、隣接海岸の利用、環境保全
- 2) 排水機場の設置目的を達成するための性能は、原則として位置及びポンプ能力の組合せにより評価するものとする。性能の照査にあたっては、流域からの流入量、外水位等を適切に設定し、内水位が計画以下に維持されることを確認するものとする。照査手法は、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
- 3) 排水機場は、波力、地震力、土圧及び水压等の作用に対して安全な構造とするものとする。安全性の照査では、信頼性のある適切な手法を用いるものとする。
- 4) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 海岸保全基本計画
- (2) 海岸調査報告書
- (3) 現況河川に関して検討された報告書
- (4) 河道計画調査
- (5) 河川環境管理計画、地域開発計画策定資料
- (6) 地質調査報告書
- (7) 実測等深浅図
- (8) 実測縦横断面図
- (9) その他設計に必要な資料

第 3132 条 排水機場詳細設計

1. 業務目的

排水機場詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を算出するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

排水機場詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(4) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(5) 設計方針の検討

第 3131 条排水機場予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 要求性能の検討

第 3131 条排水機場予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 構造設計

受注者は、排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

1) 設計条件の設定

受注者は、施設設計に必要な荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工（吸水槽、沈砂池、吐出水槽等）

決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

3) 機場設計

受注者は、吸水槽、スクリーン受け、吐出水槽について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

4) 導水路、沈砂池設計

受注者は、導水路、沈砂池について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

5) 吐出樋門設計

受注者は、吐出樋門の設計は第 2310 条樋門詳細設計に準拠して設計するものとする。

6) 川表取付水路設計

受注者は、川表取付水路について細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成するものとする。

7) 護岸・取付擁壁設計

受注者は、護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や計画河道断面の設計形状、現況河道とのすり付け範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

8) 土工設計

受注者は、掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い土工図を作成するものとする。

9) 全体平面図及び縦横断面図

受注者は、排水機場計画地の測量図面を基に、全体計画図面及び縦横断面図を作成するものとする。

(8) 機场上屋及び外構設計

受注者は、下記の項目について設計を行うものとする。

1) 構造設計

機场上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い構造図を作成するものとする。

2) 意匠計画及び内外装設計

機场上屋の配置、規模について検討し、意匠について詳細仕様を決定し、意匠図を作成するものとする。なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上について詳細仕様を決定し、仕上表を作成するものとする。

3) 設備設計

受注者は、機场上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い設備図を作成するものとする。

4) 外構設計

機場敷地内の外構について詳細仕様を決定し、外構図を作成するものとする。

(9) ポンプ機電設備計画

受注者は、機場の土木施設（吸水槽、スクリーン受け、吐出水槽等）機场上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ機電設備の主要諸元について検討し、計画一般図を作成するものとする。但し、ポンプ機電設備計画の詳細検討業務は、別途仕様とするものとする。

1) ポンプ設備計画

受注者は、ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決

定するものとする。

2) 自家発電設備計画

受注者は、ポンプ設備の補器及び機场上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討し、自家発電設備の規模を決定するものとする。

3) 受配電設備計画

受注者は、受配電設備計画について、ポンプ設備機器の負荷及び機场上屋設備（照明、空調、保安電気等）容量の負荷を検討し、受配電設備を決定するものとする。

4) 除塵設備計画

受注者は、機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定するものとする。

(10)ゲート設備計画

吐出樋門に設けるゲート設備は、土木及び巻上機室の荷重及び規模決定のための一般図を作成するものとする。詳細検討業務は別途仕様とする。

(11)仮設構造物設計

第 3129 条水門及び樋門詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(12)施工計画

第 3104 条堤防護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(13)数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(14)パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(15)照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 第 3131 条排水機場予備設計第 2 項の(15)1)に準ずるものとする。

2) 第 3131 条排水機場予備設計第 2 項の(15)2)に準ずるものとする。

3) 第 3131 条排水機場予備設計第 2 項の(15)3)に準ずるものとする。

4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。

5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(16)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の本川、支川の計画河道基本諸元

(3) 測量成果

(4) 地質調査報告書

(5) その他必要と認めたもの。

第 3133 条 陸閘設計の区分

陸閘設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第 3134 条 陸閘予備設計

1. 業務目的

陸閘は、堤防、護岸又は胸壁の前面の漁港、港湾、海浜等を利用するために、車両及び人の通行のために設けた海岸保全施設である。陸閘は、閉鎖時に堤防、護岸又は胸壁の機能を有するものとする。陸閘予備設計は設計図書に基づき、上記目的と機能を持つ施設としての基本事項を決定し、最適構造形式を選定する

ことを目的とする。

2. 業務内容

陸閘予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(4) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(5) 設計方針の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項(7)に準ずるものとする。

(6) 要求性能の検討

陸閘は、所定の機能が発揮されるよう、適切な性能を有するものとする。また、陸閘は、高潮、津波、波浪、地震及びその他の利用に対して安全な構造とするものとする。さらに、十分な操作性を有するものとし、評価を加えて比較案 3 案を選定する。

(7) 最適案の選定

提案された 3 案から監督職員と協議のうえ、最適案を選定する。

(8) 設計図

受注者は、陸閘全体図及び計画一般図を作成するものとする。計画一般図は陸閘本体、門柱、底板、基礎、門扉等の主要施設と施工計画のほか、発注者から貸与された資料（堤防諸元、土質柱状図等）をこれら図面に表示するものとする。

1) 設計条件の設定

2) 土木施設設計

3) 全体図及び計画一般図の作成

(9) 関係機関との協議資料作成

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(10) 施工計画案の比較検討

第 3128 条水門及び樋門予備設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(12) パース作成

受注者は、必要に応じて、陸閘の周辺を含めたパース（A3 版、着色）を 1 タイプについて作成するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 陸閘の構造形式や構造諸元の決定にあたり、以下の条件が適切に考慮されているか確認を行う。

自然条件

潮位、波浪、津波、流れ、漂砂、海底地形及び海浜地形、地盤、地震

その他の条件

背後地の重要度、海岸の環境、海岸の利用及び利用者の安全、施工条件

2) 第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(15)2)に準ずるものとする。

3) 第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(15)3)に準ずるものとする。

4) 一般平面図、標準断面図を基に、形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか、構造詳細が適用基準及び打合せ事項と整合しているかの照査を行う。

5) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 測量成果
- (2) 地質調査報告書
- (3) 海岸保全基本計画
- (4) その他設計に必要な資料

第 3135 条 陸閘詳細設計

1. 業務目的

陸閘詳細設計は、予備設計で選定された構造形式について、詳細な設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を算定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

陸閘詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 環境の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(4) 利用の配慮

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(5) 設計方針の検討

第 3103 条堤防、護岸予備設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

(6) 要求性能の検討

第 3134 条陸閘予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 構造設計

1) 設計条件の設定

受注者は、設計条件、荷重条件、景観条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。

2) 基礎工の設計

第 3129 条水門及び樋門詳細設計第 2 項(8)の 2)に準ずるものとする。

3) 本体工の設計

受注者は、底板、ゲート、門柱、操作盤、胸壁の各部について検討し、安定計算・構造計算を行い、構造詳細図等を作成するものとする。

4) 機械設計

受注者は、陸閘の開閉を遠隔操作により行う場合には、遠隔監視制御システムの導入計画及び遠隔制御設備の設計を行うものとする。

5) 全体平面図、縦横断面図及び土工図

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(8) 仮設構造物設計

第 3129 条水門及び樋門詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(9) 施工計画

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果の(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) パース作成

第 3104 条堤防、護岸詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 第 3134 条陸開予備設計第 2 項の(13)1)に準ずるものとする。
- 2) 第 3134 条陸開予備設計第 2 項の(13)2)に準ずるものとする。
- 3) 第 3134 条陸開予備設計第 2 項の(13)3)に準ずるものとする。
- 4) 仮設工法と施工法の確認を行い、経済性、安全性についての照査を行う。
- 5) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し、照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(13)報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計調査報告書
- (2) 測量成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) その他設計に必要な資料

第 1 1 節 成果物

第 3136 条 成果物

受注者は、表 3-1、表 3-2 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表3-1 予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮尺	種類									摘要
				堤防・護岸	胸壁	突堤	離岸堤	潜堤人工リーフ	消波堤	津波防波堤	砂浜	附帯設備	
予備設計	設計図	平面図	1:500～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		標準断面図	1:100 又は 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50～ 1:100 H=1:200～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横断面図	1:100～ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本土工一般図	1:20～ 1:200	○	○	○	○	○	○	○		○	
		附帯工一般図	1:20～ 1:200	○	○	○				○		○	
		施工計画図	1:20～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	設計報告書	基本事項検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の検討 構造型式の検討
		施工計画書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工法の検討 全体構画の検討
		概算工事費	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	概算数量 概算工事費
		考察	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課題整理 今後の調査事項
	パース		-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A - 3版の着色 必要に応じて納品

砂浜の本土工一般図については、砂と突堤等の境界面における防砂版が設計業務に含まれる際に限り作成するものとする。

表3-2 詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	種 類								摘 要	
				堤防・ 護岸	胸 壁	突 堤	離 岸 堤	潜 堤・ 人 字 丁	消 波 堤	津 波 防 波 堤	砂 浜		附 帯 設 備
詳細設計	設計図	位置図	1:2500～ 1:50000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		平面図	1:500～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		標準断面図	1:100 又は 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		縦断面図	V=1:50～ 1:100 H=1:200～ 1:1000	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		横断面図	1:50～ 1:100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		本体構造 詳細図	1:20～ 1:100	○	○	○	○	○	○	○		○	
		基礎工 詳細図	1:20～ 1:200	○	○	○	○	○	○	○		○	
		附帯工 詳細図	1:20～ 1:100	○	○	○			○		○		
		配筋図	1:50～ 1:200	○	○	○			○		○		
		土工図	1:100～ 1:200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		仮設構造物 詳細図	1:50～ 1:500	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	数量 計算書	数 量 計 算		○	○	○	○	○	○	○	○		
	設計報告書	基本事項 検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本諸元の 決定・整理
		構造検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本体工、基礎工
		景観検討書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	基本条件 詳細デザイン
		施工計画書	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	施工計画 仮設構造物
		パ ー ス	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	A - 3版の着色 必要に応じて納品

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査

第1節 砂防環境調査の種類

第4101条 砂防環境調査の種類

砂防環境調査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境調査
- (2) 景観調査
- (3) 溪流空間利用実態調査

第2節 自然環境調査

第4102条 自然環境調査の区分

- (1) 魚類調査
- (2) 植物調査
- (3) 鳥類調査
- (4) 両生類・爬虫類・哺乳類調査
- (5) 陸上昆虫類調査
- (6) 底生動物調査

第4103条 魚類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における魚介類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

(3) 現地調査

1) 現地調査計画策定

受注者は、事前調査の成果を踏まえ、設計図書に示された調査区域に対して、調査計画を検討、策定するものとする。

2) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき調査地に赴き、調査を行い、必要に応じ試料の採取、同定、計測、写真撮影等を行うものとする。又、標本作成に必要なものは標本作成を行うものとする。

(4) 調査結果の取りまとめ

受注者は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式にとりまとめるとともに、写真の整理、他調査成果の活用、考察を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4104 条 植物調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における植物の生育実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4105 条 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における鳥類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法等による法的規制についても調べるものとする。

なお、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4106 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における小動物（両生類・爬虫類・哺乳類）の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査については、第 4105 条鳥類調査に準ずるものとし、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4107 条 陸上昆虫類調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における陸上昆虫類の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4108 条 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域における底生動物の生息実態を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査、(4) 調査結果の取りまとめについては、第 4103 条魚類調査に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 3 節 景観調査

第 4109 条 景観調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域について、景観の把握を行なうことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献、統計資料及び聞き取り調査等により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめるものとする。収集する資料は、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。また、自然公園法に基づく特別保護地区、文化財保護法等の法的規制についても調べるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、事前調査に基づき時期を設定した上で、調査の対象とする溪流を中心とした景観特性の実態を写真撮影等により調査するとともに、景観対象物の特性に応じ適切な方法で景観予測を行うものとする。

(4) 調査結果とりまとめ

受注者は、事前調査及び現地調査の結果を所定の様式にとりまとめるとともに、写真の整理、他調査成果の活用、考察・評価を行なうものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 溪流空間利用実態調査

第 4110 条 溪流空間利用実態調査

1. 業務目的

本調査は、砂防事業を実施する溪流及び周辺地域について、溪流空間の利用実態、ニーズの把握を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 溪流空間利用実態調査

受注者は、業務の対象とする溪流の利用者数、利用区間等の実態を調査するものとする。

(3) 利用者及び市町村の意向把握調査

受注者は、業務の対象とする溪流の利用者、溪流の位置する市町村を対象として、当該溪流の利用に関する意向をヒアリング調査によって調査・集計するものとする。

(4) 調査結果のとりまとめ

受注者は、調査結果を、所定の様式に基づきとりまとめ、考察を行なうものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5 節 成果物及び貸与資料

第 4111 条 成果物

受注者は、成果物を作成し第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

第 4112 条 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 水と緑の溪流調査報告書

(2) 溪流環境整備計画書

(3) 現存植生図

(4) 管内図及び地形図 (1/5000 ~ 1/10000)

(5) 空中写真

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第2章 砂防調査・計画

第1節 砂防調査・計画

第4201条 砂防調査・計画の種類

砂防調査・計画の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防調査
- (2) 砂防計画

第2節 砂防調査

第4202条 砂防調査の区分

砂防調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 土砂・洪水氾濫対策調査（水系砂防調査）
- (2) 土石流対策調査
- (3) 流木対策調査
- (4) 火山砂防調査

第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査

1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策調査は、流域における土砂の生産及びその流出による土砂災害の対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地概査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的として現地踏査を行い、現地の状況を把握し、整理するものとする。別途現地調査を必要とする場合は、調査内容を監督職員と協議するものとする。

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザー測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるとともに、対象流域の流域区分、谷次数区分などを行い、図表に取りまとめるものとする。

(5) 降雨流出解析

受注者は、降雨流出解析について、以下の調査を実施するものとする。

1) 雨量等資料収集整理

対象流域及び近傍の雨量資料に基づき、年最大時間・日雨量及び異常出水の毎時雨量を調査する。

2) 統計解析

流域の主要な地点について、設計図書に示す解析条件により時間・日雨量の確率解析を行う。

3) 降雨特性検討

主要災害時の降雨原因、総降雨量、地域分布ならびに降雨継続時間などを調査し、その特性を把握する。

4) 流出解析

設計図書に基づく解析条件により流出解析を行い、計画基準点における計画ハイドログラフを設定する。

(6) 地形・地質調査

受注者は、対象流域の地形・地質について以下の調査を実施するものとする。

- 1) 既存資料調査整理（地形）
文献・資料と貸与される地形図・空中写真を基に、周辺の地形状況・崩壊・リニアメントなどの地形特性を整理しとりまとめる。
 - 2) 既存資料調査整理（地質）
文献・既存地質図及び地質資料を基に地質概況図を作成する。
 - 3) 現地調査解析（地形）
既存資料の調査整理及び現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地形情報を把握する。
 - 4) 現地調査解析（地質）
既存資料の調査整理及び現地調査により、計画土砂量・砂防施設配置計画の検討に必要な地質情報を把握する。
- (7) 自然環境調査
受注者は、対象流域の自然環境について以下の調査を実施するものとする。
- 1) 事前調査
現地調査を行う前に、過去に実施された調査結果、既往文献調査及び聞き取り調査により溪流及び周辺地域における諸情報をとりまとめる。
 - 2) 現地調査
事前調査の成果を踏まえて調査区域を現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督職員の承諾を得て、現地調査を行う。
 - 3) 調査結果のとりまとめ
調査結果のとりまとめは、所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行う。
- (8) 既存施設調査
受注者は、対象流域の既存施設について以下の調査を実施するものとする。
- 1) 資料収集整理
既成の砂防設備台帳により施設の分類・施設の諸元等を整理し、施設現況図を作成する。なお、他機関の施設の調査については設計図書によるものとする。
 - 2) 現地調査とりまとめ
砂防設備台帳への未計上分の施設の諸元は、現地調査によりとりまとめるものとする。
- (9) 生産土砂量調査
受注者は、対象流域の生産土砂量について、崩壊地調査、溪流調査及び変動調査を実施するものとする。
- 1) 崩壊地調査
空中写真もしくは実測図及び現地調査を併用し、崩壊規模と生産土砂量を調査し、新規崩壊土砂量・拡大見込み土砂量・既存崩壊残存土砂量を推定する。
 - 2) 溪流調査
溪流調査は、支川の合流点を基準とし、河道縦断線に沿う累加距離に対して変化する溪床勾配、谷幅及び溪床土砂堆積深を把握する。
 - 3) 変動調査
溪流調査結果に基づき溪床生産土砂量を推定する。
- (10) 流送土砂量調査
受注者は、対象流域の流送土砂量について、河床材料調査、河床変動調査及び流砂量調査を実施するものとする。
- 1) 河床材料調査
河床材料調査は、設計図書に示す調査方法を用いて、粒度分布・平均粒径ならびに必要な応じ比重・沈降速度・空隙率を調査する。
 - 2) 河床変動量調査
河床変動計算、縦横断測量成果などにより、砂防施設計画のための河床変動量を把握する。
 - 3) 流砂量調査
流砂量調査は、河床縦断勾配、河床材料調査結果などから、河道を掃流区間と土石流区間とに区分し、流送形態毎に未満砂の砂防堰堤やダム貯水池の堆砂測量結果、災害実績河床変動量あるいは流砂量算定式などから基準点における流砂量を算出する。

(11) 経済調査

受注者は、対象流域の経済調査及び社会特性調査を実施するものとする。

1) 経済調査

経済調査は、発注者より貸与される資産資料及び災害実績図に基づき、設計図書に示す方法により想定氾濫区域内の経済効果の評価を行う。

2) 社会特性調査

文献、他機関資料により対象流域の土地利用状況、法規制状況を調査しとりまとめる。

(12) 総合検討

受注者は、砂防調査の結果を踏まえ、技術的考察を加え総合的に評価するとともに、今後の課題、方針について記述するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 既存地質図、地質資料

(4) 国立公園、天然記念物、貴重な動・植物に関する資料

(5) 雨量資料

(6) 砂防設備台帳

(7) 他機関の施設の資料

(8) 崩壊地実測図

(9) 河床縦横断測量成果

(10) 資産資料

(11) 災害実績図

(12) 土地利用、法規制に関する資料

(13) 航空レーザ測量成果

(14) 業務に関連する既往調査報告書

第 4204 条 土石流対策調査

1. 業務目的

土石流対策調査は、土石流を対象とする砂防計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域特性、既存施設、移動可能土砂量、最大粒径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域特性調査

受注者は、文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形、地質、荒廃状況、既往災害、保全対象の状況について調査しとりまとめるものとする。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第 4203 条土砂・洪水氾濫対策調査第 2 項(8)に準じるものとする。

(6) 移動可能土砂量調査

受注者は、空中写真判読及び現地調査結果に基づき、崩壊による土砂、渓床堆積物のうち二次移動の可能性のある土砂の量・位置・堆積状況について調査するものとする。

(7) 土石流によって運搬できる土砂量の調査

受注者は、雨量、流動中の土石流の容積濃度を考慮して、計画規模の土石流によって運搬できる土砂量の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第 4203 条 **土砂・洪水氾濫対策** 調査第 2 項 (12) に準じるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、荒廃状況、既往災害、保全対象に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関施設に関する資料

(5) 雨量資料

(6) 土石流危険渓流カルテ

(7) 航空レーザ測量成果

(8) 業務に関連する既往調査報告書

第 4205 条 流木対策調査

1. 業務目的

流木対策調査は、流木の流出による災害対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、流域現況、既存施設、流木の発生原因、流木の発生場所・量・長さ・直径について現地調査を行うものとする。

(4) 流域現況調査

受注者は、対象流域の現況について下記の調査を行うものとする。

1) 地形調査

文献・資料、空中写真判読、航空レーザ測量成果、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地形について調査し、とりまとめる。

2) 地質調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の地質について調査し、とりまとめる。

3) 林相調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の林相について調査し、とりまとめる。調査はサンプリングによる調査を標準とする。

4) 荒廃状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の荒廃状況について調査し、とりまとめる。

5) 既往災害調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の既往災害について調査し、とりまとめる。

6) 保全対象の状況調査

文献・資料、空中写真判読、現地調査結果に基づき、調査対象流域の保全対象の状況について調査し、とりまとめる。

(5) 既存施設調査

受注者は、既存施設調査について、第 4203 条 **土砂・洪水氾濫対策** 調査第 2 項 (8) に準じるものとする。

(6) 流木の発生原因の調査

受注者は、流域現況調査結果を総合的に判断し、流木の発生原因を調査するものとする。

(7) 流木の発生場所・量・長さ・直径の調査

受注者は、現地調査、空中写真判読及び過去の災害資料を基に流木の発生原因を考慮して、対象流域における流木の発生場所、量、長さ、直径の調査を行うものとする。

(8) 総合検討

受注者は、総合検討について、第 4203 条 **土砂・洪水氾濫対策** 調査第 2 項 (12) に準じるものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図

(2) 空中写真

(3) 地形・地質、林相、荒廃状況、既往災害、保全対象、に関する文献・資料

(4) 砂防設備台帳、他機関の施設に関する資料

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4206 条 火山砂防調査

1. 業務目的

火山砂防調査は、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画立案のための調査を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 火山活動履歴調査

受注者は、文献・資料により対象火山の火山活動履歴について調査するものとする。

(4) 現地調査

受注者は、噴火対応及び降雨対応のそれぞれについて土砂移動実績、流動物質の性質など業務実施に伴い必要となる事項について現地調査を行うものとする。

(5) 土砂移動実績図の作成

受注者は、空中写真判読、現地調査により、噴火対応及び降雨対応のそれぞれについて過去の主要な土砂

移動の範囲と規模を示す土砂移動実績図を作成するものとする。

(6) 総合検討

受注者は、総合検討について、第 4203 条 **土砂・洪水氾濫対策** 調査第 2 項 (12) に準じるものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図
- (2) 空中写真
- (3) 火山活動履歴に関する文献・資料
- (4) 雨量資料
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第 3 節 砂防計画

第 4207 条 砂防計画の区分

砂防計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) **土砂・洪水氾濫対策** 計画
- (2) 土石流対策計画
- (3) 流木対策計画
- (4) 火山砂防計画

第 4208 条 **土砂・洪水氾濫対策** 計画

1. 業務目的

土砂・洪水氾濫対策 計画は、**土砂・洪水氾濫対策** 調査の結果に基づいて、流域における土砂の生産及び流出による土砂災害を防止するための対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、砂防施設配置計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画土砂量等検討

受注者は、**土砂・洪水氾濫対策** 調査結果に基づいて基本方針の策定及び計画生産土砂量、計画流出土砂量の検討を行うものとする。

1) 基本方針策定

計画の規模・流域分割・計画基準点の設定について実施する。

2) 計画生産土砂量

土砂・洪水氾濫対策 調査の結果に基づき計画生産土砂量を検討する。

3) 計画流出土砂量

土砂・洪水氾濫対策 調査の結果に基づき計画規模洪水時の計画基準点における流出土砂量を検討する。

(4) 砂防施設配置計画

受注者は、砂防施設配置計画について基本事項及び施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

土砂処理計画として、土砂生産抑制計画及び土砂流**送**制御計画について検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による施設効果及び基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、計画した砂防施設の対策優先度を検討する。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 計画土砂量等検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項、施設配置計画に基づき、対策優先度の検討結果についての妥当性の確認をする。

4) 全ての成果物についての正確性、適切性、整合性の確認をする。

(6) 総合検討

受注者は、土砂・洪水氾濫対策調査及び土砂・洪水氾濫対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 土砂・洪水氾濫対策調査の成果物

(2) 地形図

(3) 空中写真

(4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）

(5) 航空レーザ測量成果

(6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4209 条 土石流対策計画

1. 業務目的

土石流対策計画は、土石流対策調査の結果に基づいて、土石流に対する砂防計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、土石流対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画諸元の設定

受注者は、流域の特性を考慮し、土石流対策の計画基準点及び降雨量の年超過確率等から計画規模を設定するものとする。

(4) 計画流出土砂量の設定

受注者は、計画規模の土石流による計画流出土砂量を設定するものとする。

(5) 土石流による被害の推定

受注者は、計画規模の土石流が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(6) 土石流対策施設配置計画

受注者は、土石流施設配置計画について基本事項及び施設配置計画の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流出土砂量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による土砂整備率及び基本事項の検討結果に基づき、計画する砂防施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、土石流の抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について優先度を検討する。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第 4208 条土砂・洪水氾濫対策計画第 2 項 (5) に準ずるものとする。

(8) 総合検討

受注者は、土石流対策調査及び土石流対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 土石流対策調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料 (施設台帳、位置図等)
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4210 条 流木対策計画

1. 業務目的

流木対策計画は、流木対策調査の結果に基づいて、流木の流出による災害対策の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、流木対策計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(3) 計画流量の設定

受注者は、計画基準点に流出する流木の量、長さ、直径を検討するものとする。

(4) 流木による被害の推定

受注者は、計画規模の流木が流出した場合の保全対象の受ける被害を推定するものとする。

(5) 流木対策施設配置計画

受注者は、流木対策施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

1) 基本事項検討

計画流量を合理的かつ効果的に処理するための対策施設について基本的事項を検討する。

2) 施設配置計画

既存砂防施設による基本事項の検討結果に基づき、計画対策施設の位置、工種、規模を検討する。

3) 対策優先度の検討

基本事項、施設配置計画の検討結果に基づき、流木の生産抑制・捕捉などの対策施設の対策優先度を検討する。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 4208 条土砂・洪水氾濫対策計画第 2 項 (5) に準ずるものとする。

(7) 総合検討

受注者は、流木対策調査及び流木対策計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 流木対策調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料（施設台帳、位置図等）
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第 4211 条 火山砂防計画

1. 業務目的

火山砂防計画は、火山砂防調査の結果に基づいて、火山砂防地域における火山活動ならびに降雨等に起因して発生する土砂災害への対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

受注者は、実施する業務の内容の把握・実施方針の確立を目的とし、火山砂防計画に必要となる事項について調査を行うものとする。

(4) 計画対象現象と計画対象量の設定

受注者は、噴火対応、降雨対応のそれぞれについて以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応計画対象量設定

噴火対応については、火山泥流・溶岩流・火砕流などの現象のうち対象火山の噴火履歴・土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、現象ごとに土砂量算定点を設けてそれぞれの計画対象量を設定する。

2) 降雨対応計画対象量設定

降雨対応については、火山泥流・土石流等の現象のうち対象火山の土砂移動特性から想定される現象を計画対象現象とし、基準点を設けて計画対象量を設定する。

(5) 火山災害予想区域図の作成

受注者は、前項で設定した各現象の影響の範囲と影響の程度を示す火山災害予想区域図を作成するものとする。

(6) 保全対象の設定

受注者は、火山災害予想区域図で想定される土砂移動の影響範囲において、保全対象を現象ごとに把握するものとする。

(7) 火山対策砂防施設配置計画

受注者は、火山対策砂防施設配置計画について以下の検討を行うものとする。

1) 噴火対応基本対策検討

噴火対応については、計画対象現象と計画対象量の検討結果に基づき、火山砂防計画の基本対策を検討する。

2) 降雨対応対策検討

降雨対応については、既存砂防施設による土砂整備率を算定すると共に、計画対象土砂量を合理的かつ効果的に処理するための土石流などの抑止・抑制・捕捉・導流などの対策について検討する。

(8) 警戒避難体制整備計画

受注者は、計画対象現象から人命を守るための、警戒避難体制整備計画の基本対策を検討するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査をするものとする。なお、照査項目は第 4208 条土砂・洪水氾濫対策計画第 2 項 (5) に準ずるものとする。

(10) 総合検討

受注者は、火山砂防調査及び火山対策砂防施設計画等の結果を踏まえ、総合的に検討を行うものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 火山対策砂防調査の成果物
- (2) 地形図
- (3) 空中写真
- (4) 既往砂防施設についての資料 (施設台帳、位置図等)
- (5) 航空レーザ測量成果
- (6) 業務に関連する既往調査報告書

第4節 成果物

第 4212 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

(1) 土砂・洪水氾濫対策調査成果物一覧 表 4.2.1

設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
現地概査	現地写真 ルートマップ 結果とりまとめ		
流域特性調査	流域区分図	1:100,000 ~ 1:150,000	
	谷次数区分図	1:100,000 ~ 1:150,000	
	既往災害土砂災害状況図	1:25,000 ~ 1:50,000	
	保全対象位置図	1:25,000 ~ 1:150,000	
降雨流出解析	年最大時間雨量・日雨量		
	異常出水時の毎時雨量表		
	雨量の確率計算書		
	計画ハイドログラフ		
地形・地質調査	地形概況図	1:25,000 ~ 1:50,000	
	地質概況図	1:25,000 ~ 1:50,000	
自然環境調査	国立公園、天然記念物、貴重 動植物の分布図	1:25,000 ~ 1:50,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000 ~ 1:25,000	
生産土砂量調査	崩壊地分布図	1:5,000 ~ 1:25,000	
	溪流調査図		
流送土砂量調査	河床材料調査箇所位置図	1:25,000 ~ 1:50,000	
	粒度分布図		
	土砂流送形態分布図	1:5,000 ~ 1:25,000	
経済調査	土地利用・法規制状況図	1:25,000 ~ 1:50,000	
報告書作成	報告書		

(2) 土石流対策調査 成果物一覧 表 4.2.2

設計項目	成果物	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真 ルートマップ 最大礫調査結果、 結果とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(3) 流木対策調査 成果物一覧 表 4.2.3

設計項目	成果物	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真 ルートマップ 結果とりまとめ		
流域特性調査	地形・地質状況図	1:25,000～1:50,000	
	林相図	1:5,000～1:25,000	
	荒廃状況図	1:5,000～1:25,000	
	既往災害状況	1:5,000～1:25,000	
	サンプリング調査結果		
既存施設調査	施設現況図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(4) 火山砂防調査 成果物一覧 表 4.2.4

設計項目	成果物	縮 尺	摘要
火山活動履歴調査	火山活動履歴図 ルートマップ 結果とりまとめ		
現地調査	現地写真		
	既往災害状況図	1:5,000～1:25,000	
土砂移動実績図の作成	土砂移動実績図 (ディザスターマップ)	1:25,000～1:50,000	
報告書作成	報告書		

(5) 土砂・洪水氾濫対策計画 成果物一覧 表 4.2.5

設計項目	成果物	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真		
計画土砂量等計画	流域区分・基準点位置図	1:5,000～1:25,000	
砂防施設配置計画	砂防施設配置計画図	1:5,000～1:25,000	
報告書作成	報告書		

(6) 土石流対策計画 成果物一覧 表 4.2.6

設計項目	成果物	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真 ルートマップ 結果とりまとめ		
土石流対策施設配置計画	土石流対策施設配置計画図	1:5,000 ~ 1:25,000	
報告書作成	報告書		

(7) 流木対策計画 成果物一覧 表 4.2.7

設計項目	成果物	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真 ルートマップ 結果とりまとめ		
流木対策施設配置計画	流木対策施設配置計画図	1:5,000 ~ 1:25,000	
報告書作成	報告書		

(8) 火山砂防計画 成果物一覧 表 4.2.8

設計項目	成果物	縮 尺	摘要
現地調査	現地写真 ルートマップ 結果とりまとめ		
火山対策施設配置計画	火山対策施設配置計画図	1:5,000 ~ 1:25,000	
	火山災害予想区域図	1:5,000 ~ 1:25,000	
報告書作成	報告書		

第3章 砂防構造物設計

第1節 砂防構造物設計

第4301条 砂防構造物設計の種類

砂防構造物設計の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 砂防堰堤及び床固工の設計
- (2) 溪流保全工（流路工）の設計
- (3) 土石流対策工及び流木対策工の設計
- (4) 護岸工の設計
- (5) 山腹工の設計

第2節 砂防堰堤及び床固工の設計

第4302条 砂防堰堤及び床固工設計の区分

砂防堰堤及び床固工の設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第4303条 砂防堰堤及び床固工予備設計

1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件、測量調査資料、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な砂防堰堤・床固工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地質条件検討

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、断層等の地質条件の検討整理を行う。

2) 設計条件検討

計画流量、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 環境条件検討

環境の資料の検討、整理を行い予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性・経済性、維持管理の難易、環境を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を基本として3案立案するものとする。

1) 砂防堰堤・床固工形式の選定

砂防計画、砂防堰堤・床固工計画地点の工学的条件、施工条件に基づき、諸基準との適合性を考慮して選定する。

2) 比較案作成

選定された砂防堰堤・床固工形式を適用して、3案の堰堤位置・規模・効果量について、ペーパーロケーションにより基本形形式、構造の比較案を作成する。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された3案について、以下の施設設計を行うものとする。

1) 本體工設計

配置設計の検討結果に基づき、本體、袖部及び水通し部、前庭保護工等の設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量を算出する。

2) 基礎工検討

砂防堰堤計画地点の地質に基づき、支持力不足、及びパイピングの危険性について検討し、その対策について工法を選定する。堰堤高が高く、長期的な湛水が考えられるような場合には、必要に応じた対策工の検討を行う。

3) 景観検討

受注者は自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、配置設計で決定された最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

1) 当該流域に関する砂防調査資料

2) 砂防施設配置計画検討資料

3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

1) 地形図(縮尺 1/1,000 ~ 1/5,000)

2) 縦断面図(縮尺縦 1/100 ~ 1/200, 横 1/1,000 ~ 1/5,000)

3) 横断面図(縮尺 1/100 ~ 1/200)

(3) 地質調査資料

1) 計画地点周辺の地質文献資料

(4) その他資料

1) 自然環境調査資料

2) 社会環境調査資料

第 4304 条 砂防堰堤及び床固工詳細設計

1. 業務目的

砂防堰堤及び床固工の詳細設計業務は、予備設計で検討された砂防堰堤・床固工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、併せて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、砂防堰堤・床固工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

地質調査資料を基に、地形、地盤強度、地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

計画流量、計画土砂量、設計定数の整理を行い、設計条件を決定する。

3) 環境条件

環境の資料の確認、整理を行い詳細設計の基礎資料とする。

(4) 施設設計

1) 本体工設計

受注者は、予定された計画地点の設計条件により、設計計算を行い計算結果に基づく施設設計図面の作成を行うものとする。なお、施設設計の範囲は、特記仕様書によるとものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

本堰堤

副堰堤

水叩き

側壁護岸

床固工

流末処理工

魚道工

2) 基礎工設計

受注者は、基礎の支持力及び長期的な湛水の可能性を検討し、パイピング対策が必要な場合は、その対策工について設計を行う。堰堤高が高く長期的に湛水することが考えられる場合には、必要に応じた対策工の設計を行い、施設設計図面を作成するものとする。

3) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路、コンクリート打設計画の概略施工計画及び資材運搬方法を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（７）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- １）基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- ２）設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- ３）詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認する。
- ４）全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性の確認をする。

（８）総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

（９）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

３．貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

（１）砂防計画資料

- １）当該流域に関する砂防調査資料
- ２）砂防施設配置計画検討資料
- ３）既往施設の計画諸元等
- ４）砂防堰堤・床固工予備設計資料

（２）測量調査資料

- １）地形図（縮尺 1/200～1/1,000）
- ２）縦断面図（縮尺縦 1/200，横 1/1,000）
- ３）堆砂地横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- ４）主・副堰堤縦断面図（縮尺 1/100～1/200）
- ５）主・副堰堤横断面図（縮尺 1/100～1/200）

（３）地質調査資料

- １）施設計画地点付近の地質調査資料
- ２）施設計画地点のボーリング調査資料
- ３）主・副堰堤軸地質断面図

（４）その他資料

- １）自然環境調査資料
- ２）社会環境調査資料

第３節 溪流保全工の設計

第 4305 条 溪流保全工設計の区分

溪流保全工の設計業務は次の区分により行うものとする。

- （１）予備設計
- （２）詳細設計

第 4306 条 溪流保全工予備設計

１．業務目的

溪流保全工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な溪流保全工の基本諸元を決定することを目的とする。

２．業務内容

（１）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、溪流保全工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、平面の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、河道・河床勾配等の地形、河床堆積調査資料を基に、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、溪流保全工の法線計画、ならびに床固工・帯工の配置を含めた縦断計画を行った3案について比較案の立案を行うものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、予定された計画区間で、配置設計で立案した3案の各比較案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるとものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

床固工

帯工

護岸工

水制工

護床工

根固工 とする。

2) 基本図面の作成

3案の施設設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び1)施設設計の範囲に係る標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 砂防計画資料
 - 1) 当該流域に関する砂防調査資料
 - 2) 砂防施設配置計画検討資料
 - 3) 既往施設の計画諸元等
- (2) 測量調査資料
 - 1) 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）
 - 2) 縦断面図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/1,000～1/5,000）
 - 3) 横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (3) 地質調査資料
 - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
 - 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第 4307 条 溪流保全工詳細設計

1. 業務目的

溪流保全工の詳細設計業務は、予備設計で検討された溪流保全工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し、詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の貸与資料と設計図書に指示された事項に基づき、計画対象流量、計画縦断勾配、配置設計等設計諸元、流下断面、床固工・帯工の基本構造、地形地質条件及び環境条件に関する基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

溪流保全工の設計範囲は、特記仕様書によるとものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

床固工
帯工
護岸工
護床工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。

床固工、帯工、護岸工、水制工、渓床保護工、渓畔林及び管理用道路とし、それらの詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成する。

3) 付属施設設計

排水工、取水工及び支川の取付工の設計を行う。

4) 景観設計

自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

受注者は、施工計画及び仮設構造物設計について、第 4304 条第 2 項（5）に準ずるものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（７）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。

なお、照査項目は第 4304 条砂防堰堤及び床固工詳細設計第 2 項の（７）に準ずるものとする。

（８）総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

（９）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

３．貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

（１）砂防計画資料

- １）当該流域に関する砂防調査資料
- ２）砂防施設配置計画検討資料
- ３）既往施設の計画諸元等
- ４）渓流保全工予備設計資料

（２）測量調査資料

- １）地形図（縮尺 1/200～1/1,000）
- ２）河川縦断面図（縮尺縦 1/200～横 1/1,000）
- ３）横断面図（縮尺 1/100～1/200）

（３）地質調査資料

- １）施設計画地点付近の地質調査資料

（４）その他資料

- １）自然環境調査資料
- ２）社会環境調査資料

第 4 節 土石流対策工及び流木対策工の設計

第 4308 条 土石流対策工及び流木対策工設計の区分

土石流対策工及び流木対策工設計業務は、次の区分によるものとする。

- （１）土石流対策工予備設計
- （２）土石流対策工詳細設計
- （３）流木対策工予備設計
- （４）流木対策工詳細設計

第 4309 条 土石流対策工予備設計

１．業務目的

土石流対策工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、土石流対策工の基本諸元を決定することを目的とする。

２．業務内容

（１）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

（２）現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の渓流の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

（３）基本事項検討

受注者は、既存資料、現地踏査結果及び渓流の土石流対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

- １）地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

受注者は、土石流対策計画の結果に基づいて、土石流諸元、計画土砂量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受注者は、地形・地質条件及び設計条件を基に土石流流出土砂量を処理する工法（土石流捕捉工、土石流堆積工、土石流発生抑制工）及び透過、不透過の機能別形式等の工法・工種を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して、構造、材料、高さ等を変えた配置案を3案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案した3案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

土石流捕捉工

土石流堆積工

土石流発生抑制工

2) 基本図面作成

受注者は、3案の配置設計に基づいて、標準構造図を作成するものとする。

3) 数量算出

受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

4) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第1211条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較3案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画書を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認をする。

2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- 1) 砂防計画資料
当該流域に関する砂防調査資料
砂防施設配置計画検討資料
既往施設の計画諸元
- 2) 測量調査資料
地形図（縮尺 1/500～1/1,000）
縦断面図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000）
横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- 3) 地質調査資料
計画地点周辺の地質文献資料
施設計画地点付近のボーリング調査資料
- 4) その他資料
自然環境調査資料
社会環境調査資料

第 4310 条 土石流対策工詳細設計

1. 業務目的

土石流対策工の詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき土石流対策工の詳細設計を行い、工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、土石流対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等の地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計流量、土石流諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

土石流対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

- 土石流捕捉工
- 土石流堆積工
- 土石流発生抑制工

2) 設計図の作成

上記施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い設計図を作成するものとする。

3) 付属施設の設計

設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

4) 景観設計

各施設については、自然と地域に馴染んだ施設の設計を行う。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、設計基本条件の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元
- 4) 土石流対策工予備設計資料

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図(縮尺 1/200 ~ 1/1,000)
- 2) 縦断面図(縮尺縦 1/200, 横 1/1,000)
- 3) 横断面図(縮尺 1/200)
- 4) 主要構造物横断面図(縮尺 1/200)
- 5) 堆砂地等横断面図(縮尺 1/200)

(3) 地形調査資料

- 1) 計画地点付近の地質調査資料
- 2) 計画地点付近のボーリング調査資料
- 3) 主要構造物地質横断面図
- 4) 基礎地盤の物性値調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

第 4311 条 流木対策工予備設計

1. 業務目的

流木対策工の予備設計業務は設計図書に基づく設計条件、地形図、地質資料、現地調査結果及び技術文献を確認し、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、流木対策工の基本諸元を決定することを

目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、溪流付近の植生や倒木の状況、河床材料の粒径、地形、地質、周辺構造物、保全対象との位置関係及び周辺の土地利用等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査結果及び溪流の流木対策計画を基に、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に地形、地盤強度、断層・地すべり等の地形・地質条件の確認、整理を行う。

2) 設計条件

受注者は、流木対策計画の結果に基づいて、流木・土石流諸元、計画流木量、設計定数等の検討を行い、設計条件を整理する。

3) 工種・工法の検討

受注者は、地形・地質条件及び設計条件を基に山腹斜面崩壊や土石流の発生・流下に伴い発生する計画流木量を処理する工法（透過型・不透過型砂防堰堤、流木止め工）を検討するものとする。

4) 構造物の位置の検討

受注者は、地形・地質条件、設計条件、工種・工法の検討結果を基に構造物の位置を検討する。

5) 環境条件検討

環境の資料の検討・整理を行い、予備設計の基礎資料とする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、計画地点の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境ならびに設置位置（独立に設置、本堰堤又は副堰堤に設置）を考慮して構造、材料、高さ等を変えた配置案を 3 案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案した 3 案について設計計算を行い、施設設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

流木発生抑制施設

流木捕捉施設

2) 基本図面作成

受注者は、3 案の配置設計に基づいて、標準構造図を作成するものとする。

3) 数量算出

受注者は、基本図面より主要工種の概算数量の算出を行うものとする。

4) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果 (5) に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置計画条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項について整理する。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺 1/500～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺 1/100～1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

第 4312 条 流木対策工詳細設計

1. 業務目的

流木対策工詳細設計は、予備設計で検討された施設の基本諸元、設計図書に示す設計条件及び詳細設計に必要な測量調査資料、地質調査資料等に基づき流木対策工の詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事費用の予定、及び工事を実施するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地の河床及び兩岸の地形、地質、隣接する構造物及び土地利用等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて工事用道路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、流木対策工の計画条件を確認し、以下の検討を行い、詳細設計に必要な基本事項の決定を行うものとする。

1) 地質条件

受注者は、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層、斜面崩壊地、地すべり等

の地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計流量、流木・土石流諸元、発生流木諸元及び設計定数の整理、計算を行い、設計条件
を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

受注者は、設計図書に示す設計条件及び決定した基本事項に基づき詳細設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

流木対策工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

流木発生抑制施設

流木捕捉施設

2) 設計図の作成

受注者は、1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算を行い、設計図を作成するもの
とする。

3) 附帯施設の設計

設計図書に基づき、附属施設の設計を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、自然と地域に馴染んだ景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路及びコンクリート打設計画の概略施
工計画を立案するものとする。なお、施工計画書には、環境対策等の設計と不可分な施工上の留意点に
ついて取りまとめ、記載するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施
するものとする。

1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認
する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

1) 当該流域に関する砂防調査資料

2) 砂防施設配置計画検討資料

3) 既往施設の計画諸元

4) 流木対策工予備設計資料

(2) 測量調査資料

1) 地形図(縮尺 1/200 ~ 1/1,000)

2) 縦断図(縮尺縦 1/200, 横 1/1,000)

- 3) 横断図 (縮尺 1/200)
- 4) 主要構造物横断図 (縮尺 1/200)
- 5) 堆砂地等横断図 (縮尺 1/200)
- (3) 地形調査資料
 - 1) 計画地点付近の地質調査資料
 - 2) 計画地点付近のボーリング調査資料
 - 3) 主要構造物地質横断図
 - 4) 基礎地盤の物性値調査資料
- (4) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料

第5節 護岸工の設計

第 4313 条 護岸工設計の区分

護岸工設計の区分は、次の区分によるものとする。

- (1) 護岸工予備設計
- (2) 護岸工詳細設計

第 4314 条 護岸工予備設計

1. 業務目的

護岸工の予備設計は、設計図書に基づく設計条件等を確認し、設計地点の地形、地質、隣接構造物の安全性、施工性、経済性、環境の観点から、最適な護岸工の形式を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、護岸工の計画条件を確認し、計画対象流量、計画縦断勾配、工種工法、構造物の位置等の計画条件の確認、ならびに地形地質条件、環境条件を検討し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき、形式、規模、構造を考慮して配置案を 3 案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 施設設計の範囲

護岸工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

本體工
基礎工
根固工
付屬施設

2) 施設設計

受注者は、配置設計で立案した 3 案の各案について設計計算を行い、標準構造図面を作成し、主要工種の概算数量の算出を行うものとする。また、自然と地域に馴染んだ施設の景観検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問

題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、転流工の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 砂防計画資料

- 1) 当該流域に関する砂防調査資料
- 2) 砂防施設配置計画検討資料
- 3) 既往施設の計画諸元等

(2) 測量調査資料

- 1) 地形図（縮尺 1/50～1/1,000）
- 2) 縦断面図（縮尺縦 1/100～1/200，横 1/500～1/1,000）
- 3) 横断面図（縮尺 1/200）

(3) 地質調査資料

- 1) 計画地点周辺の地質文献資料
- 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(4) その他資料

- 1) 自然環境調査資料
- 2) 社会環境調査資料

第 4315 条 護岸工詳細設計

1. 業務目的

護岸工の詳細設計業務は、予備設計で検討された形状・形式、設計図書に基づく設計条件、及び詳細設計に必要な地盤条件を確認し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に基づき、計画諸元・配置設計・構造諸元・地質条件・環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

護岸工の施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

本体工
基礎工
根固工
付属施設

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、それらの詳細に必要な設計計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法・施工順序を考慮し、掘削計画、現場内道路の概略施工計画を作成するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、工事施工に必要な河川切り回し計画、仮排水路の転流工の概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の関連諸元

(3) 設計地点の測量図

1) 地形図(縮尺 1/200 ~ 1/1,000)

2) 縦断面図(縮尺縦 1/200, 横 1/1,000)

3) 横断面図(縮尺 1/200)

第 6 節 山腹工の設計

第 4316 条 山腹工設計の区分

山腹工の設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第 4317 条 山腹工予備設計

1. 業務目的

山腹工の予備設計業務は、設計図書に基づく設計条件、地形図、地質調査資料、現地調査結果及び技術文献等を確認し、計画地点の立地条件、施工性、経済性及び環境について技術的な検討を加え、最適な山腹工の基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し予備設計に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項検討

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種工法、構造物の位置、地形地質条件、環境条件についての基本事項を検討するものとする。

(4) 配置設計

受注者は、検討した基本事項に基づき対象地域の地形、地質、施工性、経済性、維持管理の難易、環境を考慮して山腹工の配置案を 3 案立案するものとする。

(5) 施設設計検討

受注者は、配置設計で立案された 3 案について必要に応じて斜面安定計算、設計計算を行い、山腹工の予備設計を行うものとする。

1) 施設設計の範囲

山腹工の設計範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

山腹基礎工

山腹緑化工

2) 基本図面の作成

3 案の配置設計に基づいて、平面図、縦断図、横断図及び山腹工の標準構造図を作成するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を立案するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 配置計画諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ、施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 測量調査資料
 - 1) 地形図 (縮尺 1/500 ~ 1/1,000)
 - 2) 縦断図 (縮尺縦 1/100 ~ 1/200 , 横 1/500 ~ 1/1,000)
 - 3) 横断図 (縮尺 1/100 ~ 1/200)
 - 4) 空中写真
- (2) 地質調査資料
 - 1) 計画地点周辺の地質文献資料
 - 2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料
- (3) その他資料
 - 1) 自然環境調査資料
 - 2) 社会環境調査資料
 - 3) 業務に関連する既往調査報告書

第 4318 条 山腹工詳細設計

1. 業務目的

山腹工の詳細設計業務は、予備設計で検討された山腹工の基本諸元により、設計図書に基づく設計条件を確認するとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、計画予定地周辺の山腹、河川の状況、地形、地質、周辺構造物及び周辺の土地利用状況等を確認し詳細設計に必要な現地状況を把握し、合わせて資材運搬、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計での貸与資料と設計図書に示された事項に基づき、設計条件、配置設計、構造諸元、地形地質条件、環境条件の基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 施設設計の範囲

施設設計の範囲は、特記仕様書によるものとし、特記が無い場合は以下のとおりとする。

山腹基礎工

山腹緑化工

2) 設計図の作成

1) 施設設計の範囲において、詳細設計に必要な設計計算及び必要に応じて斜面安定計算を行い、設計図を作成するものとする。なお、自然と地域に馴染んだ施設の景観設計を行うものとする。

(5) 施工計画及び仮設構造物設計

1) 施工計画

受注者は、施工方法、施工順序等を考慮し、概略施工計画を立案するものとする。

2) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき工事施工に必要な概略設計を行うものとする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項決定時の実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法及び全体一般図について妥当性を確認する。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 測量調査資料

1) 地形図 (縮尺 1/500 ~ 1/1,000)

2) 縦断図 (縮尺縦 1/100 ~ 1/200 , 横 1/500 ~ 1/1,000)

3) 横断図 (縮尺 1/100 ~ 1/200)

(2) 地質調査資料

1) 計画地点周辺の地質文献資料

2) 施設計画地点付近のボーリング調査資料

(3) その他資料

1) 自然環境調査資料

2) 社会環境調査資料

3) 業務に関連する既往調査報告書

第7節 成果物

第 4319 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

(1) 砂防堰堤及び床固工の設計

1) 砂防堰堤及び床固工予備設計の成果物 成果物一覧 表 4.3.1

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地質条件の検討 (2) 設計条件の検討 (3) 環境条件の検討		
配置設計	(1) 砂防堰堤・床固工形式の選定 (2) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 本体工設計、設計計算、 標準構造図面、概算数量 (2) 基礎工検討 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討 (2) 転流工概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	位置図	1:2,500 ~ 1:50,000	
	平面図	1:500 ~ 1:1,000	
	縦断図	H=1:200 ~ 1:1,000 V=1:100 ~ 1:200	
	構造図	1:100 ~ 1:500	

2) 砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果物

成果物一覧 表 4.3.2

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計検討	(1) 本体工設計、設計計算、 設計図面作成 (2) 基礎工の検討 (3) 付属構造物の検討 (4) 基礎工設計 (5) 景観設計		
施工計画及び 仮設構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 全体図 ・位置図 ・平面図 ・縦断面図 ・堆砂地横断面図	1:2,500～1:50,000 1:500～1:1,000 H=1:200～1:1000 V=1:100～1:200 1:100～1:200	
	(2) 構造図 ・構造図 ・付属構造物詳細図 ・横断面図 ・掘削横断面図 ・基礎工一般図	1:50～1:100 1:20～1:200 1:100～1:200 1:100～1:200 1:100～1:200	
	(3) 施工計画検討図 ・水替え工法図 ・打設順序図 ・仮設工概略図	1:100～1:1000 1:100～1:1,000 1:50～1:200	

(2) 渓流保全工の設計

1) 渓流保全工予備設計の成果物 成果物一覧 表 4.3.3

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 計画対象流量の検討 (2) 平面形の検討 (3) 縦断勾配の検討 (4) 地形地質条件の検討 (5) 環境条件の検討		
配置設計	(1) 法線計画 (2) 床固工・帯工の配置 (3) 縦断計画 (4) 比較案作成		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 施設構造、基本図面作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	施工法の検討 (1) 施工計画検討 (2) 転流工検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査事項		
報告書作成	報告書		
予備設計図	(1) 位置図	1:2,500 ~ 1:50,000	
	(2) 平面図	1:500 ~ 1:1,000	
	(3) 縦断図	V=1:100 ~ 1:200 H=1:200 ~ 1:1,000	
	(4) 横断図	1:100 ~ 1:400	
	(5) 標準構造図 ・ 渓流保全工断面図 ・ 床固工構造図 ・ 帯工構造図 ・ 護岸工構造図	1:50 ~ 1:200	

2) 渓流保全工詳細設計の成果物 成果物一覧 表 4.3.4

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 計画断面 (3) 床固工、帯工の基本構造 (4) 地形地質条件・環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 護岸工附帯構造物設計 (4) 景観設計		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500 ~ 1:50,000	
	(2) 平面図	1:500 ~ 1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200 ~ 1:1000 V=1:100 ~ 1:200	
	(4) 横断面図	1:100 ~ 1:200	
	(5) 構造図	1:50 ~ 1:100	

(3) 土石流対策及び流木対策の設計

1) 土石流対策工予備設計の成果物 成果物一覧 表 4.3.5

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件の検討 (2) 設計条件の検討 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境条件の検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図	(1) 全体平面図	1:500～1:1,000	
	(2) 全体縦断面図	H=1:200～1:1,000 V=1:100～1:200	
	(3) 標準構造図	1:50～1:200	

2) 土石流対策工詳細設計の成果物 成果物一覧 表 4.3.6

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 地質条件 (2) 設計条件 (3) 環境条件		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 付属施設の設計 (4) 景観設計		
施工計画概要書	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500 ~ 1:50,000	
	(2) 平面図	1:500 ~ 1/1,000	
	(3) 縦断図	H=1:200 ~ 1:1000 V=1:100 ~ 1:200	
	(4) 横断図	1:100 ~ 1:200	
	(5) 構造図	1:50 ~ 1:100	
	(6) 施工計画図	1:100 ~ 1:1,000	

3) 流木対策工予備設計の成果物 成果物一覧 表 4.3.7

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 地形・地質条件の検討 (2) 設計条件の検討 (3) 工種・工法の検討 (4) 構造物の位置の検討 (5) 環境検討の検討		
配置設計	(1) 構造・材料・高さの検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 基本図作成 (3) 数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図	(1) 全体平面図	1:500 ~ 1:1,000	
	(2) 全体縦断面図	H=1:200 ~ 1:1,000 V=1:100 ~ 1:200	
	(3) 標準構造図	1:50 ~ 1:200	

4) 流木対策工詳細設計の成果物

成果物一覧 表 4.3.8

設計項目	成果物	縮尺	摘要
報告書	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 基本事項 (2) 施設構造		
施設設計検討	(1) 付属建造物の検討 (2) 基礎工の検討 (3) 施工の検討 (4) 各施設の安定検討		
施工計画概要書	(1) 施工法の検討 (2) 仮設計画の検討		
数量計算	数量計算		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
基本図	(1) 位置図	1:2,500 ~ 1:50,000	
	(2) 平面図	1:500 ~ 1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200 ~ 1:1000 V=1:100 ~ 1:200	
	(4) 横断面図	1:100 ~ 1:200	
	(5) 構造図	1:50 ~ 1:100	
	(6) 施工計画図	1:100 ~ 1:1,000	

(4) 護岸工の設計

1) 護岸工予備設計の成果物 成果物一覧 表 4.3.9

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 地形・地質条件の検討 (3) 環境条件の検討		
配置設計	(1) 形式・規模・構造の検討 (2) 配置案の検討		
施設設計検討	(1) 設計計算 (2) 標準構造図作成 (3) 概算数量算出 (4) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	(1) 施工計画の検討 (2) 転流工の概略検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
基本図	(1) 全体位置図	1:2,500 ~ 1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造図 ・施工計画図	1:200 ~ 1:1,000	

2) 護岸工詳細設計の成果物

成果物一覧 表 4.3.10

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計諸元 (2) 配置計画・構造諸元 (3) 地形・地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 仮設構造物設計		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計	(1) 位置図	1:2,500 ~ 1:50,000	
	(2) 平面図	1:500 ~ 1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:200 ~ 1:1000 V=1:100 ~ 1:200	
	(4) 横断面図	1:100 ~ 1:200	
	(5) 構造図	1:50 ~ 1:100	
	(6) 付属物詳細図	1:20 ~ 1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50 ~ 1:200	

(5) 山腹工の設計

1) 山腹工予備設計の成果物 成果物一覧 表 4.3.11

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項検討	(1) 設計条件の検討 (2) 工種・工法の検討 (3) 構造物の位置の検討 (4) 地形・地質条件の検討 (5) 環境条件の検討		
配置設計	配置案作成		
施設設計検討	(1) 斜面安定計算・設計計算 (2) 基本図作成 (3) 景観検討		
概算工事費	概算工事費		
最適案の選定	比較案の評価、最適案選定		
施工計画検討	施工計画の検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の調査項目		
報告書作成	報告書		
予備設計図面	(1) 全体位置図	1:2,500~1:50,000	
	(2) 計画一般図 ・平面、縦断、横断 ・主要構造物 ・施工計画図	1:200~1:1,000	

2) 山腹工詳細設計の成果物

成果物一覧 表 4.3.12

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 結果とりまとめ		
基本事項決定	(1) 設計条件 (2) 配置設計・構造諸元 (3) 地形・地質条件 (4) 環境条件		
施設設計	(1) 設計計算 (2) 設計図作成 (3) 景観設計		
施工計画及び仮設 構造物設計	(1) 施工計画 (2) 仮設構造物設計		
数量計算	数量計算書		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 課題整理 (2) 今後の解決事項		
報告書作成	報告書		
詳細設計図	(1) 位置図	1:2,500 ~ 1:50,000	
	(2) 平面図	1:500 ~ 1:1,000	
	(3) 縦断面図	H=1:500 ~ 1:1000 V=1:100 ~ 1:500	
	(4) 横断面図	1:100 ~ 1:500	
	(5) 構造図	1:50 ~ 1:500	
	(6) 付属物詳細図	1:20 ~ 1:200	
	(7) 仮設工詳細図	1:50 ~ 1:200	

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第1節 地すべり対策調査・計画・設計

第4401条 地すべり対策調査・計画・設計の種類

地すべり対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地すべり調査
- (2) 地すべり対策計画
- (3) 地すべり防止施設設計

第2節 地すべり調査

第4402条 地すべり調査の区分

地すべり調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 地すべり予備調査
- (2) 地すべり概査
- (3) 地すべり機構解析

第4403条 地すべり予備調査

1. 業務目的

本業務は、地すべり地、地すべり地域について、精査における地すべり機構と対策計画のために必要な地形・地質などの資料を整備し、地すべり地の予察を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

(3) 地形判読及び地すべり地の予察

受注者は、空中写真や地形図を用いて、地すべり地について、地すべりの特徴を示す微地形、地すべりブロックの範囲・形状、運動方向、移動ブロックの区分、地すべりの型、分類等を判読する。また、地質構造上の特性等について判読するものとする。

さらに広域を対象として地すべり地の予察を行う場合には、対象地域における地すべり地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、地すべり地形の特徴に着目して地すべり地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。

(4) 概査、精査必要斜面の検討

受注者は、予察の成果に基づいて、概査、精査の必要な斜面を検討するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 地形図（縮尺 1/500～1/5,000）
- (3) 業務に関連する既往調査報告書

第 4404 条 地すべり概査

1. 業務目的

本業務は、地すべりの発生・運動機構、地すべりの滑動の素因・誘因を推定し、また、被害、滑動の危険性を予測して、精査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項を取りまとめるものとする。

(3) 現地調査

受注者は、地すべり地について現地調査を行い、地すべりの発生機構、運動機構に係る事項を観察するものとする。

また、観察の結果に基づいて、地すべりの規模・範囲、運動形態（運動方向、ブロック区分）、発生原因、地質性状・地質構造等の推察、地下水の分布の把握、今後の運動予測等を行うものとする。

(4) 既存調査結果の解析

受注者は、精密な地質図等の資料に基づいて、地すべり地及びその周辺地域の地質と地質構造について検討するものとする。また、既存の計測調査の結果等がある場合には、それに基づいて、地すべり地の運動速度、方向等の概略を検討するものとする。

(5) 応急対策の検討

受注者は、地すべりの機構の推定、活動性の予測に基づいて、必要な場合には、概略の応急対策の検討を行うものとする。

(6) 精査計画の立案

1) 調査測線の設定

受注者は、現地調査の結果に基づき、地すべり地を一つ以上の運動ブロックに分割し、各運動ブロック毎に地すべりのすべり面が確認でき、対策の基本検討を行うのに適した位置、方向に調査測線を設定する。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。

2) 精査計画の立案

受注者は、現地調査の結果に基づき、必要な調査項目について精査計画を立案するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり予備調査報告書

(2) 地すべり予備調査で収集した資料

(3) 地形図（縮尺 1/500～1/2,000）

(4) 地盤状況調査のデータ

第 4405 条 地すべり機構解析

1. 業務目的

本業務は、精査結果の解析に基づいて地すべりの機構を解明し、対策計画の立案、防止施設の設計を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、地すべり地あるいは地すべり（周辺）地域について、地形図、地質図、その他地形・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した地すべりの履歴、復旧工法に関する既存の調査資料、地すべり地周辺の自然・社会環境等に関する資料、文献等を収集し、必要な事項をとりまとめるものとする。

(3) 地質精査結果の解析

受注者は、地質精査の結果に基づいて、地質、地下構造を解析し、また、すべり面の有無、深度、形状を検討するものとする。

また、地質精査の種類に応じて、観察、解析の結果を柱状図、地質展開図、断面図等の図表にとりまとめるものとする。

(4) 地下水調査結果の解析

受注者は、地下水調査結果に基づいて、地下水の分布、地下水の流動層、地下水の流下・供給経路、流下速度、性質、間隙水圧、地下水位の状況を解析するものとする。

(5) 移動量調査結果の解析

受注者は、移動量調査の結果に基づいて、地すべり変動が有る場合には、地すべりの運動方向、運動量、運動速度、運動範囲、気象因子と運動との関係を解析するものとする。

(6) すべり面調査結果の解析

受注者は、すべり面調査の結果に基づいて、すべり面の深度、変位量の変化と気象因子の関係を解析するものとする。

(7) 土質調査結果の解析

受注者は、土質調査の結果に基づいて、すべり面の強度、地盤の強度を解析するものとする。

(8) 現地精査

受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、さらに詳細な現地精査を行うものとする。

(9) 機構解析

1) ブロック区分

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の運動ブロックの区分を行うものとする。

2) 素因・誘因の検討

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべりの滑動発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。

3) 発生・運動機構の総合検討

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の移動状況、地下水の状況、すべり面の形状・位置、移動範囲、移動土量、地すべり滑動の影響等の発生・運動機構及び対策計画について総合的に検討するものとする。

4) 解析図の作成

受注者は、予備調査、概査、精査の結果に基づいて、地すべり地の平面図、断面図を作成する。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり予備調査報告書

(2) 地すべり概査報告書

- (3) 地すべり精査報告書、データ、サンプル
- (4) 空中写真
- (5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）

第3節 地すべり対策計画

第 4406 条 地すべり対策計画

1. 業務目的

本業務は、地すべり調査の結果に基づいて、地すべり地の安定度の検討を行い地すべり滑動を防止し、あるいは、地すべり滑動による被害を軽減するための対策計画の立案を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 安定解析

1) 現状の安定度の決定

受注者は、機構解析の成果に基づいて、地すべりブロックの現状の安定度を決定するものとする。

2) 安定計算

受注者は、機構解析の成果に基づき、安定解析に使用する地すべり土塊の単位体積重量、安定計算式、すべり面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位について検討し、決定するものとする。また、すべり面について安定計算を行い、地すべりの諸元を算出するものとする。

(4) 対策計画

1) 基本方針の検討

受注者は、対象とする地すべり地について、直接的、間接的の両者の被害を検討し、その結果に基づいて緊急性、対策の必要性等、対策計画の基本方針を検討するものとする。

また、地域計画における地すべり地の位置付けを検討するものとし、景観及び環境の保全に対する基本方針を検討するものとする。

2) 警戒・避難計画検討

受注者は、地すべり滑動に対する監視計画、警戒避難の体制を検討するものとする。

3) 対策計画の検討

受注者は、防止施設により安全性を確保しようとする場合には、目標とする計画安全率、概略の採用し得る複数の工法、配置計画、事業規模、施工順位を検討するものとする。また、土地利用等を十分考慮し、人家・公共建物の移転、道路・河川の付替等について検討するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり概査報告書
- (3) 地すべり精査報告書
- (4) 地すべり機構解析報告書
- (5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）
- (6) 断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

第4節 地すべり防止施設設計

第 4407 条 地すべり防止施設設計の区分

地すべり防止施設設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 地すべり防止施設予備設計
- (2) 地すべり防止施設詳細設計

第 4408 条 地すべり防止施設予備設計

1. 業務目的

本業務は、機構解析、地すべり対策計画に基づいて、地すべり防止施設の概略の設計を行い、最適な地すべり防止施設を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、地すべり防止施設の配置計画点の地形・地質（露頭）周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、防止施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、現地踏査の結果に基づき地すべり防止施設の工種・構造、位置を決定し予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、地すべり地の地形・地質、地すべり発生機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、抑制工と抑止工の適切な組み合わせ 3 案程度の配置案を検討するものとする。

(5) 施設設計検討

1) 主要構造物の概略設計

受注者は、配置設計で立案された工法について、主要な構造物についてはその機能、規模に応じた地すべりの安定度の変化を計算し、必要とする安定度の変化に対応する応力計算を行い、施設の規模、形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

2) 景観検討

受注者は、自然及び地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、配置設計で立案された 3 案に対して、概算数量を基に概算工事費を算定するものとする。

(7) 最適案の選定

受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、構造特性、施工性、経済性、環境等について問題点を記述し各比較案の評価を行い、監督職員と協議のうえ最適案を選定するものとする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最終案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(10) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行い、詳細設計において解決すべき課題、留意事項を整理するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地すべり予備調査報告書
- (2) 地すべり概査報告書
- (3) 地すべり精査報告書
- (4) 地すべり機構解析報告書
- (5) 地すべり対策計画報告書
- (6) 設計地点の平面図、断面図（縮尺 1/100～1/1,000）

第 4409 条 地すべり防止施設詳細設計

1. 業務目的

本業務は、地すべり防止施設の予備設計の成果に基づいて、工事に必要な詳細な地すべり防止施設設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、予備設計で定めた設計内容及び施工計画の条件を現地で確認するものとし、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。

また、地質状況について、資料及び予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の資料及び設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受注者は、予備設計で検討された規模、形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 付属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、詳細設計に必要な安定計算及び応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等及び自然と地域に馴染んだ施設の設計を行うものとする。

(5) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 施工計画及び仮設構造物設計

受注者は、施設の施工方法、施工順序等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設構造物設計を行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図についてその妥当性を確認す

る。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 施工計画検討

受注者は、決定した最適案について、施工方法、施工順序を考慮し、概略の施工計画を作成するとともに、仮設工や資材搬入方法の概略検討を行うものとする。

(9) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地すべり対策工予備設計報告書

(2) 設計地点の測量図面

・ 平面図 (縮尺 1/100 ~ 1/1,000)

・ 横断面図 (縮尺 1/100 ~ 1/1,000)

・ 縦断面図 (縮尺 1/100 ~ 1/1,000)

(3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

第5節 成果物

第 4410 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

(1) 地すべり予備調査

表 4.4.1 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地形判読及び 地すべり地の予察	写真判読の成果・図面	1:500 ~ 1 : 5,000	
概査、精査必要 斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(2) 地すべり概査

表 4.4.2 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	現地調査写真	1:500 ~ 1 : 5,000	
既存調査結果の解析	既存調査結果の解析の成果図	1:500 ~ 1:2,000	
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	精査計画平面図	1:500 ~ 2,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(3) 地すべり機構解析

表 4.4.3 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
地質調査結果の解析	同左		
地下水調査結果の解析	同左		
移動量調査結果の解析	同左		
すべり面調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	同左		
機構解析	地すべり地の平面図、断面図	1:100 ~ 1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(4) 地すべり対策計画

表 4.4.4 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
安定解析	安定計算結果		
対策計画	地すべり防止施設の配置 平面図、断面図	1:100 ~ 1:1,000	
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		

(5) 地すべり防止施設予備設計

表 4.4.5 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
現地調査	現地踏査のとりまとめ成果		
基本事項の検討	基本事項の検討		
配置設計	配置案(3 案)		
施設設計検討	(1) 施設の規模、形状 (2) 景観検討		
概算工事費	同左		
最適案の選定	同左		
施工計画検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	今後の課題と留意事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 位置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:2,500 ~ 1:50,000 1:100 ~ 1:1,000 1:100 ~ 1:1,000 1:10 ~ 1:100	

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計

第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類

急傾斜地対策調査・計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 急傾斜地調査
- (2) 急傾斜地崩壊対策計画
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設設計

第2節 急傾斜地調査

第4502条 急傾斜地調査の区分

急傾斜地調査は以下の区分により行うものとする。

- (1) 予備調査
- (2) 概査
- (3) 機構解析

第4503条 急傾斜地予備調査

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊及び危険区域の斜面について、精査における崩壊機構と対策計画のために必要な資料を整理し、急傾斜地崩壊の危険斜面の予察を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、地形図、地質図、その他地形図・地質に関する資料、空中写真、気象に関する資料、過去の災害記録、近傍で発生した崩壊の事例とその履歴、復旧工法に関する資料、既存の調査資料を収集するものとする。また、斜面周辺の自然・社会環境等に関する資料収集では、法指定状況・植生・動物・土地利用計画・開発状況・文化財・地域防災計画などの項目について資料を収集するものとする。

(3) 写真判読

受注者は、発注者より貸与される空中写真を用いて、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、崩壊の徴候を示す微地形、その範囲・形状、移動方向、周辺における旧崩壊地形とその形態、位置を判読するものとする。

また、設計図書に基づき、急傾斜地崩壊危険斜面の予察を行うものとする。予察では、設計図書に示す対象地域における急傾斜地の地形的な特徴を事例・文献より整理、推定したうえで、急傾斜地の地形の特徴に着目して急傾斜地の判読を行うほか、予察に必要な地質、地質構造を反映していると考えられる地形、その他の微地形要素・特徴について判読を行うものとする。

(4) 概査、精査必要斜面の検討

受注者は、予察の成果に基づいて、概査、精査の必要な斜面を検討するものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地形図（縮尺 1/500～1/5,000）
- (2) 空中写真
- (3) 業務に関連する既往調査報告書

第 4504 条 急傾斜地概査

1. 業務目的

本業務は、崩壊の危険性の検討、崩壊の形態の予測、崩壊の素因の推定等を行い、精査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 現地調査

1) 地形調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面及び周辺について現地調査を行い以下の項目について調査するものとする。傾斜度・斜面の高さ・斜面方位・斜面形状・縦断形状・横断形状・遷急線

2) 地質調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面及び周辺について現地調査を行い、以下の項目について調査するものとする。

地表の状況・表土の厚さ・地盤の状況・岩盤の亀裂・斜面と不連続面の関係断層及び破砕帯

受注者は、調査の成果を、発注者より貸与される地形図に記入した図面を作成するものとする。

受注者は、調査結果について、対象とする斜面と近傍の崩壊地との対比を行うものとする。

3) 環境要因調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面及び周辺について現地調査を行い、以下の項目について調査するものとする。

湧水（位置・量等）

植生（種類・樹齢・伐採根等）

対象斜面及び近隣斜面の崩壊履歴（位置・規模・新旧等）

対策工（対策工の種類・位置・変状等）

土地利用状況

受注者は、調査の成果を発注者より貸与される地形図に記入した図面を作成するものとする。

4) 保全対象調査

受注者は、急傾斜崩壊（危険）斜面及び周辺について現地調査を行い、保全対象の種類・位置・数量等について調査するものとする。

(4) 応急対策の検討

受注者は、現地調査の成果に基づいて、必要な場合には、概略の応急対策の検討を行うものとする。

(5) 精査計画の立案

受注者は、現地調査の成果に基づいて、精査計画を立案するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備調査報告書

(2) 予備調査で収集した資料

(3) 地形図（縮尺 1/500～1/2,000）

第 4505 条 急傾斜地機構解析

1. 業務目的

本業務は、精査結果の解析に基づいて急傾斜地崩壊の機構を解明し、対策計画の立案、防止施設の設計を行うための資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うものとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 調査測線の設定

受注者は、概査の結果に基づいて、設計図書に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面に調査測線を設定するものとする。副測線は、補助的に調査する必要がある場合に設定するものとする。

(4) 地質精査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される地質精査の結果に基づいて、以下の項目について解析を行うものとする。

- 1) 想定される崩壊の位置及び規模の推定
- 2) 崩壊面の推定（深度、形状等）
- 3) 土層構成及び土層の強度

受注者は、地質精査の種類に応じて、観察、解析の結果を柱状図等の図表にとりまとめるものとする。

(5) 地下水調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される地下水調査の結果に基づいて、必要な場合には、以下の項目について解析を行うものとする。

- 1) 地表付近の土層の透水性、透水性の連続性
- 2) 地下水の流動層
- 3) 間隙水圧、地下水位の状況
- 4) 地下水の流下・供給経路

受注者は、必要に応じて、気象因子と地下水位、間隙水圧の変化との関係が検討できるような図表を作成するものとする。

受注者は、データのとりまとめにあたっては、斜面からの湧水状況等との比較検討を行うものとする。

(6) 斜面挙動調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される斜面挙動調査の結果に基づいて斜面の挙動を解析するものとする。

受注者は、必要に応じて、気象因子と斜面挙動との関係が検討できるような図表を作成するものとする。

(7) 土質調査結果の解析

受注者は、発注者より貸与される土質調査の結果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の地盤強度、崩壊（すべり）面の強度を解析するものとする。

(8) 現地精査

受注者は、概査における現地調査の結果を基に、斜面の工法検討、機構解析のため、必要に応じて、以下の項目についてさらに詳細な現地精査を行うものとする。

1) 地形調査

斜面形状、オーバーハングの有無、斜面勾配、集水範囲、斜面の向き、比高、斜面長、斜面の勾配変化点、表流水の流路等の微地形

2) 地質調査

土層・地層の境界、地層の走向・傾斜、断層や節理等の不連続面の状況、移動可能層、風化状況、浸食に対する抵抗性、透水性等

3) 湧水調査

位置、量、濁り、表層の含水状態、井戸などの水位変化、後背地の地下水等

4) 植生調査

種類、分布、樹齢、密度、根系の状況、土層の緩み、下草の状況、最近の伐採の有無、植林の目的、

樹木の曲がり等

5) 対策工調査

防災施設の種類、施工時期、規模、形状、安定度、位置、変状、斜面の改変等

6) 景観調査

対象地周辺の写真撮影、スケッチ等

(9) 機構解析

1) 崩壊形態の推定

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、設計図書に示す斜面の崩壊形態を推定するものとする。

2) 素因・誘因の検討

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地崩壊(危険)斜面の崩壊発生の原因を素因、誘因に分けて検討するものとする。

3) 発生・運動機構の総合検討

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、(4)～(8)号の結果に基づいて、急傾斜地崩壊(危険)斜面の移動状況、崩壊(すべり)面の形状・位置、移動範囲、移動土量、崩壊の影響等の発生・運動機構を総合的に検討するものとする。

4) 解析図の作成

受注者は、発注者より貸与される既存調査の結果、本号1)・3)の結果に基づいて、急傾斜地崩壊(危険)斜面の平面図、断面図を作成するものとする。また、必要に応じて副測線や横断測線についても断面図を作成するものとする。

断面図には、崩壊(すべり)面、地下水位(最高水位、最低水位)ボーリング柱状図、地層区分(線)、風化区分(線)、各種の調査・試験結果(地下水流動面、崩壊(すべり)面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布など)、地表すべり面調査に基づく変位の位置、形状、標準貫入試験値の分布など)、地の亀裂・変状の位置、湧水の位置、保全対象の位置を記載するものとする。

平面図には、基盤岩(不動岩)の分布、基盤岩(不動岩)の走向・傾斜、崩積土の分布、崩壊(想定)範囲、滑動状況、地表面の変状の分布、湧水位置、地下水流下経路を記載するものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 概査報告書
- (3) 精査の報告書、データ、サンプル
- (4) 空中写真
- (5) 地形図(縮尺 1/100～1/1,000)

第3節 急傾斜地崩壊対策計画

第4506条 急傾斜地崩壊対策計画

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊調査の結果に基づいて、急傾斜地斜面の崩壊に対する安定度の検討を行い、また、崩壊を防止、あるいは被害を軽減するための対策計画の検討を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書の収集及び整理とりまとめを行うも

のとする。なお、収集にあたっては、発注者が貸与するもののほか、設計図書に示す他機関より収集するものとする。

(3) 安定解析

1) 現状の安定度

受注者は、機構解析の成果に基づいて、急傾斜地崩壊（危険）斜面の現状の安定度を決定するものとする。

2) 安定計算

受注者は、機構解析の成果に基づいて、また、各種のデータを吟味して、安定度の検討に使用する崩壊可能土塊の単位体積重量、安定計算式、崩壊面の土質強度定数、残留間隙水圧の分布、現状の地下水位等について検討し、決定するものとする。

受注者は、急傾斜地崩壊（危険）斜面について、機構解析で検討した崩壊（すべり）面に基づいて安定計算を行うものとする。

(4) 対策計画

1) 基本方針の検討

受注者は、設計図書に示す急傾斜地崩壊（危険）斜面についての現状、直接的、間接的な被害を検討し、その結果に基づいて対策の必要性、緊急性について検討するものとする。

2) 警戒・避難計画の検討

受注者は、設計図書の指示に基づき、崩壊に対する警戒・避難の体制、監視計画を検討するものとする。

3) 対策計画の検討

受注者は、防止施設により安全性を確保しようとする場合には、目標とする計画安全率、概略の採用し得る複数の工法、配置計画、事業規模、施工順位を検討する。対策計画において被害の軽減を図る場合には土地利用等を十分考慮し、人家・公共建物の移転、道路・河川の付替等について検討するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備調査報告書

(2) 概査報告書

(3) 精査の報告書

(4) 機構解析報告書

(5) 地形図（縮尺 1/100～1/1,000）

(6) 平面図（縮尺 1/100～1/1,000）

第 4 節 急傾斜地崩壊防止施設設計

第 4507 条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分

急傾斜地崩壊防止施設設計は以下の区分により行うものとする。

(1) 予備設計

(2) 詳細設計

第 4508 条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

1. 業務目的

本業務は、機構解析、急傾斜地崩壊対策計画に基づいて、急傾斜地崩壊防止施設の概略の設計を行い、最適な急傾斜地崩壊防止施設を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は貸与資料を基に現地踏査を行い、急傾斜地崩壊防止施設の配置計画地点の地形地質(露頭)湧水、周辺構造物、土地利用状況等を把握し、また、工事用道路、施工ヤード等の検討、対策施設の設計に必要な現地の状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、現地踏査の結果に基づき、設計条件、工種・工法、構造物の位置を決定し、予備設計に必要な基本事項の検討を行うものとする。

(4) 配置設計

受注者は、急傾斜地崩壊(危険)斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工を適切に組み合わせて、比較検討案を立案するものとする。

(5) 施設設計

1) 工法比較

受注者は、急傾斜地崩壊危険斜面の地形・地質、崩壊機構、規模、運動形態、運動速度等を考慮し、また、基本事項の検討結果を踏まえて抑制工と抑止工の適切な組み合わせ 3 案程度を検討し、構造的、施工性、経済性、環境等の検討成果に基づいて、最適な工法を選定するものとする。

2) 主要構造物の概略設計

受注者は、精査、機構解析、対策計画の資料に基づき、また、基本事項の検討に沿った選定工法の機能と規模に応じた崩壊(危険)斜面の安定度の変化の検討、主要な構造物についての応力計算を行って、主要な急傾斜地崩壊防止施設の規模、断面形状、基本寸法、使用材料等を決定するものとする。

3) 景観検討

受注者は、自然と地域に馴染んだ施設の検討を行うものとする。

4) 環境検討

受注者は、生態系や景観に配慮した施設及び対策工法の検討を行うものとする。

5) 有効活用検討

受注者は、斜面整備とあわせて有効活用について検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、配置設計で立案された 3 案に対して、主な工種について監督職員と協議した単価と、概算数量を基に算定するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の検討に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるか確認する。
- 2) 配置設計諸元、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順を確認する。
- 3) 基本事項に基づき、最適案を選定した結果についての妥当性を確認する。
- 4) 全ての成果物について正確性、適切性、整合性の確認をする。

(8) 総合検討

受注者は、設計計画及び配置設計等を踏まえ施設設計について総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備調査報告書
- (2) 概査報告書
- (3) 精査報告書
- (4) 機構解析報告書
- (5) 対策計画報告書

(6) 設計地点の平面図、断面図 (縮尺 1/100 ~ 1/1,000)

第 4509 条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計

1. 業務目的

本業務は、急傾斜地崩壊防止施設の予備設計の成果に基づいて、施工に必要な詳細な急傾斜地崩壊防止施設の設計を行ない、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査を行い、予備設計で定めた設計及び施工計画の条件を現地で確認するものとする。

受注者は、測量図等の資料を基に、測量内容と範囲を現地で確認するものとする。

受注者は、地質状況について、発注者より貸与された資料及び予備設計で用いた地盤条件と照合し、詳細設計に必要な事項を確認するものとする。

(3) 基本事項決定

受注者は、予備設計等の貸与資料、設計図書に基づき、予備設計の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を決定するものとする。

1) 地形・地質条件

受注者は、地形図、地質調査資料及び現地踏査結果を基に、地形、地盤強度、断層等の地形・地質条件の確認、整理を行うものとする。

2) 設計条件

受注者は、設計定数の整理、計算を行い、設計条件を決定するものとする。

3) 環境条件

受注者は、環境の資料の確認、整理を行い、詳細設計の基礎資料とするものとする。

(4) 施設設計

1) 詳細設計

受注者は、予備設計で選定された防止施設について、予備設計で検討された規模、断面形状、基本寸法等に基づき、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 付属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき、付属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、防止施設について必要な安定計算及び応力計算を行うものとする。

4) 景観設計

受注者は、設計図書に基づき、予備設計で検討した内容に沿って使用する素材についての美観性、耐候性、加工性、経済性等について検討を行い、詳細な設計を行うものとする。

(5) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(6) 施工計画及び仮設構造物設計

受注者は、設計を行った施設の施工方法、施工順位等を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主な内容は以下に示すものとする。

施工条件

施工方法

動態観測が必要な場合には、その方法

施工上の問題点とその整理

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本事項の決定に際し、実施方針、現地の状況、既存資料等の確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。

2) 設計条件、現地条件等の基本事項の整理が終了した段階で、基本事項の運用と手順について照査を行う。

3) 詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手法についてその妥当性を照査し、全体一般図について照査・確認を行うものとする。

4) 全ての成果物について正確性、適切性、及び整合性に着目し照査を行う。

(8) 総合検討

受注者は、施設設計について、総合的な検討を行うものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計報告書

(2) 設計地点の測量図面

1) 平面図 (縮尺 1/100 ~ 1/1,000)

2) 横断面図 (縮尺 1/100 ~ 1/1,000)

3) 縦断面図 (縮尺 1/100 ~ 1/1,000)

(3) 予備設計で提案された地質調査、試験等の結果、資料

第5節 成果物

第 4510 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

(1) 急傾斜地予備調査

表 4.5.1 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
写真判読	写真判読の成果・図面	1:500 ~ 1 : 5,000	
概査、精査必要 斜面の検討	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(2) 急傾斜地概査

表 4.5.2 成果物一覧

設計項目	成果物	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
現地調査	(1) 地形調査 (2) 地質調査 (3) 環境要因調査 (4) 保全対象調査		
応急対策の検討	同左		
精査計画の立案	同左		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(3) 急傾斜地機構解析

表 4.5.3 成果物一覧

設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
調査路線の選定	同左		
地質精査結果の解析	(1) 崩壊位置・規模の推定 (2) 崩壊面の推定 (3) 土層構成・土層強度		
地下水調査結果の解析	(1) 地下水付近の土層の透水性、透水性の連続性 (2) 地下水の流動性 (3) 間隙水圧、地下水位の状況 (4) 地下水の流下・供給経路		
斜面挙動調査結果の解析	同左		
土質調査結果の解析	同左		
現地精査	(1) 地形調査 (2) 地質調査 (3) 湧水調査 (4) 植生調査 (5) 対策工調査 (6) 景観調査		
機構解析	(1) 崩壊形態の推定 (2) 素因・誘因の検討 (3) 発生・運動機構の検討 (4) 解析図の作成		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(4) 急傾斜地崩壊対策計画

表 4.5.4 成果物一覧

設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
資料収集整理	収集資料のとりまとめ成果		
安定解析	(1) 現状の安定度 (2) 安定計算		
対策計画	(1) 基本方針の検討 (2) 警戒・非難計画の検討 (3) 対策計画の検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		

(5) 急傾斜地崩壊防止施設予備設計

表 4.5.5 成果物一覧

設計項目	成果物項目	縮尺	摘要
現地踏査	現地写真、ルートマップ 現地踏査のとりまとめ結果		
基本事項の検討	(1) 基本事項の検討		
配置設計	(1) 位置の検討 (2) 規模の検討 (3) 形式の検討	1:100 ~ 1:1,000	
施設設計検討	(1) 施設設計の範囲 (2) 主要構造物の概略設計 (3) 数量算出 (4) 環境検討 (5) 有効活用検討		
概算工事費	(1) 概算工事費		
最適案の選定	(1) 最適案の選定		
施工計画検討	(1) 施工計画検討		
照査	照査報告書		
総合検討	(1) 技術的事項・課題整理 (2) 今後の配慮事項		
報告書作成	報告書		
基本図面	(1) 全体配置図 (2) 平面図 (3) 標準断面図 (4) 主要構造図	1:5,000 ~ 1:25,000 1:100 ~ 1:1,000 1:100 ~ 1:1,000 1:10 ~ 1:100	

第5編 ダム編

第1章 ダム環境調査

第1節 ダム環境調査の種類

第5101条 ダム環境調査の種類

ダム環境調査の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 環境影響評価
- (2) ダム湖環境調査

第2節 環境影響評価

本調査は、「ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成27年6月1日国土交通省令第4号)以下、「技術指針省令」という)に準拠して実施するものとする。

第5102条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書(案)の作成
- (2) 方法書(案)の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書(案)の作成
- (7) 評価書(案)の作成
- (8) 評価書の補正等

第5103条 計画段階配慮書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容(事業特性)の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容(以下この節において「事業特性」という。)に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(地域特性)の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況(以下この節において「地域特性」という)を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省

令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書（案）の作成

受注者は、前（２）～（６）を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5104 条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下、「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及び周囲の概況

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下、「地域特性」という。）を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書（案）の作成

受注者は、前（２）～（６）を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の主旨に従い、方法書（案）を作成するものとする。

また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5105 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するに当たって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、設計図書に示される資料より見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるに当たって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ、標準項目に対して項目の削除又は追加を行うことにより当該事業の環境影響評価の項目を選定するものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5106 条 調査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 調査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

なお調査計画の作成にあたっては、技術指針省令第二十四条第 2 項～第 4 項に配慮するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5107 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、第二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて行う環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象期間等を具体的に明記した予測の計画を作成した上で予測を実施する。予測にあたっては、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九条～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について検討を行うものとする。

(5) 評価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果を踏まえ、適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5108 条 準備書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 準備書(案)の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、準備書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5109 条 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項について、とりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5110 条 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要なとされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

する。

第3節 ダム湖環境調査

本調査は、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【ダム湖版】」（国土交通省・平成28年1月）以下において「マニュアル」という。）に準拠して、実施するものとする。

第5111条 ダム湖環境調査の区分

ダム湖環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 基本調査
 - 魚介類調査
 - 底生動物調査
 - 動植物プランクトン調査
 - 植物調査（植物相調査）
 - 鳥類調査
 - 両生類・爬虫類・哺乳類調査
 - 陸上昆虫類等調査
 - ダム湖環境基図作成調査
- (2) ダム湖利用実態調査

第5112条 魚介類調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその上下流の周辺における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 事前調査

受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査により調査対象ダム湖の位置する河川、ダム湖、及びその周辺における諸情報を取りまとめるものとする。

なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「マニュアル」に基づき学識経験者の助言を得るようにする。

(3) 現地調査計画策定

1) 現地踏査

受注者は、現地調査計画の策定にあたっては、前回の調査、文献調査、聞き取り調査の成果を踏まえ、調査対象ダム湖及びその周辺、流入河川・下流河川等の現地踏査を行うものとする。

2) 現地調査計画書の作成

受注者は、調査地点の設定、調査時期及び回数の設定、調査方法の選定、採捕のための措置を行い、現地調査計画書を作成するものとする。なお、計画策定にあたっては、「マニュアル」に基づき学識経験者の助言を得るようにするものとする。

(4) 現地調査

受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した魚介類を室内に持ち帰り、調査地点別に同定及び計数を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果のとりまとめ

受注者は、「マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5113 条 底生動物調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚介類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティング（生物の拾い出し）を行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行う。また調査地点別、調査回別、種別に標本を作成する。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、「マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5114 条 動植物プランクトン調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖における動植物プランクトンの生息・生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚介類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、必要な前処理を行い、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、「マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、調査結果をとりまとめ、考察を行う。また、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5115 条 植物調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における植物の生育状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚介類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地で同定が困難な種等を室内に持ち帰り、検索・同定を行う。また同定が困難な種等については、必要に応じて標本（おしば）の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、「マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5116 条 鳥類調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における鳥類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚介類調査に準ずるものとする。

(5) 調査成果の取りまとめ

受注者は、「マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5117 条 両生類・爬虫類・哺乳類調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における両生類・爬虫類・哺乳類の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚介類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、捕獲した個体のうち、特定種に該当しないもので同定上問題があると判断されるものを持ち帰り、室内において検索・同定を行う。また必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、「マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5118 条 陸上昆虫類等調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、(2) 事前調査、(3) 現地調査計画策定、(4) 現地調査については、第 5112 条魚介類調査に準ずるものとする。

(5) 室内分析

受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行う。また、必要に応じ標本の作成を行う。

(6) 調査成果の取りまとめ

受注者は、「マニュアル」に基づき、調査結果について所定の様式にとりまとめる。

また、受注者は、所定の様式に基づき、年鑑原稿を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5119 条 ダム湖利用実態調査

1. 業務目的

本調査は、ダム湖及びその周辺区域の利用者数、利用状況等ダム湖及びその周辺区域の利用実態を把握することを目的とする。また実施に際しては、「ダム湖利用実態調査 調査マニュアル(案)・国土交通省」に準拠するものとする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査計画の策定

受注者は設計図書に基づき、対象地域、調査項目、調査実施日、既往成果等を整理して調査計画を策定し、監督職員の承諾を得るものとする。

(3) 現地調査

受注者は、現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。

(4) 調査成果のとりまとめ

受注者は、調査結果について、所定の様式に基づき成果のとりまとめを行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第4節 成果物

第 5120 条 成果物

1. 環境影響評価

受注者は、表 5-1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 5-1 成果物一覧表

成 果 物 項 目	摘 要
環境影響評価報告書一式	1
方法書（案）	
準備書（案）	2
評価書（案）	2

1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査、予測・評価及び環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。

2 要約書（案）を含むものとする。

2. ダム湖環境調査

受注者は、報告書を成果物として第 1117 条成果物の提出に従い作成し発注者に提出するものとする。このほか、設計図書の指示により、標本を提出するものとする。

第2章 ダム治水利水計画

第1節 ダム治水利水計画の種類

第 5201 条 ダム治水利水計画の種類

ダム治水利水計画の種類は以下のとおりとする。

- (1) 治水計画
- (2) 利水計画

第2節 治水計画

第 5202 条 治水計画の区分

治水計画の区分は次のとおりとする。

- (1) 洪水調節計画
- (2) 正常流量確保計画

第 5203 条 洪水調節計画

1. 業務目的

本業務は、降雨解析を行い、洪水調節施設の規模を検討することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は、業務実施に伴い、必要となる事柄について河川及び流域の状況を把握するための現地調査を行うものとする。また、現地調査にあたっては、事前に図上で予備的な調査を行い、行程等を検討し、結果をとりまとめるものとする。

(3) 降雨解析

降雨解析には種々の手法が採用されているが、本仕様書は、次の 2 種類の手法による場合を示すものとする。

- a. ティーセン法による検討
- b. 降雨強度曲線による検討

1) ティーセン法による検討

資料収集整理

受注者は、既往文献の調査を行うと共に、降雨解析に必要な資料収集を行い、そのデ - タについて観測所毎に使用可能性の確認を行い、資料収集対象観測所並びに対象降雨を選定し、時間雨量及び日雨量資料並びに関連する水文資料を収集し、記憶媒体にデ - タ登録を行うものとする。

統計解析

受注者は、観測期間、地域バランス及び年代別ティ - セン分割等を考慮して統計解析に用いる観測所を選定し、必要に応じ相関回帰分析等により欠測補填を行い、デ - タ登録を行うものとする。また、河川の水利水文特性などの状況、洪水調節施設計画配置などを考慮した高水流出モデル等を勘案した流域の分割を行い、ティ - セン法により分割流域及び各主要地点上流域の平均雨量を算出し、各年最大流域平均降雨量（日・時間等）一覧表、ティ - セン分割図及びティ - セン係数表等を作成するものとする。この各年最大流域平均降雨量（日・時間等）から、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

降雨特性検討

受注者は、対象とする降雨について、降雨の原因、降雨パターン、地域分布、降雨継続時間等について各要因別に分類を行い、降雨特性を検討し、とりまとめるものとする。

計画降雨の作成

受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、主要地点の計画降雨の作成を行うものとする。受注者は、降雨特性の検討、降雨確率の検討等を踏まえて、対象降雨群を選定し、主要地点上流域の対象降雨群の作成を行うものとする。

2) 降雨強度曲線による検討

資料収集整理

1) 文献調査

受注者は、業務に必要な文献・資料・既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。

なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、発注者との協議により、必要に応じて他機関より収集するものとする。

2) 雨量資料の収集・整理

受注者は、降雨解析に必要な資料収集を行い、観測所毎に使用可能性の確認を行い、流域を代表する観測所1箇所を選定する。この代表観測所における日雨量資料などを収集整理し、短時間雨量資料の収集対象降雨を選定したうえで自記紙等を収集し、降雨強度式作成に必要な単位時間について降雨量を読み取り最大値を算出し、日雨量デ - タ等との比較などからチェックするものとする。これらの対象降雨について観測所の観測期間、欠測状況、デ - タ整理状況、異常値の有無について調査し一覧表に取りまとめ、確率計算に必要な各年の最大値を抽出整理し、一覧表を作成するものとする。

なお、記憶媒体にデ - タ登録を行うものとする。

確率処理

受注者は、確率分布モデルにより確率計算を行い適切な方法で確率分布モデルを評価し、確率水文量を設定し、確率計算結果プロット図、確率雨量表及び不偏分散計算結果一覧表等を作成するものとする。

降雨強度曲線の作成

受注者は、各確率別の雨量強度を基に、最小二乗法により降雨強度曲線式を作成するものとする。

計画降雨の作成

受注者は、継続時間、降雨特性、流域の規模、到達時間等を考慮し、設計図書に示す計画規模に基づき、対象降雨群の波形を作成するものとする。

(4) 洪水調節施設規模の検討

受注者は、次に示す事項を検討するものとする。

- 1) 流出解析
- 2) 基本高水流量検討
- 3) 下流河道の流下能力の算定
- 4) 洪水調節計画

- 5) 計画高水流量
- 6) 治水経済効果
- 7) 洪水調節施設規模
- (5) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (6) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5204 条 正常流量確保計画

- 1. 業務目的
本業務は、流水の正常な機能を維持するためにダムにおいて確保すべき流量を設定することを目的とする。
- 2. 業務内容
 - (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 現地調査
第 5203 条洪水調節計画第 2 項の(2)に準ずるものとする。
 - (3) 資料収集整理
 - 1) 文献調査
受注者は、業務に必要な文献・資料、既往の類似調査に関する報告書等の収集及び整理とりまとめを行うものとする。
なお、収集については、発注者が貸与するもののほか、必要に応じて他機関より収集するものとする。
 - 2) 資料収集整理
受注者は、設計図書に示す、河道延長、資料収集期間、観測所数等に基づき、調査対象区間における縦・横断図、測量図、航空写真、流量観測記録、水質観測資料、河川構造物台帳、地下水、用排水系統図、動植物調査、景観、舟運等の資料の収集を行うものとする。
 - (4) 現況調査
受注者は、収集した資料を基に、流況及び流量確率の検討、利水現況、用排水系統の検討、渇水被害状況、水質現況、河道特性、自然環境及び社会環境の現況を把握するものとする。
 - (5) 河川区分と代表地点の設定
受注者は、当該河川の環境特性を踏まえ、河川区分を行い低水管理を適正に行うための基準点及び基準点を補う地点を設定するものとする。
 - (6) 必要流量の検討
受注者は、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持、流水の清潔の保持、動植物の保護、水利流量について各項目毎に検討すべき地点を選定したうえでそれぞれの必要流量を検討するものとする。
 - (7) 水収支検討
受注者は、支川流入量、取水量、伏没、還元量及び農水還元率等の検討を行い、水収支モデルを作成し、対象とする河道区間の水収支を明らかにするものとする。
 - (8) 基準点における正常流量の検討
受注者は、(6)の必要流量及び(7)の水収支検討を総合的に考慮し、基準点における正常流量を設定するものとする。
 - (9) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
 - (10) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 3 節 利水計画

第 5205 条 利水計画の区分

利水計画の区分は次のとおりとする。

- (1) 低水流出解析
- (2) 利水計画

第 5206 条 低水流出解析

1. 業務目的

本業務は、タンクモデル法等による定数解析並びに定数解析の結果から、計画基準点等における長時間の低水流出量を降雨から推定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

第 5203 条洪水調節計画第 2 項の (2) に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

第 5204 条正常流量確保計画第 2 項の (3) の 1) に準ずるものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、設計図書に示す雨量資料及び水理資料に関する資料収集対象観測所及び収集対象資料年数に基づき、日雨量（降雪量を含む）及び月別蒸発量（又は気温）等の雨量資料、水位資料、流量資料、水位流量曲線等を収集・整理するとともに、農業用水、上水道、工業用水、下水道等の水収支実態の把握を行い、実績取水量、計画取水量、取水地点、排水地点について調査するものとする。

(4) モデルの検討

受注者は、雨量、流量、取排水量の存在状況、流出基準点等を検討して、流域分割を行い、流出解析モデルを作成するものとする。

(5) 降雨解析

受注者は、日雨量の整っている観測所を対象にティーセン法等により、流域平均雨量を算定するものとする。

(6) 定数解析

受注者は、水収支解析を行うとともに、設計図書に基づき調査解析地点を対象とし、流出モデルの定数を試算により最も実測値に適合するように決定するものとする。

(7) 流量計算

受注者は、定数解析で決定した定数を使用して設計図書に基づき流量計算対象期間に対し日雨量を算出し、年流出高、流況表、日流量ハイドログラフにしてとりまとめるものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5207 条 利水計画

1. 業務目的

本業務は、正常流量の確保、各種用水の需要に応じて、ダムによる補給の計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

第 5203 条洪水調節計画第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 資料収集整理

1) 文献調査

第 5204 条正常流量確保計画第 2 項の(3)の 1)に準ずるものとする。

2) 資料収集整理

受注者は、業務の対象となる雨量観測所について、日雨量資料を収集・整理するものとする。また、受注者は設計図書により収集あるいは貸与する河川利用現況、正常流量、低水流出解析、新規水需要計画等に関する検討調査資料を業務目的を達成するにあたり、使用が便利となるように整理するものとする。

(4) 新規用水の供給計画検討

受注者は、(3)で整理した資料等から対象流域内の人口、産業形態、地域振興計画等を勘案し、新規用水の必要性を整理し、供給計画を検討するものとする。

(5) 自然流況の作成

受注者は、流量観測資料より取排水実績を勘案し、自然流況を作成するものとする。

1) 資料収集整理

受注者は、設計図書に基づき、日流量年表、取排水系統、取排水施設関連資料及び取排水実績資料を収集・整理するものとする。

2) 水利用実態の把握

受注者は、収集・整理した資料に基づき、農業用水、上水道用水、工業用水、雑用水及び下水道等流域の水収支実態の把握を行うものとする。

3) 水収支解析

受注者は、実測値を用いた水収支の検討、伏没還元量の検討、農水還元率の検討を行い、水収支モデルを作成し、実測流量による検証を行い、水収支を明らかにするものとする。

4) 自然流況の推算

受注者は、設計図書に示す取水地点数と計算対象年に基づき、自然流況の推算を行うものとする。

(6) 利水計算モデルの検討

受注者は、流域の水収支の実態に基づき利水計算系統図の作成、基準地点の設定及び利水計算条件の整理を行い、利水計算プログラムを作成するものとする。

(7) 利水計算

受注者は設計図書に示す利水計算年数について雨量、流量資料のデータ登録を行い、新規取水を考慮した渇水基準年におけるダム容量の検討を行うとともに、設定されたダム容量に基づきダム運用計算を行い、その結果を貯水池運用曲線図、流況図及び流況表に整理するものとする。

なお、渇水基準年については、別途協議するものとする。

(8) 確保容量検討

受注者は、新規用水及び利水計算年数に基づき、利水計算結果を基に各期別の必要貯水位を算定し、目的別の確保容量の検討を行うものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 成果物

第 5208 条 成果物

受注者は、以下に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

(1) 報告書

(2) 概要版

(3) 付属資料(計算結果、収集資料)

第 3 章 ダム地質調査

第1節 地質調査の種類

第5301条 地質調査の種類

地質調査の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 地形調査
- (2) 広域調査
- (3) 地表地質踏査
 - (3-1) ダムサイト地表地質踏査
 - ダムサイト候補地選定地表地質概査
 - ダムサイト地表地質概査
 - ダムサイト地表地質調査
 - (3-2) 堤体材料候補地地表地質踏査
 - 堤体材料候補地選定地表地質概査
 - 堤体材料候補地地表地質概査
 - 堤体材料候補地地表地質調査
 - (3-3) 貯水池周辺地表地質踏査
 - 貯水池周辺地表地質概査
 - 貯水池周辺地表地質調査
- (4) 物理探査
- (5) 透水試験
- (6) 横坑調査
- (7) 岩盤試験
 - (7-1) 岩盤直接剪断試験
 - (7-2) 岩盤変形試験
- (8) 孔内観察
- (9) 地質解析
 - (9-1) 地質比較検討
 - (9-2) 地質解析
 - (9-3) 地質考察
 - (9-4) 地質総合解析
- (10) 岩盤掘削面スケッチ
 - (10-1) ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ
 - (10-2) 堤体材料採取地掘削時材料評価
 - (10-3) 堤体材料採取地掘削面岩盤スケッチ
- (11) 第四紀断層調査

第2節 地形調査

第5302条 地形調査

1. 業務目的

ダム地質調査の初期段階において、ダム予定箇所周辺の地形特性を、地すべり地形や線状模様などを抽出することにより把握し、ダム建設のための資料とすることを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 資料収集整理
 - 1) 受注者は、ダム周辺地域の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。なお、用地、自然環境上の制約等についても配慮するものとする。
 - 2) 受注者は、縮尺 1/40,000 程度の空中写真を収集するものとする。
- (3) 空中写真判読

- 1) 受注者は収集した空中写真を使用し、ダム周辺地域の地すべり地形や線状模様を判読するものとする。
- 2) 受注者は、ダム位置を中心とし、半径 10km 範囲を判読するものとする。
- (4) 図面作成
受注者は、収集した資料や判読結果に基づき、ダム周辺地域の縮尺 1/25,000 の地形特性図を作成するものとする。
- (5) とりまとめ
1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム周辺地域の地形特性を明らかにするものとする。
2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の調査計画の提案を行うものとする。
- (6) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (7) 報告書作成
受注者は業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
3. 成果物
受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～3 項に従い作成し、発注者に納品する。また、収集した空中写真については、別途資料集として提出する。
 - (1) 地形特性図 (1/25,000)
 - (2) 地形調査報告書
4. 貸与資料
貸与資料は、設計図書に提示する。
5. その他
その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第3節 広域調査

第 5303 条 広域調査

1. 業務目的
ダム地質調査初期段階において、縮尺 1/10,000 地形図に基づき、現地調査を実施し、ダム周辺の地質構成、地質構造を把握し、地質図を作成するとともにダム建設上の問題点を予測することを目的とする。
2. 業務内容
 - (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 資料収集整理
受注者は、ダム周辺の地形・地質資料や文献などを収集し、整理するものとする。
 - (3) 現地調査
 - 1) 受注者は、貸与された資料を基に、現地調査を実施し、地形び露頭観察を行うものとする。受注者は 10km²の範囲を標準として調査する。
 - 2) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてとりまとめるものとする。
 - (4) 図面作成
 - 1) 受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行い、ダム周辺の地形検討を行うものとする。
 - 2) 受注者は、収集資料や現地調査結果により、ダム周辺の地質構成、地質構造について、地質的考察を行うものとする。
 - 3) 受注者は、地質的考察に基づき、ダム周辺の縮尺 1/10,000 地質平面図及び地質断面図を作成するものとする。
 - (5) とりまとめ
 - 1) 受注者は、以上の結果をとりまとめ、ダム建設に伴う地質上の問題点を予測するものとする。
 - 2) 受注者は、調査結果に基づき、今後の地質調査計画の提案を行うものとする。
 - (6) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
 - (7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/10,000)
- (2) 地質断面図 (1/10,000)
- (3) ルートマップ
- (4) 広域調査報告書

4. 貸与資料

発注者が貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 地形図 (1/5,000～1/10,000 程度)
- (3) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第4節 地表地質踏査

第 5304 条 地表地質踏査の基本的事項

地表地質踏査は、それぞれの調査段階に応じた標準的な精度で行われることを前提としており、調査対象はダムサイト、堤体材料採取候補地、貯水池周辺に分けられる。

第 5305 条 ダムサイト候補地選定地表地質概査 (1/5,000)

ダム候補地点を選定し、ダムサイトとしての適否判定及びダム建設上の問題点を把握するための基礎地質資料を作成する業務である。

1. 業務の目的

貸与された 1/5,000 地形図を基にして、現地踏査を実施し、概略の地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点を検討し、ダムサイトの適否について判断することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形及び露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地形及び露頭観察により、地すべり、崩壊地などの有無を把握する。
- 3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイト候補地の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについて、概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、ダムサイト候補地の地質平面図 (1/5,000) 及び、最も適当と判断されるダム軸に沿った概略の地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査地内におけるダムサイト候補地を 1～2 地点選定し、それらの地点のダムサイトとしての地質上の問題点について、検討を加え、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)
- (2) 地質断面図 (ダム軸沿い、拡大 1/1,000)
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 空中写真
- (2) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (3) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (4) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5306 条 ダムサイト地表地質概査 (1/2,500)

本業務は、選定されたダムサイトにおけるダム建設上の問題点の把握及び、今後の調査方針の検討を行うための基礎地質資料を作成する業務である。

1. 業務の目的

貸与された 1/2,500 地形図を基にして、現地踏査を実施して地質図を作成し、ダムサイトとしての地質上の問題点の検討を行い、ダムサイトの今後の調査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形及び露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、ダムサイトの地質構造、風化ならびに被覆層の厚さの推定を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、地質構造、主要な断層、風化状況などについて概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイト候補地の地質平面図 (1/2,500) 及び、最も適当と判断されるダム軸に沿った地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、ダムサイト候補地の地形、地質上の問題点について整理・検討し、今後のダムサイトの調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5307 条 ダムサイト地表地質調査 (1/500)

本業務は、ダムの設計のための基礎地質資料を作成する業務である。

1. 業務の目的

貸与された 1/500 地形図を基にして、現地踏査を実施し、詳細な地質図を作成し、他の調査結果と照合してダムサイトの詳細な解析のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基にダムタイプ・規模を考慮した現地踏査を実施し、地形及び露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、ダムサイトの地質構成、地質構造、岩盤風化状況、湧水地点の有無などについて詳細な露頭観察を行う。
- 3) 受注者は、上記の現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、ダムサイトの地質構成、詳細な地質構造、断層などについて検討する。

2) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、ダムサイトの地質平面図 (1/500) 及び地質断面図 (1/500) を作成する。

3) 地質条件の検討

受注者は、ダムサイト候補地の地形・地質状況に基づき、ダムタイプ・規模に応じたダムサイトの地形・地質上の問題点を指摘し、検討を加える。

4) 調査計画の検討

受注者は、地質図及び地質条件の検討結果に基づき、地質状況ならびにダム建設上の問題点に対応した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 3 断面
- (3) 左右岸河床上下流方向地質断面図 (1/500) 3 断面
- (4) 地質調査計画図 (1/500)
- (5) ルートマップ
- (6) 地質調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000～10,000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5308 条 堤体材料採取候補地選定地表地質概査 (1/5,000)

1. 業務の目的

貸与された 1/5,000 地形図を基に、現地調査を実施して、概略の地質図を作成し、堤体材料候補地を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形及び露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、露岩あるいは被覆層の状況について調査を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図 (1/5,000) 及び、最も適当であると見られる堤体材料採取候補地の地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地を選定し、堤体材料採取候補地としての問題点、概略採取計画などについて検討を加える。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)

- (2) 地質断面図 1 断面
- (3) ルートマップ
- (4) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模に関する資料
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5309 条 堤体材料採取候補地地表地質概査 (1/2,500)

1. 業務の目的

貸与された 1/2,500 地形図を基に、現地調査を実施して、地質図を作成し、堤体材料採取候補地の採掘計画の検討に向けて今後の調査計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

- 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形及び露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地質構造、風化ならびに表層の厚さの推定を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料により、調査範囲の地質構成、基本的地質構造、主要な断層などについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図 (1/2,500) 及び堤体材料採取候補地の地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質上の問題点の整理、材料の品質及び賦存量の検討、それらに対する調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は、下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)

- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5310 条 堤体材料採取候補地地表地質調査 (1/1,000)

1. 業務の目的

貸与された 1/1,000 地形図を基に、現地調査を実施して詳細な地質図を作成し、堤体材料採取地としての検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

- 1) 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、発注者より示されたダム計画に基づき、必要な堤体材料の種類、性質、必要量について把握する。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形及び露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、所要材料の質及び量を考慮した露頭調査、地質層序、地質構造、材料賦存状況などの調査を行う。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、踏査範囲の空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、調査範囲の地質構成、地質構造、材料の賦存状況などについて検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、地質平面図 (1/1,000) 及び地質断面図 (1/1,000) を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、調査範囲の地形、地質の整理・検討を行い、堤体材料採取地としての地質上の問題点を明らかにし、概略の採取計画を検討する。また、それらの問題点を考慮した調査計画を提案する。

5) 調査計画の検討

受注者は、地質図及び地質条件の検討結果に基づき、堤体材料採取地としての問題点ならびに所要量、材質を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (縦断 2 断面、横断 2 断面を基本とし、ダム規模等により複断面必要な場合は別途考

慮する)

- (3) 概略採取計画図 (1/1,000)
- (4) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (5) ルートマップ
- (6) 地質調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5311 条 貯水池周辺地表地質概査 (1/2,500)

本業務は、貯水池周辺の地質構成、層序及び地質構造を把握し、貯水池からの漏水及び湛水による地すべり発生懸念箇所を選定する業務である。

1. 業務の目的

貯水池周辺の地質図を作成して、地質状況を明らかにするとともに、地すべりの分布や漏水の可能性を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形及び露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、地形及び露頭観察により地すべり、崩壊地の有無を把握する。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、地形・地質に関する既存資料などにより、地質構成、地質構造、断層、地すべりなどについての概略検討を行う。

3) 地質図作成

受注者は、地質的考察に基づき、調査範囲の地質平面図 (1/2,500) 及び地質断面図 (拡大 1/1,000) を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、現地調査、地形検討及び地質的考察に基づき、ダムサイトの地質構造上の位置付け、貯水池内における地形・地質上の問題点について大局的な検討を行い、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項 ~ 第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)

- (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000) 2 断面
- (3) 地質調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質概査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5312 条 貯水池周辺地表地質調査 (1/1,000)

1. 業務の目的

精査対象地すべり地周辺の地質状況を把握するとともに、湛水及び道路計画に伴う斜面の安定性を検討すること、あるいは、漏水が懸念される地区周辺の地質状況を詳細に把握して、漏水の可能性について検討することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

- 1) 受注者は、貸与された地形図を基に現地踏査を実施し、地形及び露頭の観察を行う。
- 2) 受注者は、湛水・道路計画を考慮した露頭調査、地形状況、地質構成、地質構造などについて調査する。
- 3) 受注者は、現地観察結果をルートマップとしてまとめる。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行う。

2) 地質的考察

受注者は、ルートマップ、地形検討結果、既存概査資料などにもとづき、地質構成、地質構造、地下水分布、斜面状況などを検討する。

3) 地質図作成

受注者は地質的考察結果に基づき、地質平面図 (1/1,000) 及び地質断面図 (1/1,000) を作成する。

4) 地質条件の検討

受注者は、地形・地質状況に基づき、湛水及び道路計画等に伴う斜面の安定性あるいは漏水などの問題点を整理・検討する。

5) 調査計画の検討

受注者は、地質図ならびに地質条件の検討に基づき、問題箇所について湛水・道路計画を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項 ~ 第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)

- (2) 地質断面図 (1/1,000) 4 断面
- (3) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (4) ルートマップ
- (5) 地質調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト・ダムタイプ・ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) ダムサイト (1/500)
- (6) 貯水池地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (7) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第5節 物理探査

物理探査は、調査地の岩盤状況などの概略を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。

第 5313 条 物理探査の基本的事項

物理探査は、弾性波探査、比抵抗探査など各種の手法があり、調査対象、目的により適切な手法を選択するものとする。

第 5314 条 物理探査

1. 業務の目的

調査地の岩盤状況、地下水分布などの概略を把握することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

1) 測線設定

受注者は、現地において探査をする測線について縦断測量 (1/500) などを実施し、必要な測線を設定する。

2) 観測

受注者は、設定された測線について観測を行う。

(3) 解析及び考察

受注者は、観測結果について解析を行い、解析断面図などを作成し、岩盤状況などの概要を予測する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項 ~ 第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 測線位置図
- (2) 観測資料
- (3) 解析断面図
- (4) 物理探査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (2) 地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (3) 測量基準点
- (4) 地質平面図、地質断面図
- (5) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第6節 透水試験

基礎岩盤の透水性把握のために透水試験が実施され、ダムサイトではルジオンテストが実施される。

第 5315 条 ルジオンテストの基本的事項

ルジオンテストは、ダムサイトにおける基礎岩盤の透水性把握のために行われ、現地作業とその結果に基づく考察に分けられる。現地作業はボーリング調査とあわせて実施するのを標準としており、作業の範囲は現地作業及び現地作業より収集するデータの整理作業までを含む。なお、データの整理作業とは、注入圧力-注入量曲線を作成する作業までをいう。また、ルジオンテストの考察とは、実施されたルジオンテストの結果に基づき考察を行い、ルジオン値を決定する業務をいう。

第 5316 条 ルジオンテスト及び考察

1. 業務の目的

ルジオンテストは、ダム基礎岩盤の透水性を評価する試験方法であり、本業務ではその現地作業とその結果に基づく考察を行う。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地作業

1) 受注者は、ボーリング作業とあわせてルジオンテストを実施する。ルジオンテストはルジオンテスト技術指針・同解説（国土技術研究センター・平成 18 年 7 月）に準拠して実施する。

2) 受注者は、ルジオンテストにより得られたデータを整理し、注入圧力-注入量曲線を作成する。

(3) 考察

受注者は、ルジオンテストより得られた注入圧力-注入量曲線に基づき、ルジオン値を決定する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) ルジオン値
- (2) ルジオンテストデータ
- (3) 注入圧力-注入量曲線

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図 (1/5,000 ~ 1/10,000)
- (2) 地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (3) 既存地質調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第7節 横坑調査

横坑調査は、調査地の地質分布と岩盤状況を把握するために実施するもので、調査と調査結果の考察を行う。

第 5317 条 横坑調査の基本的事項

横坑調査は、横坑の掘削作業と掘削後に行う横坑観察に分けられ、横坑観察は掘削後適宜実施される。

第 5318 条 横坑観察

1. 業務の目的

対象地域に施工された横坑の坑壁の観察により、対象地域の地質分布・岩盤性状などを把握し、地質工学的考察を行うための基礎資料とすることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地調査

受注者は貸与資料を基に、現地にて横坑の地質観察を行い、岩盤のスケッチを行う。

(3) 図面作成

現地調査の結果に基づき、横坑展開図を作成する。なお、横坑展開図は地質図と岩級区分図の 2 種類を作成する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書の作成

受注者は、調査・検討結果を第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を取りまとめる。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品し、別途資料を提出する。

(1) 調査位置図

(2) 横坑展開図（縮尺 1/100）

(3) 横坑調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図（1/5,000～1/10,000）

(2) 地形図（1/500～1/1,000）

(3) 地質平面図、地質断面図

(4) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第8節 岩盤試験

ダム基礎岩盤のせん断強度及び変形特性の把握を目的として、岩盤直接せん断試験及び岩盤変形試験が実施される。

第 5319 条 岩盤試験の基本的事項

岩盤直接せん断試験の方法は、地質状況によって変化するが、「原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-（土木学会・平成 12 年 12 月）」に準拠した垂直荷重用油圧ジャッキ 1 基、傾斜荷重用油圧ジャッキ 2 基を使用して測定するブロックせん断試験の場合を標準とする。岩盤変形試験の方法は、目的ならびに対象岩盤の状況に応じて変化するが、「原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-（土木学会・平成 12 年 12 月）」に準拠した油圧ジャッキ 1 基を用いて等変位置で鉛直荷重により測定する場合を標準とする。

第 5320 条 岩盤直接せん断試験

1. 業務の目的

試験用コンクリートブロックの大きさ 60cm×60cm×30cm、傾斜角度 15° の場合を標準とするブロックせん断試験の実施により、ダム基礎岩盤のせん断強度の把握を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 試験位置の選定

1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間及び試験面の地質工学的な観察・評価を行う。

2) 受注者は、選定した試験面にコンクリートブロックを打設する。

(3) 測定

受注者は、現地において直接せん断試験を実施し、測定を行う。

(4) 解析

受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。

(5) 評価

受注者は、岩盤せん断試験結果について、地質工学的評価を行う。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 試験位置図

(2) 試験面スケッチ

(3) 応力-変位量曲線

(4) 時間変位量曲線

(5) 試験面変位図

(6) 岩盤せん断試験報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 位置図 (1/5,000 又は 1/10,000)

(2) 地形図 (1/500～1/1,000)

(3) 地質平面図、地質断面図

(4) 既存調査・設計資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5321 条 岩盤変形試験

1. 業務の目的

φ300mm の剛体円形支圧板による変形試験（原位置岩盤試験法の指針-平板載荷試験法-せん断試験法-孔内載荷試験法-(土木学会・平成 12 年 12 月))の実施により、ダム基礎岩盤の変形特性の把握を目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 試験位置の選定

- 1) 受注者は、現地において試験箇所の盤下げを行い試験位置を選定するとともに、盤下げ区間及び試験面の地質工学的な観察・評価を行う。
- 2) 受注者は、選定した試験面に剛体支圧板を設置する。
- (3) 測定
受注者は、現地において岩盤変形試験を実施して、測定を行う。
- (4) 解析
受注者は、測定結果について解析・とりまとめを行う。
- (5) 評価
受注者は、岩盤変形試験結果について、地質工学的な評価を行う。
- (6) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (7) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
3. 成果物
受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。
 - (1) 試験位置図
 - (2) 試験面スケッチ
 - (3) 応力-変位量曲線
 - (4) 時間変位量曲線
 - (5) 試験面変位図
 - (6) 岩盤変形試験報告書
4. 貸与資料
発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。
 - (1) 位置図 (1/5,000 又は 1/10,000)
 - (2) 地形図 (1/500～1/1,000)
 - (3) 地質平面図、地質断面図
 - (4) 既存調査・設計資料
5. その他
その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第9節 孔内観察

ボーリング孔の孔壁をボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して観察し、ボーリングコアと対比することにより地質状況を確認する。

第 5322 条 孔内観察

1. 業務の目的
ボアホールテレビもしくは孔壁展開画像撮影装置を使用して、ボーリング孔壁を観察することにより、地質分布、岩盤性状、地質構造などを把握することを目的とする。
2. 業務内容
 - (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 現地作業
受注者は、ボーリング孔内にプローブを挿入し、孔壁撮影を行う。孔壁状況はビデオテープもしくは光ディスクに記録する。
 - (3) 考察
受注者は、記録した孔壁画像を出力するとともに、孔壁画像を基にボアホールテレビ観察柱状図又は孔壁解析図（孔壁展開画像）を作成する。また、ボーリングコアと対比し、地質考察を行う。
 - (4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) ボアホールテレビ観察柱状図又は孔壁解析図（孔壁展開画像）
- (2) 孔壁観察結果を記録したビデオテープ又は光ディスク
- (3) 孔壁観察報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- (2) 地形図（1/500～1/1,000）
- (3) ボーリング調査位置図（1/500）
- (4) ボーリング柱状図、コア写真
- (5) 既存地質調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 10 節 地質解析

第 5323 条 地質解析の基本的事項

地質解析はその内容に応じて地質比較検討、地質解析、地質考察、地質総合解析に大別され、それぞれの調査段階に応じた標準的な精度で実施される。解析対象と調査段階、解析の精度により、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地質比較検討
 - (1-1) ダムサイト候補地地質比較検討（1/5,000）
 - (1-2) 堤体材料候補地地質比較検討（1/5,000）
- (2) 地質解析
 - (2-1) ダムサイト地質解析（1/2,500）
 - (2-2) ダムサイト地質解析（1/500）
 - (2-3) 堤体材料候補地地質解析（1/2,500）
 - (2-4) 堤体材料候補地地質解析（1/1,000）
- (3) 地質考察
 - (3-1) ダムサイト地質考察
 - (3-2) 堤体材料候補地地質考察
 - (3-3) 貯水池周辺地質考察
- (4) 地質総合解析
 - (4-1) ダムサイト地質総合解析（概略設計段階）（1/500）
 - (4-2) ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）（1/500）
 - (4-3) 堤体材料候補地地質総合解析（1/1,000）

第 5324 条 ダムサイト地質比較検討（1/5,000）

1. 業務の目的

貸与された地質資料（1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料）を基に、計画地点の地形・地質条件を解析し、最適ダムサイトを選定するため、ダムサイト候補地の比較・評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存物理探査資料及び既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者はダムサイト付近の空中写真判読を行う。

2) 地質図作成

受注者は既存地質図に、新規の調査資料を加味し、ダムサイト候補地の地質断面図を作成する。

3) 地質比較検討・調査計画の提案

受注者は各種資料、地質図に基づき、ダムサイト候補地の比較検討を行い、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 地質平面図 (1/5,000)

(2) ダム軸地質断面図 (拡大 1/1,000)

(3) 調査計画図

(4) 地質比較検討報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 空中写真

(2) 位置図 (1/50,000～1/10,000)

(3) ダムサイト、貯水池地形図 (1/5,000)

(4) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5325 条 堤体材料採取候補地地質比較検討 (1/5,000)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/5,000 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、堤体材料採取候補地点の地形・地質条件を解析し、最適な地点を選定するため、堤体材料採取候補地の比較・評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は、貸与資料を基に現地調査を行い、各堤体材料候補地周辺の地形・地質状況を把握するとともに、既存地質調査資料、既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地形検討

受注者は、空中写真判読を行い、周辺の地形特性を把握する。

2) 地質図作成

受注者は、既存地質図に新規の調査資料を加味し、堤体材料採取候補地の地質断面図を作成する。

3) 地質比較検討

受注者は、各種資料、地質図に基づき堤体材料採取候補地の比較検討を行う。

4) 調査計画の検討

受注者は、比較検討結果に基づき、当該候補地における地質上、材料採取上の問題点を考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成する。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/5,000)
- (2) 地質断面図 (拡大 1/1,000)
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) 地質比較検討報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5326 条 ダムサイト地質解析 (1/2,500)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/2,500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、ダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料及び既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料及び新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、岩種、地質層序及び地質構造の概略検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料及び上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、透水性及び断層の検討を行い、ダムサイトとしての基本的問題点を検討し、指摘する。

3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、検討、指摘された問題点に対応した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成する。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1,000) 4 断面
- (3) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (4) ダムサイト地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5327 条 ダムサイト地質解析 (1/500)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/500 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討しダムサイトとしての地質工学的評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料及び既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料及び新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的な位置づけを明らかにし、地質層序及び地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料及び上記検討資料に基づき、岩盤状況、透水性、地下水位について考察し、岩級区分図・ルジオンマップを作成して、ダムサイトとしての地質工学的な問題点について検討評価する。

3) 調査計画の検討

受注者は検討結果に基づき、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮して、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成する。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項 ~ 第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) 地質断面図 (1/500) 9 断面
- (3) 岩級区分図 (1/500) 9 断面
- (4) ダム軸沿いルジオンマップ
- (5) 地質調査計画図 (1/500)
- (6) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5328 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/2,500)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/2,500 地表地質概査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料及び既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料及び新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、岩種、地質層序及び地質構造の検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料及び上記検討資料に基づき、基盤岩の風化、賦存量の検討を行い、堤体材料採取候補地としての基本的な問題点を指摘する。

3) 調査計画の検討

受注者は地質上の問題点を考慮して、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成する。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項 ~ 第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/2,500)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、拡大 1/1,000) 各 1 断面
- (3) 概略採取計画図 (拡大 1/1,000)
- (4) 調査計画図 (拡大 1/1,000)
- (5) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (4) 堤体材料採取候補地地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5329 条 堤体材料採取候補地地質解析 (1/1,000)

1. 業務の目的

貸与された地質資料 (1/1,000 地表地質調査より得られた地質資料及び物理探査、ボーリング調査等により得られた資料) を基に、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質条件を確認するとともに、必要な部分の既存横坑資料及び既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 解析

1) 地質条件の検討

受注者は見直し資料及び新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質層序及び地質構造の詳細な検討を行って、地質図を作成する。

2) 地質工学的検討

受注者は既存資料及び上記検討資料に基づき、堅岩分布状況について詳細に考察し、賦存量を推定し、材料採取計画の資料とする。

3) 調査計画の検討

受注者は、上記検討結果に基づいて、地質上、採取計画上の問題点の考察を行い、調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成する。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面
- (3) 材質区分図 (縦断、横断、1/1,000) 7 断面
- (4) 採取計画図 (1/1,000)
- (5) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (6) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5330 条 地質考察の基本的事項

地質考察は、実施された地質調査 (物理探査、ボーリング調査、横坑調査など) に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、既存の地質断面図を修正する業務である。地質考察は、調査対象により以下に区分される。

(1) ダムサイト

- (2) 堤体材料
- (3) 貯水池

第 5331 条 ダムサイト地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、計画地点の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 考察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 調査位置図

(2) 地質断面図

(3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模

(2) 空中写真

(3) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(4) ダムサイト・貯水池地形図（1/5,000～1/2,500）

(5) ダムサイト地形図（1/500～1/1,000）

(6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5332 条 堤体材料採取候補地地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、堤体材料候補地の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 考察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 調査位置図
- (2) 地質断面図
- (3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真
- (3) 位置図 (1/50,000～1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000～1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500～1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5333 条 貯水池周辺地質考察

1. 業務の目的

実施された地質調査に基づき、貯水池周辺の地質的解釈を行い、地質断面を修正することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 考察

1) 調査資料の地質的解釈

受注者は、新規調査資料（横坑展開図、ボーリング柱状図など）に基づき、既存調査資料と対比し、地層などの分布、連続性について、地質的解釈を行う。

2) 地質断面図の修正

受注者は、新規調査資料に関連する既存地質断面図を見直し、修正する。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 調査位置図
- (2) 地質断面図
- (3) 地質解釈の報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 航空写真

- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5334 条 ダムサイト地質総合解析 (概略設計段階) (1/500)

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討及び地質工学的な検討・評価を行い、本体概略設計に必要な資料としての地質図を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料及び既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q 曲線などの確認・修正を行う。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料及び新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序及び地質構造の詳細な検討を行って、本体概略設計に必要な地質図を作成する。

3) 地質工学的検討 (岩盤状況・岩盤強度)

受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内及び原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。

4) 地質工学的検討 (岩盤透水性)

受注者は、各種調査資料に基づき、ルジオンマップなどを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。

5) 調査計画の検討

受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項 ~ 第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面
- (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 5 断面
- (4) 水平断面図 (1/500) 3 断面
- (5) 岩級区分図 (1/500) 13 断面
- (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面
- (7) 岩級コンターマップ (1/500)
- (8) 地質調査計画図 (1/500)
- (9) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5335 条 ダムサイト地質総合解析（実施設計段階）(1/500)

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、ダムサイトの地質条件の検討及び地質工学的な検討・評価を行い、本体実施設計に必要な資料としての地質図類を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

1) 受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、ダムサイト周辺の地形・地質条件を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料及び既存ボーリング資料などを見直し、確認する。

2) 受注者は既存透水試験結果を見直し、ルジオン値、P-Q 曲線などの確認・修正を行う。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、各種既存資料を整理・統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料及び新規調査資料に基づき、ダムサイトの広域的位置づけを明らかにし、地質層序及び地質構造の詳細な検討を行って、実施設計上必要な地質図を作成する。

3) 地質工学的検討（岩盤状況・岩盤強度）

受注者は、各種調査資料に基づき、岩盤区分図などを作成し、堅岩線、断層・弱層部、変質帯の分布などについて検討評価する。また、各種室内及び原位置試験結果に基づき岩盤の強度について検討する。

4) 地質工学的検討（岩盤透水性）

受注者は、各種調査資料に基づき、各種透水特性検討図などを作成し、岩盤の透水特性を検討評価する。

5) 調査計画の検討

受注者は、ダムサイトの地質上の問題点について、ダム高、ダムタイプなどを考慮した調査計画を提案する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/500)
- (2) ダム軸方向地質断面図 (1/500) 5 断面
- (3) ダム軸横断地質断面図 (1/500) 8 断面
- (4) 水平断面図 (1/500) 5 断面
- (5) 岩級区分図 (1/500) 18 断面
- (6) ダム軸沿いルジオンマップ 1 断面

- (7) 岩級コンターマップ (1/500) 2 種
- (8) 地質調査計画図 (1/500)
- (9) 地質解析報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5336 条 堤体材料採取候補地地質総合解析 (1/1,000)

1. 業務の目的

既存資料を総合的に見直し、計画地点の地形・地質条件を検討し、堤体材料採取候補地としての地質工学的な検討・評価を行い採取計画及び施工計画に必要な地質図を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 既存資料の見直し

受注者は貸与資料を基に現地調査を行い、堤体材料採取候補地の地形・地質状況を把握するとともに、必要な部分の既存横坑資料及び既存ボーリング資料を見直し、確認する。

(3) 総合解析

1) 既存資料の整理・統合

受注者は、既存地質調査資料（物理探査、横坑、ボーリング、土質試験、岩石試験、骨材試験、材料試験など）を整理統合し、解析用資料としてとりまとめる。

2) 地質条件の検討

受注者は、見直し資料及び新規調査資料に基づき、堤体材料採取候補地の広域的位置付けを明らかにし、地質構成及び地質構造の詳細な検討を行い採取計画及び施工計画に必要な地質図を作成するとともに、各地質区分に応じた賦存量を算出する。

3) 地質工学的検討

受注者は、既存資料及び上記検討資料に基づき、材質、断層・脆弱部、変質帯、堅岩分布、材質分布、採取計画上の問題点について、地質工学的な検討・評価を行う。

4) 調査計画の検討

受注者は上記検討結果に基づき、堤体材料採取候補地の地質上の問題点を考慮した調査計画を提案し、廃棄岩の発生量・処理方法についても配慮する。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 地質平面図 (1/1,000)
- (2) 地質断面図 (縦断、横断、水平 1/1,000) 13 断面
- (3) 材質区分図 (1/1,000) 13 断面
- (4) 材料分布コンターマップ (1/1,000)

- (5) 採取計画図 (1/1,000)
- (6) 地質調査計画図 (1/1,000)
- (7) 地質解析報告書
- (8) 資料集

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) 堤体材料採取候補地地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 11 節 岩盤掘削面スケッチ

岩盤掘削面スケッチは、掘削面の調査を行い、掘削面の状況について解析・評価を行う業務である。岩盤掘削面スケッチは、調査対象と調査の目的により、以下に区分される。

- (1) ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)
コンクリートダム基礎及びロックフィルダムのコア敷については縮尺 1/200 を標準とする。
- (2) 堤体材料採取地
 - (2-1) 堤体材料評価
 - (2-2) 堤体材料採取地掘削面スケッチ

第 5337 条 ダムサイト基礎掘削面岩盤スケッチ (縮尺各種)

1. 業務の目的

ダム本体及び重要附帯構造物の基礎岩盤が、設計条件を満足するか否かを基礎掘削面の調査結果に基づいて解析・評価することを目的とする。

2. 業務内容

- (1) 計画準備
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 掘削面調査
受注者はダム本体及び重要附帯構造物の基礎岩盤の掘削面調査を実施する。なお縮尺についてはダム毎に判断するものとする。
- (3) 図面作成
受注者は、岩種分布、岩級分布及び岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い、地質図及び岩級区分図を作成する。
- (4) 解析
 - 1) 受注者は、基礎岩盤の諸性状が設計段階で想定していた状況と合致しているか否かを解析する。
 - 2) 受注者は、基礎岩盤の解析結果を地質工学的に検討し、掘削線の変更や設計検討が必要であるか否かを評価する。
また、以後の掘削に際しての留意点をとりまとめて提言を行う。
- (5) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。
- (6) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項 ~ 第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 掘削面地質図
- (2) 掘削面岩級区分図
- (3) 地質断面図
- (4) 岩級区分断面図

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面形状図
- (2) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5338 条 堤体材料採取地掘削時材料評価

1. 業務の目的

材料採取地掘削面スケッチの成果に基づいて、地質条件、材料分布及び掘削法面の長期的安定性について解析・評価を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 解析

- 1) 受注者は、既往調査資料及び掘削面スケッチ資料に基づき、岩種分布、材料分布及び岩盤劣化部の連続性などについて検討を行い地質図及び材料区分図を作成する。
- 2) 受注者は、地質構造、材料分布ならびに不良岩の分布について解析する。
- 3) 受注者は、解析結果に基づき、採取範囲ないし採取形状の変更が必要であるか否かについて評価する。
また、以後の材料採取に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。
- 4) 受注者は、解析結果に基づき、掘削法面の長期的安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点もとりまとめて提言を行う。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 材料採取地地質図 (1/500～1/1,000)
- (2) 材料採取地材料区分図 (1/500～1/1,000)
- (3) 地質断面図 (1/500～1/1,000)
- (4) 材料区分断面図 (1/500～1/1,000)

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 掘削面スケッチ資料 (1/200～1/500)
- (2) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 5339 条 堤体材料採取地掘削面スケッチ

1. 業務の目的

材料採取地の掘削面調査を行い、材料分布を確認するとともに、その地質、岩盤状況を基に、掘削法面の安定性を解析・評価することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 掘削面調査

受注者は材料採取地の掘削面調査を実施する。

(3) 図面作成

受注者は、岩種分布、材料分布及び割れ目や岩盤劣化部の連続性などについて掘削面地質図及び掘削面材料区分図を作成する。

(4) 解析

1) 受注者は、掘削面の地質・岩盤性状について解析する。

2) 受注者は、掘削面の解析結果を地質工学的に検討し、掘削法面の安定性を評価する。また、以後の掘削に際しての留意点を取りまとめて提言を行う。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

(1) 掘削面地質図 (1/200～1/500)

(2) 掘削面材料区分図 (1/200～1/500)

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 掘削面形状図 (1/200)

(2) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 12 節 第四紀断層調査

第 5340 条 第四紀断層調査の基本的事項

ダム建設における第四紀断層調査は、ダム敷近傍に今後詳細に調査すべき線状模様が存在するかどうかを調査する一次調査と、一次調査で拾い上げられた線状模様が第四紀断層であるかどうか、及びそれが第四紀断層であった場合、その正確な位置、規模（幅、長さ）、活動年代を調査する二次調査とがある。一次調査はさらにその 1 とその 2 に分けられる。

第 5341 条 第四紀断層調査（一次調査その 1）

1. 業務の目的

第四紀断層のダム敷近傍における存否、あるいは存在の可能性を知ることが目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 文献収集

受注者は、公表文献、地質図などから、ダムから半径 50km 範囲内の第四紀断層（活断層）の分布位置、長さ、確実度、活動度などについての情報を収集する。

(3) 写真判読

1) 受注者は、4 万分の 1 空中写真を使用し、ダムから半径 10km 範囲内の変動地形を有する線状模様を判読する。判読した線状模様については根拠とした地形の特徴、長さ、連続性、明瞭度などを記載する。

2) 写真判読の結果は 2.5 万分の 1 地形図に示す。また、線状模様の判読内容は線状模様一覧表にまとめる。

(4) 地質図集成

受注者は、既往の地質文献、地質図により、ダムから半径 50km 範囲内の縮尺 20 万分 1 地質図を編集する。

(5) 図面作成

- 1) 受注者は、収集した地質文献に基づき、ダムから半径 50km 範囲内の縮尺 20 万分 1 文献断層分布図を作成する。
- 2) 受注者は、写真判読の結果に基づき、ダムから半径 10km 範囲内の縮尺 2.5 万分 1 地形判読図を作成する。
- 3) 受注者は、文献断層分布図と地形判読図に基づき、ダムから半径 10km 範囲内の縮尺 2.5 万分 1 第四紀断層関連調査図を作成する。第四紀断層関連調査図とは地形判読図の上に文献断層の位置を移写したものである。

(6) 文献整理・解析

- 1) 受注者は、収集した地質文献の記載内容を把握し、文献断層一覧表を作成する。
- 2) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層については記載内容、根拠について吟味し、各文献断層のこれまでの評価と成因を取りまとめる。

(7) 総合検討

- 1) 受注者は、全ての資料、特に文献の記載内容と写真判読結果と併せてとりまとめ、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様の位置、性状、活動性を検討する。
- 2) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様について調査結果要約表を作成する。
- 3) 受注者は、半径 10km 範囲内の文献断層と線状模様について、第四紀断層一次調査その 2 の調査対象となるか否かを判定する。

(8) 調査計画の検討

受注者は、調査結果を踏まえて、必要に応じて調査計画の提案を行う。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 成果物

受注者は下記の成果物を第 1117 条成果物の提出第 1 項～第 3 項に従い作成し、発注者に納品する。

- (1) 文献断層分布図 (縮尺 20 万分の 1)
- (2) 地形判読図 (縮尺 2.5 万分の 1)
- (3) 地質集成図 (縮尺 20 万分の 1)
- (4) 第四紀断層関連調査図 (縮尺 2.5 万分の 1)
- (5) 文献断層一覧表
- (6) 線状模様一覧表
- (7) 調査結果要約表
- (8) 第四紀断層調査報告書

4. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダムサイト、ダムタイプ、ダム規模
- (2) 空中写真
- (3) 位置図 (1/50,000 ~ 1/10,000)
- (4) ダムサイト・貯水池地形図 (1/5,000 ~ 1/2,500)
- (5) ダムサイト地形図 (1/500 ~ 1/1,000)
- (6) 既存調査資料

5. その他

その他の事項については、設計図書に提示し、指示事項とする。

第 13 節 成果物
第 5342 条 成果物

受注者は、表 5.3.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 5.3.1 成果物一覧

種別			設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
ダム 地 質 調 査	地形調査		報告書	地形調査報告書		
			基本図面	(1) 判読位置図 (2) 地形特性図	1/25,000	
	広域調査		報告書	広域調査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図 (3) ルートマップ	1/10,000 1/10,000	
	ダム サ イ ト 地 表 地 質 踏 査	ダムサイト候補地 選定 地表地質 概査	報告書	地質概査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図(ダム軸沿い、 拡大) (3) 調査計画図(拡大) (4) ルートマップ	1/5,000 1/1,000 1/1,000	
		ダムサイト地表地 質概査	報告書	地質概査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸地質断面図(拡大) (3) 地質調査計画図(拡大) (4) ルートマップ	1/2,500 1/1,000 1/1,000	
		ダムサイト 地表地質 調査	報告書	地質調査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸方向地質断面図 (3 断面) (3) 左右岸河床上下流方向地 質断面図 (3 断面) (4) 地質調査計画図 (5) ルートマップ	1/500 1/500 1/500 1/500	
		堤体材料採取 候補地選定 地 表地質概査 (1/5,000)	報告書	地質概査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図1断面図 (3) ルートマップ	1/5,000	
		堤体材料 採取候補地地 表地質 概査(1/2,500)	報告書	地質概査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図(拡大) (3) 地質調査計画図(拡大) (4) ルートマップ	1/2,500 1/1,000 1/1,000	
		堤体材料 採取候補地 地表地 質踏査	報告書	地質調査報告書		
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図(縦断、横断) 4断面 (3) 概略採取計画図 (4) 地質調査計画図 (5) ルートマップ	1/1,000 1/1,000 1/1,000	

種別				設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
ダム 地 質 調 査	地 表 地 質 踏 査	貯水池周辺地 表地質 概査(1/2,500)	報告書	地質概査報告書			
			基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図(拡大)2断面 (3) 地質調査計画図(拡大) (4) ルートマップ	1/2,500 1/1,000 1/1,000		
		貯水池周辺	報告書	地質調査報告書			
		地表地質調 査(1/1,000)		(1) 地質平面図 (2) 地質断面図4断面 (3) 地質調査計画図 (4) ルートマップ	1/1,000 1/1,000 1/1,000		
	物理探査		報告書	物理探査報告書			
			基本図面	(1) 測線位置図 (2) 観測資料 (3) 解析断面図			
	ルジオンテスト及び考察			(1) ルジオン値 (2) ルジオンテストデータ (3) 注入圧力 - 注入量曲線			
	横坑観察		報告書	横坑調査報告書			
			基本図面	(1) 調査位置図 (2) 横坑展開図	1/100		
	岩 盤 試 験	岩盤直接せ ん断試験	報告書	岩盤せん断試験報告書			
			基本図面	(1) 試験位置図 (2) 試験面スケッチ (3) 応力-変位量曲線 (4) 時間変位量曲線 (5) 試験面変位図			
		岩盤変形試 験	報告書	岩盤変形試験報告書			
			基本図面	(1) 試験位置図 (2) 試験面スケッチ (3) 応力-変位量曲線 (4) 時間変位量曲線 (5) 試験面変位図			
	孔内観察		報告書	孔壁観察報告書			
			基本図面	(1) ボアホールテレビ観察柱状 図又は孔壁解析図(孔壁展 開画像) (2) 孔壁観察データ			

種別			設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
ダム地質調査	地質解析	地質比較検討	ダムサイト	報告書	地質比較検討報告書	
			地質比較検討 (1/5,000)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) ダム軸地質断面図(拡大) (3) 調査計画図	1/5,000 1/1,000
			堤体材料採取	報告書	地質比較検討報告書	
			候補地地質 比較検討 (1/5,000)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図(拡大) (3) 調査計画図(拡大)	1/5,000 1/1,000 1/1,000
		地質解析	ダムサイト	報告書	地質解析報告書	
			地質解析 (1/2,500)	基本図面	(5) 地質平面図 (6) 地質断面図(縦断、横断、拡大) 4断面 (7) 調査計画図(拡大)	1/2,500 1/1,000 1/1,000
			ダムサイト	報告書	地質解析報告書	
			地質解析 (1/500)	基本図面	(1) 地質平面図 (2) 地質断面図(9断面) (3) 岩級区分図(9断面) (4) ダム軸沿いリジオンマップ (5) 地質調査計画図	1/500 1/500 1/500 1/500
			堤体材料	報告書	地質解析報告書	
			採取候補地地 質解析 (1/2,500)	基本図面	(5) 地質平面図 (6) 地質断面図(縦断、横断、拡大) 各1断面 (7) 概略採取計画図(拡大) (8) 調査計画図(拡大)	1/2,500 1/1,000 1/1,000 1/1,000
			堤体材料	報告書	地質解析報告書	
			採取候補地 地質解析 (1/1,000)	基本図面	(4) 地質平面図 (5) 地質断面図(縦断、横断)7 断面 (6) 材質区分図(縦断、横断)7 断面 (7) 採取計画図 (8) 地質調査計画図	1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000 1/1,000

種別				設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
ダム 地 質 調 査	地 質 考 察	ダムサイト 地質考察	報告書	地質解釈の報告書			
			基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図			
		堤体材料 採取候補地 地質考察	報告書	地質解釈の報告書			
			基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図			
		貯水池周辺地 質考察	報告書	地質解釈の報告書			
			基本図面	(1) 調査位置図 (2) 地質断面図			
	地 質 解 析	ダムサイト 地 質総合解析 (概略設計段 階) (1/500)	報告書	地質解析報告書			
			基本図面	(1) 地質平面図	1/500		
				(2) ダム軸方向地質断面図(5断面)	1/500		
				(3) ダム軸横断地質断面図(5断面)	1/500		
				(4) 水平断面図(3断面)	1/500		
				(5) 岩級区分図(13断面)	1/500		
				(6) ダム軸沿いリジョンマップ (1断面)			
				(7) 岩級コンターマップ	1/500		
				(8) 地質調査計画図	1/500		
		ダムサイト 地 質総合解析 (実施設計段 階) (1/500)	報告書	地質解析報告書			
			基本図面	(1) 地質平面図	1/500		
				(2) ダム軸方向地質断面図(5断面)	1/500		
				(3) ダム軸横断地質断面図(8断面)	1/500		
				(4) 水平断面図(5断面)	1/500		
				(5) 岩級区分図(18断面)	1/500		
				(6) ダム軸沿いリジョンマップ (1断面)			
				(7) 岩級コンターマップ(2種)	1/500		
				(8) 地質調査計画図	1/500		
		堤 体 材 料 採取候補地 地質総合解析 (1/1,000)	報告書	地質解析報告書			
			基本図面	(1) 地質平面図	1/1,000		
				(2) 地質断面図(縦断、横断、水 平)(13断面)	1/1,000		
				(3) 材質区分図(13断面)	1/1,000		
				(4) 材料分布コンターマップ	1/1,000		
				(5) 採取計画図	1/1,000		
				(6) 地質調査計画図	1/1,000		
				(7) 資料集			

種別			設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
ダ ム 地 質 調 査	岩 盤 掘 削 面 ス ケ ッ チ	ダムサイト基礎掘削面スケッチ (縮尺各種)	基本図面	(1) 掘削面地質図 (2) 掘削面岩級区分図 (3) 地質断面図 (4) 岩級区分断面図	1/200 ~ 1/1,000 1/200 ~ 1/1,000 1/500 ~ 1/1,000 1/500 ~ 1/1,000	
		堤体材料採取地掘削時 材料評価	基本図面	(1) 材料採取地地質図 (2) 材料採取地材料区分図 (3) 地質断面図 (4) 材料区分断面図	1/500 ~ 1/1,000	
		堤体材料採取地掘削面 スケッチ	基本図面	(1) 掘削面地質図 (2) 掘削面材料区分図 (3) 材料採取地地質図 (4) 材料採取地材料区分図 (5) 地質断面図 (6) 材料区分断面図	1/200 1/500 ~ 1/1,000	
	第四紀断層調査		報告書	第四紀断層調査報告書		
				(1) 文献断層分布図 (2) 地形判読図 (3) 地質集成図 (4) 第四紀断層関連調査図 (5) 文献断層一覧表 (6) 線状模様一覧表 (7) 調査結果要約表	20万分の1 2.5万分の1 20万分の1 2.5万分の1	

第4章 ダム本体設計

第1節 ダム本体設計の種類

第5401条 ダム本体設計の種類

ダム本体設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 重力式コンクリートダム本体設計
- (2) ゾーン型フィルダム本体設計

第2節 重力式コンクリートダム本体設計

第5402条 重力式コンクリートダム本体設計の区分

重力式コンクリートダム本体設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 計画設計
- (2) 概略設計
- (3) 実施設計

第5403条 計画設計

1. 業務目的

本業務は、合理的なダムの基本諸元を決定し、実施計画調査要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ

打合せは、着手時、基本的事項の検討時、納品時の計3回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のための現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいし、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 施工設備条件

転流工対象流量、骨材調達方法、建設工期等について検討整理する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、位置、転流方法の概略を定める。

2) 堤体工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を勘案してダムの平面位置を定め設計条件をも考慮し、基本三角形断面で安定計算を行い断面を定める。

3) 洪水吐き工

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、

形状の概略を定める。

4) 取水設備

予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき、グラウチング等地盤改良の範囲を検討する。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

7) 施工設備

貸与資料並びに現地踏査により、施工設備及び施工設備配置の検討を行う。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設設備について、基本図面を作成する。

1) 堤体工

平面図、上流図面、下流図面、標準断面図(1/500)を作成する。

2) 施工設備

全体平面図(1/5,000~1/2,500)、フローシートを作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

重力式コンクリートダム計画設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 貯水池周辺地質図

(2) ダムサイト周辺地質図

(3) ダムサイト物探解析図

(4) ダムサイトボーリング柱状図

(5) 位置図(1/50,000~1/10,000)

(6) 貯水池及びダム付近地形図(1/5,000~1/2,500)

(7) 地質解析報告書

(8) 堤体関連設計報告書

(9) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第5404条 概略設計

1. 業務目的

本業務は、計画設計の業務成果を基に、合理的な各施設・設備の設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時 2 回、設計時、納品時の計 5 回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいい、次の事項について検討を行う。

1) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、次に示す各施設・設備の位置、形式、主要寸法等を定める。

1) 転流工

基本的事項の検討に基づき、地質、水文条件を考慮し転流方式を概略検討し、概略の水力計算により主要部の形状寸法を定める。

2) 堤体工

貸与の地質総合解析図及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線を定めたうえ、ダム平面位置を選定する。また、地形、地質、設計条件を考慮し、基本三角形断面による安定計算（水平 3 断面）を行い標準断面形状を定める。

3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、洪水吐きと減勢工の概略水力計算を行って位置、形式、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

4) 取水設備

ダム本体に設置する取水設備（発電用、かんがい用、水道用を除く）について、基本的事項の検討に基づき地形、地質、設計条件、水文条件、水質条件を考慮し、概略水力計算を行って位置、形式、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき、地盤改良グラウチングの処理範囲を概略検討し、グラウチング工及び排水孔の配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設・設備についての設計ならびに建設要求にあたって必要な図面を作成する。

1) 転流工

仮締切

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

仮排水路

平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図（1/100～1/20）ならびに閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

2) 堤体工

掘削平面図、平面図（1/500）、上流面図、下流面図、横断面図（15m間隔）、標準断面図（1/500～1/200）を作成する。

3) 洪水吐き工

減勢工の水理計算を行うとともに、平面図、縦断面図、横断面図、標準断面図（1/500～1/100）を作成する。

4) 取水設備

縦断面図、標準断面図（1/200～1/50）を作成する。

5) 基礎処理工

コンソリデーショングラウチング及びカーテングラウチングの孔配置図、排水孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

ダム全体の見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

重力式コンクリートダム概略設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- (7) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,500）
- (8) ダムサイト地形図（1/500～1/200）
- (9) 地質総合解析報告書
- (10) 堤体関連設計報告書
- (11) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第 5405 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、概略設計の業務成果を基に合理的な各施設・設備の設計を行い、工事の費用を積算するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時 3 回、配置設計・施設設計時 3 回、納品時の計 8 回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形・地質の把握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいし、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、岩盤の透水性、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 施工設備条件

転流工対象流量、建設工期等について検討整理する。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、次に示す各施設・設備の位置、形状等を設定する。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮して転流方式を比較検討し、水力計算により主要部形状寸法を定める。閉塞工は地質条件並びにグラウチング計画を考慮して、その位置並びに閉塞方法を定める。

2) 堤体工

貸与の地質総合解析図及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線を定めた上、ダム平面位置を定める。また、地形、地質、設計条件を考慮して、水平 5～6 断面程度の安定計算を行い、断面形状及びブロック割りを決定する。また、基礎のせん断強度、揚圧力等によりブロック別の安定計算を実施する。

3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、設計条件を考慮し、水力計算を行って形式、位置、主要部の形状を定め、併せて減勢工の主要部形状寸法を定める。ゲート、バルブについては形状主要寸法を定める。

4) 取水設備

ダム本体に設置する取水設備（発電用を除く）について基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、水質条件、設計条件を考慮し、水力計算を行って形式、位置、主要部の形状を定め、併せて減勢工の主要部形状寸法を定める。ゲート、バルブについては形式主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき基礎処理の方式、範囲を定め、グラウチング工及び排水孔については深さ、配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、さらに必要な水力計算・構造計算を行って、次に示す各施設・設備について、工事費用積算にあたって必要な設計図面を作成する。

1) 転流工

仮締切

安定計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/100）、標準断面図（1/200～1/100）を作成する。

仮排水路

配筋計算を行い、平面図、縦断面図（1/500～1/200）、標準断面図、呑口吐口図、配筋展開図（1/100～1/20）、閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

堤内仮排水路

配筋計算を行い、標準断面図、縦断面図、平面図、配筋展開図、グラウト配管図、クーリング配管図（1/100～1/20）を作成する。

2) 堤体工

堤体

河川管理施設等構造令及び同施行規則に基づく安定計算及び内部応力計算を実施する。掘削平面図、平面図（1/500）、上下流面図、標準断面図、横断面図（5m間隔）（1/500～1/200）を作成する。

監査廊

監査廊の形状及び配置を決定するとともに、配筋計算を行い、平面図、縦断面図(1/500～1/200)、標準断面図(1/50～1/10)、配筋展開図(1/100～1/10)を作成する。

継目

水密装置を含む収縮継目の設計を行い、標準図(1/500～1/10)を作成する。

エレベータシャフト

エレベータシャフトの設計を行い、標準図(1/200～1/50)、配筋展開図(1/100～1/50)を作成する。

計測設備

水位観測設備とプラムラインを含む計測器の選定、配置を決定し、計測設備配置図(1/500～1/200)、標準図(1/200～1/20)を作成する。

管理橋

標準設計による詳細図(1/100～1/50)を作成する。

天端道路

高欄、舗装、ダクト排水工の設計を行い、標準図(1/200～1/50)を作成する。

3) 洪水吐き工

非常用洪水吐き

各部の形状を定め、配筋計算を行い、越流頂、ピア、導流壁の標準図、配筋展開図(1/200～1/50)を作成する。

常用洪水吐き

形状を定め、配筋計算を行い、構造図、配筋展開図(1/200～1/50)を作成する。

減勢工

形状を定め、水理、配筋計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図(1/500～1/200)、配筋展開図(1/100～1/50)を作成する。

4) 取水設備

形状を定め、水理、配筋計算を行い、構造図、配筋展開図(1/100～1/20)を作成する。

5) 基礎処理工

コンソリデーショングラウチング

グラウチング孔配置図、推定地質平面展開図(1/500～1/200)を作成する。

カーテングラウチング

グラウチング孔、排水孔配置図、ルジオンマップ(1/500～1/200)を作成する。

6) その他施設

建設発生土受入地

平面図、縦断面図、横断面図(1/500～1/200)、排水工図(1/100～1/50)を作成する。

ダム天端取付道路

延長 50m程度を対象にダム天端に接合する道路設計を行い、平面図、標準断面図、縦断面図(1/500～1/100)を作成する。

河川取付工

延長 30m程度を対象に減勢工に接合する河川の設計を行い、平面図、縦断面図、横断面図(1/500～1/200)、護岸標準断面図(1/100～1/50)を作成する。

照明設備

ダム天端と通廊を対象に照明設備の設計を行い、平面配置図(1/500)、標準図(1/20～1/10)を作成する。

調査横坑閉塞工

閉塞工の設計を行い、平面図、閉塞工標準図(1/500～1/50)を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

ダム全体の見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項に

については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

重力式コンクリートダム実施設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) ルジオン値分布図
- (7) ダム基盤の断層破碎帯詳細図
- (8) ダム基盤のせん断試験資料
- (9) 位置図(1/50,000～1/10,000)
- (10) 貯水池及びダム付近地形図(1/5,000～1/2,500)
- (11) ダムサイト地形図(1/500～1/200)
- (12) 貯水池内縦横断図
- (13) 地質総合解析報告書
- (14) 堤体関連設計報告書
- (15) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第3節 ゾーン型フィルダム本体設計

第 5406 条 ゾーン型フィルダム本体設計の区分

ゾーン型フィルダム本体設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 計画設計
- (2) 概略設計
- (3) 実施設計

第 5407 条 計画設計

1. 業務目的

本業務は、合理的なダムの基本諸元を決定し、実施計画調査要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合は、着手時、基本的事項の検討時、納品時の計 3 回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地点の地形、地質の把握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいし、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、岩盤の透水性、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

- 3) 施工設備条件
 転流工対象流量、建設工期等について検討整理する。
 - 4) 盛立材料
 盛立材料原石山の位置、量、質について検討整理する。
 - (4) 配置設計（レイアウト）
 ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状等を設定する。
 - 1) 転流工
 予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、位置、転流方式の概略を定める。
 - 2) 堤体工
 予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、洪水吐き位置を勘案して、ダムの平面位置を定め、設計条件をも考慮し、形式、断面を定める。
 - 3) 洪水吐き工
 予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。
 - 4) 取水設備
 予定されたダムサイトで基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し、形式、位置、形状の概略を定める。
 - 5) 基礎処理工
 基本的事項の検討に基づき、グラウチング等地盤改良の範囲を検討する。
 - 6) 建設発生土受入地
 環境、捨土量を考慮して、建設発生土受入地位置を検討する。
 - 7) 施工設備
 貸与資料並びに現地調査に基づき施工設備及び施工設備配置の検討を行う。
 - (5) 施設設計
 配置設計に基づき、次に示す各施設設備について、基本図面を作成する。
 - 1) 堤体工
 平面図、縦横断面図、標準断面図（1/500）を作成する。
 - 2) 洪水吐き工
 常用及び非常用洪水吐き、減勢工について平面図、縦横断面図、標準断面図（1/500）を作成する。
 - 3) 施工設備
 全体平面図（1/500～1/2,500）、フローシートを作成する。
 - (6) 数量計算
 受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
 - (7) 総合検討
 本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。
 - (8) 照査
 受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。
 - (9) 報告書作成
 受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
3. 貸与資料
- ゾーン型フィルダム計画設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。
- (1) 貯水池周辺地質図
 - (2) ダムサイト周辺地質図
 - (3) ダムサイト物探解析図
 - (4) ダムサイトボーリング柱状図
 - (5) 位置図（1/50,000～1/10,000）
 - (6) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,500）

- (7) 地質解析報告書
- (8) 堤体関連設計報告書
- (9) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第 5408 条 概略設計

1. 業務目的

本業務は、計画設計の業務成果を基に、合理的な各施設・設備の設計を行い、建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時、基本的事項の検討時 2 回、設計時、納品時の計 5 回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム予定地点の地形、地質の把握のため、現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいし、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

2) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

3) 盛立材料

地形、地質資料、材料試験結果の検討を行い、採取可能量の算定、採取場位置及び設計数値の検討を行う。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し転流方式を概略検討し、概略の水利計算より主要部の形状寸法を定める。

2) 堤体工

貸与の地質総合解析及び基本的事項の検討に基づき地形、地質、洪水吐き位置を考慮して、基礎掘削線を定め、ダムの平面位置を選定する。また、地形、地質、類似既設ダム資料を検討し概略安定計算を行い、形式、断面形状を定める。

3) 洪水吐き

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、概略水利計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

4) 取水設備

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水質条件、水文条件を考慮し、概略水利計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲートバルブについては形式、主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき地盤改良グラウチングの処理範囲を概略検討し、監査廊及びグラウチング孔の配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境、捨土量を考慮して建設発生土受入地位置を検討する。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、次に示す各施設・設備についての設計ならびに建設要求にあたって必要な図面を作成する。

1) 転流工（閉塞工を含む）

仮締切

平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）を作成する。

仮排水路

平面図、縦断面図、（1/500～1/200）標準断面図（1/100～1/20）閉塞工図（1/100～1/50）を作成する。

2) 堤体工

平面図、縦断面図、横断面図、掘削平面図（1/500）標準断面図（1/500～1/200）を作成する。

3) 洪水吐き

常用及び非常用洪水吐き、減勢工について、平面図、縦断面図、横断面図（1/500～1/200）標準断面図（1/200～1/50）を作成する。

4) 取水設備

平面図、縦断面図（1/200～1/100）標準断面図（1/100～1/50）を作成する。

5) 基礎処理工

グラウチング工

ブランケット、カーテン及びコンソリデーショングラウチングについて、グラウチング孔配置図（1/500～1/200）を作成する。

監査廊

平面図、縦断面図（1/500～1/200）標準断面図（1/50～1/10）を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

本業務の成果を踏まえ、概略設計に向けての検討課題と今後の調査事項について整理するとともに、調査方法等について提案するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

ゾーン型フィルダム概略設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 貯水池周辺地質図

(2) ダムサイト周辺地質図

(3) ダムサイト物探解析図

(4) ダムサイトボーリング柱状図

(5) ダムサイト調査横坑展開図

(6) 位置図（1/50,000～1/10,000）

(7) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,500）

(8) ダムサイト地形図（1/500～1/200）

(9) 地質総合解析報告書

(10) 盛立材料試験資料

(11) 採取場付近地質資料

(12) 堤体関連設計報告書

(13) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第 5409 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、概略設計の業務成果を基に、合理的な各施設・設備の設計を行い、工事の費用を積算するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 打合せ協議

打合せは、着手時 1 回、基本事項の検討時 3 回、配置設計・施設設計時 3 回、納品時 1 回の計 8 回行うものとする。

(2) 設計計画

1) 現地調査

ダム予定地の地形、地質の把握のため、現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイトの現場条件等により決定される設計条件をいし、次の事項について検討を行うものとする。

1) 計画条件

ダム容量配分等のダム規模を規定する計画条件の確認・整理を行う。

2) 地質条件

岩盤強度、地下水位の位置、断層の分布状況等の確認、整理を行う。

3) ダム設計条件

設計洪水流量、設計震度等の検討を行い、設計条件を決定する。

4) 盛立材料

地形、地質資料、材料試験結果の検討を行い、採取可能量の算定、採取場位置及び設計数値の検討を行う。

(4) 配置設計（レイアウト）

ダムサイトの現場条件等を総合的に考慮して、以下に示す各施設・設備の位置、形状寸法等を設定するものとする。

1) 転流工（閉塞工を含む）

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件を考慮し転流方式を比較検討し、水力計算により主要部の形状寸法を定める。閉塞工は地質条件並びにグラウチング計画を考慮してその位置ならびに閉塞方法を定める。

2) 堤体工

貸与資料の地質総合解析資料及び基本的事項の検討に基づき、地形、地質、洪水吐き位置を考慮して基礎掘削線をいれてダムの平面位置を選定すると共に、設計条件、盛立材料、類似既設ダムの資料を検討のうえ、詳細な（場合によっては、基礎断面形状などを考慮した）安定計算を行い、形式、断面、形状を定める。

3) 洪水吐き工

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、設計条件、水文条件を考慮し、水力計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲート、バルブについては形式、主要寸法を定める。

4) 取水設備

基本的事項の検討に基づき、地形、地質、水文条件、水質条件、設計条件を考慮して、水力計算を行って位置、形状、主要構造寸法を定める。ゲート、バルブについては形式、主要寸法を定める。

5) 基礎処理工

基本的事項の検討に基づき監査廊の配置並びに基礎処理方式及び範囲を定め、グラウチング工及び排水孔については深さ、配置を定める。

6) 建設発生土受入地

環境及び捨土量を考慮して建設発生土受入地の位置及び形状を定める。

(5) 施設設計

配置設計に基づき、さらに必要な水理計算・構造計算を行って、次に示す各施設・設備について、工事費用積算にあたって必要な設計図面を作成する。

1) 転流工

仮締切

安定計算、水理計算を行い、平面図、縦断面図、横断面図、掘削平面図(1/500～1/200)、標準断面図(1/100～1/20)を作成する。

仮排水路

配筋計算を行い、平面図、縦断面図(1/500～1/200)、標準断面図、呑口吐口図、配筋展開図(1/100～1/20)、閉塞工図(1/100～1/50)を作成する。

2) 堤体工

堤体

河川管理施設等構造令及び同施工規則に基づく安定計算を実施する。平面図、掘削平面図(1/500)、縦断面図、横断面図、標準断面図(1/500～1/200)、排水工詳細図、天端詳細図(1/200～1/50)を作成する。

計測設備

計測器の選定、配置を決定し、計測設備配置図(1/500～1/200)、標準図(1/200～1/20)を作成する。

天端道路

舗装、ダクト、排水工、縁石等の設計を行い、標準図(1/200～1/50)を作成する。

3) 洪水吐き工

常用洪水吐き

各部の形状を定め配筋計算を行い、平面図、縦断面図、標準断面図(1/500～1/200)、詳細図(1/200～1/50)、配筋展開図(1/100～1/50)を作成する。

非常用洪水吐き及び減勢工

各部の形状を定め、ピア、導流壁、減勢工については配筋計算を行う。また、平面図、縦断面図、横断面図(1/500～1/200)、標準断面図(1/500～1/100)、配筋展開図(1/100～1/50)を作成する。

管理橋

標準設計による詳細図(1/100～1/50)を作成する。

4) 取水設備

形状を定め、水理計算、配筋計算を行い、平面図、縦断面図(1/500～1/100)、標準図(1/200～1/100)、配筋展開図(1/100～1/50)を作成する。

5) 基礎処理工

カーテングラウチング

グラウチング孔配置図、排水孔配置図(1/500～1/200)を作成する。

ブランケットグラウチング

推定地質平面図にグラウチング孔配置図(1/500～1/200)を作成する。

洪水吐きコンソリデーショングラウチング

洪水吐き及びセパレートウォール部のコンソリデーショングラウチングの孔配置図(1/500～1/200)を作成する。

監査廊

配筋計算を行い、平面図、縦断面図(1/500～1/200)、配筋展開図(1/100～1/10)、標準断面図(1/50～1/10)を作成する。

6) その他施設

建設発生土受入地

平面図、縦断面図、横断面図(1/500～1/100)、排水工図(1/100～1/50)を作成する。

ダム天端取付道路

延長 50m 程度を対象に、ダム天端に接合する道路設計を行い、平面図、縦断面図、標準断面図(1/500～1/100)を作成する。

河川取付工

延長 30m 程度を対象に減勢工に接合する河川の設計を行い、平面図、縦断面図、横断面図(1/500

～1/200) 護岸標準断面図(1/100～1/50)を作成する。

照明設備

ダム天端、監査廊の照明設備の設計を行い、平面配置図(1/500)、標準図(1/20～1/10)を作成する。

調査横坑閉塞工

閉塞工の設計を行い、平面図、閉塞工標準図(1/500～1/50)を作成する。

材料採取跡地

必要な場合、材料跡地計画を行う。

(6) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

ダム全体の見地から、各施設・設備の相互の関連を検討する。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお照査事項については、第5403条計画設計第2項(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

ゾーン型フィルダム実施設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 貯水池周辺地質図
- (2) ダムサイト周辺地質図
- (3) ダムサイト物探解析図
- (4) ダムサイトボーリング柱状図
- (5) ダムサイト調査横坑展開図
- (6) ルジオン値分布図
- (7) ダム基礎の断層破碎帯詳細図
- (8) ダム基礎のせん断試験資料
- (9) 位置図(1/50,000～1/10,000)
- (10) 貯水池及びダム付近地形図(1/5,000～1/2,500)
- (11) ダムサイト地形図(1/500～1/200)
- (12) 貯水池内縦横断面図
- (13) 地質総合解析報告書
- (14) 盛立材料試験資料
- (15) 採取場付近地質資料
- (16) 堤体関連設計報告書
- (17) その他必要と認められる資料

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第4節 成果物

第5410条 成果物

受注者は、表5.4.1に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い2部納品するものとする。

表5.4.4 成果物一覧表

種 別		設計項目		成果物		縮 尺	摘 要
ダム 本 体 構 造 設 計	計 画 設 計	施設設計図	堤体工		平 面 図 上流図面 下流図面 標準断面図	1/500	
			施工設備		全体平面図 フローシート	1/5,000 ～ 1/2,500	
		数量計算書					
		報告書					
		概 略 設 計	施設設計図	転流工	仮締切	平面図 縦断面図	1/500 ～ 1/200
	標準断面図					1/100 ～ 1/50	
	仮排水路			平面図 縦 断 面 図 標準断面図	1/500 ～ 1/200 1/100 ～ 1/20		
				閉塞工図	1/100 ～ 1/50		
				堤体工	掘削平面図 平面図	1/500	
	上流面図 下流面図 横断面図					15m間隔	
	標準断面図				1/500 ～ 1/200		
	洪水吐き工			平面図 縦 断 面 図 横 断 面 図 標準断面図	1/500 ～ 1/100		
	取水設備			縦断面図 標準断面図	1/200 ～ 1/50		
	基礎処理工			孔配置図 排水孔配置図	1/500 ～ 1/200		
	数量計算書						
	報告書						

種 別			設計項目	成果物			縮 尺	摘 要
ダ ム 本 体 構 造 設 計	重 力 式 コン クリ ート ダム 本 体 構 造 設 計	実 施 設 計	施設設計図	転流工	仮締切	平面図 縦断面図横 断面図	1/500 ~ 1/100	
						標準断面図	1/200 ~ 1/100	
					仮排水路	平面図 縦断面図	1/500 ~ 1/200	
						標準断面図 呑口吐口図 配筋展開図	1/100 ~ 1/20	
						閉塞工図	1/100 ~ 1/50	
				堤体工	堤内仮排水路	標準断面図 縦断面図平 面図 配筋展開図 グラウト配管図 クーリング配管図	1/100 ~ 1/20	
					堤体	掘削平面図 平面図	1/500	
						上下流面図 標準断面図 横断面図	1/500 ~ 1/200	5m間隔
					監査廊	平面図 縦断面図	1/500 ~ 1/200	
						標準断面図	1/50 ~ 1/10	
						配筋展開図	1/100 ~ 1/10	
					継目	標準図	1/500 ~ 1/10	
					エレベータシャ フト	標準図	1/200 ~ 1/50	
						配筋展開図	1/100 ~ 1/50	
					計測設備	計測設備配置図	1/500 ~ 1/200	
						標準図	1/200 ~ 1/20	
					管理橋	詳細図	1/100 ~ 1/50	
					天端道路	標準図	1/200 ~ 1/50	

種 別			設計項目	成果物		縮 尺	摘 要	
ダ ム 本 体 構 造 設 計	重 力 式 コン クリ ート ダム 本 体 構 造 設 計	実 施 設 計	施設設計図	基礎処理工	*ン ソ リ デー ション グラウチ ング	グラウチング孔配 置図 推定地質平面展開 図	1/500 ~ 1/200	
					カーテン グラウチ ング	グラウト孔 排水孔配置図 ルジオンマップ	1/500 ~ 1/200	
			洪水吐き工	非 常 用 洪水吐き	(越流頂、せき 柱、導流壁の) 標準図 配筋展開図	1/200 ~ 1/50		
				常 用 洪 水吐き	構造図 配筋展開図	1/200 ~ 1/50		
				減勢工	平面図 縦断面図 横断面図	1/500 ~ 1/200		
					配筋展開図	1/100 ~ 1/50		
			取水設備		構造図 配筋展開図	1/100 ~ 1/20		
			その他施設	建 設 発 生 土 受 入 地	平面図 縦断面図 横断面図	1/500 ~ 1/200		
					排水工図	1/100 ~ 1/50		
				ダム天端 取 付 道 路	平面図 標準断面図 縦断面図	1/500 ~ 1/100		
				河 川 取 付 工	平面図 縦断面図 横断面図	1/500 ~ 1/200		
					護岸標準断面図	1/100 ~ 1/50		
				照 明 設 備	平面配置図	1/500		
					標準図	1/20 ~ 1/10		
				調 査 横 坑 閉 塞 工	平面図	1/500 ~ 1/50		
					閉塞工標準図			
			数量計算書					
			報告書					

種 別		設計項目		成果物		縮 尺	摘 要
ダム 本 体 構 造 設 計	計 画 設 計	施設設計図	堤体工		平面図 縦 横 断 図 標準断面図	1/500	
			洪水吐き工		平面図 縦 横 断 図 標準断面図	1/500	
			施工設備		全体平面図 フローシート	1/500 ~ 1/2,500	
		数量計算書					
		報告書					
	概 略 設 計	施設設計図	転流工 (閉塞工を含む)	仮締切	平面図 縦断面図 横断面図	1/500 ~ 1/200	
				仮 排 水 路	平面図 縦断面図	1/500 ~ 1/200	
			標準断面図		1/100 ~ 1/20		
			閉塞工図		1/100 ~ 1/50		
		堤体工			平面図 縦断面図 横断面図 掘削平面図	1/500	
					標準断面図	1/500 ~ 1/200	
		洪水吐き			平面図 縦断面図 横断面図	1/500 ~ 1/200	
					標準断面図	1/200 ~ 1/50	
		取水設備			平面図 縦断面図	1/200 ~ 1/100	
					標準断面図	1/100 ~ 1/50	
		基礎処理	グラウチ ング工	グラウチング孔配 置図	1/500 ~ 1/200		
			監査廊	平面図 縦断面図	1/500 ~ 1/200		
				標準断面図	1/50 ~ 1/10		
		数量計算書					
		報告書					

種 別			設計項目	成果物項目			縮 尺	摘 要
ダム 本 体 構 造 設 計	ゾーン型フィルダム本体構造設計	実 施 設 計	施設設計図	転流工	仮締切	平面図 縦断面図 横断面図 掘削平面図	1/500 ~ 1/200	
						標準断面図	1/100 ~ 1/20	
					仮排水路	平面図 縦断面図	1/500 ~ 1/200	
						標準断面図 呑口吐口図 配筋展開図	1/100 ~ 1/20	
						閉塞工図	1/100 ~ 1/50	
				堤体工	堤体	平面図 掘削平面図	1/500	
						縦断面図 横断面図 標準断面図	1/500 ~ 1/200	
						排水工詳細図 天端詳細図	1/200 ~ 1/50	
				堤体工	計測設備	計測設備配置図	1/500 ~ 1/200	
						標準図	1/200 ~ 1/20	
					天端道路	標準図	1/200 ~ 1/50	
				洪水吐き工	常用洪水吐き	平面図 縦断面図 標準断面図	1/500 ~ 1/200	
						詳細図	1/200 ~ 1/50	
						配筋展開図	1/100 ~ 1/50	
					非 常用 洪水吐き及び減勢工	平面図 縦断面図 横断面図	1/500 ~ 1/200	
						標準断面図	1/500 ~ 1/100	
						配筋展開図	1/100 ~ 1/50	
				洪水吐き工	管理橋	詳細図	1/100 ~ 1/50	

種 別			設計項目	成果物		縮 尺	摘 要	
ダ ム 本 体 構 造 設 計	ゾ ン 型 フ ィ ル ダ ム 本 体 構 造 設 計	実 施 設 計	施設設計図	取水設備	平面図	1/500 ~		
					縦断面図	1/100		
					標準図	1/200 ~ 1/100		
					配筋展開図	1/100 ~ 1/50		
			基礎処理工	カーテン グラウチン グ	グラウチング孔配置 図	1/500 ~ 1/200		
					排水孔配置図			
				ブランケ ットグラウチ ング	グラウチング孔配置 図	1/500 ~ 1/200		
				洪水吐き コンソリデ ー シ ョ ン グ ラ ウ チング	孔配置図	1/500 ~ 1/200		
				監査廊	平面図	1/500 ~		
					縦断面図	1/200		
					配筋展開図	1/100 ~ 1/10		
					標準断面図	1/50 ~ 1/10		
				その他施設	建 設 発 生 土 受 入 地	平面図	1/500 ~ 1/100	
						縦断面図		
						横断面図		
						排水工図	1/100 ~ 1/50	
					ダム天端 取 付 道 路	平面図	1/500 ~ 1/100	
						縦断面図		
			標準断面図					
			河 川 取 付 工		平面図	1/500 ~ 1/200		
					縦断面図			
					横断面図			
					護岸標準断面図	1/100 ~ 1/50		
			照 明 設 備		平面配置図	1/500		
					標準図	1/20 ~ 1/10		
			調 査 横 坑 閉 塞 工		平面図	1/500 ~ 1/50		
					閉塞工標準図			
数量計算書								
報告書								

第5章 ダム附帯施設設計

第1節 ダム附帯施設設計の種類

第5501条 ダム附帯施設設計の種類

ダム附帯施設設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) ダム管理用発電設計
- (2) 附帯施設設計（係船設備、流木処理施設）

第2節 ダム管理用発電設計

第5502条 ダム管理用発電設計の区分

ダム管理用発電設計は、以下の区分により行うものである。

- (1) 可能性調査
- (2) 実施設計

第5503条 可能性調査

1. 業務目的

本業務は、発電型式、水路ルート、発電所位置、規模の概略検討を行い、ダム管理用発電の可能性を調査検討することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

第5104条方法書（案）の作成第2項の（1）に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料に基づき現地踏査を行い、現地状況を把握するものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、次の事項について検討するものとする。なお、概算工事費は、第1211条設計業務の成果第5項に基づき算定するものとする。

1) 流量資料の整理

発電使用可能流量

取水位・放水位並びに落差

2) 発電の規模検討

最大使用水量

最適規模の選定と電力量の算定

主要構造物の概略検討

概算工事費

(4) 計画図

受注者は、概略施設計画を行い、計画概要図（全体平面図、水路縦断面図、標準断面図）を作成するものとする。

(5) 諸計算

受注者は、有効落差、出力・電力量の計算を行うものとする。

(6) 可能性検討

受注者は、（1）～（5）に基づき管理用発電の可能性を検討するものとする。

(7) 総合検討

受注者は業務のまとめ及び今後の検討事項の提案を行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダム設計図一式
- (2) ダム付近の地形図及び地質図
- (3) 貯水池運用計画書（計画・実績放流量最近 10 ヶ年）
- (4) ダム事業計画書及び当該計画に関する特定条件

第 5504 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、発電施設について基本事項を決定するとともに、工事に必要な設計図を作成し、工事の費用を予定するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第 5104 条方法書（案）の作成第 2 項の（1）に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第 5503 条可能性調査第 2 項の（2）に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、次の事項について決定するものとする。

- 1) 水圧管路のルート、位置、管径構造の基本形状
- 2) 発電所基礎の位置、基本形状
- 3) 放水路のルート、放水口構造の基本形状
- 4) 建設発生土受入地の位置、形状
- 5) 水車、発電機、機器の配置、主要寸法

(4) 水理・構造計算

受注者は、次の水理・構造計算を行うものとする。

- 1) 水理計算（水路通水量、損失落差、有効落差、出力、電力量、水撃圧）
- 2) 構造計算（水圧管路、管胴厚、固定台）

(5) 設計図作成

受注者は、次の構造物について、全体平面図、一般図（平面・縦横断面図）標準配筋図を作成するものとする。

- 1) 水圧管路
- 2) 発電所基礎
- 3) 放水路
- 4) 建設発生土受入地
- 5) 発電所取付道路

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本事項の決定に際し、現地の状況のほか、流量資料等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に水圧管路、発電所基礎、放水路等の位置、基本形状が適切であるかの照査を行う。また、周辺施設との近接等、施工条件が設計に反映されているのかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、最大使用水量、有効落差及び出力が適切にとられているかの照査を行う。

(8) 報告書作成

第 5503 条可能性調査第 2 項の（9）に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダム設計図一式
- (2) 地形図 1/500～1/200
- (3) 地質調査報告書
- (4) 事業計画概要及び当該計画に関する既存資料（可能性調査書、基本設計書）

第3節 附帯施設設計

第 5505 条 附帯施設設計の区分

附帯施設（係船設備、流木処理施設）の設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

第 5506 条 概略設計

1. 業務目的

本業務は、附帯施設のうち係船設備と流木処理施設について基本諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第 5104 条方法書（案）の作成第 2 項の（1）に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第 5503 条可能性調査第 2 項の（2）に準ずるものとする。

(3) 基本事項の検討

受注者は、次の検討を行うものとする。

- 1) 管理用船舶の目的、利用形態、船舶の種類・数を整理する。
- 2) 係船設備の位置・形式、乗降・格納方式、操作方式を検討する。
- 3) 流木発生量等の算出を行ない、流木処理施設の規模、位置、形式を検討する。

(4) 概略設計図

受注者は、係船設備と流木処理施設について、形状、構造を決定するとともに、一般図（平面・縦横断図）、構造図を作成するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果第 5 項に基づき概算工事費を算定するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の検討に際し、現地の状況のほか、ダム計画、地質調査等の基礎資料を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の位置、形式が適切であるか、ダム施設との整合がとられているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計図、概算工事費の適切性、整合性及びダム施設との整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

第 5503 条可能性調査第 2 項の（9）に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) ダム計画（又は実施）全体平面図
- (2) ダム周辺地形図
- (3) ダム周辺整備計画

第 5507 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、附帯施設概略設計成果に基づき、係船設備と流木処理施設について工事に必要な設計図を作成し、費用を予定するための図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

第 5104 条方法書（案）の作成第 2 項の（1）に準ずるものとする。

(2) 現地踏査

第 5104 条方法書（案）の作成第 2 項の（3）に準ずるものとする。

(3) 設計計算

受注者は、次の設計計算を行うものとする。

1) 係船設備の設備、基礎工

2) 流木処理施設の構造

(4) 設計図作成

受注者は、全体平面図、一般図、構造図、標準配筋図を作成するものとする。

(5) 数量計算

第 5403 条計画設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計計算に際し、現地の状況のほか、概略設計成果、地質調査等の基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に係船設備と流木処理施設の形状、構造が適切であるかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、工事数量の正確性、適切性、整合性に着目し照査を行う。配筋の構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(7) 報告書作成

第 5503 条可能性調査第 2 項の（9）に準ずるものとする。

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 概略設計報告書

(2) 設計地点の実測地形図

(3) 地質調査報告書

第4節 成果物

第 5508 条 成果物

受注者は、表 5-2 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 5-2 成果物一覧

種別			成果物	縮尺	摘要	
ダム 附帯施設設計	ダム 管理用発電設	可能性調査	計 画 図	全体平面図 水路縦断面図 標準断面図	1/500 ~ 1/100	
			報 告 書	可能性調査報告書		
			設 計 図	全体平面図 水圧管路・放水路・附帯施設一般図 構造図 標準配筋図	1/500 ~ 1/150	
			数量計算書	数量計算書		
			報 告 書	実施設計報告書		
	附帯施設設計	概略設計	設 計 図	一般図 構造図	1/500 ~ 1/100	
			報 告 書	概略設計報告書		
		実施設計	設 計 図	全体平面図 一般図 構造図 網場構造一般図 通船ゲート一般図 流木処理設備一般図 基礎工詳細図 附帯施設詳細図	1/500 ~ 1/50	
			数量計算書	数量計算書		
			報 告 書	実施設計報告書		

第6章 施工計画及び施工設備設計

第1節 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類

第5601条 ダム本体施工計画及び施工設備設計の種類

ダム本体の施工計画及び施工設備設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) コンクリートダム施工計画及び施工設備設計
- (2) フィルダム施工計画及び施工設備設計

第2節 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計

第5602条 コンクリートダム施工計画及び施工設備設計の区分

コンクリートダム施工計画及び施工設備設計は次の区分によるものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

第5603条 概略設計

1. 業務目的

本業務は、ダム本体概略設計の業務成果を基に、合理的な施工計画と仮設備の概略設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

1) 現地調査

施工設備予定地の地形、地質、関連事項の掌握のため現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 地形地質条件の整理
- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画
- 7) 環境条件（用地条件を含む）
- 8) 工程上の制限
- 9) 周辺交通条件
- 10) 適用基準の調整

(3) 施工方法の選定

ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設、設備の施工方法の選定を行う。

1) 施工設備配置計画

地形、地質、用地、環境条件並びに本体概略設計、その他概略設計の精度にあわせた施工設備の全体配置計画を立案する。

2) 施工可能日数の算定

近傍ダムの施工実績及び水文気象資料を参考にして施工可能日数の算定を行う。

3) 転流工

仮排水路の掘削、コンクリートの打込方法の立案、概略機械設備計画の作成を行う。

4) 本体基礎掘削

掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画を作成する。

- 5) 原石山又は骨材採取場
原石山又は骨材採取場からの運搬方法の立案及び機械計画の作成を行う。
 - 6) 骨材製造貯蔵
骨材製造、貯蔵、輸送設備を立案し、これら機械設備の選定を行う。
 - 7) 本体コンクリート
打設方式
本体概略設計に基づき基本的な打設方式を立案して、打設方式を決定する。
コンクリート製造、打設
打設設備を立案し、製造、貯蔵、打設機械設備の選定を行う。
 - 8) 濁水処理
工事に伴い発生する濁水処理の方式を地形、土捨場、運搬方法を勘案して立案すると共に、概略機械計画を作成する。
 - 9) 給気、給水
取水、給水タンクの位置選定及び概略の給気、給水量の算定を行う。
 - 10) 工事用動力
概略施工計画に基づく設備電力の算定を行う。
 - 11) 全体平面計画
施工計画に基づく全体配置計画平面図(1/2,500~1/1,000)及びダムサイト仮設備(1/500)の作成を行う。
 - 12) フローシート
フローシート及び主要機械一覧表の作成を行うものとする。
- (4) 設備設計
本体施工を行うための各施設、設備の形状、構造等の諸元を決定する。
- 1) 骨材製造貯蔵運搬設備
上記で実施された施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、設計図面の作成を行う。
骨材プラント設備
・平面図、縦横断面図、標準図
骨材貯蔵設備
・平面図、縦横断面図、標準図、コンベヤ縦横断面図
 - 2) 本体コンクリート
コンクリート製造設備
施工設備設計に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。
・平面図、横断面図
コンクリート打設設備
施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。
・打設設備平面図、縦断面図、横断面図、標準図
・運搬線平面図、縦断面図、横断面図
 - 3) 濁水処理設備
施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面の作成を行う。
・平面図、縦断面図、横断面図
 - 4) 場内工事用道路
場内の工事用道路の概略設計を行い、下記の設計図面の作成を行う。
・平面図、縦断面図、横断面図
- (5) 工程計画
本工事概略工程表の作成を行う。
- (6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、今後の検討事項の提案を行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（８）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

コンクリートダム施工計画及び施工設備の概略設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨量
- 2) 気温
- 3) 流量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解析資料
- 4) 材料採取場付近地質図

(3) 測量図

- 1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- 2) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）
- 3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

(4) 本体概略設計報告書

4. その他

その他の事項については、設計図書に明示し、指示事項とする。

第 5604 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、ダム本体実施設計の業務成果を基に、合理的な施工計画と仮設備の実施設計を行い工事着工に必要なとされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

1) 現地調査

施工設備予定地の地形・地質掌握のため現地踏査を行うとともに、あわせて動力、輸送路、周辺環境の実情を把握する。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 地形地質条件の整理
- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画

- 7) 環境条件
 - 8) 工程上の制限
 - 9) 周辺交通条件
 - 10) 適用基準の調整
- (3) 施工方法の選定
- ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設、設備の施工方法の選定を行う。
- 1) 施工設備配置計画
地形、地質、用地条件、本体設計、付替道路、工事用道路、原石山、建設発生土受入地、環境条件を勘案して施工設備の基本的な配置計画を立案する。
 - 2) 施工可能日数の算定
水文、気象資料より施工可能日数を算定すると共に、日稼働時間を決定する。
 - 3) 転流工（閉塞工を含む）
仮締切、仮排水路及び閉塞工に関する掘削工法、コンクリートの打込方法を立案すると共に、トンネルのサイクルタイムの作成、機種、能力、台数の算定を行う。
 - 4) 本体基礎掘削
本体基礎掘削工法を立案すると共に、所要の掘削、積み込み、運搬機械の機種、能力、台数の算定を行う。
 - 5) 本体基礎処理
コンソリデーション、カーテングラウチング及びグラウチングトンネルに必要な機械計画の作成を行う。
 - 6) 原石山又は骨材採取場
原石山又は骨材採取場の採取計画を立案すると共に、骨材貯蔵所までの骨材運搬方法の選定（機種、能力、台数の算定）を行う。
 - 7) 骨材製造貯蔵
基本事項として決定した計画に基づき、骨材製造、貯蔵設備機械の選定（骨材プラント、貯蔵所の機種、能力、容量の算定）及び貯蔵所、バッチャープラント間の輸送方法（機種、能力、容量）の立案を行う。
 - 8) 本体コンクリート
打設方式
本体設計、堤体積、地形、地質、施工法を相互に勘案して打設方式を立案決定する。
コンクリート製造、打設
上記の打設方法に基づき、バッチャープラント、セメントサイロ、セメントの運搬設備、コンクリートの運搬設備の機種、能力、容量の算定を行う。あわせてリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。
 - 9) 濁水処理
工事に伴い発生する濁水処理の対象（対象地の面積、工事種別、濁水種類・量等）を整理し、濁水処理の方式を地形、建設発生土受入地、運搬方法を勘案する共に、所要 SS 濃度、pH を確保するのに必要な機械計画を作成する。
 - 10) 給気、給水
上記の各施工方法の選定結果より、給気、給水量を算定すると共に、取水、給水タンクの位置を選定し、所要の機械計画を立案する。
 - 11) 工事用動力
施工方法の選定結果に基づき算定される設備電力について、受電電力の算定を行う。また、受電設備から各機械設備までの配電計画の作成及び電力量の算定を行う。
 - 12) 全体平面計画
上記の施工方法の選定に基づく全体配置計画平面図（1/1,000）を作成する。
 - 13) フローシート
フローシート及び主要機械一覧表を作成するものとする。
- (4) 設備設計
- 本体施工を行うための各施設、設備の形状、構造等の諸元を決定する。

- 1) 骨材製造貯蔵運搬設備
前項で実施された施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、設計図面を作成する。
 - 骨材プラント設備
 - ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）
 - 骨材貯蔵設備
 - ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）、コンベヤ縦横断面図
 - 2) 本体コンクリート
コンクリート製造設備
施工設備設計に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。
 - ・平面図、横断面図、基礎図（配筋図も含む）コンクリート打設設備
施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。
 - ・打設設備縦断面図、横断面図、標準図
 - ・運搬線平面図、縦断面図、横断面図、基礎図（配筋図も含む）
 - 3) 濁水処理設備
施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。
 - ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）
 - 4) 給気、給水設備
施工設備計画に基づき、施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。
 - ・平面図、縦横断面図、標準図、基礎図（配筋図も含む）
 - 5) 工所用動力設備
施工設備計画に基づき、下記の施工設備について形状、寸法及び構造諸元を検討し、設計図面を作成する。
 - 受電設備
 - ・受電設備系統図、単線結線図、キュービクル配置図、基礎図
 - 電力設備
 - ・配置平面図、場内配電線路図、配電線路装柱姿図
 - 照明設備
 - ・照度分布図、照明幹線系統図、照明器具姿図、照明設備全体配置図
 - 通信、放送設備
 - ・通信配線路計画図、通信・放送設備装柱図、通信・放送設備全体配置図
 - 6) 場内工所用道路
施工設備計画に基づき、場内の工所用道路について形状、寸法及び構造諸元を検討し、下記の設計図面を作成する。
 - ・平面図、縦断面図、横断面図
- (5) 工程計画
施工計画に基づき、本工事の工事工程表を作成するものとする。
 - (6) 数量計算
受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
 - (7) 総合検討
施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、その内容の取りまとめと、今後の施工に際しての検討課題の提案を行うものとする。
 - (8) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

コンクリートダム施工計画及び施工設備の実施設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨量
- 2) 気温
- 3) 流量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解析資料
- 4) 材料採取場付近地質図
- 5) 仮設備計画地点近傍地質調査結果
- 6) 仮設備計画地点地質総合解析資料
- 7) 材料調査結果（試験を含む）

(3) 測量図

- 1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- 2) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）
- 3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

(4) 本体実施設計報告書

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第3節 フィルダム施工計画及び施工設備設計

第 5605 条 施工計画・仮設備設計の区分

フィルダム施工計画及び施工設備設計は次の区分によるものとする。

- (1) 概略設計
- (2) 実施設計

第 5606 条 概略設計

1. 業務目的

ダム本体概略設計の業務成果を基に、合理的で実施可能な施工計画と仮設備の概略設計を行い建設要求時に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地の地形地質条件等を把握するために現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

- 1) 地形地質条件の整理
- 2) 本体設計工事数量の整理
- 3) 水文気象条件
- 4) 稼働条件（設定基準、交代制）

- 5) 施設の配置条件
- 6) 設備計画
- 7) 環境条件
- 8) 工程上の制限
- 9) 周辺交通条件
- 10) 適用基準の調整

(3) 施工方法の選定

ダムサイト周辺の現場条件等を総合的に考慮して、ダム本体及び各施設・設備の施工方法の選定を行う。

- 1) 盛立材料の運用計画
盛立材料の基本運用計画を立案し、流用土・捨土の処理表を作成する。
- 2) 工事用道路計画
平面図による工事用道路計画を立案し決定する。
- 3) 施工可能日数の算定
水文、気象資料を参考に施工可能日数を算定し、日稼動時間を決定する。
- 4) 盛立計画と工程
盛立材料の運用計画を勘案して、概略工事工程を作成する。
- 5) 転流工
トンネルの掘削、コンクリート打設工法の立案、概略機械設備計画を作成する。
- 6) 本体基礎掘削
掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画を作成する。
- 7) 盛立材料採取計画
盛立材料の運搬方法の立案及び機械計画を立案する。
- 8) 本体盛立
概略盛立工法及び機械計画を作成する。
- 9) 洪水吐き掘削
掘削工法の概略工法を立案し、これに伴う機械計画の作成を行う。
- 10) 洪水吐きコンクリート
コンクリート製造・運搬、打設方式、骨材の貯蔵・運搬に関する概略機械計画を作成する。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。
- 11) 濁水処理計画
工事に伴い発生する濁水処理の方式を地形、建設発生土受入地、運搬方法を勘案し立案すると共に概略機械計画を作成する。
- 12) 給気給水計画
取水、給水タンクの位置選定及び概略の給気、給水量の算定を行う。
- 13) 工事用動力
概略施工計画に基づく設備電力の算定を行う。
- 14) 全体平面計画
施工計画に基づく全体配置計画平面図(1/2,500~1/1,000)を作成する。
- 15) フローシート
全体フローシート及び主要機械一覧表を作成する。

(4) 設備設計

本体施工を行うための各施設・設備の形状、構造等の諸元を決定する。

- 1) 洪水吐きコンクリート
骨材貯蔵運搬設備、コンクリート製造設備、コンクリート製造設備の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。
・平面図、縦横断面図(1/500~1/1000)
- 2) 濁水処理設備
濁水処理設備の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。
・平面図、縦横断面図(1/500~1/200)
- 3) 場内工事用道路

場内工事用道路の概略設計を行い、下記の設計図面を作成する。

・平面図、縦横断面図（1/500～1/100）

(5) 工程計画

本工事概略工事工程の作成を行う。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び施工設備設計の相互の関連を検討し、今後の検討事項の提案を行う。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

ロックフィルダム施工計画及び施工設備の概略設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨量
- 2) 気温
- 3) 流量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解析資料
- 4) 材料採取場付近地質図

(3) 測量図

- 1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- 2) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）
- 3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

(4) 本体概略設計報告書

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第 5607 条 実施設計

1. 業務目的

本業務は、ダム本体実施設計の業務成果を基に、合理的かつ実施可能な施工計画と仮設備の実施設計を行い工事着工に必要とされる図書の一部を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

1) 現地調査

ダム及び施工設備予定地周辺の地形地質条件及び動力設備、資機材輸送等に関する条件を把握するために現地調査を行う。

2) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 基本的事項の検討

基本的事項とは、あらかじめ与えられたダムサイト周辺の現場条件等により決定される施工条件及び仮設備の設計条件をいい、次の事項について検討を行うものとする。

1) 地形地質条件の整理

- 2) 本体設計工事数量の整理
 - 3) 水文気象条件
 - 4) 稼働条件（設定基準、交代制）
 - 5) 施設の配置条件
 - 6) 設備計画
 - 7) 環境条件
 - 8) 工程上の制限
 - 9) 周辺交通条件
 - 10) 適用基準の調整
- (3) 施工方法の選定
- 1) 盛立材料の運用計画
採取、掘削土石を盛立材料（直送材、直接流用、仮置流用）捨土等に分類、整理し工事工程を勘案して運用計画を立案する。
 - 2) 工事用道路計画
盛立材料の運用計画を基に工事用道路の規模及び配置計画を立案する。
 - 3) 施工可能日数の算定
水文、気象資料を参考に施工可能日数及び日稼働時間を算定する。
 - 4) 施工計画と工程
盛立材料の運用計画を基に、概略工事工程を作成する。
 - 5) 施工設備配置計画
施工設備の全体配置計画を立案する。
 - 6) 転流工
仮締切
掘削、盛立工法の立案並びに主要機械計画（機種、能力）を作成する。
仮排水トンネル
トンネルの掘削工法、コンクリート打設工法を立案するとともに、サイクルタイムの作成、施工機種、能力、台数を算定する。
閉塞工
閉塞の時期を決定するとともにコンクリート打設、グラウチング機械を選定する。
 - 7) 本体基礎掘削
本体基礎掘削工法を立案するとともに、工程計画に基づき所要の掘削、積み込み、運搬機械の機種、能力、台数を算定する。
 - 8) 本体基礎処理
グラウチング
カーテングラウチング、ブランクセットグラウチング及びコンソリデーショングラウチングに必要なプラント、ボーリング機械計画を作成する。
監査廊
コンクリート打込み方法、資材の運搬に関する機械計画を作成する。
 - 9) 盛立材料採取計画
コア
採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。
ロック
採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。
フィルター
採取場掘削工法及び運搬方法の立案並びに機械計画を作成する。
 - 10) 本体盛立
盛立計画
盛立工法の立案（盛立試験計画の立案を含む）、機械計画（機種、能力）の立案を行うとともにダム標高別単位土工量曲線及び盛立計画（月別）を作成する。
材料調整

コア用ストックヤード、含水比調整ピンの設備計画及び機械計画を作成する。

11) 洪水吐き掘削

掘削工法の立案、土石処理に関する運用及び工程の立案、機械計画を作成する。

12) 洪水吐きコンクリート

骨材製造、貯蔵、運搬

骨材製造、貯蔵設備機械の選定（骨材プラント貯蔵機種、能力、容量の算定）及び貯蔵所、バッチャープラント間の輸送方法（機種能力容量）の立案を行う。

打設方法

コンクリート打設工法の立案、設備及び能力の算定並びに機械設計を作成する。

コンクリート製造運搬

コンクリート製造、セメント貯蔵、運搬設備の能力、容量の算定及び機械計画を作成する。

あわせてリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。

13) 取水設備

施工方法の立案及び機械計画を作成し、合わせてコンクリートリフト厚の検討、リフトスケジュールの作成を行う。また、ゲート・バルブ等の機械据付に配慮する。

14) 濁水処理設備計画

地形、建設発生土受入地、運搬方法を勘案して、工事に伴い発生する濁水処理方式を立案するとともに所要の SS 濃度、PH を確保するに必要な機械計画を作成する。

15) 給気給水設備

施工計画を基に給気給水量を算定し、取水、給水タンクの位置選定及び所要の機械計画を作成する。

16) 工事用動力設備

施工計画に基づき算定された設備電力に対して工程計画を勘案して受電電力の算定を行う。受電設備から各機械設備までの配電計画を作成する。

17) 全体平面計画

施工計画に基づき全体配置計画平面図を作成する。

18) フローシート

フローシート及び主要機械一覧表を作成する。

(4) 設備設計

1) 盛立設備

材料調整設備の設計を行い、設計図面（1/500～1/200）を作成する。

2) 洪水吐きコンクリート

骨材製造、貯蔵、運搬設備

骨材製造、貯蔵設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・骨材プラント貯蔵所、平面図、縦横断面図（縮尺 1/500～1/100）
- ・標準図、平面基礎図（1/50 から/20）
- ・コンベア縦断面図（1/500 から/200）

コンクリート製造設備

コンクリート製造設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・平面図、縦横断面図（1/500～1/100）
- ・基礎図（1/50 から/20）

コンクリート打設設備

コンクリート打設設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・平面図、縦横断面図（1/500～1/100）
- ・基礎図（1/50 ～/20）

3) 濁水処理設備

濁水処理設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・平面図、縦横断面図（1/500～1/100）
- ・基礎図（1/50 ～1/20）

4) 給気給水設備

給気給水設備の設計を行い、以下の図面を作成する。

- ・給水設備平面図、縦横断面図（1/500～1/100）
- ・給水設備基礎図（1/200 から 1/50）

5) 工事用動力設備

受電設備の基礎図、電力設備配置平面図、配線系統図（1/500～1/20）を作成する。

6) 場内工事用道路

場内道路を設計し、以下の図面を作成する。（作成範囲は 500m とする）

- ・一般平面図、縦横断面図（1/500～1/200）

(5) 工程計画

施工計画に基づき本工事の工事工程表を作成する。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 総合検討

施工計画及び設備設計の結果を総合的に検討し、その妥当性を確認するとともに課題等を整理する。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

フィルダム施工計画及び施工設備の実施設計にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 水文資料

- 1) 雨量
- 2) 気温
- 3) 流量

(2) 地質資料

- 1) 貯水池周辺地質図
- 2) ダムサイト周辺地質図
- 3) ダムサイト地質総合解析資料
- 4) 材料採取場付近地質図
- 5) 仮設備計画地点近傍地質調査結果
- 6) 仮設備計画地点地質総合解析資料
- 7) 材料調査結果（試験を含む）

(3) 測量図

- 1) 位置図（1/50,000～1/10,000）
- 2) 貯水池及びダム付近地形図（1/5,000～1/2,000）
- 3) ダムサイト地形図（1/5,000～1/2,000）
- 4) 仮設備及び採取場付近地形図（1/5,000～1/2,000）及び（1/1,000～1/500）

(4) 本体実施設計報告書

4. その他

その他の事項については、設計図書に指示し、指示事項とする。

第4節 成果物

第5608条 成果物

受注者は、表 5.6.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部を納品するものとする。

表 5.6.1 成果物一覧表

種別				設計項目	縮尺	摘 要
コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	概略設計	骨材製造貯蔵運搬設備	骨材プラント設備	平面図 縦横断面図 標準図		
			骨材貯蔵設備	平面図 縦横断面図 標準図 コンベヤ縦横断面図		
		本体コンクリート	コンクリート製造設備	平面図 横断面図		
			コンクリート打設設備	打設設備平面図 縦断面図 横断面図 標準図 運搬線平面図 縦断面図 横断面図		
		濁水処理設備		平面図 縦断面図 横断面図		
		場内工事用道路		縦断面図 横断面図		
		数量計算書				
		報告書				
	実施設計	骨材製造貯蔵運搬設備	骨材プラント設備	平面図 縦横断面図 標準図 基礎図 (配筋図も含む)		
			骨材貯蔵設備	平面図 縦横断面図 標準図 基礎図 (配筋図も含む) コンベヤ縦横断面図		

種別				設計項目	縮尺	摘 要
コンクリートダム施工計画及び施工設備設計	実施設計	本体コンクリート	コンクリート製造設備	平面図 横断面図 基礎図 (配筋図も含む)		
			コンクリート打設設備	打設設備縦断面図 横断面図 標準図 運搬線平面図 縦断面図 横断面図 基礎図(配筋図も含む)		
		濁水処理設備		平面図 縦横断面図標準図 基礎図(配筋図も含む)		
		給気、給水設備		平面図 縦横断面図標準図 基礎図 (配筋図も含む)		
		工事用動力設備	受電設備	受電設備系統図単線結線図 キューピクル配置図基礎図		
			電力設備	配置平面図 場内配電線路図 配電線路装柱姿図		
			照明設備	照度分布図 照明幹線系統図照明器具姿図 照明設備全体配置図		
			通信、放送設備	通信配線路計画図 通信・放送設備装柱図 通信・放送設備全体配置図		

種別			設計項目	縮尺	摘 要
コンクリートダム施工計画 及び施工設備設計	実施設計	場内工事用道路	平面図 縦断面図 横断面図		
		数量計算書			
		報告書			
フィルダム施工計画及び施工設備設計	概略設計	洪水吐きコンクリート	平面図 縦横断面図	1/500 ~ 1/1000	
		濁水処理設備	平面図 縦横断面図	1/500 ~ 1/200	
		場内工事用道路	平面図 縦横断面図	1/500 ~ 1/100	
		数量計算書			
		報告書			
	実施設計	盛立設備	設計図面	1/500 ~ 1/200	
		洪水吐きコンクリート	骨材製造, 貯蔵, 運搬設備	骨材プラント貯蔵所 平面図 縦横断面図	1/500 ~ 1/100
				標準図 平面基礎図	1/50 ~ 1/20
				コンベア縦断面図	1/500 ~ 1/200
		洪水吐きコンクリート	コンクリート 製造設備	平面図 縦横断面図	1/500 ~ 1/100
				基礎図	1/50 ~ 1/20
		洪水吐きコンクリート	コンクリート 打設設備	平面図 縦横断面図	1/500 ~ 1/100
				基礎図	1/50 ~ 1/20

種別		設計項目	縮尺	摘 要
フィルダム施工計画及び施工設備設計	実施設計	濁水処理設備	平面図	1/500 ~
			縦横断面図	1/100
		給気給水設備	基礎図	1/50 ~
				1/20
		給気給水設備	給水設備平面図縦 横断面図	1/500 ~
				1/100
		給気給水設備	給水設備基礎図	1/200 ~
				1/50
フィルダム施工計画及び施工設備設計	実施設計	工事用動力設備	受電設備の基礎図 電 力設備配置平面図配 線系統図	1/500 ~
				1/20
		場内工事用道路	一般平面図	1/500 ~
			縦横断面図	1/200
		数量計算書		
		報告書		

第7章 ダム点検

第1節 ダム点検

第5701条 ダム総合点検

1. 業務目的

ダム総合点検は、長期的にダムの安全性及び機能を保持していく観点から、ダムの健全度を把握するとともに今後の維持管理方針を定めることを目的としている。

2. 業務内容

「ダム総合点検実施要領」（平成25年10月1日 国水環 第65号）に基づき、ダム土木構造物に関する構成要素の分類と管理レベルの設定、点検計画立案、調査の実施、健全度評価及び維持管理方針の作成を行うものである。また、点検計画立案時並びに健全度評価及び維持管理方針（案）作成時においては、専門家から意見聴取するとともに助言を受けるため、その資料作成を行うものである。

（1）計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

（2）点検計画立案

ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行い、既存資料の整理や現場状況の確認を行った上で、ダム土木構造物に関する課題を整理し、基本調査で留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を明らかにした点検計画を立案する。

1）構成要素の分類と管理レベルの設定

ダム土木構造物の構成要素の分類と管理レベルの設定を行う。

2）資料の収集・整理

ダム総合点検実施対象ダムに関する一般的な事項のほか、調査・設計・施工・管理に関する資料を収集・整理する。

3）現地状況の概査

現地概査を実施し現場状況を把握する。

4）課題の抽出

1）～3）の作業により基本調査の実施において留意すべき事項及び追加調査として実施すべき事項を課題として抽出する。

5）基本調査及び追加調査計画（案）立案

4）の課題の抽出を基に基本調査及び追加調査計画（案）を立案する。

6）専門家からの意見照会用資料の作成（点検計画立案時）

既往資料の整理等から抽出した課題、基本調査・追加調査の内容について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。

7）点検計画立案

専門家の意見を取りまとめ、点検計画を立案する。

（3）基本調査

点検計画を踏まえ、以下の項目について基本調査を実施する。

1）設計に関する調査

2）管理記録による調査・分析

3）現地調査

調査内容は、点検計画において抽出された課題のほか、全項目に対して実施することを原則とする。また、各調査項目は、設計図書に示されたもののほかは、監督職員と協議するものとするものとする。また、3）現地調査は、目視を原則とし、必要に応じて足場設置や橋梁点検車等の近接手段を用いて点検を行う場合、それらの機器及び使用範囲等について監督職員と協議するものとする。

（4）追加調査

点検計画結果を踏まえ、追加調査を実施する。また、各調査項目・方法は、設計図書に示されたもののほかは、監督職員と協議するものとするものとする。

(5) 健全度評価及び今後の維持管理方針作成

各調査の成果を基に、先に抽出した課題を踏まえてダム土木構造物に対する健全度評価を行うとともに、構成要素の管理レベルを踏まえて詳細調査や保全対策などの今後の維持管理方針を作成する。

1) 健全度評価

各調査の結果を基に、先に抽出した課題を踏まえて、ダム土木構造物に対する健全度評価を行う。健全度評価は、ダムの構成要素の経年的な劣化、災害や事故による損傷等の程度等に基づき行う。

ダム土木構造物の構成要素の管理レベルと健全度評価を組み合わせ、ダム土木構造物の保全対策について判断し、健全度評価（案）を作成する。

2) 維持管理方針（案）作成

これまでの健全度評価等を踏まえ、計測機能の保持、健全度評価や劣化状況把握のための計測・調査等の観点も含め、今後の維持管理方針（案）を作成する。

3) 専門家からの意見照会用資料の作成（健全度評価及び維持管理方針策定時）

点検計画立案時に抽出した課題を踏まえた健全度評価及び今後の維持管理方針（案）について、専門家から意見・助言を得るための資料を作成する。

4) 健全度評価及び維持管理方針の策定

専門家からの意見・助言を踏まえ、最終的な健全度評価及び維持管理方針を作成する。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 8 章 その他

第 1 節 背水計算

第 5801 条 背水計算

1 . 業務目的

本業務は、貯水池堆砂及び背砂計算結果に基づいて、貯水池末端付近及び貯水池上流の水位の検討を行うことを目的とする。

2 . 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 背水計算

受注者は、ダム建設前後を対象に 2 ケースの流量に対して不等流計算を行うとともに、貯水池平面図（1/5,000～1/2,000）縦断面図、横断面図を作成する。

(3) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（ 8 ）に準ずるものとする。

(4) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3 . 貸与資料

背水計算の実施にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) ダム設計図

(2) 貯水池及び貯水池上流平面図

(3) 貯水池及び貯水池上流縦・横断面図

(4) 堆砂及び背砂計算書

第 2 節 水理模型実験

第 5802 条 水理模型実験の種類と範囲及び条件

(1) 水理実験の種類

- 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験
- ・ クレストゲートタイプ
- ・ クレストゲートレスタイプ（堤趾導流壁タイプ）
- フィルダム洪水吐き水理模型実験
- 放流管抽出水理模型実験
- ・ ゲート付き放流管
- ・ ゲートレスオリフィス

(2) 水理模型実験の範囲及び条件

- 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験
 - イ) 重力式コンクリートダムの水理模型実験とは、越流部、シュート部、堤趾導流壁、減勢工部及び下流河道部の実験とする。
 - ロ) 模型縮尺は、1/30～1/70 程度（模型寸法で高さ 2.00m程度）で最大流量は 2,500m³/s 程度のものを標準とする。
- フィルダム洪水吐き水理模型実験
 - イ) フィルダム水理模型実験とは、流入部、越流部、シュート部、減勢工部及び下流河道部の実験とする。
 - ロ) 模型縮尺は、1/30～1/70 程度（模型寸法で高さ 2.00m程度）で最大流量は 2,500m³/s 程度のものを標準とする。
- 放流管抽出水理模型実験
 - イ) 放流管抽出水理模型実験とは、流量特性、圧力特性及び流況調査実験とする。

第 5803 条 重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験

1. 業務目的

本業務は、重力式コンクリートダムにおける実施設計段階の水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 模型設計

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、附帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

(3) 模型製作

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

(4) 実験・資料整理

1) 越流部

流況観測、水面形調査、水位～流量関係調査ならびに流量係数の評価を行う。また、越流面作用圧力を調査し、必要に応じて水理的最適形状を検討する。

2) シュート部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査を行い、導流壁高の検討を行う。

3) 減勢工部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査、流速分布調査を行い、減勢工構造、減勢効果及び導流壁高等を検討し、最適形状を決定する。

4) 下流河道部

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行い、護岸護床工及び水制工等の必要性を検討する。また、必要に応じて水理的最適形状を検討する。

(5) 映像記録

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

(6) 総合検討

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要な提案を行う。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

水理模型実験にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 事業計画概要
- (2) ダム設計図
- (3) 洪水吐き設計図
- (4) 放流管設計図
- (5) ダムサイト地形図
- (6) ダム上流地形図
- (7) ダム下流地形図
- (8) 下流河道縦横断面図
- (9) 水理計算書

第 5804 条 フィルダム洪水吐き水理模型実験

1. 業務目的

本業務は、フィルダムにおける実施設計段階の水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 模型設計

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、附帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

(3) 模型製作

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

(4) 実験・資料整理

1) 流入部

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行う。また必要に応じて水理的最適形状を決定する。

2) 越流部

流況観測、水面形調査、水位～流量関係調査ならびに流量係数の評価を行う。また、越流面作用圧力を調査し、必要に応じて水理的最適形状を決定する。

3) シュート部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査を行い、側水路形状の検討、導流壁高の検討を行う。

4) 減勢工部

流況観測、水面形調査、作用圧力調査、流速分布調査を行い、減勢工構造、減勢効果及び導流壁高等を検討し、最適形状を決定する。

5) 下流河道部

流況観測、水面形調査、流速分布調査を行い、護岸護床工及び水制工等の必要性を検討する。また必要に応じて水理的最適形状を決定する。

(5) 映像記録

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

(6) 総合検討

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要

な提案を行う。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

水理模型実験にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 事業計画概要
- (2) ダム設計図
- (3) 洪水吐き設計図
- (4) 放流管設計図
- (5) ダムサイト地形図
- (6) ダム上流地形図
- (7) ダム下流地形図
- (8) 下流河道縦横断面図
- (9) 水理計算書

第 5805 条 放流管抽出水理模型実験

1. 業務目的

本業務は、ダムに配置される放流管における実施設計段階の抽出水理模型実験を行い、設計の基礎資料に供することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 模型設計

実験装置の配置、模型の構造、測定用架台、附帯測定装置、給排水装置の設計を行い製作図を作成する。

(3) 模型製作

測量、セッティング、重要模型部の原寸作成並びに工事監督を行う。

(4) 実験・資料整理

1) 水位流量関係

水位～流量関係の調査を行い、流量係数を算出する。

2) 作用圧力分布

放流管内及び開水路部の作用圧力調査を行う。

3) 流況調査

流入部及び開水路部の流況調査及び水面形の調査を行う。

(5) 映像記録

実験の経過を写真及びビデオ等で記録し、整理並びに編集を行う。

(6) 総合検討

実験結果の妥当性を検討すると共に技術的な評価並びに判断を行い、設計あるいは維持管理に対して必要な提案を行う。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項 (8) に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

水理模型実験にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 事業計画概要
- (2) ダム設計図
- (3) 放流管設計図
- (4) 水理計算書

第3節 骨材破碎試験・解析

第 5806 条 骨材破碎試験・解析の種類

ダムの骨材破碎試験・解析業務の種類は下記のとおりとする。

- (1) 破碎試験
- (2) 物理試験
- (3) 試験結果解析

第 5807 条 骨材破碎試験・解析

1. 業務目的

本業務は、ダム用骨材の使用の適否、コンクリート配合設計のための基礎的な資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 試料採取

1) 採取計画

試験に使用する骨材原石の採取に関する工事計画を立案する。

2) 位置の選定

試験試料の代表性、採取工事計画を踏まえて、試料採取位置を選定する。

(3) 破碎試験監理

破碎試験を監視し、業務計画書に記載したとおりの試験が実施されるよう試験監理を行う。

(4) 試験結果解析

1) 破碎試験

データ整理

一次、二次、三次の各種試験による破碎データ整理を行う。

結果の検討

破碎データを基に破碎傾向、碎石形状について、工学的検討を行う。

2) 製砂試験

データ整理

製砂試験における各種試験データを整理する。

結果の検討

試験データを基に粒度特性、仕事指数等について、検討を行う。

3) 骨材物理試験

データ整理

骨材物理試験結果を図表にとりまとめる。

結果の検討

試験結果を基に、骨材品質に対して、検討を行う。

(5) 総合検討

当該試験業務の試験内容について、総合的な工学的評価を行う。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

骨材破砕試験・解析にあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 採取予定地地形図
- (2) 地質調査資料

第4節 コンクリート配合試験・解析

第 5808 条 コンクリート配合試験・解析の種類

ダムコンクリート配合試験・解析業務の内容は下記のとおりである。

- (1) コンクリート配合試験
- (2) 骨材物理試験
- (3) 凍結融解試験

第 5809 条 コンクリート配合試験・解析

1. 業務目的

本業務は、ダムコンクリートの適正な配合を選定することを目的とする。

2. 業務内容

コンクリート配合試験は、ダム用コンクリートとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 配合条件の選定

骨材性状、ダム構造・施工計画を把握し、ダムコンクリートに求められる強度等の性能を算出・整理し、コンクリート配合試験を行うための適切な配合条件を決定する。

(3) 試験監理

試験練りを監視し、目視によるワーカビリティ判定を行う。

(4) 試験結果解析

1) 配合試験

データ整理

配合試験結果を図表にとりまとめる。

結果の検討

配合試験結果を基に、各配合のコンクリート性状について、検討を加える。

2) 骨材物理試験

データ整理

骨材物理試験結果を図表にとりまとめる。

結果の検討

試験結果を基に、骨材品質に対する検討を行う。

3) 凍結融解試験(JIS A 1148・コンクリートの凍結融解試験方法)

データ整理

凍結融解試験結果を図表にとりまとめる。

結果の検討

凍結融解試験結果を基にコンクリートの耐久性に関して、工学的検討を行う。

(5) 総合検討

当該試験業務の試験内容について、総合的な評価及び施工にあたっての留意事項について提案する。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項(8)に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

する。

3. 貸与資料

コンクリート配合試験・解析にあたり発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 骨材破碎試験結果
- (2) ダム設計図書

第5節 グ라우チング試験・解析

第 5810 条 グ라우チング試験・解析

1. 業務目的

本業務は、一般的なグラウチング（カーテングラウチング、コンソリデーショングラウチング又はブランクットグラウチング等）について、通常工法で実施される試験の解析を行い本工事における注入仕様を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 試験計画立案

現地における試験について、適地の選定、配孔パターン、上載荷重条件、注入の仕様等の試験計画を立案する（グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成 15 年 7 月）。

(3) 現場試験監理

現地における試験について、解析、考察をする上で必要な情報を得るため、注入状況の把握、コア観察等を行う。

(4) 試験結果の整理

試験で得られたボーリング柱状図、注入チャート、注入結果報告（日報）、岩盤変位チャート、リーク等の注入状況に関する資料を収集、整理する。

(5) 試験結果の解析

試験結果に基づき、注入材料の適否、配合、配合切換え、注入圧力、注入速度、ステージ長等の適合性、問題点を指摘すると共に、本工事における孔配置と改良期待値について解析する。

(6) 注入仕様の作成

解析検討結果に基づき、本工事の注入仕様を提案する。

(7) 総合検討

上記業務をとりまとめると共に、追加試験が必要と考えられる場合の試験の方法の提案、本工事の中でさらに詳細な検討が必要と考えられる場合の提案及び留意点等を指定する。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

グラウチング試験・解析を行うにあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 地質調査資料
- (2) 本体設計関係資料
- (3) 基礎処理設計資料

第6節 グ라우チングデータ整理・解析

第 5811 条 グ라우チングデータ整理・解析

1. 業務目的

本業務は、一般的なグラウチング（カーテングラウチング、コンソリデーショングラウチング又はブランクットグラウチング）について、注入データ等を整理・解析し、当初の計画の見直しを行うことを目的とす

る。

2. 業務内容

本業務では年度毎に成果の取りまとめを行うことを基本とし、二重管式ダブルパッカー工法等の特殊なグラウチングは含まない。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする（グラウチング技術指針・同解説、国土技術研究センター・平成 15 年 7 月）。

(2) 現場技術監理

注入現場において、解析・考察のために必要な情報を収集及び、注入状況の把握等を行う。

(3) データ整理

現場において整備されたグラウチングデータ及びボーリングデータを受領し、変換及び入力を行う。

(4) データ解析

整理されたデータを基に必要な解析図表を作成し、次数別の注入状況、注入効果等について解析を行い、解析結果に基づき、孔の追加又は省略及び完了の提案等について検討を行う。

(5) 注入仕様の見直し

解析結果に基づき、注入仕様の見直し、変更の提案を行う。

(6) 総合検討

上記業務のとりまとめを行い、改良度の総合評価、以後の施工に対する総合的な考察を行う。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお照査事項については、第 5403 条計画設計第 2 項（8）に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

グラウチング整理・解析を行うにあたり、発注者は下記の資料を受注者に貸与するものとする。

(1) 注入記録

(2) 透水試験記録

(3) 基礎処理設計図

(4) その他資料

第7節 成果物

第 5812 条 成果物

受注者は、表 5.7.1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部を納品するものとする。

表 5.7.1 成果物一覧表

設計項目			成果物		縮尺	摘要
その他	背水計算		設計図	貯水池平面図	1/5,000 ~ 1/2,000	
				縦断面図・横断面図		
			報告書			
	実験 水理 模型	重力式コンクリートダム洪水吐き水理模型実験	報告書			
		フィルダム洪水吐き水理模型実験	報告書			
		放流管抽出水理模型実験	報告書			
	骨材破碎試験・解析		報告書			
	コンクリート配合試験・解析		報告書			
	グラウチング試験・解析		報告書			
	グラウチングデータ整理・解析		報告書			

第6編 道路編

第1章 道路環境調査

第1節 環境影響評価

本調査は、「道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成25年4月1日国土交通省令第28号（以下この節において「技術指針省令」という））に準拠して実施するものとする。

第6101条 環境影響評価の区分

環境影響評価の区分は、次の内容に定めるところによる。

- (1) 計画段階配慮書（案）の作成
- (2) 方法書（案）の作成
- (3) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定
- (4) 調査
- (5) 予測及び評価並びに環境保全措置の検討
- (6) 準備書（案）の作成
- (7) 評価書（案）の作成
- (8) 評価書の補正等

第6102条 計画段階配慮書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、計画段階配慮書(以下この節において「配慮書」という。)に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる主務大臣への送付等に資する配慮書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第四条第1項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第四条第1項第二号に掲げる事項の区分に応じて、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という）を把握するものとする。

(5) 計画段階配慮事項の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第五条に従い、当該事業の計画段階配慮事項の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の計画段階配慮事項について、技術指針省令第六～十条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 配慮書（案）の作成

受注者は、前(2)～(6)を基に、配慮書（案）を作成するものとする。また、配慮書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(8) 位置等に関する複数案の設定

受注者は、技術指針省令第三条に規定された主旨に従い、当該事業が実施されるべき区域の位置又は規模に関する複数の案を適切に設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6103 条 方法書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第十七条に規定された対象事業の方法書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される方法書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 対象事業内容（事業特性）の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号に規定された対象事業の内容（以下この節において「事業特性」という。）に関して、設計図書に示される資料より当該対象事業の内容を把握するものとする。

(3) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す事項に関して現地踏査を実施し、対象事業実施区域の当該事項の状況について把握するものとする。また、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

(4) 対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（地域特性）の把握

受注者は、入手可能な最新の文献その他の資料を収集することにより、技術指針省令第二十条第 1 項第二号に掲げる事項の区分に応じ、対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況（以下この節において「地域特性」という。）を把握するものとする。

(5) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、当該事業の環境影響評価の項目の選定を行うものとする。

(6) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法の選定を行うものとする。

(7) 方法書（案）の作成

受注者は、前（2）～（6）を基に、技術指針省令第十七条に掲げる事項の区分に従い、方法書（案）を作成するものとする。また、方法書（案）を要約した概要版を作成するものとする。

(8) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、技術指針省令第十八条に規定された主旨に従い、当該事業の選定項目に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を設定するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6104 条 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定

1. 業務目的

本業務は、対象事業の環境影響評価の調査を実施するにあたって、技術指針省令第二十条に規定された事業特性及び地域特性に関する情報を把握し、方法書に記載された環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えることにより、適切に環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 事業特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第一号の規定に従い、方法書に記載された事業特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるにあたって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

受注者は、技術指針省令第二十条第 1 項第二号の規定に従い、方法書に記載された地域特性について、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に検討を加えるにあたって見直すことが必要な情報を把握するものとする。

(4) 環境影響評価の項目の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十一条に従い、必要に応じ当該事業の環境影響評価の標準項目の削除又は追加を行うものとする。

(5) 調査、予測及び評価の手法の選定

受注者は、把握した事業特性及び地域特性を踏まえ、当該事業の選定項目について、技術指針省令第二十二～二十七条に従い、調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。なお、必要に応じ当該事業の選定項目について、調査、予測の標準手法の簡略化又は重点化を行うものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6105 条 調査

1. 業務目的

本業務は、対象事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十四条に基づいて、選定された項目の調査の手法に従い調査を実施することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 調査

1) 受注者は、対象事業において選定された項目の調査の手法に基づき、調査すべき情報、調査の基本的な手法、調査地域、調査地点、調査期間等を具体的に明記した調査の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、調査計画に基づき調査を実施するものとする。

3) 受注者は、適切に予測及び評価を行うために、前項の調査の結果について、調査内容を踏まえ整理するものとする。

(3) 調査結果の解析

受注者は、必要に応じ調査地域における環境の現状を解析し、予測及び評価を行うための資料をとりまとめるものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6106 条 予測及び評価並びに環境保全措置の検討

1. 業務目的

本業務は、事業特性及び地域特性を踏まえ、技術指針省令第二十五条、二十六条に基づき、選定された項目の予測及び評価を実施すると共に、技術指針省令第二十八条に基づき、必要に応じて環境保全措置及び事後調査の検討を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 予測

1) 受注者は、技術指針省令第二十五条の主旨に従い、当該事業の方法書に記載された選定項目の予測の手法に基づき、予測の基本的な手法、予測地域、予測地点、予測対象時期等を具体的に明記した予測の計画を作成するものとする。

2) 受注者は、選定項目に係る評価において、必要とされる水準が確保されるよう環境の状況の変化又は環境への負荷の量について、定量的、若しくは定性的に予測するものとする。

(3) 環境保全措置の検討

受注者は、技術指針省令第二十九～第三十一条の主旨に従い必要に応じ適切に環境保全措置の検討を行うものとする。

(4) 事後調査の検討

受注者は、技術指針省令第三十二条の主旨に従い必要に応じ事後調査の項目及び手法について適切に検討を行うものとする。

(5) 評価

受注者は、技術指針省令第二十六条の主旨に従い調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った結果について適切に評価するものとする。

(6) 総合評価

受注者は、技術指針省令第三十三条第 6 項の主旨に従い調査の結果の概要及び前述の(2)～(5)をとりまとめ、環境影響評価の総合的な評価の一覧を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6107 条 準備書(案)の作成

1. 業務目的

本業務は、技術指針省令第三十三条に規定された準備書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要なとされる都道府県知事等への送付、公告及び縦覧に供される準備書(案)、要約書(案)を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 準備書(案)の作成

受注者は、技術指針省令第三十三条の主旨に従い、準備書に記載すべき事項についてとりまとめ準備書(案)を作成するものとする。

(3) 要約書(案)の作成

受注者は、準備書(案)を要約した書類としての要約書(案)を作成するものとする。

(4) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の設定

受注者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域としての関係地域を、調査及び予測の結果から設定するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6108 条 評価書（案）の作成

1. 業務目的

本業務は、準備書についての意見を踏まえ、技術指針省令第三十四条に規定された対象事業の評価書に記載すべき事項についてとりまとめ、法手続きに必要とされる免許等を行う者等に送付するための評価書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 評価書（案）の作成

受注者は、技術指針省令第三十四条の主旨に従い、評価書に記載すべき事項についてとりまとめ評価書（案）を作成するものとする。

(3) 要約書（案）の作成

受注者は、評価書（案）を要約した要約書（案）を作成するものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6109 条 評価書の補正等

1. 業務目的

本業務は、評価書を補正する必要がある場合には、その検討を行ったうえで評価書、要約書について所要の補正をし、法手続きに必要とされる免許等を行う者等への送付、公告及び縦覧に供される評価書（案）、要約書（案）を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 評価書の補正等

受注者は、必要に応じ評価書の記載事項に検討を加え当該事項の修正、所要の補正を行うものとする。

(3) 要約書の修正等

受注者は、必要に応じ要約書の記載事項に検討を加え当該事項の修正等を行うものとする。

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 2 節 成果物

第 6110 条 成果物

1. 環境影響調査

受注者は表 6-1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6-1 環境影響評価成果物一覧表

成 果 物	摘 要
環境影響評価報告書一式	1
方法書（案）	
準備書（案）	2
評価書（案）	2

- 1 環境影響評価報告書には、評価項目・調査・評価手法の選定、調査及び予測・評価・環境保全措置の検討等の報告書を含むものとする。
- 2 要約書（案）を含むものとする。

第2章 交通現況調査

第1節 交通現況調査

第 6201 条 交通現況調査の種類

交通現況調査の種類は以下のとおりとする。

- (1) 交通量調査
- (2) 速度調査
- (3) 起終点調査
- (4) 交通渋滞調査
- (5) 駐車場調査

第2節 交通量調査

第 6202 条 交通量調査の区分

交通量調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 単路部交通量調査
- (2) 交差点部交通量調査

第 6203 条 単路部交通量調査

1. 業務目的

単路部交通量調査は、対象道路断面における交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

単路部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す項目に関して現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、及び調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」（国土交通省）に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、観測した交通量を時間別、方向別及び車種別に集計整理するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6204 条 交差点部交通量調査

1. 業務目的

交差点部交通量調査は、交差点部において流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等の観測を行い交通量の実態を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交差点部交通量調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 交通量観測

受注者は、設計図書に基づき、指示された流入部、調査時間、計測単位で方向別に車種別、自転車、横断歩行者の観測を人手等により行うものとする。また、車種分類については、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要綱 交通量調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 3 節 速度調査

第 6205 条 速度調査の区分

速度調査は、以下の区分により行うものとする。

(1) 走行速度調査

(2) 旅行速度調査

第 6206 条 走行速度調査

1. 業務目的

走行速度調査は対象道路断面における車両の地点速度を調査し、交通状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

走行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 走行速度調査

受注者は、設計図書に基づき、調査地点において短区間の走行速度を人手あるいは速度計測装置などを用いて方向別、車種別に計測するものとする。

受注者は、設計図書に基づき、指示された各時間帯及びサンプル数の車両の速度を計測するものとする。また、車種分類は監督職員の指示による以外は、大型車と小型車の 2 分類とする。

(4) 集計整理

受注者は、設計図書に基づき、計測された車両の速度の集計整理を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6207 条 旅行速度調査

1. 業務目的

旅行速度調査は、ある地点間の走行所要時間を調査することにより、地点間のボトルネックや渋滞状況を把握することを目的とする。

2. 業務内容

旅行速度調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 旅行速度調査

受注者は、調査区間について走行試験車を走行させて、交差点又は一定距離ごとの所要時間と信号、渋滞等による停止時間を計測するとともに、周辺の道路状況等を把握することにより、ボトルネックや渋滞の主な理由を調査するものとする。なお、調査時間帯及び調査回数は、設計図書に基づくものとする。

(4) 集計整理

受注者は、集計整理について、「全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査実施要領 旅行速度調査編」(国土交通省)に準ずるものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 4 節 起終点調査

第 6208 条 起終点調査の種類

起終点調査の種類は以下のとおりとする。

(1) 路側 O D 調査

(2) オーナーインタビュー O D 調査

第 6209 条 路側 O D 調査

1. 業務目的

路側 O D 調査は、地整際又は県際(コードンライン)などを通過する交通の起終点、運行目的等を調査することを目的とする。

2. 業務内容

路側 O D 調査の項目は、「全国道路・街路交通情勢調査自動車起終点調査(O D 調査)実施要綱(調査編)」(国土交通省、以下「O D 調査要綱」という。)に基づき下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 断面交通量調査

受注者は、観測地点においてOD調査要綱に定められた車種分類に従って、調査地点を通過する全車両（三輪以上の自動車）の台数を、1 時間単位で観測するものとする。

(4) 路側OD調査

受注者は、観測地点において通過する全対象車両に対し、聞き取り方式（自動車専用道路ではランプ等での聞き取り又はメールOD調査）又は設計図書に基づく調査方式により調査を実施するものとする。なお、対象車両及び調査票はOD調査要綱に準ずるものとする。調査は原則として対象とする車種の全数調査とするが、やむをえず抽出調査を実施する場合は、OD調査要綱に定められた抽出率を最低限度とする。

(5) 自動車航送船OD調査

受注者は、コードラインを横切るフェリー航路がある場合には、フェリー利用自動車を対象に路側OD調査を実施するものとする。なお、調査にあたっては、出発港にて実施するものとする。調査は、調査員が直接運転者等から乗船前に調査事項を聞き取り、OD調査要綱に定められた調査票に記入するものとする。なお、国土交通省地方運輸局により自動車航送船利用動向調査が実施されている航路については、自動車航送船利用動向調査票を借用し、OD調査要綱に定められた自動車航送船OD調査票に転記するものとする。

(6) マスターファイル作成

受注者は、(3)～(5)の調査結果をOD調査要綱に定められた内容、書式に従って整理し、マスターファイルを作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6210 条 オーナーインタビューOD調査

1. 業務目的

オーナーインタビューOD調査は、自動車交通の起終点運行目的等を自動車保有者に直接調査することにより、自動車の利用実態、道路交通の特性等を把握し、今後の道路の計画、建設、管理等についての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

調査の項目は、OD調査要綱に基づき以下のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 自家用車類OD調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された自家用自動車の保有者又は使用者を訪問（場合により郵送配布）し、調査日の運行状況及び各トリップ毎の運行内容について、調査要綱に従って調査するものとする。実施にあたっては、訪問調査の場合は身分証明書を携帯した調査員が事前に対象者を訪問し、調査内容・目的・利用方法等を説明し、調査指定日に対象者に記入してもらい、後日調査員が回収（場合により郵送回収）し、不明な個所の確認を行うものとする。

(3) 営業用車類事業者インタビュー調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、調査対象として抽出された営業用自動車の保有者又は使用者に対し、調査日の運行状況、及び各トリップ毎の運行内容について調査するものとする。

(4) 営業用車類路線運行調査

受注者は、OD調査要綱に定められた内容に従って、運行系統別輸送実績報告書等から、路線バスの運行状況等を調査するものとする。

(5) マスターファイル作成

受注者は、マスターファイル作成について、第 6209 条路側OD調査第 2 項の(6)に準ずるもの

とする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 5 節 交通渋滞調査

第 6211 条 交通渋滞調査

1. 業務目的

交通渋滞調査は、交通渋滞対策を実施するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

交通渋滞調査の項目は、「交通渋滞実態調査マニュアル」(建設省土木研究所 H2.2)(以下、渋滞調査マニュアル)に基づき、下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6203 条単路部交通量調査第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 地点情報調査

受注者は、調査地点の道路状況、交通運用状況、周辺状況に関する項目及びその他設計図書に基づく項目について調査を行うものとする。

(4) 交通量調査

受注者は、以下の観測を行うものとする。なお、車種分類については、渋滞調査マニュアルに準ずるものとする。

1) 交差点部流入部別に車種別・方向別の自動車交通量及び横断歩行者・自転車等を 10 分間毎に観測を行う。

2) 一般部方向別・車線別・車種別の自動車交通量を 10 分間毎に観測を行なう。

(5) 渋滞長調査

受注者は、交通流の待ち行列長を 10 分毎に 10m 単位で観測を行うものとする。なお、複数車線の道路においては、車線毎に調査するものとする。また、渋滞原因についても目視観測による補助調査を行うものとする。

(6) 渋滞区間通過時間調査

受注者は、渋滞区間を通過するのに要する時間を 10 分毎に調査を行うものとする。

(7) 信号現示調査

受注者は、信号現示を流入方向別及び監督職員より指示された時間帯毎に調査する。なお、信号交差点が連続している場合は、渋滞区間に隣接する信号交差点の現示も調査するものとする。また、信号制御方式(定周期制御、感应制御)についても調査を行う。

(8) 渋滞原因調査

受注者は、(3)～(7)の調査結果から渋滞原因の分析を行い、その原因を考察するものとする。

(9) 集計整理

受注者は、(3)～(8)の調査結果を渋滞調査マニュアルに従って集計整理するものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6 節 駐車場調査

第 6212 条 駐車場調査の区分

駐車場調査は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 駐車場施設実態調査
- (2) 駐車原単位調査

第 6213 条 駐車場施設実態調査

1. 業務目的

駐車場施設実態調査は、対象地域における有効的かつ効率的な駐車場整備を図るために、駐車場施設の位置、規模、形態などを把握し、今後の駐車場の計画、建設などについての基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

駐車場施設実態調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 調査対象駐車場の抽出

受注者は、対象地域の駐車場について「全国道路街路交通情勢調査実施要綱駐車場調査(調査編)」(国土交通省、以下“駐車場調査要綱”という。)に示される対象駐車場を抽出するものとする。

(3) 駐車場施設実態調査

受注者は、調査対象駐車場に調査員を派遣し、駐車場施設に関する調査を実施するものとする。調査の内容と方法は駐車場調査要綱の基準によるものとする。

(4) 集計整理

受注者は、駐車場調査要綱に示される方法に準じ、個別の駐車場施設のデータを整理するとともに、ブロック別及び形態(時間貸し、月極め、専用、その他)別に箇所数、駐車容量等を集計整理するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 6214 条 駐車原単位調査

1. 業務目的

駐車原単位調査は、対象地域の一部町丁目を対象に行う駐車場施設実態調査結果を用いて、対象地域全域の駐車場施設状況を把握することにより対象地域における有効的かつ効率的な駐車場整備のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

駐車原単位調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料の準備

受注者は、原単位を設定するための資料として、以下の資料を準備する。

1) 都市計画図

2) 住宅地図

(3) 調査実施町丁目の抽出

受注者は、原単位を設定するための町丁目を抽出するものとする。その内容と方法は、駐車場調査要綱において示される内容及び方法に準ずるものとする。

(4) 用途地域群面積の計測

受注者は、調査実施町丁目の各用途地域群の面積を、駐車場調査要綱において示される方法に準じて計測するものとする。

(5) 駐車場施設実態調査

受注者は、駐車場施設実態調査について、第 6213 条駐車場施設実態調査第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(6) 原単位の設定

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、用途地域群別の駐車場施設の原単位を設定するものとする。

(7) 地区内の駐車場施設状況

受注者は、駐車場調査要綱において示される方法に準じて、駐車場施設実態調査を実施していない地区の駐車場施設状況を算出するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第 7 節 成果物

第 6215 条 成果物

受注者は、表 6-2 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6-2 交通現況調査成果物一覧表

調査種別	成 果 物
交通量調査	調査報告書
	調査データ集計結果
速度調査	調査報告書
	調査データ集計結果
起終点調査	調査報告書
	マスターファイル
交通渋滞調査	調査報告書
	調査データ集計結果
駐車場調査	調査報告書
	駐車場位置（規模、形態区分）図調査データ集計結果

第 3 章 道路網・路線計画

第 1 節 道路網・路線計画の種類

第 6301 条 道路網・路線計画の種類

道路網・路線計画の種類は以下のとおりとする。

- (1) 現況調査
- (2) 交通量推計調査
- (3) 道路網・路線計画

第 2 節 現況調査

第 6302 条 現況調査

1. 業務目的

現況調査は、設計図書に基づく対象地域において、道路網・路線整備計画策定において必要な交通状況の現況及び将来動向を把握することを目的とする。

2. 業務内容

現況調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条

業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、以下に示す関連資料を収集整理するものとする。

- 1) 人口、経済動向指標
- 2) 土地利用状況
- 3) 道路交通現況
- 4) 交通施設整備状況
- 5) 関連開発計画及び事業
- 6) 現況自動車OD交通流動
- 7) その他必要な資料

(3) 実態調査

受注者は収集した関連資料だけで道路交通の特性把握を十分に行うことが出来ない場合には、監督職員の指示により必要項目の実態調査を行うものとする。

(4) 道路交通の特性分析

受注者は、収集した関連資料の整理及び実態調査等を通して、対象地域の現況及び道路交通特性を明らかにするとともに、現況道路交通の問題点について整理を行うものとする。

(5) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

第3節 交通量推計調査

第6303条 交通量推計調査

1. 業務目的

交通量推計調査は、設計図書に示す対象道路又は道路網について、自動車交通の現況及び将来OD表を基に、交通量の推計を行うことを目的とする。

2. 業務内容

交通量推計調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 交通量配分用データの作成

受注者は、交通現況調査及び将来道路網計画に基づき、地域に適した交通量配分用データを作成するものとする。

1) OD表

使用するOD表は、設計図書に基づき作成するものとする。

2) ゾーニング

対象道路網に即した地域の大きさにゾーンを統合あるいは分割し、併せてOD表の集約又は分割を行うものとする。

3) 交通量配分道路網の作成

対象地域の現況及び将来道路網を基に、交通量配分ケースに応じた交通量配分用のネットワークデータを作成する。

(3) 交通量配分

受注者は、設計図書に基づき、指示された交通量配分手法により配分計算を行うものとする。

1) 配分計算

配分計算は、以下に示す項目について設計図書に基づき、配分計算を行うものとする。なお、配分計算の精度の確認のために、現況配分を行い、現況交通量とのチェックを行うものとする。

目標年度

配分ケース

OD分割数

2) 集計整理

評価項目を集計整理するものとする。

3) 配分結果の整理

配分結果を基に、設計図書もしくは指示された項目について整理分析し、整備計画の基本条件の整理を行うものとする。

区間交通量

路線別地区別混雑度

通過交通量等

総走行台キロ

その他

(4) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 基礎統計書（人口、保有台数等）

(2) 都市計画マスタープラン等

(3) 「全国道路街路交通情勢調査」国土交通省・自動車起終点調査編

(4) 現況・将来OD表及び関連道路ネットワークデータ

(5) 一般交通量調査

(6) 都市計画図

(7) 配分計算に必要な諸条件に関するデータ

第4節 道路網・路線計画

第 6304 条 道路網・路線計画

1. 業務目的

道路網・路線計画は、対象地域の土地利用計画、開発計画、環境保全計画等を踏まえ、道路網あるいは特定路線の整備計画を立案することを目的とする。

2. 業務内容

道路網・路線計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 整備計画案の検討

受注者は、以下の整備計画案についての事項を検討するものとする。

1) 整備計画の位置づけと機能

道路網・路線整備計画の検討では、計画対象地域において果たすべき役割と機能を明確にするものとする。

2) 整備代替案の交通量検討

受注者は設計図書に基づき、整備代替案を設定し、各代替案の交通量検討を行うものとする。

3) 計画道路の機能

交通量検討の結果を基に、計画道路の機能を把握、設定するものとする。

(3) 整備計画案の選定

受注者は、交通需要、安全性、経済性、施工性及び沿道環境等を総合的に評価し、最適な整備案を選定するものとする。

(4) 道路整備効果評価

受注者は、設計図書に基づき、選定対象となる整備案に対し、道路整備効果評価を行うものとする。

る。

(5) 整備計画の策定

受注者は、最適整備案について、以下に示す事項についてとりまとめ整備計画とするとともに、必要に応じて道路平面図を作成するものとする。

- 1) 道路の機能
- 2) 道路の種級区分
- 3) 整備計画道路平面図 (1/50,000 程度)

特定路線の整備を対象とする場合に作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務成果に準じて報告書を作成するものとする。

第5節 成果物

第 6305 条 成果物

受注者は、表 6-3 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6-3 道路網・路線計画成果物一覧

調査種別	調査項目	成果物項目	縮 尺
現況調査	報告書	交通現況調査	-
	図面	交通現況図	適宜
交通量推計調査	報告書	交通量推計調査	-
	図面	現況・将来道路網図	適宜
		リンクデータ図	適宜
		配分ゾーン図	適宜
		現況・将来交通量図	適宜
道路網・路線計画	報告書	道路網・路線計画	-
	図面	道路網・路線計画図	1:25000 又は 1:50000

第4章 道路設計

第1節 道路設計の種類

第6401条 道路設計の種類

道路設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路
- (2) 歩道（自転車歩行者道を含む）
- (3) 平面交差点
- (4) 立体交差点
- (5) 道路休憩施設
- (6) 一般構造物

第2節 道路設計

第6402条 道路設計の区分

1. 道路設計の区分

道路設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路概略設計（（A）（B））
- (2) 道路予備設計（A）
- (3) 道路予備修正設計（A）
- (4) 道路予備設計（B）
- (5) 道路予備修正設計（B）
- (6) 道路詳細設計

第6403条 道路概略設計

1. 業務目的

道路概略設計は、第1206条設計業務の内容第2項に示す業務を、設計図書に基づいて検討し、事業を実施しようとする最適の路線を選定することを目的とする。本業務は使用する地形図の種類により以下に細分される。

- (1) 概略設計（A）は地形図（縮尺 1/5,000）を基に行う設計をいう。
- (2) 概略設計（B）は地形図（縮尺 1/2,500）を基に行う設計をいう。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す予定路線の当該計画地域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した可能と思われる比較案（3案を基本とする）の路線を選定する。路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）連絡等施設を考慮して計画し、監督職員と協議の上、最適路線を選定するものとする。

(4) 主要構造物計画

受注者は、路線計画上、平面・縦断的コントロールとなる主要構造物（鉄道・道路との交差、渡河地点）について、現地踏査、文献資料等からの形式の選定を行い、概略設計図を作成するものとする。

(5) 設計図

受注者は、本条 1. (3) 項で規定の比較路線それぞれについて以下の設計図面を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図に用途地域及び主要コントロール物件を図示し、比較路線を含めた計画路線を記入するものとする。

2) 平面図

地形図に当該地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因を明示し、路線（曲線要素）主要構造物、連絡等施設ならびに縦断線形要素を記入するものとする。また、監督職員の指示により比較路線を記入するものとする。

3) 縦断図

図面に、交差道路、鉄道、河川等の名称を記入し、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠）について寸法、形状、形式が判るように明示する。計画高は地形図の縮尺 1/5,000 及び 1/2,500 に対し各々100m及び 50m毎、ならびに主要点に対し明記するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

5) 横断図

縦断計画を行った同一点及び地形の変化点について横断図を作成する。この時、路面の片勾配は考慮しないものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 計画の経緯

2) 計画地域の現況及び将来計画のまとめ

3) 計画条件検討経緯及びその結果

4) 当該計画地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因の説明

5) 比較路線の選定経緯と最適路線の計画概要及び今後の課題

6) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地形図（縮尺 1/5,000 又は 1/2,500）

(2) 地質調査成果一式

第 6404 条 道路予備設計（A）

1. 業務目的

道路予備設計（A）は、概略設計によって決定された路線について、第 1206 条設計業務の内容第 3 項に示す業務の内、平面線形、縦横断線形の比較案を策定し、施工性、経済性、維持管理、走行性、安全性及び環境等の総合的な検討と橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、概略形式、基本寸法を計画し、技術的、経済的判定によりルートを中心線を決定することを目的とする。なお、設計図書に基づき中心線座標

の計算を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 路線選定

受注者は、路線選定に際し、路線の平面線形、縦断線形は、主要構造物(トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等)の位置、概略形式、基本寸法等を考慮して計画するものとする。

(4) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

航測地形図に社会的、自然的、文化的要素ならびにコントロール物件を明示し、路線の平面線形(半径、緩和曲線パラメータ)縦断線形要素(縦断勾配、理論変換点での標高、勾配、縦断曲線長、縦断曲線半径)構造物(橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠、擁壁、特殊法面、等)の位置、形式、基本寸法等及び連絡等施設を記入するものとする。このほか、付替道路、付替水路、側道、用排水溝等も記入するものとする。なお、用排水は流向も明示するものとする。

3) 縦断図

縦断図は、20m毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。また、交差道路、鉄道、河川等の名称も記入する。このほか各種構造物(橋梁、高架、トンネル、函渠、管渠)の位置(測点)形式、基本寸法も表示するものとする。

4) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

5) 横断図

横断図は、縦断計画を行った同一地点について作成する。擁壁、特殊法面、土工構造物等については、現地踏査ならびに過去の実施例等を参考に計画するものとする。また、盛土・切土の法勾配についても道路土工指針等を参考に標準的な勾配を採用するものとする。

6) 主要構造物計画図

延長 50m 以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。また、延長 50m を超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。

(5) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(6) 概算工事費

受注者は比較案それぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路概略設計成果一式

(2) 地質調査成果一式

(3) 地形図(縮尺 1/1,000)

第 6405 条 道路予備修正設計（Ａ）

１．業務目的

道路予備修正設計（Ａ）は、道路予備設計（Ａ）の業務完了後に、発注者において変更が生じた場合、道路予備設計（Ａ）の成果に基づき、道路予備設計（Ａ）と同一水準の業務を行うことを目的とする。なお、業務内容については設計図書に基づき実施するものとする。

２．業務内容

受注者は、業務内容について、第 6404 条道路予備設計（Ａ）第 2 項に準ずるものとする。

３．貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （１）道路概略設計成果一式
- （２）道路予備設計（Ａ）成果一式
- （３）地質調査成果一式
- （４）地形図（縮尺 1/1,000）

第 6406 条 道路予備設計（Ｂ）

１．業務目的

道路予備設計（Ｂ）は道路予備設計（Ａ） 或いは同修正設計により決定された中心線に基づいて行われた実測路線測量による実測図を用いて、第 1206 条設計業務の内容第 4 項の業務のうち、図上での用地幅杭位置を決定することを目的とする。

２．業務内容

（１）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

（２）現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために、現地踏査を行う。現地踏査にあたっては、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路予備設計（Ａ） 或いは同修正設計で計画されている構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、交通量調査）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査事項について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

（３）縦断設計

受注者は、既存資料及び現地踏査に基づいて、平面線形との組み合わせ、橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を設計するものとする。

（４）横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し法面勾配と構造を決定し、道路の横断構成、側道、水路等を設計するものとする。

（５）道路附帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く） 函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの） 溝橋、大型用排水路（幅 2 m 又は高さ 1.5m を超えるもの）、地下道、取付道路（延長 10m 以上） 側道、階段工（高さ 3 m 以上）等について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6423 条一般構造物予備設計に準ずるものとする。

（６）小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積又はブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m 未満） 管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m 以下かつ高さ 1.5m 以下） 集水桝、防護柵工、取付道路（延長 10m 未満） 階段工（高さ 3m 未満）等の位置、形式、基本寸法等を決定するものとする。

（７）用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うもの

とする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。

(8) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な横断形状の箇所を選定し作成する。

5) 横断図

実測横断図を用い、標準として 20m 毎の測点について横断設計に基づき作成する。土層別の土量、法長及び幅杭等、必要な事項を記入するものとする。

6) 一般図作成

一般構造物（函渠、擁壁等）は設計図書に基づき、第 7 節一般構造物設計第 6423 条一般構造物予備設計の規定に準じて一般図を作成する。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(10) 用地幅杭計画

受注者は、縦断・横断・道路附帯構造物・小構造物及び用排水設計に基づき用地幅杭位置を求めるものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の（8）に準ずるものとする。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 計画の概要

2) 地域の現況及び関連協議資料

3) 各種検討の経緯とその結果

4) 設計計算書

5) 概算事業費

6) 用地幅杭調書

7) その他必要事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路予備設計（A）、同修正設計成果一式

(2) 地質調査成果一式

(3) 測量成果一式

第 6407 条 道路予備修正設計（B）

1. 業務目的

道路予備修正設計（B）は、道路予備設計（B）が完了後、発注者において変更が生じた場合、受注者は設計図書に基づき道路予備設計（B）の成果に基づき道路予備設計（B）と同一水準の業務を行うこと

を目的とする。

2. 業務内容

受注者は、業務内容について、第 6406 条道路予備設計（Ｂ）第 2 項に準ずるものとする。なお、縦断設計を除くものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計（Ｂ） 成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 測量成果一式

第 6408 条 道路詳細設計

1. 業務目的

道路詳細設計は、道路予備設計（Ｂ） 或いは同修正設計（Ｂ）で確定した中心線位置、用地幅杭位置に基づき、第 1206 条設計業務の内容第 4 項に示す業務を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき要件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に示された設計を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、予備設計で計画されている構造物等の位置、交差又は付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行うものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面设计について、実測平面図を用い道路予備設計（Ｂ） 或いは同修正設計により決定された線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。縦断設計は、実測縦断図を用い橋梁、トンネル等の主要構造物の位置、型式、基本寸法を考慮のうえ縦断線形を決定し、20m 毎の測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、実測横断図を用い、地質調査結果に基づき土層線を想定し、法面勾配と構造を決定し、道路横断の詳細構造を設計するものとする。

(5) 道路附帯構造物設計

受注者は、一般構造物〔擁壁（小構造物を除く） 函渠、特殊法面保護工、落石防止工等をいう。〕及び、管渠（応力計算が必要なもの） 溝橋、大型用排水路（幅 2m 超かつ延長 100m 超）、地下道、取付道路（幅 3m 超かつ延長 30m 超）側道、階段工（高さ 3m 以上）等については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。なお、一般構造物は、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする

(6) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積又はブロック積擁壁、コンクリート擁壁（高さ 2m 未満） 管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路（幅 2m 以下又は延長 100m 以下） 集水桝、防護柵工、取付道路（幅 3m 以下又は延長 30m 未満） 階段工（高さ 3m 未満）等を設計するものとする（照明施設は除く）。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、構造計算、断面計算又は流量計算等を必要とする仮設構造物について、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、既存資料及び現地踏査の結果に基づいて用排水系統の計画、流量計算、用排水構造物の形状

等について設計を行い排水系統図を作成する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画との整合を考慮して設計を行う。使用する用排水構造物は「標準設計図集」を参照する。用排水系統図には、自然流下の用排水路については流水方向と施工高さを記入するものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通条件を基に、基盤条件、環境条件、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、「舗装種別選定の手引き」（公益社団法人日本道路協会 R3.12）に示されたチェックシート等を参考にアスファルト舗装 / コンクリート舗装等を比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 施工計画

受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。

(11) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。なお、工事発注に際して留意すべき設計条件等は図面に記載するものとする。

1) 路線図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

実測平面図を用い、設計した縦断・横断の成果及び橋梁、トンネル等の主要構造物等、計画した全ての構造物を記入するものとする。

3) 縦断図

実測縦断図を用い、計画した縦断線形に基づき 20m 毎の測点、主要点及び地形の変化点等の計画高計算を行い作成する。縦断図には主要構造物及び道路横断構造物を記入するものとする。

4) 標準横断図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路附帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

5) 横断図

実測横断図を用い、横断設計に基づいて設計する。横断図には、土層別の土量及び法長等、必要な事項を記入する。

6) 土積図

上段に縦断図を作成し、下段に土積曲線を記入するものとする。

7) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(12) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件（地下埋設物等）などが設計に反映されているかの確認を行う。

3) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 計画の概要

2) 各種検討の経緯とその結果

3) 設計計算書（排水計算、設計計算等）

- 4) その他必要事項
- 3. 貸与資料
発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
 - (1) 道路予備設計 (B) 成果一式
 - (2) 道路予備修正設計 (B) 成果一式
 - (3) 地質調査成果一式
 - (4) 測量成果一式
 - (5) 関連構造物設計成果一式 (橋梁、トンネル等)

第3節 歩道設計 (自転車歩行者道を含む)

第 6409 条 歩道設計の区分

歩道設計は以下の区分により行うものとする。

1. 歩道詳細設計

第 6410 条 歩道詳細設計

1. 業務目的

歩道詳細設計は、現道の路側に歩道新設もしくは改築する場合の設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における歩道の状況 (建築物、他道路、排水系統、用地境界、地形など沿道周辺) の状況を把握、確認を行うものとする。

(3) 平面設計

受注者は、実測平面図に基づき、車道部又は車道端に合わせ、構造物、用水路、排水流向などについて、その断面、位置取り合いなど、必要なもの全ての設計を行うものとする。

(4) 縦断設計

受注者は、実測縦断により、20m 毎の測点及び変化点について、路面高さ及び車道高さと整合を図り、歩道計画高を設計するものとする。

(5) 横断設計

受注者は、実測横断図に基づき、縦断図と同一地点において、道路中心線の計画高又は現道高さより先に決定又は与条件として与えられた幅員に対し、水路、縁石、側溝などの位置、取合い及び幅杭位置等を横断計画に必要な全ての構造物を設計するものとする。

(6) 道路附帯構造物設計

受注者は、道路附帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (5) に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

受注者は、前項に定める以外で原則として応力計算を必要とせず標準設計図集等から設計できるもので、石積又はブロック積擁壁、コンクリート擁壁 (高さ 2m 未満)、管渠、側溝、街渠、法面保護工、小型用排水路、(幅 2m 以下又は高さ 1.5m 以下)、集水枡、防護柵工、取付道路 (延長 10m 未満)、階段工、(高さ 3m 未満) 等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、実測図 (平面図、縦横断図) を基に以下の図面を作成するものとする。

1) 平面図

実測平面図に基づいて、車道部又は車道端の線形に合わせて小構造物、側溝類、用地幅杭、排水流向、構造物の名称、延長など記入する。

2) 縦断図

実測縦断面図に基づき、決定された計画高について測点及び変化点毎に縦断面勾配、計画高さ、交差道路、道路横断構造物を記入する。

3) 標準横断面図

切土、盛土等の断面について代表的な形状箇所を選定し作成する。標準横断面図には、幅員構成、舗装構成、法面保護工、道路附帯構造物小構造物等の必要事項を記入するものとする。

4) 横断面図

実測横断面図に基づいて、歩道幅員、歩道構造及び用地幅杭位置などの寸法を記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 測量成果一式

第 4 節 平面交差点設計

第 6411 条 平面交差点設計の区分

1. 平面交差点設計は、以下の区分により行うものとする。

(1) 平面交差点予備設計

(2) 平面交差点詳細設計

第 6412 条 平面交差点予備設計

1. 業務目的

平面交差点予備設計は、道路予備設計で検討された平面図及び縦横断面図を用いて、設計図書に基づいた設計条件で、交差点形状について、決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における現道状況、現況現示、用排水路及び系統、沿道状況等の把握、確認を行う。なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断面設計

受注者は、交差点形状について 2 案の比較案の検討と交差点間隔、平面交差点付近の線形(視距、曲線半径、縦断面線形等)など、主に幾何構造上について検討を行うものとする。

(4) 横断面設計

受注者は、横断面設計について、20m 毎を標準として道路設計条件によって、標準部、右・左折部、変速車線部の設計を行うものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量について、設計図書に基づき与えられた交通量(時間別・方向別)に対し、最適現示及び飽和度を計算する。また路面表示については変速車線部、右・左折部の矢印、横断歩道、停止線、車両の軌跡等の検討を行うものとする。

(6) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 交差点位置図

市販地図等に設計する交差点の位置、コントロールとなる地物情報等を記入するものとする。

2) 平面図

平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。

3) 縦断面図

縦断面設計に基づいて、縦断面勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、交差道路、道路横断構造物等を記入する。

4) 標準横断面図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断面図

横断面設計に基づいて、縦断面図と同一点及び本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。なお、概算用地補償費の算定もあわせて行うものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 現示、飽和度の計算

4) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 地質調査成果一式

(2) 地形図(縮尺 1/500)

(3) 交通量関係の資料

第 6413 条 平面交差点詳細設計

1. 業務目的

平面交差点詳細設計は、実測図の成果を用い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。なお、予備設計で確定すべき条件が確定されていない場合、或いは変更の必要がある場合は、設計図書に基づき設計を行うものとする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の (2) に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、交差点形状など、その後の協議によって変更された最新の情報で行う。導流路、隅切停止線の位置、横断歩道の設置などを考慮し行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計した交差点の中心線の計画高に基づいて、標準部、右・左折変速車線部等を 20m 毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 道路附帯構造物設計

受注者は、道路附帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(7) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(8) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、実測図(平面図、縦横断図)を基に以下の設計図を作成するものとする。

1) 交差点位置図

市販地図等に路線、主要構造物、コントロールポイント、連絡等施設等を記入するものとする。

2) 平面図

平面設計に基づいて、交差点部の滞留長、変速車線部、右・左折部、横断歩道、停止線、矢印などの路面表示を含めて記入する。

3) 縦断図

縦断設計に基づいて、縦断勾配、測点及び変化点毎の計画高、及び、交差道路、道路横断構造物等を記入する。

4) 標準横断図

本線部、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

5) 横断図

横断設計に基づいて、縦断図と同一点及び本線、変速車線、滞留車線、すり付車線部などについて作成する。

6) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 平面交差点予備設計成果一式

(2) 測量成果一式

(3) 地質調査成果一式

(4) 交通量関係の資料

第 5 節 立体交差設計

第 6414 条 立体交差設計の区分

1. 立体交差は以下の区分により行うものとする。

- (1) ダイヤモンド型ⅠＣ予備設計
- (2) ダイヤモンド型ⅠＣ詳細設計
- (3) トランペット・クローバー型ⅠＣ予備設計
- (4) トランペット・クローバー型ⅠＣ詳細設計

第 6415 条 ダイヤモンド型ⅠＣ予備設計

1. 業務目的

ダイヤモンド型ⅠＣ予備設計は、道路予備設計（Ａ）で検討された資料に基づき、縮尺 1/1,000 の地形図を用いて、平面交差点における円滑な交通処理のために卓越する方向の交通流、もしくは卓越する交通流に最も大きい影響を与える交通流を、他の交通流から立体的に分離する方法を、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量を考慮し、ダイヤモンド型ⅠＣの基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲を現地踏査し、地形、地物等設計に必要な現地の状況を把握する。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし調査内容について監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項及び道路予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプの中心線を設計するものとする。縦断設計は 20m 毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、制約条件を満足する縦断線形を設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、20m 毎の測点、地形変化点の地盤高を地形図から読み取り、道路の横断構造を設計するものとする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の（５）に準ずるものとする。

(6) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及び橋梁、高架橋等の主要構造物等、計画した全ての構造物及び変更車線、ノーズ位置、平面線形要素等を記入する。

2) 縦断図

縦断図は、20m 毎の測点及び主要点について計画高を記入するものとする。

3) 横断図

本線中心線に基づき 20m 毎の測点に対して横断図を作成する。標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部、立体交差点流入部等の各々について作成するものとする。

4) 主要構造物計画図

延長 50m 以内の橋梁・トンネル等の主要構造物について、現地踏査を基に、標準設計や既応の資料を参照し、位置、形式、基本寸法を計画し、一般構造図を作成するものとする。また、延長 50m を超える主要構造物及び擁壁、特殊土工構造物で標準設計以外の特殊な形式、規模のものを計画する場合は、設計図書に基づき、一般構造図を作成するものとする。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（６）に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、数量計算書により第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 計画の経緯
- 3) 位置及び施設の規模
- 4) 概算工事費
- 5) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計(A) 成果物一式
- (2) 地質調査成果物一式
- (3) 地形図(縮尺: 1/1,000)
- (4) 交通量関係の資料

第 6416 条 ダイヤモンド型 I C 詳細設計

1. 業務目的

ダイヤモンド型 I C 詳細設計は、道路詳細設計、ダイヤモンド型 I C 予備設計、路線測量、設計協議及び地質調査等の資料に基づき縮尺 1/500 の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視による確認を行い、詳細設計に必要な現地状況、予備設計及び設計協議で計画されている構造物の位置、交差又は付替導水路、用排水系統等の基本的事項を把握するものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、ダイヤモンド型 I C 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形 20m 毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を 20m 毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路附帯構造物設計

受注者は、道路附帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(8) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、実測図（平面図、縦横断図）を基に以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図は、設計した縦断、横断の成果及びランプ橋など、主要構造物、小構造物等計画した全ての構造物を記入する。

2) 縦断図

縦断図は、実測縦断図を用い、設計した縦断線形に基づき計画高の計算を行い作成するものとする。また、縦断図には、主要構造物及び道路構造物を記入する。

3) 標準横断図

標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、立体交差流入出入部等について作成する。

4) 横断図

横断図は、横断設計に基づいて図面作成を行うものとする。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物について作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の（13）に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 各種検討の経緯とその結果

3) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路詳細設計報告書成果一式

(2) ダイヤモンド型 I C 予備設計報告書成果一式

(3) 地質調査成果一式

(4) 測量成果一式

(5) 交通量関係の資料

第 6417 条 トランペット・クローバー型 I C 予備設計

1. 業務目的

トランペット・クローバー型 I C 予備設計は、道路予備設計で検討された資料に基づき、縮尺 1/1,000 の地形図を用いて交差接続する道路相互の種別及び級別、計画地点周辺の地形、地物の現況、全体的な地域計画、交通量と交通容量、設計速度を考慮し、インターチェンジの基本的な構造を検討し、ランプ平面線形及び施設の規模を確定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は現地踏査について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、平面・縦断設計について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。ただし、縦断設計については地盤高を地形図から読みとる間隔を 10m 毎の測点とする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

る。ただし、地盤高を地形図から読み取る間隔を 10m 毎の測点とする。

(5) 交差点容量・路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 設計図

受注者は、設計図について、第 6415 条ダイヤモンド型 IC 予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、数量計算書により第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6403 条道路概略設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計成果一式
- (2) 地質調査成果一式
- (3) 地形図(縮尺: 1/1,000)
- (4) 交通量関係の資料

第 6418 条 トランペット・クローバー型 IC 詳細設計

1. 業務目的

トランペット・クローバー型 IC 詳細設計は、道路詳細設計、トランペット・クローバー型 IC 予備設計、路線測量、設計協議及び土質調査等の資料に基づき、縮尺 1/500 程度の地形図で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6416 条ダイヤモンド型 IC 詳細設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握した基本的事項、設計協議、トランペット・クローバー型 IC 予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形 10m 毎の測点及び主要点について設計を行うものとする。

(4) 横断設計

受注者は、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて、道路の横断構造、水路及び用地幅等を 10m 毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路附帯構造物設計

受注者は、道路附帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(8) 交差点容量及び路面表示

受注者は、交差点容量・路面表示について、第 6412 条平面交差点予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(9) 設計図

受注者は、設計図について、第 6416 条ダイヤモンド型 I C 詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。ただし、3)を以下に読み替えるものとする。3) 標準横断図 標準横断図は、当該設計区間の本線、ランプ、ノーズ部分、変速車線、トールゲートの中心、通り抜け車道等について作成する。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路詳細設計成果一式
- (2) トランペット・クローバー型 I C 予備設計成果一式
- (3) 地質調査成果一式
- (4) 測量成果一式
- (5) 交通量関係の資料

第 6 節 道路休憩施設設計

第 6419 条 道路休憩施設設計の区分

1. 道路休憩施設設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 道路休憩施設予備設計
- (2) 道路休憩施設詳細設計

第 6420 条 道路休憩施設予備設計

1. 業務目的

道路休憩施設予備設計は、設計図書に基づくその計画位置において周辺状況、地形状況などにより、その施設状況、レイアウト、交通流、交差点など利用者の利便性を配慮し、施設の基本的な規模を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計図書に基づいた設計範囲における地形、地質、地物、沿道、土地利用などの状況把握、確認を行う。なお、現地調査(測量、地質調査等)を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、設計計画で整理された基本的事項等に基づいて、休憩施設の規模、施設の配置、ランプ線形、縦断線形、交差点計画(右・左折車線、滞留車線等)などを設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、第 6415 条ダイヤモンド型 I C 予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6406 条道路予備設計(B)第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(6) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

- 1) 平面図
平面図は、施設配置・規模・平面線形要素・排水路流向など記入する。
- 2) 縦断面図
縦断面図は、ランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点及び地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断面設計された計画高に従って縦断面勾配、計画高、切盛土高さなど明示する。
- 3) 標準横断面図
標準横断面図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。
- 4) 横断面図
横断面図は、設計されたランプ、道路等の中心線に基づき、地形図から各測点及び地形の変化点の地盤高を読み取り、縦断面設計に基づいて横断面構成、幅員、水路、舗装など明示する。
- (7) 関係機関との協議資料作成
受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。
- (8) 概算工事費
受注者は、土工数量、園地面積、舗装面積、各施設規模など算定する。なお、受注者は第 1211 条設計業務の成果(5)に従い、概算工事費を算定するものとする。
- (9) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
 - 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
 - 2) 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。
 - 3) 基本条件のもとで、選定結果について施設としての妥当性を照査し確認する。
 - 4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (10) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。
 - 1) 設計条件
 - 2) 計画の経緯
 - 3) 沿道開発状況整理
 - 4) 諸施設規模根拠
 - 5) その他留意事項
3. 貸与資料
発注者が貸与する資料は下記を標準とする。
 - (1) 地質調査成果一式
 - (2) 地形図(縮尺 1/1,000)
 - (3) 道路予備設計成果一式

第 6421 条 道路休憩施設詳細設計

1. 業務目的
道路休憩施設詳細設計は、予備設計で決定されたランプ及び施設規模(施設配置、駐車ます等)について、設計図書に基づいた設計条件で工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。
2. 業務内容
 - (1) 設計計画
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
 - (2) 現地踏査
受注者は、現地踏査について、第 6420 条道路休憩施設予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 平面・縦断設計

受注者は、現地踏査で把握、確認した基本的事項、設計協議、サービスエリア予備設計資料等に基づいて、当該設計に最も適したランプ中心線及び縦断線形 20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(4) 横断設計

受注者は、横断設計について、設計したランプ等の中心線の計画高に基づいて道路の横断構造、水路及び用地幅等を 20m毎の測点及び主要点について設計するものとする。

(5) 道路附帯構造物設計

受注者は、道路附帯構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 小構造物設計

受注者は、小構造物設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 用排水設計

受注者は、用排水設計について、第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(8) 設計図

受注者は、以下の設計図を作成するものとする。

1) 平面図

平面図に記入する事項は、平面線形要素、用地幅、用排水路流向、各施設配置、規模など記入する。

2) 縦断図

実測縦断面図に基づき、縦断勾配(ランプ)、計画高、道路本線との取合など記入する。

3) 標準横断図

標準横断図は、本線、変速車線、ノーズ部分、施設部等各々について作成するものとする。

4) 横断図

実測横断面図に基づき、横断勾配(施設内、道路部)、水路、用地幅杭など記入する。

5) 詳細図

標準設計図集以外の小構造物を使用する場合は、構造寸法及び数量表を記入した詳細図を作成するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6408 条道路詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 計画の経緯

3) 諸施設規模決定根拠

4) その他留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路休憩施設予備設計成果一式

(2) 道路詳細設計成果一式

(3) 地質調査成果一式

(4) 測量成果一式

第7節 一般構造物設計

第 6422 条 一般構造物の区分

1. 一般構造物設計は以下の区分により行うものとする。

(1) 一般構造物予備設計

- (2) 一般構造物詳細設計
- (3) 落石防護柵詳細設計
- (4) 一般構造物基礎工詳細設計

第 6423 条 一般構造物予備設計

1. 業務目的

道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基本条件と整合を図り、構造物・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。なお 4) の覆工に関して、受注者は設計図書により与えられる対象の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。又、受注者は 2) の擁壁・補強土・U型擁壁及び、3) 法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合にはその旨を監督職員に報告すると共に、指示を受けるものとする。

- 1) 門型ラーメン・箱型函渠
- 2) 擁壁・補強土、U型擁壁
- 3) 法面工（場所打ち法枠、アンカー付場所打ち法枠、吹付法枠工、アンカー付吹付法枠工、コンクリート吹付、張ブロック）
- 4) 覆工（ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター）

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 比較形式選定

受注者は、比較形式の選定にあたって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて監督職員と協議の上、比較案 3 案を選定するものとする。

(5) 概略設計計算

受注者は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力（最大曲げモーメント、せん断力、軸力）や概略安定計算を行うものとする。

(6) 基礎工検討

受注者は本体工の比較 3 案に対して、既成杭の中から適応すると思われる 1 案を選定し、概略安定・応力検討を行うものとする。受注者は、その他の基礎工の検討にあたっては、監督職員に提案し、指示を受けてこれを行うものとする。

(7) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき、比較 3 案について概算数量を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり以下の内容について記載するものとする。

- 1) 側面図
- 2) 平面図
- 3) 断面図
- 4) 主要点高さ
- 5) 交差条件
- 6) 建築限界

7) 設計条件 (使用材料、許容応力度、荷重条件)

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(9) 概算工事費

受注者は (7) で作成した概略設計図に基づき比較 3 案の概略数量を算定し、第 1211 条設計業務の成果 (5) に従い、概算工事費を算定するものとする。

(10) 比較一覧表の作成

受注者は、比較 3 案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い最適構造形式を明示するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に位置、取り合い (道路現況構造物) 及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 道路、鉄道、河川の交差条件

3) 構造形式決定経緯と選定理由

4) 主要断面の設計計算結果

5) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路設計報告書 (概略、予備、詳細設計)

(2) 地質調査報告書

(3) 実測平面図・実測縦横断面図

(4) 対外協議資料

第 6424 条 一般構造物詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。対象とする構造物は以下のとおりであり、発注者は、設計対象工種を設計図書に指示する。なお 4) 覆工、5) 雪崩予防施設については、受注者は設計図書に基づき与えられた荷重条件に従って業務を行うものとする。

1) 函渠工・・・門型ラーメン、箱型函渠

2) 擁壁・補強土・・・逆 T 式擁壁、重力式擁壁、U 型擁壁もたれ式擁壁、井桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土

3) 法面工・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工

4) 覆工・・・ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター

5) 雪崩予防施設

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6423 条一般構造物予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、基礎工設計を行うものとする。

(5) 仮設設計

受注者は、設計図書に基づき、仮設設計を行うものとする。仮設の土留工の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものである。

(6) 設計計算

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。また、下記工種は設計図書に記載がない限りスベリ安定計算を行うものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

- ・ もたれ擁壁
- ・ 井桁式擁壁
- ・ 大型ブロック積擁壁
- ・ 補強土
- ・ 場所打ち法枠工
- ・ アンカー付き場所打ち法枠工

(7) 設計図

受注者は、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(8) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(9) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い(道路現況構造物)及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第 6423 条一般構造物予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第 6425 条 落石防護柵詳細設計

1. 業務目的

落石防護柵詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、既存法面の検討資料、測量図等の資料を基にした測量内容と範囲、地質状況、周辺状況等を現地で目視等により確認するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、既存資料の内容で採用できる事項と詳細設計で決定する事項を整理し、必要な基本事項を検討、決定するものとする。

(4) 設計計算及び設計図

1) 詳細設計

受注者は、決定された設計条件により、落石防護施設について、規模、断面形状、基本寸法等、施工に必要な設計を行うものとする。

2) 付属施設の設計

受注者は、設計図書に基づき付属施設の設計を行うものとする。

3) 設計計算

受注者は、落石防護施設について必要な安定計算、応力計算を行うものとする。

(5) 仮設設計

受注者は、落石防護施設の施工方法、施工順序等について、現道交通の切り廻し、道路幅員が狭い、施工スペースがないなどの現地条件を考慮し、施工計画書を作成するとともに、必要に応じて仮設設計を行うものとする。主には、施工条件、施工方法、施工上の問題点とその整理とする。

(6) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6424 条一般構造物詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

3. 貸与資料

第 6423 条一般構造物予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第 6426 条 一般構造物基礎工詳細設計

1. 業務目的

一般構造物基礎工詳細設計は、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 設計計算

受注者は、基本的に定まった条件のもとで、適切な断面形状を検討し、杭種、杭径、杭長等すべての諸

元を決定するものとする。

(3) 設計図

受注者は、構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

(4) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(5) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(6) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 杭種決定の経緯と選定理由

3) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第 6423 条一般構造物予備設計第 3 項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第 8 節 盛土・切土設計

第 6427 条 盛土・切土設計の区分

1. 盛土・切土設計は以下の区分により行うものとする。

(1) 盛土・切土予備設計

(2) 盛土・切土詳細設計

第 6428 条 盛土・切土予備設計

1. 業務目的

盛土・切土の設計は、使用目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から、盛土・切土ごとに構造形式の比較検討を行い、基本構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条 業務計画書 第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書の指示により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件について確認を行うと共に、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義ある場合及び不足資料がある場合は、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

設計に際して要求される性能は、重要度に応じ、連続又は隣接する構造物等の要求性能・影響を考慮して選定する。

(4) 概略設計計算（現況解析）

受注者は、計画した盛土・切土について、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足することを確認する。必要に応じて、軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行う。

(5) 概略設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。

1) 横断面図

2) 設計条件(使用材料、荷重条件)

(6) 照 査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 道路、鉄道、河川の交差条件

3) 主要断面の設計計算結果

4) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

(1) 道路設計報告書

(2) 地質調査報告書

(3) 実測平面図・実測縦横断面図

第 6429 条 盛土・切土詳細設計

1. 業務目的

詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、道路設計業務と分離して本条の業務を実施する場合には、設計図書により、その設計範囲の地形や立地条件を目視により確認し、周辺状況を把握するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、「第 6431 条 盛土・切土予備設計」第 2 項の(3)に準ずるものとする

(4) 設計計算(現況解析)

受注者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施する。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

1) 盛 土 地盤圧密解析(一次元圧密沈下解析)

地盤破壊解析(円弧すべり解析)

地盤変形解析(簡便法あるいは詳細変形解析)

液状化判定(簡便法あるいは詳細解析)

2) 切土のり面 のり面安定解析(すべり解析)

(5) 対策工法の選定

軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析において、影響する作用及びこれらの組合せに対して選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の選定を行う。計画地点の地質条件及び施工条件に対して適用可能な対策工を抽出し、各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、比較検討の対象とする対策工を複数案選定する(一次選定)。

(6) 設計計算(対策後解析)

選定された複数案の対策工について、所定の仕様に基づいて施工を実施した場合を想定した軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を行う。解析に際しては、各対策工とも、工種・対策範囲・材料強度・施工数量などをパラメータとして各々について1つあるいは複数ケースを検討するものとする。必要に応じて、以下に示す軟弱地盤技術解析あるいはのり面安定解析を実施するが、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

- 1) 盛土 地盤圧密解析(一次元圧密沈下解析)
地盤破壊解析(円弧すべり解析)
地盤変形解析(簡便法あるいは詳細変形解析)
液状化判定(簡便法あるいは詳細解析)

- 2) 切土のり面 のり面安定解析(すべり解析)

(7) 最適工法の決定

各工法の特性・経済性・施工性・安全性・周辺への影響などを考慮して、総合比較検討により最適対策工法を決定する(二次選定)

(8) 設計図

受注者は、上記までの検討結果に基づき、設計計算から定められた構造形状や応力状態から、本体工の横断面図、平面図、縦断面図を作成するものとする。

(9) 数量計算

受注者は、第1211条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(10) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に位置、取り合い(道路現況構造物)及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行う。
- 4) 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1211条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3. 貸与資料

第6428条 盛土・切土予備設計第3項に準ずるものとする。なお、予備設計成果がある場合はそれも含むものとする。

第9節 調整池設計

第6430条 調整池設計の区分

1. 調整池設計は以下の区分により行うものとする。

- (1) 調整池予備設計
- (2) 調整池詳細設計

第6431条 調整池予備設計

1. 業務目的

道路建設による路面排水は、放流先の河川管理者との協議により、開発行為による流出量増加に対し、流出抑制対策として調整池の設置を指導される場合がある。調整池の設置が必要となった場合に、設計基準、河川条件、立地条件等の基本条件と整合を図り、調整池規模、基本構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書 第 2 項に示す事項について業務計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地を踏査し、下水道計画図書、測量、土質調査資料等にもとづき、下記事項について把握するものとする。

1) 地形等

用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等

2) 地質

地質調査資料と現地との関係

3) 関連管渠の位置、形状、管底高

4) 吐口の予定位置

5) 放流先の状況

6) その他設計に必要な事項

(3) 基本事項の検討

受注者は、設計図書に示された道路構造、河川条件等について確認を行うとともに、調整池の設置目的及び必要とする機能、条件を確認・整理し、基本諸元の検討を行うものとする。主な検討項目は、次のとおりとする。

1) 基本条件の確認

2) 調整池の構造形式の検討

構造形式について、構造特性、経済性、施工性、耐久性など技術的検討を行う。

3) 配置計画の検討

将来の拡張計画、周辺環境への影響を配慮するとともに、維持管理の方法を検討し施設全体の配置計画の検討を行う。

4) 維持管理方式の検討

調整池への流入・流出水量の制御方法の検討を行う。

(4) 概略設計図

受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、全体配置図、一般図を作成するものとする。

全体配置図(平面図)は、地形図に施設全体の配置を記入する。一般図は、調整池及び基礎工の平面図、断面図とする。なお、寸法の表示は、構造物の主要寸法のみとする。

(5) 関係機関との協議用資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、調整池の構造形式の比較案それぞれに対し、概算工事費を算定するものとする。

(7) 調整池構造形式比較一覧表の作成

受注者は、構造形式比較案に関する検討結果をまとめ、調整池構造形式比較一覧表を作成するものとする。構造形式比較一覧表には、一般図(側面図、基礎工断面図)を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備等については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

- 2) 設計方針、設計基準等の妥当性を確認し、基本設計に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (9) 報告書作成
 - 受注者は、設計業務の成果として 第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
 - なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。
 - 1) 調整池の構造形式比較案それぞれについての技術的評価
 - 2) 構造形式比較一覧表
- 3. 貸与資料
 - 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。
 - (1) 実測平面図(縮尺 1 / 500)
 - (2) 実測縦横断面図(縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200)
 - (3) 地質調査報告書

第 6432 条 調整池詳細設計

- 1. 業務目的
 - 道路建設における調整池詳細設計は、調整池予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・河川条件等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。
- 2. 業務内容
 - (1) 設計計画
 - 第 6428 条第 2 項 (1)に準ずるものとする。
 - (2) 現地踏査
 - 第 6428 条第 2 項 (2)に準ずるものとする。
 - (3) 基本事項の決定
 - 受注者は、基本設計等の貸与資料、特記仕様書及び指示事項に基づき下記の基本事項を決定するものとする。
 - 1) 配置計画
 - 2) 調整池躯体構造形式、基礎形式等の主要寸法
 - (4) 構造物等の設計
 - 調整池の堤体等に一般構造物の設置が必要となる場合には、設計図書に基づき第 6424 条一般構造物詳細設計に準ずるものとする。
 - 1) 設計条件の設定
 - 受注者は、設計条件、荷重条件、自然・地盤条件、施工条件等の必要項目を設定するものとする。
 - 2) 本土工
 - 受注者は、主要構造物の構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。また、流入・流出管、洪水吐き、排水管について、詳細仕様を定め、配管図を作成するものとする。
 - 3) 場内整備
 - 受注者は、調整池の敷地内の場内道路、雨水排水等の外構について詳細仕様を決定し、場内整備図を作成するものとする。また、管理設備機器を設置する上屋の構造について検討し、構造図を作成するものとする。
 - 4) 土工設計
 - 受注者は、掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工数量根拠図を作成するものとする。
 - (5) 施工計画
 - 受注者は、設計図書に基づき経済的かつ合理的に工事の費用を予定するために必要な施工計画を行うものとする。
 - (6) 仮設構造物設計
 - 受注者は、施工計画により必要となる仮排水路、工事用道路等の規模、構造諸元を検討し、設計図を作成するものとする。なお、構造計算、断面計算又は流量計算を必要とする仮設構造物が必要となる場合には、設計図書に基づき別途仮設構造物設計を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。
 - (7) 数量計算

受注者は詳細構造に対して、工種毎に数量計算書を作成するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査事項は第 6431 条調整池予備設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 報告書作成

受注者は、設計業務の成果として 第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要報告書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 構造形式決定の経緯と選定理由
- 3) 構造各部の検討内容と問題点
- 4) 主要断面、主要部分の寸法など設計計算の主要結果
- 5) 施工段階での注意事項、検討事項

3 . 貸与資料

発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。

- (1) 基本設計報告書
- (2) 実測平面図 (縮尺 1 / 500)
- (3) 実測縦横断面図 (縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200)
- (4) 地質調査報告書

第10節 成果物
第6433条 成果物

受注者は、表6.4.1～表6.4.8に示す成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部納品するものとする。

表6.4.1 道路設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
道路概略設計	平面計画	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:2500 又は、 1:5000	
	縦断計画	縦断図	V=1:250 H=1:2500 又は、 V=1:500 H=1:5000	
	主要構造物計画	一般図	1:500～1:1000	
	横断計画	標準横断図	1:100～1:200	
		横断図	1:200～1:500	
	概算工事費	数量計算書	-	概略・用地補償の 数量含む
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
道路予備設計（A）及び道路予備修正	平面計画	路線図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断計画	縦断図	V=1:100～1:200 H=1:1000	
	横断計画	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	主要構造物計画	一般図	1:200～1:500	
	概算工事費	数量計算書	-	用地補償の数量含む
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	ルートの決定事項
		中心線座標計算書	-	設計図書による

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
道路予備設計 (B) 及び道路予備修正	平面設計	路線図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断設計	縦断図	V=1:100 ~ 1:200 H=1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	構造物設計	一般図	1:200 ~ 1:500	
	用排水設計	用排水系統図	1:1000	
		流量計算書	-	
	用地幅杭計画	用地幅杭表	-	
	概算工事費	数量計算書	-	用地補償の数量含む
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
道路詳細設計	平面設計	路線図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		平面図	1:500 又は 1:1000	
	縦断設計	縦断図	V=1:200, H=1:1000 又は V=1:100, H=1:500	地形条件等必要に応じて縮尺を変更可 V=1:100, H=1:1000 等
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
		土積図	縦断図 V=1:400 H=1:2000 土積図 H=1:2000 V=1cm を 10000m ³ 又は 20000m ³	適宜
	構造物設計	詳細図	適宜	
	仮設構造物設計	仮設工詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500 又は 1:1000	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	-	
	舗装工設計	舗装工詳細図	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	報告書	-	

表 6 . 4 . 2 歩道詳細設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
歩道詳細設計	平面・縦断設計	位置図	1:2500 ~ 1:50000	
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	用地幅杭位置記入
	構造物設計	詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	-	
	数量計算	数量計算書	-	用地幅杭表含む
	報告書	報告書	-	

表 6 . 4 . 3 平面交差点設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
平面交差点予備設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		平面図	1:200 ~ 1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:200 ~ 1:500	平面図、縦断図を同一図面に作成
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	数量計算書	数量計算書	-	概略
	概算工事費	概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
		信号現示計算書	-	
平面交差点詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		平面図	1:200 ~ 1:500	平面図、縦断図を同一画面に作成
		縦断図	V=1:100 H=1:200 ~ 1500	
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:200 ~ 1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	-	
	数量計算書	数量計算書	-	
	報告書	報告書	-	
		信号現示計算書	-	

表 6 . 4 . 4 立体交差点成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
ダイヤモンド・クロンペット・型ⅠC予備設計、 型ⅠC予備設計	平面設計・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断図	V=1:100 H=1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	交差点容量・路面表示	交差点平面図	1:500	
	主要構造物計画	一般図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
ダイヤモンド型ⅠC詳細設計、 クロンペット・クロンペット・型ⅠC詳細設計	平面・縦断設計	交差点位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	-	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	交差点容量・ 路面表示	交差点平面図	1:500	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	報告書	-	

表 6 . 4 . 5 道路休憩施設設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
道路休憩施設予備設計	平面・縦断設計	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	V=1:1000	
		縦断図	V=1:200 H=1:1000	
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	構造物設計	一般図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
道路休憩施設詳細設計	平面・縦断設計	計画位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:500	
	横断設計	標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	構造物設計	詳細図	適宜	
	用排水設計	用排水系統図	1:500	
		詳細図	適宜	特殊形状
		流量計算書	-	
	数量計算	数量計算書	-	用地幅杭表含む
	報告書	報告書	-	

表 6 . 4 . 6 一般構造物設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
一般 構造物 予備設計	概略設計図	計画位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	-	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
・一般 構造物 基礎・詳細設計 ・一般 構造物 詳細設計・落石 防護柵 詳細設計	設計図	計画位置図	1:2500~1:50000	市販地図等
		構造一般図	1:100~1:500	
		構造寸法図	1:100~1:500	
		配筋図	1:50~1:100	
		詳細図	適宜	
	設計計算	設計計算書	-	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	報告書	-	

表 6 . 4 . 7 盛土・切土設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
設計 盛土・切土予備	概略設計図	計画位置図	1:2,500 1:50,000 ~	市販地図等
		構造全体概略図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書		
	報告書	報告書		
盛土・切土詳細設計	設計図	計画位置図	1:2,500 1:50,000 ~	市販地図等
		平面図	1:500	
		縦断図	V=1:100 H=1:500	
		標準横断図	1:50 又は 1:100	
		横断図	1:100 又は 1:200	
	設計計算	設計計算書		
	数量計算	数量計算書		
	報告書	報告書		

表 6 . 4 . 8 調整池設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
調整池予備設計	概略設計図	計画位置図	1:500 ~ 1:2,500	市街地図等
		構造全体概要図	適宜	
	概略設計計算	設計計算書	-	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
調整池詳細設計	設計図	計画位置図	1:500 ~ 1:2,500	市販地図等
		構造一般図	1:10 ~ 1:100	
		配筋図	適宜	
		詳細図	適宜	
	設計計算	設計計算書	-	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	報告書	-	

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類

第6501条 地下構造物設計の種類

地下構造物設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地下横断歩道等設計
- (2) 共同溝設計
- (3) 電線共同溝設計

第2節 地下横断歩道等設計

第6502条 地下横断歩道等設計の区分

地下横断歩道等設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 基本計画
- (2) 予備設計
- (3) 詳細設計

第6503条 地下横断歩道等基本計画

1. 業務目的

地下横断歩道等の基本計画は、道路設計及び各種調査検討など既存の関連資料を基に、道路、交通状況、沿道状況、周辺の他の事業計画状況、さらには地形、地層、地質、地下水状況に基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な横断施設の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等基本計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の概略的な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視にて確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を確認する。なお、現地調査(測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等)を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 2) 道路・交通・沿道状況の検討
- 3) 地形・地質条件の検討
- 4) 周辺環境の検討
- 5) 施工時の検討

(4) 横断施設基本構造の検討

受注者は、横断施設として実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、監督職員と協議のうえ比較案2案(地下式と地上式)を選定するものとする。なお比較案2案については以下の項目を検討するものとする。

- 1) 平面線形、縦断線形
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状

4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）

5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。

(5) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 比較一覧表の作成

受注者は比較 2 案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略図を記入するほか経済性、施工性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。

(7) 今後の検討課題の整理

受注者は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について整理するものとする。

(8) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地質条件及び道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。

4) 検討図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について、解説し取りまとめて記載した、設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 横断施設基本構造の検討結果
- 3) 概略施工計画
- 4) 概算工事費
- 5) 予備・詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (2) 当該地区交通量推計調査報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 道路現況平面図
- (5) 道路現況縦横断面図
- (6) 道路埋設物件台帳

第 6504 条 地下横断歩道等予備設計

1. 業務目的

地下横断歩道等の予備設計は、道路設計及び地下横断歩道等基本計画のほか各種調査検討資料などに基づき、経済性、施工性、供用性、維持管理、安全性、環境等の観点から技術的検討を加え、最適な線形、構造形式、施工法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条

業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の基礎的な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空計画
- 2) 線形計画、昇降形式
- 3) 施工・仮設計画
- 4) 道路・交通・沿道状況の検討
- 5) 地形・地質条件の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 付属施設計画
- 8) 出入口及び上屋計画
- 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
- 10) 地下埋設物の位置の確認

(4) 比較案の選定

受注者は、貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ実現性の高い構造形式について技術的特質、課題を整理し、評価を加えたうえで、監督職員と協議のうえ比較案3案を選定するものとする。なお比較案3案については以下の項目を検討するものとする。

- 1) 平面線形、縦断線形、出入口等の配置及び上屋形式と昇降形式
- 2) 内空断面の設定
- 3) 構造部材断面の概略形状
- 4) 必要な諸施設の配置設計（昇降施設、付属施設等）
- 5) 概略施工計画は、仮設備、交通処理、近接施工及び地下埋設物等を考慮して、構造物の施工性について検討する。

(5) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき地下横断歩道等の上屋及び内装の概略景観検討を行うものとする。

(6) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第1211条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(7) 比較一覧表の作成

受注者は比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には一般図を記入するほか経済性、施工性、供用性、維持管理、環境等について得失及び問題点を列記し、各案の評価を行い、最適案を明示するものとする。

(8) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第6403条道路概略設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(9) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 比較案の選定に際し、各案の規模、形式、設置位置、昇降形式等が適切に選定されているの

か照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(10) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 比較形式案毎に地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式、出入口の設置位置及び上屋形式
- 4) 概略施工計画
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 構造基本計画図、仮設構造基本計画図、設備基本計画図、必要に応じ杭本数等応力計算の主要結果
- 8) 比較形式毎に将来の維持管理の難易、得失及び安全性、経済性、施工性、供用性等の長短及び問題点、各案の評価及び最適案の選定理由
- 9) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 当該地区整備基本計画報告書
- (2) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (3) 地質調査報告書
- (4) 道路現況平面図
- (5) 道路現況縦横断面図
- (6) 道路埋設物件台帳

第 6505 条 地下横断歩道等詳細設計

1. 業務目的

地下横断歩道等の詳細設計は、予備設計で形式決定された地下横断歩道の構造形式に対して、予備設計で検討された方針及び設計図書に示す設計条件、既往の関連資料、地形・地質の状況等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下横断歩道等詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、地下横断歩道等の計画地点の詳細な現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、道路交通及び沿道歩行者の流れ、出入口等の設置位置、地下埋設物、用地条件、工事帯の確保等について、現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、土質調査、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行なうものとする。

主な検討項目

- 1) 設置位置の確認

- 2) 内空及び構造形式
 - 3) 線形計画、昇降形式
 - 4) 地質及び地下水位の条件
 - 5) 周辺環境条件
 - 6) 地下占用物件の位置確認
 - 7) 道路交通条件
 - 8) 連結部、出入口部、上屋形式及び防水・ジョイント形式
 - 9) 本体及び仮設構造物の設計条件
 - 10) 仮設・補助工法を含む施工計画
 - 11) 液状化判定
 - 12) 耐震計算手法の検討
 - 13) 近接構造物及び地下埋設物への影響
 - 14) 付属施設
- (4) 本体設計
- 1) 平面・縦断線形設計
受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所について詳細に線形計算を行い、平面及び縦断座標を求めるものとする。
 - 2) BOX部
受注者は、BOX部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。
 - 3) 出入口部
受注者は、出入口部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、階段、斜路（階段付き）の昇降方式の設計及びタイル張り、吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計を行うものとする。
 - 4) 連結部
受注者は、出入口部との連結部について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとし、タイル張り及び吹き付けなどの標準的な内装仕上げの設計をおこなうものとする。
 - 5) 基礎
受注者は、基礎地盤の調査結果により、基礎の種類及び形状を決定するものとする。なお、基礎形式として杭基礎を採用する場合は、杭基礎の杭種、杭径比較も含めて実施するものとする。
- (5) 景観検討
受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、設計図書に基づき、地下横断歩道の上屋及び内装のデザインを立案し、比較検討の結果から採用案の選定を行なうものとする。
- (6) 付属施設設計
受注者は、給排水設備、照明設備、防犯設備、案内誘導施設、電気等の付属施設について必要な設計を行い、形式及び各詳細寸法を決定するものとする。
設計は、施設配置設計図、系統図を作成し、使用機器の種類を決定し、工種毎に数量計算を行うものとする。
- (7) 上屋設計
受注者は、出入口部それぞれの上屋について、「立体横断施設技術基準・同解説」による標準的な形式について各詳細寸法を決定し、図面及び数量計算書を作成するものとする。
- (8) 施工計画
受注者は、以下の内容について必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。
- 1) 工事実施にあたっての、交通処理、地下埋設物の処理、安全対策、経済性、施工性などに応じて施工方法を決定する。
 - 2) 施工に必要な、土留工、仮締切工、路面覆工における仮設構造物について安定計算及び断面計算を行い、図面及び数量計算書を作成するものとする。
 - 3) 施工方法、仮設構造物設計に応じた工程計画を決定する。
- (9) 設計図
受注者は、地下横断歩道の位置図、一般図、構造一般図、躯体構造詳細図、基礎構造の詳細設

計図等を作成するものとする。

(10) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に地下横断歩道等の規模、形式、設置位置、昇降形式等と設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体、上屋及び付属施設それぞれの取り合いについて整合性の照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 地下横断歩道等の規模及び形式の選定理由
- 3) 地下道の設置位置、昇降形式の選定理由
- 4) 特に考慮した事項
- 5) 道路の交差条件、コントロールポイント
- 6) 本体及び必要に応じ杭基礎について主要断面及び応力度の総括
- 7) 主要材料、工事数量の総括
- 8) 施工段階での注意事項、検討事項の記載

3. 賃与資料

発注者が賃与する資料は下記を標準とする。

- (1) 地下横断歩道予備設計報告書
- (2) 当該地区整備基本計画報告書
- (3) 当該地区歩行者交通量実態調査報告書
- (4) 地質調査報告書
- (5) 道路実測平面図
- (6) 道路実測縦横断面図
- (7) 道路埋設物件台帳

第 3 節 共同溝設計

第 6506 条 共同溝設計の区分

共同溝設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 共同溝基本検討
- (2) 開削共同溝予備設計
- (3) 開削共同溝詳細設計
- (4) シールド共同溝予備設計
- (5) シールド共同溝立坑予備設計
- (6) シールド共同溝詳細設計

(7) シールド共同溝立坑詳細設計

第 6507 条 共同溝基本検討

1. 業務目的

共同溝基本検討は道路設計及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、さらには道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から最適な基本形状及び施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

共同溝基本検討の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなどの施工性について基本検討において必要となる基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、試掘調査、地下埋設物レーダー探査、交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査範囲について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 一般部断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 工法検討
- 4) 交通処理計画
- 5) 工事工程計画
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 支障する交差物件（河川、鉄道等） 条件の検討
- 8) 占用物件

(4) 比較案の選定

受注者は貸与資料、指示事項、現地踏査等に基づき、基本事項の検討結果を踏まえ、比較案の選定を行うものとする。なお、各比較案については以下の項目を検討するものとする。

- 1) 一般部の断面形状
- 2) 線形計画

受注者は線形の主要素となる箇所を設定し、概略の線形を計画するものとする。特殊部、排水ピット、換気口等の位置、形状については考慮しないものとする。

3) 工法検討

受注者は既往資料、実績を基に以下の項目について検討するものとする。

- 開削工法（山留工法）現場打共同溝・プレキャスト共同溝
- シールド工法（シールド機種）
- 推進工法（河川、鉄道等を下越するためのシールド工法以外の工法）
- その他の特殊工法

4) 交通処理計画

受注者は、一般部及び立坑部における基本的交通処理について設定するものとする。

5) 工事工程計画

受注者は、既往の資料、実績等に基づき、施工の手順及び工期について設定するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

（６）工法比較一覧表の作成

受注者は、工法比較案に対する検討結果をまとめ、工法比較一覧表を作成するものとする。工法比較一覧表には、施工性、経済性、機能性、工事工程、環境等について、得失及び問題点を列記し、各工法比較案の評価を行い、最適工法案を明示するものとする。

（７）今後の検討課題等の整理

受注者は、次の設計段階において検討、調整等を行うべき重要事項について整理するものとする。

（８）関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項（６）に準ずるものとする。

（９）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- １）基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ２）比較案の選定に際し、各案の規模、形式、線形、交通処理方法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ３）最適案の選定に際し、各案の評価が適切であるかの照査を行う。また、設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ４）検討図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

（１０）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- １）設計条件
- ２）工法比較案毎の整理事項・選定理由・構造規模と決定因・線形の決定要因・施工検討結果・概略数量・概略工事費
- ３）工法比較案毎に施工性、経済性、機能性、工事工程、環境への影響等の長短及び問題点、各案の評価及び最適工法案の選定理由

３．貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- （１）道路設計関連資料
- （２）当該共同溝関連調査・検討資料
- （３）測量成果
- （４）地質調査資料
- （５）交通量調査資料
- （６）地下埋設物調査資料

第 6508 条 開削共同溝予備設計

１．業務目的

開削共同溝予備設計は道路設計及び共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、さらには道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

２．業務内容

開削共同溝予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

（１）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 施工・仮設計画(交通処理計画等)
- 4) 地層・地質・地下水条件の検討
- 5) 道路・交通・沿道状況の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 特殊検討箇所の検討
- 8) 近接構造物との関連
- 9) 排水等共同溝内附帯設備
- 10) 交差物件及び地下埋設物の確認・整理
- 11) 収納物件の取付支持方法

(4) 内空断面設計

受注者は、内空断面の計画にあたり、各公益事業者の指定する収容物件、収容条件、分岐条件などを検討し、適正な内空基本寸法を計画したうえで、一般部断面設計を行なう。その際、監督職員が指示した場合、各公益事業者と相互打ち合わせを行い決定事項を確認するものとする。

(5) 平面・縦断線形設計

- 1) 受注者は、線形の主要素となる箇所を確認設定し、線形の概略を計画するものとする。
- 2) 受注者は、特殊部、換気口部の位置を計画する際には監督職員が指示した場合、各公益事業者との打合せを踏まえ、現地状況、関連事業、将来計画などを考慮して、検討を行うものとする。

(6) 換気・排水設計

- 1) 受注者は、換気計画に際し、本設計区間外の状況も考慮して、適正な配置、位置を計画するものとする。
- 2) 受注者は、排水計画に際し、可能な限り排水施設を集約させ、縦断計画との関係を考慮して計画するものとする。

(7) 仮設構造物設計

受注者は、次の項目を検討し、施工計画、仮設工法の概略を検討するものとする。

- 1) 交通処理
- 2) 山留工法
- 3) 覆工の有無
- 4) 補助工法の必要性及び対策
- 5) 特殊箇所の施工方法
- 6) 支障埋設物件の整理

(8) 概算工事費

受注者は、主要工種に対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(10) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法と交通処理方法等が適切に選定されてい

るかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(11) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空の計画経緯及び決定要因
- 3) 線形の計画経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水の計画経緯及び決定要因
- 5) 施工方法の経緯及び決定要因
- 6) 本体一般部構造基本計画図
- 7) 仮設一般部構造基本計画図
- 8) 概略数量・概略工事費
- 9) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計関連資料
- (2) 当該共同溝関連調査・基本検討成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料（移設又は防護方法等に関する調整結果含む）

第 6509 条 開削共同溝詳細設計

1. 業務目的

開削共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、共同溝施工位置の地形・地質、沿道の条件等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

開削共同溝詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 全体設計

1) 現地踏査

受注者は、共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形・地質など自然状況、沿道、交差物件、道路、交通、用地条件などの周辺状況を把握し、合わせて交通処理、施工ヤードなど施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。

2) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行う。

主な検討項目

- 一般部・特殊部・換気口部の内空形状、設置位置の検討
- 平面、縦断線形の検討
- 地層・地質・地下水条件の検討
- 周辺の環境条件
- 道路交通条件

継手構造及び防水構造の検討
本体及び仮設構造物の設計断面・条件の設定
換気・排水計画の検討
仮設、補助工法を含む施工方法の検討
液状化の判定
耐震計算手法の検討
近接の影響範囲の判定

3) 平面・縦断設計

受注者は、一般部、特殊部、換気口部及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行う。その設計には溝内排水施設、付属設備、土工、道路付属物・舗装の撤去仮復旧の設計を含む。

4) 内空断面設計

受注者は予備設計における各公益事業者の収容物件、収容条件、分岐条件等に変更がある場合は別途設計図書の指示によるものとする。

5) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(3) 特殊検討

受注者は、次の項目のうち設計図書に示す項目について検討もしくは検討・設計を行うものとする。

1) 交差物件検討

共同溝が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。

2) 近接施工検討

近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は全体設計に含む

3) 本体縦断検討・設計

「共同溝指針 5・1・14 共同溝縦断方向の検討」に示された項目について検討設計を要する場合。

4) 大規模山留設計

「共同溝指針 7・4 大規模山留の設計」に示された項目について検討、設計を要する場合。

5) 耐震検討

耐震検討、液状化対策の検討を要する場合。ただし、液状化の判定は全体設計に含む。

(4) 一般部断面設計

受注者は、全体設計で設計計画した一般部断面のうち、応力計算が必要となる断面については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(5) 特殊部設計

受注者は、全体設計で設計計画した特殊部のうち、応力計算が必要となる箇所については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(6) 換気口部設計

受注者は、全体設計で設計計画した換気口部のうち、応力計算が必要となる箇所については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(7) 防水工設計

受注者は、共同溝内の漏水を防ぐため防水工を設計するものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に排水系統図を作成するとともに排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。

(9) 仮設構造物設計

受注者は、全体設計で設計計画した仮設構造物のうち、応力計算が必要となる断面については応力計算を行い、設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

(10) 施工計画

受注者は、全体設計での検討を基に以下の内容について工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

1) 工事実施にあたっての交通処理計画、施工方法、施工順序、補助工法、支障埋設物件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画についても概略説明する。

2) 特殊な構造あるいは、特殊な工法を採用したときは、施工上留意すべき点を特記事項として記載する。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空計画の経緯及び決定要因
- 3) 線形計画の経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水計画の経緯及び決定要因
- 5) 平面・縦断図、本体一般部断面図、仮設一般部断面図
- 6) 施工計画の概要及び重要ポイント・注意事項
- 7) 工事数量の総括（ブロック別及び総括）
- 8) 特記事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路関連資料
- (2) 共同溝予備設計成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料

第 6510 条 シールド共同溝予備設計

1. 業務目的

シールド共同溝予備設計は道路設計及び共同溝基本検討のほか各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、共同溝整備位置の地形、地層、地質、地下水状況、さらには道路、交通状況、沿道状況、他の事業計画状況などに基づき共同溝の基本的な断面、換気方式及び施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

シールド共同溝予備設計の業務内容は以下のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な整理・検討項目

- 1) シールド内空断面計画
- 2) 線形計画
- 3) 施工・仮設計画(交通処理計画等)
- 4) 地層・地質・地下水条件の検討
- 5) 道路・交通・沿道状況の検討
- 6) 各種関連事業計画との整合性の検討
- 7) 特殊検討箇所の検討
- 8) 近接構造物との関連
- 9) 荷重条件と設計
- 10) 排水工等共同溝内附帯設備
- 11) 交差物件及び地下埋設物状況の確認・整理
- 12) シールド工(覆工等)の検討
- 13) 収納物件の取付支持方法

(4) 内空断面設計

受注者は、内空断面設計について、第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 平面・縦断線形設計

受注者は、平面・縦断線形設計について、第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 換気・排水計画

受注者は、換気・排水計画について、第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計計算

受注者は、共同溝の主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、2 次覆工の有無、セグメント種類、セグメント幅、セグメント高さ、分割数、継ぎ手種別(セグメント継ぎ手、リング継ぎ手)の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、共同溝の耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) シールド工法の検討

受注者は、設計計算により決定された覆工厚及び外径を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、密閉型・開放型の検討、シールド形式(土圧、泥土圧、泥水等)の比較検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種決定を行うものとする。

(9) 発進・到達方法の検討

受注者は、決定した共同溝断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、薬液注入、高圧噴射攪拌、凍結、直接壁掘削等の各工法を比較検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、発進・到達方法を決定するものとする。

(10) 概略施工計画

受注者は、検討・設計した共同溝断面、延長等の工事規模及び施工方法を基に、以下の事項について、検討を行うものとする。

- 1) 概略施工手順
- 2) 概略工事工程表の作成

3) 施工ヤードの概略平面図作成

(11) 概算工事費

受注者は、主要工種に対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(12) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6508 条開削共同溝予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空の計画の経緯及び決定要因
- 3) 線形の計画の経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水の計画及び決定要因
- 5) 施工方法の決定要因
- 6) 設計計算方法及び計算結果
- 7) シールド機種選定の要因
- 8) シールド機発進・到達方法選定の経緯
- 9) 本体一般部構造基本計画
- 10) 概略数量・概略工事費
- 11) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計関連資料
- (2) 当該共同溝関連調査資料・基本検討成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料（移設又は防護方法等に関する調整結果含む）

第 6511 条 シールド共同溝立坑予備設計

1. 業務目的

立坑予備設計は、シールド共同溝予備設計及び地質調査等関連資料を基に、シールド共同溝用立坑について、基本的な断面、換気方式及び施工法を決定するとともに詳細設計にあたり、必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

立坑予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件シールド共同溝の規模等、検討・設計上の基本的条件について整理するものとする。

(4) 基本事項の検討

受注者は、立坑の設計にあたり、下記に示す事項等について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（シールド共同溝断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）

- 2) 立坑構造型式
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 昇降設備等立坑内附帯設備
- 6) 換気・排水の検討
- 7) 入溝企業の分岐取付方法

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特殊事項の検討を行うものとする。

- 1) 近接施工検討
- 2) 大規模山留設計
- 3) 交差物件検討

(6) 設計計算

受注者は、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、立坑の断面形状・寸法を決定するものとする。受注者は、耐震検討、液状化対策の検討を要する場合、設計図書に基づき、設計計算を行うものとする。

(7) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、昇降、換気、照明等、立坑内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(8) 仮設工及び施工方法の検討

受注者は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3 案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事実績等既往の資料によるものとする。

(9) 概略施工設備計画

受注者は、立坑規模、施工法、地形及び環境条件を考慮した施工設備及び施工ヤードについて概略検討を行うものとする。

(10) 設計図

受注者は、検討結果に基づき立坑の一般図（平面図、断面図）を作成しシールド共同溝本体との関係、地下埋設物、重要近接構造物、立坑主要寸法及び地質柱状図を記入するとともに、土留め壁等仮設構造物の概略設計図を作成するものとする。

(11) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(12) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。

(13) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(14) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑内空寸法諸元
- 3) 立坑構造型式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) 換気・排水検討の経緯
- 6) 概略施工計画
- 7) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 8) 詳細設計での課題点
- 9) 概略数量・概略工事費

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路設計関連資料
- (2) 当該共同工関連調査資料・基本検討成果
- (3) シールド共同溝予備設計報告書・設計図面
- (4) 測量成果
- (5) 地質調査資料
- (6) 交通量調査資料
- (7) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (10) 地下埋設物調査資料（移設又は防護方法等に関する調整結果含む）

第 6512 条 シールド共同溝詳細設計

1. 業務目的

シールド共同溝詳細設計は、シールド共同溝予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、共同溝施工位置の地形・地質、沿道の条件等に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

シールド共同溝詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の（2）に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) シールド本体の内空形状及び立坑・シャフト部を含めた設置位置の検討
- 2) 平面、縦断線形の検討
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 周辺の環境条件
- 5) 道路交通条件
- 6) 継手構造及び防水構造の検討
- 7) 本体の設計断面・条件の設定
- 8) 換気・排水計画の検討
- 9) 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- 10) 液状化の判定
- 11) 耐震計算手法の検討
- 12) 近接の影響範囲の判定
- 13) 発進・到達方法の検討
- 14) シールド機械の選定
- 15) シールド機械各構成機器の仕様検討

(4) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加える。

- 1) 地質・構造条件の変化部分等における共同溝縦断方向の構造検討
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該共同溝に及ぼす影響の検討
- 4) 当該共同溝の施工が既設構造物に与える影響と対策の検討
- 5) 小土被り区間の補助工法の検討

(5) 覆工の設計

受注者は、地山条件、共同溝断面、施工方法及び特殊事項の検討結果等を考慮のうえ、工事の安全性、施工性及び経済性の観点から覆工の種類形状について以下の設計を行うものとする。

1) 一次覆工（セグメント）設計

予備設計で決定されたセグメントについて、その妥当性を確認するとともに、セグメント製作のためのシール溝、コーキング溝、注入孔及びエレクター用孔、維持管理用支持金物取付工（二次覆工省略時）等の構造細目を検討し、一次覆工の設計を行う。

2) 二次覆工設計

予備設計で決定された二次覆工（アーチ部・インバート部及び隔壁部）の構造について、その妥当性を確認するとともに、その構造細目を検討し、二次覆工設計を行う。

(6) 本体構造設計

受注者は、本体、立坑及びシャフト取付部における平面及び縦断設計を行うものとする。その設計には付属設備の検討を含むものとする。

(7) 発進・到達防護設計

受注者は、予備設計において決定した発進・到達方法を基に、立坑接続部の防護工について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。

(8) 防水工設計

受注者は防水工設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

(9) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(10) 施工計画

受注者は、全体設計での検討を基に以下の内容について工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

1) 工事実施にあたっての交通処理計画、施工方法、施工順序、補助工法、支障埋設物件の有無等について留意すべき事項を明記し、使用機械、仮設計画、仮設備計画についても概略説明する。

2) 共同溝の施工方法、施工順序及び施工機械

3) 掘削土砂搬出計画

4) 概略工事工程計画

5) 施工ヤード計画

6) 工事中の計測計画

7) 施工にあたっての留意事項

(11) 仮設備計画

受注者は、共同溝施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 換気設備（換気容量の算定及び設備計画）

2) 仮排水設備（計画立案）

3) 裏込め注入設備（計画立案）

4) 掘削土砂処理設備（計画立案）

5) 掘削土砂搬出設備（計画立案）

6) 材料搬出入設備（計画立案）

7) 給水設備（容量算定）

8) 工所用電力設備（容量算定及び設備計画）

9) 汚濁水処理設備（容量算定）

10) スtockヤード（計画立案）

11) 工所用道路計画（概略検討）

12) 安全対策（計画立案）

13) 環境対策等（計画立案）

14) 発進、到達立坑設備（設備計画）

(12) 設計図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

- 1) 共同溝位置図
- 2) 全体一般図（平面図、縦断図、断面図）平面・縦断線形諸元、近接構造物等との位置関係、地質縦断図、地質柱状図、共同溝の主要寸法を記入
- 3) 共同溝標準断面図、構造図
- 4) セグメント構造詳細図、線形図、割付図
- 5) 裏込め注入工図
- 6) 防水工設計図
- 7) 排水工関係設計図
- 8) 発進・到達防護工詳細図
- (13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項（6）に準ずるものとする。

(14) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、他の事業計画については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行うほか、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法が適切であるかの照査を行うほか、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

また、本体と付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 内空計画の経緯及び決定要因
- 3) 線形計画の経緯及び決定要因
- 4) 換気・排水計画の経緯及び決定要因
- 5) 共同溝諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 6) 平面・縦断図、本体一般部断面図、仮設一般部断面図
- 7) 施工計画及び仮設備計画の概要及び重要ポイント・注意事項
- 8) 工事数量の総括（ブロック別及び総括）
- 9) 発進・到達方法
- 10) 施工中の計測計画
- 11) 工事実施にあたっての留意事項
- 12) 特記事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路関連資料
- (2) シールド共同溝予備設計成果

- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物資料

第 6513 条 シールド共同溝立坑詳細設計

1. 業務目的

立坑詳細設計は、立坑予備設計で決定された立坑構造について、設計図書に示される条件、地質調査等既存の関連資料を基に、シールド共同溝用立坑の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

立坑詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6507 条共同溝基本検討第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件、シールド共同溝の規模等、設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- 1) 内空断面（本体断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地層・地質・地下水条件の検討
- 4) 周辺の環境条件
- 5) 道路交通条件
- 6) 継手構造及び防水構造の検討
- 7) 仮設構造物の設計断面・条件の設定
- 8) 換気・排水計画の検討
- 9) 仮設、補助工法を含む施工方法の検討
- 10) 昇降設備等立坑内附帯設備
- 11) 近接の影響範囲の判定
- 12) 入溝企業の分岐取付方法

(4) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項等について技術的検討加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該立坑に及ぼす影響の検討
- 4) 当該立坑施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(5) 立坑本体設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し、下記段階を対象として設計計算を行い、立坑本体の設計を行うものとする。

- 1) 施工段階
- 2) 完成時

(6) 換気口設計

受注者は、換気口設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(7)に準ずるものとする。

る。

(8) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第 6509 条開削共同溝詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す仮設構造物の設計等、特殊事項の検討を行うものとする。

1) 交差物件検討

立坑が河川、鉄道等と交差する際、一般掘削工法では対応できず構造、施工方法等で検討を要する場合。

2) 近接施工検討

近接施工の影響範囲内で対策方法の検討を要する場合。ただし、近接施工の影響範囲の判定は設計条件の整理・検討に含む。

3) 土留め工設計

受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、監督職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。

4) 路面等覆工設計

受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した 3 案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、監督職員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。

(10) 座標計算

受注者は、貸与された共同溝線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(11) 設計図

受注者は、当該設計の検討に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

1) 立坑位置図

2) 立坑一般図 平面図、断面図、土質柱状図、近接構造物との位置関係、立坑主要寸法等

3) 立坑本体配筋図

4) 仮設構造物詳細図（土留め工、覆工等）

(12) 施工計画

受注者は、下記に示す事項について検討し、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

1) 立坑の施工方法、施工順序及び施工機械

2) 掘削土砂搬出計画

3) 概略工事工程計画

4) 施工ヤード計画

5) 工事中的交通処理計画

6) 工事中的計測計画

7) 施工にあたっての留意事項

(13) 仮設備計画

受注者は、立坑施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す事項の検討及び計画を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 工事中的仮排水設備（計画立案）

2) 汚濁水処理設備（計画立案）

3) 掘削土砂処理設備（計画立案）

4) 資材搬出入設備

5) 型枠支保工（一般図）

6) スtockヤード（計画立案）

7) 工事用道路計画（概略検討）

- 8) 安全対策（計画立案）
- 9) 環境対策等（計画立案）
- (14) 関係機関との協議資料作成
受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。
- (15) 数量計算
受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。
- (16) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6512 条シールド共同溝詳細設計第 2 項の（15）に準ずるものとする。
- (17) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。
 - 1) 設計条件
 - 2) 立坑寸法諸元表
 - 3) 設計計算方法及び計算結果
 - 4) 施工法概要
 - 5) 仮設構造物諸元表
 - 6) 仮設構造物設計計算方法及び計算結果
 - 7) 施工計画及び仮設備計画
 - 8) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路関連資料
- (2) シールド共同溝立坑予備設計成果
- (3) 測量成果
- (4) 地質調査資料
- (5) 交通量調査資料
- (6) 地下埋設物調査資料

第 4 節 電線共同溝設計

第 6514 条 電線共同溝設計の区分

電線共同溝設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) 予備設計
- (2) 詳細設計

第 6515 条 電線共同溝予備設計

1. 業務目的

電線共同溝予備設計は、歩道整備計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、電線共同溝整備位置の地形、地質、道路交通状況、沿道利用状況、既設占用物件状況などに基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、線形、施工方法について総合的な技術検討を行い、最適な構造、線形、施工方法の選定を行うことを目的とする。

2. 業務内容

電線共同溝予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 設計計画
受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (2) 現地踏査
受注者は、電線共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、沿道利用状況、埋設物の確認等、基礎的な現地状況を把握

するものとする。なお、現地調査（測量、試掘調査、交通量調査等）を必要とする場合、受注者は、その理由を明らかにし、調査範囲について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

（３）設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

- １）電線共同溝収容物件の収容計画
- ２）地中化形態の検討
- ３）概略的な構造形式及び区間の設定
- ４）内空断面（管路部、特殊部）の設定
- ５）線形計画
- ６）道路・交通・沿道状況の検討
- ７）各種関連事業計画との整合性
- ８）施工計画検討

（４）平面・縦断線形設計

受注者は、（３）により取りまとめられた基本的事項を基に、平面及び縦断線形の計画を行うものとする。また、既設占用物件について支障となるものの抽出及び調整を行うものとする。移設計画設計は設計図書による。

（５）管路部設計

受注者は、管路部の管路口径と条数を概略決め管路部の断面形状を定めるものとする。その際、監督職員が指示した場合、各公益事業者と相互打合せを行い、決定事項を確認するものとする。

（６）特殊部設計

受注者は、特殊部（分岐部及び接続部を総称するという）の概略内空断面の設定を行うものとする。その際、監督職員が指示した場合、各公益事業者と相互打合せを行い、決定事項を確認するものとする。

（７）地上機器部設計

受注者は、地上機器部（機器を地上に設置するため設ける施設）について電線共同溝本体形式の検討を行うものとする。その際、監督職員が指示した場合、各公益事業者と相互打ち合せを行い、決定事項を確認するものとする。

（８）仮設構造物設計

受注者は、仮設及び施工計画の概略検討を行うものとする。

（９）概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（５）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

（１０）関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（６）に準ずるものとする。

（１１）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- １）基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ２）一般図を基に電線共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等が適切に選定されているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ４）設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

（１２）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

１）設計条件

- 2) 設計検討経緯及び決定要因
- 3) 管路部、特殊部の標準部構造基本計画図
- 4) 仮設標準部構造基本計画図
- 5) 主要材料の概略数量
- 6) 概略工事費
- 7) 詳細設計での課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 各種調査検討資料
- (2) 測量成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 交通量調査報告書
- (5) 地下埋設物調査資料
- (6) 試掘調査報告書
- (7) 歩道整備報告書

第 6516 条 電線共同溝詳細設計

1. 業務目的

電線共同溝詳細設計は、予備設計で決定された基本事項、設計図書に示された設計条件、既往の関連資料、電線共同溝施工位置の地形、地質、既設埋設物条件、沿道の条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

電線共同溝詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 全体設計

1) 現地踏査

受注者は、電線共同溝計画地点の現地踏査を行い、設計図書に示す設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認し、地形、地質、沿道利用状況、埋設物、支障物の確認、現状の架空線の供給状況の確認等、詳細設計において必要となる現地状況を把握するものとする。

2) 設計条件の整理・検討

受注者は、設計図書に示す事項及び貸与資料等を把握のうえ、現地踏査等に基づき設計条件及び設計上の基本事項の整理・検討を行うものとする。

主な検討項目

資料の収集・整理

電線共同溝収容物件の収容計画

構造形式及び区間の設定

管路部の配列、特殊部の配置位置の設定

平面、縦断線形の設定

管路部、特殊部及び仮設構造物の設計断面、条件の設定検討

細部条件（付属物等）検討

道路・交通・沿道状況の検討

各種関連事業計画との整合性の検討

施工計画検討

3) 平面・縦断設計

受注者は、管路部、特殊部、地上機器部及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行い、支障となる埋設物の抽出及び調整の検討を行うものとする。その設計には、土工、道路付属物、舗装の撤去、仮復旧の設計を含むものとする。

4) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（４）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

（３）管路部設計

受注者は、管路部となる箇所について、予備設計を参考に管路部の詳細な設計を行うものとする。なお、使用実績の少ない管路材を使用する場合又は車道部に埋設する場合等で応力計算を必要とするものについては、設計図書の指示に基づき応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

（４）特殊部設計

受注者は、特殊部（分岐部及び接続部を総称していう）について、予備設計を参考に詳細な設計を行うものとする。なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

（５）地上機器部設計

受注者は、地上機器部（機器を地上に設置するため設ける施設）について詳細な設計を行うものとする。なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

（６）仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物を必要とする箇所について、予備設計を参考に仮設構造物の詳細な設計を行うものとする。なお、応力計算を伴うものについては、応力計算を行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

（７）施工計画

受注者は、施工計画に当たって交通処理、施工方法、施工順序、仮設計画、仮設備計画、工程、支障埋設物件の有無等を検討し、工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

（８）関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（６）に準ずるものとする。

（９）特殊設計・検討・協議

受注者は、設計図書の指示により以下の設計検討等を行うものとする。

- １）引込み管、連係管の設計（特殊部間の最大径間長の検討）
- ２）整備計画書の作成
- ３）関係事業者との協議（資料作成含む）
- ４）地元説明に関わる資料作成及び現地立会い
- ５）支障物件の移設計画、検討
- ６）車道横断部の設計・検討

（１０）照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- １）設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件及び道路交通、沿道条件、既設占用物件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ２）一般図を基に電線共同溝の規模、形式、線形、仮設工法等と設計基本条件及び他の事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ３）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切廻方法が適切であるかの照査を行う。
- ４）設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。また、本体と道路付属物の取り扱いについて整合性の照査を行う。

（１１）報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設計検討経緯及び決定要因
- 3) 平面・縦断面図
- 4) 管路部、特殊部の標準部断面図
- 5) 仮設標準部断面図
- 6) 施工計画概要及び注意事項
- 7) 工事数量総括
- 8) 特記事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果
- (2) 測量成果
- (3) 地質調査報告書
- (4) 交通量調査報告書
- (5) 地下埋設物・調査資料
- (6) 試掘調査報告書

第5節 成果物

第 6517 条 成果物

受注者は、表 6.5.1～表 6.5.12 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6.5.1 地下横断歩道等基本計画成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等基本計画	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	基本構造検討	位置図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		一般図	1:50 ~ 1:500	
		横断施設基本構造図	適宜	全体姿図
		構造一般図	1:10 ~ 1:100	
	施工計画	仮設要領図	1:10 ~ 1:200	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	報告書	-	
		設計検討書	-	特殊検討は設計図書による
		工法比較検討書	-	

表 6.5.2 地下横断歩道等予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等予備設計	設計	位置図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		一般図	1:50 ~ 1:500	
		躯体構造一般図	1:30 ~ 1:200	概略図、適宜
		基礎構造一般図	1:50 ~ 1:200	概略図、適宜
		設備計画概略図	適宜	
		仮設工一般図	1:30 ~ 1:20	概略図、適宜
		比較一覧表	-	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		構造計画書	-	
	設計検討	設計検討書	-	設計図書による
	景観検討	概略景観検討書	-	設計図書による
		パース等	-	設計図書による

表 6.5.3 地下横断歩道等詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
地下横断歩道等詳細設計	本体設計	位置図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		一般図	1:200 ~ 1:500	設計条件、地質図、ポーリング位置記入
		設計図	1:100 ~ 1:300	平面、縦横座標
		構造一般図	1:50 ~ 1:100	
		躯体構造詳細図	1:20 ~ 1:50	躯体本体部、連結部、出入口部、階段部斜路部
		基礎構造詳細図	1:20 ~ 1:100	杭、連壁、ウェル等
		施工計画図	適宜	施工計画一般図、 施工計画部分詳細図、道路切廻し図等
	景観検討	概略景観検討書	-	
		パース等	-	設計図書による
	付属施設設計	設備計画図	1:20 ~ 1:100	設備配置計画図、配線系統図、仕上工概略図（設計図書による）
	上屋設計	上屋工詳細図	1:20 ~ 1:100	上屋構造一般図、上屋躯体構造詳細
	施工計画	仮設工詳細図	1:50 ~ 1:100	支保工、締切、土留等、（設計図書による）
	数量計算	数量計算書	-	材料表、塗装面積、用地面積等
	報告書	設計概要書	-	
		設計計算書	-	
		施工計画書	-	施工方法、特記事項等
		その他参考資料等	-	
		上屋設計計算書	-	
		付属施設設計計算書	-	
		仮設設計計算書	-	
	設計検討	設計検討書		設計図書による

表 6.5.4 共同溝基本検討成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
共同溝基本検討	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	平面計画	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
	縦断設計	縦断図	V=1:200 H=1:1000	
	構造設計	標準横断図	1:100～1:200	
		一般部構造図	1:10～1:200	内空断面を主体に設計
	施工計画	標準仮設断面図	1:100～1:200	
		仮設要領図	1:100～1:200	
	概算工事費	数量計算書	-	概 略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		設計検討書	-	特殊検討は設計図書による
		工法比較検討書	-	
	(パース作成)	(パース等)	適宜	設計図書による

表 6.5.5 開削共同溝予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
開削共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	平面計画	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
	縦断設計	縦断図	V=1:100～1:200 H=1:500	
	換気・排水設計	換気・排水系統図	適宜	
	構造設計	標準横断図	1:100	収容物件も明示する
		一般部構造図	1:50～1:100	内空断面を主体に設計
		特殊部構造図	1:50～1:100	
		換気部構造図	1:50～1:100	
	施工計画	標準仮設断面図	1:100～1:200	
		仮設要領図	1:100～1:200	
	概算工事費	数量計算書	-	概 略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		設計検討書	-	特殊検討は設計図書による
		換気排水計画書	-	
		構造計画書	-	
		施工計画書	-	基本方針,交通処理計画

表 6.5.6 開削共同溝詳細設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
開削共同溝詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	予備設計にて無い場合
	平面計画	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:500	
	縦断設計	縦断図	V=1:100～1:200 H=1:500	
	換気・排水設計	換気・排水系統図	適宜	
	構造設計	標準横断図	1:100	収容物件も明示する
		構造図 一般部 特殊部 換気口部	1:50～1:100	
		配筋図 一般部 特殊部 換気口部	1:50～1:100	
	付属物設計	各種付属物設計図	1:10～1:100	梯子、手摺、マホール等
	構造細部設計	防水工詳細図	1:10～1:100	
		継手詳細図	1:10～1:100	
		排水設備詳細図	1:10～1:50	電気及び機械設備含まず
	道路付属物	撤去・復旧平面図	1:500	共同溝施工に伴って生ずる道路付属物
		撤去・復旧構造図	1:10～1:100	
	舗装仮復旧	舗装版撤去展開図	1:200～1:500	共同溝施工に伴って生ずる舗装版
		舗装仮復旧展開図		
	施工計画	仮設全体平面図	1:500	
		仮設全体縦断図	V=1:100～1:200 H=1:500	
		仮設横断図	1:50～1:200	
		仮設構造図	1:50～1:100	
		交通処理計画図	適宜	交差点処理を含む
		各種施工要領図	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		設計検討書	-	設計図書による
		線形計算書	-	
		換気排水計画書	-	
		構造計算書	-	
		仮設計算書	-	
		施工計画書	-	

表 6 . 5 . 7 シールド共同溝予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
シールド共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設計図	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:500	
		縦断図	V=1:100～1:200 H=1:1000	
		地質平面・縦断図	1:1000～1:2500	
		標準断面図	1:100	収容物件も明示する
		セグメント構造一般図	1:50～1:100	
		その他参考資料	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		構造計画書	-	

表 6 . 5 . 8 シールド共同溝立坑予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
シールド共同溝立坑予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設計図	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:500	
		地質平面図	1:1000～1:2500	
		構造一般図	1:50～1:100	
		仮設構造物一般図	1:100～1:200	
		主筋配筋図	1:50	
		その他参考資料	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		施工計画書	-	
		構造計画書	-	

表 6.5.9 シールド共同溝詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
シールド共同溝詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設計図	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:500	
		線形図	1:2500	
		標準横断面図	1:100	
		地質平面・縦断面図	1:1000～1:2500	
		排水系統図	適宜	
		セグメント配置図	適宜	
		セグメント構造一般図	1:50～1:100	
		セグメント配筋図	1:50～1:100	
		二次覆工配筋図	1:50～1:100	
		排水工詳細図	適宜	
		構造物詳細図	1:50～1:100	
		仮設工詳細図	1:50～1:100	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		設計計算書	-	
		検討書	-	
		施工計画書	-	
		施工設備計画書	-	

表 6.5.10 シールド共同溝立坑詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
シールド共同溝立坑詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1:500	設計図書による
	設計図	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:200～1:500	
		地質平面・縦断面図	1:1000～1:2500	
		構造一般図	適宜	
		構造詳細図	適宜	
		仮設構造物一般図	1:20	
		仮設工詳細図	1:50～1:100	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		座標計算書	-	
		設計計算書	-	
		検討書	-	
		施工計画書	-	
		施工設備計画書	-	

表 6.5.11 電線共同溝予備設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
電線共同溝予備設計	現地調査	埋設物件平面図	1:100～1:250	
	平面・縦断設計	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:100～1:250	
		縦断図	H=1:100～1:250 V=1:50～1:100	
	設計図	標準断面図	1:10～1:20	
		ケーブル収容図	1:10	
		管路部構造図	1:5～1:10	
		特殊部構造図	1:10～1:30	
		地上機器部構造図	1:10～1:30	
	仮設構造設計	仮設構造図	1:10～1:20	必要とする場合
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		設計検討経緯書	-	
		仮設計算書	-	概算

表 6.5.12 電線共同溝詳細設計成果物一覧表

設計 種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
電線共同溝詳細設計	現地調査	埋設物件平面図	1:100～1:250	予備設計にて無い場合
	平面・縦断設計	位置図	1:2500～1:50000	市販地図等
		平面図	1:100～1:250	
		縦断図	H=1:100～1:250 V=1:50～1:100	
	設計図	標準横断図	1:10～1:20	
		ケーブル収容図	1:10	
		管路部構造図	1:5～1:10	
		特殊部構造図・配筋図	1:10～1:30	
		地上機器部構造図・配筋図	1:10～1:30	
		細部構造図（蓋・付属金物・継手等）	1:2～1:10	
		仮設構造図	1:10～1:20	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		設計検討経緯書	-	
		本体構造計算書	-	
		仮設計算書	-	
		施工計画書	-	

第6章 地下駐車場計画・設計

第1節 地下駐車場計画・設計の種類

第6601条 地下駐車場計画・設計の種類

地下駐車場計画・設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 地下駐車場基本計画
- (2) 地下駐車場予備設計
- (3) 地下駐車場詳細設計

第2節 地下駐車場基本計画

第6602条 地下駐車場基本計画の区分

地下駐車場基本計画は以下の区分により行うものとする。

- (1) 基本調査
- (2) 基本計画

第6603条 基本調査

1. 業務目的

基本調査は、駐車場整備計画等において選定された駐車場候補地の諸条件及び諸資料を調査・整理することを目的とする。

2. 業務内容

基本調査の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 資料収集整理

受注者は、業務を実施するために必要な既存資料の収集・整理を行う。収集する資料は以下のとおりとする。

- 1) 関連既定計画（駐車場整備計画、開発計画等）
- 2) 関連法規（駐車場法、道路法、景観条例等）
- 3) 地域現況（土地利用、用途指定、都市計画施設等）
- 4) 道路現況（道路台帳等）
- 5) 交通流動状況（交通量、歩行者量等）
- 6) 駐車状況（路上・路外駐車状況、駐車需要等）
- 7) 駐車施設の現況（路上・路外施設状況等）
- 8) 道路交通施設現況（バスストップ、交通規制等）
- 9) 地下埋設物状況（道路地下占用物、地下構造物等）
- 10) 地質状況
- 11) 環境状況（騒音、大気等）

(3) 現地踏査

受注者は現地を踏査し、駐車場建設候補地（対象箇所3箇所）の沿道状況を把握する。道路台帳、道路地下占用資料等の貸与資料に対する現地確認を行うものとする。なお、現地調査（測量、地質調査、地下埋設物調査、建物調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(4) 交通実態調査

受注者は、駐車場建設時及び供用時において、利用車両が周辺交通へ与える影響を把握するため、必要に応じて候補地周辺の交差点交通実態調査を下記のとおり実施するものとする。調査地点 地下駐車場建設予定地又は出入口予定地とその周辺地域 調査内容 車種別（小型・大型）・方向別 12時間交通量（含む歩行者）

(5) 駐車方式（自走・機械）・地下断面形状

受注者は、地下駐車場候補地である対象 3 箇所について、各種地下埋設物の縦断、横断及び交通実態を考慮し、計画台数の収容方式や断面形状を検討するものとする。

- 1) 収容可能台数の検討（自走・機械）
- 2) 駐車方式（自走・機械）・出入庫口の検討
- 3) 施工性の検討
- 4) 埋設物の移設上の問題点
- 5) 概略断面の検討

(6) 照査

発注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの照査を行う。
- 3) 調査方針及び調査手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 全ての成果物の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1210 条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 道路現況
- 2) 駐車状況
- 3) 駐車場整理・開発計画
- 4) 駐車施設の状況
- 5) 地下埋設物の状況
- 6) 地質状況

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 第 6603 条基本調査第 2 項の(2)の整理に必要な資料一式

第 6604 条 基本計画

1. 業務目的

基本計画は、第 6603 条基本調査において調査整理された事項を前提とし、駐車場候補地を対象とする検討を行い、事業箇所の最終案を選定することを目的とする。

2. 業務内容

基本計画の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6603 条基本調査第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(3) 出入庫口・換気塔

受注者は、交通運用上の処理、駐車形式、駐車台数及び換気機能上等から、対象 3 箇所の出入庫口、換気塔の配置を環境及び景観からの配慮も含めて検討するものとする。

(4) 配置計画

受注者は、対象 3 箇所の駐車場の階数、駐車場構造及び必要諸室の配置等を概略検討するものとする。

- 1) 駐車場構造形式（階段、車路数、車室数、歩行者・身障者用通路等）

- 2) 駐車場構造の概略配置（必要諸室の配置、利用者出入口等）
- 3) 諸施設
- (5) 施工方法（仮設・支障物件等）
受注者は、対象 3 箇所各々について、既存資料や過去の事例を基に、山留工の形式、本体構造物の施工方法、地下埋設処理方法等について概略検討するものとする
- (6) 交通切り廻し
受注者は、対象 3 箇所の施工方法に基づき、交通切り廻しについて概略検討するものとする。
- (7) 概略図の作成
受注者は、前項までの検討を踏まえ、対象 3 箇所各々の基本図を作成するものとする。
 - 1) 位置図・平面図
 - 2) 平面配置図（駐車ます、施設配置図）
 - 3) 縦断面図
 - 4) 概略構造図
 - 5) その他必要図面（施工図、仮設図、交通切り廻し図等）
- (8) 概算工事費
受注者は、比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。
- (9) 事業採算性の検討
受注者は、対象 3 箇所の事業費（建設費、維持・管理費）を基に、利用台数、駐車料金、借入金の償還方法等から採算性を検討するものとする。
- (10) 比較検討
受注者は、(2)～(9)の検討結果を基に駐車場建設候補 3 箇所について比較検討し、事業箇所の最終案を選定するものとする。
- (11) 照査
受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。
 - 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。
 - 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と調査内容との整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が基本調査に反映されているかの照査を行う。
 - 3) 計画方針及び計画手法が適切であるかの照査を行う。
 - 4) 全ての成果物の適切性及び整合性に着目し照査を行う。
- (12) 報告書作成
受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した計画概要書を作成するものとする。
 - 1) 設計条件
 - 2) 駐車場の必要性の検討結果
 - 3) 駐車場の基本構造の検討結果
 - 4) 諸設備
 - 5) 採算性
 - 6) 概略施工計画
 - 7) 概算工事費
 - 8) 予備・詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果物
- (2) 測量成果物

第3節 地下駐車場予備設計

第 6605 条 地下駐車場予備設計の区分

地下駐車場予備設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地下駐車場本体予備設計
- (2) 地下駐車場設備予備設計

第 6606 条 地下駐車場本体予備設計

1. 業務目的

地下駐車場本体予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」(日本道路協会・平成 4 年 11 月)の第 2 編第 2 章 2.1 基本計画の図 - 解 2.1.1<基本検討>及び第 3 編第 2 章 2.5.2 構造モデルと解析方法を用いて、3 案(版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造)を比較検討し、最適構造案を提案することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場本体予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、第 6603 条基本調査第 2 項の(3)の結果を基にして、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料を確認するものとする。

(3) 平面及び断面計画

受注者は、(1)の結果を踏まえ、駐車ます、車路、管理用諸室、設備用諸室、サービス施設、歩行者通路、階段等の配置、形状、規模及び仕上げについて、概略検討し平面及び断面計画図を作成するものとする。

(4) 構造形式

受注者は、躯体構造の形式比較を 3 案(版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造)に対して行うために、短手及び長手方向の代表断面に対する構造解析を行い、柱、壁床、はり等の断面寸法を概略設定し、構造計画図を作成するものとする。

(5) 仮設計画

受注者は、掘削規模、地盤条件、近接構造物への影響等施工条件及び経済性等を総合的に評価し、土留め形式を検討して仮設計画図を作成するものとする。

(6) 交差点処理計画

受注者は、完成後の交差点及び出入口の交通処理計画、施工時の交通切り廻し計画を行い、協議用資料を作成するものとする。

(7) 施工計画

受注者は、地下埋設物位置図を作成し移設又は防護工の検討を行うとともに、上記(5)及び(6)の結果を踏まえ、施工計画及び施工計画図を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、地下駐車場構造細部の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 環境検討

受注者は、地下駐車場計画箇所において、環境に対する影響を調査分析する必要がある場合においては、監督職員の指示により検討を行うものとする。

(10) 基本計画図の作成

受注者は、上記各項目の検討結果に基づき、詳細設計の基本的な枠組みが設定でき、かつ概算工事費が算出できる以下の基本計画図を作成するものとする。

- 1) 位置図、平面及び断面計画図
- 2) 縦断面図
- 3) 標準断面図
- 4) 駐車室配置図
- 5) 出入庫口図

- 6) 構造計画図
- 7) 設備計画図
- 8) 仮設計計画図
- 9) 施工計画図
- 10) その他

(11) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を土木工事、設備工事、建築工事別に算定するものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と基本的条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 比較設計毎に駐車場の規模及び型式の選定理由
- 3) 駐車場構造と駐車配置図
- 4) 諸設備
- 5) 駐車場への出入型式
- 6) 仮設計画
- 7) 概略施工計画
- 8) 換気及び排水方式の検討結果
- 9) 景観及び環境の検討結果
- 10) 概算数量・概略事業費
- 11) 詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果物
- (2) 基本計画成果物
- (3) 測量成果物
- (4) 地質調査報告書
- (5) 地下埋設物調査資料
- (6) 試掘調査報告書

第 6607 条 地下駐車場設備予備設計

1. 業務目的

地下駐車場設備予備設計は、「駐車場設計・施工指針同解説」(日本道路協会・平成 4 年 11 月)の第 3 編第 5 章設備設計に従い、設備について検討して、設備計画図及び消防協議資料を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

- (1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6606 条地下駐車場本体予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設備計画

受注者は、電気設備、給排水設備、換気、排煙設備等の諸設備の方式、容量、規模、配置などについて検討を行うものとする。地下駐車場設備は以下のものを対象とする。

- 1) 駐車場管制設備
- 2) 昇降設備
- 3) 照明設備
- 4) 受変電設備
- 5) 配電設備
- 6) 自家発電設備
- 7) 換気・排煙設備
- 8) 給水設備
- 9) 排水設備
- 10) 防災・消防設備
- 11) 安全設備
- 12) 中央監視設備
- 13) 機械式駐車装置（機械式駐車装置を用いる場合）
- 14) その他

(4) 基本設備図の作成

受注者は、上記各項目の検討結果に基づき、詳細設計の基本的な枠組みが設定でき、且つ概算工事費が算出できる基本設備図を作成するものとする。

(5) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6606 条地下駐車場本体予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設置する設備の種類と規模
- 3) 各設備の配置計画
- 4) 概略施工計画
- 5) 概算数量・概略事業費
- 6) 詳細設計時の課題点

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 基本調査成果物
- (2) 基本計画成果物
- (3) 本体予備設計成果物

第 4 節 地下駐車場詳細設計

第 6608 条 地下駐車場詳細設計の区分

地下駐車場詳細設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 地下駐車場本体詳細設計
- (2) 地下駐車場設備詳細設計

第 6609 条 地下駐車場本体詳細設計

1. 業務目的

地下駐車場本体詳細設計は、予備設計業務成果を基にして、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会・平成4年11月)の第3編設計編の内容に従い当該地下駐車場の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場本体詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6606 条地下駐車場本体予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 本体構造物設計

1) 荷重の計算

受注者は、構造モデル(版桁構造、はり柱構造及びフラットスラブ構造)による解析方法に合わせて、荷重の設定を行うとともに、防火区画、耐震壁の位置を設定、構造モデルの補完を行うものとする。

2) 本体構造解析

受注者は、構造モデルを設定し、部材の設計計算を行うものとする。

3) 設計図

受注者は、構造解析の結果を受けて、構造一般図、配置図等の図面作成を行うものとする。

4) その他

受注者は、出入口(斜路)避難用通路、基礎工、換気口等及び建築物について、本体躯体との整合性に留意し、適切な範囲の構造モデルを設定して解析を行うものとする。

(4) 耐震設計

1) 荷重の計算

受注者は、本体構造の構造特性を踏まえて、解析モデルに合わせた地震荷重を検討し設定するものとする。

2) 地震時地盤ばね定数の設定

受注者は、FEM解析により地震時地盤ばね定数を設定するものとする。なお、設定方法は、2次元平面ひずみモデルに単位強制力を与えて算出するものとする。

3) 骨組解析

受注者は、骨組を本体構造物設計の構造モデルとし、電子計算機により地震応答解析を行うものとする。なお、解析方法は応答変位法を標準とする。

4) 断面照査

受注者は、地震応答解析の結果を受けて、常時の条件の基で設定された断面厚及び配筋について、地震時の条件の基で照査を行い、必要な場合は断面を変更するものとする。

(5) 仮設構造物設計

1) 仮設計画

受注者は、予備設計及び本体構造の躯体・基礎形式に従い、立地位置の地形、地質、地下水、道路交通の確保、近接構造物の有無、地下埋設物、周辺環境(騒音振動等)の保全等に留意し、山留め形式及び覆工形式を検討し選定するものとする。また、現道交通、重機荷重についても検討し、覆工、覆工受け桁、桁受け、支持ぐい、中間ぐい等の計画を行うものとする。

2) 荷重設定

受注者は、仮設構造物の設計に用いる地盤の諸定数、考慮しなければならない荷重を解析方法に合わせて取りまとめ、総合的に判断し決定するものとする。

3) 山留め設計

受注者は、掘削規模、掘削深さ、地盤条件、近接施工等の条件を考慮し、次の解析法により、

根入れ長さを検討決定するものとする。

山留め壁の変位を考慮する必要がある場合には、弾塑性地盤を仮定した山留め解析法。

地盤の変位を特に考慮する必要がない場合には、仮想支持地盤を仮定した山留め解析法。なお、部材の設計では、壁体、支保工、中間ぐいについて設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。

4) 地盤改良の設計

受注者は、山留め壁の応力や変位などが一定の値に収れんしない場合には、根入れ部の地盤改良の設計計算を行い、設計図作成及び照査を行うものとする。

5) 覆工設計

受注者は、現道交通を確保するため、また重機荷重を載荷するために覆工受け桁、桁受け、支持ぐい等の設計計算を行い、設計図作成を行うものとする。

6) 地下埋設物防護等計画

受注者は、上下水道、電力、電話、ガス等の地下埋設物がある場合には、その状況に応じた移設計画や防護計画を立案し、監督職員と打ち合わせを行い、また監督職員が指示した場合には、各公益事業者とも打ち合わせを行って、防護計画図を作成するものとする。

7) 近接施工計画

受注者は、近接構造物がある場合には、掘削工事による影響を評価し、近接施工計画を作成するものとする。

8) 計測管理計画

受注者は、情報化施工を行う必要がある場合には、土圧、壁体の変形及び応力、支保工応力、背面地盤沈下及び近接構造物の変形等について、設計と対応した計測管理計画図を作成するものとする。

9) 交通切り廻し計画

受注者は、交通切り廻しを行う必要がある場合は、交通処理及び施工性を考慮し、設計図等をケース毎に作成するものとする。

10) 全体施工計画

受注者は、上記の各項目の設定に基づき、概略的な全体施工計画を作成するものとする。

(6) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に現地条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に設計条件及び現地条件と基本的条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても、照査を行い、基準との整合を図る。特に、付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(7) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、それらを解説し、取りまとめた設計概要書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 予備設計成果物
- (2) 測量成果物
- (3) 地質調査報告書
- (4) 地下埋設物調査資料

(5) 試掘調査報告書

第 6610 条 地下駐車場設備詳細設計

1. 業務目的

地下駐車場設備詳細設計は、予備設計業務成果を基にして、「駐車場設計・施工指針 同解説」(日本道路協会・平成4年11月)の第3編第5章設備設計の内容に従い、当該地下駐車場の設備に関わる工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

地下駐車場設備詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6606 条地下駐車場本体予備設計第2項の(2)に準ずるものとする。

(3) 駐車場管制設備

受注者は、駐車場料金管制設備、出入庫管制設備の設計を行うものとする。

(4) 昇降設備

受注者は、エレベーター及びエスカレーター等の設計を行うものとする。

(5) 照明設備

受注者は、駐車場内の車路、管理事務室、避難路となる階段、通路等の照明設備の設計を行うものとする。

(6) 受変電設備

受注者は、照明用、動力用等の系統別に設計を行うものとする。

(7) 配電設備

受注者は、配電の系統等に関する設計を行うものとする。

(8) 自家発電設備

受注者は、換気・排煙及び消化設備における非常用の電源として必要なものの設計を行うものとする。

(9) 換気・排煙設備

受注者は、駐車場内強制換気及び排煙設備のほか、電気室、居室、便所等の換気・排煙等必要なものを設計するものとする。

(10) 給水設備

受注者は、飲用、雑用、消火用の各受水装置、給水方式を設計するものとする。

(11) 排水設備

受注者は、駐車場内の排出設備及びガソリン・トラップますと公共下水の連結装置等を設計するものとする。

(12) 防災・消化・安全設備

受注者は、火災感知器、報知器、警報器等、災害対策及び保全設備に関する設備を設計するものとする。

(13) 中央監視設備

受注者は、駐車場出入監視、場内交通管制等、駐車場全体の運営管理の集中管理設備を設計するものとする。

(14) 機械式駐車装置

受注者は、機械式駐車装置を用いる場合には、装置の種類、タイプを選定し、その装置を設計するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6609 条地下駐車場本体詳細設計第2項の(6)に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

なお、それらを解説し、取りまとめた設計概要書を作成するものとする。

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 予備設計成果物

(2) 本体詳細設計成果物

第5節 成果物

第 6611 条 成果物

受注者は、表 6. 6. 1 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6. 6. 1 地下駐車場設計成果物一覧表 (1/2)

設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要
基本調査	報告書	調査概要書	-	
		調査報告書	-	
基本計画	設計図	位置図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		平面配置図	1:500	
		縦断図	V=1:100 ~ 1:200 H=1:500 ~ 1:1000	
		概略構造図	適宜	概略構造一般図
		仮設図	適宜	土留、覆工、仮栈橋等
		施工図	適宜	施工順序図 施工平面図
		交通切り廻し図	適宜	
	報告書	計画概要書	-	
		計画報告書	-	
本体予備設計	設計図	位置図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		平面図	適宜	
		縦断図	適宜	
		標準断面図	適宜	
		駐車室配置図	適宜	
		出入庫口図	適宜	
		構造計画図	適宜	構造一般図
		設備計画図	適宜	
		仮設計画図	適宜	土留、覆工、仮栈橋等
		施工計画図	適宜	施工順序図 施工平面図 交通切り廻し図
	概 算 工 事 費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	比較検討書等
		設計報告書	-	

表 6.6.1 地下駐車場設計成果物一覧表 (2/2)

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
本体詳細設計	設計図	位置図	1:2500 ~ 1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:500	
		構造一般図	1:50 ~ 1:500	
		詳細図	適宜	配筋図、防水工図、細部詳細図、建築一般図、建築詳細図、建築構造図、仮設構造図
	数量計算	数量計算書	-	材料表、本体工数量、仮設工数量等
	報告書	設計概要書	-	
		本体躯体設計計算書	-	
		本体耐震設計計算書	-	
		仮設設計計算書	-	
		その他参考資料等	-	検討書等
設備予備設計	設計図	設備計画図	適宜	電気設備計画図 機械設備計画図
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費		
	報告書	設計概要書	-	
		設計報告書	-	
設備詳細設計	設計図	全体一般図	1:500	
		設備設計図	1:10 ~ 1:100	駐車管制設備、昇降設備、照明設備、受変電設備、配電設備、自家発電設備、換気・排煙設備、給水設備、排水設備、防災・消化・安全設備、中央監視設備、機械式駐車装置等
	数量計算	数量計算書	-	材料表、設備数量
	報告書	設計概要書	-	
		設備設計計算書	-	電気、機械設備設計計算書
		その他参考資料	-	検討書等

第7章 トンネル設計

第1節 トンネル設計の種類

第 6701 条 トンネル設計の種類

トンネル設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 山岳トンネル設計
- (2) シールドトンネル設計
- (3) 開削トンネル設計
- (4) トンネル設備設計

第2節 トンネル設計

第 6702 条 山岳トンネル設計の区分

1. 山岳トンネル設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 山岳トンネル予備設計
- (2) 山岳トンネル詳細設計

第 6703 条 山岳トンネル予備設計

1. 業務目的

山岳トンネル予備設計は、道路トンネルを対象として、地質調査資料及び道路予備設計等既存の関連資料を基に、当該トンネルの基本的な断面、坑口位置、換気方式、施工法を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

山岳トンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、設計図書に示された設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形、地質等の自然条件、地物、環境条件等の周辺状況等、現地の状況を把握し、併せて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量、地質調査等）を必要とする場合、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、建築限界、交通量等検討・設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

(4) 本体工設計

1) 地山分類

受注者は、地質調査資料、現地踏査結果及び関連資料等を基に、指定された技術基準に示される地山分類に従って地山分類を行うものとする。

2) 断面設計

受注者は、指定された技術基準及び道路の幅員構成、建築限界、内装板、換気等諸設備の条件及び地山分類結果等を基に、内空断面、断面構造を検討・整理のうえ適用断面を選定するものとする。

3) 掘削方式及び掘削工法の検討

受注者は、トンネルの延長、地形、地質、地下水、地物、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、技術的検討、経済的な評価を行い、合理的な掘削方式及び掘削工法を選定するものとする。

(5) 換気検討

受注者は、トンネルの延長、縦断勾配、トンネル断面及び周辺の環境条件を考慮して、既存資料を基に所要換気量を算定し計画可能な 3 案程度の換気方式を対象に比較検討を行い、経済的かつ合理的な換気方式を選定するものとする。

(6) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、近接構造物への影響及び周辺環境への影響等、特殊事項の検討を行うものとする。

(7) 坑門工設計

受注者は、実測平面図を用い 1 坑口あたり 3 案程度の比較案を抽出し、構造特性、施工性、走行性、経済性、維持管理、周辺環境との調和について総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(8) 換気坑等設計

受注者は、設計図書に基づき、換気方式の決定に伴い生じる、立坑、斜坑、補助坑、換気所及び各種連絡坑等のうち必要な工種について、概略施工法の検討、概略施工設備計画、標準断面の設計を行うものとする。

(9) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、選定された換気方式に適合した換気、照明、非常用施設等トンネル内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(10) 概略施工設備計画

受注者は、検討・設計したトンネル断面、延長等の工事規模及び施工方式を基に、以下の事項の検討を行うものとする。

- 1) 概略工事工程表の作成
- 2) 概算工事用電力量の算出
- 3) 施工ヤード及び工事用道路の概略平面図作成

(11) 設計図

受注者は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図（平面図、縦断図、標準断面図）ならびに地質平面・縦断図、坑門工一般図を作成するものとする。

(12) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等について概略の景観検討を行うものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）

- 3) 換気方式の選定経緯
- 4) 概略施工計画
- 5) 非常用施設計画
- 6) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 7) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断面図、横断面図）
- (4) 地上施設等調査資料
- (5) 坑門工周辺の実測地形平面図
- (6) 対象地域の環境基準値
- (7) 交通量関連資料

第 6704 条 山岳トンネル詳細設計

1. 業務目的

山岳トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

山岳トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、山岳トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第 6703 条山岳トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 本体工設計

1) 地山分類

受注者は、予備設計において決定された地山分類を基に、その後の調査及び検討結果を加味し、地山分類を行うものとする。

2) トンネル断面及び支保工の設計

受注者は、予備設計において選定された適用断面について、その後の調査及び検討結果を考慮して、適用断面の妥当性の確認を行うとともに支保工の構造及び規模を選定するものとする。特に、坑口付近、断層、破砕帯等土圧の変化が予想される箇所、地表又は近接して構造物がある場合、かぶりの薄い場合等は安全性、施工性を考慮して、補助工法の併用も考慮した断面及び支保工の検討を行うものとする。ただし、断面、支保工及び補助工法の検討は、類似トンネルの施工例等の既往資料を基に行うことを基本とする。なお、受注者は、設計図書に基づき、構造計算（FEM解析等）及び補助工法の設計を行うものとする。

3) 掘削方式及び掘削工法の確認

受注者は、予備設計成果に、その後の調査及び検討結果を加味して、掘削方式及び掘削工法の妥当性を確認するものとする。

(5) 坑門工設計

受注者は、決定された坑門工について、坑門躯体の構造計算を行うとともに、坑門工背部前部の土工、法面工、抱き擁壁工、排水工の設計を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部・背部の落石・雪崩防止工、地すべり対策工及び坑門工の杭基礎等の設計を行うものとする。

(6) 坑門工比較設計

受注者は、設計図書に基づき、実測平面図を用い、1坑口あたり3案程度の比較案を抽出し、総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えるとともに簡易な透視図及び比較検討書を作成のうえ、坑門工の位置・型式を選定するものとする。

(7) 防水工等設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、トンネルの湧水及び路面水を適切に処理するため、覆工背面排水、路面排水、路盤排水を考慮し、排水溝、排水管、集水桝等の排水構造物の設計を行うとともに、トンネル内の排水系統の計画を行うものとする。なお、受注者は、設計図書に基づき、坑門工前部の排水工の設計を行うものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、設計図書に示される交通量を基に、排水性、照明効果、走行性、維持管理、経済性（ライフサイクルコスト）等を考慮し、トンネル内舗装（アスファルト舗装／コンクリート舗装等）の比較検討のうえ、舗装の種類・構成を決定し、設計するものとする。

(10) 非常用施設設計

1) トンネル等級の検討

受注者は、トンネル延長及び設計図書に示される交通量を基に、トンネル等級を決定するものとする。

2) 非常用施設の箱抜き設計

受注者は、決定したトンネル等級に基づき、非常用施設を選定し、配置計画を行うとともに施設収容のための箱抜きの設計を行うものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネルの内装について、トンネル延長交通量等を基に、照明効果、吸音効果、視線誘導効果等を考慮のうえ耐火性、安全性、経済性、維持・保守の難易度及び耐久性の比較を行い、監督職員に報告し、その指示に基づき、使用材料を決定し、設計するものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき仮設栈橋及び防音壁等について、設計計算を行い断面形状・寸法を決定し、監督職員と協議のうえ、細部構造の設計を行うものとする。

(13) 設計図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

- 1) トンネル位置図
- 2) 平面図、縦断図
- 3) 地質平面・縦断図
- 4) トンネル標準断面図及び支保工詳細図
- 5) 本体工補強鉄筋図
- 6) 坑門工一般図及び坑門工構造詳細図
- 7) 排水系統図及び排水工詳細図
- 8) 防水工等詳細図
- 9) 舗装工詳細図
- 10) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

(14) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討を、取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

1) トンネルの施工法、施工順序及び施工機械

2) 工事工程計画

3) 施工ヤード計画

4) 施工中の計測計画

5) 施工にあたっての留意事項なお、受注者は、施工方法、施工ヤード計画・立案は設計図書に規定する条件で行うものとする。

(15) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画）

2) 工事中の仮排水計画（計画立案）

3) 工事用電力設備（容量算定及び設備計画）

4) 給水設備（使用量、水槽容量の算定）

5) 給気設備（容量の算定）

6) 汚濁水処理設備（計画立案）

7) スtockヤード（計画立案）

8) 工事用道路計画（1/2,500 程度の地形図による概略検討）

9) 環境対策（工事中の騒音、振動対策の計画立案）

10) 施工中の計測計画（計測工配置図、計測工計器配置図）

11) 安全対策（計画立案）

(16) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、坑門工等の景観検討を行うものとする。

(17) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(18) ずり捨場の検討

受注者は、指定された位置を対象に、ずり捨場の概略検討を行い、その結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。なお、受注者は、設計図書の指示に基づき、ずり捨場の設計を行うものとする。

(19) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画とトンネル断面及び地質条件、地山分類と支保パターン・掘削方式ならびに坑門工の位置・形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(21) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）

- 3) 坑門工の位置、型式
- 4) 排水工、防水工、舗装工
- 5) 非常用施設計画
- 6) 施工計画及び仮設備計画
- 7) 施工中の計測計画
- 8) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 山岳トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (6) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (7) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (8) 対象地域の環境基準値
- (9) 交通量関連資料

第3節 シールドトンネル設計

第 6705 条 シールドトンネル設計の区分

1. シールドトンネル設計は、次の区分により行うものとする。

- (1) シールドトンネル予備設計
- (2) シールドトンネル詳細設計
- (3) 立坑予備設計
- (4) 立坑詳細設計

第 6706 条 シールドトンネル予備設計

1. 業務目的

シールドトンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基にトンネルの基本的な断面、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

シールドトンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の検討

受注者は、シールドトンネルの設計にあたり、交通運用面を考慮した上で、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件）
- 2) 地質条件
- 3) 二次覆工の必要性
- 4) 近接構造物との関連
- 5) 概略施工法（施工の安全性、環境条件、経済性）

- 6) 荷重条件と設計計算方法
- 7) 排水工等トンネル内附帯設備
- 8) 防災面からの構造検討（非常駐車帯、避難連絡坑等）

(5) 換気検討

受注者は、換気検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（5）に準ずるものとする。

(6) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(7) 設計計算

受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネル覆工厚、セグメント種類セグメント幅の決定を行うものとする。受注者は、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) 諸設備検討

受注者は、諸設備検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（9）に準ずるものとする。

(9) シールド機の検討

受注者は、設計計算により決定された覆土厚を有するシールド機に関し工事の安全性、施工性、経済性等の観点から、3 案程度の機種を対象に概略検討を行い、比較表を作成し、特質を整理のうえ、機種の決定を行うものとする。

(10) 発進・到達方法の検討

受注者は、決定したトンネル断面、地質条件、シールド機種を考慮したシールド機の発進・到達方法について、3 案程度を対象に検討を行い、比較案を作成し、特質を整理のうえ、到達・発進方法を決定するものとする。

(11) 概略施工設備計画

受注者は、協議資料作成について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（10）に準ずるものとする。

(12) 設計図

受注者は、関連道路設計で決定した平面・縦断線形及び当該設計の検討結果に基づき一般図（平面図、縦断図、主要断面図）を作成し、地質縦断図、地質柱状図、平面・縦断線形の諸元、近接構造物・地下埋設物等の関連施設及びトンネルの主要寸法を記入するものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 換気方式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) シールド機種選定の経緯
- 6) シールド機発進・到達方法選定の経緯
- 7) 概略施工計画
- 8) 非常用施設計画
- 9) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 10) 詳細設計にあたっての調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (4) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (5) 対象地域の環境基準値
- (6) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (7) 交通量関連資料
- (8) 地下埋設物関連資料

第 6707 条 シールドトンネル詳細設計

1. 業務目的

シールドトンネル詳細設計は予備設計で決定されたトンネル構造について、設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計及び地質調査資料等、既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

シールドトンネル詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、詳細設計は、シールドトンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第 6706 条シールドトンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（2）に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（3）に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、詳細設計にあたり、予備設計の検討結果と、その後の調査及び検討の結果を加味し、基本事項の確認を行うものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討
- 3) 地盤沈下の影響の検討
- 4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討
- 5) 危険物爆発時の影響検討

6) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

7) 小土被り区間の補助工法の検討

(6) 覆工設計

受注者は、地山条件、トンネル断面、施工方法及び特殊事項の検討結果等を考慮のうえ、工事の安全性、施工性及び経済性の観点から覆工の種類形状について以下の設計を行うものとする。

1) 一次覆工（セグメント）設計

受注者は、予備設計で決定されたセグメントについて、その妥当性を確認するとともに、セグメント製作のためのシール溝、コーキング溝、注入孔及びエレクトー用孔、及び継ぎ手等の構造細目を検討し、一次覆工の設計を行うものとする。

2) 二次覆工設計

受注者は、防水、防錆等を考慮のうえ、設定荷重条件下で十分な安全性が確保できる二次覆工設計を行うものとする。また縦断方向の不同沈下に対する検討を行い、安全性が確保できる設計を行うものとする。

(7) 防水工設計

受注者は、防水工設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の（7）に準ずるものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、予備設計で決定された排水工の形状・設置位置を基に、排水系統図を作成するとともに、排水施設の断面寸法等の設計を行うものとする。

(9) 床版工詳細設計

受注者は、交通荷重、設備荷重等を対象に、シールド内の床版工の設計を行うものとする。

(10) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の（9）に準ずるものとする。

(11) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の（10）に準ずるものとする。

(12) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の（11）に準ずるものとする。

(13) 発進・到達防護工設計

受注者は、予備設計において決定した発進・到達方法を基に、立坑接続部の防護工について設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、細部構造の設計を行うものとする。

(14) 仮設構造物設計

受注者は、予備設計で選定されたシールド機を基に、シールド機受台、反力壁及び作業床について、設計計算を行い、断面形状・寸法を決定し、監督職員と協議のうえ細部構造の設計を行うものとする。

(15) 設計図

受注者は、関連道路設計及び当該設計で決定した事項に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

1) トンネル位置図

2) 全体一般図（平面図、縦断図、断面図）平面、縦断線形諸元、近接構造物等との位置関係、地質縦断図、地質柱状図、トンネルの主要寸法を記入

3) トンネル標準断面図、構造図

4) セグメント構造詳細図

5) 裏込め注入工図

6) 防水工設計図

7) 排水工関係設計図

8) 床版工構造図

9) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

10) 発進・到達防護工詳細図

(16) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討結果を取りまとめて記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

- 1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械
- 2) 掘削土砂搬出計画
- 3) 概略工事工程計画
- 4) 施工ヤード計画
- 5) 工事中の交通処理計画
- 6) 工事中の計測計画
- 7) 施工にあたっての留意事項

(17) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す項目の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
- 2) 仮排水設備（計画立案）
- 3) 裏込め注入設備（計画立案）
- 4) 掘削土砂処理設備（計画立案）
- 5) 材料搬出入設備（計画立案）
- 6) 給水設備（容量算定）
- 7) 工所用電力設備（容量算定及び設備計画）
- 8) 汚濁水処理設備（容量算定）
- 9) スtockヤード（計画立案）
- 10) 工所用道路計画（概略検討）
- 11) 安全対策（計画立案）
- 12) 環境対策等（計画立案）

(18) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(19) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(20) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に換気方式、諸設備計画と断面形状及び地質条件、施工法と構造の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。
- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設備と施工法の確認を行い、その妥当性についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。防水工等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。

(21) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) トンネル諸元表（位置、平面線形、縦断線形、標準断面等）
- 3) 設計計算方法及び計算結果

- 4) 排水工、防水工、舗装工等
- 5) 非常用施設計画
- 6) 施工法概要
- 7) 発進・到達方法
- 8) 施工計画及び仮設備計画
- 9) 施工中の計測計画
- 10) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (5) 立坑予備設計報告書及び設計図面
- (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (7) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (8) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- (9) 立坑周辺の実測地形平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (10) 対象地域の環境基準値
- (11) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (12) 地下埋設物関連資料

第 6708 条 立坑予備設計

1. 業務目的

立坑予備設計は、シールドトンネル予備設計及び地質調査等関連資料を基に、シールドトンネル用立坑について、基本的な断面、換気方式及び施工法を決定するとともに詳細設計にあたり、必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

立坑予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（2）に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された計画位置・範囲、地質条件シールドトンネルの規模等、検討・設計上の基本的条件について確認を行うものとする。

(4) 基本事項の検討

受注者は、立坑の設計にあたり、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（シールドトンネル断面条件、立坑の目的、シールド機の規模等）
- 2) 立坑構造型式
- 3) 地質条件
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 昇降設備等立坑内附帯設備

(5) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(6) 設計計算

受注者は、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、立坑の断面形状・

寸法を決定するものとする。受注者は、設計図書に基づき、立坑の耐震検討を行うものとする。

(7) 諸設備検討

受注者は、設計図書に基づき、昇降、換気、照明、非常用施設等、立坑内諸設備計画及び受配電設備計画について概略検討を行うものとする。

(8) 仮設工及び施工法の検討

受注者は、計画位置の地形、地質、環境条件を考慮した、土留め壁等仮設工の種類、施工法について、3 案程度を対象に概略比較検討を行い、特質を整理のうえ、仮設工及び施工法の決定を行うものとする。なお、比較検討における土留め壁等、仮設構造物の断面寸法は、工事実績等既往の資料によるものとするが、用地の制約条件が厳しいところ等では、設計図書に基づき、概略の計算を行い求めるものとする。

(9) 概略施工設備計画

受注者は、立坑規模、施工法、地形及び環境条件を考慮した施工設備及び施工ヤードについて概略検討を行うものとする。

(10) 設計図

受注者は、検討結果に基づき立坑の一般図（平面図、断面図）を作成しシールドトンネル本体との関係、地下埋設物、重要近接構造物、立坑主要寸法及び地質柱状図を記入するとともに、土留め壁等仮設構造物の概略設計図を作成するものとする。

(11) 立坑上部建屋の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について概略検討を行うものとする。

(12) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の概略景観検討を行うものとする。

(13) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(14) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の（15）に準ずるものとする。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑内空寸法諸元
- 3) 立坑構造型式選定の経緯
- 4) 設計計算方法及び計算結果
- 5) 概略施工計画
- 6) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 7) 詳細設計にあたっての必要調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (5) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (6) 対象地域の環境基準値
- (7) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (8) 地下埋設物関連資料

第 6709 条 立坑詳細設計

1. 業務目的

立坑詳細設計は、立坑予備設計で決定された立坑構造について、設計図書に示される条件、地質調査等既存の関連資料を基に、シールドトンネル用立坑の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

立坑詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、立坑予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の立坑においては、設計図書に定める検討・設計について第 6708 条立坑予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6708 条立坑予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、基本事項の確認について、第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地盤沈下の影響の検討
- 3) 将来の近接施工が当該立坑に及ぼす影響の検討
- 4) 当該立坑施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(6) 立坑本体設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し下記段階を対象として設計計算を行い立坑本体の設計を行うものとする。

- 1) 施工段階
- 2) 完成時

(7) 防水工設計

受注者は、立坑内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(8) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(10) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(11) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、下記に示す仮設構造物の設計を行うものとする。

- 1) 土留め工設計

受注者は、予備設計で選定された土留め型式を対象に、地形地質、周辺の建物・用地及び地下埋設物を考慮して必要箇所を選定し、設計計算を行い、主断面及び構造細部の寸法を決定し、監督職員と協議のうえ土留め壁を設計するものとする。

2) 路面等覆工設計

受注者は、立坑箇所の地表状況（交通状況、環境状況等）を考慮のうえ、施工時の施工性、安全性、経済性に配慮した 3 案程度の覆工を選定し比較検討を行い、特質を整理し、監督職員と協議のうえ、覆工型式を決定するとともに、設計計算を行い、構造細部の設計を行うものとする。

(13) 座標計算

受注者は、貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図に基づき、当該構造物及び仮設構造物の必要箇所について座標計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(14) 設計図

受注者は、設計図について、第 6513 条シールド共同溝立坑詳細設計第 2 項の（11）に準ずるものとする。

(15) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 6513 条シールド共同溝立坑詳細設計第 2 項の（12）に準ずるものとする。

(16) 仮設備計画

受注者は、立坑施工に伴う仮設備について、必要に応じて、下記に示す事項の検討及び計画を行うとともに、参考図を作成するものとする。

- 1) 工事中の換気設備（換気容量の算定及び設備計画）
- 2) 工事中の仮排水設備（計画立案）
- 3) 工事中電力設備（容量の算定及び設備計画）
- 4) 給水設備（容量算定）
- 5) 汚濁水処理設備（計画立案）
- 6) 掘削土砂処理設備（計画立案）
- 7) 資材搬出入設備
- 8) 型枠支保工（一般図）
- 9) スtockヤード（計画立案）
- 10) 工事中道路計画（概略検討）
- 11) 安全対策（計画立案）
- 12) 環境対策（計画立案）

(17) 立坑上部建屋の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔等立坑上部の建屋について検討を行うものとする。

(18) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、立坑上部の建屋の景観検討を行うものとする。

(19) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(20) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果（4）に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(21) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の（20）に準ずるものとする。

(22) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 立坑寸法諸元表
- 3) 設計計算方法及び計算結果

- 4) 施工法概要
- 5) 仮設構造物諸元表
- 6) 仮設構造物設計計算方法及び計算結果
- 7) 施工計画及び仮設備計画
- 8) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図書
- (2) 道路詳細設計報告書及び設計図面
- (3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (4) 立坑予備設計報告書及び設計計算
- (5) シールドトンネル予備設計報告書及び設計図面
- (6) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (7) 地形測量図（平面図、縦断図、横断図）
- (8) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物）
- (9) 対象地域の環境基準値
- (10) 対象地域の都市計画図及び用途地域図
- (11) 地下埋設物関連資料
- (12) 交通関連資料

第4節 開削トンネル設計

第 6710 条 開削トンネル設計の区分

1. 開削トンネル設計は次の区分により行うものとする。

- (1) 開削トンネル予備設計
- (2) 開削トンネル詳細設計

第 6711 条 開削トンネル予備設計

1. 業務目的

開削トンネル予備設計は、地質調査資料及び道路予備設計等、既存の関連資料を基に、トンネルの基本的な断面、坑口位置、換気方式、施工法及び用地幅を決定するとともに、詳細設計にあたり必要な調査及び留意事項を抽出することを目的とする。

2. 業務内容

開削トンネル予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の検討

受注者は、開削トンネルの設計にあたり、交通運用面配慮した上で、下記に示す事項について技術的検討を加えるものとする。

- 1) 内空断面（幅員構成、建築限界、換気等諸設備条件）
- 2) 地質条件
- 3) 近接構造物との関連
- 4) 荷重条件及び設計計算方法
- 5) 排水工等トンネル内附帯設備

6) 現況道路状況、交通状況及び沿道状況

(5) 換気検討

受注者は、換気検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(5)に準ずるものとする。

(6) 特殊事項の検討

受注者は、特殊事項の検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(7) 設計計算

受注者は、トンネルの主要断面について、基本事項の検討結果を基に、概略設計計算及び概略断面検討を行い、トンネルの断面形状・寸法の決定を行うものとする。また、設計図書に基づき、トンネルの耐震検討や縦断方向の構造検討を行うものとする。

(8) 基礎工の検討

受注者は、設計図書に基づき、対象地盤の特性、安定性、施工性、経済性を考慮した基礎工 3 案を選定し、各案について概略構造計算を行い、比較検討のうえ基礎工の種類及び規模を決定するものとする。

(9) 諸設備検討

受注者は、諸設備検討について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(9)に準ずるものとする。

(10) 仮設工及び施工法の検討

受注者は、第 6708 条立坑予備設計第 2 項の(8)に示される検討に加え、以下の検討を行うものとする。また、施工時に交通支障があると判断される場合、概略工事工程を立案し、基本的な交通処理計画を検討するとともに、施工計画書を作成するものとする。

(11) 概略施工設備計画

受注者は、概略施工設備計画について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(12) 設計図

受注者は、第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の(12)に示される設計図に加え、交通処理基本計画図、仮設標準断面図を作成するものとする。

(13) 換気塔の検討

受注者は、設計図書に基づき、換気塔の位置及び規模の概略検討を行うものとする。

(14) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(15) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(16) 概算工事費

受注者は、比較案それぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(17) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査をするものとする。なお、照査項目は第 6706 条シールドトンネル予備設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(18) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) トンネル諸元表(位置、平面線形、縦断線形、標準断面等)

3) 換気方式選定の経緯

4) 当該構造物型式選定の経緯

5) 設計計算方法及び計算結果

6) 概略施工計画

- 7) 非常用施設計画
- 8) 設計図書に基づき実施した検討・設計
- 9) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面
- (3) 地形測量図（平面図、縦断面図、横断面図）
- (4) 地上施設等調査資料（道路、基礎含む建造物等）
- (5) 交通量関連資料
- (6) 地下埋設物関連資料

第 6712 条 開削トンネル詳細設計

1. 業務目的

開削トンネル詳細設計は、予備設計で決定されたトンネル構造について設計図書に示される条件、関連道路設計、トンネル設備予備設計、地質調査資料等既存の関連資料を基に、トンネルの工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

開削トンネル詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。なお、詳細設計は、開削トンネル予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施のトンネルにおいては、設計図書に定める検討・設計項目について第 6711 条開削トンネル予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 基本事項の確認

受注者は、基本事項の確認について、第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の(4)に準ずる他、予備設計報告書 9) 詳細設計にあたって調査及び留意事項によるものとする。

(5) 特殊事項の検討

受注者は、設計図書に基づき、下記に示す事項に技術的検討を加えるものとする。

- 1) 軟弱地盤等における耐震検討
- 2) 地質・構造条件の変化部分等におけるトンネル縦断方向の構造検討
- 3) 地盤沈下の影響の検討
- 4) 将来の近接施工が当該トンネルに及ぼす影響の検討
- 5) 当該トンネルの施工が既設構造物に与える影響と対策の検討

(6) 本体工設計

受注者は、予備設計で決定した主構造の断面形状・寸法を基に、細部構造の検討を行うとともに、特殊事項も考慮した荷重条件を設定し、設計計算を行い、開削トンネル本体工を設計するものとする。

(7) 基礎工設計

受注者は、設計図書に基づき、予備設計で決定した基礎工に対し、設計計算を行い、基礎工の形状・寸法及び規模を決定し、基礎工の設計をするものとする。

(8) 防水工設計

受注者は、トンネル内への漏水を防ぐための防水工の設計を行うものとする。

(9) 排水工設計

受注者は、排水工設計について、第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の (8) に準ずるものとする。

(10) 舗装工設計

受注者は、舗装工設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (9) に準ずるものとする。

(11) 非常用施設設計

受注者は、非常用施設設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

(12) 内装設備設計

受注者は、内装設備設計について、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (11) に準ずるものとする。

(13) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 6709 条立坑詳細設計第 2 項の (12) に準ずるものとする。

(14) 交通処理計画

受注者は、設計図書に基づき、交通処理計画を行うとともに、施工段階毎の交通処理計画図を作成するものとする。

(15) 座標計算

受注者は、座標計算について、第 6513 条シールド共同溝立坑詳細設計第 2 項の (10) に準ずるものとする。

(16) 設計図

受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を作成するものとする。

1) 位置図

2) 一般図 (平面図、縦断面図、断面図) 平面・縦断面線形諸元、近接構造物、土質縦断面図、土質柱状図、トンネルの主要寸法

3) トンネル標準断面図

4) 構造一般図、配筋図

5) 継手詳細図

6) 防水工設計図

7) 排水工設計図

8) 非常用施設配置図及び箱抜き詳細図

9) 仮設構造物一般図及び詳細図

(17) 施工計画

受注者は、下記に示す事項に関する検討結果を取りまとめ記載した施工計画書を作成するとともに、必要に応じて参考図を作成するものとする。

1) トンネルの施工方法、施工順序及び施工機械

2) 掘削土砂搬出計画

3) 概略工事工程計画

4) 施工ヤード計画

5) 工事中の交通処理計画

6) 工事中の計測計画

7) 施工にあたっての留意事項

(18) 仮設備計画

受注者は、トンネル施工に伴う仮設備について、必要に応じ下記に示す事項の検討を行うとともに、参考図を作成するものとする。

1) 仮排水設備 (計画立案)

2) 掘削土砂処理設備 (計画立案)

3) 資材搬出入設備 (計画立案)

4) 工事用電力設備 (容量の算定及び設備計画)

5) 汚濁水処理設備 (容量算定)

6) ストックヤード (計画立案)

7) 工事用道路計画 (概略検討)

8) 安全対策 (計画立案)

9) 環境対策 (計画立案)

(19) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、第 6704 条山岳トンネル詳細設計第 2 項の (16) に準ずるものとする。

(20) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の (6) に準ずるものとする。

(21) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果 (4) に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(22) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。なお、照査項目は第 6707 条シールドトンネル詳細設計第 2 項の (20) に準ずるものとする。

(23) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 道路・鉄道との交差、河川の横過条件等のコントロールポイント

3) トンネル諸元表 (位置、平面線形、縦断線形、内空断面、標準断面)

4) 設計計算方法及び計算結果

5) 排水工、防水工、舗装工等

6) 非常用施設計画

7) 施工法概要

8) 仮設構造物諸元表

9) 仮設構造物計算方法及び計算結果

10) 施工計画及び仮設備計画

11) 工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路予備設計報告書及び設計図面

(2) 道路詳細設計報告書及び設計図面

(3) 地質調査報告書及び地質断面図等の関連図面

(4) 開削トンネル予備設計報告書及び設計図面

(5) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面

(6) 地形測量図 (平面図、縦断図、横断図)

(7) 地上施設等調査資料 (道路、基礎含む建造物)

(8) 対象地域の環境基準値

(9) 対象地域の都市計画図及び用途地域図

(10) 地下埋設物資料

(11) 交通関連資料

第 5 節 トンネル設備設計

第 6713 条 トンネル設備設計の区分

1. トンネル設備設計は、次の区分により行うものとする。

(1) トンネル設備予備設計

(2) トンネル設備詳細設計

第 6714 条 トンネル設備予備設計

1. 業務目的

トンネル設備予備設計は、関連道路設計、トンネル予備設計及び既存の関連資料を基に、換気設備、非常用設備、受配電設備の容量規模の算出とそれに基づく換気所、電気室、ポンプ室の位置・規模等の検討を行い、トンネルの基本的構造決定の資料を作成するとともに、設備詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。なお、設計図書に指示のある場合は、管理体制についても検討する。

2. 業務内容

トンネル設備予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) トンネル換気設備設計

受注者は、トンネル予備設計で選定された換気方式を基に以下に示す項目について検討するものとする。

1) 換気風量計算

設計図書に指示のある場合は、発注者の提示する交通条件に基づき、換気基準により当該トンネルの風量計算を行うものとする。

2) 換気機の仕様検討

受注者は、換気方式に適合した換気機の仕様について、型式、必要台数と風量、全風圧、口径及び所要動力の算定等を行い、結果を整理のうえ、換気機の仕様を決定するものとする。

3) 補助機器の選定及び換気所等規模の検討

受注者は、換気機仕様を考慮した、ダンパー、電動機、設備搬入・搬出装置等の選定を行い、換気所、電気室の概略規模の算定を行うものとする。また、設計図書に指示のある場合は、集じん処理装置、消音装置を含めるものとする。

4) ダクト計画、その他

受注者は、決定した換気所、電気室の概略規模に基づき、換気機からトンネル内部に至る換気ダクトの計画を行うとともに、電源設備から換気機までの配電計画を行い、その内容をとりまとめ、基本的な計画案を作成するものとする。

(5) 環境関係設備設計

受注者は、以下に示す項目について検討するものとする。

1) 集じん処理装置設計

受注者は、設計図書に示される条件を基に、集じん機室内に設置する集じん処理装置について、集じん処理量、処理方式及び据付方法等の基本的事項に、技術的、経済的及び維持・管理の難易度の点での検討を加え、結果を整理のうえ、集じん処理装置の基本計画を作成するものとする。

2) 消音装置設計

受注者は、設計図書に示される条件を基に、トンネル坑口又は換気所に設置する消音装置について、装置の種類、仕様及び据付方法等の基本的事項に、技術的、経済的及び維持・管理の難易度の点での検討を加え、結果を整理のうえ、消音装置の基本計画を作成するものとする。

(6) トンネル非常用設備設計

受注者は、設計図書に示されたトンネル延長及び交通量を基に、トンネル等級を決定し、等級毎に指定される設備について、維持・管理、運用面を考慮した配置計画及び設備規模の検討を行い、設備規模の決定、配置計画を行うものとする。

(7) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、トンネル内の排水について、排水量の算定を行い、排水管、排水槽容量、ポンプ設備の配置計画及び電気設備容量の検討を行い、結果を整理のうえ、排水設備

の規模の決定を行うものとする。

(8) 受配電・自家発電設備設計

受注者は、トンネル周辺及びトンネル内に設置される諸設備に電源供給するための受配電・自家・発電設備について、諸設備の必要電力を考慮した受電容量と電圧及び自家発電機容量の基本方針をとりまとめ、受変電室発電機室の規模を検討のうえ、設備方式、規模の決定を行うものとする。

(9) 設計図

受注者は、決定した設備仕様に関し、必要に応じて設備概要図、概略系統図、配置計画図、箱抜寸法図等を作成するものとする。

(10) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(11) 概算工事費

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき、概算工事費を算定するものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計仕様、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 設備方式等の選定経緯
- 3) 設備容量・規模及び機器概略仕様
- 4) 換気所、電気室、ポンプ室等配置計画
- 5) 概略システム系統、配線・配管系統
- 6) 機器配置計画
- 7) 先行土木工事で対応すべき事項
- 8) 詳細設計にあたっての必要な調査及び留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 道路予備設計報告書及び設計図面
- (2) トンネル予備設計報告書及び設計図面
- (3) 地形平面図(縮尺 1/1,000)
- (4) 坑門工周辺の実測地形平面図(縮尺 1/100 ~ 1/500)

第 6715 条 トンネル設備詳細設計

1. 業務目的

トンネル設備詳細設計は、予備設計で決定された設備の計画について、設計図書に示される条件、トンネル詳細設計及び関連機関との協議結果等に基づき、トンネル設備の工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

トンネル設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。なお、詳細設計は、トンネル設備予備設計が実施されていることを前提としており、予備設計未実施の設備設計においては、設計図書に定める検討・設計項目について第 6714 条トンネル設備予備設計に準じた検討・設計を行い、詳細設計を行うものとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(2)に準じるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6703 条山岳トンネル予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) トンネル換気設備設計

受注者は、設計図書に示された条件、トンネル予備設計で決定された条件、換気方式を基に、以下に示す事項の検討・設計を行うものとする。

1) ジェットファン設備設計

受注者は、ジェットファンのみによる縦流換気方式で所定の換気が可能なトンネルについて、算定された所要換気量に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者への影響度を加味して、対象となるジェットファンの口径毎の必要台数、設備動力、制御方式及び維持管理面での経済性の比較検討を行い、結果を整理のうえ、ジェットファンの仕様の決定と配置計画、機器の取付方法、段階建設の設計を行うものとする。

2) 換気システム設計

受注者は、トンネル予備設計において選定された立抗集中排気、集じん機方式等換気方式を基に、渋滞時、火災時における検討及び歩行者への影響度を加味して、所定の圧力計算を行い、換気区分、換気機設置台数を検討し、換気システムを決定するものとする。

3) 換気機・補助機器の設計

受注者は、予備設計の検討結果を基に、換気機・補助機器について、土木計画を加味した配置計画を行うとともに、使用材料を選定し、詳細な仕様を決定するものとする。

4) 制御方式の検討

受注者は、換気機の運転方法及び制御方式について、制御段階、経済運転の方法、換気機の起動方法及び他設備との整合性を検討のうえ、制御方式を決定するものとする。

5) 換気機据付の設計

受注者は、換気機・補助機器の仕様に基づき、機器配置及び配線、配管、ピット等、機器の基礎、搬出入装置の取付方法及びダクトとの取合わせに留意した据付図を作成するものとする。

6) その他

受注者は、火災時における排煙対策を検討するとともに、電源設備から換気機までの配電計画、線渠材と電線ケーブルの選定、配線、配管図を作成するものとする。また、電線路の配電計画については電圧降下計算を行い、仕様を決定し、設計するものとする。

(5) 計測設備設計

受注者は、設計図書に示された設計条件の基で、下記に示す装置路について、装置の選定及び仕様、道路埋設又は側設置機器の配置及び設置方法、換気設備等諸設備との受渡し及び取合わせ等を検討し、結果を整理のうえ、配管・配線図、機器設置図及び据付図を作成するものとする。

1) 一酸化炭素検出装置

2) 煙霧透過率測定装置

3) 風向風速計

4) 車種選別計数装置

(6) 環境関係設備設計

受注者は、設計図書に示された設計条件に基づき、下記に示す項目について設計を行うものとする。

1) 集じん処理装置設計

受注者は、設備予備設計において決定された計画を基に、集じん機室内における処理装置、補助機器の設置位置及び据付方法の検討を行い、各機器の合理的な配置計画を行うものとする。

2) 消音装置設計

受注者は、設備予備設計で決定した基本計画を基に、消音機器の構造及び効果、構造・材料の選定及び仕様について、技術的、経済的検討を加え、合理的な配置計画を行うものとする。

(7) トンネル非常用設備設計

受注者は、設計図書に示された条件に基づいて、下記に示す項目について設計するものとする。

1) トンネル等級区分及び機器割付計画の確認

受注者は、設備予備設計の決定事項を基に、土木工事の進捗状況を加味し、配置計画の確認を行い、設備計画を決定するものとする。

2) 通報・警報設備設計

受注者は、通報・警報設備について、機器の選定及び仕様、伝送方式電線・ケーブルの選定と仕様及び配置計画の検討を行い、合理的な通報・警報設備計画を行うとともに、割付図、取付詳細図及び配線図を作成するものとする。

3) 消火・水噴霧設備設計

受注者は、トンネル内に発生した火災の初期消火のための消火設備及び火災発生時の火勢を抑制するとともに、火災の拡大を防ぐための水噴霧設備について、配置計画を行い、それに基づく、管路系統と管径の計画及び流量計算結果を整理のうえ、機器の選定と仕様、取付方法、配置図及び配線図の作成、配管方式、管材料の選定を行い、合理的な消火・水噴霧設備設計を行うものとする。なお、消火用水が必要な場合は、用水の確保について検討しておくものとする。

4) 取水・配水設備設計

受注者は、消火設備等に配水する配水管及びポンプ設備について、配管方式・配管径の計画と、それに基づく流量計算、使用ポンプ類の選定と仕様について技術的、経済的及び維持管理上の検討を加え、管材料の選定とポンプ室配置計画を行い、ポンプ類の取付図、配置図、配線図を作成するものとする。

5) 水槽及びポンプ据付の検討及び設計

受注者は、トンネル内設備に給水する水源の貯水槽（主水槽）加圧ポンプの呼水用として使用する呼水槽及びポンプ室について、容量と規模、ポンプ据付方法に技術的、経済的検討を加え、水槽、ポンプの選定と仕様の決定及び据付の設計をするものとする。

6) 制御系統設計

受注者は、各非常用設備の制御系統に関して、自動及び手動通報設備水噴霧設備、ポンプの運転・停止等の制御、表示方法の検討並びに換気設備の遠制装置等、その他の諸設備との受渡し及び取合わせ項目の検討を行い、合理的な制御系統の設計を行うものとする。

(8) 排水設備設計

受注者は、設計図書に基づき、設備予備設計で決定された排水設備について、配線、配管及び配電計画を行い、それに基づき排水設備設計を行うものとする。

(9) 受配電設備、自家発電設備設計

受注者は、設備予備設計で決定した受配電設備及び自家発電設備の方式、規模を基に、下記に示す検討、設計を行うものとする。

1) 受配電設備設計

受注者は、設備予備設計の決定事項に、その後の検討で生じた設備の必要電力量を加味し、受電容量・電圧を算定し、受電地点の選定、引込方法及び主回路結線方式を検討のうえ、使用主機器の選定を行うとともに、受変電室規模についてとりまとめるものとする。

2) 自家発電設備設計

受注者は、トンネル周辺及びトンネル内諸設備の運転状態を考慮した自家発電方式及び容量の検討を行うとともに、必要に応じて、無停電電源装置の検討を行い、使用機器を選定し、自家発電設備の設計を行うものとする。

(10) 照明設備設計

受注者は、トンネル延長、道路線形、野外輝度、設計速度、交通量等を勘案のうえトンネル内一般部（基本照明）、増灯部（緩和照明）及び坑口付近の道路照明用灯具として 3 案を選定し、周辺への影響、経済性、輝度均斉度及び維持管理面での比較を行い、結果を整理のうえ、灯具及び機器の選定と仕様の決定を行うとともに、配線、取付方法及び配電図の作成、電線、ケーブルの選定と仕様の決定及び電路図の作成、時刻・天候による制御が可能な自動点滅装置等のトンネル照明設備

設計を行うものとする。また、停電時のトンネル内部の危険防止のための非常時照明についても設計するものとする。

(11) 遠方監視制御設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に点在する諸設備の運転状況及び状態変化を管理事務所等で監視、制御するための遠方監視制御設備として、トンネル及び道路の各設備を対象に、監視・制御テレメータ項目・方式の設定、伝送方式と伝送路、各種の機器使用、所内テレメータ及びデータ処理の方法について技術的検討を行い、機器の決定、機器配置及び所要室内面積の算定を行うものとする。

(12) ITV 設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に、トンネル内の監視、道路交通流あるいは気象状況等の監視設備として、ITV カメラの配置、制御機器・伝送機器の配置、各機器の仕様、制御装置、伝送方式、伝送路について、建築及びその他関連諸設計との取合わせを考慮のうえ、技術的、経済的、維持管理上の検討を行い、結果を整理のうえ、ITV 設備の設計をするものとする。

(13) トンネル再放送設備設計

受注者は、設計図書に基づき、指定された設計条件の基に、トンネル内の通行車両に対する、ラジオ放送の再送信及び事故・渋滞時等緊急時の放送を行うための設備として、受信空中線位置、伝送路、各種機器の仕様及び機器配置、誘導線路についての検討を行い、トンネル再放送設備の設計を行うものとする。

(14) 設計図

受注者は、当該設計の検討結果に基づき、設備系統図、配置図、割付図据付図、外形寸法図等を作成するものとする。

(15) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(16) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(17) 工事設計図書作成

受注者は、設計図書に基づき、工事区分に応じた、工事設計図書を作成するものとする。

(18) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 設計条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に換気設備、非常用設備、排水設備、電力設備、照明設備等諸設備の整合が適切にとれているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計仕様、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(19) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) トンネル諸元表

3) 各設備のシステム系統図、配線・配管系統図

4) 設備容量・規模及び機器仕様一覧表

5) 換気所、電気室、ポンプ室等の内部機器配置図及び機器取付図

6) 設備工事実施にあたっての留意事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路詳細設計報告書及び設計図面

- (2) トンネル詳細設計報告書及び設計図面
- (3) トンネル設備予備設計報告書及び設計図面
- (4) 地形平面図（縮尺 1/1,000）
- (5) 坑門工周辺の実測地形平面図（縮尺 1/100～1/500）

第6節 成果物

第 6716 条 成果物

受注者は、表 6.7.1～表 6.7.10 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6.7.1 山岳トンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
山岳トンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断面図	V=1:200, H=1:1000 又は V=1:100, H=1:500	
		地質平面・縦断面図	V=1:200, H=1:1000 又は V=1:100, H=1:500	着色
		トンネル標準断面図	1:50	
		坑門工一般図	1:50～1:500	
		その他参考図	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		概略施工設備計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.2 山岳トンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
山岳トンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000 ~ 1:50000	市販地図等
		平面図	1:1000	
		縦断図	V=1:200 H=1:1000 又は V=1:100 H=1:500	
		地質平面・縦断図	V=1:200 H=1:1000 又は V=1:100 H=1:500	着色
		トンネル標準断面図	1:50	
		支保工詳細図	適宜	
		本体工補強鉄筋図	1:50 ~ 1:100	
		坑門工一般図	1:50 ~ 1:500	
		坑門工構造詳細図	適宜	
		排水系統図	1:500 又は 1:1000	
		排水工詳細図	適宜	
		防水工等図	適宜	
		舗装工詳細図	適宜	
		非常用施設割付図	適宜	
		非常用施設箱板詳細図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		施工設備計画書	-	
		工事中の計測計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.3 シールドトンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
シールドトンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000 ~ 1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:2500	
		標準断面図	適宜	
		セグメント構造一般図	1:20	
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		概略施工設備計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.4 シールドトンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
シールドトンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		全体一般図	1:2500	
		道路線形図	1:2500	
		標準横断面図	1:100	
		地質・土質縦断面図	V=1:200 H=1:1000 又は V=1:100 H=1:500	着色
		標準断面図	適宜	
		排水系統図	1:500 又は 1:1000	
		切ノミ配置図	適宜	
		切ノミ構造一般図	1:20	
		切ノミ配筋図	1:10	
		二次覆工配筋図	1:50	
		排水工詳細図	適宜	
		舗装工詳細図	適宜	
		構造物詳細図	適宜	
		仮設工詳細図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		施工計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.5 立坑予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
立坑予備設計	設計図	位置図	1:25000	市販地図等
		全体一般図	1:200～1:500	
		構造一般図	1:50～1:100	
		仮設構造物一般図	適宜	
		主鉄筋配筋図	1:50～1:100	
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		概略施工設備計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.6 立坑詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
立坑詳細設計	設計図	位置図	1:25000	市販地図等
		全体一般図	1:200～1:500	
		構造一般図	1:50～1:100	
		構造詳細図	適宜	
		仮設構造物一般図	適宜	
		仮設構造物詳細図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		座標計算書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		施工計画書	-	
		施工設備計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.7 開削トンネル予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
開削トンネル予備設計	設計図	位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:200～1:500	
		標準断面図	1:100	
		仮設計画図	1:200～1:500	
		交通処理基本計画図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		概略施工設備計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.8 開削トンネル詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
開削トンネル詳細設計	設計図	位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:200～1:500	
		線形図	1:2500	
		トンネル標準断面図	1:100	
		構造一般図	1:50～1:200	
		構造詳細図	1:20～1:100	
		仮設工一般図	1:50～1:500	
		仮設工詳細図	適宜	
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		座標計算書	-	
		施工設備計画書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.9 トンネル設備予備設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
トンネル設備予備設計	設計図	トンネル位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		システム系統図	適宜	
		機器配置図 換気所・ポンプ室 集じん室	適宜	
		坑口廻り 機器配置配線図	適宜	
		機器割付図	適宜	非常用
		機器据付図	適宜	
		配線系統図	適宜	
		制御系統図	適宜	
		単線結線図	適宜	受配電
		貯水槽計画図	適宜	非常用排水
		その他参考図等	適宜	
	概算工事費	数量計算書	-	
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	
		検討書	-	
		設計計算書	-	
		その他参考資料等	-	

表 6.7.10 トンネル設備詳細設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮尺	摘要
トンネル設備詳細設計	設計図	トンネル位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		システム系統図	適宜	
		機器配置図 換気所・ポンプ室 集じん室	適宜	
		坑口廻り 機器配置配線図	適宜	
		機器割付図	適宜	非常用
		機器据付図	適宜	
		機器外形寸法図	適宜	換気
		機器組立断面図	適宜	
		配線系統図	適宜	
		機器配線図	適宜	
		制御系統図	適宜	
		盤類参考図	適宜	
		単線結線図	適宜	受配電
		緩和照明曲線図	適宜	照明
		水噴霧枝管敷設図	適宜	非常用
		排水本管敷設図	適宜	非常用
		電線・ハトホル敷設図	適宜	
		貯水槽計画図	適宜	非常用排水
		その他参考図等	適宜	
	数量計算	数量計算書	-	
	報告書	設計概要書	-	
		設計計算書	-	
		検討書	-	
		その他参考資料等	-	

第8章 橋梁設計

第1節 橋梁設計の種類

第6801条 橋梁設計の種類

橋梁設計の種類は以下のとおりとする。

- (1) 橋梁設計
- (2) 橋梁拡幅設計
- (3) 橋梁補強設計

第2節 橋梁設計

橋梁設計は、新規に橋梁を建設又は架替えに際して実施する橋梁の設計に適用する。

第6802条 橋梁設計の区分

橋梁設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁予備設計
- (2) 橋梁詳細設計

第6803条 橋梁予備設計

1. 業務目的

橋梁予備設計は、設計図書、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁予備設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、架橋地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された道路の幾何構造、荷重条件等設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 橋梁形式比較案の選定

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合など総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案3案を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する橋梁形式比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（安定性、耐震性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 設計計算

受注者は、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構等の決定を行うものとする。

る。下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。

(7) 設計図

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、鉄道、道路、河川との関連、建築限界及び河川改修断面図等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法のみとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁形式の選定に必要な概略の景観検討を行うものとする。

(9) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の（6）に準ずるものとする。

(10) 概算工事費

受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果（5）に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 橋梁形式比較一覧表の作成

受注者は、橋梁形式比較案に関する検討結果をまとめ、橋梁形式比較一覧表を作成するものとする。

橋梁形式比較一覧表には一般図（側面図、上下部工及び基礎工断面図）を記入するほか、（5）で実施した技術的特徴、課題を列記し、各橋梁形式比較案の評価を行い、最適橋梁形式案を明示するものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式の選定理由

3) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント

4) 主要部材の概略数量

5) 概算工事費

6) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果

7) 橋梁形式比較一覧表

8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 道路概略設計報告書

(2) 道路予備設計報告書

(3) 地質調査報告書

(4) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）

(5) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）

(6) 周辺施設（既設、計画）に関する資料

(7) 環境影響評価報告書

第 6804 条 橋梁詳細設計

1. 業務目的

橋梁詳細設計は、予備設計で決定された橋梁形式について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁詳細設計の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は、使用材料、地盤定数、支承条件、構造細目、付属物の形式など詳細設計に当たり必要な設計の細部条件について技術的検討を加えたうえで、これを当該設計用に整理するとともに適用基準との整合を図り確認を行うものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算にあたり、橋梁予備設計で決定された橋梁形式の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。なお、鋼橋の設計を行う場合は、疲労の検討を行うものとする。

1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置、落橋防止、その他付属物等

2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び基礎本体等

(6) 設計図

受注者は、橋梁位置図、一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、特記仕様書又は数量総括表に定めのある場合には、橋梁細部構造の決定に必要な景観検討を行うものとする。

(9) 動的照査

受注者は、設計図書に基づき、動的照査を行うものとする。

(10) 座標計算

受注者は、発注者から貸与された道路線形計算書、平面及び縦断線形図等に基づき、当該構造物の必要箇所（橋台、橋座、支承面、下部工、基礎工等）について、線形計算を行い、平面座標及び縦断計画高を求めるものとする。

(11) 架設計画

受注者は、上部工の架設計画について、現地の立地条件及び輸送・搬入条件等を基に、詳細な架設計画を行うものとする。

(12) 仮設構造物設計

受注者は、設計図書に基づき、上部工施工時及び下部工施工時の仮設構造物の設計を行うものとする。

(13) 仮橋設計

受注者は、設計図書に基づき、仮橋の設計を行うものとする。なお仮橋、仮棧橋の詳細設計は、設計計画、設計計算、設計図、数量計算、照査、報告書作成の業務内容を行うものとする。

(14) 橋梁付属物等の設計

受注者は、設計図書に基づき、道路標識、照明、添架物、遮音壁等の橋梁付属物の設計を行うものとする。

(15) 施工計画

受注者は、構造物の規模、道路・鉄道の交差条件、河川の渡河条件及び、計画工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画、仮設備計画等、工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。なお、施工計画書には設計と不可分な施工上の留意点について取りまとめ、記載するものとする。

(16) 関係機関との協議資料作成

受注者は、協議資料作成について、第 6403 条道路概略設計第 2 項の(6)に準ずるものとする。

(17) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取り扱いについて整合性の照査を行う。

(18) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく橋梁形式決定の経緯
- 3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント
- 5) 上部工主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括
- 7) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 橋梁予備設計成果
- (2) 道路線形計算書
- (3) 実測平面図(縮尺 1/200 ~ 1/500)
- (4) 実測縦横断面図(縮尺 1/100 ~ 1/200)
- (5) 道路等詳細設計成果関連部分
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設(既設、計画)に関する資料
- (8) 幅杭設計成果
- (9) 環境影響評価報告書

第3節 橋梁拡張設計

橋梁拡幅設計は、橋梁の車線増設、橋詰め改良、歩道増設及び路肩改良等既設橋梁の拡幅設計に適用する。

第 6805 条 橋梁拡幅設計の区分

橋梁拡幅設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁拡幅予備設計
- (2) 橋梁拡幅詳細設計

第 6806 条 橋梁拡幅予備設計

1. 業務目的

橋梁拡幅予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、拡幅の目的に沿った上部工、下部工及び基礎工について拡幅方法・拡幅形式（以下「拡幅工法」と称する）の比較検討を行い、最適拡幅工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁拡幅予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、設計対象地点の現地踏査を行い、設計図書に基づいた設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。また、地形・地質等の自然状況、沿道・交差・用地条件等の周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況を把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 拡幅工法比較案の選定

受注者は、拡幅構造としてふさわしい橋梁拡幅案数案について、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(5) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する拡幅工法比較案に対して、下記に示す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

- 1) 構造特性（拡幅構造の安定性、走行性）
- 2) 施工性（施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）
- 3) 経済性
- 4) 維持管理（耐久性、管理の難易性）
- 5) 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(6) 復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、竣工時点の基準に基づいた復元設計を行い、拡幅設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(7) 設計計算

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、既設部・拡幅部の主要構造部材の概算応力計算及び概略断面検討を行い、拡幅部材の決定を行うものとする。

(8) 設計図

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、拡幅部材の主要断面形状、拡幅工法の判る一般図及び拡幅部材の基本構造図を作成するものとする。

(9) 概算工事費

受注者は、拡幅工法比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(10) 拡幅工法比較一覧表の作成

受注者は、拡幅工法比較案に関する検討結果をまとめ、拡幅工法比較一覧表を作成するものとする。

る。拡幅工法比較一覧表には、拡幅に関する部材の主要断面形状を記入するほか、(5)で実施した技術的特徴、課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適拡幅工法案を明示するものとする。

(11) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置、及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(12) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 工法比較案毎に拡幅工法及びその工法の選定理由

3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面

4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果

5) 主要材料の概略数量

6) 概算工事費

7) 拡幅工法比較一覧表

8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 既設橋梁位置図

(2) 既設橋梁の設計成果

(3) 実測平面図(縮尺 1/200 ~ 1/500)

(4) 実測縦横断面図(縮尺 1/100 ~ 1/200)

(5) 道路拡幅設計報告書

(6) 地質調査報告書

(7) 周辺施設(既設、計画)に関する資料

第 6807 条 橋梁拡幅詳細設計

1. 業務目的

橋梁拡幅詳細設計は、予備設計で決定された拡幅工法について、設計図書、既存の関連資料及び予備設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁拡幅詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は、設計細部事項の検討について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算にあたり、拡幅予備設計で決定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件及び架設条件を考慮し、下記に示す事項について詳細設計を行うとともに既設部の照査並びに補強設計を行うものとする。

1) 上部工については、橋体、床版、支承、高欄、伸縮装置、橋面排水装置等

2) 下部工及び基礎工については、梁、柱、フーチング、躯体及び杭本体等

(6) 設計図

受注者は、橋梁位置図、既設部・新設部を明示した一般図、線形図、構造詳細図、構造一般図、支承、高欄、伸縮装置、排水装置等の詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 景観検討

受注者は、景観検討について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(8)に準ずるものとする。

(9) 座標計算

受注者は、座標計算について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(10) 架設計画

受注者は、架設計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(11) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(12) 仮橋設計

受注者は、仮橋設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(13) 橋梁付属物等の設計

受注者は、橋梁付属物等の設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(14) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(15) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に既設橋については、健全度を把握するための情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に新旧部の結合方法、桁配置及び拡幅橋と既設橋の形式の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。結合部等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれの取合いについて整合性の照査を行う。

(16) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 予備設計報告書に基づく拡幅工法決定の経緯

3) 上部工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した事項

4) 道路、鉄道、河川の交差条件、コントロールポイント

- 5) 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法等設計計算の主要結果
- 6) 主要材料、工事数量の総括
- 7) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁拡幅予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図（縮尺 1/200～1/500）
- (6) 実測縦横断面図（縮尺 1/100～1/200）
- (7) 道路拡幅設計報告書
- (8) 地質調査報告書
- (9) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (10) 橋梁拡幅予備設計等設計協議資料
- (11) 幅杭設計成果

第4節 橋梁補強設計

橋梁補強設計は、耐荷力あるいは地震時安全性の復元又は向上を図る補強設計に適用する。なお、修復によって耐荷力あるいは地震時安全性の復元を図れる場合は、ここには含まないものとする。

第 6808 条 橋梁補強設計の区分

橋梁補強設計は、以下の区分により行うものとする。

- (1) 橋梁補強予備設計
- (2) 橋梁補強詳細設計

第 6809 条 橋梁補強予備設計

1. 業務目的

橋梁補強予備設計は、設計図書、既存の関連資料及び関連する基準等を基に、補強の目的に沿った上部工、下部工、基礎工及び上下部接続部について補強工法の比較検討を行い、最適補強工法とその基本的な構造諸元を決定することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強予備設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計図書に示された橋梁構造、補強条件等設計施工上の基本的な条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。

(4) 既設橋の照査

受注者は、設計図書に基づき、概略断面検討あるいは概略安定検討により既設橋の照査を行い、補強の目的に照らし合わせて着目する部材に補強が必要かどうかを判断するものとする。

(5) 補強工法比較案の選定

受注者は、補強構造としてふさわしい橋梁補強案数案について、構造特性、施工性、維持管理、環境との整合及び現交通への影響など総合的な観点から技術的特徴・課題を整理し、評価を加えて、監督職員と協議のうえ、設計する比較案を選定するものとする。

(6) 基本事項の検討

受注者は、設計を実施する補強工法比較案に対して、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(5)に示

す事項を標準として技術的検討を加えるものとする。

(7) 復元設計

受注者は、既設橋梁の竣工図書がない場合、設計図書に基づき、施工時点の基準に基づいた復元設計を行い、補強設計に関連する部材の断面を推定するものとする。

(8) 設計計算

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強部材の概算応力計算あるいは概略断面検討を行い、補強規模の決定を行うものとする。

(9) 設計図

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、補強断面形状・補強工法の判る一般図ならびに基本構造図を作成するものとする。

(10) 概算工事費

受注者は、補強工法比較案のそれぞれに対し、第 1211 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費を算定するものとする。

(11) 補強工法比較一覧表の作成

受注者は、補強工法比較案に関する検討結果をまとめ、補強工法比較一覧表を作成するものとする。補強工法比較一覧表には補強部材の主要部材断面形状を記入するほか、(6)で実施した技術的特徴・課題を列記し、各比較案の評価を行い、最適補強工法案を明示するものとする。

(12) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に補強工法が適切であるかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。

4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(13) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、以下の項目について解説し、取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

1) 設計条件

2) 工法比較案毎の補強工法ならびにその工法の選定理由

3) 復元設計を実施した場合、復元設計により推定した各部の断面

4) 工法比較案毎の主要部材の断面寸法及び設計計算書の主要結果

5) 主要材料の概略数量

6) 概算工事費

7) 補強工法比較一覧表

8) 詳細設計に向けての必要な調査、検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

(1) 既設橋梁位置図

(2) 既設橋梁の設計成果

(3) 地質調査報告書

(4) 周辺施設(既設、計画)に関する資料

第 6810 条 橋梁補強詳細設計

1. 業務目的

橋梁補強詳細設計は、予備設計で決定された補強工法について、設計図書、既存の関連資料及び比較設計で検討された設計条件に基づき、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とする。

2. 業務内容

橋梁補強詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第 1112 条業務計画書第 2 項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、現地踏査について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(2)に準ずるものとする。なお、現地調査以降の記述については、省略するものとする。

(3) 設計条件の確認

受注者は、設計条件の確認について、第 6803 条橋梁予備設計第 2 項の(3)に準ずるものとする。

(4) 設計細部事項の検討

受注者は、設計細部事項の検討について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(4)に準ずるものとする。

(5) 設計計算

受注者は、詳細設計計算にあたり、補強予備設計で選定された工法の主要構造寸法に基づき、現地への搬入条件を考慮し、既設部材の応力照査もしくは安定照査ならびに下記に示す事項について詳細設計を行うものとする。

1) 補強部材

2) 補強に伴い取替えが生じる付属物

(6) 設計図

受注者は、橋梁位置図、既設部・補強部を明示した一般図、線形図、構造一般図及び補強詳細設計図を作成するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、第 1211 条設計業務の成果(4)に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 座標計算

受注者は、座標計算について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(10)に準ずるものとする。

(9) 架設計画

受注者は、架設計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(11)に準ずるものとする。

(10) 仮設構造物設計

受注者は、仮設構造物設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(12)に準ずるものとする。

(11) 仮橋設計

受注者は、仮橋設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(13)に準ずるものとする。

(12) 橋梁付属物等の設計

受注者は、橋梁付属物等の設計について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(14)に準ずるものとする。

(13) 施工計画

受注者は、施工計画について、第 6804 条橋梁詳細設計第 2 項の(15)に準ずるものとする。

(14) 照査

受注者は、第 1108 条照査技術者及び照査の実施に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

1) 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

2) 一般図を基に既設部と補強部の整合が適切に取れているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、架設工法と施工法の確認を行い、施工時の既設部材の応力についても照査を行う。

4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、上部工、下部工及び付属物それぞれ

の取り合いについて整合性の照査を行う。

(15) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。
 なお、下記の事項について解説し取りまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- 1) 設計条件
- 2) 予備設計報告書に基づく補強工法決定の経緯
- 3) 補強工の解析手法、構造各部の検討内容及び問題点、特に考慮した項目
- 4) 補強工主要断面寸法等設計計算の主要結果
- 5) 主要材料、工事数量の総括
- 6) 施工段階での注意事項・検討事項

3. 貸与資料

発注者が貸与する資料は下記を標準とする。

- (1) 既設橋梁位置図
- (2) 既設橋梁の設計成果
- (3) 橋梁補強予備設計成果
- (4) 道路線形計算書
- (5) 実測平面図
- (6) 地質調査報告書
- (7) 周辺施設（既設、計画）に関する資料
- (8) 橋梁補強予備設計等設計協議資料

第5節 成果物

第 6811 条 成果物

受注者は、表 6.8.1～表 6.8.3 に示す成果物を作成し、第 1117 条成果物の提出に従い、2 部納品するものとする。

表 6.8.1 橋梁設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
橋梁予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		比較一覧表	-	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	比較検討書等
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算
		その他参考資料等	-	
橋梁詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ボール・リグ位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1:50～1:500	
		上部工構造詳細図	1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音壁・検査路等・製作・図・PC 鋼材緊張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1:20～1:100	杭・ウエル・ケーソン等
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
		参考図	適宜	架設計画図
	数量計算	数量計算書	-	材料表・塗装面積 溶接延長等
	報告書	設計概要書	-	
		設計計算書	-	
		線形計算書	-	
		施工計画書	-	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	-	検討書

表 6.8.2 橋梁拡幅設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
橋梁拡幅予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		比較一覧表	-	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	比較検討書等
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算
		その他参考資料等	-	
橋梁拡幅詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ボ-リング位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標
		構造一般図	1:50～1:500	
		上部工構造詳細図	1:20～1:100	主桁・横桁・対傾構・主構・床組・床版・支 承・伸縮装置・排水装置・高欄防護柵・遮音 壁・検査路等・製作パンプ図・PC 鋼材緊張 順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚等
		基礎工構造詳細図	1:20～1:100	杭・ウエル・ケソ等
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
		参考図	適宜	施工計画図
	数量計算	数量計算書	-	材料表・塗装面積 溶接延長等
	報告書	設計概要書	-	
		設計計算書	-	
		線形計算書	-	
		施工計画書	-	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	-	検討書

表 6.8.3 橋梁補強設計成果物一覧表

設計種別	設計項目	成果物	縮 尺	摘 要
橋梁補強予備設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	
		比較一覧表	-	
	概算工事費	数量計算書	-	概略
		概算工事費	-	
	報告書	設計概要書	-	比較検討書等
		概略設計計算書	-	応力及び安定計算
		その他参考資料等	-	
橋梁補強詳細設計	設計図	橋梁位置図	1:25000～1:50000	市販地図等
		一般図	1:50～1:500	橋種・設計条件・地質図 ボ-リング位置等を記入
		線形図	適宜	平面・縦断・座標・適宜
		構造一般図	1:50～1:500	
		上部工構造詳細図	1:20～1:100	主桁・横桁・増桁対傾構・主構・床 組・床版補強・桁連結・PC 鋼材緊 張順序等施工要領
		下部工構造詳細図	1:20～1:100	沓座拡幅・橋脚巻立
		基礎工構造詳細図	1:20～1:100	橋台・橋脚基礎補強
		仮設工詳細図	適宜	仮締切・土留・仮橋等
		参考図	適宜	施工計画図
	数量計算	数量計算書	-	材料表・塗装面積 溶接延長等
	報告書	設計概要書	-	
		設計計算書	-	
		線形計算書	-	適宜
		施工計画書	-	施工方法・特記事項等
		その他参考資料等	-	検討書

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類

第6901条 道路施設点検の種類

道路施設点検の種類は以下のとおりとする。

- (1) 道路防災カルテ点検
- (2) 橋梁定期点検

第2節 道路防災カルテ点検

第6902条 道路防災カルテ点検

1. 業務目的

道路防災カルテ点検は、発注者より貸与される道路防災カルテを用いて、設計図書に基づいた条件で、防災カルテを用いた点検及び防災カルテの修正を行うことを目的とする。

2. 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 防災カルテを用いた点検

受注者は、「防災カルテ作成・運用要領」に定められた内容に従って、設計図書に示されたカルテ箇所(point)の点検を実施すること。

(3) 防災カルテ修正

受注者は、防災カルテ点検結果を「防災カルテ作成・運用要領」に基づき修正すること。なお、修正方法については、事前に監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。

(4) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(5) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成すること。

第3節 橋梁定期点検

橋梁定期点検は、「橋梁定期点検要領(案)」(以下、「定期点検要領」という。)及び「橋梁における第三者被害予防措置要領(案)」(以下、「第三者要領」という。)に基づき実施する定期点検に適用する。

第6903条 橋梁定期点検

1. 業務目的

橋梁定期点検は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に係る維持管理を効率的に行うために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2. 業務内容

橋梁定期点検の業務内容は下記のとおりとする。

(1) 計画準備

1) 業務計画書

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項及び次に示す事項について業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

安全管理計画

2) 実施計画書

受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をしたうえで実施計画書を橋梁毎に作成し、監督職員に提出するものとする。実施計画書には次の事項を記載するものとする。

業務内容	仮設備計画
対象橋梁位置図	使用建設機械
現地踏査の調査記録	安全管理計画（交通規制含む）
業務実施方針	環境対策
実施体制	連絡体制（緊急時含む。）
実施工程表	

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を編成するものとする。

3) 部材番号図等の整備

受注者は、関連資料の収集及び点検時に必要となる部材番号図等作成及び修正を行うものとする。

(2) 現地踏査

1) 現地踏査の内容

受注者は、橋梁定期点検に先立ち点検対象橋梁における、橋梁の損傷（劣化等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。なお、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により点検時に接近が困難なことなどが予想される場合や、橋梁の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業等に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。

2) 緊急対応が必要な場合の報告

受注者は、現地踏査時に緊急対応が必要と判断される損傷等を発見した場合は、ただちに監督職員に報告するものとする。

(3) 橋梁点検員

受注者は、業務の実施にあたって橋梁点検員を定め監督職員に提出するものとする。なお、橋梁点検員は、橋梁に関して十分な知識と実務経験などを有するものとする。

(4) 定期点検

受注者は、次の項目について点検及び資料の作成を行うものとする。

1) 近接目視点検

点検は近接目視を原則とし、必要に応じて橋梁点検車又はリフト車等の近接手段を用いて点検を行うものとする。また、必要に応じて機械・器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲等について監督職員と協議するものとする。

2) 損傷程度の評価

点検対象橋梁について、定期点検要領に基づき、損傷程度の評価を行う。

3) 定期点検結果の記録

定期点検結果を基に、定期点検要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) 緊急対応が必要な場合の報告

点検時に緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、ただちに監督職員に報告するものとする。

(5) 第三者被害予防措置

受注者は、次の項目について点検・措置及び資料の作成を行うものとする。

1) 打音検査及び第三者被害予防措置

打音検査は所定の点検ハンマでコンクリート表面を叩いてその打音から損傷の有無を推定する。打音検査で、濁音が認められた箇所には、チョークでマーキングを行う。また、マーキングされたうき・剥離箇所に対して、所定の石刃ハンマでできる限り、その部分のコンクリートを叩き落とす

ものとする。なお、うき、はく離の範囲が広い場合やPC桁等叩き落とすことによって構造の安全性が損なわれるおそれのある場合は、監督職員と協議するものとする。

2) 遠望目視及び非破壊検査

1次スクリーニングで「遠望目視及び非破壊検査（赤外線サーモグラフィー法）」を採用する場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 第三者被害予防措置結果の記録

第三者被害予防措置結果を基に、第三者要領に定める点検調書を作成するものとする。

4) その他

予防措置時に緊急対応が必要と判断される損傷が発見された場合は、ただちに監督職員に報告するものとする。

(6) 関係機関との協議資料作成

受注者は、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(7) 照査

受注者は、第1108条照査技術者及び照査の実施に基づき、照査を実施するものとする。

(8) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。なお、橋梁定期点検結果等においては定期点検・カルテ入力システムに入力することにより、データ作成を行うものとする。

第4節 成果物

第6904条 成果物

受注者は、次の各号について成果物を作成し、第1117条成果物の提出に従い、2部提出するものとする。

(1) 道路防災カルテ点検

点検実施結果を反映させた防災カルテ及び特記仕様書によるものとする。

(2) 橋梁定期点検

定期点検及び第三者被害予防措置における点検調書及び特記仕様書によるものとする。

第 7 編 港湾編

第 1 章 港湾調査

第 1 節 流況調査

第 7101 条 適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7102 条 調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

第 7103 条 位置測量

1. 受注者は、観測に先立ち監督職員に観測位置の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、流速計を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。また、設置方法は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
3. 本測量において G N S S を使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

第 7104 条 流況観測

1. 受注者は、設計図書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 受注者は、図面及び設計図書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。
3. 受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、設計図書の定めにより点検・保守を実施しなければならない。

第 7105 条 解析

受注者は、設計図書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。

第 7106 条 成果物

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 調査場所
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査位置図
 - ・ 調査機器
 - ・ 調査方法（位置測定方法、流況測定方法）
 - ・ 調査結果の整理及び解析
 - ・ 調査結果と考察

第 7107 条 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第2節 水質調査

第 7108 条 適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7109 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条 調査準備を適用するものとする。

第 7110 条 位置測量

1. 受注者は、調査に先立ち監督職員に調査位置の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、本調査において GNSS を使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

第 7111 条 水質調査

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 採水・観測
 - (1) 受注者は、設計図書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測しなければならない。
 - (2) 受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。
 - 表層 海面下 0.5m
 - 中層 水深の 1 / 2
 - 下層 海底面上 1.0m
 - (3) 受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、年月日及び時間の記録を行わなければならない。
 - (4) 受注者は、採取した試料に対し「表 7-1 水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

第 7112 条 分析

1. 受注者は、設計図書に定める項目の試験を行わなければならない。
2. 受注者は、「表 7-1 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
3. 受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに監督職員に通知しなければならない。
4. 試験機関
受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。
5. 観測結果の整理及び解析
受注者は、設計図書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

表 7-1 水質試験方法

	試 験 項 目	試 験 方 法
現 場 測 定 項 目	気温	JIS K 0102 (2008) 7.1
	水温	JIS K 0102 (2008) 7.2
	色相	JIS 標準色票
	臭気	JIS K 0102 (2008) 10.1
	塩分	海洋観測指針 5.3
	透明度	海洋観測指針 (1999) 3.2
	濁度	JIS K 0101 (1998) 9.2、9.3、9.4 又は水中濁度計 YPC-1D
生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 (2008) 12.1 又はガラス電極法
	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 (2008) 32.1 又は隔膜電極法
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 (2008) 21
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 (2008) 17
	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表8
	大腸菌群数	環告第 59 号別表2 (最確数による定量法) 又は 厚生省・建設省令第1号別表第1
	全窒素	JIS K 0102 (2008) 45.2、45.3、45.4 又は JIS K 0170-3
	全りん	JIS K 0102 (2008) 46.3 又は JIS K 0170-4
	n - ヘキサン 抽出物質	環告第 59 号付表10 又は環告第 64 号付表4
	亜鉛	JIS K 0102 (2008) 53
健 康 項 目 等	カドミウム	JIS K 0102 (2008) 55
	全シアン	JIS K 0102 (2008) 38.1.2 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3 又は JIS K 0170-9
	鉛	JIS K 0102 (2008) 54
	六価クロム	JIS K 0102 (2008) 65.2 又は JIS K 0170-7
	砒素	JIS K 0102 (2008) 61.2、61.3 又は 61.4
	総水銀	環告第 59 号付表1
	アルキル水銀	環告第 59 号付表2
	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第 59 号付表3
	ジクロロメタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.2
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.2
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.1
	チウラム	環告第 59 号付表4
	シマジン	環告第 59 号付表5の第 1 又は第 2
	チオベンカルブ	環告第 59 号付表5の第 1 又は第 2
	ベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.2
	セレン	JIS K 0102 (2008) 67.2、67.3 又は 67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 (2008) 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 (硝酸性) JIS K 0102 (2008) 43.1 (亜硝酸性)

表 7-1 水質試験方法

	試 験 項 目	試 験 方 法
健康項目等	フッ素	JIS K 0102 (2008) 34.1 又は 34.1 (C) 及び付表 6
	ホウ素	JIS K 0102 (2008) 47.1、47.3 又は 47.4
	1,4-ジオキサン	環告第 59 号付表 7
特殊項目	フェノール類	JIS K 0102 (2008) 28.1.2
	銅	JIS K 0102 (2008) 52.2
	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 (2008) 57.2、57.3 又は 57.4
	マンガン (溶解性)	JIS K 0102 (2008) 56.2、56.3、56.4 又は 56.5
	クロム	JIS K 0102 (2008) 65.1.1
	有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN は JIS K 0102 (2008) 31.1 (ガスクロマトグラフ法を除く。) メチルジメトン は環告第 64 号付表 2
	アンモニア性窒素	JIS K 0102 (2008) 42.2、42.3 又は 42.5
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.1
	イソキサチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	ダイアジノン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	フェントロチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	イソプロチオラン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	オキシ銅	環水規第 121 号付表 2
	クロロタロニル	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	プロピザミド	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	EPN	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	ジクロルボス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	フェノブカルブ	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	イプロベンホス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	クロルニトロフェン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 又は第 2
	トルエン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.2
	キシレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2 又は 5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3 の第 1 又は第 2
	ニッケル	JIS K 0102 (2008) 59.3 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5
	モリブデン	JIS K 0102 (2008) 68.2 又は環水規第 121 号付表 4 若しくは付表 5
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 5 の第 1 又は第 2
	塩化ビニルモノマー	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1
	エビクロヒドリソ	平成 16 年 3 月 31 日環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2
	全マンガン	JIS K 0102 (2008) 56.2、56.3、56.4 又は 56.5
	ウラン	環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2 又は第 3

注)「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日)を示す。

「厚生省・建設省令第 1 号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第 1 号昭和 37 年 12 月 17 日)を示す。

「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日)を示す。

「環水規第 121 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視

項目の測定方法について」(環水規第 121 号 平成 5 年 4 月 28 日)を示す。

「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第 040331003 号、環水土発第 040331005 号 平成 16 年 3 月 31 日)を示す。

第 7113 条 成果物

成果は、第 7106 条 成果物を適用するものとする。

第 7114 条 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と水質調査内容の適切性
 - (2) 試験結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 3 節 底質調査

第 7115 条 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7116 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条 調査準備を適用する。

第 7117 条 位置測量

位置測量は、第 7110 条 位置測量を適用する。

第 7118 条 底質調査

1. 調査機器
受注者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 採泥・観測
 - (1) 受注者は、設計図書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行わなければならない。
 - (2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採泥をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。
 - (3) 受注者は、採取し試料に対し「表 7-2 底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。
3. 底質試験
 - (1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
 - (2) 受注者は、「表 7-2 底質試験方法」に示す試験方法により試験しなければならない。なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書の定めにより行うものとする。
 - (3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、速やかに監督職員に通知しなければならない。

第 7119 条 分析

1. 試験期間
受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。
2. 観測結果の整理及び解析
受注者は、設計図書に定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行わなければならない。

第 7120 条 成果物

成果物は、第 7106 条 成果物を適用する。

第 7121 条 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と底質調査内容の適切性
 - (2) 試験結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

表 7-2 底質試験方法

試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
アルキル水銀化合物	環境庁告示第 59 号付表 2 及び環境庁告示第 64 号付表 3	汚泥、水底土砂、廃酸、アルカリ	底質調査方法 .5.2	
水銀又はその化合物	環告第 59 号 付表 1		底質調査方法 .5.1	
カドミウム又はその化合物	JISK 0102 (2008) 55		底質調査方法 .6	
鉛又はその化合物	JISK 0102 (2008) 54		底質調査方法 .7	
有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 又は JIS K 0102 (2008) 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあっては環告第 64 号付表 2)			
六価クロム化合物	JISK 0102 (2008) 65.2		底質調査方法 .12.3	
ヒ素又はその化合物	JISK 0102 (2008) 61		底質調査方法 .13	
シアン化合物	JIS K 0102 (2008) 38 ただし、38.1.1 は除く		底質調査方法 .14	
P C B	環告第 59 号 付表 3 又は JIS K 0093 (2002)		底質調査方法 .15	
有機塩素化合物			環告第 14 号別表 1	最終訂正： 平成 15 年 6 月 13 日
銅又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 52		底質調査方法 .8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 53		底質調査方法 .9	
ふっ化物	JIS K 0102 (2008) 34			
トリクロロエチレン	環告第 14 号別表 2 又は JISK 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 又は 5.5			
テトラクロロエチレン	環告第 14 号別表 2 又は JISK 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1 又は 5.5			
ベリリウム又はその化合物	環告第 13 号別表 7	最終改正： 平成 12 年 1 月 14 日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 65.1		底質調査方法 .12.1	

試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 59			
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 70			
ジクロロメタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
四塩化炭素	環告第 14 号別表2又はJIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1.2 - ジクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1.1 - ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
シス - 1.2 - ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1.1.1 - トリクロロエタン	環告第 14 号別表2又はJIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2、又は5.4.1			
1.1.2 - トリクロロエタン	環告第 14 号別表2又はJIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2、又は5.4.1			
1.3 - ジクロロプロペン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2、又は5.4.1			
チウラム	環告第 59 号 付表4			
シマジン	環告第 59 号 付表5			
チオベンカルブ	環告第 59 号 付表5			
ベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2、又は5.4.2			
セレン	JIS K 0102 (2008) 67			
1,4 - ジオキサン	環告第59号付表7			
ダイオキシン類	環告第 14 号第 四 JIS K 0312 (1999)	最終改正： 平成 15 年6 月 13 日	環告第 68 号別表(ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成 12 年3月環境庁水質保全局水質管理課))	最終改正： 平成 14 年 7月 22 日
泥温			JIS K 0102 (2008) 7 に準ずる方法	
泥色			新規格標準土色帳による	
水素イオン濃度 (pH)			ガラス電極法 JIS K 0102 (2008) 12.1 に準ずる方法	
科学的酸素要求量 (COD _{sed}) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法 .20	
硫化物 (T - S)			底質調査方法 .17	
強熱減量 (I - L)			底質調査方法 .4	
密度 (比重)			JIS A 1202 (1999)	
粒度組成			JIS A 1204 (2000)	

注)「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日)を示す。

「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日)を示す。

「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水管第 127 号環境庁水質保全局水質管理課通達 昭和 63 年 9 月 8 日)を示す。「環告第 14 号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 14 号 昭和 48 年 2 月 17 日)を示す。

「環告第 13 号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第 13 号 昭和 48 年 2 月 17 日)を示す。

「環告第 68 号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示第 68 号 平成 11 年 12 月 27 日)を示す。

第4節 騒音調査

第 7122 条 適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7123 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条 調査準備を適用する。

第 7124 条 資料収集整理

受注者は、調査の実施にあたり既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。

第 7125 条 騒音調査

1．観測機器

受注者は、設計図書に定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。

2．測定

(1) 受注者は、設計図書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。

(2) 受注者は、「騒音に係る環境基準（平成 11 年 4 月 1 日施行）」の定める方法により測定しなければならない。

(3) 受注者は、騒音レベルを測定しなければならない。なお、設計図書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。

第 7126 条 解析・検討

受注者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

第 7127 条 成果物

1．受注者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- ・件 名
- ・調査目的
- ・調査地域（調査地域図添付）
- ・測定地点（測定地点図添付）
- ・調査項目
- ・調査日時及び測定回数
- ・調査方法及び使用機器
- ・調査結果
- ・調査結果の考察

第 7128 条 協議・報告

受注者は、設計図書に定めのある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。

第 7129 条 照査

1．受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
- (2) 測定記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第5節 振動調査

第 7130 条 適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7131 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条 調査準備を適用する。

第 7132 条 資料収集整理

資料収集整理は、第 7124 条 資料収集整理を適用する。

第 7133 条 振動調査

1．調査機器

受注者は、振動レベル計を用なければならない。なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

2．測定

(1) 受注者は、設計図書に定める区域及び地点の振動を測定しなければならない。

(2) 受注者は、「振動規制法施行規則（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号）」の定める方法により測定をしなければならない。

(3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。なお、設計図書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定するものとする。

第 7134 条 解析・検討

受注者は、設計図書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

第 7135 条 成果物

成果物は、第 7127 条 成果物を適用するものとする。

第 7136 条 協議・報告

協議・報告は、第 7128 条 協議・報告を適用するものとする。

第 7137 条 照査

1．受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と振動調査内容の適切性

(2) 測定記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第 6 節 悪臭調査

第 7138 条 適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7139 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条 調査準備を適用する。

第 7140 条 資料収集整理

資料収集整理は、第 7124 条 資料収集整理を適用する。

第 7141 条 悪臭調査

1．測定・調査

受注者は、設計図書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。

2．調査項目

受注者は、設計図書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査しなければならない。

3. 測定方法

受注者は、「表 7-3 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表 7-4 悪臭物質臭気濃度測定方法」及び「表 7-5 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。

表 7-3 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
アンモニア	環告第9号 別表第1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン	環告第9号 別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号 別表第3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド	環告第9号 別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルデヒドを除く5物質)
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレールアルデヒド		
イソバレールアルデヒド		
イソブタノール	環告第9号 別表第5	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号 別表第6	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		
トルエン	環告第9号 別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く2物質)
スチレン		
キシレン		
プロピオン酸	環告第9号 別表第8	
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

表 7-4 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第63号	敷地境界及び発生源

表 7-5 悪臭物質排出成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル	環告第9号 別表第2の3	

注)「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号 昭和47年5月30日)を示す。
「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日)を示す。

第7142条 解析・検討

受注者は、設計図書のと定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

第7143条 成果物

成果物は、第7127条 成果物を適用するものとする。

第7144条 協議・報告

協議・報告は、第7128条 協議・報告を適用する。

第7145条 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第7節 プラクトン調査

第7146条 適用の範囲

本節は、プラクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第7147条 調査準備

調査準備は、第7102条 調査準備を適用する。

第7148条 位置測量

位置測量は、第7110条 位置測量を適用する。

第7149条 プラクトン調査

1. 調査機器
受注者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
2. 調査方法
受注者は、設計図書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。
3. 試料の固定
 - (1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィルa測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。
 - (2) 受注者は、プラクトンネットを引き上げた後、ただちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。

第7150条 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析
 - (1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理(濃縮)、沈殿量の測定、種の同定・個体数(細胞数)の計数の手順で行わなければならない。
 - (2) 受注者は、クロロフィルaの測定を測定・分析手引き書(海洋観測指針)に従って行わなければならない。
2. 調査結果の解析及び考察
受注者は、設計図書のと定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

第7151条 成果物

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定

めに従わなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- ・件 名
- ・調査目的
- ・調査海域
- ・調査地点
- ・調査日時
- ・調査方法及び調査機器
- ・調査結果及び解析結果
- ・調査結果の考察

第 7152 条 照 査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と調査内容の適切性
 - (2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 8 節 卵・稚仔調査

第 7153 条 適用の範囲

本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7154 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条調査準備を適用する。

第 7155 条 位置測量

位置測量は、第 7110 条位置測量を適用する。

第 7156 条 卵・稚仔調査

1. 調査機器
受注者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
2. 調査方法
受注者は、設計図書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び採取方法により行わなければならない。
3. 試料の固定
受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。

第 7157 条 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析
 - (1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚仔を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検しなければならない。
 - (2) 受注者は、卵・稚仔の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数しなければならない。
2. 調査結果の解析及び考察
受注者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

第 7158 条 成果物

成果物は、第 7151 条成果物を適用する。

第 7159 条 照 査

照査は、第 7152 条照査を適用する。

第9節 底生生物調査

第 7160 条 適用の範囲

本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7161 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条調査準備を適用する。

第 7162 条 位置測量

位置測量は、第 7110 条位置測量を適用する。

第 7163 条 底生生物調査

1．調査機器

受注者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2．調査方法

受注者は、設計図書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行わなければならない。

3．試料の固定

受注者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

第 7164 条 分析、解析・考察

1．試料の同定・分析

受注者は、設計図書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2．調査結果の解析及び考察

受注者は、設計図書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

第 7165 条 成果物

成果物は、第 7151 条成果物を適用する。

第 7166 条 照査

照査は、第 7152 条照査を適用する。

第 10 節 付着生物調査

第 7167 条 適用の範囲

本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7168 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条調査準備を適用する。

第 7169 条 位置測量

位置測量は、第 7110 条位置測量を適用する。

第 7170 条 付着生物調査

1．調査機材

受注者は、設計図書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2．調査方法

受注者は、設計図書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。

3．試料の固定

受注者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

第 7171 条 分析、解析・考察

1．試料の同定・分析

受注者は、設計図書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2．調査結果の解析及び考察

受注者は、設計図書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

第 7172 条 成果物

成果物は、第 7151 条成果物を適用する。

第 7173 条 照査

照査は、第 7152 条照査を適用する。

第 11 節 藻場調査

第 7174 条 適用の範囲

本節は、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7175 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条調査準備を適用する。

第 7176 条 位置測量

位置測量は、第 7110 条位置測量を適用する。

第 7177 条 藻場調査

1．調査機器

受注者は、設計図書に定める調査機器を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2．調査方法

受注者は、設計図書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施しなければならない。

3．試料の固定

受注者は、設計図書に定める方法により行わなければならない。

第 7178 条 分析、解析・考察

1．試料の同定・分析

受注者は、設計図書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2．調査結果の解析及び考察

受注者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。

第 7179 条 成果物

成果物は、第 7151 条 成果物を適用する。

第 7180 条 照査

照査は、第 7152 条 照査を適用する。

第 12 節 魚介類調査

第 7181 条 適用の範囲

本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7182 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条調査準備を適用する。

第 7183 条 位置測量

位置測量は、第 7110 条位置測量を適用する。

第 7184 条 魚介類調査

1．調査機材

受注者は、設計図書に定める調査機材を用いるものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2．調査方法

受注者は、設計図書に定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。

3．試料の固定

受注者は、設計図書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

第 7185 条 分析、解析・考察

1．試料の同定・分析

受注者は、設計図書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2．調査結果の解析及び考察

受注者は、設計図書の定めにより、調査結果を解析し考察を行わなければならない。

第 7186 条 成果物

成果物は、第 7151 条成果物を適用する。

第 7187 条 照査

照査は、第 7152 条照査を適用する。

第 13 節 気象調査

第 7188 条 適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7189 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条調査準備を適用する。

第 7190 条 風向・風速観測

1．観測機器

受注者は、設計図書に定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

2．観測

(1) 受注者は、設計図書に定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。

第 7191 条 整理

受注者は、設計図書に定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行うものとする。

第 7192 条 成果物

1．受注者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

・ 件名

- ・調査目的
- ・観測場所
- ・観測期間
- ・観測機器
- ・観測方法
- ・観測並びに解析結果
- ・調査結果の考察

第 7193 条 照査

- 1．受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 14 節 波浪調査

第 7194 条 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7195 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条調査準備を適用する。

第 7196 条 波高・波向調査

- 1．観測機器

受注者は、設計図書に定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 2．観測
 - (1) 受注者は、設計図書に定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。
 - (2) 受注者は、観測に先立ち監督職員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。
 - (3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。

第 7197 条 整理

整理は、第 7191 条整理を適用する。

第 7198 条 成果物

成果物は、第 7192 条成果物を適用する。

第 7199 条 照査

- 1．受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と波浪調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 15 節 潮位調査

第 7200 条 適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7201 条 調査準備

調査準備は、第 7102 条調査準備を適用する。

第 7202 条 潮位観測

1. 観測機器等

観測機器等は、第 13003 条簡易検潮等、第 13004 条水深測量 1.(1)を適用する。

2. 水準測量

水準測量は、第 13004 条水深測量 1.(2)を適用する。

3. 検 潮

検潮は、第 13004 条水深測量 1.(2)を適用する。

第 7203 条 整理

整理は、第 7191 条整理を適用する。

第 7204 条 成果物

成果物は、第 7192 条成果物を適用する。

第 7205 条 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針と潮位調査内容の適切性

(2) 観測記録と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第 16 節 磁気探査

第 7206 条 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7207 条 探査準備

受注者は、探査を実施するにあたり、必要な計画・準備を行わなければならない。

第 7208 条 基準点測量

基準点測量は、第 13002 条基準点測量を適用する。

第 7209 条 磁気探査

1. 探査機器等

(1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。

(2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。

(3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。

2. 磁気探査

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。なお、探査に先立ち監督職員に工程計画の承諾を得なければならない。

(2) 磁気探査位置の測定方法は、第 2 編第 13004 条水深測量、3. 水深測量、(2)海上測位を適用するものとする。

(3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。

(4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に通知しなければならない。

(5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。

(6) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。

(7) 受注者は、磁気探査位置の確認を 50m ごとに行わなければならない。

(8) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない。

第 7210 条 解析

1. 磁気量の単位は μwb とする。
2. 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

第 7211 条 成果物

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

- ・ 件名
- ・ 探査場所
- ・ 探査期間
- ・ 探査位置図
- ・ 探査機器
- ・ 測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
- ・ 磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）
なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。
- ・ 総航跡図
- ・ 磁気異常点位置図
- ・ 解析結果の考察

(2) 資料

- ・ 航跡図（原図）
- ・ 船位測定簿
- ・ 測定記録（磁気記録、音響測深記録）
- ・ 磁気量算出基礎資料
- ・ 磁気異常点集約資料
- ・ 使用した磁気探査機の総合感度試験資料

第 7212 条 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 探査方針及び探査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
 - (5) 成果物の適切性

第 17 節 潜水探査

第 7213 条 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7214 条 探査準備

探査準備は、第 7207 条 探査準備を適用する。

第 7215 条 設標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

第 7216 条 潜水探査

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。なお、探査に先立ち監督職員に工程計画の承諾を得なければならない。また、G N S Sを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 受注者は、磁気探査機を携行した潜水土により潜水探査を行わなければならない。なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。
3. 潜水探査
 - (1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得なければならない。
 - (3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。ただし、引揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて監督職員と協議しなければならない。
 - (4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。
 - (5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。
4. 受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、ただちに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

第 7217 条 成果物

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 探査場所
 - ・ 探査期間
 - ・ 探査位置図
 - ・ 探査機器
 - ・ 探査方法
 - ・ 磁気異常物一覧表
 - 一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
 - ・ 確認された磁気異常物の写真集
 - ・ 磁気異常物の確認された位置図
 - ・ 探査結果の考察

第 18 節 水理模型実験

第 7218 条 適用の範囲

本節は、水理模型実験に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7219 条 実験準備

受注者は、実験を行うにあたり、事前に実験目的・内容を把握し、実験の手順、計測方法等を検討するものとする。

第 7220 条 実験

受注者は、特記仕様書の定めにより実験を行わなければならない。

第 7221 条 整理・解析

受注者は、特記仕様書の定めにより実験結果の整理及び解析を行わなければならない。

第 7222 条 成果物

1. 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要な事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、次に掲げる内容を記載した報告書を作成し資料とともに監督職員に提出しなければならない。
報告書
 - ・ 件 名
 - ・ 実験場所
 - ・ 実験期間
 - ・ 実験機器
 - ・ 波浪特性
 - ・ 実験内容
 - ・ 解析方法
 - ・ 解析結果

第 7223 条 協議・報告

協議・報告は、第 7128 条協議・報告を適用する。

第 7224 条 照査

1. 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 実験方針と実験内容の適切性
 - (2) 実験結果と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第 19 節 港湾計画調査

第 7225 条 適用の範囲

1. 本節は、港湾空間の基本的な計画策定に係る港湾計画調査、港湾再開発調査、マリーナ計画調査等のほか、現況特性の把握、港湾利用動向の推計等の基礎調査（以下「計画調査」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。
2. 計画調査のために必要な港湾の現況、自然 条件及び社会・経済 条件の現況等の把握に関する一般的事項は、第 7227 条 現況特性の把握において取り扱うものとする。なお、ここで取り扱う調査内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等を含まないものとする。
3. 港湾整備の基本的方針を策定するための調査に関する一般的事項は、第 7228 条 基本方針の策定において取り扱うものとする。
4. 港湾の利用に関する将来推計を行うための調査に関する一般的事項は、第 7229 条港湾利用の将来推計において取り扱うものとする。
5. 第 7227 条 現況特性の把握、第 7228 条 基本方針の策定及び第 7229 条 港湾利用の将来推計における検討結果に基づき港湾の施設計画及び土地利用計画を策定するための調査に関する一般的事項は、第 7230 条 施設計画及び土地利用計画において取り扱うものとする。
6. 以上の計画調査の一環として必要とする検討事項に関する一般的事項は、第 7231 条 計画関連検討事項において取り扱うものとする。なお、詳細な調査を行う場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。
7. 第 7227 条 現況特性の把握から第 7231 条 計画関連検討事項における検討結果についての成果に関する一般的事項は、第 7232 条 成果物において取り扱うものとする。
8. 第 7227 条 現況特性の把握から第 7231 条 計画関連検討事項における検討結果についての協議・報告に関する一般的事項は、第 7233 条 協議・報告において取り扱うものとする。
9. 第 7227 条 現況特性の把握から第 7231 条 計画関連検討事項における検討結果についての照査に関する一般的事項は、第 7234 条 照査において取り扱うものとする。

第 7226 条 計画準備

1. 計画準備

受注者は、事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画、立案しなければならない。

2. 使用する基準及び図書

- (1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説平成 19 年 7 月（公社）日本港湾協会」に準拠し、計画調査業務を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に（1）以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。

第 7227 条 現況特性の把握

1. 港湾の現況

- (1) 受注者は、対象港湾の現況に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、対象港湾の沿革、港湾施設の整備状況、施設利用状況を整理しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める対象港湾及び範囲を調査しなければならない。

2. 自然条件

- (1) 受注者は、対象区域の自然条件に係る調査区分（地勢、地質、気象、海象）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める項目を調査しなければならない。なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-6 自然条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち自然条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-6 自然条件に係る調査項目

区分	分類	調査項目
地 勢	陸上地形	陸上地形、地形変化、海岸地形の安定性
	海底地形	海底地形、深浅、地形変動
	河川	流速、流量、流出土砂量
地 質	地盤の性状	地盤の種類、地層の厚さ
	土 質	N値、粒度組成
気 象	風	風向、風速
	天 候	気温、降水量、降雪、濃霧、結氷、流水
	台 風	通過頻度、コース、規模
海 象	潮 汐	潮位、高潮
	波 浪	常時波浪、異常時波浪、津波
	流 況	沿岸流、離岸流、向岸流
	漂 砂	卓越方向、漂砂量、漂砂源、粒径

3. 社会・経済 条件

- (1) 受注者は、対象区域の社会・経済条件に係る調査項目（土地、人口、労働、生活及び生産、所得）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査するものとする。なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-7 社会・経済条件に係る調査項目」に示す調査項目のうち社会・経済 条件の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-7 社会・経済 条件に係る調査項目

区分	分類	調査項目
社会条件	土 地	土地利用
	人 口	総人口、年齢構成、人口動態、世帯数
	労 働	労働力人口、産業別就業者数
	生 活	住宅、公共基盤施設（上下水道、し尿、ごみ処理、都市公園）、教育・福祉・文化、物価
経済条件	生 産	総生産、産業別総生産、鉱工業生産指数
	所 得	県民所得、雇用者所得

4. 産 業

- (1) 受注者は、対象区域に立地する産業に係る調査項目（１次産業、２次産業、３次産業）に関する既存資料を収集し、その特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-8 産業に係る調査項目」に示す調査項目のうち産業の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-8 産業に係る調査項目

区分	分類	調査項目
一 次	農 業	粗生産額、生産所得、耕地面積、作物別収穫高、家畜数
	漁 業	漁業所帯数、就業者数、経営体数、漁船数、漁獲高、水産加工品生産量
	林 業	森林伐採面積、林産物生産量、外材依存度
二 次	工 業	工業出荷額、業種別出荷額、企業立地状況、原材料、製品、用地面積
	鉱 業	従業者数、埋蔵鉱量、生産量
三 次	商 業	卸売業、小売業、飲食店等の従業員数、販売額、売場面積
	観 光 エネルギー	観光入込客数、観光文化資源、観光ルート 電力立地状況

5. 貨客流動

- (1) 受注者は、対象区域の貨客流動に係る貨物及び旅客に関する既存資料を収集し、貨物流動及び旅客流動の特性を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-9 貨客流動に係る調査項目」に示す調査項目のうち貨客流動の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-9 貨客流動に係る調査項目

区分	分類	調査項目
貨 物	港湾貨物	港湾貨物量、陸上出入貨物量、港湾勢力圏貨物
	地域間流動貨物	地域間貨物量、輸送機関別貨物量

旅 客	港湾旅客 地域間・内流動旅客	港湾旅客数 地域間・内旅客数、輸送機関別旅客数
-----	-------------------	----------------------------

6. 交通体系

- (1) 受注者は、対象区域の交通体系に係る調査項目（船舶、道路、鉄道、空港）に関する既存資料を収集し、交通体系の特性と将来動向を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-10 交通体系に係る調査項目」に示す調査項目のうち交通体系の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-10 交通体系に係る調査項目

区分	分類	調査項目
船 舶	海 上 交 通	海上交通ネットワーク、輸送量
道 路	一 般 道 路 幹 線 道 路 臨 港 道 路	地域間幹線、地域内幹線道路ネットワーク、 道路交通量混雑度、道路整備計画 道路交通量、臨港幹線道路
鉄 道		鉄道ネットワーク、輸送量
空 港		空路網、輸送量、空港整備計画

7. 地域開発計画

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な国及び地方公共団体の策定した既存資料を収集し、地域開発構想・計画を整理しなければならない。
- (2) 受注者は、総合計画、交通計画及び個別計画（都市計画、道路計画、港湾計画、その他必要な計画）を地域開発計画として整理しなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定めのある総合計画、交通計画及び個別計画を調査しなければならない。

8. 地域指定状況

- (1) 受注者は、計画調査のために必要な調査項目（自然公園、都市計画、港湾・漁港・海岸、その他）に関連する地域指定状況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-11 地域指定状況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-11 地域指定状況に係る調査項目

分類	調査項目
自 然 公 園	国立・国定自然公園、県立自然公園
都 市 計 画	用途地域、建ぺい率、容積率、景観法に基づく景観計画地域

港湾・漁港・海岸	港湾区域、漁港区域、臨港地区、海岸保全区域
そ の 他	農業振興地域、鳥獣保護区、保安林、文化財保護法の指定、類型指定、公害防止計画策定地域、大気汚染防止法による規制、水質汚濁防止法による規制

9. 陸域・水域の環境及び利用現況

- (1) 受注者は、対象区域における陸域・水域の環境及び利用現況の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-12 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域、期間を調査しなければならない。

表 7-12 陸域・水域の環境及び利用現況に係る調査項目

分類	調査項目
陸域環境利用現況	埠頭用地、港湾関連用地、緑地・水際線へのアクセス、景観
水域環境利用現況	航路、航路・泊地、小型船だまり、レクリエーション水域、漁業水域、景観

10. 権利関係

- (1) 受注者は、計画調査業務の実施に係る調査項目（土地、建物、水域）に関連する権利関係の既存資料を収集し、整理しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める内容を調査しなければならない。なお、特記仕様書に調査項目の指定がなく、調査項目数の指定のみの場合は、「表 7-13 権利関係に係る調査項目」に示す調査項目のうち対象港湾の現況の特性を把握するうえで必要な項目を調査項目数だけ選定し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域を調査しなければならない。

表 7-13 権利関係に係る調査項目

分類	調査項目
土 地	所有者、借地権、地価
建 物	所有権、借家権、価格
水 域	漁業権

11. 現況等把握結果の整理

受注者は、1. 港湾の現況から 10. 権利関係までの調査結果を踏まえて、現況特性等を総合的に把握・整理しなければならない。

第 7228 条 基本の方針の策定

1. 調査対象港湾の位置付け

(1) 対象港湾への要請及び課題

受注者は、現況特性などの把握結果及びその他関連する調査結果に基づき対象港湾に対する各種機能整備の要請及び課題を整理、把握しなければならない。

(2) 対象港湾の位置付け

受注者は、前項の結果に基づき対象港湾の機能を整理し、役割を検討しなければならない。

2. 整備目標と主要施策

(1) 整備目標と主要施策の目標年次

整備目標と主要施策の目標年次は、特記仕様書に定めるものとする。

(2) 整備目標と主要施策

受注者は、対象港湾の将来の機能、役割を基に、目標年次における整備目標と主要施策を検討しなければならない。

(3) 空間利用の方針

受注者は、対象港湾に要請される機能を発揮するために原則として「表 7-14 ゾーン区分」に示すゾーン区分により必要なゾーンを選定し、次の項目を考慮のうえ、配置しなければならない。

背後圏の土地利用状況又は開発計画

各ゾーン間の配置関係

配置地点への適合度

なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の配置案を作成しなければならない。

表 7-14 ゾーン区分

物流関連	人流関連	交流拠点
生産	危険物	エネルギー関連
緑地レクリエーション（水域含む）	環境保全	港湾業務関連
都市機能	船だまり関連	廃棄物処理
停泊	避泊	留保

第 7229 条 港湾利用の将来推計

1. 推計の目標年次等

受注者は、特記仕様書に定める目標年次に基づき港湾利用の将来推計を行わなければならない。

なお、受注者は、特記仕様書に定めるケース数の将来推計を行うものとする。

2. 取扱貨物量

(1) 背後圏及び将来フレームの設定

受注者は、取扱貨物の現況、国及び地方公共団体の開発計画に基づき推計に際しての前提条件となる背後圏の人口、国民総生産、工業出荷額及びその他必要な経済社会フレームを設定しなければならない。

(2) 港湾取扱貨物量の推計

受注者は、港湾取扱貨物を公共貨物、専用貨物別に分け、さらに輸出入別、移出入別及び品目別、及びコンテナ貨物に分類して推計しなければならない。なお、推計貨物は、当該港の整備目標と主要施策に関連する品目とする。また、特記仕様書にコンテナ貨物の取扱い及び推計貨物の特定の定めのある場合は、それに従うものとする。

受注者は、取扱貨物量推計に際して特記仕様書に定めのある場合、企業ヒアリングを行わなければならない。

3. 船舶乗降旅客者数

受注者は、目標年次における船舶乗降旅客者数を推計しなければならない。

第 7230 条 施設計画及び土地利用計画

1. 水域施設計画

(1) 受注者は、水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型を考慮し、船舶の安全と円滑な利用ができるよう位置、構造、設備を検討したうえで水域施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(3) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。

2. 外郭施設計画

(1) 受注者は、外郭施設の規模及び配置を設定しなければならない。

(2) 受注者は、外郭施設が十分な機能を発揮し、船舶が安全に利用できるよう位置、構造（反射特性等）、その他必要な事項を検討したうえで規模及び配置を設定しなければならない。

- (3) 受注者は、周辺の地形、環境、流況、防護しようとする水域施設及び係留施設の利用計画に与える影響並びに港湾の将来の発展を考慮し、外郭施設の配置等を検討しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、利用船舶の安全性、操船性の確認及び静穏度の評価を行わなければならない。
3. 係留施設計画
- (1) 受注者は、将来利用する船舶の種類、船型、隻数、取扱貨客の種類、数量、荷役方式及び海陸の輸送機関の状況を考慮したうえで係留施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、地形、気象、海象、その他の自然条件及び船舶の航行、その他の当該施設周辺の利用状況を考慮し、係留施設背後の土地利用形態及び陸上交通体系との整合性を十分図り、係留施設を配置しなければならない。
4. 臨港交通施設計画
- (1) 受注者は、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、輸送需要の質及び量に適合し、人及び車両が安全かつ円滑に利用できるよう港湾及びその周辺における交通の状況、他の港湾施設の状況、地形等の自然条件を考慮し、臨港交通施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、諸法令に示された基準等を参考にし、各港の実態に即して臨港交通施設を計画しなければならない。
5. 小型船だまり計画
- (1) 受注者は、小型船だまりの計画収容隻数に基づき施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、小型船の船種、船型及び隻数の現況並びに将来動向を把握のうえ、小型船の船種別、船型別隻数を推計し、既存施設的能力を考慮して小型船だまりの計画収容隻数を推計しなければならない。なお、小型船の現況把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- (3) 受注者は、小型船舶の安全と円滑な利用が図られるよう、小型船だまりの規模及び配置を設定しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。
6. マリーナ計画
- (1) 受注者は、マリーナに関する基本的事項を検討のうえ、艇種別収容隻数を推計し、マリーナ施設の規模及び配置を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、マリーナに関する基本的事項として、次の内容を検討しなければならない。
- マリーナの背後圏
マリーナの種類（性格及び役割）
立地適性、活動適性、建設適性
- (3) 受注者は、次に示す事項を検討のうえ、計画マリーナの計画収容隻数を設定しなければならない。
- 背後圏におけるプレジャーボートの保有隻数の現況及び将来動向
背後圏におけるプレジャーボートの艇種別、船型別隻数の推計
周辺マリーナの保管見通し及び整備計画
- なお、背後圏におけるプレジャーボートの保有状況の把握は、既往の調査資料を収集して行うものとし、特記仕様書に定めのある場合は、現地調査による確認を行うものとする。
- (4) 受注者は、マリーナの種類と計画収容隻数に基づき次に示す事項を検討のうえ、導入する施設、規模及び配置を設定しなければならない。
- マリーナの有すべき機能と施設構成
水面保管・陸上保管割合と主要施設規模
機能配置と動線計画
施設配置と全体計画
- (5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、静穏度の評価を行わなければならない。
7. 港湾環境整備施設等計画
- (1) 緑地等施設（海浜、緑地、広場、植栽、休憩所等）
- 受注者は、緑地等施設の種類、規模及び配置を設定しなければならない。
- 受注者は、利用形態及び配置等を考慮して、緑地等施設の種類を決定しなければならない。

受注者は、利用者数その他の必要な指標に基づいて緑地等施設の規模を設定しなければならない。

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、緑地等施設内の配置についてのイメージ図等を作成しなければならない。

(2) 廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物粉碎施設、廃油処理施設等）

受注者は、廃棄物の種類別（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土及び浚渫土砂、廃油、廃有害液体物質等、汚水及び廃物）発生量及び埋立処分量を推計し、廃棄物処理施設の規模及び配置を設定しなければならない。

受注者は、廃棄物の発生量と処理の実態を既往資料を収集して調査し、これを基に将来の発生量及び埋立処分量を種類ごとに推計しなければならない。

受注者は、廃棄物の埋立処分に必要な埋立処分地の規模を設定し、廃棄物の種類別の処理空間を選定して、廃棄物埋立護岸の配置計画を検討しなければならない。なお、目標年次において廃棄物処理施設用地を利用する場合は、土地利用計画を策定するものとする。

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、その定める対象範囲及び期間に発生する廃棄物の種類、量等現況を調査しなければならない。

8. 土地造成及び土地利用計画

(1) 受注者は、施設計画及びその他の需要に基づいて次に示す用途区分で土地利用計画を策定し、土地造成の必要規模を設定しなければならない。

土地利用の用途区分

埠頭用地	港湾関連用地
交流厚生用地	工業用地
都市機能用地	交通機能用地
危険物取扱施設機能用地	緑地用地
廃棄物処理施設用地	海面処分用地（海面処分・活用用地）
公共用地	

(2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、企業アンケート調査又はヒアリング調査を行わなければならない。

第 7231 条 計画関連検討事項

1. 工程計画

受注者は、対象計画の整備の優先順位、機能発揮の効率性、投資規模の平均性、その他必要な事項を考慮のうえ、工程計画、整備スケジュール（段階整備計画）を検討し、事業の整備工程を作成しなければならない。

2. 整備主体等

受注者は、対象計画の施設の性格と整備主体の特性を踏まえて、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、事業の整備主体を検討しなければならない。

3. 概算事業費の算出

(1) 受注者は、概算事業費を事業主体別、施設別に区分して算出しなければならない。

(2) 受注者は、当該港湾における実績、類似港湾の事例、その他の事業例を参考に概算事業費を算出しなければならない。

4. 管理運営主体等

受注者は、公共性の確保、施設の利用形態、利用の効率性等総合的に検討し、公共、民間、第三セクターに区分したうえで、管理運営主体の検討しなければならない。

5. 事業採算性

(1) 受注者は、損益計算書、資金計画表、その他必要な資料を作成し、対象事業の損益及び資金収支の状況より事業採算性を検討しなければならない。

(2) 受注者は、収益的プロジェクト又は収益的個別施設を対象に事業採算性を検討するものとし、対象施設は、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、採算性の検討に使用する採算計算、予測期間、施設耐用年数、計算に用いる価格等の基本的な条件及び考え方を整理し、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

6. 法線計画

- (1) 受注者は、防波堤、岸壁、護岸等の施設の法線を示す座標を設定しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める法線の基点の位置及び座標系を用いなければならない。

7. 開発効果

- (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象計画の開発効果を推定しなければならない。
- (2) 受注者は、開発（建設）投資の過程で発生する効果及び施設利用によってもたらされる効果を定量的に把握し、経済開発効果を推計しなければならない。
- (3) 受注者は、既存資料を用いて経済開発効果を推計するものとし、経済効果の推計項目及び手法は、特記仕様書の定めによらなければならない。なお、経済効果の推計項目及び手法が特記仕様書に定めのない場合は、監督職員と協議するものとする。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、既存資料以外のものを用いて推計しなければならない。
- (5) 受注者は、開発が地域社会及び地域住民に及ぼす定性的な社会開発効果を特記仕様書の定める項目により抽出、整理しなければならない。

8. 実現化への課題

受注者は、策定した計画を実現化するうえの課題を抽出し、次に示す項目を含め整理し、提言しなければならない。

- (1) 今後さらに検討が必要な計画課題、技術課題
- (2) 計画を具体化していくために取り組むべき事業化に向けての課題
- (3) 開発を進めるために港湾以外の部門に要請すべき課題

第 7232 条 成果物

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

第 7233 条 協議・報告

受注者は、設計図書に定めのある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。

第 7234 条 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査事項及び方法は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 使用する基準及び図書の適切性
 - (2) 現況特性等の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (3) 基本的方針の策定における要請・課題の把握、整備目標と主要施策、空間利用の方針の適切性
 - (4) 港湾利用の将来推計における推計方法及び推計結果の適切性
 - (5) 施設計画及び土地利用計画における各施設計画、土地造成及び土地利用計画の適切性
 - (6) 計画関連検討事項における各検討結果の適切性

第 20 節 環境影響評価調査

第 7235 条 適用の範囲

1. 本節は、港湾及び港湾海岸の計画策定及び事業の実施に際し、必要とする環境影響評価調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。
2. 環境影響評価で考慮すべき自然条件、社会条件の把握に関する一般的事項は、第 7237 条 自然条件・社会条件の把握において取り扱うものとする。なお、本節で取り扱う調査の内容は、既存資料の収集、整理であり、現地観測、計測、測量等は含まないものとする。
3. 環境予測及び影響評価に先立って行う環境の現況把握に関する一般的事項は、第 7238 条 環境に関する現況把握において取り扱うものとする。なお、本節で取り扱う現況把握は、既存の調査資料、文献によるものとし、現地観測及び試験を含まないものとする。
4. 環境保全目標の検討に関する一般的事項は、第 7240 条 環境保全目標の検討において取り扱うものとする。
5. 環境予測及び影響評価に関する一般的事項は、第 7228 条 環境予測及び影響評価において取り扱うものとする。

とする。

- 6.環境影響評価調査の成果の作成に関する一般的事項は、第 7241 条 成果物において取り扱うものとする。
- 7.環境影響評価調査の協議・報告に関する一般的事項は、第 7128 条 協議・報告において取り扱うものとする。
- 8.環境影響評価調査の成果に係る照査に関する一般的事項は、第 7243 条 照査において取り扱うものとする。

第 7236 条 計画準備

1. 計画準備

受注者は、調査の着手に先立ち調査対象となる事業計画の内容を把握するとともに「表 7-15 調査項目」に示す項目についての業務手順及び遂行に必要な事項を企画・立案しなければならない。

また、必要に応じて現地踏査を行うものとする。

表 7-15 調査項目

項目	港 湾 計 画	埋 立 事 業	備考
自然条件、社会条件の把握	-	○	
環境に関する現況の把握	○	○	
環境保全目標の設定	-	○	
環境予測及び影響評価	○ 完成後の予測	○ 施工中及び 完成後の予測	埋立事業においては、環境保全対策、環境監視計画の検討を行う。

2. 使用する基準及び図書

受注者は、環境影響評価調査に使用する基準及び図書が特記仕様書に定めのある場合、その定めにより調査を行わなければならない。

第 7237 条 自然条件・社会条件の把握

1. 気象条件

- (1) 受注者は、対象区域の気象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める風、天候、台風等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める調査対象区域及び期間を調査しなければならない。

2. 水象条件

- (1) 受注者は、対象区域の水象条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める河川、潮汐、波浪、津波等の項目及び内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

3. 社会条件

- (1) 受注者は、対象区域の社会条件に関する既存資料を収集、整理し、その特性を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める人口、土地利用、水域利用、交通及び産業等の項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。

4. 環境関連計画

- (1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象区域に関連する地方公共団体等が策定した環境管理計画、公害防止計画、下水道整備計画等の環境関連計画を収集・整理しなければならない。
- (2) 受注者は、環境関連計画について特記仕様書に定めのある場合、その定める計画を収集・整理しなければならない。

5. 地域指定状況

- (1) 受注者は、環境影響評価に必要な対象地域に関連する自然公園、鳥獣保護区、文化財保護法の指定、環境基準の類型指定、公害防止計画の策定地域、環境省が定める排水基準のほかに当該自治体が定める上乗せ基準・横出し基準等の地域指定状況を調査し整理しなければならない。
- (2) 受注者は、地域指定状況について特記仕様書に定めのある場合、その定める地域指定事項を調査し整理しなければならない。

第 7238 条 環境に関する現況把握

1. 大気質

- (1) 受注者は、対象区域の大気質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- (4) 受注者は、最新のデータを基に「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号)及び「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号)に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、これにより大気質の状況を把握しなければならない。
- (5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、大気質の特性の解析を行わなければならない。

2. 潮流

- (1) 受注者は、対象区域の潮流に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、最新のデータを基に対象海域の潮流の流況特性を整理しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象海域の潮流の流況特性の要因の解析を行わなければならない。

3. 水質

- (1) 受注者は、対象区域の水質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- (4) 受注者は、最新のデータを基に、「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号)に定められる基準項目並びに特記仕様書に定める項目を環境基準との適合状況、過去からの推移を整理し、水質の状況を把握しなければならない。
- (5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、水質汚濁特性の解析を行わなければならない。

4. 底質

- (1) 受注者は、対象区域の底質に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び期間を調査しなければならない。
- (4) 受注者は、最新のデータを基に、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施工令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和 48 年 2 月 17 日総理府令第 6 号)に定められる判定基準(以下、「水底土砂等に係る判定基準」という。)項目並びに特記仕様書に定める項目を水底土砂等に係る判定基準との適合状況、過去からの推移を整理し、底質の有害物質による汚染状況を把握しなければならない。
- (5) 受注者は、最新のデータを基に、化学的酸素要求量、全硫化物等の特記仕様書に定める項目に関する過去からの推移を整理し、底質の汚染状況を把握しなければならない。
- (6) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、底質の特性の解析を行わなければならない。

5. 騒音

- (1) 受注者は、対象区域の騒音に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、最新のデータを基に、「騒音に係る環境基準について」(昭和 46 年 5 月 25 日閣議決定)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、騒音の状況を把握しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、騒音の発生要因の解析を行わなければならない。

6．振動

- (1) 受注者は、対象区域の振動に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、最新のデータを基に、「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)に定められる特定建設作業の規制に関する基準及び道路交通振動の限度、並びに「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示第90号)に定められる基準値との適合状況、過去からの推移を整理し、振動の状況を把握しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、振動の発生要因の解析を行わなければならない。

7．悪臭

- (1) 受注者は、対象区域の悪臭に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- (4) 受注者は、最新のデータを基に、「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総理府令第39号)に定められる規制基準項目並びに特記仕様書に定める項目を規制基準との適合状況、過去からの推移を整理し、悪臭の状況を把握しなければならない。
- (5) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、悪臭の発生要因の解析を行わなければならない。

8．自然環境

- (1) 受注者は、対象地区の自然環境に関する既存資料を収集、整理し、その現況を把握しなければならない。
- (2) 受注者は、地形・地質、植物、動物、景観及び野外レクリエーション地並びに特記仕様書に定める項目及びその内容を調査しなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める対象区域及び時期を調査しなければならない。
- (4) 受注者は、最新のデータ及び過去からの推移を整理し、自然環境の状況を把握しなければならない。

第 7239 条 環境保全目標の検討

- 1．受注者は、特記仕様書に定める項目の環境保全目標を検討しなければならない。
- 2．受注者は、環境に関する現況把握の結果を基に、関係法令、条例及び通達に定められた事項に照らし、それぞれの項目ごとに目標を設定しなければならない。

第 7240 条 環境予測及び影響評価

1．大気質の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測項目、方法により大気質の状態を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が大気質へ及ぼす影響をとりまとめ、第 7238 条 環境に関する現況把握、1．大気質、(4) に示す環境基準並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。

2．潮流の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により潮流の流況を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が潮流へ及ぼす影響をとりまとめ、第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。

3．水質の予測及び影響評価

- (1) 受注者は、設計図書に定める区域、対象とする時期、予測項目及び予測方法により水質の状態を予測しなければならない。
- (2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画が水質へ及ぼす影響をとりまとめ、第 7238 条 環境に関する現況把握、3．水質、(4) に示す環境基準に基づき水域類型の指定が行われている水域では、当該環境基準に照らし、また、水域類型の指定が行われていない水域では、環境基準の類型にあてはめたとし、当該環境基準並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。なお、海域の浮遊物質量(SS)は、「水産生物、日常生活において支障がない程度」並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価するものとする。

4．底質の影響評価

受注者は、当該計画が、底質へ及ぼす影響をとりまとめ、第 7238 条 環境に関する現況把握、4．底質、(4)に示す判定基準並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。

5．騒音の予測及び影響評価

(1) 受注者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により騒音の状況を予測しなければならない。

(2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による騒音の影響をとりまとめ、道路交通騒音では第 7238 条 環境に関する現況把握、5．騒音、(3)に示す環境基準に基づき地域の類型指定が行われている地域では当該環境基準に照らし、また、地域の類型指定が行われていない地域では、将来の土地利用の動向を考慮した環境基準の類型にあてはめたとし、当該環境基準並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。

(3) 受注者は、建設作業騒音を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省建設省告示第 1 号）」を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。

6．振動の予測及び影響評価

(1) 受注者は、設計図書に定める区域、対象とする時期及び予測方法により振動の状況を予測しなければならない。

(2) 受注者は、予測結果を基に、当該計画による振動の影響をとりまとめ、第 7238 条 環境に関する現況把握、6．振動(3)に定める基準を踏まえ、「大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度」並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。

7．悪臭の影響評価

受注者は、当該計画による悪臭の影響をとりまとめ、「大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度」並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。

8．自然環境の予測及び影響評価

(1) 受注者は、設計図書に定める区域、影響予測項目及び予測方法により自然環境の状態を予測しなければならない。

(2) 受注者は、当該計画による各項目への影響をとりまとめ、「自然環境の保全上、支障を生じないこと」並びに第 7239 条 環境保全目標の検討、2．の検討結果に照らして評価しなければならない。

9．環境保全対策及び環境監視計画の検討

(1) 受注者は、本節、環境予測及び影響評価の結果を基に予測、評価の対象とした全項目の環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

(2) 受注者は、特記仕様書に定める検討内容により環境保全対策及び環境監視計画を検討しなければならない。

10．総合評価

(1) 受注者は、環境予測及び影響予測の結果を基に総合評価を行わなければならない。

(2) 受注者は、環境予測及び影響予測の対象とした全項目の総合評価を行わなければならない。

11．環境影響評価書

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、環境影響評価準備書及び環境影響評価書の基礎資料を作成しなければならない。

第 7241 条 成果物

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

第 7242 条 協議・報告

協議・報告は、第 7128 条 協議・報告を適用する。

第 7243 条 照査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 使用する基準及び図書の適切性
 - (2) 自然条件、社会条件の把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (3) 環境に関する現況把握における収集資料の内容及び整理方法の適切性
 - (4) 環境保全目標の各項目検討結果の適切性
 - (5) 環境予測における予測結果の適切度
 - (6) 影響評価における基準若しくは環境保全目標適用の適切性
 - (7) 事業計画に対する環境保全対策及び環境監視計画の適切性
 - (8) 個別項目の環境予測及び影響評価結果に対する総合評価の整合性

第 2 章 設計

第 1 節 予備・基本設計

第 7301 条 適用の範囲

1. 本節は、港湾の係留施設及び外郭施設並びに海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。
2. 土木構造物の設計に必要な設計 条件に関する一般的事項は、第 7303 条 設計条件において取り扱うものとする。
3. 施設の構造形式及び断面その他基本的形状を決定するための予備・基本設計に関する一般的事項は、第 7304 条 構造形式の選定において取り扱うものとする。

第 7302 条 設計計画及び資料収集・整理

1. 計画準備
受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。
2. 使用する基準及び図書
 - (1) 受注者は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 19 年 7 月）」（**公社**）日本港湾協会」に準拠し、設計業務を実施しなければならない。
 - (2) 受注者は、特記仕様書に（1）以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。
 - (3) 受注者は、（1）及び（2）以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
3. 設計手法
 - (1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ監督職員に設計手法の承諾を得なければならない。
 - (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計しなければならない。
 - (3) 受注者は、技術基準対象施設の設計にあたっては、適切な維持への配慮の視点を取り入れた設計を行わなければならない。
4. 特許工法
受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
5. リサイクル計画書の作成
受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、監督職員の指示する様式によりリサイクル計画書を作成する。

第 7303 条 設計条件

1. 自然条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。
 - (2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、監督職員にその決定結果の承諾を得なければならない。
2. 材料条件
- (1) 受注者は、JIS 又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。
 - (2) 受注者は、(1) 以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
3. 施工条件
- (1) 受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。
 - (2) 受注者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

第 7304 条 構造形式の選定

1. 受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。なお、構造形式の選定は、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。
3. 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

第 7305 条 構造諸元の決定

1. 概算数量
 - (1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断面図及びその他作成した図面に基づき第 7304 条 構造形式の選定 1. の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出しなければならない。
 - (2) 受注者は、あらかじめ監督職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数値の承諾を得るものとする。
2. 概算工事費

受注者は、1. で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。

なお、使用する単価はあらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
3. 工事施工計画

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

第 7306 条 図面作成

受注者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成しなければならない。

第 7307 条 成果物

1. 受注者は、予備・基本設計の成果として、「表 7-16 予備・基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出するものとする。

表 7-16 予備・基本設計成果物項目

成果物	内容
-----	----

・ 報告書 1) 設計説明書 2) 基本設計計算書 3) 数量計算書 4) 概算工事費算出書 5) 附帯構造物計算書 6) 設計図 7) 施工計画書 8) リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要 比較案選定理由、設計計算ほか 各比較案の工種別、材料別、数量の算出 各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出 防舷材、係船柱等 選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、 縦断面図ほか必要な図面の作成
・ 設計図面	

2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 7-16 予備・基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 7308 条 協議・報告

受注者は、特記仕様書に定めがある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。

第 7309 条 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
 - (5) 最適構造形式の適切性
 - (6) 施工性

第 2 節 細部設計

第 7310 条 適用の範囲

本節は、第 1 節 予備・基本設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7311 条 設計計画

設計計画は、必要に応じ、第 7302 条 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

第 7312 条 設計波の算定

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。
2. 受注者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

第 7313 条 配筋計算

1. 受注者は、設計図書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。
2. 受注者は、基本設計の成果物、土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。
3. 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

第 7314 条 数量計算

- 1．受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
- 2．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1．で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。
- 3．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

第 7315 条 図面作成

受注者は、一般図、配筋図等を作成しなければならない。

第 7316 条 附帯施設

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象附帯施設の設計を行わなければならない。

第 7317 条 成果物

- 1．受注者は、細部設計の成果として、「表 7-17 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 7-17 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表 7-17 細部設計成果物項目

成果物	内容
・報告書 1) 設計説明書 2) 細部設計計算書 3) 設計図面 4) 計算書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案 設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出
・設計図面	

- 3．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 7318 条 協議・報告

協議・報告は、第 7308 条 協議・報告を適用する。

第 7319 条 照査

- 1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
- 2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 数量計算内容の適切性

第3節 実施設計

第 7320 条 適用の範囲

本節は、第 1 節 予備・基本設計及び第 2 節 細部設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 7321 条 設計計画

受注者は、設計にあたり、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。

なお、必要に応じ、第 7302 条設計計画及び資料収集・整理を適用する。

第 7322 条 図面作成

1. 受注者は、設計図書に定める対象施設及び対象範囲の実施設設計を行わなければならない。
2. 受注者は、第 1 節 予備・基本設計及び第 2 節 細部設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。
3. 受注者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

第 7323 条 数量計算

1. 受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

第 7324 条 成果物

1. 受注者は、実施設計の成果として、「表 7-18 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。

表 7-18 実施設計成果物項目

成果物	内容
・報告書 1) 設計説明書 2) 設計図面 3) 数量計算書 4) リサイクル計画書	設計位置、目的、延長、構造形式 工事の実施に必要な図面の作成 設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
・設計図面	

2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表 7-18 実施設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 7325 条 協議・報告

協議・報告は、第 7308 条 協議・報告を適用する。

第 7326 条 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性
 - (2) 数量算出内容の適切性

第8編 下水道

第1章 管路施設実施設計業務

第1節 調査

第8101条 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

第8102条 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

第8103条 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

調査に掘削を伴わない場合は「地下埋設物確認書ほか」を、掘削する場合は「地下埋設物配置平面図ほか」を監督職員に提出するものとする。また、さらに確認が必要と判断される場合は、その旨を上記様式に明記すること。なお、様式はHPから入手するものとする。

第8104条 公私道調査

道路、水路等について公図ならびに土地台帳により調査確認しなければならない。

第8105条 在来管調査

在来管調査は、第8103条地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

第8106条 既設管調査

既設内調査は、TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの老化度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。

また、測量調査によって既設管きよ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

第8107条 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第2節 設計一般

第8131条 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

第8132条 事業計画書の確認

受注者は、第1節調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

第8133条 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

第8134条 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3節 設計細則（基本設計）

第8151条 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、監督職員の承認を受けなければならない。

1. 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

2. 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S=1/2,500$ ）は、事業計画において作成した区画割図面に基ついて枝線の区画割を行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

3. 縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ 、横 $1/2,500$ ）は、区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、位置・形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位ならびに幹線、処理区等の名称を記入すること。

4. 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基ついて、管きよの断面、勾配を決定し、起終点の管底高、地盤高、土被り、流入管記号を記入すること。

5. 概略構造図

概略構造図（ $S=1/50 \sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

第8152条 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、個所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

第8153条 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査・計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。

第4節 設計細則（新設及び改築・詳細設計）

第8160条 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には監督職員の承諾を受けなければならない。

1. 位置図

位置図（ $S=1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に施工箇所を記入する。

2. 系統図

系統図（ $S=1/2,500$ ）は、地形図に設計区間を記入する。

3. 平面図

平面図（ $S=1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基ついて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管きよの区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管きよの名称等を記入する。

4. 詳細平面図

詳細平面図（ $S=1/50 \sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督職員が指示する場合に平面及び横断図を作成する。

5. 縦断面図

縦断面図（ $S=$ 縦 $1/100$ 、横 $1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及

び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管きよの位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称等を記入する。

6．横断面図

横断面図 ($S=1/50 \sim 1/100$) は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管きよの位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管きよの名称又は横断位置の名称等を記入する。

7．構造図

構造図 ($S=1/10 \sim 1/100$) は、次の要領で記入する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及び柵等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

8．仮設図

仮設図 ($S=1/10 \sim 1/100$) は、次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。設計図には、掘削幅、長さ、探さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

第 8161 条 各種計算

管きよ、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算にあたっては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

第 8162 条 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

第 8163 条 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第 5 節 照査

第 8170 条 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果物に誤りがないよう努めなければならない。

第 8171 条 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

第 8172 条 照査事項

照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第 1108 条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1．基本条件の確認内容について
- 2．比較検討の方法及びその内容について
- 3．設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- 4．計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- 5．計算書と設計図の整合性について

第 6 節 成果物

第 8180 条 成果物の提出

成果物は、第 1117 条に基づき提出するものとする。

また、成果物の作成にあたっては、委託業務電子成果品作成要領を参考とし、その他編集方法等についてあ

らかじめ監督職員と協議するものとする。

第 8181 条 基本設計の成果物

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
1. 位置図	1/10,000～1/30,000	電子ファイル1式 A 4又はA 3・3部
2. 区画割施設平面図	1 / 2,500	"
3. 縦断面図	縦 1 / 100 , 横 1 / 2,500	"
4. 流量計算表		A 4又はA 3・3部
5. 概略構造図	1 / 10～1 / 100	電子ファイル1式 A 4又はA 3・3部
6. 概略工法検討書		A 4・3部
7. 報告書		"
8. 打合わせ議事録		"
9. その他参考資料 (地下埋設物調査資料他)		一式

第 8182 条 詳細設計の成果物

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
1. 位置図	1 / 10,000～1/30,000	電子ファイル1式 A 4又はA 3・3部
2. 系統図	1 / 2,000～1 / 3,000	"
3. 施設平面図	1 / 300～1 / 500	"
4. 詳細平面図	1 / 100～1 / 300	"
5. 縦断面図	縦1 / 100 横1 / 300～1 / 500	"
6. 横断面図	1 / 50～1 / 100	"
7. 構造図	1 / 10～1 / 100	"
8. 仮設図	1 / 10～1 / 100	"
9. 水理計算書		A 4・3部
10. 構造計算書 (耐震設計計算書を含む)		A 4・3部
11. 数量計算書		A 4・3部
12. 報告書		"
13. 特記仕様書		"
14. 打合わせ議事録		"
15. その他の資料	設計に伴って収集・調査した 資料及びその他申請等に関 する資料	一式

第 7 節 参考図書

第 8190 条 参考図書

業務は、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等の他に下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 発注者の下水道構造標準図
- (2) 発注者の下水道設計基準
- (3) 発注者の道路埋設標準定規図
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説
- (5) 下水道維持管理指針
- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説

- (7) 下水道管路施設設計の手引き
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説
- (9) 下水道施設耐震計算例 - 管路施設編
- (10) 下水道推進工法の指針と解説
- (11) 管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン(案)
- (12) 下水道マンホール安全対策の手引き

第2章 ポンプ場・終末処理場実施設計の業務

第1節 設計一般

第8201条 設計の資料

設計の計算根拠、資材等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

第8202条 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等を所定の手続きによって貸与する。

第8203条 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第8204条 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかなければならない。埋設物がある場合は第8103条に準じ必要書類を提出しなければならない。

1. 地形、その他
用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等
2. 地質
地質調査資料と現地との関係
3. 関連管きよの位置、形状、管底高
4. 吐口の予定位置
5. 放流先の状況
6. その他設計に必要な事項

第8205条 実施設計（基本設計）実施設計（詳細設計）及び増設実施設計（基本設計・詳細設計）

1. 業務の内容は実施設計（基本設計）と実施設計（詳細設計）及び増設実施設計（基本設計・詳細設計）に分ける。
2. 実施設計（基本設計）とは、実施設計（詳細設計）を行うにあたり、当該設計対象施設の処理方式、フローシート、基本的な配置、構造、形式、容量、機能、工事施工方法、維持管理方式及び事業の総合的効果等の基本的事項の確認及び検討をいう。
3. 実施設計（詳細設計）とは、実施設計（基本設計）に基づいて、工事を実施するために必要な設計図、計算書等〔以下実施設計（詳細設計）図書等という。〕の作成業務をいう。
4. 増設実施設計（基本設計・詳細設計）
 - 1) 増設実施設計（基本設計）とは、「2.の実施設計（基本設計）」に基づいて実施する増設実施設計（詳細設計）に先立ち、対象施設の基本設計を見直さなければならない場合に行う基本設計図書の作成業務をいう。
 - 2) 増設実施設計（詳細設計）とは、「2.の実施設計（基本設計）」又は「1）の増設実施設計（基本設計）」に従い、既存施設に連続して建設するために必要な設計図書（設計図・計算書等）の作成業務をいう。

第2節 実施設計（基本設計）

第8210条 実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認ならびに基本設計図書の作成を行い、実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

1. 実施設計（基本設計）を実施する上で、検討又は確認する事項
実施設計（基本設計）業務において、次の事項を検討又は確認しなければならない。
 - (1) 基本条件の確認
行政区域
現在人口、将来人口、面積、都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域、公害関係規制区域等

- 上位計画等
- 環境基準、公害防止計画、流総計画等
- 処理区域・排水区域
- 地形、気象、地質、地下水等の自然的条件、地盤沈下の状況、浸水状況等
- 下水道全体計画
- 計画区域、計画人口、排除方式、計画下水量、幹線ルート、ポンプ場及び処理場の位置、設置数、規模、年次別流入下水量等
- ポンプ場、処理場計画
- 流入管計画、放流管計画、放流河川計画、計画汚水量、計画雨水量、計画水質等
- (2) 処理方式・フローシートの検討
 - 処理方式・フローシートは、次の各事項を考慮して、総合的な見地から定めること。
 - 流入下水の水質、水量及び水温
 - 放流水域の水質の許容限度
 - 放流水域の現在及び将来の利用状況
 - 処理場の立地条件、建設費、維持管理費、操作の難易
 - 施設の初期段階における最適処理方法についての検討
 - 法律等に基づく規制
- (3) 維持管理基本構想の検討
 - 管理制御方式の検討
 - ポンプ場、処理場内の管理制御方式、他ポンプ場、処理場相互の管理制御方式の検討を行うこと。
 - 維持管理体制の検討
 - 標準的維持管理体制及び、制御方式と維持管理体制の検討を行うこと。
- (4) 配置計画の検討
 - 配置計画
 - 経済性、維持管理の難易、環境条件等を考慮し、配置計画を確認すること。
 - 配管、配線計画の検討
 - の配置計画の比較検討に併行し、場内各種主配管、主配線ルートを立案すること。
 - 施設計画等の検討
 - 平面計画・立面計画（機器の配置）、管廊計画（配管、ケーブル等の収容）、機器の搬出入計画等により最適スペースを検討すること。
- (5) 施設設計
 - 容量計算
 - 設計負荷、余裕、予備、初期投資の大小等を検討し、容量、出力を確認すること。
 - 形式、機種等の検討
 - 維持管理の容易さ、経済性、機能等に関して比較検討。
 - 主要機器の運転操作方式、計装制御方式の検討
 - 環境整備計画の検討
 - 換気脱臭、防音防振、排煙、危険物、高圧ガス、緑化、場内道路、場内排水等を検討すること。
- (6) 水位関係の検討
 - ポンプ揚程
 - 放流先水位、再揚水ポンプ等の比較検討
 - 水理計算
 - 計画地盤高と施設レベル
- (7) 施工方式の比較検討
 - 施工方式については、土質調査資料、周辺状況、その他関係資料等を考慮し、工事施工方法ごとの概算コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害の検討を行うこと。
- 2. 基本設計図書の作成に関する作業
 - 建設事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする実施設計（基本設計）図書を作成すること。実施設計（基本設計）図は次に示す内容とし、縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200 を標準とする。

ただし、一般平面図、その他これによっては不都合な場合は、監督職員との協議による。

(1) 事業計画の検討

ポンプ場、処理場の概算事業費の算出

ポンプ場、処理場の建設事業計画の検討

(2) 基本設計図

土木関係

1) 一般平面図

2) 水位関係図

3) 構造図

・平面図

・縦断面図

4) 場内各種排水平面系統図

5) 場内整備平面計画図（場内道路、門、さく、堀、場内造成等）

建築関係

1) 意匠図

・各階平面図

・立面図

・断面図

・求積図表（概算値）

2) 建築機械設備

・概略系統図（衛生、換気、空調）

・主要機器配置図

3) 建築電気設備

・概略系統図（照明・動力幹線、火報、電話、放送、時計等）

・主要機器配置図（盤類）

4) 全体鳥瞰図（カラー仕上）

機械関係

1) 基本フローシート

水処理、汚泥処理、用水、空気、ガス、油等

2) 機器配置計画図（主要機器）

・全体配置平面図

・施設毎配置平面図

・施設毎配置断面図

3) 主要配管系統図（ルート及びスペース）

電気関係

1) 構内一般平面図

2) 主要配電系統図（ルート及びスペース）

3) 単線結線図（受電～低圧主幹）

4) 主要機器配置平面図（主として中央管理室、電気室、自家発電機室）

5) 計装設備図（主要計測及び操作フローシート）

3. 実施設計（基本設計）図書（確認及び検討書、図面等）の作成

実施設計（基本設計）図書（確認及び検討書、図面等）は、「1. 実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「2. 基本設計図書作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成、まとめるものとする。

(1) 共通事項

基本条件確認書

処理方式検討書

維持管理方式検討書

資源有効利用計画検討書（汚泥、再生水、熱、建設副産物等）

環境対策検討書

- 1) 換気、脱臭計画
- 2) 防音、防振計画
- 3) 脱硫、排煙処理計画
- 4) 高圧ガス等の防護計画
- 5) 場内整備計画
 - 構内水利用計画検討書
 - 事業計画の検討書
- (2) 土木関係
 - 施設配置計画、水位関係の検討、容量計算、水力計算書
 - 基礎支持形式の比較検討書
 - 仮設計画検討書
- (3) 建築関係
 - 平面計画検討書
 - 特殊構造の検討書
 - 建築設備計画検討書
- (4) 機械関係
 - 主要機器構成計画（基本フローを含む。）
 - 設備容量計画
 - 水利用計画
 - 油類利用計画
 - 主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む。）
 - 主要機器重量表
- (5) 電気関係
 - 使用電力需要計画
 - 受変電及び負荷設備計画
 - 自家発電設備計画
 - 制御電源設備計画
 - 監視制御設備計画
 - 計装設備計画
 - 主要機器構成計画
 - 主要機器重量表

第3節 実施設計（詳細設計）

第8211条 実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

- 1．実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

 - (1) 受託者は、実施設計（詳細設計）業務を進めるにあたり、設計対象施設に関する実施設計（基本設計）の内容について確認を行わなければならない。
 - (2) 土木建築構造物の構造計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を行わなければならない。
 - (3) 仮設構造物の部材応力算定に先立ち、土圧算定式、設計緒元、切梁段数、山留方法、排水方法、仮設道路計画等の確認又は検討を行わなければならない。
- 2．実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、発注者が提供した資料又は受注者の調査した項目について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。なお、確認された実施設計（基本設計）図書のうち実施設計（詳細設計）で使用できるものは、再使用を妨げない。

 - (1) 土木関係
 - 構造計算書

基礎計算書
仮設計算書
水理計算書
容量計算書

(2) 建築関係

構造計算書
基礎計算書
仮設計算書
設備設計計算書

(3) 機械関係

設備容量計算書
能力、台数、出力等
機器リスト表
特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
主要機種重量表及び建築荷重設定表

(4) 電気関係

設備容量計算書
能力、台数、出力等
運転操作概要書
主要機器重量表及び建築荷重設定表

3. 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、次に示す詳細設計図を作成すること。

(1) 土木関係

一般平面図
水位関係図
構造図
1) 平面図
2) 縦横断面図
3) 杭配置図
詳細図
設備（機械、電気）との取合図及び箱抜き図
配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
場内管きょ配管図（平面図、縦横断面図）
場内排水管、マンホール、ます構造図
場内道路、門、さく、堀、場内整備図等
工事特記仕様書

(2) 建築関係

建築意匠図
案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図、展開図、天井伏図、
建具表、工事特記仕様書、箱抜き図
建築構造図
伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
建築機械設備図
系統図、平面図、断面図及び必要部分は詳細図
建築電気設備図
電灯、非常用照明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等
1) 系統図
2) 各階配線平面図
主要建物（沈砂池・ポンプ室、ポンプ室、管理棟、自家発電機室、污泥処理棟、送風機室）の透視
図（カラー仕上）

(3) 機械関係

フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
全体配置平面図
配置平面図（施設ごと）
配置断面図（施設ごと）
配管全体図
水位関係図、箱抜き参考図（土木に準ずる）
工事特記仕様書

(4) 電気関係

構内一般平面図
単線結線図
主要機器外形（参考寸法）図
機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
主要配線、配管系統図
配線、配管布設図（ラック、ダクト、ピット）
接地系統図
機器配置図（との共用含む）
工事特記仕様書

4. 工事設計書の作成に関する作業

受注者は発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- (1) 数量計算書（材料）
- (2) 工期算定計算書
- (3) 見積依頼書
- (4) 工事設計書（金抜設計書）
- (5) 工事特記仕様書

第4節 増設実施設計（基本設計・詳細設計）

第8221条 増設実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業

増設実施設計（基本設計）業務は、

1. 施設設計
2. 水位関係の検討
3. 施工方法比較検討
4. 基本設計図書作成

を行い、増設実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。図書の作成は、「第8210条、実施設計（基本設計）図書の作成に関する作業」に準じるものとする。

第8222条 増設実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

増設実施（詳細設計）業務は「第8211条、実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業」に準じるものとする。

第5節 改築実施設計（基本設計・詳細設計）

第8231条 改築実施設計（基本設計）図書等の作成に関する作業

改築実施設計（基本設計）業務は、次の事項の検討又は確認ならびに基本設計図書の作成を行い、改築実施設計（基本設計）図書として、まとめなければならない。

1. 改築実施設計（基本設計）を実施する上で、検討又は確認する事項
改築実施設計（基本設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

(1) 課題の確認

法令等の確認

下水道法、都市計画法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、振動規制法、騒音規制法、悪臭防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、肥料取締法

上位計画等の確認

流域別下水道整備総合計画、特定水域高度処理基本計画、都道府県構想、再生水利用基本計画、下水汚濁処理総合計画、長寿命化計画、耐震化計画等

既存施設の課題の確認、整理

計画諸元等の変更への対応、法令・基準等の改定への対応、社会的ニーズ・水準への対応、運転実績による施設の改善要求への対応等。

事業計画等の内容確認

(2) 仕様及び施工方法の検討

資料収集及び現地調査

設計図書、完成図書、改築等の調査・診断報告書、維持管理記録、現地調査（既設構造物、既存機械・電気設備）等

施設仕様の検討

法律に基づく規制への対応の検討（労働安全基準、消防法、建築基準法、公害防止条例等）施設の容量計算、水理計算、負荷計算、既設設備の改善策の検討（浸水対策、腐食対策等）省エネルギー、省資源、省力化に対応した機種検討、器機配置、配管・配線ルート等の配置計画の検討、搬出入計画の検討、耐荷重能力、耐震性等の構造計画の検討等、その他の改築実施計画（基本計画）図書作成に必要な作業

施工方法の検討

制約条件の整理、仮設計画の検討、代替施設計画の検討、段階的施工計画の検討等

(3) 改築事業量の算定

工種別（土木、建築、機械、電気）

財源別（補助対象事業費、単独事業費）

年度別事業計画

2. 改築実施計画（基本計画）図書の作成に関する作業

改築事業計画の検討並びに土木、建築、機械及び電気の各部門とその相互関係を明らかにする改築実施設計（基本設計）図書を作成すること。改築実施設計（基本設計）図書は次に示す内容とし、縮尺 1/100～1/200 を標準とする。

ただし、一般平面図、その他これによっては不都合な場合は、監督職員との協議による。

(1) 事業計画の検討

ポンプ場、処理場の概算事業費の算出

ポンプ場、処理場の建設事業計画の検討

(2) 改築実施設計図

ポンプ場ならびに終末処理場実施計画の基本計画図に準じる。

3. 改築実施設計（基本設計）図書（確認書、検討書及び図面等）の作成に関する作業

改築実施設計（基本設計）図書（確認書、検討書及び図面等）は、「1. 改築実施設計（基本設計）を実施する上で検討又は確認する事項」で行った確認・検討事項及び「2. 改築実施計画（基本計画）図書の作成に関する作業」で作業した図面を下記の内容により構成、まとめるものとする。

(1) 共通事項

基本条件、制約事項等の確認書

施設仕様の検討書

施工方法の検討書（仮設計画・代替施設計画検討、旧施設との切替方式検討書等）

概算工事費算定書

年度別事業実施計画書（段階的施工計画の検討）

その他の必要な検討書

(2) 土木関係

施設配置計画、水位関係の検討、容量計算書、水理計算書

基礎支持形式の比較検討書

仮設計画検討書

(3) 建築関係

改築実施計画検討書

特殊構造の検討書
基礎支持形式の比較検討書
仮設計画検討書
建築設備計画検討書

(4) 機械関係

主要機器構成計画（基本フローを含む。）
設備容量計画
水利用計画
油類利用計画検討書
主要機器搬出入計画（主要機器寸法を含む。）
主要機器重量表

(5) 電気関係

使用電力需要計画
受変電及び負荷設備計画
自家発電設備計画
制御電源設備計画
監視制御設備計画
計装設備計画
主要機器構成計画
主要機器重量表

第 8232 条 改築実施設計（詳細設計）図書等の作成に関する作業

改築実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認ならびに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計（詳細設計）図書として、まとめなければならない。

1. 改築実施設計（詳細設計）で確認する事項

改築実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 受注者は、改築実施設計（詳細設計）業務を進めるにあたり、設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行わなければならない。
- (2) 土木建築構造物の計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬入経路及び各部寸法等の確認を行わなければならない。
- (3) 工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等（以下、仮設構築物等という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行わなければならない。

2. 改築実施計画（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、発注者が提供した資料、又は受注者が調査した事項について、整理し、確認又は検討を行った後に次の作業を行う。なお、確認された基本設計図書のうちで、改築実施計画（詳細設計）で使用できるものは、再使用を妨げない。

(1) 土木関係

構造計算書
基礎計算書
仮設計算書
水理計算書
容量計算書
施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(2) 建築関係

構造計算書
基礎計算書
設備設計計算書
施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(3) 機械関係

設備容量計算書 能力、台数、出力等
機器リスト表
特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
主要機器重量表及び建築荷重設定表
機器搬出入計画書
施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

(4) 電気関係

設備容量計算書 能力、台数、出力等
運転操作概要書
主要機器重量表及び建築荷重設定表
機器搬出入計画書
施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

3. 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、改築施設並びに仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

(1) 土木関係

一般平面図
水位関係図
構造図 平面図・住横断面図・杭配置図
詳細図 設備（機械、電気）との取合図及び箱抜き図
配筋図（鉄筋加工図は数量計算書に記入）
既設撤去図
工事特記仕様書

(2) 建築関係

建築意匠図 案内図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、矩計図、詳細図
展開図、天井伏図、建具表、工事特記仕様書、箱抜き図
建築構造図 伏図、軸組図、断面リスト、ラーメン図、配筋詳細図
建築機械設備図 系統図、平面図、断面及び必要部分の詳細図
建築電気設備図 電灯、非常用証明、設備動力、電気時計、火災報知、電話、拡声、テレビ共聴等

1) 系統図

2) 各階配線平面図

既設撤去図

(3) 機械関係

フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
全体配置平面図
配置平面図（施設ごと）
配置断面図（施設ごと）
配管全体図
水位関係図、箱抜き参考図等（土木に準ずる）
既設撤去図
工事特記仕様書

(4) 電気関係

構内一般平面図
単線結線図
主要機器外形（参考寸法）図
機能概略説明図（計装フローシート、監視制御システム系統図）
主要配線、配管系統図
配線、配管敷設図（ラック、ダクト、ピット）
接地系統図
機器配置図（との共有含む）
既設撤去図

工事特記仕様書

4. 工事設計書の作成に関する作業

受注者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- (1) 数量計算書（材料）
- (2) 工期算定計算書
- (3) 見積依頼書
- (4) 工事設計書（金抜設計書）

第6節 照査

第8241条 照査の目的

受注者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、充分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、成果物に誤りがないよう努めなければならない。

第8242条 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

第8243条 照査事項

照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、第1108条に基づき下記に示す事項を標準として照査を行い管理技術者に提出するものとする。

また、受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

1. 実施設計（基本設計）
 - (1) 基本条件の確認内容に関する照査
 - (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
 - (3) 土木設計、建築設計、（建築機械、建築電気を含む）機械設計、及び電気設計の相互間における整合性に関する照査
2. 実施設計（詳細設計）
 - (1) 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
 - (2) 各種計算書の適切性に関する照査
 - (3) 各種設計図の適切性に関する照査
 - (4) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第7節 成果物

第8251条 成果物の提出

成果物は、第1117条に基づき提出するものとする。

また、成果物の作成にあたっては、委託業務電子成果品作成要領を参考とし、その他編集方法等についてあらかじめ監督職員と協議するものとする。

第8252条 実施設計（基本設計）の成果物

1. 実施設計（基本設計）検討書	A 4判製本	3部
2. 実施設計（基本設計）図	A 3判折たたみ製本	3部
3. 鳥瞰図	A 2判着色仕上額縁入	1部
4. 鳥瞰図写真	四ツ切カラープリント	3部
5. 電子データ		1式

第8253条 実施設計（詳細設計）の成果物

1. 土木建築関係		
(1) 実施設計（詳細設計）図	A 3判折たたみ製本	3部
(2) 計算書（数量計算書を除く）	A 4又はA3判製本	3部

(3) 工事特記仕様書(土木)	A 4 判製本	3 部
工事特記仕様書(建築)	A 3 判折りたたみ製本	〃
(4) 工事設計書	A 4 判	原稿
2. 機械関係		
(1) 実施設計(詳細設計)図	A 3 判折りたたみ製本	3 部
(2) 計算書(数量計算書を除く)	A 4 又は A 3 判製本	3 部
(3) 特記仕様書	A 4 判製本	3 部
(4) 工事設計書	A 4 判	原稿
3. 電気関係		
(1) 実施設計(詳細設計)図	A 3 判折りたたみ製本	3 部
(2) 計算書(数量計算書を除く)	A 4 又は A 3 判製本	3 部
(3) 特記仕様書	A 4 判製本	3 部
(4) 工事設計書	A 4 判	原稿
4. 議事録	A 4 判	3 部
5. 電子データ		1 式

第 8 節 参考図書

第 8290 条 参考図書

業務は、第 1201 条に定める適用基準等及び設計図書等のほかに下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 長崎県建設工事共通仕様書
- (2) 公共建築工事共通仕様書
- (3) 日本工業規格(JIS)
- (4) 日本下水道協会規格(JSWAS)
- (5) 電気規格調査会標準規格(JEC)
- (6) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (7) 日本農業規格(JAS)
- (8) 日本電線工業会標準規格(JCS)
- (9) 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
- (10) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (11) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説(日本下水道協会)
- (12) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (13) 下水道施設耐震計算例—処理場・ポンプ場編—(日本下水道協会)
- (14) 鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説(日本建築学会)
- (15) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 - 許容応力度設計と保有水平耐力 - (日本建築学会)
- (16) 鋼構造設計基準 - 許容応力度設計法 - (日本建築学会)
- (17) 建築基礎構造設計指針(日本建築学会)
- (18) 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編(日本建築学会)
- (19) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事設計図書作成基準及び同解説(公共建築協会)
- (20) 機械製図基準 JIS ハンドブック 5 (日本規格協会)
- (21) 電気記号 JIS ハンドブック 7 (日本規格協会)
- (22) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築工事標準詳細図(公共建築協会)
- (23) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン(全日本建設技術協会)
- (24) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(公共建築協会)
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備編)(公共建築協会)
- (26) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準(公共建築協会)
- (27) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(公共建築協会)
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(公共建築協会)
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(公共建築協会)

- 協会)
- (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（公共建築協会）

第2部 測量業務共通仕様書

第2部 測量業務共通仕様書

第1編 総則

第1章 総則

第11001条 適用範囲

1. 測量業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長崎県土木部の発注する測量業務に係る土木設計（測量、調査）業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが予測される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

第11002条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出命令者若しくは契約担任者をいう。
2. 「受注者」とは、測量業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担任者に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、測量業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」とは、測量業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
12. 「契約書」とは、別冊の「土木設計（測量、調査）業務等委託契約書」をいう。
13. 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、数量総括表、共通仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答

書及び監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面をいう。

14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各測量業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該測量業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
17. 「数量総括表」とは、測量業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、測量業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該測量業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面の基になる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、測量業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
23. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、測量業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務の遂行に係わる事項について知らせることをいう。
25. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
26. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た測量業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
30. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、測量業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
31. 「提示」とは、受注者が監督職員又は検査職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
32. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
33. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
34. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
35. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
36. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が測量業務の完了を確認することをいう。
37. 「打合せ」とは、測量業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
38. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
39. 「協力者」とは、受注者が測量業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
40. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
41. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。

42. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
43. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 11003 条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第 11004 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に測量業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が測量業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第 11005 条 測量の基準

測量の基準は長崎県の定める「公共測量作業規程（公共測量 作業規程の準則を準用）」（以下「規程」という。）第 2 条の規定によるほかは監督職員の指示によるものとする。

第 11006 条 業務の実施

測量業務は、「規程」により実施するものとする。なお、測量成果の種類、内容、構造、品質等は、製品仕様書によるものとし、定めのない場合は、規程第 5 条第 3 項第一号及び第二号によるものとする。また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定めその他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。

第 11007 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 11008 条 監督職員

1. 発注者は、測量業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第 11009 条 管理技術者

1. 受注者は、測量業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、測量業務に関する技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、かつ、高度な技術と十分な実務経験を有するもので日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契

約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 11010 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8 名までとする。
2. 測量業務における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。
3. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 11011 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。
4. 受注者は、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、契約金額のみの変更の場合は原則として登録申請を必要としない。

なお、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するものとする。

（参照：H30.1.31付 29建企第579号 コリンズ・テクリスの登録システムの運用の改訂について）

第 11012 条 打合せ等

1. 測量業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 測量業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 受注者は、支給材料について、その受払状況を登録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておくなくてはならない。また、受注者は、業務完了時（完了前であっても工程上支給品の精算が行えるものについてはその時点）には支給品精算書を監督職員に提出しなければならない。
4. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
5. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
6. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第 11013 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1) 業務概要	(2) 実施方針
(3) 業務工程	(4) 業務組織計画
(5) 打合せ計画	(6) 成果物の品質を確保するための計画
(7) 成果物の内容、部数	(8) 使用する主な図書及び基準
(9) 連絡体制（緊急時含む）	(10) 主要機器・主要船舶・機械等
(11) 施設（検潮所、試験室等）	(12) 安全管理
(13) 環境保全対策	(14) 保険加入状況（保険加入状況一覧表）
(15) その他	

(2) 実施方針又は(15)その他には、第 11032 条安全等の確保及び第 11037 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、個人情報の取扱いについて、個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第 11014 条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。
2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第 11015 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、測量業務の実施にあたっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。手続きに許可書等が発行された場合、その写しを監督職員に提出するものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。
3. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に通知し、その指示を受けるものとする。
4. 受注者は、測量法第十四条（実施の公示）、第二十一条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第二十三条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第三十七条（公共測量の表示等）、第四十条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督職員に提出しなければならない。また、規程第 15 条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第 40 条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

第 11016 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、測量業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合

は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、監督職員の指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。
6. 受注者は、地元関係者から測量業務の実施に関して苦情があった場合、ただちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。

第 11017 条 土地又は水面への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 11018 条 成果物の提出

1. 受注者は、測量業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
5. 受注者は、成果物において使用する CAD の形式は、原則 SFC 形式とする。

第 11019 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、測量業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 11020 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、測量業務の検査に先立って、受注者に対して検査日を報告するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合、検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 測量業務成果物の検査
 - (2) 測量業務管理状況の検査測量業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第 11021 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 11022 条 条件変更等

1. 監督職員が、受注者に対して測量業務内容の変更又は設計図書の訂正（以下「測量業務の変更」という。）の指示を行う場合は、打合せ簿によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、ただちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別の状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第 11017 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 11023 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 11022 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 11024 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 11025 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による測量業務の中断については、第 11033 条臨機の措置により、受注者は適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により測量業務の対象箇所の状態が変動した場合

- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には測量業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

第 11026 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 11027 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 42 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 11028 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途測量業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 11029 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等
2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、測量機器等の賃借、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。なお、協力者は、土木設計（測量、調査）業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第 11030 条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第 6 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 11031 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 5 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写

させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 11013 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 11032 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両、船舶等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和 2 年 3 月）、「港湾海洋調査安全管理指針（社）海洋調査協会」を参考にして常に作業の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、測量業務現場に別途測量業務又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (3) 受注者は、測量業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う測量業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う測量業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷、波浪等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
9. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
 - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合

なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。

10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちにその物体を取り除くものとする。

なお、ただちにに取り除けない場合は、ただちに標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。

11. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。

なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。

12. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。

13. 受注者は、屋外で行う測量業務実施中に事故等が発生した場合は、ただちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

14. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、交通誘導警備の実施を行う場合、配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（1級または2級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾した者については、この限りではない。

なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（1級または2級）の配置が必要である。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における特別講習を修了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第 11033 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い、成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 11034 条 履行報告

受注者は、監督職員が求める場合、契約書第 15 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 11035 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で、休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第 11036 条 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い測量業務を実施するものとする。
2. 受注者は、当該測量業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の測量業務もしくは工事等と、常に相互協調して測量業務を行うものとする。
3. 受注者は、測量業務の実施状況を適切に記録するものとする。
4. 受注者は、測量業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容ならびに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。

5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水士を配置するものとする。
6. 受注者は、測量業務が完了した場合、測量業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

第 11037 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 11013 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。また、受注者の端末のハードディスク等に発注者の情報資産が存在する場合には、完全に削除（ゴミ箱からも削除）するものとする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 11013 条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 11038 条 暴力団等による不当要求の排除対策

受注者は、当該業務にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成 24 年 4 月 25 日別表 1 改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

1. 不当要求を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
2. 不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
3. 上記 1、2 の排除対策を講じたにもかかわらず、上記 2 の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第 11039 条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、業務計画書に保険加入状況（保険加入状況一覧表）について記載し、保険加入を証明する書類（写し等）を提示すること。（平成 30 年 7 月 13 日 30 建企第 229 号通知参照）
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 11040 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国官施第 17 号、国総施第 141 号）による必要な措置をとるものとする。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。
2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第2編 用地部門

第1節 総則

第12001条 適用範囲

本編は長崎県土木部が公共事業の施行のために必要な土地の取得又は使用に伴う資料作成及び図面作成の業務（以下「用地測量」という。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、別途定める用地測量調査特記仕様書は、この仕様書に優先する。

第12002条 施行上の義務及び心得

受注者は、用地測量の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公庁への届出等の手続きを迅速に処理しなければならない。
- (2) 用地測量で知り得た権利者の事情及び成果品の内容を他に漏らしてはならない。
- (3) 用地測量が権利者の財産に関するものであり、補償の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行うことはもとより、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- (4) 権利者から要望、陳情等があった場合には、その意向を充分把握したうえで、速やかに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

第2節 資料調査

第12003条 資料図の調査

資料図の調査に当たっては、位置図及び工事平面図に基づき、工事用地に関係すると思われる土地及び隣接地を含めて、管轄する関係官公署において調査するものとする。

資料図はポリエステルフィルム 300# に転写し、各資料図には様式 - 1 の各事項を書き入れなければならない。

第12004条 公図等の転写

1. 受注者は、測量区域内の土地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所（以下「管轄登記所」という。）において、当該土地に関する地図〔不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。〕をポリエステルフィルム 300# に転写し様式 - 1 の各事項を書き入れなければならない。なお、転写した地図に着色するときは、地図の着色に従うものとする。
2. 資料図及び公図等の転写に当たっては、測量成果等も併せて調査するものとする。なお、関連する測量成果等は様式 - 2 に転記するものとする。

第12005条 公図等転写連続図の作成

受注者は、第12003条（資料図の調査）、第12004条（公図等の転写）、第12006条（土地の登記記録等の調査）の調査が完了したときは、転写地図各葉を複写して連続させた公図等転写連続図をポリエステルフィルム 300# で作成し、その連続図に土地所有者名及び工事計画平面図等に基づき用地取得地又は使用地（以下「取得地等」という。）の予定線を記入するとともに、管轄登記所名及び転写年月日の記載並びに転写を行った者の記名押印を行うものとする。

第12006条 土地の登記記録等の調査

1. 受注者は、測量区域内の土地について、管轄登記所の土地の登記記録又は登記事項証明書等により次の各号に掲げる事項の調査を行わなければならない。
 - (1) 不動産番号、土地の所在及び地番並びに当該地番に係る最終支号
 - (2) 地目及び地積
 - (3) 所有権に関する登記名義人の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称。以下同じ。）
 - (4) 共有地については、共有者の持分
 - (5) 所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
 - (6) 仮登記等があるときは、その内容
 - (7) その他必要と認められる事項
2. 取得地等に該当する地番については、登記事項証明書（全部）の交付を受けるものとする。
3. 国公有地については、当該財産を管理する官公署において調査をするものとする。

第 12007 条 建物の登記記録の調査

受注者は、測量区域内に存する建物については、管轄登記所の建物の登記記録又は登記事項証明書等により次の各号に掲げる調査を行い、建物の登記記録等調査表（様式 - 5）に記載するものとする。

- (1) 不動産番号、建物の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (2) 所有権に関する登記名義人の住所及び氏名
- (3) 共有建物については、共有者の持分
- (4) 所有権以外の権利の登記があるときは、権利登記名義人の住所及び氏名、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間
- (5) 仮登記等があるときは、その内容
- (6) その他必要と認められる事項

第 12008 条 権利者の確認調査

1．受注者は、第 12006 条（土地の登記記録等の調査）第 12007 条（建物の登記記録の調査）の調査が完了したときは、実地調査及び次の各号に定める書類により、権利者の確認調査を行い、権利者調査表（様式 - 6）に所要の事項を記載するものとする。

- (1) 戸籍簿、除籍簿、住民票又は戸籍の附票等
- (2) 商業登記簿、法人登記簿等（登記事項証明書を含む。）

2．権利者が法人以外である時の調査は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 権利者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 権利者に相続が発生しているときは、その経過を明らかにする系統図
- (3) 権利者が次表の左欄に掲げる者である場合は、同表の右欄に掲げる者その他正当な代理権を有する者の住所及び氏名

未成年（独立して法律行為をすることが出来る者を除く。）	法定代理人
成年被後見人	成年後見人
被保佐人	保佐人
被補助人	補助人
任意後見契約の委任者	任意後見人

- (4) その他必要と認められる事項

3．権利者が法人であるときの調査は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法人の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 法人を代表する者の住所及び氏名
- (3) その他必要と認められる事項

4．前 2 項の調査を発送で行う場合には、交付申請書等を受注者が作成し、発注者において発送及び証拠書（戸籍簿等の写等）の受取りを行い、当該書類を受注者に引き渡すものとする。

5．受注者は、第 12007 条（建物の登記記録の調査）の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、その建物について、居住者等の聴取によって所有者の氏名、住所等の調査を行うものとする。

第 12009 条 調査書の作成

受注者は、第 12006 条（土地の登記記録等の調査）の調査が完了したときは、調査事項を土地調査表（様式 - 3、様式 - 4）に所定の事項を記載しなければならない。なお、各調査表の編纂は町名及び字ごとの地番順に行うものとする。

第 3 節 境界確認

第 12010 条 立会い準備

1．受注者は、測量区域内の土地の所有権、賃借権等で第 12011 条（境界立会い画地及び範囲）の画地の境界点を確認するものとし、土地の所有者及び占有者並びに当該土地に隣接する土地の所有者（以下「土地の所有者等」という。）を第 12003 条（資料図の調査）第 12004 条（公図等の転写）

第 12006 条（土地の登記記録等の調査）の調査結果を基に権利者一覧表（様式 - 7）を作成しなければならない。

- 2．受注者は、前項権利者一覧表の作成が完了したときは、監督職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示により土地の所有者等に対する立会い通知等の準備を行わなければならない。

第 12011 条 境界立会い画地及び範囲

受注者は、測量区域内における次の各号の画地の境界が確認できる範囲の立会いを行わなければならない。

- (1) 1 筆を範囲とする画地
- (2) 1 筆の土地であっても、所有権以外の権利が設定されている場合は、その権利ごとの画地
- (3) 1 筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、現況地目ごとの画地。
この場合において、現況地目は、不動産登記規則（平成 17 年 2 月 18 日法務省令第 18 号。以下「規則」という。）第 9 9 条に定める地目によるものとする。

第 12012 条 境界立会い

- 1．受注者は、第 12011 条（境界立会い画地及び範囲）の立会いは、各境界点に関連する土地の所有者等を現地に招集し、次の各号により行わなければならない。

- (1) 境界標識が設置されている境界点については、関連する土地の所有者等の同意を得るものとする。
- (2) 境界点が亡失している等の状況において、現地に境界点の復旧作業が必要と認められる場合は、関係者に復元測量の事前説明を行うものとする。
- (3) 復元測量は法第 1 4 条に定める地図及び地積測量図等に基づき、木杭（プラスチック杭を含む。）金属釘等容易に移動できない標識を設置するものとする。
この場合の作業に当たっては、いずれの側にも偏ることなく中立の立場で行うものとする。
- (4) 前 3 号の手続きにより確認した境界点は、原則として、黄色のペイントで着色するものとする。
ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

- 2．受注者は、第 1 項の境界点立会いにおいて、次の各号に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し監督職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

- (1) 関連する土地の所有者等の同意が得られないもの
- (2) 関連する土地の所有者等の一部が立会いを拒否したもの
- (3) 必要な境界点を確認するために測量区域以外の境界立会い又は測量を土地の所有者等から要求されたとき

- 3．受注者は、第 1 項の立会いで更正の登記を必要とする土地については、関連する土地の所有者等に立会いを求め、筆界及び更正内容の確認を行うものとする。

- 4．受注者は、用地実測図原図等の作成が完了したときは、取得地等に該当する土地所有者に立会いを求め、用地幅杭及び用地実測図原図等の確認を行うものとする。

- 5．受注者は、用地境界杭を設置しようとするときは、隣接する土地の所有者に立会いを求め、境界位置又は用地境界仮杭の位置について確認を行うものとし、双方同意の上、用地境界杭を設置するものとする。

- 6．受注者は、第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の作業が完了したときは、確認及び同意を得た関連する土地の所有者等に対し、立会証明書（様式 - 8）に署名押印を求めるものとする。

なお、署名押印の求めに応じないときは、求めに応じない理由を整理し、書面により監督職員に提出するものとする。

- 7．受注者は、第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項において確認した立会人が登記名義人と異なる場合は、その理由及び所有者との関係を立会証明書に付記するものとする。

第 12013 条 公共用地境界確定協議

- 1．受注者は、測量区域内に国有財産法（昭和 22 年法律第 73 号）で規定された土地が存するときは、該当する国有財産の管理者（以下「公共物管理者等」という。）と公共用地境界確定（境界確認を含む）の方法について監督職員の指示に基づき打合わせを行うものとする。

- 2．受注者は、前項の打合わせの結果を監督職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は用地測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

- 3．受注者は、第 1 項の打合わせの結果、第 12005 条（公図等転写連続図の作成）により作成した転

写連続図その他資料を基に用地測量を行うことによって、公共物管理者等が公共用地境界の確定と見なすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。この場合に公共用地に隣接する土地の所有者から第 12012 条（境界立会い）第 3 項に準じた確認を行い、同意を得るものとする。

- 4．受注者は、前項の境界確定作業が完了したときは、速やかに公共用地境界確定のために必要な図面等の作成を行うものとする。

第 4 節 境界測量

第 12014 条 用地測量の基準点

- 1．受注者は、用地測量に使用する基準点について当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途監督職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用しなければならない。
- 2．受注者は、前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときは監督職員と協議しなければならない。
- 3．受注者は、第 1 項の基準点測量が実施されていないものについては、基準点の設置、座標値の設定方法等について監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

第 12015 条 補助基準点の設置

受注者は、第 12012 条（境界立会い）で確認した各境界点を観測するための、補助基準点を設置できるものとする。この場合の設置方法は、作業規程第 405 条によるものとする。

第 12016 条 用地幅杭設置測量

- 1．受注者は、取得地等の範囲を示すために所定の位置に用地幅杭を設置し、杭打図を作成するものとする。
- 2．設置方法は、作業規程第 366 条によるものとする。
- 3．用地幅杭の規格は、様式 - 9 によるものとする。

第 12017 条 用地幅杭点間測量

受注者は、第 12016 条（用地幅杭設置測量）が終了したときは、隣接する用地幅杭点間全辺について距離を現地で測定して精度を確認するものとする。この場合において、測定方法は、作業規程第 367 条によるものとする。

第 12018 条 境界測量

- 1．受注者は、各境界点の測量を行うときは、4 級基準点以上の基準点に基づき、放射法により行うものとする。この場合において、観測及び測定の方法は、作業規程第 405 条によるものとする。
- 2．境界確認及び境界確定経過の詳細を測量経過説明書（様式 - 2 3）に記載するものとする。

第 12019 条 用地境界仮杭設置

- 1．受注者は、第 12016 条（用地幅杭設置測量）、第 12018 条（境界測量）の規定により取得地等（用地は区分地上権設定地に限る。）の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき次の各号により用地境界仮杭を設置するものとする。この場合の設置方法は、作業規程第 407 条によるものとする。
 - (1) 原則として、関連する土地の所有者等の立会いのうえ、行う
 - (2) 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鉋等とする
 - (3) 用地境界仮杭の規格は、様式 - 9 による
- 2．受注者は、前項の用地境界仮杭が建物等で支障となり、設置が困難な場合は、その理由等を整理し監督職員に報告しなければならない。ただし、関連する土地の所有者等が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置できるものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する土地の所有者等に十分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第 12020 条 用地境界杭設置

- 1．受注者は、第 12016 条（用地幅杭設置測量）、第 12019 条（用地境界仮杭設置）の規定により設置した用地幅杭又は用地境界仮杭と同一の点に用地境界杭を設置換えするものとする。
- 2．用地境界杭の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの規格及び仕様は、様式 - 9 による

ものとする。

- (1) コンクリート柱
- (2) 金属境界標

3. 用地境界杭の設置方法は、次の各号によるものとし、設置後自然の移動、埋没、他人による引き抜き等を生じないように十分に固定するものとする。

- (1) 設置箇所が砂地、湿地等の軟弱地盤又は、凍害のおそれのある箇所にあっては、基礎をコンクリートで固定する。
- (2) 地上に露出することが障害となる箇所にあっては、その全体を埋設する。

4. コンクリート境界杭を設置することが困難な箇所で、かつ、その位置を変更することが適当でない場合は、金属境界標を設置するものとする。この場合において、金属境界標でも設置することが困難であるときは、監督職員と協議を行うこと。

第 12021 条 境界点間測量

受注者は、第 12018 条（境界測量）第 12019 条（用地境界仮杭設置）及び第 12020 条（用地境界杭設置）の作業が終了したときは、隣接する境界点間の距離を測定して精度を確認するものとする。この場合において、測定方法は、作業規程第 410 条によるものとする。

第 12022 条 用地現況測量

1. 受注者は測量区域内に建物又は工作物等がある場合は、位置及び種別等を調査するものとする。
2. 取得地等の対象地内に建物又は工作物等がある場合は、支障物件調書（様式 - 10）を作成するものとする。
3. 用地現況測量の方法は、T S 等による。
4. 取得地等の対象地内及び取得地等の対象地に接近している建物又は工作物等がある場合は、対象地との位置付けを明確にし、支障物件詳細図（様式 - 11）を作成するものとする。

第 5 節 面積計算

第 12023 条 面積計算の範囲

面積計算の範囲は、第 12011 条（境界立会い画地及び範囲）に定める区別に基づき、次の各号により行うものとする。

- (1) 画地のすべてが取得地等の対象地内に存するときは、その画地面積
- (2) 画地が取得地等の対象地の内外に存するときは、取得地等の対象となる土地及び残地面積
- (3) 画地が取得地等（使用地は区分地上権設定地に限る。）の対象地の内外に存し、分裂地が生じる場合は、取得地等（使用地は区分地上権設定地に限る。）の対象地、分裂地及び残地面積

第 12024 条 面積計算の方法

面積計算は、原則として、座標法によるものとする。

第 12025 条 計算数値の取扱

1. 座標法による場合の表示単位と桁数については、次の各号によるものとする。
 - (1) 長さ m単位 小数点以下 3 けた
 - (2) 面積 m²単位 小数点以下 6 けた

第 12026 条 現況地目別の求積

現況地目別の求積方法は、一筆ごと、取得地等ごとに地目別の面積を求めるものとする。

第6節 用地実測図原図等の作成

第12027条 用地実測図原図等の作成

1. 受注者は、境界測量等の成果及び用地現況測量の成果により、用地実測図原図、用地平面図、**土地実地調査書**、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。
2. 各図の品質及び規格は下記のとおりとする。
 - (1) 用地実測図原図 ポリエステルフィルム 500 # 80cm × 110cm
 - (2) 用地平面図 ポリエステルフィルム 300 # 80cm × 110cm
 - (3) 地積測量図及び土地所在図 規則第74条第3項に定める様式
3. 縮尺は原則として、1 / 500 又は 1 / 1,000 とする。ただし、特別な場合は監督職員と協議し承認を得た上で適宜その縮尺とすることができるものとする。
4. 用地実測図原図及び用地平面図の記載事項は、別表 - 1 によるものとする。
5. 現況の表示方法は、公共測量標準図式（作業規程第82条）によるものとする。
6. 地積測量図及び土地所在図は、用地実測図原図に基づいて、規則第82条から第87条までの規定により作成するものとする。
7. 用地実測図原図を点検し、最終点検結果を用地実測図原図精度管理表（様式 - 24）に記載するものとする。
8. 用地平面図を点検し、最終点検結果を用地平面図精度管理表（様式 - 25）に記載するものとする。
9. **土地実地調査書（様式 - 26）に添付する画像情報は、該当する境界点全てを撮影し、添付するものとする。**

第7節 土地実地調査書の修正

第12028条 土地実地調査書の修正

1. 受注者は、既存の用地測量成果等を基に、**土地実地調査書（様式 - 26）を作成するものとする。**
2. **土地実地調査書（様式 - 26）に添付する画像情報は、該当する境界点全てを撮影し、添付するものとする。**

第8節 土地調書の作成

第12029条 土地調書（地積集計表）の作成

受注者は監督職員が求める場合、第2節（資料調査）から第6節（用地実測図原図等の作成）までの規定により作成した成果品に基づき、地積集計表（様式 - 12）を作成しなければならない。

第9節 国公有地の測量調査

第12030条 国公有地の測量調査

1. 国有林野の測量は、道路の建設管理に伴う国有林野の使用に関する覚書（昭和40年5月15日北開局用第53号）によるほか国有林野測定規程によるものとする。
2. 前項に規定するもの以外の国公有地については、当該国公有地を管理する官公署の定めによるものとする。

第10節 成果等

第12031条 成果等

提出すべき成果品及び測量記録は、別表 - 2 に掲げるものとする。

別 表 一 覧表

別表 番号	名 称	備 考
1	図面記載事項	
2	成果品及び測量記録	

別表 - 1

図面 記載事項

番号	記 載 事 項	用地実測図 原図	用地平面図	様式番号
1	図郭線（75cm×100cm）、座標図郭線は各2cmとする	○	○	13
2	起点、終点、中心点、中心線及び100m毎の逓加距離	○	○	
3	用地境界線、用地境界幅杭番号、中心線からの幅距離及び逓加距離	○	○	
4	筆界線、地番、所有者名及び所管所属名	○	○	
5	用地境界仮杭の記号及び番号	○	○	
6	既設境界杭、筆界点の記号及び番号	○	○	
7	基準点（図根点）の記号及び番号	○	○	
8	行政区画名、字名及び区画線	○	○	
9	地貌、地物、地目界及び地目記号		○	
10	電柱、地下埋設物並びに見出し杭等の記号及び番号		○	
11	図面の表示（タイトルボックス）	○	○	14
12	求積根拠線及び関連数値	○		
13	方位	○	○	
14	位置図	○	○	
15	基準点等網図	○	○	15
16	曲線表	○	○	
17	用地幅杭成果表	○	○	17
18	既設境界杭成果表	○	○	18
19	用地境界仮杭成果表	○	○	19
20	筆界点成果表	○	○	20
21	4級基準点成果表	○	○	16
22	用地求積表	○		21
23	現況地目別求積表		○	22
24	拡大図及び一般図（所在図）	○		
25	地図地積更正の図面及び算式	○		
26	図面接合線	○	○	

別表 - 2
成果品及び測量記録（国有林等を除く）

	名 称	単 位	数 量	規格寸法	備 考
成 果 品	用地実測図原図	枚		ポリエステルフィルム 500#80cm×110cm	
	用地平面図	枚		ポリエステルフィルム 300#80cm×110cm	
	地積測量図及び土地所在図	筆		規則第74条第3項に定め る様式	不動産調査報告書を含 む。
	地積集計表	冊		様式 - 12	監督職員が求めた場合
	土地調査表	冊		様式 - 4	国公有地調査
	建物の登記記録等調査表	冊		様式 - 5	
	権利者調査表	冊		様式 - 6	
	立会証明書	冊		様式 - 8	
	登記事項証明書（全部）	冊			
	用地平面地目別色分図	枚			
	支障物件調書	冊		様式 - 10	
	支障物件詳細図	冊		様式 - 11	
	土地実地調査書	冊		様式 - 26	
	その他				
測 量 記 録	基準点測量簿	冊			
	測量成果計算簿	冊			
	測量経過説明書	冊		様式 - 23	
	土地調査表	冊		様式 - 3	
	権利者一覧表	冊		様式 - 7	
	資料図	冊		ポリエステルフィルム300#	
	公図等転写連続図	枚		ポリエステルフィルム300#	
	写真帳	冊			
	その他				

成果品及び測量記録（国有林等）

	名 称	単 位	数 量	規格寸法	備 考
成 果 品	用地実測図原図	枚		ポリエステルフィルム500# 80cm×110cm	
	用地平面図	枚		ポリエステルフィルム300# 80cm×110cm	
	位置図	枚		1 / 50,000	
	実測図	枚		1 / 5,000	国有林野基本図による。
	地積集計表	冊		様式 - 1 2	監督職員が求めた場合
	地積測量図及び土地所在図	筆		規則第74条第3項に定め る様式	不動産調査報告書を含 む。
	その他				
測 量 記 録	基準点測量簿	冊			
	境界測量簿 測量手簿 座標及び高低計算簿 面積計算簿	冊			国有林野測定規程等による。
	等				
	写真帳	冊			
	その他				

様式 一 覧 表

様式番号	名 称	備 考
1	資料図及び公図等の転写	
2	境界点成果対比表（確定座標一覧表）	
3	土地調査表	
4	土地調査表（国公有地）	
5	建物の登記記録等調査表	
6	権利者調査表	
7	権利者一覧表	
8	立会証明書	
9	標杭の規格	
1 0	支障物件調書	
1 1	支障物件詳細図	
1 2	地積集計表	
1 3	図面規格	
1 4	図面の表示（タイトルボックス）	
1 5	基準点網図	
1 6	4 級基準点成果表	
1 7	用地幅杭成果表	
1 8	既設境界杭成果表	
1 9	用地境界仮杭成果表	
2 0	筆界点成果表	
2 1	用地求積表	
2 2	現況地目別求積表	
2 3	測量経過説明書	
2 4	用地実測図原図精度管理表	
2 5	用地平面図精度管理表	
2 6	土地実地調査書	

資料図及び公図等の転写

資料図 No.			
字 名 地 番			
縮 尺		保管場所	
作 図 の 年 月 日 明 大 昭 平 年 月 日		図 面 の 称	
作 成 者 住 所 氏 名			
転 写 者			
転 写 年 月 日	平成 年 月 日 転写		

様式 - 2
境界点成果対比表（確定座標一覧表）
（A3）

計算者	
-----	--

[illegible]

様式 - 3
土地調査表

(A 4)

[illegible]

(注)不動産番号が存する土地は、不動産番号を備考欄に記載する。

(A 4)

土地調査表（国公有地）							
調 査 名							
調査年月日		年 月 日		調査員			
番号	所在地	地番	地目	地積	所管	財産種目	摘要

(注) 不動産番号が存する土地は、不動産番号を摘要欄に記載する。

様式 - 5
(A 4)
建物の登記記録等調査表

調 査 年月日	年 月 日	調 査 者		整 理 番 号	
------------	-------	-------	--	------------	--

1 . 建物の登記記録の調査						
所 在 地	長崎県 市 町 大字 番地 郡					
権利部甲区欄 (所有権)	住所又は所在地					
	氏名又は法人の名称及び代表者氏名			登記年月日		
家屋番号	主たる建物又は附属の別	種 類	構 造	床面積	建築年次	備 考
権利部乙区欄 (所有権以外の権利) 及び仮登記等の事項					法定代理人等	
2 . 立木の登記記録及びその他の登記簿等調査						

(注) 不 動 産 番 号 が 存 す る 建 物 は 、 不 動 産 番 号 を 備 考 欄 に 記 載 す る。

様式 - 6
権利者調査表
(A4)

調査年月日		年 月 日		調査者		整理番号	
権利者が法人以外	登記名義人の氏名					生年月日 死亡年月日	
	登記名義人の住所						
	相 続 関 係					相続系統図	別紙
	相続人の氏名	生年月日 死亡年月日	被相続人との続柄	相 続 人 の 住 所			
法人	法定代理人等	氏名					
		住所					
	財産管理人	氏名					
		住所					
権利者が法人	法人の名称						
	主たる事務所の所在地						
	法人の代表者	氏名					
		住所					
	破産管財人等	氏名					
		住所					

権利者一覽表
(A 4)

[illegible]

立 会 証 明 書

土地の表示

上記の土地を調査・測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会いし、土地の筆界について異議なく確認されたものである。

申 請 人 住 所

(土地所有者)

氏 名

印

嘱 託 者

印

記

隣接地番	住 所 氏 名 電 話 番 号	資 格	立 会 年 月 日	物 証	押 印

本立会証明書のとおりに立会いの事実を確認し、調査・測量したものであることを証明します。

平成 年 月 日

住 所 (事務所)

調査・測量者

実印

(土地家屋調査士)

(職印)

注 1 管理人、代理人が立ち会った場合は、その者の住所・氏名・電話番号を併記して押印する。

2 この立会証明書と筆界を明らかにした図面を合綴した場合は、立会人に契印を求めるものとする。

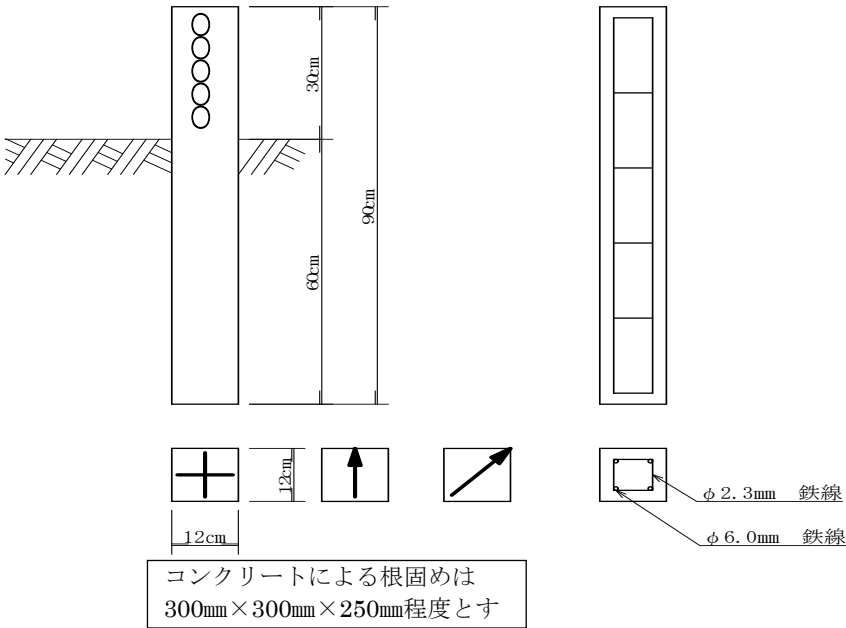
3 調査・測量者の印鑑証明書を添付する（官公署職員は除く。）。ただし、調査・測量者が土地家屋調査士の場合は、職印をもって実印に代える。

標杭の規格

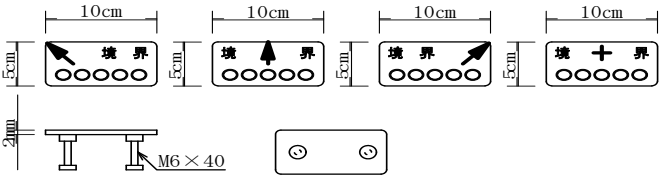
種類	材質	寸法	頭部色別	備考
用地幅杭	木材	6cm×6cm×60cm	黄	
用地境界仮杭	木・プラスチック	6cm×6cm×60cm	黄	
用地境界杭	下図参照			

用地境界杭

コンクリート柱タイ
プ



プレートタイ



様式 - 10
(A4)

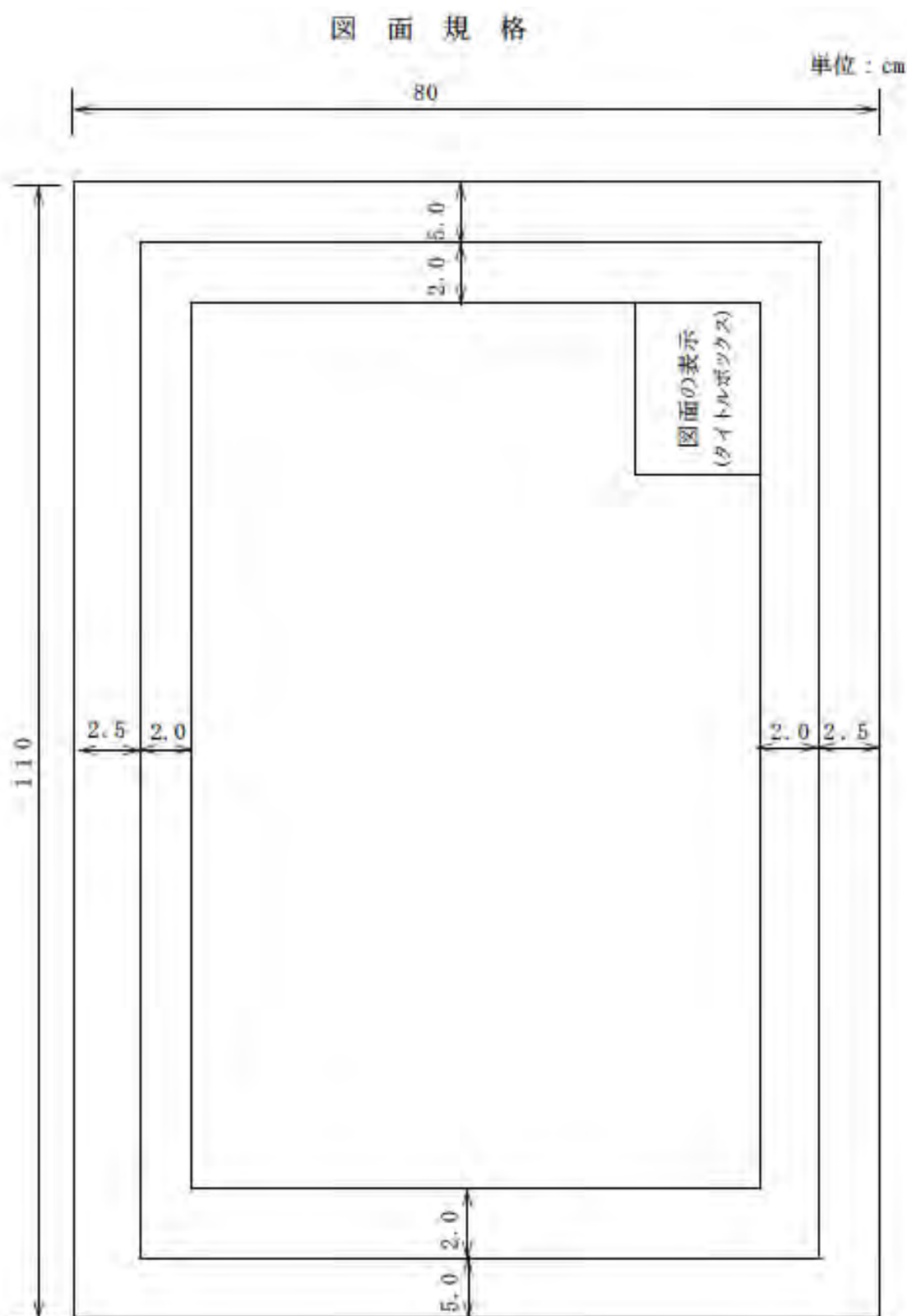
支 障 物 件 調 書									
業 務 名				調 査 年 月 日		調 査 者			
				平成 年 月 日					
物件等の所在									
番号	字	地番	物件等の所有者	物件等の種類	規模（形状寸法）	数量	単位	用地 内外	備 考

注1 字地番の欄は、複数の地番にまたがって存在する場合は、その関係字名及び関係地番の全部を記入するものとする。注2 番号、種類及び規模（形状寸法）の欄は、異なるごとに通番で付すものとする。

様式 - 1 1
支障物件詳細図
(A 4)

番号		所有者	
(写真貼付)			

地 積 集 計 表																						
事業 種別		所管			図面番号			調査者		㊞												
工事名					施行年度		測量延長			測量済年月												
									施行延長			事務完結年月										
総面積			国有地				測点				備考											
			民有地																			
土地の所在																						
所有者 氏名	字名	公 簿			現況地目別地積内訳														所有権移 転登記済 年月日	摘要		
		地番	地目	地積	地番											計	残地積					
					m ²			m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		m ²		



様式 - 14
図面の表示 (タイトルボックス)

平成 年 月 調査			
図 種			
測 点	6.0	1.0	5.0
縮 尺		図 面 番 号	葉の内 号
調 査 員			
整 理 番 号			
開 発 建 設 部			

様式 - 1 5

○ 級基準点網図S = 1 : 5,000

基準点成果表

点名	X	Y

基準点網図は原則として3級基準点以上の網図とする。
1/5,000を標準とするが、図面余白状態等によっては縮尺を変更してもよい。

様式 - 1 6
4 級基準点成果表

点名	X	Y	摘 要

様式 - 17
用地幅杭成果表

記号番号	X	Y	摘 要

記号番号は、R Lにとられない。

様式 - 18
既設境界杭成果表

記号番号	X	Y	摘 要

摘要欄に境界杭の種別を記入する。

様式 - 19
用地境界仮杭成果表

記号番号	X	Y	摘 要

様式 - 20
筆界点成果表

記号番号	X	Y	摘 要

様式 - 2 1

用 地 求 積 表							
土地 の 所在	公 簿			符 合	算 式	所有者	備 考
	地番	地目	地積				

様式 - 2 2

現 況 地 目 別 求 積 表									
土地 の 所在	公 簿			潰地地積	現況 地目	符 合	算 式	所有者	備 考
	地番	地目	地積						

様式 - 2 3
(A 4)

測 量 経 過 説 明 書		
業 務 名		境界確定及び調整方法
会社名及び 調査員		
履行期間		
測量箇所及び 測量区間		
資料図等の種類		
基準点測量		境界立会
中心点測量		その他問題点と処理方法
境界杭等の設置方法		

用地実測図原図精度管理表

(A 4)

業務名					縮尺			
作業機関			管理技術者		印		点検者	印
図面番号								
指摘項目			誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
図郭線								
起点、終点、中心点、中心線及び100m毎の逓加距離								
用地境界線、用地境界幅杭番号、中心線からの幅距離及び逓加距離								
筆界線、地番、所有者名及び所管所属名								
用地境界仮杭の記号及び番号								
既設境界杭及び筆界点の記号及び番号								
基準点（図根点）の記号及び番号								
行政区画名、字名及び区画線								
図面の表示（タイトルボックス）								
求積根拠線及び関連数値								
方位								
位置図								
基準点網図								
曲線表								
用地幅杭成果表								
既設境界杭成果表								
用地境界仮杭成果表								
筆界点成果表								
基準点成果表								
用地求積表								
拡大図及び一般図（所在図）								
地図地積更正の図面及び算式								
図面接合線								

用地平面図精度管理表

(A 4)

業務名						縮尺			
作業機関		管理技術者	印		点検者	印			
図 面 番 号									
指摘項目		誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落	誤記	脱落
図郭線									
起点、終点、中心点、中心線及び100m毎の追加距離									
用地境界線、用地境界幅杭番号、中心線からの幅距離及び追加距離									
筆界線、地番、所有者名及び所管所属名									
用地境界仮杭の記号及び番号									
既設境界杭及び筆界点の記号及び番号									
基準点（図根点）の記号及び番号									
行政区画名、字名及び区画線									
地貌、地物、地目界及び地目記号									
電柱、地下埋設物並びに見出杭等の記号及び番号									
図面の表示（タイトルボックス）									
方位									
位置図									
基準点網図									
曲線表									
用地幅杭成果表									
既設境界杭成果表									
用地境界仮杭成果表									
筆界点成果表									
基準点成果表									
現況地目別求積表									
図面接合線									

様式—26

地 番	所有権登記名義人（□立会人）	
	住所 (登記記録と異なる場合)	
	氏名	
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）
	持分	☐ 単有 ☐ 共有（持分 ）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族（ ） ☐ 管理者（ ） ☐ 代表者 ☐ その他（ ）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認
	地 番	所有権登記名義人（□立会人）
	住所 (登記記録と異なる場合)	
	氏名	
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）
	持分	☐ 単有 ☐ 共有（持分 ）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族（ ） ☐ 管理者（ ） ☐ 代表者 ☐ その他（ ）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認
	地 番	所有権登記名義人（□立会人）
	住所 (登記記録と異なる場合)	
	氏名	
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）
	持分	☐ 単有 ☐ 共有（持分 ）
	連絡先（電話番号等）	
	立会人	
	住所	
	氏名	
	本人確認方法	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 面識有り ☐ その他（ ）
	所有権登記名義人との関係	☐ 親族（ ） ☐ 管理者（ ） ☐ 代表者 ☐ その他（ ）
	連絡先（電話番号等）	
	立会・確認状況等	平成 年 月 日 立会・確認

04 登記原因及びその日付

申請番号	地 番	原因日付	原因	登記原因及びその日付の具体的判断理由

05 調査資料・証言・事実等			
資料等区分	資料等番号	資料等名	
登記所資料		☐ 土地登記記録	
		☐ 土地閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
		☐ 建物登記記録	
		☐ 建物閉鎖登記記録・閉鎖登記簿	
		☐ 地図（ ）	
		☐ 地図に準ずる図面（ ）	
		☐ 閉鎖地図及び閉鎖地図に準ずる図面	
		☐ 地積測量図・土地所在図	
		☐ 筆界特定関係資料等	
		☐ 旧土地台帳	
		☐ 旧土地台帳附属地図（和紙公図）	
		☐ 基準点成果	
		☐ その他（ ）	
		☐ その他（ ）	
	官公署等資料		☐ 台帳申告書写し
		☐ 地籍図等	
		☐ 国土調査等関係資料	
		☐ 道路台帳	
		☐ 道路台帳附属地図	
		☐ 道路境界確定図等	
		☐ 法定外公共物確定協議書等	
		☐ 公共用地払下げ図面等	
		☐ 河川法の適用河川境界承認図等	
		☐ 換地確定図	
		☐ 戦災復興区画整理図	
		☐ 空中写真	
		☐ 農業委員会の許可書等	
		☐ 基準点成果	
その他の事実等			☐ 地形地物：段差・石垣・のり地・崖・沢・道路・水路・尾根・谷・その他
		☐ 工作物：境界標識・土留め・ブロック塀・コンクリート擁壁・その他	
		☐ 筆界確認書，立会証明書等	
		☐ 売渡図面	
		☐ 承諾書	
		☐ 証言（証言者 ）	
		☐ その他（ ）	
		☐ その他（ ）	
06 資料・証言・事実等の分析			
資料等番号	地番	分析手法，分析結果その他必要な事項	
		作成年月日	昭和○年○月○日
		求積方法	☐ 座標法 ☐ 三斜法 ☐ その他（ ）
		作成年月日	昭和○年○月○日
		求積方法	☐ 座標法 ☐ 三斜法 ☐ その他（ ）
		証言者	

様式ー26

07 現地の状況				口別紙のとおり	
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景	撮影年月日 備 考			近 景	撮影年月日 備 考
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景	撮影年月日 備 考			近 景	撮影年月日 備 考
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景	撮影年月日 備 考			近 景	撮影年月日 備 考
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景	撮影年月日 備 考			近 景	撮影年月日 備 考
点名		境界標		確認の状況	
		☐ 新設 ☐ 既存 ☐ 復元 ☐ 入替え			
遠 景	撮影年月日 備 考			近 景	撮影年月日 備 考
その他 必要な事項					

様式ー26

08 地域区分・精度区分						
地域区分	☐ 市街地地域 (甲2まで) ☐ 村落・農耕地域 (乙1まで) ☐ 山林・原野地域 (乙3まで)					
地図等の精度区分	☐ 甲1 ☐ 甲2 ☐ 甲3 ☐ 乙1 ☐ 乙2 ☐ 乙3 ☐ なし					
09 筆界位置の計測						
基準点測量等						
測地系	☐ 世界測地系 ☐ 変換パラメータ () ☐ 任意座標 ()					
使用機器	☐ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()					
観測方法	☐ 放射 ☐ 結合 ☐ 閉合 ☐ 交会 ☐ 単回 ☐ 対回 ☐ 平均 ☐ その他 ()					
	☐ スタティック ☐ 短縮スタティック ☐ RTK ☐ ネットワーク型RTK ☐ その他 ()					
観測日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
使用した基本三角点等	点 名	等級・種別			標 識	
補助基準点	点 名	名称・種別			標 識	
恒久的地物	点 名	名称・種別			地物の名称	
遠景	撮影年月日 備 考			近景	撮影年月日 備 考	
基本三角点等に基づく測量ができない理由						
一筆地測量						
使用機器	☐ TS ☐ GNSS ☐ その他 ()					
観測日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					
求積・誤差の許容限度の検証	地 番	登記地積 m ²	実測面積 m ²	較 差 m ²	公 差	地積更正の要否
						☐ 要 ☐ 否
						☐ 要 ☐ 否

様式一26

10 補足・特記事項	
(※各欄における記録事項を補足すべき事項等を記録する。)	
11 画像情報	☐ 別紙のとおり
撮影年月日 備 考	撮影年月日 備 考
12 調査図（現地案内図等）	
調査図番号（ ） タイトル	

第3編 深浅測量（港湾区域）

第13001条 適用の範囲

本編は、港湾区域における深浅測量に関する一般的事項を取扱うものとする。

第13002条 測量準備

受注者は、測量を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

第13003条 基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、地方整備局又は海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）等の既設点を用いなければならない。ただし、やむを得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。

- (1) 主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。
- (2) 深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。
- (3) 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGNSS測量によらなければならない。また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、GNSS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。
- (4) 三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。
なお、座標値の較差は、次のとおりとする。
主要基準点 : 30cm以内
補助基準点 : 50cm以内
- (5) 多角測量は、節点に既知点を含んで行い、座標計算を行わなければならない。
なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。
主要基準点 : 30 cm以内
補助基準点 : 50 cm以内
- (6) GNSS の観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、基地点に結合するように行い、座標計算するものとする。
なお、座標値の標準偏差は、次のとおりとする。
主要基準点 : 15 cm以内
補助基準点 : 25 cm以内
- (7) 交会法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行わなければならない。
なお、座標値の較差は、次のとおりとする。
主要基準点 : 30cm以内
補助基準点 : 50cm以内
- (8) 測量機器は、必要な精度を考慮して選定するものとする。
なお、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

第13004条 簡易検潮等

受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮機の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。

第13005条 水深測量

1. 検潮

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。
- (2) 受注者は、次により検潮するものとする。
 - 1) 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。
 - 2) 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相つぐ高

低潮を含む連続観測を2回以上)によって、これを求め、補正するものとする。

3) 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。

(3) 受注者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めるための水準測量を行うものとする。

1) T.P.との関係を求める場合には、使用したG.S.B.M.の公表平均整所為か成果年度を明記する。

2) 水準測量成果図には関係する各固定地点の高低差を明記する。

2. 最低水面及び平均水面

受注者は、最低水面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合(地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等)には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所(基準検潮所)と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁ホームページ(<http://www.kaiho.mlit.go.jp>)の平均水面、最高水面及び最低水面の高さに関する告示に掲げられた Z_0 区分帯による Z_0 を減じた面を最低水面とするものとする。

$$DL = A_0' - Z_0$$

$$A_0' = A_1 + (A_0 - A_1)$$

ここで DL : 最低水面

A_0 : 基準検潮所の平均水面

A_0' : 測量地検潮所の平均水面

A_1 : 基準検潮所の短期平均水面

A_1' : 測量地検潮所の短期平均水面

Z_0 : 平均水面から最低水面までの値

3. 水深測量

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行わなければならない。

(2) 海上測位

1) 受注者は、海上位置測量に使用する機器は、六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では $\pm 2m$ 、1a級水域及び1b級水域では $\pm 5m$ を確保できるものを使用しなければならない。

2) 受注者は、海上測位位置の線の交角を $30^\circ \sim 150^\circ$ の範囲内に収めなければならない。

3) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。

(3) 測深

1) 測深機器

受注者は、音響測深機(単素子、多素子、スワス音響測深機含む)及びレーザー測深器、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表3-1 音響測深機の性能(水深100m未満)」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、表3-1に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち監督職員に測深方法の承諾を得なければならない。

表 3 - 1 音響測深機の性能（水深 100m 未満）

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮 定 音 速 度	1500m / s
発 振 周 波 数	90 ~ 230kHz(水深 31m 未満) 30 ~ 230kHz(水 31m ~ 100m 未満)
送受波器の指向角	半減半角 8° 以下
紙 送 り 速 度	20 mm / min 以上
最 小 目 盛	0.2m 以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	70 ~ 455kHz(水深 31m 未満) 26 ~ 455kHz（水深 31m ~ 100m 未満）
レンジ分解能	5cm 以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5 度以下 × 1.5 度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ）	
発振周波数	100 ~ 500kHz
レンジ分解能	5cm 以下
仮定音速度	1500m / s
受信素子数	4 個以上

スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が 4 個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

2）測深及び水深改正

受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速、喫水等より諸改正を行わなければならない。

受注者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めなければならない。ただし、これらによれない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出しなければならない。バーチェック法以外の方法による場合でも、喫水の確認は行わなければならない。

受注者は、バーチェック法等による水中音速度の測定を 1 日 1 回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度バーチェックを行わなければならない。

受注者は、バーチェック法による場合は、バーを深度 30m までは 2m ごと、30m 以深は 5m ごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めなければならない。

3）作業条件

受注者は、海面が平穏で視界が良好な作業条件で測深作業を行わなければならない。

(4)．測深間隔

受注者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深するものとする。

4．測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行わなければならない。

第 13006 条 成果物

- 1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
- 2．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書、図面を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

件名
測量場所
測量期間
測量区域図
測量機器
測定方法
地形解析結果
測量結果と考察

(2) 図面

測深図

(3) 測量資料

航跡図

測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）

測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はGNSS測位記録）

第13007条 照査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 調査方針及び調査内容の適切性

(2) 測定記録と計算結果の整合性

(3) 測定記録と図面表現の整合性

(4) 既存資料、計画資料等との整合性

(5) 成果物の適切性

第4編 水路測量（港湾区域）

第14001条 適用の範囲

本編は、港湾区域における水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取扱うものとする。

第14002条 測量準備

受注者は、測量を実施するに当り、必要な計画・準備を行わなければならない。

第14003条 測量点基準

1. 基準点測量は、第13003条を適用するものとする。
2. 最低水面及び平均水面は、第13005条2.を適用するものとする。

第14004条 簡易検潮等

簡易検潮等は、第13004条 簡易検潮等を適用する。

第14005条 水深測量

1. 検潮は、第13005条水深測量、1. 検潮を適用する。
2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
3. 海上測位は、第13005条水深測量、3. 水深測量、(2) 海上測位を適用する。
4. 測深

(1) 測深機器

受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機を含む）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表4-1 音響測深機の性能（水深100m未満）」に示す性能以上のものとする。

表4-1 音響測深機の性能（水深100m未満）

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）	
仮定音速度	1500m / s
発振周波数	90～230kHz(水深31m未満) 30～230kHz(水深31m～100m未満)
送受波器の指向角	半減半角8°以下 斜測半減半角3°以下
紙送り速度	20mm / min 以上
最小目盛	0.2m 以下
スワス音響測深機（マルチビーム）	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	70～455kHz(水深31m未満) 26～455kHz（水深31m～100m未満）
レンジ分解能	5cm 以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
スワス音響測深機（インターフェロメトリ）	
発振周波数	100～500kHz
レンジ分解能	5cm 以下
仮定音速度	1500m/ s
受信素子数	4個以上

スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。

(2) 測深及び水深改正

測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、第 13005 条水深測量、3 . 水深測量、(3) 測深、2) 測深及び水深改正を適用する。

- 1) 受注者は、直下測深値を採用しなければならない。ただし、斜測深の斜角度が 5° 以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。
- 2) 受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合送受波器の斜角度は 20° を超えてはならない。
- 3) 受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。
- 4) 受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所にある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。

(3) 作業条件は、第 13005 条水深測量、3 . 水深測量、(3) 測深、3) 作業条件を適用するものとする。

(4) 音響測深の異常記録

受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの(以下これらを「異常記録」という。)がある場合、次の措置を講じなければならない。

- 1) 異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。
- 2) 異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。
- 3) 海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。
- 4) 次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

比高が 0.5m 以下のもの。

局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

5 . 測深線間隔及び未測深幅

(1) 受注者は、水域の区分毎に「表 4 - 2 未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとらなければならない。

表 4 - 2 未測深幅

水域の区分		使用機器	未 測 深 幅 の 上 限	
			底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合
特 級		多素子音響測深機又はスワス音響測深機	0m	
一 a 級		単素子音響測深機	2m	左記の 1/2
		多素子音響測深機 (素子数が 2 つのものに限る。)	3m	
		その他の機器	6m	
一 b 級	航路、泊地及びその付近	単素子音響測深機	8m	
		多素子音響測深機 (素子数が 2 つのものに限る。)	12m	
		その他の機器	25m	
	その他水域	全ての機器	50 m 又は水深の 3 倍のうち大きい値	

「航路、泊地及びその付近」とは、次の水域をいう。

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示（平成14年4月1日海上保安庁告示第102号）

別表第一「水域区分 特級」の「水域 一号から四号」のいずれかに該当する水域。

係留施設（岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場、シーバース）の前面及びその付近。

「その他の機器」は、多素子音響測深機（2素子以外）スワス音響測深機又はレーザー測深機（1b級に限る）

- (2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、防舷材前面から30m又は着岸最大船舶の船幅の1.5倍のうち広い範囲まで行うものとし、未測深幅を防舷材前面から1m以内となるように測深しなければならない。
- (4) 受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密に測深をしなければならない。
- (5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表4-2 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量しなければならない。

6. 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って監督職員の承諾を得なければならない。

(1) 航跡図の整理

受注者は、10cm間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成しなければならない。

海上測位点は、「・」又は「○」で示し、実線で結ぶものとする。

海上測位点の記入誤差は、0.5mm以内とする。

航跡図の縮尺は、測深図と同一とする。

(2) 水深測定資料の整理

受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認しなければならない。なお、浅所が確認された場合は、監督職員に通知しなければならない。

受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行わなければならない。なお、読みとり間隔は、航跡図上10mmごととする。

受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。

(3) 地形解析

受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行わなければならない。

(4) 測深図

受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面を作成しなければならない。

受注者は、原則メルカトル図法により作図しなければならない。

受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。

(5) デジタル測量成果

受注者は、水路測量等で得られた水深、海岸線、等深線等の情報を位置及びその他の属性として構成されたデータファイルであるデジタル測量成果を作成しなければならない。

水深については、経緯度水深ファイルとする。

水深以外の地物については、国際水路機関が定める地理空間情報の基準に準拠した地物ファイルとする。

第14006条 関連調査

水路測量に際して、水路業務関連法令により必要となる付属調査を実施する。水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等）

第14007条 成果物

- 1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その

定めによらなければならない。

2．受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

件名
測量場所
測量期間
測量区域図
測量機器
測定方法
地形解析結果（岸線測量を実施した場合）
測量結果と考察

(2) 図面

測深図

(3) 測量成果

デジタル測量成果
経緯度表 1
水路測量標等記事 1
検潮所基準測定成果（基本水準標の設置、高さの改定をした場合） 4
基準面決定簿
メタ情報記録

(4) 測量資料

測定図（航跡図、原点図 1、岸測図 2、測深図 3、水深原稿図、拡大水深原稿図等）
測定帳簿（測角簿 3、測距簿 3、測深簿、測深誘導簿、験潮簿、原点計算簿 1、岸測簿 2等）
測定記録（音響測深記録、験潮記録 4、電波又はGNSS測位記録等）
1 基準点測量を実施した場合。
2 岸線測量を実施した場合。
3 GNSSを使用する場合は不要。
4 験潮機を設置した場合。

第14008条 照査

1．受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2．照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針及び調査内容の適切性
- (2) 測定記録と計算結果の整合性
- (3) 測定記録と図面表現の整合性
- (4) 既存資料、計画資料等との整合性
- (5) 成果物の適切性

第3部 地質・土質調査業務共通仕様書

第3部 地質・土質調査業務共通仕様書

第1編 総則

第30101条 適用範囲

1. 地質・土質調査業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、長崎県土木部の発注する地質・土質調査、試験、解析等に類する業務（以下「地質・土質調査業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読みとりと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障が生じた若しくは今後相違することが予測される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

第30102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、支出命令者若しくは契約担任者をいう。
2. 「受注者」とは、地質・土質調査業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議、及び関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における契約担任者に対する報告等を行うとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並びに主任調査業務及び一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止又は契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、地質・土質調査業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって契約書第32条第2項の規定に基づき検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し業務の管理及び統括等を行う者で契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
10. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、地質・土質調査業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
11. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
12. 「契約書」とは、別冊の「土木設計（測量、調査）業務等委託契約書」をいう。
13. 「設計図書」とは、特記仕様書、図面、数量総括表、共通仕様書、現場説明書、設計図書に対する質問回答書及び監督職員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督職員が承諾した書面をいう。

14. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
15. 「共通仕様書」とは、各地質・土質調査業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
16. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し当該地質・土質調査業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
17. 「数量総括表」とは、地質・土質調査業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
18. 「現場説明書」とは、地質・土質調査業務の入札等に参加する者に対して発注者が当該地質・土質調査業務の契約条件を説明するための書類をいう。
19. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
20. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面の基になる計算書等をいう。
21. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
22. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
23. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、地質・土質調査業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
24. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、地質・土質調査業務の遂行に係わる事項について知らせることをいう。
25. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
26. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た地質・土質調査業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
27. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
28. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
29. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
30. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し地質・土質調査業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
31. 「提示」とは、受注者が監督職員又は検査職員に対し業務に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。
32. 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
33. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
34. 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
35. 「書面」とは、打合せ簿等の帳票をいい、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
36. 「照査」とは、受注者が、発注条件等の確認及び解析等の検算等の成果の確認をすることをいう。
37. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が地質・土質調査業務の完了を確認することをいう。
38. 「打合せ」とは、地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
39. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
40. 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
41. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
42. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し内容を確認することをいう。

43. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 30103 条 受発注者の責務

1. 受注者は、契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。
2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した地質・土質調査業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第 30104 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後 15 日（休日等を除く）以内に地質・土質調査業務に着手しなければならない。

この場合において、着手とは管理技術者が地質・土質調査業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第 30105 条 調査地点の確認

1. 受注者は調査着手前にその位置を確認しておかなければならない。また調査地点の標高が必要な場合は、基準となる点について監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は都市部等における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上現場立会を行い、位置・規模・構造等を確認するものとする。

第 30106 条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第 30107 条 監督職員

1. 発注者は、地質・土質調査業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第 9 条第 2 項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその口頭による指示等に従うものとする。なお監督職員は、その口頭による指示等を行った後、後日書面で受注者に指示するものとする。

第 30108 条 管理技術者

1. 受注者は、地質・土質調査業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、地質・土質調査業務に関する管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）又は建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等 - 業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャー（R C C M）（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、

日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。なお、業務の範囲が現場での調査・計測作業のみである場合、又は内業を含み、かつその範囲が、第 30602 条第 2 項から第 4 項までの場合、地質調査技術士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者を管理技術者としてすることができる。

4. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある地質・土質調査業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
5. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 30109 条 照査技術者及び照査の実施

1. 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。
2. 設計図書に照査技術者の配置の定めのある場合は、下記に示す内容によるものとする。
 - (1) 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
 - (2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設-土質及び基礎、又は応用理学-地質）、建設部門（選択科目：土質及び基礎）若しくは応用理学部門（選択科目：地質）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等 - 業務）は特記仕様書による）、RCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - (3) 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
 - (4) 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
 - (5) 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎における照査結果の照査報告書及び報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名又は押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。
3. 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

第 30110 条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8 名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

第 30111 条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、契約金額に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、登録機関に登録申請しなければならない。
4. 受注者は、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報について、受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、変更登録時は、履行期間、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、契約金額のみの変更の場合は原則として登録申請を必要としない。

なお、登録機関に登録後は、当該登録内容確認資料を整理・保管するものとし、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するものとする。

第 30112 条 打合せ等

1. 地質・土質調査業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の実施方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 地質・土質調査業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
4. 打合せの想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。
5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。

※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。

第 30113 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後 14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果物の内容、部数
 - (7) 使用する主な図書及び基準
 - (8) 連絡体制（緊急時含む）
 - (9) 主要機器・主要船舶・機械
 - (10) 仮設備計画
 - (11) 施設（検潮所、試験室等）
 - (12) 安全管理
 - (13) 環境保全対策
 - (14) 保険加入状況（保険加入状況一覧表）
 - (15) その他

業務計画書に記載する管理技術者については、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記載した予定管理技術者でなければならない。また、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。

（2）実施方針又は（15）その他には、第 30132 条安全等の確保及び第 30137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。また、個人情報の取扱いについて、個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、業務計画書に記載するものとする。

3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

第 30114 条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

2. 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第 30115 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、地質・土質調査業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第 30116 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 12 条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、地元関係者から地質・土質調査業務の実施に関して苦情があった場合、ただちに監督職員に通知し、監督職員と協力してその解決にあたるものとする。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
4. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
5. 受注者は、地質・土質調査業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
6. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 30117 条 土地又は水面への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち地質・土質調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、地質・土質調査業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地もしくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地所有者への許可は発注者が見込めるものとするが、監督職員の指示がある場合には受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、特記仕様書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願いを発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業完了後 10 日（休日等を除く）以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 30118 条 成果物の提出

1. 受注者は地質・土質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）を使用するものとする。
4. 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。

第 30119 条 関係法令及び条例の遵守

受注者は、地質・土質調査業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 30120 条 検査

1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、地質・土質調査業務の検査に先立って受注者に対して検査日を報告するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1) 地質・土質調査業務成果物の検査
- (2) 地質・土質調査業務管理状況の検査

地質・土質調査業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第 30121 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。ただし、その指示が受注者の責に帰すべきものでない場合は異議申し立てができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 30122 条 条件変更等

1. 監督職員が受注者に対して地質・土質調査業務の内容の変更又は設計図書の訂正（以下「地質・土質調査業務の変更」という。）の指示を行う場合は、指示書によるものとする。
2. 受注者は、設計図書で明示されていない履行条件について予期できない特別な状態が生じた場合、ただちにその旨を監督職員に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予期することができない特別な状態」とは以下のものをいう。
 - (1) 第 30117 条第 1 項に定める現地への立入りが不可能となった場合。
 - (2) 天災その他の不可抗力による損害。
 - (3) その他、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第 30123 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、地質・土質調査業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 地質・土質調査業務内容の変更により契約金額に変更が生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、地質・土質調査業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 31 条の規定に基づき契約金額の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 発注者は、前項の場合において変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 30122 条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 地質・土質調査業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第 30124 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して地質・土質調査業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び地質・土質調査業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期

間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受注者は、契約書第 23 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 24 条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 30125 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は受注者に通知し、必要と認める期間、地質・土質調査業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による地質・土質調査業務の中断については、第 30133 条 臨機の措置により受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、地質・土質調査業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により地質・土質調査業務の継続が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により地質・土質調査業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には地質・土質調査業務の全部又は一部の一時中止を命ずることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は屋外で行う地質・土質調査業務の現場の保全については監督職員の指示に従わなければならない。

第 30126 条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 30127 条 受注者の賠償責任等

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第 42 条に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第 30128 条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 34 条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途地質・土質調査業務等の使用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第 30129 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第 7 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料

の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、土木設計（測量、調査）業務等入札参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第 30130 条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第6条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている地質・土質調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 30131 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第30113条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 30132 条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施に際しては、地質・土質調査業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達令和2年3月）「港湾海洋調査安全管理指針（社）海洋調査協会」を参考にして常に調査の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（建設省大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日）を参考にして、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し生活環境の保全に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、調査現場に別途調査又は工事等が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
 - (4) 受注者は、業務実施中施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、調査をしてはならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り地質・土質調査業務実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛

生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする

5. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたり、災害予防のため次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 屋外で行う地質・土質調査業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
 - (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (5) 受注者は、調査現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
9. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
- (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合
- なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
10. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、ただちにその物体を取り除くものとする。
- なお、ただちに取り除けない場合は、ただちに標識を設置して危険個所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
11. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
- なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、ただちに応急の措置を講じるとともに監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
12. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へただちに通知し、指示を受けるものとする。
13. 受注者は、屋外で行う地質・土質調査業務実施中に事故等が発生した場合は、ただちに監督職員に連絡するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。
14. 受注者は、調査が完了したときには、残材、廃物、木くず等を撤去し現場を清掃しなければならない。なお調査孔の埋戻しは監督職員の承諾を受けなければならない。
15. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、交通誘導警備の実施を行う場合、配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備検定合格者（1 級または 2 級）とする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合、監督職員が警備員名簿及び教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等と承諾した者については、この限りではない。
- なお、長崎県公安委員会が道路における危険の防止において必要と認める路線（認定路線）については、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、一名以上の交通誘導警備業務に係る検定合格者（1 級または 2 級）の配置が必要である。

資 格	資 格 要 件
1・2 級交通誘導警備検定合格者	交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員等	・警備業法における特別講習を修了した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第 30133 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は臨機の措置をとった場合には、その内容を監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質又は工程に関して、業務管理上重大な影響を及ぼし、又は多額の費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 30134 条 履行報告

受注者は、監督職員が求める場合、契約書第 15 条の規定に基づき、履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第 30135 条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合で休日等又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第 30136 条 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い地質・土質調査業務を実施するものとする。
2. 受注者は、当該地質・土質調査業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の地質・土質調査業務もしくは工事と、常に相互協調して地質・土質調査業務を行うものとする。
3. 受注者は、地質・土質調査業務の実施状況を適切に記録するものとする。
4. 受注者は、地質・土質調査業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容ならびに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、「港湾工事等潜水作業従事者配置要領」により潜水土を配置するものとする。
6. 受注者は、地質・土質調査業務が完了した場合、地質・土質調査業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

第 30137 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 30113 条で示す業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。また、受注者の端末のハードディスク等に発注者の情報資産が存在する場合に

は、完全に削除（ゴミ箱からも削除）するものとする。

（電子情報の管理体制の確保）

- 1）受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 30113 条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2）受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

（電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保）

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

（事故の発生時の措置）

- 1）受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2）この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第 30138 条 暴力団等による不当要求の排除対策

受注者は、当該業務にあたって長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成 24 年 4 月 25 日別表 1 改正）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

なお、違反したことが判明した場合は、指名除外等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

1. 不当要求を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、毅然として拒否し、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
2. 不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合（再委託業者が受けた場合も含む）は、所轄の警察署に被害届を提出するとともに、その旨を速やかに監督職員に通知すること。
3. イ上記 1、2 の排除対策を講じたにもかかわらず、上記 2 の要因により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

第 30139 条 保険加入の義務

1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、業務計画書に保険加入状況（保険加入状況一覧表）について記載し、保険加入を証明する書類（写し等）を提示すること。（平成 30 年 7 月 13 日 30 建企第 229 号通知参照）
2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

第 30140 条 新技術の活用について

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 344 号、国官技第 319 号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 26 年 3 月 28 日、国官総第 345 号、国官技第 320 号、国営施第 17 号、国総施第 141 号）による必要な措置をとるものとする。

1. 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完

了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

2. 受注者は、施工者希望型により NETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。

第 30141 条 地盤情報の取扱について

1. 受注者は、ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、一般財団法人国土地盤情報センターによる検定を受けなければならない。ただし、設計図書において成果として義務づけがないものについては対象外とする。
2. 前項の検定の申込に際しては、地盤情報の公開の可否について記入した上で、検定の申込を行うものとする。なお、原則全ての地盤情報を公開可として取扱うこととするが、公開の可否について、受注者は監督職員に確認すること。
3. 受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告するものとする。

第 30149 条 支障物件（地下埋設物等）調査

1. 受注者は、現地踏査を実施する場合、支障物件（電気、通信、ガス、水道施設等の埋設物）の有無について各埋設物管理者に確認を行い、地下埋設物確認書（様式一イ）、地下埋設物調査範囲平面図（様式一ロ）及び地下埋設物物件事前確認簿（様式一ハ）を監督職員に提出するものとする。また、さらに確認が必要と判断される場合は、その旨を上記様式に明記するものとする。
2. 前項の調査において、さらに確認が必要と判断された場合は、監督職員と協議の上、探査や試掘の調査を実施するものとする。なお、試掘等を実施する場合は、第 30150 条 地下埋設物件の事故防止についてによるものとする。（平成 28 年 11 月 11 日 H28-08080-00918（技術情報班通知参照））

第 30150 条 地下埋設物件の事故防止について

受注者は、ボーリング調査及び試掘を伴う調査等を実施する場合は、下記によるものとする。

1. 地下埋設物件に係る資料収集
 - （1）受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な最新の資料（以下、「各種台帳等」という。）の貸与を受けるものとする。また、各種台帳等に記載のある占用物件の占用企業者（以下、「占有者」という。）からも最新の資料を収集するものとする。
 - （2）現地調査において各種台帳等に記載の無い物件（信号機、マンホール等）があった場合、又は、地下埋設物件があると予想される場合、道路管理者や河川管理者のほか、予想される管理者（上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等）から最新の資料（本工事に伴い移設された地下埋設物件を含む）を収集するものとする。
 - （3）上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した別紙様式一 1（地下埋設物件配置平面図）を作成するものとする。
 - （4）上記 1、2 の資料確認の履行については、工事着手前に地下埋設物確認書（様式一 8）により監督職員に報告するものとする。
2. 調整会議等の実施（工事情報の共有）

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るため、必要に応じて、発注者、受注者、関係する占有者の三者による調整会議等を行うものとする。
3. 地下埋設物件の位置確認
 - （1）第 1 項により地下埋設物件が確認された場合は、掘削影響範囲（必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から 50cm 以上の範囲）を占有者との現地立会いを必ず行った上で決定し、別紙様式一 1（地下埋設物件配置平面図）に記入し、監督職員に提出するものとする。
 - （2）立会いの結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し（各点

のマーキング、ピン等)を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないように必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うものとする。

(3) その結果は、別紙様式-2 (地下埋設物件事前確認簿)に取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。

4. 試掘 (調査ボーリングを除く)

第3項の結果を基に監督職員と協議の上、調査工事区域内の地下埋設物件 (電線共同溝、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道・下水道・ガス等) の埋設位置、方向等について、さらに確認が必要と判断された場合は、探査や試掘の調査を実施するものとする。

(1) 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占有者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会をを求めるものとし、試掘着手前にその結果を別紙様式-3 (試掘方法計画書)に取りまとめ、監督職員に提出するものとする。

なお、占有者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督職員を通じて占有者に協力要請するものとする。

(2) 試掘においては、必ず作業状況を監視する者 (以下、「監視員」という。) を専任で配置して慎重に作業を行うものとする。

(3) 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。

(4) 試掘において舗装版のカッター切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施するものとする。

(5) 試掘において、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に 50cm 程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。

(6) 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。

(7) 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。

(8) 作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。

(9) 試掘が完了したら、別紙様式-4 (試掘結果報告書)を作成のうえ、本掘削着手前までに監督職員に提出しなければならない。

5. 監視員

試掘における監視は、原則として管理技術者が行うものとする。

6. 教育の実施

新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

7. 履行状況確認

各項毎の履行状況を別紙様式-7 (履行状況チェックシート (案)) により行い、第1項から第4項での段階毎に確認後、監督職員に提出しなければならない。

8. 各項に定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第2編 機械ボーリング

第 30201 条 目的

機械ボーリングは、主として土質及び岩盤を調査し地質構造や、地下水位を確認するとともに、必要に応じて試料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。

第 30202 条 土質・岩の分類

土質・岩分類は、下表を標準とする。

土質・岩分類	土質分類及びボーリング掘進状況	地山弾性波速度 (km/sec)	一軸圧縮強度 (N/mm ²)
粘土・シルト	ML, MH, CL, CH, OL, OH, OV, VL, VH ₁ , VH ₂	—	—
砂・砂質土	S, S-G, S-F, S-FG, SG, SG-F, SF, SF-G, SFG	—	—
礫混り土砂	G, G-S, G-F, G-FS, GS, GS-F, GF, GF-S, GFS	—	—
玉石混り土砂	—	—	—
固結シルト・固結粘土	—	—	—
軟岩	メタルクラウンで容易に掘進できる岩盤	2.5 以下	30 以下
中硬岩	メタルクラウンでも掘進できるがダイヤモンドビットの方がコア採取率が良い岩盤	2.5 超 3.5 以下	30～80
硬岩	ダイヤモンドビットを使用しないと掘進困難な岩盤	3.5 超 4.5 以下	80～150
極硬岩	ダイヤモンドビットのライフが短い岩盤	4.5 超	150～180
破碎帯	ダイヤモンドビットの摩耗が特に激しく、崩壊が著しくコア詰まりの多い岩盤	—	—

(注) 上表の分類は、地盤材料の工学的分類法（小分類）による。

第 30203 条 調査等

1. ボーリング機械は、回転式ボーリング機械を使用するものとし、所定の方向、深度に対して十分余裕のある能力を持つものでなければならない。
2. ボーリング位置、深度及び数量
 - (1) ボーリングの位置・方向・深度・孔径及び数量については設計図書によるものとする。
 - (2) 現地におけるボーリング位置の決定は、原則として監督職員の立会のうえ行うものとし、後日調査位置を確認できるようにしなければならない。
3. 仮設
 - (1) 足場、やぐら等は作業完了まで資機材類を安定かつ効率的な作業が行える状態に据付るとともに、資機材類についても安全かつ使いやすい位置に配置し、ボーリングや原位置試験等に要する作業空間を良好に確保するよう設置しなければならない。
4. 掘進
 - (1) 孔口はケーシングパイプ又はドライブパイプで保護するものとする。
 - (2) 崩壊性の地層に遭遇して掘進が不可能になる恐れのある場合は、泥水の使用、もしくはケーシングパイプの挿入により孔壁の崩壊を防止しなければならない。
 - (3) 原位置試験、サンプリングの場合はそれに先立ち、孔底のスライムをよく除去するものとする。
 - (4) 掘進中は掘進速度、湧水・逸水量、スライムの状況等に注意し、変化の状況を記録しなければならない。
 - (5) 未固結土で乱れの少ない試料採取を行う場合には、土質及び締まり具合に応じたサンプラーを用い、採取率を高めるように努めなければならない。
 - (6) 孔内水位は、毎作業日、作業開始前に観測し、観測日時を明らかにしておかなければならない。
 - (7) 岩盤ボーリングを行う場合は、原則としてダブルコアチューブを用いるものとし、コアチューブの種類

は岩質に応じて適宜使い分けるものとする。

- (8) コアチューブはコアの採取毎に水洗いして、残渣を完全に除去しなければならない。
- (9) 掘進中は孔曲がりのないように留意し岩質、割れ目、断層破碎帯、湧水漏水等に充分注意しなければならない。特に湧水については、その量のほか、必要があれば水位（被圧水頭）を測定するものとする。
- (10) 試料を採取するオールコアボーリング※1の場合は、詳細な地質状況の把握が行えるよう、観察に供するコアを連続的に採取することとする。試料を採取しない場合はノンコアボーリング※2を行うこととする。ノンコアボーリング又はオールコアボーリングの適用は特記仕様書による。
 - ※1 オールコアボーリングとは、観察に供するコアを連続的に採取するボーリングで、試料箱（コア箱）に納め、採取したコアを連続的に確認し、詳細な地質状況の把握が可能なものをいう。
 - ※2 ノンコアボーリングとは、コアを採取しないボーリングで、標準貫入試験及びサンプリング（採取資料の土質試験）等の併用による地質状況の把握が可能なものをいう。

5. 検尺

- (1) 予定深度の掘進を完了する以前に調査の目的を達した場合、又は予定深度の掘進を完了しても調査の目的を達しない場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 掘進長の検尺は、調査目的を終了後、原則として監督職員が立会のうえロッドを挿入した状態で残尺を確認した後、ロッドを引き抜き、全ロッド長の確認を行うものとする。

6. その他

採取方法及び採取深度を決定するために行う先行ボーリングを実施する場合は、特記仕様書による。

第 30204 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、ボーリング柱状図作成要領（案）に従い柱状図に整理し提出するものとする。
- (3) 採取したコア提出の要否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアを標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本瓶に密封して収納するものとする。
- (4) コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。
- (5) 採取したコアの取扱については、発注者と協議しなければならない。
なお、発注者より提出を求められた場合は、提出しなければならない。

第3編 サンプリング

第 30301 条 目的

乱さない試料のサンプリングは、室内力学試験に供する試料を、原位置における性状をより乱れの少ない状態で採取することを目的とする。

第 30302 条 採取方法

1. シンウォールサンプリングは、軟弱な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1221（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
2. デニソンサンプリングは、中程度の硬質な粘性土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1222（ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。
3. トリプルサンプリングは、硬質の粘性土、砂質土の試料を採取するもので、採取方法及び器具については、JGS1223（ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法）によるものとする。

第 30303 条 試料の取扱い

1. 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないように取り扱いに注意するものとする。ただし、凍結などが必要な場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬するものとする。
3. 受注者は、採取した試料を運搬する際には、衝撃及び振動を与えないようフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬するものとする。

第 30304 条 成果物

1. 成果物は、次のものを提出するものとする。
 - (1) 採取位置、採取深さ、採取長
 - (2) 採取方法

第4編 サウンディング

第1節 標準貫入試験

第 30401 条 目的

1. 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や、締まり具合の判定、及び土層構成を把握するための試料採取することを目的とする。

第 30402 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）によるものとする。
2. 試験の開始深度は、設計図書によるものとする。
3. 試験は、原則として1mごとに実施すること。ただしサンプリングする深度、本試験が影響すると考えられる原位置試験深度はこの限りではない。
4. 打込完了後ロッドは1回転以上してからサンプラーを静かに引上げなければならない。
5. サンプラーの内容物は、スライムの有無を確認して採取長さを測定し、土質・色調・状態・混入物等を記録した後、保存しなければならない。

第 30403 条 成果物

試験結果及び保存用試料は、JIS A 1219（標準貫入試験方法）及びボーリング柱状図作成要領（国土交通省・平成28年10月）に従って整理し提出するものとする。

第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）

第 30404 条 目的

スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）は、深さ10m程度の軟弱地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。

第 30405 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験））によるものとする。
2. 試験中、スクリューポイントの抵抗と貫入中の摩擦音等により土質を推定し、可能な場合は、土質名とその深度を記録するものとする。
3. 試験中、目的の深度に達する前までに、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議しなければならない。
4. 試験終了後、地下水が認められた場合は、可能な限り水位を測定し記録するものとする。

第 30406 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む）
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJIS A 1221（スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験））により整理し提出するものとする。

第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験

第 30407 条 目的

機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。

第 30408 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。
2. 先端抵抗測定中及び外管圧入中に貫入抵抗が著しく変化する場合には、その深度においても測定するもの

とする。

3. 試験中、目的の深度まで達する前に、礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議するものとする。

第 30409 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙を使用して JIS A 1220（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理するものとする。

第4節 ポータブルコーン貫入試験

第 30410 条 目的

ポータブルコーン貫入試験は、浅い軟弱地盤において人力により原位置における土の静的貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合を判定することを目的とする。

第 30411 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）によるものとする。
2. 貫入方法は人力による静的連続圧入方式とする。
3. 予定深度に達しない場合で試験が不可能となった場合は、位置を変えて再度試験を行うものとする。
4. 単管式コーンペネトロメーターの計測深さは、原則として 3m までとする。

第 30412 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。

第5節 簡易動的コーン貫入試験

第 30413 条 目的

簡易動的コーン貫入試験は、斜面や平地における地盤表層部の動的な貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは支持力を判定することを目的とする。

第 30414 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1433（簡易動的コーン貫入試験）によるものとする。
2. 貫入方法は鋼製ハンマーを自由落下させる方法とする。
3. コーンに付着した土の観察、ロッドに付着した地下水位の状況、傾斜地作業では斜面の傾斜角度をできるかぎり記録するものとする。
4. 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたり試験が不可能になった場合は監督職員と協議するものとする。

第 30415 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置案内図、調査位置平面図
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS1433（簡易動的コーン貫入試験方法）に準拠して整理し提出するものとする。

第5編 原位置試験

第1節 孔内載荷試験

第 30501 条 目的

孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。

第 30502 条 試験等

1. 試験方法及び器具は、JGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」によるものとする。
2. 試験に際しては目的や地質条件等を考慮して適切な箇所を選定するものとする
3. 測定

孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。

- (1) 点検とキャリブレーション

試験に先立ち、試験装置は入念な点検とキャリブレーションを行わなければならない。

- (2) 試験孔の掘削と試験箇所の確認

試験孔の孔壁は試験精度をよくするために孔壁を乱さないように仕上げなければならない。なお、試験に先立って試験箇所の地質条件等の確認を行うものとする。

- (3) 試験は掘削終了後、速やかに実施しなければならない。

- (4) 最大圧力は試験目的や地質に応じた適宜設定するものとする。

- (5) 載荷パターンは試験目的、地質条件等を考慮し適切なものを選ばなければならない。

- (6) 加圧操作は速やかに終え、荷重及び変位量の測定は同時に行う。測定間隔は、孔壁に加わる圧力を19.6kN/m² ピッチ程度又は、予想される最大圧力の1/10～1/20の荷重変化ごとに測定し、得られる荷重速度～変位曲線ができるだけスムーズな形状となるようにしなければならない。

第 30503 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、地盤状況、測定値
- (2) 荷重強度－変位曲線
- (3) 地盤の変形係数
- (4) 試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJGS1531「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験」及びJGS3532「ボアホールジャッキ試験」により整理し提出するものとする。

第2節 地盤の平板載荷試験

第 30504 条 目的

平板載荷試験は、地盤に剛な載荷板を介して荷重を加え、この荷重の大きさと載荷板の沈下との関係から、応力範囲の地盤の変形特性や支持力特性、道路の路床・路盤などでは地盤反力係数を求めることを目的とする。

第 30505 条 試験等

試験方法及び試験装置・器具は以下のとおりとする。

- (1) 地盤の平板載荷試験は、JGS1521（平板載荷試験方法）によるものとする。
- (2) 道路の平板載荷試験は、JIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）によるものとする。

第 30506 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 試験箇所、試験方法、測定値
- (2) 地盤の平板載荷試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJGS1521（平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。
- (3) 道路の平板載荷試験の試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告用紙のJIS A 1215（道路の平板載荷試験方法）により整理し提出するものとする。

験方法)により整理し提出するものとする。

第3節 現場密度測定(砂置換法)

第 30507 条 目的

現場密度測定(砂置換法)は、試験孔から掘りとった土の質量とその試験孔に密度の既知の砂材料を充填し、その充填に要した質量から求めた体積から土の密度を求めることを目的とする。

第 30508 条 試験等

試験方法及び器具は、JIS A 1214(砂置換法による土の密度試験方法)によるものとする。

第 30509 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JIS A 1214(砂置換法による土の密度試験方法)により整理し提出するものとする。

第4節 現場密度測定(R I 法)

第 30510 条 目的

現場密度測定(R I 法)は、放射性同位元素を利用して、土の湿潤密度と含水量を測定することを目的とする。

第 30511 条 試験等

1. 本試験は、地表面型R I 計を用いた土の密度試験に適用する。
2. 試験方法及び器具は、JGS1614(R I 計器による土の密度試験方法)によるものとする。

第 30512 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、調査方法、測定値
- (2) 含水比、湿潤密度、乾燥密度

第5節 現場透水試験

第 30513 条 目的

現場透水試験は、揚水又は注水時の流量や水位を測定し、地盤の原位置における透水係数及び平衡水位(地下水位)を求めることを目的とする。

第 30514 条 試験等

試験方法及び器具は、JGS1314(単孔を利用した透水試験方法)によるものとする。

第 30515 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、深さ、調査方法、測定値
- (2) 試験結果は、地盤工学会記録用紙 1314 によるものとする。

第6節 ルジオン試験

第 30516 条 目的

ルジオン試験は、ボーリング孔を利用して岩盤の透水性の指標であるルジオン値を求めることを目的とする。

第 30517 条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1323(ルジオン試験方法)によるものとする。
2. 限界圧力が小さいと予想される場合は、注入圧力段階を細かく実施し、限界圧力を超えることがないようにする。

第 30518 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、試験区間の深さ
- (2) 平衡水位
- (3) 注水圧力と注水量の時間測定記録
- (4) 有効注水圧力と単位長さあたりの注水量の関係（ p - q 曲線）
- (5) 最大注水圧力
- (6) ルジオン値（ Lu ）又は換算ルジオン値（ Lu' ）

第 7 節 速度検層

第 30519 条 目的

速度検層は、ボーリング孔を利用して地盤内を伝播する P 波（縦波、疎密波）及び S 波（横波、せん断波）の速度分布を求めることを目的とする。

第 30520 条 試験等

試験方法及び装置は、JGS1122（地盤の弾性波速度検層方法）によるものとする。

第 30521 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ（測定区間）、測定方法
- (2) 測定波形、走時曲線、速度層の構成

第 8 節 電気検層

第 30522 条 目的

電気検層は、ボーリング孔を利用して地層の電気抵抗（比抵抗）を測定することを目的とする。

第 30523 条 試験等

1. 試験方法及び装置は、JGS1121（地盤の電気検層方法）によるものとする。
2. マイクロ検層（電極間隔 $2.5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ 及び $5\text{cm} \pm 5\text{mm}$ が標準）、自然電位検層（S P 検層）を実施する場合は、特記仕様書によるものとする。

第 30524 条 成果物

成果物は、次のものを提出するものとする。

- (1) 調査位置、測定深さ
- (2) 掘削孔経、電気検層の種類及び電極間隔
- (3) 検層装置の仕様
- (4) 比抵抗曲線

第6編 解析等調査業務

第 30601 条 目的

1. 解析等調査業務は、調査地周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム、トンネル、地すべり、砂防調査等の大規模な業務や技術的に高度な業務を除くものとする。

第 30602 条 業務内容

1. 解析等調査業務の内容は、次の各号に定めるところによる。
2. 既存資料の収集・現地調査は以下による。
 - (1) 関係文献の収集と検討
 - (2) 調査地周辺の現地調査
3. 資料整理とりまとめ
 - (1) 各種計測結果の評価及び考察
 - (2) 異常データのチェック
 - (3) 試料の観察
 - (4) ボーリング柱状図の作成
4. 断面図等の作成
 - (1) 地層及び土性の工学的判定
 - (2) 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
5. 総合解析とりまとめ
 - (1) 調査地周辺の地形・地質の検討
 - (2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定
 - (3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
 - (4) 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験などが実施されている場合）
 - (5) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討）
 - (6) 設計・施工上の留意点の検討（特に、切土や盛土を行う場合の留意点の検討）

第 30603 条 成果物

成果物は、現地調査結果、ボーリング柱状図、地質又は土質断面図及び業務内容の検討結果を報告書としてとりまとめ提出するものとする。

第7編 軟弱地盤技術解析

第 30701 条 目的

軟弱地盤技術解析は、軟弱地盤上の盛土、構造物（地下構造物、直接基礎含む）を施工するにあたり地質調査で得られた資料を基に、基礎地盤、盛土、工事に伴い影響する周辺地盤等について、現況軟弱地盤の解析、検討対策工法の選定、対策後地盤解析、最適工法の決定を行うことを目的とする。

第 30702 条 業務内容

1. 解析計画

業務遂行のための作業工程計画・人員計画の作成、解析の基本条件の整理・検討（検討土層断面の設定、土質試験結果の評価を含む）、業務打合せのための資料作成を行うものとする。

2. 現地踏査

周辺の自然地形・改変地形を観察し、解析基本条件の整理・検討のための基礎資料とするとともに、周辺に分布する交差物、近接構造物等を把握し、必要な解析について計画を立てるための基礎資料を得るものとする。

3. 現況地盤解析

(1) 地盤破壊

設定された土質定数、荷重（地震時含む）等の条件に基づき、すべり計算（基礎地盤の圧密に伴う強度増加の検討含む）等を各断面にて実施して地盤のすべり破壊に対する安全率を算定するものとする。

(2) 地盤変形

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、簡易的手法によって地盤内発生応力を各断面にて算定し、地盤変形量（側方流動、地盤隆起、仮設構造物等の変位等及び既設構造物への影響検討を含む）を算定するものとする。

(3) 地盤圧密

設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対応する沈下時間を算定するものとする。

(4) 地盤液状化

広範囲の砂質地盤を対象に土質定数及び地震時条件に基づき、液状化強度、地震時せん断応力比から、液状化に対する抵抗率 FL 値を各断面にて求め、液状化の判定を行うものとする。

4. 検討対策工法の選定

当該土質条件、施工条件に対して適用可能な軟弱地盤対策工法を抽出し、各工法の特長・経済性を概略的に比較検討のうえ、詳細な安定計算等を実施する対象工法を1つ又は複数選定するものとする。

5. 対策後地盤解析

現況地盤の改良等、対策を行った場合を想定し、対象範囲、対策後の地盤定数の設定を行った上で、必要な解析を実施し、現地への適応性の検討（概略的な施工計画の提案を含む）を行うものとする。

6. 最適工法の決定

「対策工法の選定」が複数の場合において、「対策後の検討」結果を踏まえ経済性・施工性・安全性等の総合比較により最適対策工法を決定するものとする。

7. 照査

検討を行った各項目毎に、基本的な方針、手法、解析及び評価結果について照査するものとする。

第 30703 条 成果物

成果物は、現地踏査結果業務内容の検討結果及び照査結果を提出するものとする。

第8編 物理探査

第1節 弾性波探査

第 30801 条 目的

弾性波探査は人工震源によって生じた地盤の弾性波伝播速度を測定し、地層の物理特性を把握すると同時に断層破碎帯や基盤深度等の地下構造を調査するのを目的とする。

第 30802 条 業務内容

1. 計画準備
業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するものとする。
2. 現地踏査
測線計画及び起振計画作成のために現地の状況を把握するものとする。
3. 資料検討
既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線計画及び起振計画を作成するものとする。
4. 測線設定
測線計画によって決定された測線長、方向及び測線数に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定するものとする。
5. 観測
起振計画において決定された起振方法により、往復観測を行うものとする。
6. 解析
観測の結果に基づき、走時曲線図及び速度層断面図を作成し、地山の弾性波速度と地質及び地層の力学的性質の判定を行うものとする。
7. 照査
計画準備、測線設定、観測、解析について照査するものとする。
8. 報告書作成
調査結果の評価、考察、検討を整理して報告書としてとりまとめるものとする。

第2節 電気探査（比抵抗二次元探査）

第 30803 条 目的

電気探査（比抵抗二次元探査）は、地中に電流を流して地中に生じる電位差を測定してその比抵抗値を求め、風化岩と基盤岩の分布形態、砂礫などの堆積層と基盤岩の構造など、地層の分布構造を把握することを目的とする。

第 30804 条 業務内容

1. 計画準備
第 30802 条第1項に準じるものとする。
2. 現地踏査
測線計画及び電極配置計画作成のために現地の状況を把握するものとする。
3. 資料検討
既存資料の整理・検討を行い、現地踏査結果を踏まえ、測線配置計画、電極配置選択、最小電極間隔及び最大電極間隔を決定する。
4. 測線設定
測線計画において決定された測線長、方向、測線数及び電極間隔に基づき、現地で測量を行い、測線の両端、交点及び測点等に木杭を設置して測線を設定し、合わせて各測点の標高を求めるものとする。
5. 観測
電極配置計画において決定された電極配置により、電流、電位差の測定を行うものとする。
6. 解析
 - (1) 観測結果を用い、見掛け比抵抗疑似断面図を作成するものとする。

- (2) 観測結果を用いてインバージョン（逆解析）により比抵抗断面図を作成するものとする。
- (3) 比抵抗断面図とその他の地質資料も考慮し、地山の比抵抗と地質及び地層の関係について地質学的解釈を行うものとする。

7. 報告書作成

第 30802 条第 8 項に準じるものとする。

第 3 節 磁気探査

第 30805 条 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 30806 条 探査準備

受注者は、探査を実施するにあたり、必要な計画・準備を行わなければならない。

第 30807 条 基準点測量

基準点測量は、第 2 部 第 3 編 第 13003 条 基準点測量を適用する。

第 30808 条 磁気探査

1. 探査機器等

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。
- (2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。
- (3) 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。

2. 磁気探査

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。
- (2) 磁気探査位置の測定方法は、第 2 部 第 3 編 第 13005 条 水深測量 3. 水深測量 (2) 海上測位を適用するものとする。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、監督職員に通知しなければならない。
- (5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。
- (6) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。
- (7) 受注者は、磁気探査位置の確認を 50m ごとに行わなければならない。
- (8) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない。

第 30809 条 解析

1. 受注者は、特記仕様書に定めがない場合は、磁気量の単位を μwb とする。
2. 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

第 30810 条 成果物

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次ぎに掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。
 - (1) 報告書
 - ・ 件名
 - ・ 探査場所
 - ・ 探査期間
 - ・ 探査位置図
 - ・ 探査機器
 - ・ 測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）

- ・磁気異常値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）
なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。
- ・総航跡図
- ・磁気異常点位置図
- ・解析結果の考察
- (2) 資料
 - ・航跡図（原図）
 - ・船位測定簿
 - ・測定記録（磁気記録、音響測深記録）
 - ・磁気量算出基礎資料
 - ・磁気異常点集約資料
 - ・使用した磁気探査機の総合感度試験資料

第 30811 条 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査をおこなわなければならない。
2. 照査技術者が行う探査は、次ぎに掲げる事項とする。
 - (1) 探査方針及び探査内容の適切性
 - (2) 測定記録と計算結果の整合性
 - (3) 測定記録と図面表現の整合性
 - (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
 - (5) 成果物の適切性

第 4 節 潜水探査

第 30812 条 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 30813 条 探査準備

探査準備は、第 30806 条 探査準備を適用する。

第 30814 条 設標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

第 30815 条 潜水探査

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。
なお、探査に先立ち監督職員に工程計画の承諾を得なければならない。
また、G N S Sを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 受注者は、磁気探査機を携行した潜水土により潜水探査を行わなければならない。なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。
3. 潜水探査
 - (1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に探査機の性能表を監督職員に提出し、その承諾を得なければならない。
 - (3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外のものであれば、全て引き揚げなければならない。ただし、引き揚げが困難な場合の処置は、監督職員と協議しなければならない。
 - (4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。
 - (5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、監督職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。
4. 残存爆発物が発見された場合の処置
受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、た

だちに監督職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

第 30816 条 成果物

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次ぎに掲げる内容を記載した報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 探査場所
 - ・ 探査期間
 - ・ 探査位置図
 - ・ 探査機器
 - ・ 探査方法
 - ・ 磁気異常物一覧表
一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
 - ・ 確認された磁気異常物の写真集
 - ・ 磁気異常物の確認された位置図
 - ・ 探査結果の考察

第 5 節 音波探査

第 30817 条 適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第 30818 条 探査準備

1. 受注者は、探査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。なお、機械及び用具は、使用に先立ち監督職員の承諾をえるものとする。
2. 受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。

第 30819 条 位置測量

基準点測量は、第 2 部 第 3 編 第 13003 条 基準点測量を適用する。

第 30820 条 音波探査

1. 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いなければならない。
2. 受注者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。
3. 受注者は、使用に先立ち監督職員に船位測定機の承諾を得なければならない。
4. 音波探査
 - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の音波探査を行わなければならない。なお、計画探査深度及び探査間隔は、特記仕様書の定めによるものとする。
 - (2) 受注者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度、探査しなければならない。
 - (3) 水深測量は、第 2 部 第 3 編 第 13005 条 水深測量 3. 水深測量を適用する。

第 30821 条 解析

受注者は、特記仕様書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行わなければならない。

第 30822 条 成果物

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他の必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次ぎに掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

- ・地質構造図
- ・測深図（深浅測量）
- ・調査結果と考察
- ・地質断面図
- ・航跡図

(2) 資料

- ・音波探査測定記録
- ・深浅測量

深浅測量資料は、第2部 第3編 第13006条 成果物(3) 測量資料を適用するものとする。

第 30823 条 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と音波探査内容の適切性
- (2) 音波探査結果の適切性
- (3) 成果物の適切性
- (4) 既存資料及びボーリング結果との整合性

第9編 地すべり調査

第 30901 条 目的

地すべり調査は、地すべり面の分布・性状、地下水位、水みち等について調査するとともに、どの範囲の土塊がどのように動いているか、どのような機構で地すべりが発生しているかを解析し、地すべり対策工法を検討することを目的とする。

第 30902 条 計画準備

1. 第 30802 条第 1 項に準じるものとする。
2. 予備調査として以下の項目を実施するものとする。
 - (1) 既存資料調査
対象地すべり地付近の地形、地質、水文、地すべりの分布、滑動履歴など既存資料を収集するものとする。
 - (2) 地形判読作業
地形図、空中写真等を用いて地すべりブロックを判定し、その周辺の地形分類、埋谷面図等を必要に応じて作成するものとする。
 - (3) 現地調査
地形、地質、水文、滑動現況及び履歴等の現地調査を行い、地すべり現況を明らかにし、調査計画、応急対策計画の概要を調査するとともに、安定解析のため主測線、その他地すべり調査計画に必要な基準線となる測線を定めるものとする。

第 30903 条 地下水調査

1. 地下水位観測
地下水位の変動を監視するために、ボーリング孔内の水位を観測するもので、調査方法は JGS1312（観測井による砂質・礫質地盤の地下水位測定方法）によるものとする。
2. 地下水検層
ボーリング孔にトレーサー（地下水と電気抵抗あるいは温度の異なる水）を投入し、地下水の流動箇所ではトレーサーが希釈されることにより電気抵抗又は温度が変化することを利用して、地下水の流動帯の有無とその深度を検知するもので、調査方法は JGS1317（トレーサーによる地下水流動層検層方法）によるものとする。
3. 間隙水圧測定
電気式水圧計等を用いて飽和地盤の土粒子間の間隙に存在している水に働く圧力を求めるもので、調査方法は JGS1313（ボーリング孔内に設置した電気式間隙水圧計による間隙水圧の測定方法）によるものとする。
4. 湧水圧による岩盤の透水試験（J. F. T）
岩盤の試験対象区間とその区間をパッカー及びトリップバルブによって大気から遮断しておき、大気圧下に開放した後に測定管内を上昇する地下水の上昇速度と最高静水位から測定間隔での水頭及び換算透水係数を求めるもので、調査方法は、JGS1321（孔内水位回復法による岩盤の透水試験方法）によるものとする。
5. 地下水流動調査
トレーサーや電位差を利用して、地下水の流下経路、流速を求めるものとする

第 30904 条 移動変形調査

1. 変位杭による調査
基準杭、変位杭を設置し測量を実施して、地すべり活動による地表面の移動量を把握する。
2. 伸縮計による調査
 - (1) 地すべり地頭部、末端部等に伸縮計を設置し、地表面の経時的変化量を測定して、地すべりの変動状況を確認するものとする。
 - (2) 調査方法については、JGS1725（伸縮計を用いた地表面移動量測定方法）によるものとする。
3. 傾斜計による調査
 - (1) 地すべりによる地表面の傾斜変動を測定し、地すべりの変動状況を確認するものとする。
 - (2) 水管式地盤傾斜計を用いて調査する場合は、JGS1721（水管式地盤傾斜計を用いた地表面の傾斜変動量

測定方法) によるものとする。

4. パイプ式歪計による調査

パイプ式歪計は、外径 48～60mm の塩ビ管外周軸方向で、直交する 2 方向、又は、1 方向にペーパーストレーンゲージを 1.0m 間隔に装置したものをボーリング孔に設置し、ゲージの歪量を測定し、すべり面の位置、すべり方向を確認するものとする。

5. 挿入式孔内傾斜計による調査

挿入式孔内傾斜計は、削孔したボーリング孔に溝付の塩ビ管、あるいはアルミケーシングパイプを地表面から不動層まで埋設した後、プローブに取付けられた車輪をパイプの溝に合わせて降下して 0.5m あるいは 1.0m 毎にパイプの傾きを検出し、指示計に表示される傾き量を読み取るもので、地すべりの滑動によるすべり面位置の確認やすべり方向、変位量を算出するものとする。

第 30905 条 雨量観測

地すべりの変動と降雨量との相関関係を把握するために、降雨量を計測する。計測には、測量結果を自動転送する機能を有した雨量計の使用を標準とする。

第 30906 条 解析

1. 地盤特性検討

基礎地盤調査資料並びに移動変形調査から、「地すべり規模」、「地形特性」、「地質特性」、「地下構造特性」、「地下水特性」等、総合的に対象地域の地盤特性を明らかにし、「安定解析」、「機構解析」、「対策工法の選定」に関わる基本的な地盤の定数、条件を検討するものとする。

2. 機構解析地形、地質、地盤構造から推定される素因、さらに移動変形、地下水、人為的な誘因等と、安定計算結果から総合的に判断して地すべり運動機構と地すべり発生原因を解明するものとする。

3. 安定解析

地すべり運動方向に設けた測線の地すべり断面について、安定計算を行い、地すべり斜面の安定度を計算するものとする。

第 30907 条 対策工法選定

機構解析、安定解析及びその他の調査結果を基に、各種対策工法より、最も効果的かつ経済的な対策工法を選定するものとする（詳細設計は含まない）。

第 30908 条 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果を基に、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。

第10編 地形・地表地質調査

第31001条 目的

1. 地形・地表地質調査は、地表で見られる自然地形・改変地形、岩石や地層の性状を観察し、調査地域の地層分布や地質構造、さらに地山の安定性、地表水・地下水の状況などの広範囲な地質に関する諸情報を把握することを目的とする。
2. 適用範囲は、ダム調査に係わる地形・地表地質調査を除くものとする。

第31002条 業務内容

1. 計画準備
業務の目的を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成するとともに、調査用基図の調整、空中写真等入手手続きを行う。
2. 既存資料調査
対象地域の地形・地質・地表水・地下水・災害・工事履歴等に関する既存資料を収集・整理する。
3. 空中写真判読
隣り合わせの2枚の空中写真を実体鏡によって実体視して、旧河道・後背地、谷底平野、崖、鞍部等の分布状況、谷・尾根の分布パターンや写真の濃淡などを注意深く判読し、これらの情報から、土石流堆積地、断層、地すべり等の分布域を推定するものとする。
4. 現地踏査
 - (1) 調査地域内を踏査して、既往資料・地形図及び空中写真判読で得られた軟弱地盤、土石流堆積地、断層地形、地すべり等の地形的な特徴・性状を観察するものとする。
 - (2) 現地調査の際には、地質に関する既往資料・地形図などにより人工構造物・改変地形の状況、広域的な地質情報を把握しておくとともに、岩石・地層の分布、地質構造、断層破碎帯、風化、変質、地山の安定性、地表水・地下水等の状況を詳細に観察するものとする。
 - (3) 観察結果を踏査経路、観察地点、写真撮影地点、資料採取地点等を地形図に記入してルートマップを作成し、地形の形成過程・地質状況の検討も含めて地質平面図、地質断面図にとりまとめるものとする。
5. 地質解析
 - (1) 地質工学的検討
対象地域の地質構成、地質工学的特性を把握し、業務目的との関連で見た地質工学的性状、問題点、今後の調査等の検討を行う。
 - (2) 報告書作成
業務の目的を踏まえ、調査の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成する。

第31003条 成果物

成果物は、次の物を提出する。

- (1) 調査報告書
- (2) 地質平面図
- (3) 地質断面図
- (4) ルートマップ
- (5) 露頭写真

第11編 土質調査（港湾・漁港）

第31101条 適用の範囲

本節は、土質調査のためのボーリング、サンプリング、原位置試験、検層及び土質試験（土の力学試験を含む。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

第31102条 準備

1. 受注者は、陸上部における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会い等を行い位置・規模・構造等を事前に確認するものとする。
2. 受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。なお、機械及び用具は、使用に先立ち監督職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。

第 31103 条 位置測量

1. 受注者は、調査地点の測量基準点は監督職員の指示によらなければならない。
2. 受注者は、調査地点の測量に際して第 13003 条 基準点測量に準ずるものとし、資料を監督職員に提出しなければならない。

第 31104 条 足場

1. 受注者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いなければならない。なお、足場の種類及び構造は、使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、海上足場の存置期間中、設計図書に定める標識を設置し、管理しなければならない。

第 31105 条 ボーリング

1. 受注者は、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式又はコアチューブ方式によりボーリングを行うものとし、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、「表 11-1 ボーリングの必要孔径」に示す孔径で削孔するものとする。なお、設計図書に定めのある場合は、この孔径によるものとする。

表 11-1 ボーリングの必要孔径

土質区分	必要孔径		調査目的
	コアチューブ	ケーシングパイプ	
粘性土 砂質土 礫質土	66 mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング
	86 mm	97 mm (90)	シンウォールサンプリング（エキステンションロッド式）、孔内水平載荷試験、原位置ベーンせん断試験、PS 検層、現場透水試験
	116 mm	127 mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）、ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂・硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）

() : 内径を示す

3. 受注者は、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いなければならない。
4. 受注者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止しなければならない。特に崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止しなければならない。
5. 掘進深さ
受注者は、設計図書に定める深さまで掘進しなければならない。ただし、設計図書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合又は設計図書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

第 31106 条 台船方式ボーリング

台船方式ボーリングは、第 31105 条 ボーリングを適用するものとする。

第 31107 条 原位置試験

1. 標準貫入試験

- (1) 受注者は、「JIS A 1219 標準貫入試験方法」により 1.0mごとに標準貫入試験を行わなければならない。ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (2) 受注者は、粘性土の場合、原則として標準貫入試験を行わないものとする。ただし、硬質粘性土で地層確認及び観察試料を採取する場合は、監督職員の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、標準貫入試験用サンプラーを孔底に降ろし、標準貫入試験の深さが掘進した際の孔底深さであることを確認しなければならない。なお、孔底深さが 5 cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行わなければならない。

2. 原位置ベーンせん断試験

- (1) 受注者は、地盤の強さに応じてベーン寸法を選ばなければならない。
- (2) 受注者は、「JGS1411-2012 原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める間隔で試験を行わなければならない。

3. 電気式静的コーン貫入試験

- (1) 受注者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定しなければならない。
- (2) 受注者は、「JGS1435-2012 電気式静的コーン貫入試験方法」で貫入試験等の試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書の定める貫入深さまで試験を行わなければならない。ただし、設計図書に定める貫入深さに達しない場合は、速やかに監督職員に通知し、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

4. 孔内水平載荷試験

- (1) 受注者は、使用する試験機の種類を使用に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、「JGS1421 (孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメータ試験】)」により載荷試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、設計図書に定める実施検層及び試験間隔で試験を行わなければならない。

5. その他の原位置試験

受注者は、設計図書の定めによりその他の原位置試験を行わなければならない。

6. 検層

(1) P S 検層

- ① 受注者は、「JGS1122-2012 地盤の弾性波速度検層方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法により P S 検層を行わなければならない。
- ② 受注者は、設計図書の定める間隔で測定しなければならない。

(2) その他の検層

受注者は、設計図書の定めにより、その他の検層を行わなければならない。

7. 観察試料の採取

- (1) 受注者は、観察試料を 1 mごとに採取しなければならない。ただし、採取間隔は、上記及び設計図書の定めにより難しい場合、監督職員の指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、採取した観察試料を標本瓶に入れ、「表 1 1-2 ラベル」に示すラベルを貼付し、土層の変化が分かるよう標本箱に整理し、監督職員に提出しなければならない。

表 1 1-2 ラ ベ ル

件 名	
試料番号	号 番
採取深さ	m ～ m
土 質 名	
色 調	
N 値	(回/30 cm)
採取年月日	年 月 日
受注者名	

第 31108 条 台船方式原位置試験

台船方式原位置試験は、第 31107 条 原位置試験を適用する。

第 31109 条 乱れの少ない試料採取

1. 軟らかい粘性土の試料採取

- (1) 受注者は、軟らかい粘性土の乱れの少ない試料を採取する場合、「JGS 1221-2012 固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いなければならない。
- (2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を 1.5m ごとに行わなければならない。ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表 1 1-3 サンプリングチューブ諸元」及び「図 1 1-1 サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- (4) 受注者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、設計図書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いなければならない。

表 1 1-3 サンプリングチューブ諸元

名 称	記 号	仕 様
材 質		ステンレススチール (SUS-304)
内 径	D_s	75 mm $\pm$ 0.5 mm
肉 厚	t	1.5 mm $\sim$ 2.0 mm
刃先角度	α	6° $\pm$ 1°
刃先肉厚	t'	0.2 mm $\pm$ 0.05 mm
長 さ		1,000 mm
偏 平 度		$D_{t(max)} - D_{t(min)} < 1.5$ mm
ただし、 $D_{t(max)}$ 、 $D_{t(min)}$ はそれぞれ任意の断面における最大外径、最小外径を示す。		

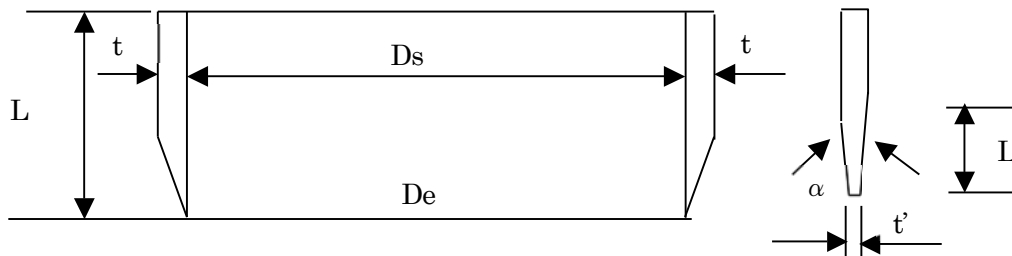


図 1 1-1 サンプリングチューブ

- (5) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。
- (6) 受注者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取の深さが削孔した深さと一致することを確認しなければならない。なお、孔底深さが 5 cm 以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。
- (7) 受注者は、エクステンションロッドの場合、チェーン、ターンバックル等の伸びないものによりピストンを完全固定しなければならない。また、水圧式の場合にボーリングロッドをスピンドルチェック等によりピストンを完全固定しなければならない。
- (8) 受注者は、一様の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込まなければならない。なお、押し込み量は、サンプリングチューブ全長の 80% を目標とする。
- (9) 受注者は、サンプラー押し込み後、ただちに回転させないように引き上げなければならない。
- (10) 受注者は、振動を与えないようにサンプラーを解体しなければならない。また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。
- (11) 受注者は、試料採取後、ただちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。

ない。

- ① 件名
- ② ボーリング孔番号
- ③ 同一孔内の試料採取の順位
- ④ 試料採取深さ
- ⑤ 試料採取年月日
- ⑥ 試料回収比（試料長／押込長）

表 1 1－4 試料番号記入例

頭部	件 名	K12-5 12.75m~13.55m 1=80/80				刃先
	①	② ③	④	⑥		
	H5-1-27					
	⑤					

(12) 受注者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないようにただちにパラフィンシール〔パラフィン 100 に対して松脂 3 の割合（質量比）〕を行わなければならない。

(13) 受注者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を 1.5 cm 以上、頭部を 3 cm 以上の厚さでシールしなければならない。

(14) 受注者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行わなければならない。

2. 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取

(1) 受注者は、土質及び調査目的により、「JGS 1222－2003 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS 1223－2003 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS 1224－2003 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱れの少ない試料を採取しなければならない。ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を 1.5m ごとに行わなければならない。ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。

(3) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。

(4) 受注者は、地盤の軟硬に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込まなければならない。なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにしなければならない。

(5) 受注者は、「JGS 1222－2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS 1223－2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS 1224－2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用なければならない。

(6) 受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用なければならない。

(7) 受注者は、採取した硬い粘性土試料に 1. 軟らかい粘性土の試料採取 (10) から (14) を適用し、取り扱わなければならない。ただし、砂質土、砂試料について、特記仕様書の定めによるものとする。

3. 乱れの少ない試料の取扱い

(1) 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意しなければならない。

(2) 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬しなければならない。

(3) 受注者は、採取した試料に衝撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬しなければならない。

第 31110 条 岩盤試料採取

岩盤試料採取は、第 31107 条 原位置試験 7. 観察試料の採取を適用する。

第 31111 条 土質試験

1. 受注者は、JIS 及び JGS に定める方法により土質試験を行わなければならない。
2. 受注者は、設計図書に定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行わなければならない。
3. 受注者は、試験に先立ち監督職員に土質試験場所及び試験装置の承諾を得なければならない。
4. 監督職員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を指示することがある。

第 31112 条 成果物

1. 受注者は、設計図書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理しなければならない。
 2. 成果
 - (1) 受注者は、設計図書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
 - (2) 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を監督職員に提出しなければならない。
 - ・ 件名
 - ・ 調査場所
 - ・ 調査期間
 - ・ 調査位置図
 - ・ 土層断面図
 - ・ 土質柱状図
 - ・ 土質試験結果
 - ・ 地盤の工学的特性
 - ・ サンプルング記録
- 原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解説」の様式とする。

第 31113 条 照査

1. 受注者は、設計図書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と土質調査内容の適切性
 - (2) 土質試験結果の適切性
 - (3) 成果物の適切性

地下埋設物確認書(例)

様式ーイ No.1

下記工事を施工するので地下埋設物件について確認をお願いします。

●照会元記入

確認申告者名(業務受注者):		(TEL: - -)
		(FAX: - -)
1. 照会年・月・日	: 平成 年 月 日	
2. 業 務 名	:	
3. 路 線 名	:	
4. 施 工 場 所	:	(別添図)
5. 施 工 時 期	: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	

●照会先記入

占有物件 管理者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	埋設されております。	埋設されていません。	
上水道	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
下水道	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
電力	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
ガス	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
NTT	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
光ケーブル	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
電線共同溝	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
農業用水	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	

1. 地下埋設物の確認: 占有物件管理者として、施工区間(場所)が既占有物件に影響を与えるか否かを明確にする。
2. 埋 設 物: 既占有物件である管路またはマンホール等と明記する。(深度・条数・個数等は省略)
3. 確 認 者: 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記(簡略)する。
4. 特 記 事 項: 占有物件管理者として、施工者等に対して要請(要望)等すべき事項を明記する。

地下埋設物調査範囲平面図

※様式はA3版で作成すること。 様式ー〇

主任監督員	監督員	管理技術者	調査技術者

業務名： _____

受注者： _____

提出日： _____

- ※1：平面図は工事用平面図を使用すること。
- ※2：各埋設物件毎に色分けし判別しやすいように作成のこと。
- ※3：その他、作業上留意すべき点は遺漏無く記載すること。

凡 例	
NIT	
上水道	
下水道	
情報BOX	
〇	
△	
■	

地下埋設物件事前確認簿

※様式はA3版で作成すること。

様式一八

主任監督員	監督員	管理技術者	照査技術者

業務名：

受注者：

提出日：

工事影響範囲	調査日	位置確認の根拠	地下埋設物件の有無	地下埋設物件名
00k000~00k000	00月00日	[資料名] 占用台帳	有	NTT管 ガス管

※地下埋設物件無しの場合は、「試掘方
法計画書（様式－3）」以降の書類は不
要

概略平面図

概略断面図

概略縦断面図
(地下埋設物位置)

地下埋設物件配置平面図

※様式はA3版で作成すること。 様式ー1

主任監督員	監督員	現場代理人	主任（監理） 技術者	監視員

工事名： _____

受注者： _____

提出日： _____

- ※1：平面図は工事用平面図を使用すること。
- ※2：各埋設物件毎に色分けし判別しやすいように作成のこと。
- ※3：その他、作業上留意すべき点は遺漏無く記載すること。

凡 例	
NIT	
上水道	
下水道	
情報BOX	
○ ○ ○	
△ △ △	
■ ■ ■	

地下埋設物件事前確認簿

※様式はA3版で作成すること。

様式－2

主任監督員	監督員	主任（監理）技術者	
工事名：			
受注者：			
提出日：			

工事影響範囲	調査日	位置確認の根拠	地下埋設物件の有無	地下埋設物件名
00k000～00k000	00月00日	[資料名] 占用台帳	有	NTT管 ガス管

※地下埋設物件無しの場合は、「試掘方
法計画書（様式－3）」以降の書類は不
要

概略平面図

概略断面図

概略縦断面図
(地下埋設物位置)

主任監督員	監督員	主任（監理） 技術者	監視員

工事名：

受注者：

提出日：

試掘位置	試掘方法及び試掘日	地下埋設物件名	地下埋設物管理者名	占用企業者の立会
〇〇k〇〇〇	(例) 小型バックホウにより1次掘削を行い、埋設物の50cm程度手前からは人力（スコップ）により試掘する。 試掘日：〇〇月〇〇日	NTT管 ガス管	(株) NTT西日本 〇〇ガス（株）	有 無
地下埋設物件の位置出し方法	(例) ・ペイントで埋設物の位置と掘削範囲を路面に標示する。 ・水系でも埋設物の位置が分かるようにする。			

概略平面図

概略断面図

概略縦断面図
(地下埋設物位置)

主任監督員	監督員	主任（監理） 現場代理人	技術者

工事名：

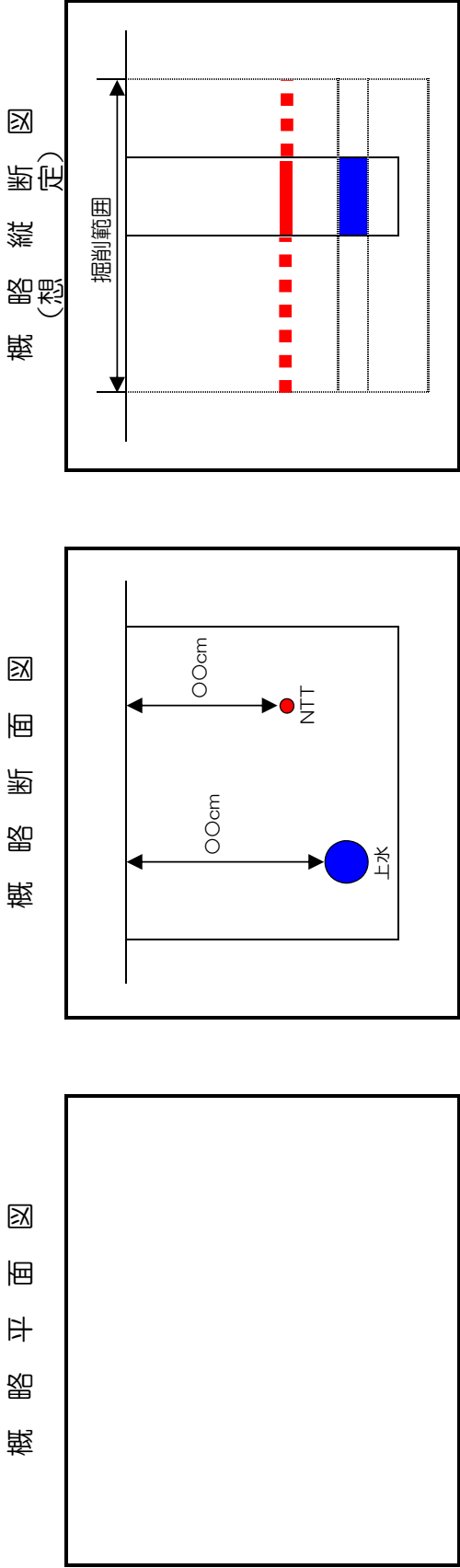
受注者：

提出日：

試掘位置	地下埋設物件名 及び立会者名
00k000	NTT管 立会者：00 00 ガス管 立会者：00 00

指導日時	試掘前作業員指導表
00月00日	作業員（00建設） 00 00 00 00 00 00 監視員（00建設） 00 00
本掘削予定日	本掘削時の留意事項
00月00日	・地下埋設物件の位置出しは、作業員の死角を考えた位置にも標示すること。 ・埋設標示シートの確認も含めて、慎重に作業すること。 ・本掘削の埋め戻し時には、埋設標示シートを設けること。

指導内容
・地下埋設物件の公衆災害の重大性を認識すること。 ・小型バックホウにて1次掘削を行い、埋設物の50cm程度手前から人力（スコップ）により掘削すること。 ・監視員は、機械作業が1次掘削範囲を超えないように監視誘導すること。



様式-8 No.1

●照会元記入

●照会先記入

1. 地下埋設物の確認 : 占用物件管理者として、施工区間(場所)が既占用物件に影響を与えるか否かを明確にする。
2. 埋設物 : 既占用物件である管路またはマンホール等と明記する。(深度・条数・個数等は省略)
3. 確認者 : 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記(簡略)する。
4. 特記事項 : 占用物件管理者として、施工者等に対して要請(要望)等すべき事項を明記する。

地下埋設物確認書(例)

様式－8 No.2

下記工事を施工するので地下埋設物件について確認をお願いします。

●照会先記入

占用物件 管理者	地下埋設物の確認		特記事項 (試掘・立会等の要否)
	埋設されております。	埋設されていません。	
工業用水	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
埋蔵文化財 調査	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
公安委員会	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
ケーブルTV	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
その他	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	
	埋設物: 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	埋設物:なし 所 属: 確認者: 印 (TEL: - -) 確認日:平成 年 月 日	

1. 地下埋設物の確認: 占用物件管理者として、施工区間(場所)が既占用物件に影響を与えるか否かを明確にする。
2. 埋 設 物 : 既占用物件である管路またはマンホール等と明記する。(深度・条数・個数等は省略)
3. 確 認 者 : 確認を行った者の所属・氏名および連絡先を明記(簡略)する。
4. 特 記 事 項 : 占用物件管理者として、施工者等に対して要請(要望)等すべき事項を明記する。